

<シラバス集目次>

<必修科目>

憲法Ⅰ	1	法史学(西洋法史)	69
憲法Ⅱ	4	法史学(近代日本法史)	71
憲法総合	6	法社会学	73
行政法Ⅰ	8	司法制度論(刑事)	75
行政法Ⅱ	9	法と経済学	77
公法総合Ⅰ	10	立法政策学	79
公法総合Ⅱ	11	法交渉学	81
2009年度 公法総合Ⅰ・Ⅱ 授業予定表	12	政治学	83
民法Ⅰ	13	行政学	85
民法Ⅱ	15	経済学	87
民法Ⅲ	18	経済学	89
民法Ⅳ	19	金融論	91
民法Ⅴ	21	会計学	93
民法Ⅵ	23	簿記論	95
民法総合Ⅰ	26	経営学	97
民法総合Ⅱ	28	地方自治法	99
商法Ⅰ	30	租税実体法Ⅰ	101
商法Ⅱ	32	租税実体法Ⅱ	103
商法Ⅲ	34	租税実体法Ⅲ	105
商法総合Ⅰ	36	租税法総論・租税手続法	107
商法総合Ⅱ	37	租税法総合	109
民事手続法Ⅰ	38	行政事件訴訟実務	110
民事手続法Ⅱ	40	現代行政争訟	112
民事手続法総合	42	要件事実論総合Ⅰ	113
民事法総合Ⅰ	44	要件事実論総合Ⅱ	115
民事法総合Ⅱ	46	家族法総合Ⅰ	116
刑法Ⅰ	48	家族法総合Ⅱ	117
刑法Ⅱ	50	知的財産法Ⅰ	118
刑法総合	52	知的財産法Ⅱ	119
刑事訴訟法	54	知的財産法Ⅱ	120
刑事訴訟法総合	56	知的財産法Ⅲ	122
刑事法総合Ⅰ	57	知的財産法Ⅲ	123
刑事法総合Ⅱ	58	知的財産法総合	125
要件事実論	59	倒産法Ⅰ	126
民事実務基礎	61	倒産法Ⅰ	128
刑事実務基礎	63	倒産法Ⅱ	130
法曹倫理	65	倒産法総合	132
<選択科目>		民事執行・保全法	135
法哲学	67	民事執行・保全法実務	137
		消費者法	139

<シラバス集目次>

現代契約実務.....	141	国際資本市場法.....	220
金融法.....	144	環境法Ⅰ.....	222
保険法.....	146	環境法Ⅱ.....	224
金融商品取引法.....	148	情報法.....	226
信託法.....	150	ジェンダーと法.....	228
商事信託法.....	152	医事法Ⅰ.....	231
企業金融法.....	154	医事法Ⅱ.....	234
企業会計法.....	155	サイバー法.....	236
裁判外紛争解決.....	157	Legal Writing.....	238
家事事件実務.....	159	Drafting International Agreements.....	241
金融法実務.....	161	Introduction to American Law.....	242
刑事政策.....	163	Comparative Constitutional Law.....	243
法医学.....	165	American Contract Law.....	244
青少年と法.....	167	Comparative Corporate Law.....	245
経済刑法.....	169	Corporate Governance & Risk Management.....	246
労働法Ⅰ.....	171	Corporate Finance and Law.....	247
労働法Ⅱ.....	173	Forensic Accounting.....	248
労働法Ⅲ.....	175	Multinational Corporations & Law.....	250
労働法総合.....	177	M&A and Strategic Alliances.....	251
経済法基礎.....	179	International IP Licensing Agreements.....	252
経済法基礎.....	181	WTO Law.....	253
経済法総合.....	183	International Dispute Resolution.....	255
経済法総合.....	185	大陸法特別講義Ⅰ（大陸法財団寄附講座）.....	257
社会保障法.....	187	フランス法Ⅱ.....	259
労働法実務.....	189	フランス法Ⅲ.....	260
経済法実務.....	191	ドイツ法Ⅰ.....	261
国際法基礎.....	193	イギリス法.....	263
国際法総合Ⅰ.....	194	中国法.....	265
国際法総合Ⅱ.....	196	EU法.....	266
国際私法.....	198	アジア法.....	268
国際商取引法.....	200	開発法学（法整備支援論）.....	270
国際取引法総合.....	202	企業法務ベーシック・プログラム.....	273
国際環境法.....	204	企業法務ベーシック・プログラム.....	275
国際租税法.....	206	企業法務ワークショップ・プログラム.....	277
国際刑事法.....	208	企業法務ワークショップ・プログラム.....	279
国際経済法.....	210	金融法務ベーシック・プログラム.....	280
国際人権法.....	212	金融法務ベーシック・プログラム.....	281
国際民事訴訟法.....	214	金融法務ワークショップ・プログラム.....	283
国際取引法実務.....	216	金融法務ワークショップ・プログラム.....	284
国際金融取引法実務.....	218	金融法務ワークショップ・プログラム.....	286

<シラバス集目次>

渉外法務ベーシック・プログラム.....	288	テーマ研究- ジョイントベンチャーの法律問題 ..	349
渉外法務ベーシック・プログラム.....	290	テーマ研究- 金融取引法実務の諸問題 ..	350
渉外法務ベーシック・プログラム.....	292	テーマ研究.....	351
渉外法務ワークショップ・プログラム.....	293	テーマ研究 「宇宙活動と国際私法」.....	352
渉外法務ワークショップ・プログラム.....	295	テーマ研究.....	353
渉外法務ワークショップ・プログラム.....	297	リサーチペーパー.....	355
知的財産法務ベーシック・プログラム.....	299	リサーチペーパー.....	356
知的財産法務ワークショップ・プログラム.....	300	リサーチペーパー.....	357
知的財産法務ワークショップ・プログラム.....	302	リサーチペーパー.....	358
司法制度論ワークショップ・プログラム.....	303	リサーチペーパー.....	359
民事司法ワークショップ・プログラム.....	304	リサーチペーパー.....	360
消費者法ワークショップ・プログラム.....	306	リサーチペーパー.....	361
現代取引法ワークショップ・プログラム.....	308	リサーチペーパー.....	362
労働法ワークショップ・プログラム.....	310	リサーチペーパー.....	363
経済法ベーシック・プログラム.....	312	リサーチペーパー.....	364
経済法ワークショップ・プログラム.....	313	リサーチペーパー.....	365
国際法ワークショップ・プログラム.....	314	リサーチペーパー.....	366
国際刑事法ワークショップ・プログラム.....	316	リサーチペーパー.....	367
環境法務ベーシック・プログラム.....	318	リサーチペーパー.....	368
環境法務ワークショップ・プログラム.....	319	リサーチペーパー.....	369
EU法務ベーシック・プログラム(YKK 寄附講座).....	321	リサーチペーパー.....	370
EU法務ワークショップ・プログラム(YKK 寄附講座)...	324	<2009年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目>	
開発法学ワークショップ・プログラム.....	326	欧米知的財産権法.....	371
テーマ演習.....	329	企業再編特論.....	373
テーマ演習.....	330	比較環境法 (EU環境法).....	375
テーマ演習.....	332	ドイツ刑法.....	376
テーマ演習.....	334	著作権法特殊講義(JASRAC 寄附講座)	378
テーマ演習.....	335	高齢者と法.....	380
テーマ演習.....	336	マスメディアと法.....	382
テーマ演習.....	337	保険争訟論.....	384
テーマ演習.....	338	不動産法特殊講義.....	386
テーマ演習 「Japanese Law in English」	339	都市と法.....	388
テーマ演習 「Legal Debate & Negotiation」.....	340		
テーマ演習 「サイバー世界と国際私法」.....	341		
テーマ演習.....	342		
テーマ演習.....	343		
テーマ演習.....	344		
テーマ演習.....	345		
テーマ演習.....	347		
テーマ研究.....	348		

授業科目名	憲法 I				
担当者名	大沢 秀介、山元 一				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者を対象として、憲法の基本的人権にまつわる判例・学説の基本的知識と思考方法の習得を目的とする。2年次以降の高度な公法教育に耐えうる基礎力の涵養とともに、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚の伝授にも努める。</p> <p>到達目標としては、法学部での憲法教育と同レベルの学識の修得を目指しつつも、実務法曹教育の観点から判例理解に重心を置き、憲法体系の骨格をつかむと同時に、その中に重要判例をもらさず位置付けることができるような学力を獲得させたい。同時に、法実務の現場で「導きの糸」になるような人権理念・憲法感覚の素地を形成できればと考えている。いずれにしても、法学未修者が対象であることを念頭において、いたづらに「量」を求めるのではなく、公法教育の土台となる「基礎」を徹底的に固めることを意識したい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次には第2セメスター配当の「憲法Ⅱ」で統治機構論を学ぶ。これは人権の保障と制限の制度（国会・内閣、裁判所等）を扱うものであり、本科目と補完的關係に立つ。また、基本的人権をめぐる判例・学説・制度は近年益々、多様化しあるいは膨大化しているが、本科目でその全てを網羅することは困難である。そこで、人権の一部特定領域については「サイバー法」「情報法」「医事法」などの選択科目で詳細に学習してもらいたい。特に、憲法のさまざまな重要論点について網羅的に総合的演習を行う「憲法総合」は、憲法科目の仕上げであり、憲法実務への橋渡しをする科目である。また、人権の本質とその哲学的基礎付けは、重要な課題であるにもかかわらず、現在も論争が絶えないが、それについては「法哲学」の中での正義論で学んでほしい。</p> <p>さて、公法的学識は、憲法のみならず、行政法と一体となつてはじめて完成する。このような公法全体の課題や政策法務との関連での総合的な理論・実務双方を架橋する必修科目として、3年次に配当されている「公法総合」がある。また、人権法務WPでは、人権問題を中心に公法的な弁護や公法判例の形成の仕方を実務的に学べる。</p>
3. 授業の方法	<p>双方向的な要素を加味するが、基本的には講義形式が中心となる。相当程度の予習を前提に授業は行われるので、その点、留意してほしい。授業は、学習の仕上げとして位置付けたいと考えている。が、法学未修者が対象であるので、学習がスムーズに運ぶようさまざまな工夫を凝らすことにしたい。また、授業中に、小テスト（2回）を行う。</p> <p>なお、担当教員それぞれが、独自の授業シラバスあるいは教材を配布する予定である。また、授業の進行や内容は各担当教員で異なる場合があるが、事前に教授内容のミニマムや使用判例については統一してあるので、授業内容の実質において差異が生じることはない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第4版』（岩波書店）を教科書として使用する。他に六法、判例集を用いる。指定教材の追加があれば、後日改めて指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>人権論の基礎、公共の福祉、幸福追求権〔5章1から3、6章1、7章1〕</p> <p>ここでは、人権の意義を13条の多面的分析を通じて理解させる。「個人の尊重」の原理的意味、人権の類型、人権と制度的保障、公共の福祉と権利濫用の禁止、などの基本知識を学ぶ。また、人権の母体となる幸福追求権の基本構造を学ぶ。</p> <p>なお、この初回は、憲法学習の基本的な方法論を伝えるイントロの役目も果たす。</p> <p>使用判例：京都府学連事件判決、宴のあと事件判決、など</p>
第2回	<p>法の下での平等〔7章2〕</p> <p>ここでは、14条の「法の下での平等」という文言の法意の解説と、14条1項の5事項に関する個別</p>

	<p>問題の略説に続き、関連判例の概観と、平等に関わる審査法理の展開を学ぶ。そして、できればいわゆる優先処遇（アフーマティブ・アクションズ）にも言及したい。</p> <p>使用判例：尊属殺重罰規定違憲判決、非嫡出子相続差別事件判決、など</p>
第3回	<p>第3回 精神的自由権①：内心の自由，学問の自由〔8章〕</p> <p>ここでは、まず、19条の意義を確認し、内心の自由についての法理と判例の動向を学ぶ。次に、学問の自由にも言及する。</p> <p>使用判例：謝罪広告事件判決，ポポロ事件判決，など</p>
第4回	<p>第4回 精神的自由権②：信教の自由と政教分離原則〔8章〕</p> <p>信教の自由の諸相を概観し、政教分離原則の展開を「目的効果論」という判例法理の形成を中心に学ぶ。</p> <p>使用判例：津地鎮祭判決，エホバの証人剣道受講拒否事件判決，など</p>
第5回	<p>第5回精神的自由権③：表現の自由〔9章〕，通信の秘密・集会結社の自由〔9章〕</p> <p>ここでは、表現の自由の基礎理論を優越的人権論の批判的検討と、審査法理の数々を学ぶ。また、代表的な表現類型論（例えば、広告規制関連判決を使用して営利/非営利表現）や内容規制/内容中立規制の基本枠組みについても触れる。事前抑制禁止の基本構造を学ぶ。それに引き続いて、その具体的応用を名誉毀損あるいはプライバシー侵害事案を用いながら、裁判所の事前差し止めについて学ぶ。通信の秘密や、集会結社の自由の基礎にも触れる。</p> <p>使用判例：法廷メモ事件判決，屋外広告物条例事件判決，税関検査事件判決，北方ジャーナル事件判決，など</p>
第6回	<p>精神的自由権④：マスメディアと表現の自由〔9章〕</p> <p>ここでは、大量情報伝達機構との関係で表現の自由をみてゆきたい。報道の自由と取材の自由の差異、取材資料の利用制限に関する最判の展開を概観する。さらに、国家機密と報道の問題、反論権、放送の規制根拠、などマスメディアに関わる諸問題を検討する。</p> <p>使用判例：博多駅フィルム提出命令事件決定、外務省秘密漏洩事件決定、など</p>
第7回	<p>経済的自由権①：職業の自由〔10章1、2〕</p> <p>ここでは、経済的自由権の一般的特質を精神的自由権との比較において明らかにし、合憲性判定の枠組みを学ぶ。主に、「職業の自由」に関して、その違憲審査基準を解明する。</p> <p>使用判例：薬事法違憲判決、小売市場適正配置事件判決、など</p> <p>【第1回小テスト】</p>
第8回	<p>経済的自由権②：財産権〔10章3〕</p> <p>ここでは、29条の条文構造を明らかにしつつ、財産権の基本を学ぶ。財産権規制の審査基準の枠組みや、損失補償請求権について、判例を概観する。</p> <p>使用判例：森林法違憲判決、農地改革事件判決、など</p>
第9回	<p>社会権①：生存権〔13章1〕</p> <p>ここでは、福祉国家の基本原則を説明し、生存権の法的性格論を、朝日訴訟判決、堀木訴訟判決を素材に学ぶ。他に、関連事例を用いて、生存権の意義と射程を多面的に解明する。</p> <p>使用判例：朝日訴訟判決、堀木訴訟判決、など</p>
第10回	<p>社会権②：教育を受ける権利、労働基本権〔13章2、3〕</p> <p>ここでは、教育を受ける権利、教育権、学習権、教育の自由といった諸概念の関係を概説した上で、</p>

	<p>特に、教育権論争、教科書検定問題について学ぶ。その他、教育や学校に関する関連問題を扱いたい。労働基本権についても団結権と団体行動権について学ぶ。公務員の労働基本権の判例を概観する。</p> <p>使用判例：旭川学力テスト事件判決、家永訴訟判決、全農林警職法事件判決など</p>
第11回	<p>刑事手続・非刑事手続におけるデュー・プロセス〔11章〕</p> <p>ここでは、現代社会における手続保障の重要性を確認した上で、まず、刑事手続における31条関連問題を概観する。次に、非刑事手続領域における31条の意義を解明する。</p> <p>使用判例：第三者所有物没収事件判決、福岡県青少年保護育成条例事件判決、など【第2回小テスト】</p>
第12回	<p>人権の主体〔5章4、6章2、13章3〕</p> <p>以上の各論的学習の仕上げとして授業の末尾にいわゆる人権総論を扱う。ここでは、まず、外国人の人権主体性、法人の人権主体性、特別な権力関係にある者の人権主体性の問題を学ぶ。</p> <p>使用判例：マククリーン事件判決、猿払事件判決、など</p>
第13回	<p>私人間効力、法人・集団と個人〔6章3〕</p> <p>ここでは、私人間効力論の基礎を学び、さらに、「法人・集団と個人」をいうテーマの下に関連する諸問題を検討する。</p> <p>使用判例：三菱樹脂事件判決、南九州税理士会事件判決、など</p>
第14回	<p>人権論の現代的展開</p> <p>ここでは、今日的な人権問題について随意扱う。上記の授業で足りない部分を補完ないし総合する役割も果たす。</p> <p>例えば、「個人情報保護法制や情報公開法制」（プライバシーや知る権利の基礎、両法制度の概説、レセプト訴訟や本人開示請求の問題、等）、あるいは「多元社会と人権論の新展開」（宗教的理由からする輸血拒否や校則問題などの自己決定権の諸問題、差別的表現規制の問題、等）といったテーマ設定が考えられるが、具体的内容は各担当者が決定する。</p>
第15回	試験

授業科目名	憲法Ⅱ				
担当者名	大沢 秀介、山元 一				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者を対象として、憲法の統治機構に関する学説・判例に関する基本的知識と思考方法の習得を目的とする。2年次以降の高度な公法教育に耐えうる基礎力の涵養とともに、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚の伝授にも努める。</p> <p>到達目標としては、法学部での憲法教育と同レベルの学識の修得を目指しつつも、国家機構や統治制度の背景にある思想を理解できるように工夫したい。統治の分野では、人権の分野と比べると、判例素材がそれほど多いわけではない。が、実務法曹教育の観点から関連する判例は積極的に授業に取り入れていく予定である。統治の具体的な仕組みとその背景的思想を体系的に頭に入れるとともに、裁判という視点からみた統治機構論を各種判例の学習を通じて理解させたい。いずれにしても、法学未修者が対象であることを念頭において、いたずらに「量」を求めるのではなく、公法教育の土台となる「基礎」を徹底的に固めることを意識したい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次の第1セメスターに配当されている「憲法Ⅰ」では基本的人権を学んでいるはずだが、これは、本科目と補完的関係に立っている。</p> <p>統治機構をめぐる議論は近年益々、多様化しあるいは膨大化しているが、本科目でその全てを網羅することは困難である。そこで、「政治学」「立法政策学」「行政学」「司法制度論」などで立体的に補ってほしい。また、法の支配や民主主義の本質とその哲学的基礎付けは現在も論争が絶えないので、それについては「法哲学」の中での正義論などで学んでほしい。</p> <p>さて、公法的学識は、憲法のみならず、行政法と一体となつてはじめて完成する。このような公法全体の課題や政策法務との関連での総合的な理論・実務双方を架橋する必修科目として、3年次の第6セメスターに配当されている「公法総合」がある。また、新設される人権法務WPでは、人権問題を中心に公法的な弁護や公法判例の形成の仕方を実務的に学べる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式をとりつつも、双方向的な要素を加味する。教員と履修者が織りなす相互応答を授業の中に取り込みつつ、この授業では、その目的を学習のきっかけではなく、むしろ学習の仕上げにおきたい。したがって、相当量の予習が要求される。</p> <p>が、法学未修者が対象であるので、学習がスムーズに運ぶようさまざまな工夫を凝らすことにしたい。例えば、毎回、課題判例・課題文献などをあらかじめ指定し、それを十分予習してきていることを前提に講義と問答を展開する。また、授業中に、小テスト（2回）を行う。なお、担当教員それぞれが、独自の授業シラバスあるいは教材を配布する予定であるが、事前に教授内容のミニマム或使用判例については統一してあるので、授業内容の実質において差異が生じることはない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第4版』（岩波書店）を教科書として使用する。</p> <p>なお、指定参考書として、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅱ 第3版』（有斐閣）を挙げておく。</p> <p>他に六法、判例集を用いる。指定教材の追加があれば、後日改めて指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>統治の基本原理 [1章]</p> <p>この回は、イントロを兼ねる。統治機構論の特徴や学び方を紹介するとともに、統治機構論全般に関わる基本概念・基本原理の概説を行う。例えば、国家の定義、近代消極国家と現代積極国家の差異、憲法の意味・分類・特徴、権力分立の基本理念、形式・実質的法治主義、法の支配、立憲主義の意義、などを扱う予定である。</p>
第2回	<p>国民主権 [2章、3章]</p> <p>ここでは、国民主権をめぐる新旧憲法の比較をおこない、さらに国民主権に関する重要な理論的問題を取り上げる。まず、国民主権の意義、明治憲法と現行憲法の違いを概説する。次に、国民主権に関わる重要な理論的争点である「ナシオン主権・プーブル主権」論争を取り上げる。</p>
第3回	<p>代表制・政党①：国家意思形成の基本原則・基本構造 [14章、15章3]</p> <p>ここでは、国家意思形成の基盤をなす代表制と政党について学ぶ。まず、前回の国民主権論を振り返りつつ、間接制・直接制、自由委任・命令委任などの基本的概念を概説する。それを前提に、日本国憲法における間接制の全体像を確認する。次に、衆参両院の選挙制度の基本構造、解散制度の概要と学説論争を学ぶ。</p>
第4回	<p>代表制・政党②：選挙と政党活動の諸問題 [12章2、14章]</p> <p>前回での授業を前提に、個別的な論点を重点的に分析する。選挙権をめぐる諸問題、議員定数不均衡問題、政党の憲法上の地位、政党活動の規制と助成を学ぶ。</p> <p>使用判例：議員定数不均衡訴訟に関わる諸判決、など</p>

第5回	国会①：国会の地位と構造・立法の基本問題〔14章〕 ここでは、国会の地位・構造と立法権の基本問題を扱う。まず、最高機関性に関する学説論争を概観する。次に、唯一の立法機関性についてその基本構造を例外を概説し、さらに、「実質的意味の立法」をめぐる論争の概観、処分的法律の検討、立法権委任に関する理論と判例の検討を行う。また、両院制と立法過程の基本構造を解説する。 使用判例：人事院規則への委任に関わる判決、など
第6回	国会②：議院の諸権限、議員特権〔14章〕 ここでは、議院の諸権限のうち、国政調査権の限界を中心に学ぶ。次に、免責特権・不逮捕特権について学ぶ。 使用判例：日商岩井事件判決、免責特権と名誉毀損に関する判決、など【第1回小テスト】
第7回	議院内閣制・内閣〔15章〕 ここでは、まず、首長制・会議制・議院内閣制の違いを比較法的に明らかにし、責任本質説、均衡本質説、国民内閣制論の基本を学ぶ。次に、行政権の概念、内閣の構造と権限、独立行政委員会の合憲性について学ぶ。さらに、内閣制に関わる個別的争点、例えば、内閣総理大臣の職務権限問題を取り上げたい。 使用判例：ロッキード事件判決、など
第8回	裁判所①：司法権の観念〔16章1〕 ここでは、司法権の概念、「法律上の争訟」の意味、主観訴訟と客観訴訟の区別を概説した後、司法の限界事例に関して個々に検討する。例えば、宗教紛争、自律権問題、自由裁量問題、統治行為、団体の内部紛争などを扱う。 使用判例：板まんだら事件判決、砂川事件判決、など
第9回	裁判所②：司法の独立と裁判所の構造〔16章2、3〕 ここでは、裁判所の基本的仕組み、国民審査制、公開裁判制、陪審制・参審制・裁判員制、司法の独立の意味と制度を学ぶ。
第10回	違憲審査制・憲法訴訟①〔18章2〕 ここでは、違憲審査制の基本構造を学ぶ。まず、法の支配の原理と違憲審査制の関係、違憲審査制の類型を概観する。その上で、判例の拘束力の問題について概説し、さらに違憲判決の効力・事後処理について検討する。 使用判例：警察予備隊違憲訴訟判決、など
第11回	違憲審査制・憲法訴訟②〔18章2〕 ここでは、具体的審査制のもとの憲法訴訟の基礎について学ぶ。この回では、まず、憲法判断の方法に関して、法令違憲判決、適用違憲判決、運用違憲判決、合憲限定解釈、法令の厳格解釈による憲法判断回避などについて、裁判例を使って具体的に学ぶ。 使用判例：恵庭事件判決、猿払事件判決、など 【第2回小テスト】
第12回	司法権・違憲審査権〔総合〕 第8～11回までの司法権・司法審査権であつかった諸問題を補完・総合する。
第13回	財政・地方自治〔17章〕 ここでは、財政と地方自治の基本について概説した後、重要個別論点を検討する。例えば、公金支出制限と私学助成、国会の予算修正権、予算と法律の矛盾、地方の自主財政権、条例と法律の関係、などの個別論点を通じて基本構造の理解を補完する。使用判例：徳島市公安条例事件判決、など
第14回	国際社会と憲法〔4章〕、その他 ここでは、国際法社会における日本国ないし日本国憲法の法的位置を学ぶ。まず、条約と憲法の優劣関係、国会の条約承認権について概説する。次に、9条を中心とする国防と国際平和に関する制度と理論を学ぶ。天皇制の基本原則についても、この回で取り扱う。さらに、時間的余裕があれば、憲法保障〔18章1、3〕にも言及したい。
第15回	試験

授業科目名	憲法総合				
担当者名	大石 和彦、小山 剛、山元 一				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

<p>1. 授業の目的と到達目標</p>	<p>憲法の基本的知識を修得していることを前提に、それを応用する力を涵養することを目的とする。応用力といった場合、①具体的・現実的な問題を解決するために憲法法理を応用する力（とりわけ中心となるのは、判例分析能力）、②抽象的な理論を組み立てたり、組み直したりすることによってより論理的・歴史的に整合した学説を構築する力、が考えられる。抽象度の高い憲法を現実に生かすためには、上記2つの応用力全てを身につけなければならない。この科目では、判例や仮想的設問を素材に事例演習を中心しつつも、同時に、理論演習的な要素も意識しながら進めていくことにしたい。実際の授業では、それらが有機的に混在した形で展開されるであろう。</p> <p>このような多角的な指導によって、司法試験合格レベルの実力はもちろん、実務の現場にあっても憲法理論の含蓄を噛みしめることのできるような法曹を育成してゆきたい。到達目標をやや野心的にかかげれば、単なる訴訟実務家としての法曹ではなく、法の支配という壮大なプロジェクトの一翼を担うのに必要な憲法応用力を身につけてもらうことである。</p>
<p>2. 関連する科目との関係</p>	<p>この科目では、法学部レベルでの憲法科目（法学未修者にあつては、憲法Ⅰ・憲法Ⅱ）をきちんと身に付けていることが前提となる。それらの基本知識のいわば完成編に当たると考えていただきたい。今日、憲法学が対象とする法領域はますます拡大しており、憲法法理の応用力の練成といった場合も対象とすべき憲法現象は多岐にわたる。そこで、本科目では十分カバーしきれない領域については、情報法、司法制度論、立法政策学、などで補い、また特に理論的な問題に関しては、法哲学などで関連する学識を身につけてほしい。</p> <p>また、憲法の応用といった場合、行政法の知識は不可欠である。行政法科目は第4セメスター以降に配置されるため、本科目では行政法の知識を前提とすることが出来ない。もちろん、行政法、特に行政救済法・行政争訟法のごくごく基本的な事柄には本科目でも論及するが、本格的な学習は行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・行政事件訴訟実務で行うことになるであろう。行政法の知識が獲得できたら、憲法・行政法の本格的なコラボレーションは、最終セメスター配当の公法総合で修得してほしい。</p> <p>さらに人権事案を中心に、理論と実務双方の問題関心を学びたい諸君は、人権法務 WP を履修されたい。</p>
<p>3. 授業の方法</p>	<p>この科目は「事例演習」を軸に構成される。</p> <p>まず、「事例演習」では、憲法の基本知識が身につけていることを前提に、判例や仮想的事例を素材に、憲法法理の実際的運用能力を修得することを目指す。基本的人権をめぐる事例探求が主となるが、その際、憲法訴訟論や行政争訟救済法の基礎の学習も射程におく。判例や仮想的事例をひとつないしは複数、あらかじめ課題として与え、それを土台に、憲法的紛争の具体的解決を、問答形式で全員で説明していくことになる。</p> <p>なお、憲法上の重要論点のすべてを網羅することは事実上不可能である。担当者としては、限りある授業回数の中で、できるかぎり汎用性の高い論点を精選するように心がけるとともに、数をこなすのではなく、ひとつの事例を徹底的に探求することにより、堅固な応用力を涵養することを重視したい。</p> <p>なお、授業進行や授業内容は、各担当者によって異なる部分も出てくることをあらかじめご了解いただきたい。ただし、扱う判例のミニマムは事前に担当者間で統一してある。また、小テストや期末試験は担当者全員で共通した問題を作成・出題するので、授業内容がその実質において大きく異なることはない。</p>
<p>4. 成績評価</p>	<p>非公開</p>
<p>5. 教材</p>	<p>LS 憲法研究会編『プロセス演習憲法(第3版)』（信山社、2007年）を使用する。</p> <p>この演習書を主な教材に使用するが、そこに掲載されている判例のすべてを扱うわけではなく、また、掲載されていない判例を素材にすることもありうる。</p> <p>また、本書に掲載されている設問のすべてをこなすわけではなく、担当者が独自に作成した設問を使用する事もありうる。</p> <p>このシラバスは、三名の担当者間の共通シラバスであるが、個々の担当者が独自に敷衍したものを後日配布する予定である。</p>
<p>6. 授業内容（細目）</p>	

第1回	<p>「事例演習1：イントロ、基本的人権の考え方」</p> <p>初回は、各担当者のイントロをかねる。 担当者によっては、初回の授業内容について指示をだすこともあるので、TKCや掲示板に注意してほしい。</p> <p>【おもな使用判例】未定（人権の主体・名宛人、権利の性質・限界、違憲審査基準などについて、導入的な演習を行う予定）</p>
第2回	<p>「事例演習2：精神的自由（1）信教の自由と政教分離」</p> <p>【おもな使用判例】エホバの証人剣道受講拒否事件判決、津地鎮祭事件判決</p>
第3回	<p>「事例演習3：精神的自由（2）」</p> <p>内容規制・内容中立規制、類型論、等の応用問題</p> <p>【おもな使用判例】屋外広告条例事件判決、泉佐野市公民館事件判決</p>
第4回	<p>「事例演習4：精神的自由（3）」</p> <p>検閲・事前抑制、アクセス権などの予定</p> <p>【おもな使用判例】税関検査合憲判決、北方ジャーナル事件判決、サンケイ新聞意見広告事件判決</p>
第5回	<p>「事例演習5：職業の自由」</p> <p>【おもな使用判例】薬事法違憲判決</p>
第6回	<p>「事例演習6：財産権」</p> <p>【おもな使用判例】森林法違憲判決</p>
第7回	<p>「事例演習7：生存権、教育を受ける権利」</p> <p>【おもな使用判例】堀木訴訟、旭川学力テスト事件判決</p>
第8回	小テスト
第9回	<p>「事例演習8：平等権の違憲審査基準」</p> <p>【おもな使用判例】非嫡出子法定相続分差別事件判決</p>
第10回	<p>「事例演習9：私人間効力、団体と個人」</p> <p>【おもな使用判例】南九州税理士会事件判決、三菱樹脂事件判決</p>
第11回	<p>「事例演習10：人権の主体」</p> <p>【おもな使用判例】猿払事件判決、マクリーン事件判決</p>
第12回	<p>「事例演習11：政党と選挙制度」</p> <p>【おもな使用判例】議員定数不均衡事件判決、八幡製鉄政治献金事件判決</p>
第13回	<p>「事例演習12：憲法訴訟（1）違憲国賠」</p> <p>【おもな使用判例】在外日本人選挙権剥奪事件判決</p>
第14回	<p>「事例演習13：予備」</p> <p>各担当者が使用判例あるいは論点を選択する。</p>
第15回	試験

授業科目名	行政法 I				
担当者名	橋本 博之、吉藤 正道、渡井 理佳子、山口 亨				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	2年次前期までに配当の「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎科目の修得を前提にして、いわゆる「行政法総論」の主要な論点を学習するのが、本科目の目的である。 行政法総論の主要な論点について、その理論的背景、理論の有効性・妥当性を修得し、かつ事例問題の検討を通じて具体的な問題解決の能力を養成し、最終学年の「行政法Ⅱ」及び「公法総合Ⅰ・Ⅱ」に備えるというのが、本科目の到達目標である。
2. 関連する科目との関係	行政法は行政法現象全般を考察の対象にするため、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎的法律科目、各論としての「地方自治法」、「租税手続法」はいうに及ばず、「行政」が登場するかぎり「消費者法」、「社会保障法」、「労働法」、「経済法」、「環境法」、「情報法」等、あらゆる法律科目に関わる。本科目では、これら「行政」をめぐる法律関係の基礎理論を学ぶものである。なお本科目で扱う行政法総論は、「行政法Ⅱ」で取り上げる行政救済法と関連する場合もあるため、折にふれ両者を有機的に学習する。
3. 授業の方法	assignment として毎週検討事例ないし練習問題を受講者に予告し、あわせて関連する教科書の範囲や文献等を示して下調べを求める。詳細については、担当者の指示に従うこと。 授業は講義と検討事例・練習問題等の組み合わせである。受講者にとって「行政法」は独習しにくい難解な科目とされる傾向にある。そこで毎時限、検討事例・練習問題の考察を通して行政法をめぐる具体的な争いの事案とその解決のための考え方を学ぶ。全体の時間数が限られているため、講義では、教材の中から要点を選んで重点的に説明し、残りは自主的な学習に委ねる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	櫻井敬子・橋本博之『行政法』（弘文堂・2007）、高木光・稲葉馨『ケースブック行政法（第3版）』（弘文堂・2007）をテキストとして使用する。行政判例百選Ⅰ〔第5版〕についても、適宜参考にすることがある。その他、担当者の指示に従うこと。
6. 授業内容（細目）	
第1回	行政法の基礎＝櫻井・橋本『行政法』（以下同じ）1章～3章
第2回	行政上の法律関係＝4章
第3回	行政組織法＝5章
第4回	行政立法・行政準則＝6章
第5回	行政行為（その1）＝7章
第6回	行政行為（その2）＝7章
第7回	行政裁量＝8章
第8回	行政指導＝10章
第9回	行政契約・行政計画＝9章・11章
第10回	行政調査＝12章
第11回	義務履行確保・行政罰＝13章・14章
第12回	行政手続（その1）＝15章
第13回	行政手続（その2）＝15章
第14回	情報公開・個人情報保護＝16章
第15回	試験

授業科目名	行政法Ⅱ				
担当者名	山口 亨、橋本 博之、渡井 理佳子				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	主要法律科目及び「行政法Ⅰ」修得を前提にして、「行政救済法」の主要な論点を学習するのが、本科目の目的である。 民事救済との異同という問題意識を持ちつつ、行政救済法の主要な論点について、その理論的背景、理論の有効性・妥当性を修得し、かつ事例問題への問題発見・解決能力を養成し、平行して履修する公法総合Ⅰと合わせて、行政法全般の実力を養成するのが、本科目の到達目標である。
2. 関連する科目との関係	基礎理論である「行政法Ⅰ」との有機的關係はいうに及ばず、民事的救済システムとの比較検討が学習上必須である。「民法Ⅰ～Ⅴ」（ことに不法行為法）と憲法が損害賠償（国家賠償）及び損失補償の学習上、「民事手続法」が行政訴訟の学習上、必要かつ不可欠の深い関係を有する。なお訴訟についてより重点的に学習する「行政事件訴訟実務」も別途開講される。
3. 授業の方法	assignment として毎週検討事例ないし練習問題を受講者に予告し、あわせて関連する教科書の範囲や文献等を示して下調べを求める。 詳細は担当者の指示に従うこと。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	稲葉馨・高木光『ケースブック行政法（第3版）』（弘文堂・2007）を中心に講義を行う。行政判例百選Ⅱ（第5版）についても、適宜参照する。なお、櫻井・橋本『行政法』（弘文堂・2007）について、シラバスの該当箇所を各自十分に予習していることを最小限の前提として講義が進められる。その他、参考文献等については、担当者の指示に従うこと。
6. 授業内容（細目）	
第1回	行政不服申立て＝櫻井・橋本『行政法』（以下同じ）17章
第2回	行政事件訴訟法概観＝18章
第3回	処分性（その1）＝19章
第4回	処分性（その2）＝19章
第5回	原告適格＝19章
第6回	取消訴訟のその他の訴訟要件＝19章
第7回	取消訴訟の審理・判決＝20章
第8回	仮の救済＝20章
第9回	取消訴訟以外の抗告訴訟＝21章
第10回	抗告訴訟以外の行政事件訴訟＝22章
第11回	国家賠償法1条＝23章
第12回	国家賠償法2条＝23章
第13回	損失補償＝24章
第14回	全体のまとめ
第15回	試験

授業科目名	公法総合 I				
担当者名	大沢秀介、小山 剛、山元 一				
単位数	1	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	憲法総合を履修していることを前提に、重要な憲法判例ないし事例形式の設問を題材に、総合的な分析力をつけさせることを目的とし、加えて、憲法総合では十分に扱われなかった論点を補う意味もこめる。本授業は、いわゆるオムニバス形式で行い、取り上げるテーマごとに三人の担当者が一巡する方法で行うことに注意されたい。したがって、それぞれの回にどんな素材を扱うかは、クラスによって異なることになる。
2. 関連する科目との関係	憲法総合、憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、公法演習Ⅱ
3. 授業の方法	毎回設問を設定し、演習を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	憲法総合で使用した『プロセス演習憲法』と木下＝村田＝渡辺編著『事例研究憲法』（日本評論社刊）を主たる教材とする。このほか、憲法の体系書、注釈書等については、適宜指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション 「憲法総合」学習内容の確認と、「公法総合」の課題について、具体例を用いながら説明する。
第2回	行政権と適正手続 この授業では、『プロセス演習憲法』 ユニット19の「行政手続における適正手続の保障」を主な事例研究の素材として取り上げて、行政手続の場面で、憲法によってどのような手続的正義が要求されるか、について検討する。判例としては、川崎民商事件も取り上げる。
第3回	法規の明確性と広範性
第4回	司法権・憲法訴訟論と人権論の接点 この授業では、『事例研究憲法』[問題 15] 司法権の概念を教材として、人権保障の観点を踏まえて、「法律上の争訟」と司法権の関係について突っ込んだ検討を行う。「部分社会の法理」も検討の素材としつつ、特に、宗教団体の内紛問題について詳しく検討する。
第5回	制度準拠思考と権利思考
第6回	(2008年度財産権の保障) →大沢先生のご担当
第7回	(2008年度平等権) →大沢先生のご担当
第8回	試験

授業科目名	公法総合Ⅱ				
担当者名	藤原 静雄、橋本 博之、渡井 理佳子				
単位数	1	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	隔週の授業で事例問題を主に扱いつつ、行政法総論及び行政救済法についての理解を深める。最終的には、行政法各論の分野で頻出するテーマを含めて行政法全体についての必要かつ十分な知識と理解の獲得を目指す。
2. 関連する科目との関係	憲法（特に統治機構）の知識は、当然、前提とされる。また、民法（特に総則）の知識も重要である。行政訴訟の個所では民事訴訟法との関係が深いので、民事訴訟法及び民事保全法の知識が要求される。 行政法Ⅰと行政法Ⅱの知識は当然の前提となる。 行政法の扱う法律は多岐にわたるので、租税法、環境法、経済法、知的財産法、地方自治法、社会保障法等との関連も深い。また、「行政訴訟実務」も内容的には重なる部分が多い。
3. 授業の方法	毎回、assignment として検討課題（事例）を事前に受講者に配布し、あわせて関連する参照資料等を示して、十分な下調べを求める。 授業はいわゆるソクラティック・メソッドを取り入れた事例演習である。 演習テーマについては、下記のテキストからシラバスにおいて指定したものとする。なお、講義はオムニバス形式で行うため、シラバスに記載した講義の順序は、クラスによって入れ替わるので注意すること。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	曾和俊文・金子正史『事例研究行政法』（日本評論社・2008）
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション（事例研究第3部問題1）
第2回	都市計画法をめぐる紛争（同上問題3）
第3回	図書館の閲覧制限をめぐる紛争（同上問題4）
第4回	嫌忌施設の設置をめぐる紛争（同上問題5）
第5回	公物管理行政をめぐる紛争（同上問題6）
第6回	教育行政をめぐる紛争（同上問題7）
第7回	上下水道料金の値上げをめぐる紛争（同上問題9）
第8回	試験

2009年度 公法総合 I・II 授業予定表

		3A	3B	3C	3D	3E	3F
授業回	日時	火曜2限	火曜2限	火曜2限	火曜2限	火曜2限	火曜2限
第1回	9月29日(火)	公法総合 I 大沢 イントロダクション	公法総合 I 小山 イントロダクション	公法総合 I 山元 イントロダクション	公法総合 II 渡井 問題1	公法総合 II 橋本 問題1	公法総合 II 藤原静 問題1
第1回	10月6日(火)	公法総合 II 藤原静 問題1	公法総合 II 渡井 問題1	公法総合 II 橋本 問題1	公法総合 I 山元 イントロダクション	公法総合 I 小山 イントロダクション	公法総合 I 大沢 イントロダクション
第2回	10月13日(火)	公法総合 I 大沢 ①平等	公法総合 I 小山 ③国籍	公法総合 I 山元 ⑤行政権	公法総合 II 渡井 問題3	公法総合 II 橋本 問題6	公法総合 II 藤原静 問題4
第2回	10月20日(火)	公法総合 II 藤原静 問題4	公法総合 II 渡井 問題3	公法総合 II 橋本 問題6	公法総合 I 山元 ⑤行政権	公法総合 I 小山 ③国籍	公法総合 I 大沢 ①平等
第3回	10月27日(火)	公法総合 I 大沢 ②違憲審査制	公法総合 I 小山 ④法規	公法総合 I 山元 ⑥司法権	公法総合 II 渡井 問題5	公法総合 II 橋本 問題7	公法総合 II 藤原静 問題9
第3回	11月10日(火)	公法総合 II 藤原静 問題9	公法総合 II 渡井 問題5	公法総合 II 橋本 問題7	公法総合 I 山元 ⑥司法権	公法総合 I 小山 ④法規	公法総合 I 大沢 ②違憲審査制
第4回	11月17日(火)	公法総合 I 小山 ③国籍	公法総合 I 山元 ⑤行政権	公法総合 I 大沢 ①平等	公法総合 II 橋本 問題6	公法総合 II 藤原静 問題4	公法総合 II 渡井 問題3
第4回	11月24日(火)	公法総合 II 渡井 問題3	公法総合 II 橋本 問題6	公法総合 II 藤原静 問題4	公法総合 I 大沢 ①平等	公法総合 I 山元 ⑤行政権	公法総合 I 小山 ③国籍
第5回	12月1日(火)	公法総合 I 小山 ④法規	公法総合 I 山元 ⑥司法権	公法総合 I 大沢 ②違憲審査制	公法総合 II 橋本 問題7	公法総合 II 藤原静 問題9	公法総合 II 渡井 問題5
第5回	12月8日(火)	公法総合 II 渡井 問題5	公法総合 II 橋本 問題7	公法総合 II 藤原静 問題9	公法総合 I 大沢 ②違憲審査制	公法総合 I 山元 ⑥司法権	公法総合 I 小山 ④法規
第6回	12月15日(火)	公法総合 I 山元 ⑤行政権	公法総合 I 大沢 ①平等	公法総合 I 小山 ③国籍	公法総合 II 藤原静 問題4	公法総合 II 渡井 問題3	公法総合 II 橋本 問題6
第6回	12月22日(火)	公法総合 II 橋本 問題6	公法総合 II 藤原静 問題4	公法総合 II 渡井 問題3	公法総合 I 小山 ③国籍	公法総合 I 大沢 ①平等	公法総合 I 山元 ⑤行政権
第7回	1月12日(火)	公法総合 I 山元 ⑥司法権	公法総合 I 大沢 ②違憲審査制	公法総合 I 小山 ④法規	公法総合 II 藤原静 問題9	公法総合 II 渡井 問題5	公法総合 II 橋本 問題7
第7回	1月19日(火)	公法総合 II 橋本 問題7	公法総合 II 藤原静 問題9	公法総合 II 渡井 問題5	公法総合 I 小山 ④法規	公法総合 I 大沢 ②違憲審査制	公法総合 I 山元 ⑥司法権
期末試験	1月26日(火)	1限: 公法総合 I 2限: 公法総合 II					

授業科目名	民法 I				
担当者名	鹿野 菜穂子				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>(1) 本授業の目的は、法学未修者を対象に、①私法領域における民法の位置づけ、②民法（私法）全5編の中における「第1編 総則」の位置づけを理解させるとともに、③総則に設置された個々の規定（1条～174条ノ2）の制度趣旨・意義・要件・効果を理解・習得させることにある。</p> <p>本授業の履修者は法律学に関する基礎的知識を有していないため、本授業では、①まず、公法と私法の区別、一般法と特別法の区別から説き起こすことで、「私法の一般法」としての民法の位置づけを理解させる。②次いで、パンデクテンシステムにおける財産法（物権・債権）、家族法（親族・相続）の通則規定たる総則の意義を示すことにより、民法典の全体構造ならびにその中における総則の位置づけを把握させる。③しかる後に、民法ないし私法一般の通則規定であるところの総則の個々の条文につき、その制度趣旨・意義・要件・効果に関する知識を習得させることで、これらの規定を実際の事件に当てはめることのできる前提を整える。</p> <p>(2) 法的三段論法は、①法規に関する正確な知識と、②個々の事案に対する適切な事実認定、および、③上記法規（①）への認定された事実（②）の当てはめからなるが、本授業の到達目標は、民法総則の諸規定の位置づけと内容（①）を習得するとともに、この法的三段論法それ自体の全体構造（①②③）をも理解させることにある。かかる法的思考法の習得により、第1年次に配当されている民法の他の領域（物権・債権・親族・相続）の条文はもとより、商法その他の私法の特別法あるいは民事訴訟法その他の私法の手続法に関する理解の前提を整える。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法は私法の一般法であって、かつ、総則は民法上の権利（物権・債権・親族権・相続権）の通則規定である。それゆえ、民法総則の諸規定は、商取引につき、私法の特別法たる商法に規定がない場合にも適用される。また、法律行為や期間に関する規定は、私法の手続法たる民事訴訟法においても参照される。それゆえ、本授業の内容は、法学未修者に課せられた他の民法科目——「民法Ⅱ（財産法）」・「民法Ⅲ（契約法）」・「民法Ⅳ（民事責任法）」・「民法Ⅴ（担保法）」・「民法Ⅵ（家族法）」——はもとより、商法科目（「商法Ⅰ」・「商法Ⅱ」）および民事手続法科目（「民事手続法Ⅰ」・「民事手続法Ⅱ」）の授業を理解するうえでも必要不可欠の前提となる。そこで、本授業は、第1年次の最初の講義として第1セメスターに配置し、第1年次に行われる他の私法領域の授業の理解をも助けることとする。なお、こうした民法総則の位置づけと重要性に鑑み、本授業では、総則の条文単独の問題のみを論ずるのではなく、上述した他の法領域との関連性についても積極的に言及することにより、私法全体の統一的・体系的理解が可能となるよう心がけることとする。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生は必ず事前に講義範囲に関する予習を行い、講義内容につきある程度の基礎的知識を身につけたうえで授業に臨むようにする。</p> <p>授業は、一方的な講義形式になることを避け、少人数の演習形式のメリットを取り入れた形で行う。講師は適宜受講生に対して論点その他に関する質問を行い、受講生はその時点における知識を駆使して、その質問に対して即時的確な応答を行うことで、当該問題に関する正確な理解と法的思考を錬磨する。また、小テストやレポートを課すことによって、受講生に復習を促し、かつ、その後の授業は、テスト・レポートから把握される受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	①テキストとしては、内田貴『民法Ⅰ〔第4版〕』（東京大学出版会）を用いる。②サブテキストとしては、判例を知っておく必要があるため、内田貴ほか『民法判例集・総則・物権』（有斐閣）を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>私法概論及び心裡留保・虚偽表示(テキスト3頁～30頁、46頁～60頁)</p> <p>民法の導入部文として総論的説明を行う(テキスト3頁～30頁)。私法の一般法・実体法としての民法の意義を、商法その他の私法の特別法や、民事訴訟法その他の私法の手続法との対比において明らかにする。また、民法典の各条文の制度趣旨・要件・効果を理解する上での不可欠の前提となる、各条文・法制度の母法（ローマ法・ゲルマン法、フランス民法・ドイツ民法）、ならびに、旧民法から現行民法に至る立法過程に関する説明を行う。</p> <p>次いで、意思表示に関する説明に入る(テキスト46頁～60頁)。心裡留保(93条)と虚偽表示(94条)を解説する。</p>
第2回	<p>94条2項の類推適用・錯誤①(テキスト60頁～77頁)</p> <p>虚偽表示についての94条2項は判例によるその類推適用により、登記に公信力がないことを補充する機能を果たしており、物権法と連続する領域になっており、物権法との関連も注意しながらその説明を行う(テキスト60頁～63頁)。</p> <p>次いで、錯誤(95条)という、誤って契約などをしてしまった場合の表意者保護と、取引安全保護との関係を意識しながら錯誤の要件について説明をしていく(テキスト64頁～77頁)。ここでは、動機の錯誤を中心に要素の錯誤ということ、表意者の重過失の問題などを扱う。</p>

第3回	<p>錯誤②及び詐欺①(テキスト73頁～85頁)</p> <p>錯誤の効果については「無効」という扱いがされているが、取消概念を持つ国では、取消と構成されており、この無効という扱いの適否・解釈による修正について説明をしていく(テキスト73頁～76頁)。次いで、詐欺(96条1項・2項)の要件・効果について説明をする(テキスト77頁～80頁)。そして、取消の効果との関係で、第三者との関係をめぐる問題を扱う(テキスト81頁～85頁)。</p>
第4回	<p>詐欺②・強迫、権利能力・権利能力の始期(テキスト85頁～93頁)</p> <p>錯誤と詐欺との関係について説明し(テキスト85～86頁)、次いで強迫について(96条1項)要件・効果を簡単に説明をする(テキスト86頁～89頁)。余裕があれば、消費者契約法についても言及をする(テキスト89頁～90頁)。</p> <p>そして、権利能力の意義について説明をし(テキスト91頁～92頁)、次いで権利能力の始期について、胎児の権利能力(1条の3)について説明をしていく(テキスト90頁～93頁)。</p>
第5回	<p>権利能力の終期、意思能力・行為能力①(テキスト94頁～120頁、151～157頁)</p> <p>権利能力の終期、および失踪宣告をめぐる問題について説明をする(テキスト94頁～101頁)。失踪宣告の取消については、財産関係及び婚姻関係の2つが問題となり、後者は家族法とも関係するが、ここで扱う予定である。</p> <p>次いで、意思能力及び意思無能力について説明をし(テキスト101頁～104頁)、次いで、行為能力の問題を扱う(テキスト104頁～)。行為能力の中では、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人を説明する。任意後見制度についても、若干触れる。</p>
第6回	<p>行為能力①及び代理①(テキスト120頁～151頁)</p> <p>制限能力者の相手方の保護について、催告権(19条)と制限能力者による詐術(20条)などの問題を扱う(テキスト120頁～129頁)。住所及び不在者についても触れる予定である(テキスト129頁～131頁)。</p> <p>そして、代理とは何かを概観し(テキスト133頁～)、代理の三面関係(テキスト135頁～136頁)そして代理権について(テキスト136頁～147頁)説明をする。次いで、復代理(147頁～149頁)、代理権の消滅(テキスト149頁～151頁)について説明をする。</p>
第7回	<p>代理②(テキスト157～170頁)</p> <p>代理行為の問題に入り、顕名(テキスト157頁～159頁)、代理行為の瑕疵(テキスト159頁～161頁)、代理人の能力(テキスト162頁～163頁)について説明をしていく。</p> <p>その後、無権代理における法律関係について説明する。無権代理の場合に本人がとりうる手段として追認・追認拒絶について説明し、相手方のとりうる手段として催告権、取消権、無権代理人の責任追及について説明する(テキスト163頁～169頁)、そこでは表見代理との関係についても簡単に触れておく(169～170頁)。</p>
第8回	<p>代理③(テキスト170頁～186頁)</p> <p>まず、無権代理と相続といわれる問題及び関連問題を扱うことにする(テキスト170頁～181頁)。次いで表見代理の問題に入り、表見代理について総論的な説明をした上で、先ず109条の表見代理について、商法の規定との関係にも注意しながら説明をしていく(テキスト182頁～186頁)。</p>
第9回	<p>代理④、及び代理と類似の概念(テキスト186頁～205頁)</p> <p>表見代理の続きとして、110条の表見代理について(テキスト186頁～201頁)、また、112条の表見代理に及び110条との重疊的適用について(テキスト202頁～204頁)、その要件をめぐって詳しく説明をしていく。そして、代理と代理に類似する概念を比較しながら、間接代理等の場合について説明をしていく(テキスト204頁～205頁)。</p>
第10回	<p>法人①(テキスト207頁～237頁)</p> <p>先ず、法人について総論的な説明を行い(テキスト207頁～209頁)、法人の種類について説明し(テキスト210頁～212頁)、近年実現された公益法人制度改革について触れる(211～215頁)。次いで、法人の設立要件について説明をする(テキスト216頁～218頁)。</p> <p>さらに、社団という概念を組合と比較しながら説明し(テキスト218頁～226頁)、その上で、権利能力なき社団をめぐる法律問題について説明をしていく(テキスト226頁～237頁)。</p>
第11回	<p>法人②(テキスト237頁～264頁)</p> <p>先ず、法人の組織を概観し、次いで法人の能力について、43条をめぐる問題について検討する(テキスト240頁～250頁)、次に、定款等による理事の代表権の制限の問題を扱う(テキスト250頁～255頁)。そして、法人の不法行為について44条と不法行為法の規定との関係をめぐって説明をする(テキスト255頁～263頁)。</p>
第12回	<p>契約の有効性①---強行規定・取締規定・公序良俗(テキスト265頁～291頁)</p> <p>契約の有効性①の問題に入り、契約の効力についての総論的説明を、契約の解釈を含めて説明する(265頁～)。そして、強行規定・取締法規・公序良俗をめぐる問題について説明をする(276頁～)。</p>
第13回	<p>契約の有効性②、及び条件・期限・期間(テキスト291頁～308頁)</p> <p>まず、契約が無効とされる場合、取消可能な場合の法律関係について総合的に説明をする(テキスト291頁～297頁)。そして、条件・期限・期間について説明をする(テキスト291頁～308頁)。</p>
第14回	<p>時効総論及び消滅時効(テキスト309頁～340頁)</p> <p>まず、時効制度の意義と存在理由について説明した後、特に消滅時効について具体的な説明をする。そして、消滅時効に類似する制度の説明を行う。</p>
第15回	<p>試験</p> <p>以上のような授業を通じて得た民法総則(但し、取得時効は除かれる)の諸規定の位置づけ、ならびに、個々の規定の制度趣旨・要件・効果の内容を、有機的・体系的に理解し、応用可能となっているかどうかを問う目的で、複合する法領域の複数の論点が含まれた事例問題に対する論述式の試験を行う。</p>

授業科目名	民法Ⅱ				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

<p>1. 授業の目的と到達目標</p>	<p>本授業は、第一に、物権法（担保物権を除く）の基礎知識と基本理論を習得することを目的とする。第二に、物権の移転と対比して債権・債務の移転、用益物権と対比して賃借権などについても扱う。</p> <p>具体的には、(1)民法上の権利の種類を確認し、その中で物権がもつ特色について、これと対照的な権利である債権と比較しながら整理する。これを踏まえ、(2)物権の客体、(3)物権の変動、(4)物権の効果という順に理解を進める。また、(5)物権の効果と比較しながら、賃借権（民法典上は債権の1種とされている）の機能や効果を分析する（なお、物権の残りの部分である担保物権は、民法Vで扱われる）。さらに、(6)物権の変動と対比しながら、債権譲渡・債務の移転の仕組みについても理解を深める。加えて、(7)不当利得（民法典上は債権発生原因の1種とされている）についても、財貨帰属秩序としての物権法との関連性に着目しながら、必要に応じて検討を加える。</p> <p>本授業の到達目標は、最も基本的な権利である所有権を題材にして、権利の移転や利用、権利侵害に対する法的救済手段につき、実定法の構造を踏まえ、主要な裁判例および学説を整理することを通じて、基本的な知識と思考方法を着実に身につけることにある。それにより、民法のその他の基本科目の理解を促し、かつ2年次の民法総合Ⅰ・Ⅱにおける事例問題の分析と解決のために必要な知識を習得することを目指している。</p>
<p>2. 関連する科目との関係</p>	<p>民法Ⅱは、民法Ⅰで扱われる法律行為、時効などの関連問題、応用問題を含む。</p> <p>また、民法Ⅱで扱う問題のうち、物権の変動は、民法Ⅲで解説される債権契約（物権変動の原因となる）、民法Ⅵで解説される遺言・相続による権利移転（物権変動の一態様ともいえる）と密接に関係する。</p> <p>さらに、物権の侵害に対する法的救済手段は、民法Ⅳで扱われる損害賠償請求、その他の債権法上の民事責任の追及手段と車の両輪を構成する。</p> <p>したがって、これらの関連問題が出てくる度に、たえず相互リファーを繰り返しながら学習を進めることが、民法の体系的な理解に通じる。</p> <p>なお、担保物権（物的担保）は、人的担保を含め、民法Ⅴ（担保法）で取り扱われる。</p>
<p>3. 授業の方法</p>	<p>本授業では、法原則や法規に関する体系的知識に基づいて演繹的に思考する方法と、法原則や法規の意味を具体的事例に引き直したり、個別の判例分析から出発してその解釈を一般論に結びつける帰納的思考方法の双方をバランスよく習得することを目指している。</p> <p>したがって、(1)受講生には、事前に、各回の授業のテーマ、テキストの該当頁、関連裁判例、および予め調べて授業に臨むべき具体的な問題点を提示する。</p> <p>(2)授業では、担当者が制度の概要について事例を図示しながら解説したうえで、各々の問題点について複数の受講生に質問し、その解答に対して議論をしたうえで、総括を行う。</p> <p>(3)授業の中間で、具体的事例を用いた小テストを行い、基礎的知識の理解の正確さを確認する。</p>
<p>4. 成績評価</p>	<p>非公開</p>
<p>5. 教材</p>	<p>テキストとして、松尾弘＝古積健三郎『物権法・担保物権法（第2版）』（弘文堂，2008）を用い、これをペースメーカーとして各回の該当頁を割り振り、それに従って進める（該当頁は後掲「授業内容」で【テキスト〇～〇頁】として指示する）。</p> <p>テキストのカバー範囲を超える領域（賃借権、債権譲渡、不当利得など）を補う等の目的で、松尾弘＝松井和彦＝古積健三郎＝原田昌和『債権総論』（法律文化社。該当頁は後掲「授業内容」で【松尾ほか〇～〇頁】として指示する）、松尾弘『民法の体系』（慶應義塾大学出版会。該当頁は後掲「授業内容」で【松尾・体系〇～〇頁】として指示する）、内田貴『民法Ⅱ』・『民法Ⅲ』（東京大学出版会）の最新版にも適宜言及する。これらについては授業の際に参照方法等を確認する。</p> <p>判例集として、内田貴ほか『民法判例集 総則・物権』、瀬川信久ほか『民法判例集 担保物権・債権総論』、同『民法判例集 債権各論』（有斐閣）、星野英一＝平井宜雄＝能見善久『民法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）を用いるが、これらについても授業の際に参照箇所を紹介する。</p> <p>そのほか、関連する法令、裁判例、参考文献等については、随時紹介し、利用する。</p>
<p>6. 授業内容（細目）</p>	

第1回	<p>物権の機能と基本的性質（その1）【テキスト3-20頁】</p> <p>物権の機能と基本的性質につき、具体的事例も交えながら、正確に理解する。とくに物権の定義、支配権性、排他性、優先的効力を中心に検討する。</p>
第2回	<p>物権の基本的性質（その2）、物権法定主義、物権と債権との相違・相互関係【テキスト20-29頁】</p> <p>物権の基本的性質のうち、物権の客体の外界物性、有体物性、特定性・単一性・独立性、私的支配可能性を確認する。</p> <p>ついで、物権の種類・内容は法律で定められるべきとする物権法定主義の根拠とその例外を検討する。</p> <p>そして、以上の総括として、物権と債権との相違および相互関係を整理する。</p>
第3回	<p>物権の一般的効力【テキスト30-50頁】</p> <p>所有権が侵害された場合の所有権に基づく請求権を題材にして、物権が侵害された場合の救済手段としての物権的請求権の要件・効果を分析する。</p> <p>とりわけ、所有権に基づく請求権と契約上の請求権との関係、ある物の所有権に基づく請求権と別の物の所有権に基づく請求権とが競合するかにみえる場合の問題処理の方法や費用負担の方法、土地所有権に基づく建物取去・土地明渡請求の相手方などにつき、主要な裁判例と学説を整理しながら検討する。</p>
第4回	<p>物権変動の基本原則と不動産物権変動（その1）【テキスト50-83頁】</p> <p>まず、物権変動の全体像を理解するために、所有権の原始取得と承継取得、所有権の取得・移転以外の物権の設定、移転、消滅について解説する。</p> <p>ついで、所有権の承継取得のうち、意思に基づく所有権移転の基本原則である意思主義の意義、物権を移転するための独自の法律行為の必要性やその原因となる売買、その他の債権契約との関係、物権変動（所有権移転）の時期などについて、日本民法の構造に即して明らかにする。</p> <p>これらを踏まえ、不動産物権変動について、不動産所有権の譲渡を中心にして検討する。まず、不動産物権変動を第三者に対抗するために必要とされる登記について、不動産登記の意義、効力、手続を理解する。また、登記のコンピュータ化の現状や、オンライン申請に向けた不動産登記法の改正についても確認する。</p>
第5回	<p>不動産物権変動（その2）【テキスト83-102頁】</p> <p>不動産物権変動について、登記がなければ第三者に対抗できない物権変動の範囲につき、契約、遺言（遺贈、「相続させる」旨の遺言、その他）、法定相続、遺産分割、時効取得、相続放棄の各々の場合を比較し、裁判例および学説の対立と、その根拠についての確に理解する。</p> <p>また、登記がなくとも第三者に対抗することが認められているその他の物権および物権変動についても検討し、この問題についての総合的な理解を深める。</p>
第6回	<p>不動産物権変動（その3）【テキスト102-111頁】</p> <p>不動産物権変動について、登記がなければ対抗できない第三者の（客観的）範囲につき、物権取得者、賃借人、差押債権者、仮差押債権者、破産債権者、配当加入申立債権者、特定物債権者、一般債権者などの類型を検討する。</p> <p>また、第三者の主観的要件につき、判例理論（背信的悪意者排除論）と悪意（・有過失）者排除論との対立についても検討する。</p> <p>さらに、不動産物権変動に関する登記以外の対抗要件、および登記の公信力についても、簡潔に整理する。</p>
第7回	<p>動産所有権譲渡と即時取得、物権に共通の消滅原因【テキスト111-130頁】</p> <p>動産物権変動の対抗要件としての引渡の意義について確認する。</p> <p>ついで、無権利者からの即時取得の要件としての引渡について分析し、占有改定による即時取得の可能性を検討する。</p> <p>さらに、盗品・遺失物に対する即時取得の例外につき、占有回復可能期間中の所有権の帰属や、公の市場で取得した場合の代価賠償請求権と目的物の使用利益の返還義務との関係を検討する。</p> <p>また、物権に共通の消滅原因として、物権の放棄、混同等について検討する。</p>
第8回	<p>債権譲渡の要件と効果【松尾ほか205-245頁】</p> <p>不動産所有権および動産所有権譲渡の仕組みとの対比において、債権譲渡の仕組みについて理解を深める。まず、債権の譲渡性について、譲渡禁止特約の効力との関係から確認する。ついで、指名債権の譲渡について、その要件と効果を、不動産や動産の場合と対比しながら検討する。さらに、証券的債権の譲渡や、債務引受についても、制度の仕組みを理解する。最後に、個々の債権・債務ではなく、契約上の地位そのものの譲渡（移転）について、その要件と効果を検討する。</p>
第9回	<p>占有権の意義と効力【テキスト131-155頁】</p> <p>所有権、用益物権などの本件と異なり、仮の権利とも言われる占有権の意義と効力について検討する。</p>

	<p>まず、占有の態様や占有の承継をめぐる関連法規も確認し、占有権の概念を正確に理解する。ついで、占有侵害に対する占有権の効力につき、物権的請求権と対比しながら整理する。そして、自力救済の許容範囲や占有の交互侵奪の場合の問題処理の方法について考察し、占有権の存在意義について理解を深める。</p>
第10回	<p>所有権の意義・内容、土地所有権の効力と相隣関係、所有権の原始取得(その1)【テキスト156-182頁】</p> <p>所有権とは何か、その意義と公共の福祉に基づく制約を踏まえ、その内容を確認する。また、土地所有権の効力に関する特別規定につき、相隣関係法規を中心にして検討する。中でも、隣地通行の法的根拠や通行の方法、袋地の所有権を取得した者は囲繞地の所有者に対して袋地所有権の登記なしに囲繞地通行権を主張しうるか、袋地所有者は囲繞地通行権を囲繞地の特定承継人にも主張しうるか、相隣関係法規と建築基準法などの行政的規制とが抵触する場合に両者の関係はどうなるかなどの問題につき、裁判例や学説を踏まえて考察する。</p> <p>つぎに、所有権の原始取得の方法について、無主物先占、遺失物拾得、埋蔵物発見について検討する。</p>
第11回	<p>所有権の原始取得(2)、共有、建物区分所有【テキスト182-209頁】</p> <p>所有権の原始取得のうち、添付と呼ばれる形態(附合、混和、加工)につき、とくに問題になる点に重点を置いて検討する。</p> <p>つぎに、共同所有の形態につき、共有と建物区分所有を中心に検討する。まず、共有物に対する共有者の使用权、変更権、その他の管理権、持分の処分権、持分権に基づく分割請求につき、関連法規を正確に理解し、判例法理の動向を確認する。ついで、これらの点も踏まえ、共同所有の諸形態における共有の特色につき、とりわけ共有者に対する団体的拘束という観点から、理解を深める。</p>
第12回	<p>用益物権【テキスト210-237頁】</p> <p>まず、地上権および永小作権の設定、移転および効力について検討する。とりわけ、土地の使用・収益権の内容、存続期間の保障、権利の譲渡性などの点につき、地上権と永小作権とを比較し、その物権性の相違を確認する。</p> <p>また、これらの権利の現代的意義につき、例えば、区分地上権などの活用方法やその問題点を取り上げ、大深度地下利用に関する法規との関係も踏まえて考察する。</p> <p>つぎに、地役権の設定、移転ならびに効力について検討する。とくに、地役権の具体的な活用方法、登記の方法と登記事項の範囲、要役地所有者は承役地所有者に未登記地役権を対抗しうるかなどの問題につき、地役権の特殊性も考慮に入れながら確認する。</p> <p>さらに、入会権の法的構造につき、入会団体と個々の入会権者との関係、入会権の行使方法、第三者に対する関係、入会権の今日的機能などについて検討する。</p>
第13回	<p>賃貸借の意義と賃貸借契約の成立・効果・終了【松尾・体系328-349頁】</p> <p>用益物権との対比において、また使用貸借とも比較しながら、賃貸借の意義と機能を確認したうえで、賃貸借契約の成立について検討を加える。</p> <p>とりわけ、賃貸借に関しては、借地借家法、農地法、その他の特別法が制定され、現実の賃貸借関係にも広範に適用されている。したがって、民法上の賃借権に関する基本原則が、これらの特別法によってどのように修正されているかという観点から、賃貸借の成立や存続期間をめぐる法的規制についての理解を進める。</p>
第14回	<p>不当利得の意義と要件【松尾・体系376-387頁】</p> <p>民法典上は契約、事務管理、不法行為と並ぶ債権の発生原因の1つとされながら、その機能や位置づけの多様性から、「財産法のごみ処理場」とも言われる不当利得法について、その存在意義や機能を再確認し、とくに財貨帰属秩序の基本を定めている物権法との関連性にも注目しながら、その(財貨帰属秩序の)一環という観点から、理論的な整理を試みる。そのために、様々な種類の不当利得を類型化し、まずはその全体像を概観する。</p> <p>つぎに、不当利得の要件・効果につき、不当利得の類型に従って検討する。</p>
第15回	<p>試験</p> <p>複数の制度に跨る総合的な事例問題を出題し、これまでの授業の中で習得した基礎知識の正確さとともに、応用的な思考能力の定着度について確認する。</p>

授業科目名	民法Ⅲ				
担当者名	平野 裕之				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	未修学生に、契約法及び債権総論の弁済をめぐる規律についての、条文及び判例について基礎的な理解をしてもらうと同時に、より深い応用的思考力を身につけられるように、事例を用いつつ講義をすることにより実際の事例で使える知識にしてもらうと同時に、所々で応用問題にも言及して発展的な問題意識を持ってもらうようにしたい。
2. 関連する科目との関係	他の民法の科目と並行的に勉強を進める必要がある。事前に民法全体についての勉強をしておいてもらいたい。
3. 授業の方法	基本的には、テキストに従った講義を行い、学生からの質問を適時受ける形で、双方向の授業をしたい。また、たまには、学生に私のほうから質問をして、緊張感を維持できるようにする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	平野の基礎コース債権法から、関係する部分をふせあつめたテキストを配布する。配布は4月はじめになると思われるので、それまでは各自の持っている教科書で予習をされたい。
6. 授業内容（細目）	予定としては以下の通り。詳しい内容は、テキストに沿って進めるので、テキストを見て頂きたい。
第1回	契約総論、契約の成立、懸賞広告
第2回	同時履行の抗弁権、
第3回	危険負担、
第4回	契約解除
第5回	贈与
第6回	売買契約(前半)
第7回	売買契約(後半)
第8回	消費貸借、使用貸借
第9回	賃貸借(前半)
第10回	賃貸借(後半)
第11回	請負、
第12回	委任(事務管理も含む)、寄託(預貯金契約を含む)
第13回	組合、和解、履行の強制
第14回	弁済、提供、供託
第15回	試験

授業科目名	民法Ⅳ				
担当者名	北居 功				
単位数	1	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、民事責任法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。本授業では、まずイントロダクションとして、不法行為法の意義と機能を概説した後で、一般不法行為の要件、効果、そして特殊不法行為の検討へと移っていく。</p> <p>本授業の到達目標は、民事責任法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、本授業の習得によって、2年次に配当される「民法総合Ⅰ・Ⅱ」における、より高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。とりわけ、不法行為の分野での勉強では、判例の読み込みが大切である。不法行為の分野は条文数が限られている代わりに、実質的には、判例の集積によって運用されている、いわば判例法の分野といつてよい。この点を留意して、判例を読み込むことを心がけて、勉強を進めることとしたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした民法科目として、本授業の他、「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅴ（担保法）」、「民法Ⅵ（家族法）」があり、相互に密接に関連している。これらの基礎的科目を修得することにより、2年次配当の「民法総合Ⅰ」、「民法総合Ⅱ」での、より高度で応用的な学習が可能となる。さらに、民事責任法は、民法分野以外の法分野の基礎をなす科目であり、「知的財産法」などへの接続科目としての役割も期待される。また、刑事法との対比において、民事責任の特質と意義についても、意識する必要がある。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を主体にして行うが、できる限り、判例や演習問題をめぐる質疑応答を通じて、対話形式の授業も意識する。すなわち、受講者は、必ず事前に、各自で基本的な知識について予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握したうえで授業に臨み、授業では教員の説明を理解したうえで、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強し、より深い理解へ到達して欲しい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>ことさら教科書を指定することはせず、毎回配布するレジュメに沿って授業を進める。受講生は、各自が勉強している教科書を予習復習で活用し、主体的に学習することを心がけて欲しい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>第1回：帰責性と責任能力</p> <p>不法行為の意義と機能について概観した後、近代法の基礎となっている意思理論に基づく古典的な不法行為要件としての責任能力と帰責性を、その現代的な変容の必要性まで含めて検討する。その際には、責任無能力者の監督者責任をめぐる問題、過失の主観的な倫理非難から客観的行為義務違反への変容を中心にして、さらに被害者救済のための無過失責任の意義についても、概説する。とりわけ、土地工作物責任や国家賠償法も概観する。なお、過失の証明で問題となる事実上の推定についても検討し、この問題が大きくかわる製造物責任もここで検討する。</p>
第2回	<p>第2回：権利侵害と違法性</p> <p>709条が有していた本来の権利侵害要件とその緩和を通じて形成された違法性要件について、具体的な判例を素材に、検討する。そのうえで、違法性判断の枠組みを通じて形成された相関関係理論と、そこで再び問題となる違法性と帰責性要件との錯綜問題、それを克服しようとする理論的な努力を跡づけて、不法行為の主観的要件と客観的要件の整理のあり方を検討する。さらに、行為と結果との因果関係、とりわけ医療事故で問題となる因果関係の事実上の推定を取り上げる。さらに、違法性を阻却する事由を検討して、不法行為要件論の検討を終える。</p>
第3回	<p>第3回：損害賠償論</p> <p>不法行為の効果論として問題となる損害賠償の範囲をめぐる問題を取り上げる。損害論と賠償範囲を画する理論を、物損害と人身損害をめぐって積み上げられてきた理論を中心に検討することで、賠償範囲の確定をめぐる考え方の習得に努める。さらに、判例を素材にして具体的な損害算定上の困難な一連の事例を取り上げると同時に、いわゆる間接被害者の問題もここで検討する。</p>
第4回	<p>第4回：損害賠償の調整</p> <p>原則として確定された損害の範囲も、過失相殺やその類推を通じて、減額されるケースが少なくない。さらに、好意による減額の事例や、各種の社会給付等による損益相殺も認められるかどうかが議</p>

	論される。このような賠償額の調整をここで検討する。合わせて、不法行為の効果として問題とされる差止請求をめぐる問題と不法行為に基づく損害賠償債権の消滅時効の問題も、扱うこととする。
第5回	第5回：使用者責任 いわゆる使用者責任をめぐる問題をここで扱う。使用者責任の固有の成立要件はもちろん、そこでいわれる危険領域説が応用される自動車損害賠償保障法や、使用者責任と同種の構造を持つ法人の不法行為責任、国家賠償法1条、さらに、企業の不法行為責任についても、ここで検討する。
第6回	第6回：共同不法行為 いわゆる共同不法行為をめぐる問題を扱う。共同不法行為は学説の議論状況と実務との乖離が大きい箇所であるため、主要な理論的関心にも配慮しつつ、共同不法行為の実際の運用と問題点を検討する。さらに、共同不法行為と過失相殺、失火責任、使用者責任といった複合的な問題も検討する。
第7回	第7回：責任競合論 不法行為の講義の最後に、債務不履行に基づく損害賠償請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権とのいわゆる請求権競合問題を検討する。さらに、使用者責任と表見代理との競合問題も概説する。
第8回	第8回：試験

授業科目名	民法V				
担当者名	片山 直也				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、債権担保の諸制度に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。本授業では、まずはイントロダクションとして、一般債権の性質、責任財産概念、執行制度との関係を説明した後で、不動産担保、人的担保、動産担保・債権担保の順に解説を行う。さらに債権者代位権・詐害行為取消権などの責任財産保全の制度、相殺、債権譲渡など担保的機能を有する諸制度についても本授業で取り扱う。</p> <p>本授業の到達目標は、債権担保に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、特に本授業は1年次の民法学習の集大成として位置づけられるので、本授業の修得によって、2年次に配当される「民法総合Ⅰ・Ⅱ」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした民法科目として本授業の他、「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」、「民法Ⅵ（家族法）」があり、相互に密接に関連しているが、特に、担保は、担保目的のために手段として用いられる法技術の高度性、利害関係人間の法律関係の複雑性ゆえに、民法の中でも特に難解な領域だとされるので、第2セメスターに配当し、1年次の民法学習の集大成として位置づけている。</p> <p>なお講義では、折に触れて、近時の担保制度をめぐる新たな動向（例えば事業の収益性に着目した資金調達のための担保制度の構築など）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「金融法」や「金融法務WP」へ誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p> <p>授業は、受講者が各回の項目について予習用テキストを用いて予習を行っていることを前提に、別途配付するレジュメに従って進められる。各回のレジュメは事前にTKCで配付するので、受講生は各自ダウンロードし、必ず授業に持参すること。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>予習用のテキストとして、内田貴『民法Ⅲ（債権総論・担保物権）』【第3版】（東京大学出版会、2005年）を指定し、各回の授業内容とテキストとの対照を行うが、担保法（特に担保物権法）をじっくりとかつ体系的に学ぼうと考えている者には、高木多喜男『担保物権法』【第4版】（有斐閣、2005年）または道垣内弘人『担保物権法』【第3版】（有斐閣、2008年）のいずれかをテキストとして用いることをお勧めする。債権総論の部分（特に責任財産の保全、保証）は、片山他『STEP UP 債権総論』（不磨書房、2005年）に準拠して授業を行う。</p> <p>サブ・テキストとして、瀬川信久他『民法判例集担保物権・債権総論』【第2版】（有斐閣、2004年）を用いるので、授業には、レジュメ、六法とともに携行されたい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>担保とは何か？（テキスト193～198頁、333頁、383～384頁、519～520頁）</p> <p>イントロダクションとして、担保の意義、担保の種類、担保物権の効力などの基本的事項を説明する。ここではまず、一般債権の効力およびその限界（債権者平等の原則、債務者の財産処分自由）について、民事執行手続きの概要を図式的に示しつつ理解させることを出発点とし、それとの対比で、物的担保と人的担保の相違、担保物権の効力（優先弁済効、追及効）を把握することに力点が置かれる。</p>
第2回	<p>相殺（247～272頁）</p> <p>債権消滅制度の一つである相殺についても、実務上はその担保的機能が積極的に活用されている。いわゆる預金担保貸付などがそれである。相殺の要件、効果、特に差押えと相殺の関係に関する判例法理の展開を学ぶ。</p>

第3回	責任財産の保全①（273～296頁） 責任財産を保全する制度として、債権者代位権について学習する。要件、効果にわたって数多くの裁判例が集積している。転用論についても言及する。
第4回	責任財産の保全②（296～331頁） 責任財産を保全する制度として、詐害行為取消権について学習する。要件、効果にわたって数多くの裁判例が集積している。倒産法上の否認権との関係にも言及する。
第5回	不動産典型担保（1） 抵当権①（テキスト383～415頁、457～461頁） 不動産典型担保として抵当権について3回の講義を予定している。まずは抵当権の法的性質、設定および本質的な効力について学習を行う。ここでは非占有担保としての抵当権の意義、抵当権の効力の及ぶ範囲、物上代位を中心に説明する。特に賃料債権への物上代位を肯定する判例法理の形成に注目したい。担保不動産収益執行制度についても言及する。
第6回	不動産典型担保（2） 抵当権②（テキスト416～445頁） 引き続き抵当権につき、抵当権侵害、抵当権と利用権の関係などの問題点を検討する。抵当権と賃借権の対抗関係について基礎的な説明を行った後に、明渡猶予制度、抵当権者の同意により賃貸借に対抗力を付与する制度を概説する。法定地上権、抵当権侵害については、重要判例を整理分析する。
第7回	不動産典型担保（3） 抵当権③、不動産質（445～457頁、472～486頁、488頁） 抵当権のその他の問題点として、第三取得者の地位、抵当権の処分（転抵当、譲渡・放棄、順位の譲渡・放棄）について学んだ後、特殊な抵当制度として、根抵当、工場抵当、財団抵当、企業担保などについても説明する。なお共同抵当の配当については、第10回の講義において、弁済による代位と関連づけて説明する。最後に、抵当権との対比で、占有担保としての不動産質にも言及を行う。
第8回	多数当事者の債権関係（367～381頁） 人的担保について理解する前提として、債権総則上のいわゆる多数当事者の債権関係について学習する。まずは分割債権債務、連帯債務、不可分債権債務である。それぞれについて、対外関係、影響関係、求償関係を理解する。なお債務の共同的帰属、合有的帰属および総有的帰属についても言及を行う。
第9回	保証①（333～365頁） 人的担保の代表である保証について学習する。まずは保証債務の性質・効力について学ぶ。次いで、保証について解説する。連帯保証、共同保証、根保証などの特殊な形態について学ぶ。機関保証、身元保証などにも言及する。
第10回	保証② 弁済による代位（74～88頁）、共同抵当（461～472頁） 弁済による代位の制度について学ぶ。併せて、共同抵当の配当についての論争点を整理する。
第11回	不動産非典型担保（519～539頁、548～553頁） 所有権移転形式による担保形態である非典型担保の特徴について抵当権との対比しつつ学習する。まずは仮登記担保、買戻、再売買予約を概観する。次いで譲渡担保については、所有権移転構成と担保権的構成の対立を学びつつ、清算方法、受戻権、第三者との関係など判例法理を中心に検討を行う。
第12回	動産担保（487～500頁、530～536頁、539～545頁） 種々の動産担保の形態を学ぶ。まずは典型担保としての動産質、次いで非典型担保としての、譲渡担保、所有権留保を取り扱う。特に譲渡担保については、いわゆる集合動産譲渡担保が重要である。なお動産・債権譲渡特例法についても言及する。ABLなどの流動資産担保の新しい動きにも言及を行う。
第13回	債権担保（490、496頁、214～223頁、546～547頁） 債権譲渡制度の理解を前提として、種々の債権担保の形態を学ぶ。債権質、債権譲渡担保が中心となる。集合債権譲渡担保との関連で、動産・債権譲渡特例法にも言及を行う。さらに、代理受領、振込指定など担保目的で用いられるその他の制度も横断的に分析する。
第14回	法定担保（501～518頁） 最後に法定担保制度として、先取特権、留置権について学習する。
第15回	試験

授業科目名	民法VI				
担当者名	犬伏 由子、岡部 喜代子				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

<p>1. 授業の目的と到達目標</p>	<p>本授業は、法学未修者を対象として、家族法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、(1) まず、民法全体の中での家族法の位置づけを理解する。私的自治を前提とする民法の中において、家族法は制度的あるいは公序的側面を持っており、戸籍制度や裁判制度（特に家庭裁判所）が家族法の中に組み込まれている。そこで、家族法の特徴・基本理念や戸籍制度との関係および家庭裁判所を通じた家族紛争解決手続について説明する。(2) ついで、男女関係についての家族法の規制内容について、夫婦関係の成立・効果、夫婦関係の解消（離婚）及び婚姻外の男女関係の順に検討する。(3) 近時、「子の権利」が強調されつつあるが、家族法の中での子どもの位置を親子関係を中心に検討する(4) また、(2) (3) で対象として家族関係を越えて、それ以外の親族関係者に対しても法が予定する支援体制としての後見制度や私的扶養制度について取り扱う。(5) さらに、人の死亡による権利義務の承継のシステムとしての相続制度の概略について基本的理解を習得する。相続による承継が死者（被相続人）と一定の親族関係にある者（相続人）によって行われること、被相続人の意思が相続においてどのように尊重されているのかなど、法定相続制度や遺言の意義を理解する。</p> <p>本授業の到達目標は、家族法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、家族関係は私たちの生活関係の基礎であり、家族内部であるいは家族外で、個人々として権利義務関係にたち、この権利義務には当然に財産法上の権利義務が含まれる。したがって、具体的財産上の問題と家族法上の問題が関連することは現実に多々見られることである。本授業は1年次の民法（財産法）の学習と並行して学習することにより、2年次に配当される「民法総合Ⅰ・Ⅱ」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
<p>2. 関連する科目との関係</p>	<p>法学未修者を対象とした民法科目として本授業の他、「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」、「民法Ⅴ（担保法）」があり、相互に密接に関連している。特に、家族法は、個人と個人の間を中心とする民法の中において、個人の具体的属性に注目する場合、もっとも基本的人間関係である家族関係を規律するものであり、財産法と異なる特徴が見られると同時に、夫・妻や親・子といった家族関係に伴う属性を持った個人として実際上財産取引関係にかかわるものである点で、現実の問題処理においては家族法の知識と財産法の知識が不可欠となる。そこで、1年次の第1 Semesterに配当し、複合的な問題を扱う「家族法総合」の基礎を形成するものと位置づけている。</p> <p>なお講義では、折に触れて、現代家族の変化や家族法改正をめぐる状況についても説明し、子供や女性の人権に対する学生の関心を喚起することにより、選択科目である「ジェンダーと法」などへ誘うように心掛ける。</p>
<p>3. 授業の方法</p>	<p>本授業では、家族法に関する基礎的かつ体系的知識の習得と、現実に生じる具体的な問題の処理能力を身につけることを目指している。そこで、受講生には、各回の授業のポイントや、テキスト等の該当頁、関連判例などを指示するので、必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨む必要がある。授業では、講師の説明に対する受講生の理解度を確認し、家族法に対する知的関心を喚起するために可能な限り双方向の質問の時間を設けたいと考えている。さらに、受講生の基礎的知識の理解の正確さが確認するための小テストも試みたいと考えている。</p>
<p>4. 成績評価</p>	<p>非公開</p>
<p>5. 教材</p>	<p>テキストとして、二宮周平『家族法（第2版）』（新世社、2005年）を用いる（授業内容欄に該当頁を挙げておいたが、進行によっては多少の変更がある）。</p> <p>判例集として、水野紀子ほか『家族法判例百選（第7版）』（有斐閣）川井健他『新判例マニュアル民法Ⅴ』（三省堂）などを参照する。</p> <p>参考文献として、岡部＝三谷『実務家族法講義』（民事法研究会）。そのほか、授業の際、適宜紹介する。</p>
<p>6. 授業内容（細目）</p>	
<p>第1回</p>	<p>家族法とは何か。（テキスト1～34頁,264～276頁）</p> <p>民法全体の中での家族法の位置づけについての理解を進めるために家族法の特徴、基本的概念について説明する。まず、家族法の理念や家族法の成り立ち、家族法の要式行為性と戸籍制度の関係、家</p>

	<p>族紛争解決手続きについてのアウトラインを示しつつ、個別の問題処理の方向性を把握できる能力を身につけることができるようにする。</p> <p>婚姻の成立 (36～54 頁)</p> <p>家族関係形成のスタートとして位置づけられている婚姻についての基礎知識を理解する。まず、婚姻の成立に関して、成立の方式に関する形式的要件、次に、実質的要件に関する婚姻意思および婚姻障碍のそれぞれが持つ意味内容について検討する。さらに、成立要件に違反する場合について、婚姻の無効・取り消しによる処理方法の特徴について学ぶ。特に、民法総則の無効・取り消しの理論と家族法上の理論との異同について理解する。</p>
第 2 回	<p>婚姻の効果 (55～77 頁)</p> <p>婚姻関係にある男女にはどのような権利義務関係が発生するかについて、身分上の効果と財産上の効果について検討し、個人の尊厳や両性の平等という観点から、民法改正案が提案されていることについても触れる。</p>
第 3 回	<p>婚姻の解消－離婚 (78～138 頁)</p> <p>夫婦双方の生存中にも婚姻関係の解消を認める離婚という制度について、離婚の方法・種類、手続について説明し、離婚についての国家によるコントロールのあり方を考える。同時に、離婚の効果を学ぶことにより、離婚による不利益が離婚配偶者や未成年の子に及ばないようにするための法制度について検討する。</p>
第 4 回	<p>婚姻外の男女関係 (139～155 頁)</p> <p>届出婚主義のもとで、婚姻届を出していない男女関係について、どのような法的効果が認められるのかを考えてみる。ここでは、民法上に規定されていない関係である。婚約及び内縁・事実婚について、学説判例などによりどのような法的効果が認められているのか理解する。</p>
第 5 回	<p>親子関係の成立－実子 (156～190 頁)</p> <p>血縁関係を基礎とする実親子関係の成立について、基本的枠組みを理解する。まず、親が法律婚関係にある場合の親子関係の成立についての嫡出推定制度について理解し、次に、法律婚以外の男女関係から生まれた婚外子（非嫡出子）と父および母との親子関係について、認知制度の意味および内容を把握する。</p>
第 6 回	<p>親子関係の成立－養子 (191～213 頁)</p> <p>血縁に基礎をおかずに親子関係の成立を認める養子制度について、普通養子と特別養子の対比しながら説明する。まず、普通養子の成立要件、および解消手続である離縁制度について理解した上で、特別養子制度の特徴を成立・効果・解消といった側面から把握する。さらに、人工生殖技術による出生子の法的地位についても触れる。</p>
第 7 回	<p>親子関係の法的効果－親権 (214～239 頁)</p> <p>未成年子と親との間の法的関係の中心である親権制度について説明する。まず、親権制度が未成年子の成長発達をサポートするための制度であることを身上監護権により理解し、子の財産関係について、親権者の財産管理権の持つ意味について、利益相反行為を中心に検討する。さらに、親権以外の法的効果として、子の氏と戸籍、扶養義務についても触れる。</p>
第 8 回	<p>後見・保佐・補助制度および扶養義務 (240～262 頁)</p> <p>未成年後見制度および成年後見制度について説明する。特に、高齢社会の中で成年後見制度についての 1999 年の法改正による新制度の内容・特徴について理解する。さらに、夫婦間や親が未成年子に対して負う扶養義務以外に民法上課せられている親族扶養義務の内容や具体的扶養紛争処理の論点について学ぶ。</p> <p>[第 1 回小テスト] 予定</p>
第 9 回	<p>相続法の基礎 (278～292 頁)、法定相続人・相続分 (293～299 頁)</p> <p>相続制度の基本的概念について説明する。まず、法定相続と遺言制度の関係、相続の根拠について学び、法定相続人の種類や順位、相続分、相続資格など法定相続の基本的ルールを把握する。</p>
第 10 回	<p>相続の効力－相続財産 (315～326 頁)、相続財産の管理 (327～335 頁)</p> <p>死亡した被相続人の財産のうち、何が相続の対象となるのかについて学び、次に相続財産の管理に触れる。個別的権利義務のうち、相続の対象財産に含まれるもの、および、相続対象財産とすることについて議論のあるものについて説明し、相続対象財産の範囲についての論点を把握する。ついで、相続開始後の遺産共有状態にある相続財産の管理について理解する。</p>
第 11 回	<p>相続分と遺産分割 (342～377 頁)</p> <p>相続財産の承継を最終的に確定する遺産分割手続に至るまでの過程を理解する。相続開始後、相続財産は相続分に応じた遺産共有状態におかれ、遺産分割を経て相続人に帰属することになる。そこで、</p>

	<p>まず、相続財産について相続人が持つ相続分について、法定相続分・指定相続分および具体的相続分について基礎的理解に努める。次に、遺産共有に含まれ、遺産分割の対象財産となる財産や分割方法についても説明する。</p>
第12回	<p>相続の承認・放棄(299～311頁)、相続人の不存在(311～314頁)、相続回復請求権(335～341頁) 相続の当然承継主義の原則に対して、相続人側の相続に関する選択権や相続財産の清算が行われる場合があることを学ぶ。まず、相続の承認・放棄の意義について把握する。また、相続財産が債務超過の場合を中心とする清算手続として、限定承認や財産分離制度の意義・内容について理解する。さらに、相続人の指定が認められていない日本法において、相続人が不存在である場合に相続財産の処理をどうするのかを学ぶ。さらに、相続人がいわゆる表見相続人により相続財産を侵害された場合の相続回復請求権について説明する。</p>
第13回	<p>遺言(378～423頁) 遺言制度の意義や基本的ルールを学ぶ。まず、遺言の方式、次に、法定事項に限られている遺言事項について特に、遺贈を中心に理解し、遺言執行におよぶ、遺言による相続関係処理の概略を把握する。</p>
第14回	<p>遺留分制度(424～459頁) 相続人に対する最低限度の相続分として保障されている遺留分制度の基礎を学ぶ。遺留分権の確保においては、遺留分額および侵害額の算定をした上で、遺留分減殺請求権の行使を行うことになるが、その過程において問題となる特別受益・寄与分との関係、遺留分減殺請求の方法や効力などを理解し、遺留分制度の概略を把握する。</p> <p>[第2回小テスト] 予定</p>
第15回	<p>試験 これまでに授業の中で習得した基礎知識の正確さとともに、トータルな問題処理に向けての能力を問うため、授業範囲内での複合的な事例問題を出题する。</p>

授業科目名	民法総合 I				
担当者名	片山 直也、鹿野 菜穂子、北居 功、平野 裕之、松尾 弘、武川 幸嗣、派遣裁判官				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民法総合 I は、民法総合 II と相まって、民法全般にわたる重要な問題や各種の議論を、正確に追跡し、その内容を理解し、発展させることで、民法への洞察を深めることを目的とする。その際、民法総合 I は、主として、人や法律行為、代理、物権変動や債権譲渡、無権限取引、各種の契約と不法行為の基礎を範囲とする。そして、(1)第一ステップの基本科目で学習した理論を、判例等を素材にして理解を深め、(2)基本科目の知識が正確かつ体系的に定着しているかを絶えず確認し、基礎知識の確認と定着の充実を図るとともに、応用能力の慣用をも相互にフィードバックさせることとする。また、(3)関連判例の事案の詳細な分析を通して、事実認定の方法や事実関係の整理の仕方にも習得し、第三ステップの民事法総合の履修に備えた基礎的な訓練を施すことも目指している。</p> <p>「民法総合 I」では、法曹実務家に必要とされる事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力の育成を目標とする。それは、基本的問題を中心にして、主要な判例・学説の適切な整理ができること（＝「現行法」の把握能力）を前提とする。のみならず、法規や判例が欠けている新たな問題への対応能力、つまり法規創造能力を涵養する。これがいわゆるリーガルマインドといわれるものの本体部分であるが、その核心部分に位置づけられるのが本科目である。教材ならびに扱うテーマもその観点から、多様なものを含んでおり、それを通じて学生には法律家として最も求められる「自分で考える」能力が養われることになる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「民法総合 I」は、基本科目「民法 I～IV」における民法の基礎的知識の習得を前提にして、現実の紛争事例を素材にした、複数の制度が絡み合う問題について、より実践的で応用的な学習を行う。「民法総合 II」との対比でいえば、法律行為、契約、物権変動および不法行為などの分野に関する基本的な問題につき、多角的な視角から分析できる基礎的な能力を育成することに主眼が置かれている。その際、関連する個々の裁判例の事実関係についても、自ら分析し、整理する力を養うことにより、自分で新たな法を発見することのできるような力量を身につけることが目標とされている。その意味で、本科目は、「民法総合 II」ならびに「民事法総合」の履修に必要な知識と技能を習得すると・国際刑事法・担当者名・安藤</p>
3. 授業の方法	<p>(1)各回の授業に先立ち、学生には、実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、関連裁判例ないし参考文献から成る教材が配布される。受講生は、これらの教材を利用して、課題事例に対する解答案を予め準備して授業に臨む。</p> <p>(2)授業では、受講生が予め作成した解答案を適宜報告し、それを踏まえて、担当者のアット・ランダムな質問に対する応答、受講生同士のディベートを通じて、様々な角度から検討を行う。その際、受講生は、前提となる各制度の理解や判例の知識の正確さが問われるとともに、関連裁判例の事実認定と判決理由との関係についても読み方の作法が指導されることになる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、分析指針、関連裁判例および参考文献から構成された教材を配布する。また、補助教材として、市販の演習用および参考書も用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>（民法総合 I では、履修者各自が、事前に情報提供を受けることなく、配布された教材の設例を読んで、問題点・論争点がどこにあるかを判断することが重要であると考え、各回のテーマをシラバスにおいて予め明らかにしていない。ここでは参考のために、2008年度の授業内容を基礎にして、2009年度に想定される仮の授業内容を掲載する。）</p>
第 1 回	<p>【テーマ】錯誤・詐欺</p> <p>美術品の贋作売買に関する設例を通して、買主保護のための法的手段について多角的な分析を行う。これについては、①買主の錯誤を根拠とする救済(錯誤)、②売主の不誠実を根拠とする救済(詐欺、契約締結上の過失責任<説明義務違反>)、③契約不適合を根拠とする救済(債務不履行、瑕疵担保責任)が考えられるが、無効・取消し・解除と損害賠償との相違、損害賠償の範囲など効果論についても検討する。</p>
第 2 回	<p>【テーマ】無権代理と相続</p> <p>無権代理行為の性質やその効果を理解したうえで、無権代理人やあるいは無権代理が行われた本人が死亡した場合の相続で、いかなる法律問題が生じるのかを検討する。ここでは、判例や学説の主張が多様に錯綜しているため、それらの理解を深めつつ、無権限の処分行為の諸相について、理解を深めることが目指される。</p>

第3回	<p>【テーマ】隣人訴訟</p> <p>隣人関係における紛争解決につき、①無償の法律関係であること、②好意的・儀礼的關係を基礎としていること、③生命・身体の侵害に関わる紛争であること、の諸要素に配慮しながら、民法上の関連する諸制度(委任、事務管理、不法行為、代理など)を効果的に活用しつつ、適切な法律構成と妥当な解決を模索する。</p>
第4回	<p>【テーマ】不動産物権変動</p> <p>不動産の物権変動の基礎を学ぶ。不動産の譲渡における所有権移転の時期とそのメカニズム、対抗要件を必要とする第三者の範囲、二重譲渡における第二譲受人の要件、さらに転得者が登場する場合の対抗関係について、判例の詳細な検討を軸にして、考察する。</p>
第5回	<p>【テーマ】即時取得</p> <p>動産の所有権留保売買に関する設例を通して、次の点についての習熟を図る。①即時取得制度の要件・効果に関する理解(とくに善意無過失の具体的内容とその立証・認定)の確認、②所有権留保における転得者保護と権利濫用の意義、③所有権留保と譲渡担保の競合・優劣関係、に関する応用的思考力の養成。動産担保を織り込んだ動産取引の安全について考察する。</p>
第6回	<p>【テーマ】取得時効と登記</p> <p>本問は、最高裁平成18年1月17日第三小法廷判決の事案を題材として、時効の要件としての所有の意思、時効取得と登記との関係など、基本問題の理解を確認するとともに、判例法理によれば、登記なくして時効取得を対抗しえない時効完成後の第三取得者に対し、登記なくして時効取得を対抗し得ることになる、第三取得者が背信的悪意者にあたる場合であるというためにはどのような要件が必要かについて最高裁が初めて判示した上記判例の内容の理解を深めることを目的とする。</p>
第7回	<p>【テーマ】受領遅滞</p> <p>受領遅滞による解除・損害賠償請求につき、受領遅滞(債権者遅滞)の法的性質に関連して議論する。その際、解除については、通次給付における解除が問題となり、どこまで解除できるのかを考察する。他方で、口頭の提供は必ず必要なのか、これとの関係で、債権者が受領遅滞を解消するためには、どのようなことをすべきなのかを検討する。最後に、一部提供、供託の問題を議論する。</p>
第8回	<p>【中間試験】</p> <p>第1回～第7回の各回の課題の事例のうちの1つに即する形で、事例問題を出題し、事案の整理の仕方、これまでの授業の中で習得した知識の正確さ、応用的な思考能力の定着度を確認する。</p>
第9回	<p>【テーマ】売買の瑕疵担保責任</p> <p>土地の事業売買において商法526条の期間制限の意義とそれが徒過した場合の効果、さらに、その期限徒過による権利喪失が買主にとって酷となる特別な事情がある場合の買主の救済を工夫しながら、売買における売主の瑕疵担保責任について、その法的性質や効果等について理解を深める。</p>
第10回	<p>【テーマ】危険負担等</p> <p>本問は、大阪高裁平成9年12月4日判決・判タ992号129頁の事案を題材として、同裁判例に含まれている、XのYに対する、①危険負担の規定の類推適用による既払い家賃の返還請求、②補修・清掃費は家主負担として清掃費等支払額相当分の返還請求、③敷引き特約による敷金控除分の返還請求、についてそれぞれYの反論をふまえて請求の可否を検討することを求めるものである。消費者契約法についても言及する。</p>
第11回	<p>【テーマ】賃貸人の地位の移転</p> <p>いわゆるサブリース事業のケースを素材に、賃貸人の地位が留保される旨の特約の効力について検討することで、賃貸人の地位が移転する諸関係、さらに、賃借人も交替する事案でのその法律関係について、伝統的な賃貸借法理に加えて、事業用サブリースが提示する新たな取引問題についても検討を加える。</p>
第12回	<p>【テーマ】特殊不法行為</p> <p>使用者責任と共同不法行為の競合事例を素材にして、一般不法行為の要件・効果の理解はもとより、特殊不法行為の要件・効果と、それらが競合する場合の解釈のあり方について、検討する。とりわけ、判例の分析を通じて、使用者責任と共同不法行為の競合という複雑な不法行為事例に対処する考え方を理解する。</p>
第13回	<p>【テーマ】債権者代位権等</p> <p>最判平成5.10.19民集47巻8号5061頁を素材として、請負契約の特質、請負契約における所有権の帰属、下請負の法律関係について基礎的な理解を確認した後、三者間の法律関係における代金債権の確保に関して、債権者代位権、転用物訴権その他の直接請求権、留置権について検討する。議論は、特約の第三者効、複合契約論にも及ぶ。</p>
第14回	<p>【テーマ】法人の不法行為、安全配慮義務</p> <p>まず、不法行為の一般的成立要件と証明責任を確認し、法人による不法行為につき、709条による損害賠償請求は可能かを考え、事例において会社側の過失また相当因果関係があるかを検討する。更に、寄与度減額の可否について、母親の固有の損害賠償請求も含めて議論を行う。また、母親の損害賠償請求については、死亡以外の事例への固有の慰謝料請求の可否、PTSDについては相当因果関係の有無を検討し、最後に、安全配慮義務違反について、債務不履行による可能性も確認し、不法行為による場合との</p>
第15回	<p>【試験】</p> <p>各回の課題の事例、中間試験の事例よりもやや複雑な、複数の制度に跨る総合的な事例問題を出題し、事案の整理の仕方、これまでの授業の中で習得した知識の正確さ、応用的な思考能力の定着度を確認する。</p>

授業科目名	民法総合Ⅱ				
担当者名	浅井 隆、岡部 喜代子、片山 直也、金山 直樹、鹿野 菜穂子、北居 功、澤田 和也、島田 真琴、長島 良成、中村 晶子、松尾 弘、武川 幸嗣				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>「民法総合Ⅰ・Ⅱ」は、研究者教員と実務家教員が共同で行う画期的な授業である。教材としては、実務、とくに裁判例から厳選し、それを元に独自に作成したものを用いる。その主眼は、実践に用いることのできる形での理論の重要性を認識し、実際にもそれを身につけることを目標とする。そして、(1)第1ステップの基本科目で学習した理論を実際に活用する方法を習得する一方で、(2)基本科目の知識が正確かつ体系的に定着しているかを絶えず確認し、基礎知識の定着と応用力の涵養を相互にフィードバックさせながら、一層深めることを目的としている。また、(3)関連裁判例の事案の詳細な分析をおと、事実認定の方法や、事実関係の整理の仕方をも習得し、第3ステップの民事法総合の履修に備えた基礎的な知識や技能を習得することも目指している。それらを通じて、(4)法曹実務家に必要とされる事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力の育成を目標とする。</p> <p>「民法総合Ⅱ」は、「民法総合Ⅰ」の延長線上にあるが、応用的な問題を素材にして、より実践的な紛争解決能力を養うことを主眼とする。学生は、取引実務や裁判の流れを視野に入れながら、法が生きて機能する場面を念頭においた上で実体法たる民法を学ぶという体験をすることになる。基本的問題と先端的問題を織り交ぜながら、主要な判例・学説の適切かつ明快な整理とともに、法規や判例が欠けている問題への実際的な対応能力を涵養する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「民法総合Ⅱ」は、基本科目「民法Ⅰ～Ⅳ」における民法の基礎的な知識の習得を前提にして、現実の紛争事例を素材にした、複数の制度が絡み合う問題について、より実践的で応用的な学習を行う。「民法総合Ⅰ」との対比でいえば、分野としては、債権総論、担保、特殊な契約、不当利得および団体などを取り上げつつ、民事訴訟法や民事執行法、不動産登記法といった他の法分野との関係も視野に取めつつ、「民法総合Ⅰ」において確認された基礎的な知識をもとにして、そこで養成された事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力をさらに発展させ、総合的な能力を育成するとともに、関連する個々の裁判例の事実関係についても、自ら分析し、整理する力を養うことにより、「民事法総合」の履修に必要な知識と技能を習得することも念頭に置いている。</p>
3. 授業の方法	<p>(1)各回の授業に先立ち、学生には、実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、関連裁判例ないし参考文献から成る教材が配布される。受講生は、これらの教材を利用して、課題事例に対する解答を予め用意して授業に臨む。</p> <p>(2)授業では、受講生が予め作成した解答を適宜報告し、それを踏まえて、担当者のアット・ランダムな質問に対する応答、受講生同士のディベートを通じて、様々な角度から検討を行う。その際、受講生は、前提となる各制度の理解や判例の知識の正確さが問われるとともに、関連裁判例の事実認定と判決理由との関係についても読み方の作法が指導されることになる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、分析指針、関連裁判例および参考文献から構成された教材を配布する。また、補助教材として、市販の演習用および参考書も用いる。
6. 授業内容（細目）	(民法総合Ⅱでは、履修者各自が、事前に情報提供を受けることなく、配布された教材の設例を読んで、問題点・論争点がどこにあるかを判断することが重要であると考え、各回のテーマをシラバスにおいて予め明らかにしていない。ここでは参考のために、2008年度の授業内容を基礎にして、2009年で想定される仮の授業内容を掲載する。)
第1回	<p>【テーマ】表見代理</p> <p>代理権授与の有無、それに対する相手方の認識が微妙な事案において、代理行為の有効性、表見代理の成否などについて検討する。代理に関する知識の確認と、言い分形式の事案の分析、要件事実を踏まえての主張の整理に慣れることも目的とする。</p>
第2回	<p>【テーマ】団体の法律関係</p> <p>団体の法律関係について、法人、権利能力なき社団、組合を題材にして、財産権や債務の帰属の仕方、意思決定方法、代表者や構成員が団体の目的や規約に反して行為した場合の効力、構成員の法的地位や団体の債務に対する個人責任の有無などを比較しながら理解を深める。</p>
第3回	<p>【テーマ】債権譲渡</p> <p>債権譲渡をめぐる法律関係に関して、対抗要件、相殺の抗弁、異議をとどめない承諾などにつき、要件事実論の側面から、当事者の主張（請求原因、抗弁、再抗弁）に整理した上で、争点を抽出させ、実体法上の議論を訴訟法上の攻撃防御に反映させた上で検討を行う。</p>

第4回	<p>【テーマ】共同連帯保証</p> <p>債務を一部弁済した共同連帯保証人が、債権者から債務免除を受けた他の連帯保証人に対して求償請求した場合、どのような反論ができるかを検討することにより、保証人の求償権、連帯保証、弁済者代位などに関連する諸問題を多角的に確認すると共に、判例、実務、学説上定説のない問題を自力で解決するために必要な発想力を養う。</p>
第5回	<p>【テーマ】抵当権の追及効、抵当権に基づく妨害排除</p> <p>抵当権実行前の法律関係、とくに抵当目的物に侵害があった場合において、抵当権者と設定者兼所有者及び第三者との法律関係の調整をどのように図るのか検討する。</p>
第6回	<p>【テーマ】物上代位と相殺</p> <p>抵当権が設定された不動産に対して賃借権が設定された場合に、抵当権者の賃料債権に対する物上代位と賃借人の抵当権設定者に対する債権と賃料債務との相殺の優劣、さらに、抵当権設定者に対する債権者が賃料債権を差し押さえ、転付命令を取得したときの物上代位との優劣について検討する。その際、差押命令、転付命令の効力といった民事執行法上の問題についても理解を確認する。</p>
第7回	<p>【中間試験】</p> <p>第1回～第6回の各回の課題の事例のうちの1つに即する形で、事例問題を出題し、事案の整理の仕方、これまでの授業の中で習得した知識の正確さ、応用的な思考能力の定着度を確認する。</p>
第8回	<p>【テーマ】不動産譲渡担保</p> <p>不動産の譲渡担保の事例に関して、法的構成、受け戻しの限界、担保目的物の利用や処分に関する担保権者と設定者の関係などを検討し、譲渡担保に関する基本的な理解と事例への応用を目指す。なお不動産や債権の集合物譲渡担保に関する近時の立法や最高裁の動向なども視野に入れて学習することを希望する。</p>
第9回	<p>【テーマ】保証人・物上保証人の代位</p> <p>保証人・物上保証人・両資格を兼ねる者の代位、共同抵当において代位が問題となる場合の後順位抵当権者の法的地位、担保保存義務とその違反の効果などについて検討する。また、保証人と物上保証人との違いを踏まえて受託物上保証人の事前求償権行使の可否についても検討する。</p>
第10回	<p>【テーマ】消滅時効</p> <p>物権的請求権が時効にかからないという原則が契約との関係でいかなる扱いを受けるのか、また、農地の事案につき最高裁が時効の効力発生に関して停止条件説を採用したことの問題性を検討する。</p>
第11回	<p>【テーマ】建築請負の瑕疵担保責任</p> <p>建築請負契約の具体的な事例を素材にして、請負契約の特質や、建築請負契約における瑕疵担保責任の性質とその意義、さらに、同時履行の抗弁権および相殺に関する議論も射程に含みつつ、請負における瑕疵をめぐる当事者の紛争解決の指標を模索する。</p>
第12回	<p>【テーマ】詐害行為取消権</p> <p>売掛金債権が四重に停止条件付集合債権譲渡担保に供された事例において、①債権譲渡通知を取り消すことができるか、②新たに金員を借り入れると共に当該債権の支払を担保するために譲渡担保に今日する行為は詐害性ある行為といえるか、③二重譲渡事例において債権者取消権を認めることに問題はなにか、④取消が認められた場合のその後の法律関係、等について検討を加えた。</p>
第13回	<p>【テーマ】多数当事者（三者）間の不当利得</p> <p>売買契約に基づく代金が売主の委託に基づき買主から第三者に交付されたが、当該売買契約が解除されまたは無効であった場合、さらに当該売主と第三者との間の原因関係が効力を失った場合などを題材にして、多数当事者（三者）間の不当利得の成否と法律関係につき検討する。</p>
第14回	<p>【テーマ】名誉毀損</p> <p>本問では、法人の名誉について、名誉とは何かを考えながら論じてもらい、これを肯定する判例を前提として、名誉「毀損」の判断基準につき、新聞、雑誌記事による名誉毀損について考えさせることを意図している。あわせて、名誉毀損の免責事由として、名誉毀損の違法性が否定される場合(真実性の抗弁)、記者の対外的責任、情報提供者の責任、更には宗教団体の名誉が毀損されたことにより、信者も慰謝料請求ができるかを考えてもらうものである。</p>
第15回	<p>【期末試験】</p> <p>各回の課題の事例、中間試験の事例よりもやや複雑な、複数の制度に跨る総合的な事例問題を出題し、事案の整理の仕方、これまでの授業の中で習得した知識の正確さ、応用的な思考能力の定着度を確認する。</p>

授業科目名	商法Ⅰ				
担当者名	宮島 司、山本 爲三郎				
単位数	1	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>商法Ⅰと商法Ⅱは、法学未修者を対象として、会社法の諸制度に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>会社法は実務と密接に関連しているため、知っておくべき知識の量が非常に多い。しかし、基本的な考え方を習得しておけば、具体的な情報は無理なく身につけることができる。そこで、本講義では会社法の考え方、論理構造の説明に重点を置く。ただし、常に最新の実務情報をも提供して、理論的検討の材料にしたい。</p> <p>商法Ⅰの講義対象は会社法総論および株式であり、商法Ⅱの講義対象は株式会社の機関・計算・組織再編および会社の法人性である。</p> <p>商法Ⅰおよび商法Ⅱにおける授業の到達目標は、会社法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにある。商法Ⅲと合わせて、商事法（実質的意義における商法）の大部分がカバーされる。商法Ⅰ～Ⅲの修得によって、2年次・3年次に配当される「商法総論」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>商法Ⅰおよび商法Ⅱのほか、法学未修者を対象とした商法科目としては、商法Ⅲが設置されている。商法Ⅰおよび商法Ⅱは会社法、商法Ⅲは商法総則、商行為法、有価証券法（手形法・小切手法）を対象とする。</p> <p>なお第3セメスター以降には、「商法総論」や「企業法務BP・WP」のほか、「保険法」「企業会計法」等が設置されており、商法Ⅰ・商法Ⅱの修得は、実質的にこれらの科目習得の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一般講義形式であるが、演習に近い形式で行う。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テスト等によって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p> <p>なお、会社法は習得すべき知識量に比較して割当時間が著しく少ない。効率的に内容の濃い授業を行うために、必ず十分な予習を心がけて欲しい。予習の便宜を図り、レジュメは当該授業の1週間以上前に配布するようにしたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>Aクラスは、宮島司『新会社法エッセンス<第二版>』（弘文堂、2006年）、Bクラスは、山本爲三郎『会社法の考え方<第7版>』（八千代出版、2008年）をテキストとし、レジュメをサブ・テキストとする。受講生はテキストおよびサブ・テキスト等を用いた予習により、毎回の講義前までにその回の講義内容に関する基本的知識を把握していることが要求される。テキストおよびレジュメに掲載されている練習問題を活用して欲しい。なお、会社法は頻繁に改正されており、それに伴い上記テキストは改定される可能性がある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>第1回：（第1章）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質的意味における商法（企業組織法、企業取引法） ・会社 ・株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社） ・有限責任事業組合 ・公開会社（会2条5号）・非公開会社 <p>[Bクラス（山本）のみ]</p> <p>※なお、（第☆章）は、会社法の考え方<第7版>。以下、同様。</p>
第2回	<p>第2回：（第8～10章） ・単位としての株式（権利内容が均一な割合的単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主の権利 ・株主平等原則 ・種類株式 ・株式併合、株式分割、株式無償割当 ・単元株制度

第3回	<p>第3回：(第11章・12章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株 券 ・株式譲渡 ・株式の善意取得 ・株式の担保化 <p>※小テスト予定</p>
第4回	<p>第4回：(第12章・13章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主名簿制度 ・名義書換 ・基準日 (会 124 条) ・定款による譲渡制限株式 ・会社と株主との契約による株式譲渡の強制 ・株券発行前の株式譲渡
第5回	<p>第5回：(第1章・13章) ・自己株式取得規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有自己株式の法的地位 ・保有自己株式の消却 ・親会社・子会社 ・子会社による親会社株式の取得禁止 ・不適法な自己株式取得による損害 <p>※小テスト予定</p>
第6回	<p>第6回：(第26章) ・株式会社の資金調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授權資本制度 ・募集株式発行 (新株発行・自己株式処分)
第7回	<p>第7回：(第26章) ・新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業買収防衛策 ・社 債
第8回	試験

授業科目名	商法Ⅱ				
担当者名	宮島 司、山本 爲三郎				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>商法Ⅰと商法Ⅱは、法学未修者を対象として、会社法の諸制度に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>会社法は実務と密接に関連しているため、知っておくべき知識の量が非常に多い。しかし、基本的な考え方を習得しておけば、具体的な情報は無理なく身につけることができる。そこで、本講義では会社法の考え方、論理構造の説明に重点を置く。ただし、常に最新の実務情報をも提供して、理論的検討の材料にしたい。</p> <p>商法Ⅰの講義対象は会社法総論および株式であり、商法Ⅱの講義対象は株式会社の機関・計算・組織再編および会社の法人性である。</p> <p>商法Ⅰおよび商法Ⅱにおける授業の到達目標は、会社法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにある。商法Ⅲと合わせて、商事法（実質的意義における商法）の大部分がカバーされる。商法Ⅰ～Ⅲの修得によって、2年次・3年次に配当される「商法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>商法Ⅰおよび商法Ⅱのほかに、法学未修者を対象とした商法科目としては、商法Ⅲが設置されている。商法Ⅰおよび商法Ⅱは会社法、商法Ⅲは商法総則、商行為法、有価証券法（手形法・小切手法）を対象とする。</p> <p>なお第3セメスター以降には、「商法総合」や「企業法務BP・WP」のほか、「保険法」「企業会計法」等が設置されており、商法Ⅰ・商法Ⅱの修得は、実質的にこれらの科目習得の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一般講義形式であるが、演習に近い形式で行う。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テスト等によって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p> <p>なお、会社法は習得すべき知識量に比較して割当時間が著しく少ない。効率的に内容の濃い授業を行うために、必ず十分な予習を心がけて欲しい。予習の便宜を図り、レジュメは当該授業の1週間以上前に配布するようにしたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>Aクラスは、宮島司『新会社法エッセンス<第二版>』（弘文堂、2006年）、Bクラスは、山本爲三郎『会社法の考え方<第7版>』（八千代出版、2008年）をテキストとし、レジュメをサブ・テキストとする。受講生はテキストおよびサブ・テキスト等を用いた予習により、毎回の講義前までにその回の講義内容に関する基本的知識を把握していることが要求される。テキストおよびレジュメに掲載されている練習問題を活用して欲しい。なお、会社法は頻繁に改正されており、それに伴い上記テキストは改定される可能性がある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>第1回：（第14～16章）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の運営・経営・管理機構の構成 ・株主総会の権限 ・定時株主総会、臨時株主総会 ・株主総会の招集、運営 ・一株一議決権原則 ・議決権の不統一行使 ・議決権の代理行使 <p>[Bクラス（山本）のみ] ※なお、（第☆章）は、会社法の考え方<第7版>。以下、同様。</p>
第2回	<p>第2回：（第16～18章）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面投票制度、電子投票制度 ・株主総会決議 ・総会屋と利益供与禁止 ・株主総会決議の瑕疵
第3回	<p>第3回：（第19章・20章）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役 ・執行役 ・業務執行権限と会社代表権限 ・取締役会と会社代表機関との権限関係 ・会社使用人 ・会社の代理商

第4回	<p>第4回：(第20章) ・法令遵守体制・内部統制システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会 ・特別取締役による取締役会決議 ・委員会設置会社 ・大会社である公開会社における委員会設置会社とそれ以外の会社 ・執行役、代表執行役
第5回	<p>第5回：(第21章・22章) ・代表取締役</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表権限の性質 ・代表権限濫用行為の効力 ・表見代表取締役・表見代表執行役 ・商業登記と表見代表取締役・表見代表執行役 ・会社と取締役・執行役間の関係 ・取締役・執行役の善管注意義務 ・取締役・執行役の忠実義務 <p>※小テスト予定</p>
第6回	<p>第6回：(第22章) ・取締役・執行役の競業禁止義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役・執行役の利益相反取引規制 ・取締役の報酬
第7回	<p>第7回：(第23章) ・取締役・執行役の会社に対する責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主代表訴訟 ・取締役・執行役の違法行為に対する差止請求権 ・取締役・執行役の第三者に対する責任
第8回	<p>第8回：(第24章・25章) ・業務執行に対する監督・監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役 ・監査役会 ・会計監査人 ・会計帳簿 ・会計帳簿・計算書類の解釈原則 <p>※小テスト予定</p>
第9回	<p>第9回：(第25章) ・計算書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時計算書類 ・連結計算書類 ・会計参与 ・資本原則 ・計算書類の監査・承認 ・決算公告
第10回	<p>第10回：(第5章・25章) ・株主に対する剰余金の配当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金 ・準備金 ・持分会社の設立手続 ・株式会社の設立手続 ・会社設立の法的性質
第11回	<p>第11回：(第6章・7章) ・定款の絶対的記載・記録事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款の相対的記載・記録事項 ・変態設立事項(危険な約束) ・払込の仮装(預合、見せ金) ・会社設立に関する責任 ・会社設立の無効と設立取消 <p>※小テスト予定</p>
第12回	<p>第12回：(第27章) ・組織再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併：吸収合併、新設合併 ・会社分割：吸収分割・新設分
第13回	<p>第13回：(第27章) ・持株会社による企業グループの経営 ・株式交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式移転 ・事業譲渡等
第14回	<p>第14回：(第2章) ・会社の法人性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人格否認の法理 ・会社の能力(権利能力、行為能力、不法行為能力)
第15回	試験

授業科目名	商法Ⅲ				
担当者名	高田 晴仁				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法学未修者を対象として、商法総則・商行為法および手形・小切手法に関する基本的な事柄を講義する。 到達目標は、①商法総則・商行為法および手形・小切手法に関する基本的な知識と考え方を習得し、②「商法Ⅰ」および「商法Ⅱ」と併せて、2年次・3年次の「商法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることである。
2. 関連する科目との関係	法学未修者を対象とした商法分野の必修科目として、本講義のほかに、会社法を対象とする「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」が設置されている。 なお、第3セメスター以降には、「商法総合」「企業法務BP・WP」「保険法」などが設置されており、商法総則・商行為法を対象としたこの「商法Ⅲ」の履修は、実質的にこれらの科目の履修の前提となっている。
3. 授業の方法	講義形式を基本としつつ、質疑応答・事例演習など双方向のかつインテンシブな方法も採り入れる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回レジュメを配布し、それによって講義を進める。 そのため、特定の教科書を指定することはしないが、定評あるものは講義と平行して必ず通読していただきたい。 例えば、商法総則・商行為法については、 ・近藤光男・商法総則・商行為〔第5版補訂版〕（有斐閣、平成20年） ・弥永真生・リーガルマインド商法総則・商行為法〔第2版〕（有斐閣、平成18年） ・商法（総則・商行為）判例百選（第5版） 手形法・小切手法については、 ・田邊光政・最新手形法小切手法〔5訂版〕（中央経済社、平成19年）
6. 授業内容（細目）	まず商法総則・商行為の内容を講義し、次に手形法小切手法に進む。それぞれオーソドックスな教科書で述べられている順番に講義を進行していくので、講義の進み方にあわせる形で各自の教科書を通読してほしい。（各々の学習の仕方にもよるが）予習よりも復習に力を入れる方が合理的であると思う（復習の助けとするために補助教材を配布する）。
第1回	（商法総則その1） 商法の意義と商法の法源 商法の基本概念 「商人」概念と「商行為」概念
第2回	（商法総則その2） 商業登記 商号 商業帳簿
第3回	（商法総則その3） 商業使用人 代理商 営業
第4回	（商行為法） 商行為法総則 商事売買 交互計算 匿名組合 仲立営業

	運送営業 運送取扱業 寄託 倉庫営業
第5回	(手形小切手法その1) 手形・小切手の具体的なイメージ (※ビデオ教材を使用する) 有価証券 為替手形、約束手形、小切手の異同
第6回	(手形小切手法その2) 原因関係と手形関係 約束手形の記載事項
第7回	(手形小切手法その3) 手形行為の実質的要件 手形の交付欠缺 (手形理論)
第8回	(手形小切手法その4) 他人による手形行為 代理による手形行為 機関方式による手形行為 手形偽造
第9回	(手形小切手法その5) 手形の変造 手形の裏書
第10回	(手形小切手法その6) 手形抗弁その1
第11回	(手形小切手法その7) 手形抗弁その2
第12回	(手形小切手法その8) 満期以後の法律関係 手形書替
第13回	(手形小切手法その9) 手形保証 公示催告と除権決定 手形訴訟
第14回	(手形小切手法その10) 白地手形
第15回	試験

授業科目名	商法総合 I				
担当者名	澤田 和也、菅原 貴与志、出縄 正人、豊泉 貫太郎、矢嶋 雅子、山手 正史				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「商法総合 I」、「商法総合 II」を通じて商法全般すなわち商法総則、会社、商行為、手形、小切手の重要問題、各種論点につき正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	一学年に配当されている「商法 I・II・III」を履修し、既に商法全体につき基本的理解が出来ることが前提となる。ただ「商法 I・II・III」の授業が網羅的に為されたのと異なり重要論点につき深く掘り下げることで、より深い理解を目指す。
3. 授業の方法	事前に問題を配付し、受講者がこれらを予習したのとして、授業にあつては、教師との質疑応答、教師からの解説により、問題点の理解を深める。また場合によってはレポーターを指名して発表させたり、クラスを二分して、互いに一方の立場に立って論争することも考える。その間、時々レポート提出、小試験を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に問題を配布するので、予習した上で授業に参加することとなる。 これ以外に各人が「商法 I・II・III」を履修した際に利用した商法の教科書を利用する。当然六法は常時持参することとなる。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	総則①（商人・使用人・登記）
第 2 回	総則②（商号・名板貸・事業譲渡）
第 3 回	商行為（商事代理・商 504～522・商事売買）
第 4 回	会社法総論（会社の属性、目的、法人格否認）
第 5 回	設立
第 6 回	株式①（平等原則・譲渡自由原則）
第 7 回	中間テスト
第 8 回	株式②（株主名簿・名義書換その他）
第 9 回	株式③（自己株式）
第 10 回	機関総論（機関設計、権限委譲）
第 11 回	株主総会①（閉鎖会社）
第 12 回	株主総会②（公開会社）
第 13 回	有価証券①（手形要件・他人による手形行為）
第 14 回	補講
第 15 回	試験

授業科目名	商法総合Ⅱ				
担当者名	澤田 和也、菅原 貴与志、出縄 正人、豊泉 貫太郎、矢嶋 雅子、山手 正史				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」を通じて商法全般すなわち商法総則、会社、商行為、手形、小切手の重要問題、各種論点につき正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	一学年に配当されている「商法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を履修し、既に商法全体につき基本的理解が出来ることが前提となる。ただ「商法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業が網羅的に為されたのと異なり重要論点につき深く掘り下げることで、より深い理解を目指す。
3. 授業の方法	事前に問題を配付し、受講者がこれらを予習したものととして、授業にあつては、教師との質疑応答、教師からの解説により、問題点の理解を深める。また場合によってはレポーターを指名して発表させたり、クラスを二分して、互いに一方の立場に立って論争することも考える。その間、時々レポート提出、小試験を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に問題を配布するので、予習した上で授業に参加することとなる。 これ以外に各人が「商法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を履修した際に利用した商法の教科書を利用する。当然六法は常時持参することとなる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	取締役・取締役会
第2回	監査・内部統制
第3回	役員の責任①（対会社責任）
第4回	役員の責任②（対第三者責任）
第5回	資金調達①（概説・新株予約権・社債）
第6回	資金調達②（募集株式・有利発行）
第7回	資金調達③（有利発行・発行差止）
第8回	中間テスト
第9回	計算・開示
第10回	組織再編①（概説・合併）
第11回	組織再編②（会社分割）
第12回	有価証券②（裏書・手形抗弁・白地手形）
第13回	代表訴訟・ガバナンス総括
第14回	ファイナンス総括・補足
第15回	試験

授業科目名	民事手続法 I				
担当者名	春日 偉知郎、坂原 正夫				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者に対し、民事手続法の基本法である民事訴訟法についての基礎知識を教示しながら、基礎原理と民事訴訟手続の流れを修得させ、次の学習段階に繋げることを目的とするものである。到達目標は次の通りである。民事訴訟法についてのより詳しい内容や民事手続上の実践的な問題に適切に対応するための方策を考える授業は2年次以降に配当されているので、そのような授業を受講するための基本的な知識の取得が第一の目標である。具体的には、民事訴訟法の基本原理を理解し、民事訴訟法の重要問題について判例・通説の内容とそれぞれの限界を十分に理解できることが求められる。さらに要求されることは、民事手続の基底にある基本原理や手続的な思考方法について単なる知識として理解するのではなく、適正な裁判と合理的な手続運営の相克の問題を意識し、適切な訴訟活動が実践できるような素地を習得することである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は民事手続法の基本講座であり、2年次以降の種々な「民事手続法」に関する講義や演習の案内人の役割を担っている。換言すれば、それらのいわば呼び水のような意味も有しているということである。なお民事訴訟法は問題によっては実体法である民法・商法とも密接な関係を有している。これらについては具体的な事例問題を通じて、それらとの関係や接点について指摘し、学生が民法や商法を学ぶ場合に手続法的な視点からの考察ができるように配慮したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義が中心になるが、抽象的な理論について一方的な講義にならないように注意しなければならない。そのためには次のような方法を考えている。第一にテキストを使用して予習を励行させ、授業中に学生に予習に関して質問をする。第二に、教材（テキストと判例解説）を効率的に使用して、授業中はなるべく具体的な問題を提示して具体的な解決策を考えさせる。第三に、大きなテーマの終了ごとに小テストを行い、学生に勉強をさせるとともに、学生の理解の程度を把握して、次の授業に反映させる。</p> <p>内容に関しては、単調で平板な概説的な授業にならないように、授業にめりはりをつける。すなわち実務で重要な意味を持ち、しかも訴訟促進に重要な役割を演じる項目を重点項目として、それに力点を置いた授業にする。そのためにテキストを読めば分かるようなものは、読む箇所や読み方を指示するだけで終わらせることもある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材として、特定の教科書を指定することはしないが、以下の基本書のいずれかに基づいて、予習をして講義に臨んでほしい。①伊藤眞・民事訴訟法（有斐閣）、②新堂幸司・新民事訴訟法（弘文堂）、③高橋宏志・重点講義民事訴訟法（上・下）、④中野貞一郎ほか編・新民事訴訟法講義（有斐閣）。詳しくは、第一回目の講義の際に説明する。なお、本年3月頃に、新版または改訂版が出版されるものもあるので、購入にあたっては注意すること。</p> <p>この他に『民事訴訟法判例百選』（第3版）（有斐閣、2003年）を使用し、常に手続原理を具体的な事例や判例と結び付けて理解するように指導する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民事訴訟の基本構造</p> <p>民事訴訟法入門や講義のガイダンスとして、民事訴訟の基本構造、訴訟手続の概要、紛争解決方式の多様化について講義する。具体的には次のような順序と内容である。</p> <p>第1に、法的紛争を法的に解決する民事訴訟制度の必要性と、制度の基底にある基礎的な思想について説明する。</p> <p>第2に、民事訴訟手続の流れ・円環的構造・基本原理等を説明して、民事訴訟法の概要を鳥瞰的に明らかにする。同時に基本的概念や用語を修得させる。すなわち、処分権主義、弁論主義、口頭弁論、訴訟物、既判力、訴訟類型である。</p> <p>第3に、民事紛争を解決するのは訴訟だけではないとして、ADR（裁判外紛争処理制度）について説明する。すなわちADRの代表的なものとして、和解、調停、仲裁等を取り上げ、それぞれの特質と役割、訴訟との関係を明らかにする。</p>
第2回	<p>訴えの提起（1） 「訴えと請求」</p> <p>訴えの提起に関する事項を3回に分けて扱う。最初は「訴えと請求」である。細目は次の通りである。①訴えの意義、②訴えの種類、③訴訟上の請求、④訴え提起の方式、⑤訴え提起後の措置。</p>

第3回	<p>訴えの提起 (2) 「訴えの利益と当事者適格」</p> <p>細目は次の通りである。①総説、②訴えの利益、③当事者適格、④第三者の訴訟担当、⑤訴えの利益と当事者適格の訴訟上の取扱い。</p>
第4回	<p>訴えの提起 (3) 「訴え提起の効果」</p> <p>細目は次の通りである。①訴訟係属、②二重起訴禁止、③訴え提起の実体法上の効果。</p>
第5回	<p>裁判所</p> <p>民事訴訟手続の主体である裁判所について、どのような規律がなされているかを、次のような項目で扱う。①裁判所の意義と種類、②裁判機関の構成、③民事裁判権、④管轄、⑤管轄権の調査と移送、⑥裁判官の除斥・忌避・回避。</p>
第6回	<p>訴訟当事者</p> <p>民事訴訟手続の主体である訴訟当事者について、どのように規律がなされているかを、次のような項目で扱う。</p> <p>①訴訟当事者の概念、②当事者の確定、③当事者能力、④訴訟能力、⑤当事者権。</p>
第7回	<p>訴訟における代理・代表</p> <p>①訴訟と代理、②法定代理人、③法人等の代表者、④訴訟代理人、等の項目に即して検討する。</p>
第8回	<p>口頭弁論 (1) 弁論主義</p> <p>裁判資料の収集方法の原理としての弁論主義を扱う。①弁論主義、②弁論主義の適用領域、③主張責任、④積明権、⑥法的観点指摘義務、⑦真実義務、⑧職権探知と職権調査。</p> <p>②を中心に、弁論主義違反とされた判例を分析的に考察する。口頭弁論</p>
第9回	<p>口頭弁論 (2) 口頭弁論の経過</p> <p>①口頭弁論の経過の概要、②弁論の併合・分離・制限、③口頭弁論調書、④弁論期日における当事者の欠席。</p> <p>口頭弁論 (3) 当事者の訴訟行為</p> <p>①訴訟行為の概念と種類、②訴訟契約（訴訟上の合意）、③訴訟行為と私法規定、④形成権の訴訟上の行使、⑤訴訟行為の瑕疵と治癒。</p> <p>以上の2項目を扱う。</p>
第10回	<p>口頭弁論の準備</p> <p>①口頭弁論の準備の必要性とその方法、②準備書面、③当事者照会（訴え提起前の証拠収集の処分等を含む）、④準備的口頭弁論、⑤弁論準備手続、⑥書面による準備手続、⑦進行協議期日。</p>
第11回	<p>証拠 (1) 事実認定と証拠</p> <p>証拠は訴訟において非常に重要である。4回に分けて扱う。今回は総論ともいうべきものであり、⑤においては違法収集証拠の問題も扱う。①証拠の必要性、②証拠の種類、③証明の対象、④自白、⑤自由心証主義。</p>
第12回	<p>証拠 (2) 証明責任の分配</p> <p>細目は次の通りである。①証明責任の意義、②弁論主義による証明責任の機能の拡大、③証明責任の分配基準、④立証困難軽減の諸方策。</p> <p>③を中心に、個別的な事案ごとに考察する。</p>
第13回	<p>証拠 (3) 証拠調べの通則と各種の証拠調べ (1)</p> <p>細目は次の通りである。①証拠申出・証拠決定、②裁判所外の証拠調べ、③集中証拠調べ、④証拠保全、⑤証人尋問。</p>
第14回	<p>証拠 (4) 各種の証拠調べ (2)</p> <p>細目は次の通りである。①当事者尋問、②鑑定、③書証、④検証。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	民事手続法Ⅱ				
担当者名	中島 弘雅、三上 威彦				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象に、民事手続法の基本法である民事訴訟法（判決手続法）が規定する訴訟の終了、複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴・再審について、それぞれの基本原理と基本的な知識の修得を目的とする。授業に際しては、今日的な問題に対応できるように、適宜、現代型訴訟や、人事訴訟、国際民事訴訟などにも配慮する予定である。</p> <p>本授業の到達目標は「民事手続法Ⅰ」とあいまって、第一に、民事訴訟法（判決手続法）の基本的な手続の流れや原理を修得することにある。具体的には、民事訴訟法の基本原理に基づく民事訴訟法の重要な問題について判例・通説の内容を十分に理解することである。第二に、本授業が2年次に配当されている「民事手続法」に関する高度で実践的な科目を履修するのに必要な基礎的な能力を身につけることである。第三に、民事手続の基底にある基本原理や手続的な思考方法について単なる知識として理解するのではなく、適正な裁判と合理的な手続運営の相克の問題を意識し、適切な訴訟活動が実践できるような手続的な思考をするための素地を得ることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は民事手続法Ⅰとともに、民事手続法の基本講座であり、2年次以降の種々な「民事手続法」に関する講座や演習の案内人の役割を担っている。換言すれば、それらのいわば呼び水のような意味も有しているということである。なお、民事訴訟法は問題によっては実体法である民法・商法とも密接な関係を有している。これらについては、毎回の授業の中で紹介する具体的な事例問題を通じて、それらとの関係や接点について指摘し、学生が民法や商法を学ぶべき場合に手続法的な視点からの考察ができるように配慮したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義が中心になるが、抽象的な理論について一方的な講義にならないように注意しなければならない。そのためには次のような方法を考えている。第一に、あらかじめ講義レジュメを渡して予習を励行させ、授業中に学生に予習に関して質問をする。第二に、講義レジュメと下記に掲げた民事訴訟法の体系書等を効率的に使用して、授業中はなるべく具体的な問題を提示して具体的な解決策を考えさせる。第三に、大きなテーマが終了し時点で小テストを行い、学生に勉強をさせるとともに、学生の理解の程度を把握して、次の授業に反映させる。</p> <p>内容に関しては、単調で平板な概説的な授業にならないように、授業にめりはりをつける。すなわち実務で重要な意味を持ち、しかも訴訟促進に重要な役割を演じる項目を重点項目として、それに力点を置いた授業にする。そのために体系書等を読めば分かるようなものは、読む箇所や読み方を指示しただけで終わらせることもある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>民事訴訟法について大局的な理解に役立てるために、あらかじめ講義レジュメを配布する。授業では、それを踏まえてさらに詳しい説明を加え、最新の問題や判例・学説に関して見落すことのないようにする。講義内容については、下記の民事訴訟法の体系書や判例解説書によって、学生が基本的な概念や原理について、予習・復習を効果的に行えるようにする。</p> <p>講義では、判例を具体的な事案から解説している、伊藤眞＝高橋宏志＝高田裕成編『民事訴訟法判例百選〔第3版〕』（＝別冊ジュリスト169号、2003年）を適宜使用する。また必要に応じて、新堂幸司＝青山善充＝高橋宏志編『民事訴訟法判例百選Ⅰ〔新法 対応補正版〕』（＝別冊ジュリスト145号、有斐閣、1998年）、同『民事訴訟法判例百選Ⅱ〔新法 対応補正版〕』（＝別冊ジュリスト146号、1998年）も参照する。これらによって、常に手続原理を具体的な事例や判例と結び付けて理解するように指導する。</p> <p>テキストは、特にしないが、下記のいずれかを本講義に際して併用することをお奨めする。①中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義〔第2版補訂2版〕』（有斐閣）、②伊藤眞『民事訴訟法〔第3版3訂版〕』（有斐閣）、③新堂幸司『新民事訴訟法〔第4版〕』（弘文堂）、④松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂）、⑤藤田広美『講義民事訴訟法』（東京大学出版会）など。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>最初に、簡単に、本講義全体のガイダンスを行った後、次の項目について授業を行う。</p> <p>判決による訴訟の終了（1） 総説——裁判所の判断による訴訟の終了</p> <p>判決による訴訟の終了は5回に分けて扱う。最初はいわば総論である。細目は次の通りである。①総説——裁判所の判断による訴訟の終了、②裁判の種類、③判決の成立、④判決の効力（総論）。重点項目は①と④である。</p>

第2回	判決による訴訟の終了 (2) 既判力論、および既判力の時的限界 細目は次の通りである。①既判力とは何か、②既判力論の展開、③既判力の作用と一事不再理、④既判力の時的限界——既判力の標準時。重点項目は、④である。
第3回	判決による訴訟の終了 (3) 既判力の客観的範囲 細目は次の通りである。ここでは、①一般原則、②判決理由中の判断の拘束力、③既判力と相殺の抗弁、④争点効理論と信義則理論について事例を用いながら学ぶ。
第4回	判決による訴訟の終了 (4) 既判力の主観的範囲(その1) 細目は次の通りである。ここでは、①相対効の原則、②請求の目的物の所持者と、③口頭弁論終結後の承継人について具体的な事例を素材にして学ぶ。
第5回	判決による訴訟の終了 (5) 既判力の主観的範囲(その2)、執行力・形成力・附随的効力 細目は次の通りである。ここでは、既判力の主観的範囲の問題のうち、既判力の一般第三者への拡張について学ぶ。 引き続き、既判力以外の判決の効力について学ぶ。具体的には、①執行力、②形成力、③確定判決の附随的効力について検討する。
第6回	当事者の行為による訴訟の終了……訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解 当事者の行為による訴訟の終了について学ぶ。細目は次の通りである。①総説——当事者の行為による訴訟終了の意義、②訴えの取下げ、③請求の放棄・認諾、④訴訟上の和解。特に④和解に関しては、次のように分けて考察する。意義と要件、手続・方式、効果、訴訟上の和解の瑕疵と救済方法。
第7回	複数請求訴訟 請求が複数の訴訟については、次のような項目別に考察する。①訴えの客観的併合、②訴えの変更、③反訴、④中間確認の訴え。これらについて、総説、意義・態様、要件、手続に分けて考察する。重点項目は②である。
第8回	多数当事者訴訟 (1) 総説、共同訴訟(その1) 当事者が多数の訴訟は4回に分けて扱う。最初は、総論として、多数当事者訴訟の意義を考察した上で、共同訴訟(その1)として、①共同訴訟の意義、②固有必要的共同訴訟、③類似必要的共同訴訟、④通常共同訴訟などについて、検討を行う。重点項目は、②と④である。
第9回	多数当事者訴訟 (2) 共同訴訟(その2)、選定当事者等 最初に、共同訴訟の残りの部分、すなわち、共同訴訟の審理と判決について、検討する。この項目は、重要である。 続いて、①多数当事者紛争と選定当事者、②クラスアクションと拡大選定当事者制度、③団体訴訟制度、④大規模訴訟に対する特則を扱う。
第10回	多数当事者訴訟 (3) 訴訟参加と訴訟告知(その1) 今回は、①訴訟参加の意義と形態、②補助参加、③共同訴訟的補助参加、④訴訟告知のそれぞれについて、要件、手続、効果等を考察する。
第11回	多数当事者訴訟 (4) 訴訟参加と訴訟告知(その2) 今回は、独立共同訴訟参加について学ぶ。
第12回	多数当事者訴訟 (5) 任意的当事者変更と訴訟承継 今回は、任意的当事者変更と訴訟承継を取り上げる。細目は次の通りである。①当事者変更の態様、②任意的当事者変更、③訴訟承継。それぞれについて、意義、要件、手続、効果を考察する。特に③の訴訟承継では、当然承継、参加承継、引受承継について学ぶ。
第13回	上訴と再審 (1) 総説と控訴 上訴審手続は2回に分けて取扱う。最初は (A) 総論と、(B) 控訴審手続である。 「総論」は、①裁判と不服申立て、②裁判の形式と不服申立て。 「控訴」は、①総説、②控訴審の手続、③控訴審の裁判、④附帯控訴。重点項目は、④である。
第14回	上訴と再審 (2) 上告・抗告・再審 それぞれの細目は、次の通りである。 「上告」は、①総説、②上告理由、③上告受理申立て、④上告審の手続、⑤上告審の裁判、⑥破棄判決の効力。重点項目は、②である。 「抗告」は、①総説、②抗告審の手続、③抗告審の裁判。 「再審」は、①総説、②再審事由、③その他の要件、④再審の手続と判決、⑤準再審。
第15回	試験

授業科目名	民事手続法総合				
担当者名	春日 偉知郎、中島 弘雅、三上 威彦、三木 浩一				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」を履修した者および既習者を対象として、民事訴訟法のうちの判決手続について、訴訟の流れに則した発展的な理解と論点相互間の有機的な関連の習得を目的とする。本授業の到達目標は、判決手続に関する諸概念や主要な論点を、現実の訴訟を想定した具体的な事案に則して理解し、かつ展開する能力の習得にある。
2. 関連する科目との関係	法学未修者を対象とした民事手続法科目として「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」があり、本授業はその上級科目にあたる。また、民事手続法の関連科目として、「民事執行・保全法」、「倒産法Ⅰ・Ⅱ・総合」、「裁判外紛争解決」、「国際民事訴訟法」などがあり、また、実体法と手続法の融合科目として、「民事法総合Ⅰ・Ⅱ」などがあるが、本授業は、これらを学ぶ上で必須の基礎を提供する。さらに、本授業は、民事系の法律実務基礎科目を学ぶ上でも重要である。
3. 授業の方法	ソクラティック・メソッドを用いた演習形式で行われる。すなわち、受講生は必ず事前に設問に対する解答を自分の頭で考え、さらに必要な判例や学説の調査を行った上で授業に臨む。授業では、教師の質問に対する応答や、学生相互間の活発な議論を通じて、判決手続の体系的かつ有機的な知識を習得し、また、事例問題を自己の頭で解決する能力を養う。加えて、教師や他の学生との討論を通じて、自己の考えを適切に表明して相手を説得する能力を身につける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	三木浩一＝山本和彦編・ロースクール民事訴訟法[第3版]・有斐閣
6. 授業内容（細目）	
第1回	本授業のガイダンスを行い、さらに、UNIT 1を学習する。ここでは、重複起訴禁止と相殺の抗弁に関する事例を扱う。この事例を通じて、重複起訴禁止原則の制度趣旨や、禁じられる重複起訴となる場合の基準を明らかにし、それとの関係で、相殺の抗弁が重複起訴禁止に触れるか否かについて考察する。
第2回	UNIT 5を学習する。ここでは訴えの利益に関する事例を基に、訴えの各類型について共通する訴えの利益とは何か、訴えの各類型に特有の訴えの利益とは何か、といったことを分析的に考察する。
第3回	UNIT 6を学習する。ここでは信教の自由・政教分離原則と裁判を受ける権利との調整はどのようになされるべきか、法人の内部紛争における当事者適格は、どのように考えるべきかを検討する。
第4回	UNIT 9を学習する。ここでは弁論主義について学習する。とくに、自白の成立要件、自白撤回の要件、当事者が主張しない事実に基づいて判決が下された場合の問題点について学習する。
第5回	UNIT 11を学習する。ここでは口頭弁論の準備の諸問題を事例を通じて学ぶ。具体的には、争点整理手続の中でも、とくに弁論準備手続に焦点を当て、時機に後れた攻撃防御方法の却下を絡ませて、口頭弁論の準備について有機的な理解を目指す。
第6回	UNIT 13を学習する。ここでは、会社の社内文書に対する文書提出命令を中心として、当事者の立証活動と証明負担の軽減の問題を横断的に学習する。具体的な論点としては、文書特定手続、文書提出義務、自己使用文書、民訴法 248 条などを取り上げる。
第7回	UNIT 16を学習する。ここでは複数請求訴訟において、一部の請求につき判決がなされた場合を想定し、その判決に対する控訴の要件、控訴審での審理・判断といったことを中心としつつ、その前提たる、複数請求訴訟の意義等についても理解を深める。
第8回	UNIT 17を学習する。ここでは、既判力の客観的範囲の問題を様々な角度から学習する。また、それと関連して、上訴の利益についても学習する。

第 9 回	UNIT 1 8 を学習する。ここでは、既判力の基準時後の形成権の行使に関する事例を素材として、実体法上の形成権の訴訟における行使の問題等を学習する。
第 1 0 回	UNIT 1 9 を学習する。ここでは判決効の主観的範囲の問題を、ひとつの事例を通じて横断的に学習する。主として焦点を当てる論点は、反射効論と既判力論との関係、反射効論の評価、口頭弁論終了後の承継人の理論、反射効論と口頭弁論終了後の承継人の理論の関係などである。
第 1 1 回	UNIT 2 1 を学習する。ここでは、複数請求訴訟に関し、訴えの変更の要件、反訴の要件、複数請求訴訟における後訴の規律などを学習する。
第 1 2 回	UNIT 2 2 を学習する。ここでは同時審判申出共同訴訟を取り上げ、この制度と主観的予備的併合との関係、同時審判申出共同訴訟の要件や手続、同時審判申出共同訴訟と補助参加の関係等、同時審判申出共同訴訟において生じうる問題点につき総合的に考察する。
第 1 3 回	UNIT 2 3 を学習する。ここでは独立当事者参加について学習する。具体的には、独立当事者参加の制度趣旨、独立当事者参加訴訟における審理と判決の問題点について深く学ぶ。
第 1 4 回	UNIT 2 4 を学習する。ここでは訴訟承継の事例を中心として、訴訟承継の意義と種類、参加承継と引受承継の手続、訴訟承継があった場合の手続等、訴訟承継をめぐる問題を総合的に考察する。
第 1 5 回	試験

授業科目名	民事法総合 I				
担当者名	増井和男、大江 忠、岡部喜代子、中村晶子、福井 琢、今津幸子、阿部能章、赤坂俊哉、松田浩明、春日秀文、深沢岳久、鈴木一夫				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民事法総合 I は、民事法総合 II とともに、民法、商法、民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決すべきかを学ぶ科目である。</p> <p>本授業の到達目標は、特殊分野を除いた一般的な民事事件につき、一応の解決方法を見つけ、訴訟の見通しをつけられる応用力をつけ、司法試験合格後の実務修習に耐えうる能力を身につけることである。</p> <p>民事法総合 I では、民法と民事訴訟法にまたがるケースを取り上げる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年次の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論を修得していることを前提に、具体的事案の解決方法の検討を通じて、民事事件が訴訟になった場合に、民法、民事訴訟法各条文(民事保全法および民事執行法の一部を含む) 解釈及び理論がどのような役割を果たすのかを探究する。「民事実務の基礎」に比較すると、理論的問題を重視した内容となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一つのケースを2コマ続きの授業で扱い、合計7回(隔週) 演習形式で行う。すなわち受講生は事前に与えられたケースを読み、何が問題となり、どのように解決すべきかを検討し、授業に臨む。授業では、教員が受講生に質問し、討論しながら、様々な意見、主張を整理し結論に導いていく。受講者が活発に意見を出し合うことで、様々な事件の見方を知り、簡潔で、説得的な考えを述べる力をつける。</p> <p>さらに、論述力を養うため、第2回、第6回の問題については、授業日の2週間程度前までに解答を起案し、提出してもらったうえ、添削・講評する予定である。</p> <p>また、中間試験については、普段の授業内ではなく、5月23日(土) 午後1時から実施するので注意すること。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>事前には、事例問題のみを配付し、授業中に関連する判例等の資料を紹介する。</p> <p>その他、これまで各自が使用してきた各教科の基本書</p>
6. 授業内容(細目)	<p>現時点では、2009年度に使用する問題が確定していないこと、および事前に論点を明示してしまうと、何が問題点であるかというところから検討してもらうという趣旨に反するので、2008年度に実施した問題を掲載する。今年度の具体的な授業日程等の予定は以下のとおりである。</p> <p>第1回(4月8日)、第2回(4月22日) ※自宅起案の提出期限は4月10日(金) 午後4時45分、第3回(5月20日)、中間試験(5月23日 土曜日午後1時開始)、第4回(6月3日) 中間試験の問題を対象とします。第5回(6月17日)、第6回(7月1日) ※自宅起案の提出期限は6月19日(金) 午後4時45分、第7回(7月15日)</p>
第1回	<p>金型加工業を営むXが、Y社製造にかかる自動金型加工機械を商社経由で購入し、使用したところ、無人運転中にドリルの摩擦熱が油性切削液に引火し、Aより賃借している工場が全焼し、隣のCの自宅も半焼したという事案を元に、製造物責任、失火責任法、規範的要件の要件事実、中間判決、債務不存在確認の訴えなどについて検討する。</p>
第2回	<p>Xは経営難に陥ったAの依頼を受け、同人から印刷機械(以下、機械という)を買いうけたが、2年間はAが下請のBに賃貸することを許容していたところ、Bが倒産してBの債権者Y株式会社(以下、Y社という)が代物弁済として機械を占有するにいたったため、XがY社に対し印刷機械の引渡を求めた事案において、実体法の問題としては、占有の移転、即時取得の成否を検討させ、あわせて保全処分、訴訟上の審理(争点整理など)も取扱う。</p>
第3回	<p>マンションの売買契約がされたが、売主は金銭消費貸借と譲渡担保であると主張している事案において、建物明渡の要件事実、譲渡担保における弁済後の譲渡、詐欺取消された場合の第三者の保護、無断録音テープの証拠能力、自白の撤回、補助事実の自白の拘束力、第三者が所持する証拠の入手方法について問う問題</p>
第4回	<p>中間試験</p> <p>土地の売主Xが、買主Yないしその保証人Zに対し、売買代金を請求し、買主Yないし保証人Zが、契約の解除、土地との引換給付、請負代金による相殺等を主張して争う事案。</p> <p>動産等と対比しながら同時履行の抗弁権の存在効果、行使効果につき検討をするほか、その立証、</p>

	<p>釈明義務、判決主文、控訴、執行方法、和解条項の作成方法など多方面から同時履行の抗弁権につき検討を加え、かつ、当該事案における争点と事件処理の見通しを考える。</p>
第5回	<p>Aが個人経営するブティックが経済的に破綻し、Aが所在不明となった事例において、Aのブティック及び自宅所在の種々の動産を担保としてAに金銭を貸し付けていたX、Aのブティックに商品を納入していたが代金未回収のY、Aの自宅の絵画を担保に金銭を貸し付けていたZのそれぞれに成立しうる担保及びその優劣関係等について検討する。また、ZがAに対して提起した訴訟において提出された証拠や尋問結果等の証拠能力についても検討する。</p>
第6回	<p>土地賃貸人が地上建物を所有し、これを賃貸するする土地賃借人に対して、建物取去土地明渡請求を求める場合の法律構成として所有権構成と賃貸借契約書の終了構成とがある。さらに、賃貸借契約の終了事由として期間満了と債務不履行解除とに分かれる。</p> <p>具体的事例の中から上記法律構成に必要な要件事実を抽出して、明渡請求の当否を検討する。そのほか訴状送達欠陥が訴訟上に及ぼす影響、訴訟における当事者の欠席の対応について検討する。</p>
第7回	<p>A工務店とYはYのマイホーム建築につき、請負契約を締結した。工事途中でA工務店は、Xファイナンスに対して、請負契約の代金の一部を債権譲渡した。その後、A工務店の社長Aは急病で入院したことから、建築工事はストップしてしまった。XファイナンスはYに対して支払いを求めて訴えを提起した。</p> <p>かかる事案をとおして債権譲渡の法的性質、訴訟物、請求原因、抗弁以下の攻撃防御方法といった基本を学ぶ。</p>
第8回	<p>期末試験</p>

授業科目名	民事法総合Ⅱ				
担当者名	増井和男、大江 忠、加々美光子、中村晶子、福井 琢、赤坂俊哉、平石孝行、岡 伸浩、今津幸子、深沢岳久、本村 健、増本善丈				
単位数	2	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>民事法総合Ⅱは、民事法総合Ⅰと同様に、民法、商法、民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決すべきかを学ぶ科目である。</p> <p>本授業の到達目標は、特殊分野を除いた一般的な民事事件につき、一応の解決方法を見つけ、訴訟の見通しをつけられる応用力をつけ、司法試験合格後の実務修習に耐えうる能力を身につけることである。</p> <p>民事法総合Ⅱは、主として商法と民事訴訟法あるいは民法と商法もしくはそのすべてにまたがるケースを取り上げる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年次の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論、商法総合Ⅰ、3年次春学期の商法総合Ⅱを修得していることを前提に、具体的事案の解決方法の検討を通じて、民事事件が訴訟になった場合に、民法、商法、民事訴訟法、民事執行法の各条文解釈及び理論がどのような役割を果たすのかを探究する。「民事実務の基礎」に比較すると、理論的問題を重視した内容となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一つのケースを2コマ続きの授業で扱い、合計7回（隔週）演習形式で行う。すなわち受講生は事前に与えられたケースを読み、何が問題となり、どのように解決すべきかを検討し、授業に臨む。授業では講師は受講生に質問し、討論しながら、様々な意見、主張を整理し結論に導いていく。受講者が活発に意見を出し合うことで、様々な事件の見方を知り、簡潔で、説得的な考えを述べる力をつける。</p> <p>さらに、論述力を養うため、第2回、第6回の問題については、授業日の2週間程度前までに解答を起案し、提出してもらったうえ、添削・講評する予定である。</p> <p>また、中間試験については、普段の授業内ではなく、第3回と第4回の授業の間の水曜日である11月5日（水）午前9時から実施するので注意すること。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>事前には、事例問題及びその関連資料のみを配付し、授業終了後に関連する判例等の資料を配付もしくは紹介する。</p> <p>その他、これまで各自が使用してきた各教科の基本書</p>
6. 授業内容（細目）	<p>現時点では、2009年度に使用する問題が確定していないこと、および事前に論点を明示してしまうと、何が問題点であるかというところから検討してもらおうという趣旨に反するので、2008年度に実施した問題を掲載する。今年度の具体的な授業日程等の予定は以下のとおりである。日程については、注意すること。</p> <p>第1回（9月30日）、第2回（10月14日）※自宅起案の提出期限は10月5日（月）午後4時45分、第3回（10月28日）、中間試験（11月4日午前9時開始）、第4回（11月18日）中間試験の問題を対象とします。第5回（12月2日）、第6回（12月16日）※自宅起案の提出期限は12月4日（金）午後4時45分、第7回（1月13日）</p>
第1回	<p>会社が高額なゴルフ会員権を購入した後、当該ゴルフクラブが倒産した結果、当該ゴルフ会員権が無価値になってしまったことを理由として株主が当該会社の代表取締役に対し代表訴訟を提起したという事案において、代表訴訟における諸問題（実体法及び訴訟法）について検討する。</p>
第2回	<p>総合商社の被用者（営業課長）による複数の権限外ないし権限濫用行為の相手方が、会社の責任を問うための構成と実効性を、時間の経過に伴う事情の変更、相手方の事実認識の変遷をふまえて検討する。</p> <p>併せて、被告が行方不明の場合の訴訟行為、相手方当事者の死亡が判明した場合の訴訟行為、控訴審における攻撃防御方法の提出に関する民事訴訟法の規律などについても検討する。</p>
第3回	<p>化粧品の特約店契約の解消に関する事例を素材に、特約店契約の法的性質、解消をめぐる問題、確認訴訟の確認の利益、不特定物売買と商法526条、一部請求などについて扱う。</p>
第4回	<p>中間試験</p> <p>Cは、X社においては、取締役会長、Y社においては、取締役である。また、Y社の代表取締役はCの妻、Y社の発行済み株式総数は妻とその兄弟で過半数を占めているという場合に、両社の製品が競合する場合の問題、Y社の銀行借入についてX社が保証する場合の問題などを検討し、あわせて、反訴、訴えの変更についても、検討する。</p>

第5回	代表取締役を退任した者等が取引行為を行った場合において、当該取引行為の相手方と株式会社及び当該行為者の責任との間の法律関係について、実体法（民法、商法及び会社法）上問題となる点を抽出し、それぞれ検討を加えるとともに、それらが、民事訴訟においてどのように反映されあるいは反映されないかを、主に既判力との関係で検討する。
第6回	X株式会社（以下X社という）とかつて取締役であった株主Yとの間で、X社におけるA取締役らを選任した株主総会決議の効力をめぐって争いがあり、YがX社を被告とする株主総会決議取消の訴えを提起した事案において、招集手続の瑕疵、議決権行使の代理人資格を株主に限る旨の定款規定の取扱いなどの諸問題について検討する。また、あわせて株主総会決議を経ずに役員報酬が支払われていたため株主代表訴訟が提起された場面を想定して、事後に株主総会決議で当該役員報酬の支払いを承認した場合の法律上の問題点などについて検討する。
第7回	X株式会社の常務取締役Bが任期途中で平取締役へ降格したことに伴い無報酬となり、辞任後も退職慰労金が支払われない場合や、株主総会決議を経ずにX株式会社からその取締役に報酬が支払われ続けた場合等の事例を通じて、株式会社の取締役の報酬請求権及び退職慰労金請求権をめぐる諸問題を検討する。また、X株式会社の代表取締役を務めていたAとその友人Sとの間の貸金返還請求訴訟を通じて、当事者確定、請求の認諾、弁論の更新、訴訟活動と不法行為の関係等の訴訟法上の問題についても検討する。
第8回	期末試験

授業科目名	刑法 I				
担当者名	井田 良、鈴木 左斗志				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象とし、慣例的には「刑法総論」と呼ばれる領域、即ち、刑事実体法の諸理念・諸原則とそれらから派生する基礎理論群、並びに、いわゆる犯罪論（犯罪体系論）、更に、刑法の適用範囲及び罪数について、基本的な知識を修得させると共に、単なる分析的・体系論理的処理能力の取得を超え、犯罪及び刑罰という社会現象に対する各自の価値観に基づいた確固とした法的視座を確立させることを目的とする。</p> <p>本科目は1年前期に配され、個別犯罪に関する解釈論を中心に教授する後期の「刑法Ⅱ」と相俟って、履修した者が2年次の「刑法総合」において討論を中心とした高度な学習を行い得る程度の総論的な知識及び前提的な視座を獲得することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>同じく法律基本科目であって、慣例的には「刑法各論」と呼ばれ、刑法典第2編「罪」及び若干の特別法に規定される個別犯罪に関する罪質論・要件論等について教授する「刑法Ⅱ」での議論とは、不断の相互フィードバックが前提されており、謂わば一体を成すものである。「刑法総合」では、「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」での学習を踏まえて、発展的な内容の修得が目指される。そのほか、刑事手続法に係わる「刑事訴訟法」や「青少年と法」は勿論、国際社会化を視野に入れつつ犯罪原因・対策等を学ぶ「刑事政策・被害者学」「外国刑法」等、犯罪現象に関する総合的な見識を涵養する為の諸科目が用意されているが、「刑法Ⅰ」はそれらの要となる科目である。</p>
3. 授業の方法	<p>質疑応答ないし対話を適宜に組み込んだ「講義」を中心に行う。受講者が予習により前提的な知識の概要を事前に把握していることを前提とする。授業では、知識の整理・深化を通じて刑事法的視座の確立を図り、未解決の論点等を発見して、自ら解析・理論構成していく能力を修得させる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	最初の授業の際に、基本書・参考書についてと共に、説明する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>刑法の意義・機能及び諸原則： 刑法の意義・機能について、他の法分野と比較し、関連付けながら概説する。その上で、行為主義・責任主義・罪刑法定主義・実体的適正原理等の基本原理及びその派生原理（法律主義、遡及処罰の禁止、類推解釈の禁止、明確性の原理、過度に広範性故に無効の原理等々）について、裁判例の検討を通して具体的に説明する。</p>
第2回	<p>犯罪論概観（犯罪論の意義と機能）及び行為主体論： 構成要件該当性・違法性・責任（有責性）という3分説犯罪体系論の基本的視座・枠組について、沿革をも紹介しつつ、その意義・機能を説明した後、速やかに構成要件要素としての「犯罪主体論」に入り、特に組織体ないし法人の主体性と「身分」犯の捉え方について、判例理論を素材としつつ、批判的に論じる。</p>
第3回	<p>「行為結果論」と結果の客観的帰属論（因果関係論）： 結果の形態ないし捉え方に拠る犯罪類型及びその処罰根拠の分類等について概説し、いわゆる結果犯について責任主義の観点から要求される行為への結果の帰属を判断する枠組を巡る議論、刑法上の因果関係論ないし客観的帰属論について、条件関係とその制限原理という観点から詳論する。条件関係では、結果回避可能性や一般予防効果等の導入による規範的評価化を試みる論理的結合説や合法則的条件関係論をも含めて、検討する。制限原理ないし相当性論では、とくに大きな動きのあった最近の最高裁判例を素材に、理解を深める。</p>
第4回	<p>不作為犯論 行態の形態ないし捉え方に拠る犯罪類型及びその処罰根拠の分類等について概説し、幾つかの原理的問題を抱える不作為犯、特に不真正不作為犯の可罰性について検討した上で、処罰の限界を実質的に画することとなる「作為義務（保障人的地位）」の内容・要件について、判例で問題になった事案を素材にして、具体的に検討する。</p>

第5回	故意論（構成要件の故意論と錯誤論）： 故意の要件について、意味の認識を含む構成要件的事実の認識と違法性の意識との関係や構成要件的事実の未必的認識と過失との関係等に焦点を当てつつ、概説した後、故意論の裏面たる「錯誤」論について検討することで、故意論に対する理解を深める。いわゆる具体的事実の錯誤、抽象的事実の錯誤について、判例で問題になった事案を素材に、判例理論を批判的に検討し、適正な故意論を修得させる。
第6回	過失犯論： 過失の要件について、過失構造論等についても判例事案を用いつつ概説した後、注意義務違反・予見可能性の内容、その認定基準・方法等を中心に検討する。また、交通事故やチーム医療事故等を契機に発展せしめられてきた「信頼の原則」の内容及び適用条件について、更に、大規模火災事故への対処策として展開されてきた「管理・監督過失」論についても、基本視座に立ち戻って理解させることを試みる。
第7回	不法実質論と違法性阻却原理論： 刑法所定の諸々の違法性阻却事由の解釈論の前提として要求される違法性阻却原理論を巡る議論の諸相を紹介することを通し、如何なる現象を犯罪の実体として捕捉すべきであるかという不法実質論の理解を促進する。
第8回	緊急行為論（正当防衛・緊急避難・自力救済）： 違法性阻却事由の体系論について概説し、緊急行為として纏められる正当防衛・緊急避難・自力救済の共通性・異同について説明した上で、それぞれの成立要件について、判例理論を対照しつつ、検討する。
第9回	正当行為、その他の違法性阻却事由と「被害者の同意」： 刑法35条の規定する正当行為・法令行為の内包と外延並びに超法規的違法性阻却事由について検討した後、いわゆる「被害者の同意」の違法性阻却効・要件について、「錯誤にもとづく同意」等を中心に検討する。
第10回	責任論（責任能力論と「違法性の意識（の可能性）」の内容）： 規範的責任論に基づく有責性論及びその構成要素について概説した後、「責任能力」の内容について、責任無能力者・限定能力者の法的及び医療的な処遇を視野に入れつつ、説明・検討し、「原因において自由な行為」の法理の根拠と適用について、判例を素材にして考える。また、「違法性の意識（の可能性）」の内容について、その要否を含め、判例を素材にして考える。
第11回	未完成犯罪論（煽動・陰謀・予備・未遂等）： 実定法上の未完成犯罪の諸類型について概説し、予備の共同正犯等の幾つかの論点について注意を喚起した後、未遂犯の成立要件、特に実行の着手の意義について、窃盗罪・強姦罪の裁判例や近時の結果説の実定法適合性等を素材に検討し、修得させる。不能犯についても、判例の事案等を素材にして、主要学説を如何に修正すべきであるかという観点から具体的に検討する。中止犯については、近時大きく進展した学説状況を踏まえさせた上で、判例の事案等を素材に、性格論・要件論を検討させる。
第12回	共犯論Ⅰ（「共犯の処罰根拠」論・「従属性」論と教唆・幫助の解釈論）： 共犯の処罰根拠並びに従属性の程度等について、具体的事例を素材に検討し、次いで、実定法上の共犯形態について相互関係を中心に概説した後、教唆・幫助の成立要件並びに共犯過剰の処理・心理的幫助の因果性・離脱等の個別論点を検討する。
第13回	共犯論Ⅱ（共同正犯論と「共犯と身分」論）： 共同正犯の成立要件を、「共謀共同正犯」論・「過失共同正犯」論等を展開してきた判例等を素材に、論点毎に批判的に検討する。また、「共犯と身分」に関する判例・学説の理論状況を確認し、妥当な実定法解釈を探る。
第14回	罪数論と「刑法の適用範囲」論： 罪数論の目的並びに基本的判断視座・枠組を説明し、一罪・数罪の各下位範疇の処理について、判例を批判的に検討しつつ、修得させる。また、刑法の適用が、場所的・時間的にどの範囲まで及ぶのか、最近の事件・裁判例の検討を通じて、学習する。
第15回	試験

授業科目名	刑法Ⅱ				
担当者名	伊東 研祐、和田 俊憲				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象とし、慣例的には「刑法各論」と呼ばれる領域、即ち、刑法典第2編「罪」及び若干の特別法に規定される個別犯罪の罪質・要件等について、基本的な知識を修得させると共に、体系整合的な刑事法解釈論を展開する為の法的視座の初期状態ないし初期値を獲得させることを目的とする。</p> <p>本科目は1年後期に配され、刑事実体法の諸理念・諸原則とそれらから派生する基礎理論群並びにいわゆる犯罪論等を中心に教授する前期の「刑法Ⅰ」と相俟って、履修した者が2年次の「刑法総合」において討論を中心とした高度な学習を行い得る程度の総論的な知識及び前提的な視座を獲得することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>同じく法律基本科目であって、慣例的には「刑法総論」と呼ばれる領域を扱う「刑法Ⅰ」での議論とは、各論における理論対立は総論における理論対立の反映ともいわれるように、不断の相互フィードバックが前提されており、謂わば一体を成すものである。「刑法総合」では、「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」での学習を踏まえて、発展的な内容の修得が目指される。そのほか、刑事手続法に係わる「刑事訴訟法」や「青少年と法」は勿論、国際社会化を視野に入れつつ犯罪原因・対策等を学ぶ「刑事政策・被害者学」「外国刑法」等、犯罪現象に関する総合的な見識を涵養する為の諸科目が用意されているが、「刑法Ⅱ」にとって、それらは、解釈論にせよ立法論にせよ、具体的な思考の為の素材を提供してくれる科目であるといえる。</p>
3. 授業の方法	<p>質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」を中心に、双方向・多方向の議論を授業内容に合わせて適宜織り込む方法で行う。いずれの形式による場合でも、受講者が予習により前提的な知識の概要を事前に把握していることを前提とする。授業では、知識の整理・深化を通じて刑事法的視座の確立を図り、未解決の論点等を発見して、自ら解析・理論構成していく能力を修得させる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>最初の授業の際に、基本書・参考書についてと共に、説明する。刑法Ⅰの学習に際して使用した教科書・基本書が自己に適切であると判断する場合は、それを継続使用すれば足りる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>刑法各論総説及び個人法益に対する罪①：基礎概念等</p> <p>法益の種類・内実等に拠る刑法各論の体系的理解について概説することを通じ、本科目の講義内容の全体像を把握させ、また、刑法各則自体の犯罪に対する視座とこれに対応する解釈論の特徴・視座を理解させる。特に、「人」の始期・終期を巡る近時の激しい議論や「財物」への情報・無体財産の包摂可能性というような問題を検討させることにより、解釈論上の基礎知識のみならず、解釈論のダイナミズムを理解させる。</p>
第2回	<p>個人的法益に対する罪②：生命・身体に対する罪</p> <p>自殺関与罪・囑託殺人罪の論理整合的性格付け、騒音やPTSD等を契機とした現代社会における「暴行・傷害」概念の再検討、同時傷害の特則の意味、遺棄罪における「保護責任」の発生根拠と「遺棄」概念の統一的解釈等、生命・身体に対する罪という比較的理解し易い犯罪類型の論点を横断的に検討することにより、その刑法的保護の特質を理解させる。</p>
第3回	<p>個人的法益に対する罪③：自由に対する罪</p> <p>自由の性格・内容に従って、逮捕・監禁罪、脅迫・強要罪、略取・誘拐罪、強制猥褻・強姦罪、住居侵入罪につき、解釈論を概説し、被拘束性の認識の要否や性的欲求充足の要否、権利行使の限界、ジェンダー・バイアス、プライバシー保護等々の各罪における現在の論点の検討を通じて、刑法的な自由の保護の特質を理解させる。</p>
第4回	<p>個人的法益に対する罪④：名誉・信用・業務に対する罪</p> <p>名誉毀損罪・侮辱罪の性格の明確化・関連付け、表現の自由・知る権利の保障の観点から認められた刑法230の2「真实性の証明」を巡る解釈論の対立の検討等を通じて、要件知識のみならず、原理論との関連における解釈論のテクニックを修得させる。また、信用毀損罪・業務妨害罪に関しては、近時の判例理論の展開を踏まえ、公務執行妨害罪・競売妨害罪・談合罪等をも含め、体系整合性の観点から、解釈の再検討を行う。</p>

第5回	<p>個人的法益に対する罪⑤：財産犯Ⅰ（財産犯総論及び窃盗罪・盗品等関与罪・毀棄罪）</p> <p>財産犯に分類される各犯罪類型の特質・区別標準・相互関係等を概説することを通じて体系的理解の為の視座を形成し、同時に、窃盗罪・盗品等関与罪・毀棄罪の要件解釈論を教示しながら、財産保護との関係において、刑法の機能について考察し、総論における不法実体論等へのフィードバックを行う。</p>
第6回	<p>個人的法益に対する罪⑥：財産犯Ⅱ（強盗罪及び恐喝罪）</p> <p>被害者意思の抑圧・圧迫という側面の加わる強盗罪及び恐喝罪について、解釈論として種々の困難を提示する諸々の加重類型・特別類型に関する考え方や権利行使との限界付けに関する考え方等々を修得させる。</p>
第7回	<p>個人的法益に対する罪⑦：財産犯Ⅲ（詐欺罪及び2項犯罪）</p> <p>瑕疵ある意思決定に基づく処分という側面の加わる詐欺罪について、一般的な要件解釈論を教授すると共に、新たな形態での現代的な詐欺的行為事例を検討し、消費者保護等の観点からの解釈論・立法論の進展を試みる。また、「財産上の不法の利益」を客体とするいわゆる2項犯罪について、統一の観点からの解釈論の可能性を検討する。</p>
第8回	<p>個人的法益に対する罪⑧：財産犯Ⅳ（横領罪及び背任罪）</p> <p>信任違背という側面を共有する横領罪及び背任罪について、詐欺罪の場合と同じく、一般的な要件解釈論・区別標準論等を教授すると共に、バブル崩壊後の経済状況下における事後処理手段等としての用法事例を検討し、規制緩和ないし適正規制時代における横領罪及び背任罪の解釈論について検討する</p>
第9回	<p>社会法益に対する罪①：公共危険罪、特に放火罪</p> <p>各種の公共危険罪を、一定のエネルギー・勢力等の公共中への制御されない不法な解放という観点から統一的に捉え、そこから各罪の特性と解釈論を概説すると共に、特に放火罪について、現代社会における解釈論の変更の必要性という観点から、検討を加える。</p>
第10回	<p>社会法益に対する罪②：偽造罪、特に文書偽造罪</p> <p>印章偽造罪・有価証券偽造罪・通貨偽造罪・文書偽造罪を、相異なる社会システムの機能を有する客体（文書）の偽造又はその一部という観点から統一的に捉え、文書偽造罪を中心として偽造罪解釈論の基礎を再検討する。</p>
第11回	<p>社会法益に対する罪③：風俗に対する罪、特に猥褻罪</p> <p>サイバー・ポルノに代表される新たな形態の猥褻罪やカルト集団・オカルト集団による逸脱行動の提出した解釈論上の諸問題を、判例事案等を素材として検討し、伝統的なアプローチを学習しつつ、その限界を超えて自ら解決する能力を修得させる。児童買春・児童ポルノ等の問題についても考察する。</p>
第12回	<p>国家法益に対する罪①：一般国家作用に対する罪</p> <p>公務執行妨害罪・職務強要罪・封印破棄罪・強制執行妨害罪・競売入札妨害罪・談合罪等の一般国家作用に対する罪に関する解釈論を教授する。公務執行妨害罪に関しては、業務妨害罪や強制執行妨害罪以下の罪の保護対象との関係、強制執行妨害罪以下の罪に関しては、バブル崩壊後の債務処理という新たな機能との関係において、判例事案を素材としつつ、機能論的な批判的視座を修得させる。</p>
第13回	<p>国家法益に対する罪②：司法作用に対する罪</p> <p>逃走罪・犯人蔵匿及び隠避罪・証拠隠滅罪・偽証罪・虚偽告訴等罪という司法作用に対する罪に関する解釈論を、判例事案を素材として、法益に対する危険の内実・判断枠組の再構成、また、共犯の処罰根拠の再確認という点に焦点を当てて、議論する。</p>
第14回	<p>国家法益に対する罪③：流職（汚職）の罪</p> <p>職権濫用罪・賄賂罪という流職ないし汚職の罪に関する解釈論を、前者に関しては、強要罪との関連等、その罪質を巡る議論と判例事案への適用を中心に、後者に関しては、判例により開拓された「職務密接関連行為」概念の帰趨等を中心に議論し、最終的には、流職の罪を超えた公務関連犯罪の体系的理解を試みる。</p>
第15回	試験

授業科目名	刑法総合				
担当者名	井田 良、鈴木 左斗志、和田 俊憲				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、1年次に「刑法Ⅰ」と「刑法Ⅱ」を履修した者およびこれと同程度の基礎的学識を備える者（法学既修者）を対象とし、刑法総論および刑法各論の分野における理論上・実務上重要な問題点を取り上げ、問答形式を主体とする授業を通じて、受講者の基礎的学識の深化をはかり、かつ、応用の利く柔軟な法的思考力・事例分析力を涵養して、受講者に実務法曹として必要な問題解決能力を獲得させることを目標とする。限られた時間内で刑法学の重要論点を網羅することはできないが、理論的・実務的に重要であり、刑法全体の総合的・体系的理解を可能とするような問題群を選んで、これらに対し集中的に検討を加えることにより、受講者が、実務における刑法の解釈と適用のあり方を正確に把握した上で、刑事政策的観点を加えて、伝統的な問題解決にとらわれない独自の思考を説得力をもって展開できるような論理的思考力を身に付け得るような授業とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次における「刑法Ⅰ（刑法総論）」と「刑法Ⅱ（刑法各論）」は、それらが一体となって本授業の履修を可能とするための基礎的学識を具備させるためのものであり、本授業は、そこにおいて修得された法的思考力・事例分析力の「深化と応用」をはかるものである。刑事の手続法に関する「刑事訴訟法」が1年後期に、「刑事訴訟法総合」が2年後期に配当されているが、本授業においては、本格的な融合・統合ははかれる3年次の「刑事法総合」に先立ち、実体法と手続法の連携にも留意するものとする。「経済刑法」は、本授業においても取り上げられる特殊分野をさらに掘り下げて集中的に学ぶ授業科目であり、「刑法総合」と直接的に連続するものである。「刑事政策・被害者学」、「青少年と法」、「外国刑法」等の刑事法科目も、それぞれ受講者の視野を広げ、犯罪現象に関する総合的な学識を得させるための発展的な授業科目である。</p>
3. 授業の方法	<p>受講者に対し、課題事例とともに、あらかじめ判例および参考文献を指示し、受講者がこれらを読み、課題事例についてみずから十分に検討を加えてきたことを前提として、授業担当者と学生間の質疑応答および学生同士の対論を中心として授業を進める。ただし、学生による発表やグループ・ディスカッション等の方法も随時取り入れることとする。授業においては、独学によっても学ぶことが可能な知識の伝達が行われず、受講者が予習により必要な知識を得ていることを前提として、これを駆使した応用的な法的思考力が身に付くような授業となるように留意する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>特定の市販教材は使用しない。あらかじめ、各回に検討する判例と参考文献及び検討課題を示して、十分に予習して来て貰う。判例・文献と課題については、各クラスの担当者間において基本的に共通のものとし、毎学期に得られたノウハウを蓄積するものとする。学期当初は、教材の配布等に関する掲示・メール等に注意されたい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>因果関係： 因果関係に関する最高裁の一連の判例の概観を通じて、裁判実務が法的因果関係（条件関係の制限）に関しどのような基本的立場にあるかを検討する。また、いわゆる相当因果関係説における相当性の判断基準の実質について分析を加え、基礎にある考え方がいかなるものであるのかについて論じ合う。なお、刑事裁判における因果関係の証明についても論及することとする。</p>
第2回	<p>故意と錯誤： 故意の認識内容について、その範囲や程度、認定方法等について議論する。盗品等に関する罪における盗品性や薬物犯における薬物の認識が問題となった判例の検討を通じて、理解を深める。未必の故意については、実体法上の理論を概観し、それとの関係で判例の考え方を理解する。錯誤論についても基本的視座を固める。</p>
第3回	<p>正当防衛： 授業の冒頭においては、正当防衛の正当化根拠について討論を行う。次いで、正当防衛の限界事例に関わる課題のケースを検討する中で、最高裁の一連の重要な判例を取り上げ、その正確な理解に努める。防衛意思の内容、喧嘩闘争と正当防衛（判例における積極的加害意思）、防衛行為の必要性・相当性が取り上げられるべきテーマとなる。</p>

第4回	未遂犯（実行の着手判断と不能犯・中止犯）： 未遂犯の処罰根拠に関する一般論を確認した後、強姦罪、窃盗罪、放火罪、殺人等に関する判例を検討し、判例動向を確認する。間接正犯における実行の着手時期についても論及することとする。後半は、不能犯・中止犯に関する基本的な論点について取り上げることとする。
第5回	共犯(1)： 事例の検討を通じて、共同正犯と幫助犯の区別、共同正犯の成立要件及び認定方法、共同正犯関係の解消・共同正犯からの離脱、共働共謀正犯、共同正犯と錯誤といった論点についての理解を深める。共謀の認定等に関する訴訟法上の問題点にも論及することとする。
第6回	共犯(2)： 共犯と身分に関する最高裁判例、特に事後強盗と共犯に関する事案の検討を中心として、刑法 65条にいう「身分」の意義、「共犯」の中になぜ共同正犯が含まれるのか、身分者が非身分者の犯罪に関与した場合の扱い等の論点を取り上げて討論する。
第7回	過失犯： 過失構造論を踏まえて過失犯の成立要件につき確認した後、交通事故に関する課題事例を用いて、訴訟上の論点にも言及しつつ、予見可能性および注意義務の存否の判断方法をめぐり検討を加える。授業の後半では、信頼の原則の適用が問題となり得る「管理・監督過失」のケースにつき検討を加える過程で、予見可能性や注意義務の分配の問題についても理解を深める。
第8回	被害者の同意： 各則の罪全体との関連で横断的に被害者の同意ないし承諾・その錯誤を眺めた後、特に、生命・身体・自由に対する罪を中心に総論との関連でも検討を行う。判例理論との整合的理解を試み、解釈論の深化を図る。
第9回	財産犯(1)－財産犯の法益、あるいは、財産犯を如何に捉えるか： 前半においては、最高裁判例を用いて、窃盗罪等の奪取罪の保護法益(本権説か占有説か)に関する判例の立場の理解に努め、ひいては民法による財産保護と刑法による財産保護との関係について考えさせる。また、窃盗罪と詐欺罪の限界が問題となるケースを取り上げ、とりわけ詐欺罪における処分行為(交付行為)の意義について検討を加える。更に、親族相盗例や盗品等関与罪の観点からも、財産犯論を検討する。
第10回	財産犯(2)－詐欺罪を巡る諸問題： 近時、大きな展開を示している詐欺罪に関し、その各要件に関する議論を判例を通じて検討し、更には、財産犯の法益・捉え方をも思考する。
第11回	財産犯(3)－横領と背任 横領罪と背任罪の要件論の詳細及び両罪の関係について、近時の理論及び判例の展開について、考察する。いわゆる不可罰的事後行為等についても議論する。
第12回	偽造罪： 有形偽造と無形偽造の区別に関する一連の最高裁判例の検討を通じて、偽造の概念に関する理解を深める。
第13回	汚職の罪－賄賂罪と職権濫用罪 賄賂罪及び職権濫用罪の諸問題を概観した後、賄賂罪については、最も問題となる「職務関連性」に関する判例の見解を正確に理解し、ローキード丸紅ルート事件大法廷判決の射程を、同判決後の下級審判決をも参照しつつ、再確認する。また、職権濫用罪については、共産党幹部自宅盗聴事件の射程を、再確認する。併せて、公務員犯罪に関する全体的視座を考察する。
第14回	罪数・犯罪競合： 罪数と犯罪競合に関する主要な問題を概観しながら、判例実務の基本的立場を正確に理解することに努める。とりわけ刑の量定との関係に注目し、量刑判断の全体の中に位置づけて罪数・犯罪競合の問題を検討することにする。
第15回	試験

授業科目名	刑事訴訟法				
担当者名	平良木 登規男、安富 潔				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法学未修者に対し、刑事手続の基本である刑事訴訟法について、基礎的な知識の付与と思考力をつけることを目的とするものである。具体的には、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則についての基礎的な理解、概念の把握が中心になるが、単なる理解にとどまらず、日々生起する日常の典型事例を通して、その解決方法等を習得する素地の涵養を目標とする。
2. 関連する科目との関係	「刑事訴訟法総合」あるいは「刑事法総合」に至るための基本講座である。刑法等の実体法や、少年法、刑事政策・被害者学等の刑事法の隣接科目とも関連させながら、法曹として習得しなければならない土台を形成する。
3. 授業の方法	講義形式を中心にするが、抽象的な理論を一方向的に講義することをできるだけ避け、法的ものの考え方の取得を訓練の中心とする。モデル事例や判例に基づいた事案の解決を中心に、ときにはビデオ教材を併用することがある。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストは講義開始までに指示する。 参考書として、田宮裕「刑事訴訟法 [新版]」（有斐閣）、松尾浩也「刑事訴訟法上新版」・「同下」（弘文堂）、井上正仁ほか「ケースブック刑事訴訟法」[第3版]（有斐閣）、刑事訴訟法の争点 [第三版]等を挙げておく。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンスと刑事裁判の当事者 ① ガイダンス、② 刑事裁判手続（事件発生、捜査、公訴提起、冒頭手続、公判手続、判決の宣告及び確定）、③ 訴訟の主体（裁判所、検察官、被告人・弁護人、被害者）
第2回	刑事裁判の流れ、捜査 ① ① 刑事訴訟法典の見方、② 捜査の機関、③ 令状主義（対人処分と対物処分）、④ 逮捕
第3回	捜査 ② ① 被疑者勾留（勾留の理由と必要性）、② 任意捜査と強制捜査（司法警察と行政警察、職務質問）
第4回	捜査 ③ ① 任意捜査と強制捜査（所持品検査、自動車検問、任意同行、宿泊を伴う取調べ）、② 逮捕前置主義（意義、事件単位・人単位、事件単位の原則、その例外）、③ 一罪・一逮捕・一勾留の原則（再逮捕及び再勾留の可否）
第5回	捜査 ④ ① 別件逮捕・別件勾留、③ 余罪の取調べ、④ 接見交通権
第6回	捜査 ⑤ ① 押収・搜索、② 差押の対象（コンピューターに入力された情報、フロッピーに入力された情報、身体の一部、体内の異物、郵便物）
第7回	捜査 ⑥ ① 強制採尿・強制採血、② 写真撮影・通信傍受、③ 被疑者の取調べ

第8回	<p>公訴提起、訴因</p> <p>① 起訴便宜主義, ② 起訴状一本主義, ③ 訴因の特定 (白山丸事件, 覚せい剤自己使用, 共謀の日時, 場所及び方法による特定)</p>
第9回	<p>訴因変更</p> <p>① 公訴提起と訴因変更, ② 訴因の同一性 (訴因変更の要否), ③ 公訴事実の同一性 (訴因変更の可否), ④ 訴因変更手続 (訴因変更命令, 命令の形成力)</p>
第10回	<p>訴訟条件、証拠一般</p> <p>① 訴訟条件と訴因, ② 公訴時効, ③ 証拠裁判主義, ④ 挙証責任</p>
第11回	<p>証拠、伝聞法則</p> <p>① 自由心証主義, ② 伝聞法則, ③ 伝聞法則の不適用 (非伝聞, 非供述証拠)</p>
第12回	<p>伝聞例外</p> <p>① 同意書面 (刑訴法 326 条), ② 刑訴法 321 条書面, ③ 刑訴法 323 条ないし 328 条の書面</p>
第13回	<p>自白法則</p> <p>① 自白の任意性 (刑訴法 319 条, 刑訴法 322 条), ② 自白の補強証拠, ③ 共同被告人の法律関係</p>
第14回	<p>違法収集証拠、裁判の効力</p> <p>① 違法収集証拠, ② 裁判の効力 (既判力, 一事不再理の効力, 二重の危険), ③ 既判力の客観的範囲・時間的範囲</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	刑事訴訟法総合				
担当者名	田崎 文夫、豊田 健、安富 潔、島田 仁郎、金谷 利廣、北原一夫				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	この授業は、法学未修者の2年次、及び法学既修者を対象に、刑事手続についての基本的理解を前提として、判例を中心に、理論面における「深化と応用」を図るものである。現実の社会において生起する様々な事例について、刑事手続法上の問題点を発見し、その解決を図る能力を身につけることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	法学部における関係科目や、法学未修者の「刑事訴訟法」で得た刑事手続に関する理論面での基本的理解を拡充し、3年次における「刑事法総合」や「刑事実務基礎」へと架橋するものである。
3. 授業の方法	本教材に掲載されている「問題」及び「関連問題」について全員が予習を済ませていることを前提に、いわゆるソクラテス・メソッドを中心とした授業を展開する。「関連問題」については、フォローアップタイムで適宜質問に応じる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>① 刑事訴訟法に関する基本的理解があることを前提に授業を進めるので、夏休み中に、基本書を通読しておくことが望ましい。定評があるものとして、池田修＝前田雅英『刑事訴訟法講義 第2版』（2006）、・裁判所書記官研修所監修『刑事訴訟法講義案 三訂版』（2007）、田宮裕『刑事訴訟法 新版』（1996）、松尾浩也『刑事訴訟法（上）新版』（1999）・同『刑事訴訟法（下）新版補正第2版』（1999）、平良木登規男『捜査法 第2版』（2000）等があるほか、最新のものとして安富潔『刑事訴訟法』（三省堂・2009年）がある。</p> <p>② 「必読の基本判例」は予習の際に、事実関係を含めて必ず参照しておくこと（なお、掲載判例には、判例タイムズ〔LLIシステムでダウンロード可能〕又は判例時報〔バックナンバーを含めて南館図書室1Fに配架〕の該当頁を付記してあり、それらに掲載される匿名解説は学習に当たって有用なので参考にされたい。）</p> <p>③ *マークが付されている判例については、調査官解説（法曹会『最高裁判所判例解説〔刑事篇〕』。南館1F図書室に配架。最新年度版を除いて、LLIシステムでもダウンロード可能）または当該判例の学習のために最適なものとして指定する文献（その都度、括弧内に引用する）を、予習の際に必ず参照しておくこと。</p> <p>④ 「参考判例」及び「参考文献」については、学習にあたって適宜参照すること。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	行政警察活動と捜査、任意同行と取調べ
第2回	身柄拘束の諸問題
第3回	令状による捜索・差押え(1)
第4回	令状による捜索・差押え(2)、写真撮影、通信傍受
第5回	逮捕に伴う捜索・差押え、身柄拘束中の被疑者と弁護人との接見交通
第6回	公訴提起をめぐる諸問題、被告人・弁護人
第7回	公判の準備、訴因の明示・特定
第8回	訴因の変更
第9回	訴訟条件、挙証責任と推定、証拠の関連性
第10回	自白法則、補強法則
第11回	伝聞証拠の意義、非伝聞証拠、伝聞例外(1)
第12回	伝聞例外(2)
第13回	共同被告人の法律関係、違法収集証拠の証拠能力
第14回	実体裁判、裁判の効力
第15回	試験

授業科目名	刑事法総合 I				
担当者名	金谷 利廣、島田 仁郎、豊田 健、川瀬 雅彦、北原 一夫、安富 潔				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	多論点型の事例問題を検討することで、問題発見能力、事例分析能力、法的思考力を高めることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	2年次までに履修した刑事法関係科目で学んだことを前提に、その応用・発展を図るものである。
3. 授業の方法	授業は隔週で行う（合計7回）。検討課題等を示した教材を事前に配布し、全員が予習を済ませていることを前提に、いわゆるソクラテス・メソッドを中心とした講義を展開する。その他、各自が勉強するための自習問題を配付する予定である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	一般的な基本書等の指定はしない（2年次までに、刑法および刑事訴訟法に関する定評ある概説書を通読し、理解していることを前提とする）。とくに参照すべき判例および文献については、教材等で指示する。「必読の基本判例」として指定される最高裁判例の調査官解説（法曹会『最高裁判所判例解説〔刑事篇〕』。南館図書室1Fリザーブブックコーナーに配架。最新年度版以外はLLIシステムにも所収）は、とくに参考文献指定されていない場合にも参照しておくこと。
6. 授業内容（細目）	
第1回	4月15日 事例問題演習①（刑法）
第2回	5月13日 事例問題演習②（刑法）
第3回	5月27日 事例問題演習③（刑法・刑事訴訟法）
第4回	6月10日 事例問題演習④（刑法）
第5回	6月24日 事例問題演習⑤（刑法・刑事訴訟法）
第6回	7月8日 事例問題演習⑥（刑事訴訟法）
第7回	7月22日 事例問題演習⑦（刑法・刑事訴訟法）
第8回	期末試験

授業科目名	刑事法総合Ⅱ				
担当者名	川瀬 雅彦、菅 弘一、北原 一夫、小林 充				
単位数	1	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本授業は、多論点型の事例問題の検討を通じて刑事実体法及び手続法に関する知識・理解、問題発見能力、事例分析能力、法的思考能力を高め、刑事事件に携わる法律家として要求されるレベルに近づけることを目指すものである。
2. 関連する科目との関係	本科目は、春学期に履修する「刑事法総合Ⅰ」と併せて、刑事系の法律基本科目の最上級科目として、2年次に履修した「刑法総合」「刑事訴訟法総合」で学習した内容の応用・発展を図るもの・発展を図るものである。
3. 授業の方法	授業は隔週で行う（合計7回）。全員が予習を済ませていることを前提に、いわゆるソクラテス・メソッドを中心とした講義を展開する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	一般的な基本書等の指定はしない（2年次までに、刑法および刑事訴訟法に関する定評ある概説書を通読し、理解していることを前提とする）。
6. 授業内容（細目）	
第1回	9月25日 事例問題演習①
第2回	10月9日 事例問題演習②
第3回	10月23日 事例問題演習③
第4回	11月6日 事例問題演習④
第5回	11月27日 事例問題演習⑤
第6回	12月11日 事例問題演習⑥
第7回	1月8日 事例問題演習⑦
第8回	期末試験

授業科目名	要件事実論				
担当者名	大江 忠、田中 豊、増井 和男				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	民事紛争の法的解決のために重要な事実（「要件事実」）の意義を具体的に理解させる。そのため、売買契約に基づく代金支払請求・目的物引渡請求、貸金返還請求、保証債務履行請求、所有権に基づく明渡請求、所有権移転登記手続請求、賃貸借契約の終了に基づく明渡請求、不法行為に基づく損害賠償請求（ただし附帯請求）などの基本的な事例につき、主張立証（請求原因、抗弁、再抗弁等の構造を理解させる。あわせて、各要件について事実認定上の基礎的問題の理解を図る。
2. 関連する科目との関係	「要件事実論」は、第3セメスターに配置される（法学既修者の1年目前半、法学未修者の2年目前半）。「民事訴訟実務」における「要件事実論」の有する意義を早い段階で体得させ、それ以後に配置される民事実務基礎科目「民事実務基礎」、「模擬裁判」の理論的基盤を提供する。 民事実務基礎科目においては、「要件事実論」そのものに立ち入らないまでも、「要件事実論」が民事実務のバックボーンとして機能していることを実感させる工夫が望まれる。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示し、授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟の程度に応じて受講生に対する質問と議論をおりまぜて、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書・・・司法研修所民事裁判教官室編「紛争類型別の要件事実」（法曹会） 参考書・・・司法研修所民事裁判教官室編「増補民事訴訟における要件事実第一巻」（法曹会） 司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第二巻」（法曹会）
6. 授業内容（細目）	
第1回	民事訴訟の基本構造 売買契約に基づく代金支払請求訴訟の事例に則して、要件事実論の総論的部分として、民事訴訟の審判の対象である訴訟物、要件事実（とりあえずその請求原因と同時履行、弁済の抗弁を例として）、事実認定が必要となる争点の意義などについて理解を図る。
第2回	売買契約に基づく代金支払請求 第1回の訴訟物を前提として、法定解除（履行遅滞に基づく解除、履行不能に基づく解除、売主の瑕疵担保責任に基づく解除）の抗弁、並びに約定解除（手付解除）の抗弁及びそれに対する再抗弁（解除権留保排除の合意、履行の着手）
第3回	売買契約に基づく目的物引渡請求 訴訟物、請求原因に加え、債務不履行解除の特約（停止期限付解除、無告解除特約、当然解除特約）の抗弁、弁済の提供の再抗弁
第4回	貸金返還請求 訴訟物（貸金返還請求、利息請求、遅延損害金請求）、3つの訴訟物の各請求原因、貸借型理論、弁済・相殺・消滅時効の抗弁
第5回	保証債務履行請求 訴訟物、請求原因（連帯性の位置づけ）、代理の要件事実、消滅時効の抗弁
第6回	1 土地明渡訴訟（所有権） 訴訟物（所有物返還請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁、占有権原の抗弁、対抗要件の抗弁 2 建物収去土地明渡請求（所有権） 訴訟物、請求原因
第7回	試験（第1回から第5回までの定着度を見るためのもの）

第8回	<ul style="list-style-type: none"> 1 所有権移転登記手続請求 訴訟物（登記請求権との関係）、請求原因 2 真正な登記名義の回復を原因とする抹消に変わる所有権移転登記手続請求 訴訟物、請求原因 3 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求 訴訟物、請求原因
第9回	<ul style="list-style-type: none"> 1 抵当権設定登記抹消登記手続請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、登記保持権原の抗弁とこれに対する再抗弁 2 登記上利害関係を有する第三者に対する承諾請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁とこれに対する再抗弁（通謀虚偽表示） 3 真正な登記回復を原因とする所有権移転登記手続請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁、対抗要件の抗弁 4 売買契約に基づく所有権移転登記手続請求 訴訟物（債権的登記請求権）、請求原因
第10回	<ul style="list-style-type: none"> 1 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求 訴訟物（一元説、多元説）と請求原因の総論 2 終了原因が期間満了の場合の攻撃防御方法
第11回	<ul style="list-style-type: none"> 1 賃貸借契約終了原因が解約申し入れの場合の攻撃防御方法 2 終了原因が解除の場合の攻撃防御方法
第12回	<p>動産引渡請求</p> <p>訴訟物（所有物返還請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁（売買、代物弁済、即時取得）、二重譲渡の場合の対抗要件の抗弁と所有権喪失の抗弁</p>
第13回	<p>譲受債権請求（その1）</p> <p>訴訟物、請求原因（債権譲渡と原因行為など）、譲渡禁止特約の抗弁、債務者対抗要件</p>
第14回	<p>譲受債権請求（その2）</p> <p>第三者対抗要件、債権喪失の抗弁</p>
第15回	試験

授業科目名	民事実務基礎				
担当者名	阿部 能章、岡部 喜代子、島田 真琴、増井 和男、派遣裁判官 1、派遣裁判官 2、飯田 耕一郎、春日 秀文、河合 秀樹、鈴木 一夫、橋爪 雄彦、御子柴 一彦				
単位数	3	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法曹の役割は、社会的な事象を法律的に分析し、法律を適用して問題解決を図り、或いはその発生を予防することである。そのためには、事実を正確に把握し、適切な法律構成を選択して解決方法を見つけ出し、これを説得的に提示する能力が必要とされる。法曹に課せられているこのような能力は、訴訟の場面においてはもちろん、社会生活上のあらゆる局面において発揮されることが期待されている。</p> <p>この科目では、主として具体的事例に基づく題材を扱うこととし、受講生は、民事訴訟における法律実務の基礎的な知識を修得するとともに、法律知識を活用して紛争解決及び紛争予防を図る法曹の活動を疑似体験することで、法的分析方法、法的思考方法及び法的発想方法を修得するための一助とし、理論と実務の架橋の基礎固めを目指す。</p> <p>授業後半では、模擬記録を使用して、訴訟提起後の証人尋問の準備、主尋問、反対尋問、訴訟指揮などを実際に体験してもらい、一審手続の流れを実践的に理解することを目標としたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年次の「民法総合」、「民事手続法総合」及び「要件事実論」、3年次の「民事法総合」等における民事実体法及び民事手続法上の基礎知識と基礎理論を修得していることを前提に、本授業における法曹活動の疑似体験を通し、これらの知識と理論を活用して法律実務なかならず民事裁判実務に即した応用と展開を目指す。</p>
3. 授業の方法	<p>演習形式で行う。受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識や理論を把握した上で講義に臨み、質疑応答等に主体的に参加して、自己の法的分析・思考・発想方法の力を養う。また、授業の進行に応じて課題が出される。</p> <p>模擬裁判においては、各自が裁判官役、原告代理人役、被告代理人役を分担し、証人役の三田法曹会出身弁護士に対する証人尋問を実施するほか、争点整理手続、訴訟上の和解、判決言渡しを疑似体験してもらう。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	掲示等により、別途連絡する。
6. 授業内容（細目）	以下に掲げる授業内容は、その進行の概要を記載するものであり、場合によっては、数コマを要する場合（例えば一審手続に関する回や、模擬裁判における証人尋問の回）がある。また、基本的には2コマ連続授業であるが、期末試験を除き、授業は12月中に終了する。
第1回	<p>法律相談と受任</p> <p>講師側があらかじめ準備した模擬依頼者面談のビデオを利用しながら、法的手続の中での法律相談の位置づけ、事実聴取方法、助言方法等について討議し、よりよい法律相談の方法を指導する。</p>
第2回	<p>訴状起案、およびその検討と講評</p> <p>配布した資料に基づいて作成した訴状起案について、訴状作成に当たって準備、検討すべき事項を討議する。また、相談内容に含まれている法律問題及びその解決方法（保全の必要性や紛争解決手続の選択も含む）を検討する。依頼者の要求に対し、相手方から出される可能性のある反論についても予想し、要件事実を整理した上で、依頼者の要求が認められるには、どのような資料や情報が不足しているかなどについても検討する。</p>
第3回	<p>答弁書起案、およびその検討と講評</p> <p>答弁書起案について、何名かの受講生に起案内容を報告させるなどして、答弁書の作成に当たって留意すべき事項を検討する。また、当該答弁書に対する原告の反論の内容やその認められる可能性についても検討する。</p>
第4回	<p>民事保全手続について</p> <p>民事手続における保全手続の重要性を理解し、適切な保全手続を選択することができるよう、保全手続における重要事項に関し、設例を利用した事前課題について討議する。</p>

第5回	<p>一審手続について</p> <p>訴状提出から判決言渡しまでの民事訴訟第一審手続の実務を立体的に理解し、あわせて争点整理、事実認定及び和解の実際についても理解を深めるため、ビデオ教材を利用して、手続の流れに対応して各過程における実務上の問題点を指摘し、各問題点について討議する。</p>
第6回	<p>争点整理手続の基礎</p> <p>民法、民事訴訟手続及び要件事実の理解を前提として、争点整理手続がなぜ必要か、またどのように行うべきか、争点整理の意義・手法等について事例を用いて検討し、討議する。</p>
第7回	<p>立証活動・事実認定の基礎</p> <p>主張立証責任に関する理解を前提として、訴訟当事者はどのような立証活動をすべきか、また裁判所は提出証拠を踏まえて、事実認定をどのように行うべきかについて検討し、討議する。特に、間接事実による推認過程や、経験則の意義、機能について、具体例に即して検討する。</p>
第8回	<p>事実認定演習</p> <p>事例を用いて事実認定の可否を判断した結果を報告させ、討議することによって事実認定に関する基本的な考え方について理解を深める。</p>
第9回	<p>模擬裁判演習（1） 事前準備と争点の検討</p> <p>配布した資料に基づいて、裁判官役、原告代理人と被告代理人役のグループごとに合議する。裁判官役は、争点についての整理及び審理の進め方について、協議・打合せをして認識を共通化し、各代理人役は、それぞれ争点についての整理及び今後の立証方針や役割分担について協議する。</p>
第10回	<p>模擬裁判演習（2） 証拠調べの準備</p> <p>原告代理人及び被告代理人のグループは、それぞれ講師側が準備した当事者本人又は証人と面接して事実を聴取し、打合せを行うと同時に尋問事項を協議し、証拠調べ当日の役割分担も決定しておく。また、当事者本人役と和解の腹案についても検討する。裁判官グループは、争点と証拠との関連や、和解の内容について検討する。そのうえで、模擬争点整理手続を実施する。</p>
第11回	<p>模擬裁判演習（3） 主尋問および反対尋問</p> <p>模擬尋問を実施し、争点に関する立証の方法、主尋問および反対尋問の方法の当否などについて検討する。</p>
第12回	<p>和解および判決について</p> <p>民事実務における和解の位置づけ及びその意義、機能について検討し、討議する。また、債務名義としての和解について、執行可能な和解条項を作成することの重要性に関しても理解を深める。</p> <p>さらに、裁判所が、当事者の主張についていかなる事実を認定し、どのような理由で主文の判断に至ったのか、その判断過程を示す判決書の意義及び機能、並びに作成における留意点等について検討する。</p>
第13回	<p>模擬裁判演習（4） 和解手続および判決手続</p> <p>尋問の結果をふまえて模擬和解手続を実施し、その後、最終口頭弁論、判決言渡しを行う。</p>
第14回	<p>執行手続について</p> <p>保全手続→訴訟、判決→執行手続という民事事件の一連の流れを立体的に、かつ、より深く理解するため、設例を利用した事前課題について検討し、討議する。</p>
第15回	試験

授業科目名	刑事実務基礎				
担当者名	川瀬 雅彦、菅 弘一、北原 一夫、小林 充、高畑 満、田崎 文夫、豊田 健、林 勘市、前田 巖、山岡 通浩、山田 徹				
単位数	3	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	刑事手続に関し理論面での理解が深まっていることを前提に、刑事実務について基礎的な知識を付与し、理論と実務との架橋を目指すものである。法曹の役割は、社会的な事象について、その実体を把握した上、法律的な側面から分析し、手続にのっとり問題解決を図るところにあり、そうした使命を果たすためには、事実の認定、法令の適用、手続の実務等についての深い理解が必要とされる。刑事裁判を模擬体験することと相まって、刑事手続を理論的・実践的の両面から理解させ、新司法試験合格後、直ちに実務修習に取り組めるようにする。
2. 関連する科目との関係	法学未修者は、まず、「刑事訴訟法」によって刑事手続についての基本的な理解を得る。そして未修者および既修者を含めて、「刑事訴訟法総合」および「刑事法総合」において、設例や裁判例の検討を中心に、実務的な解決に至る法理論を学ぶ。そこで得た知識・理解を前提に（またはそれと並行して）、問題解決のための法的手段を、実際の訴訟の場を想定した刑事模擬裁判との連動を図りつつ修得する。
3. 授業の方法	法曹三者出身の実務家教員が、ビデオ教材や記録教材を用いながら、刑事手続の流れに応じて、それぞれの立場から、実践的な講義及び演習を行う。 また、学生（グループ）が役割分担し、冒頭手続から判決宣告までの第一審公判手続を模擬体験する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	法曹会発行の「刑事第一審公判手続の概要」（購入すること。）、「検察講義案」（購入すること。）、日弁連発行・司法研修所編「平成18年版刑事弁護実務」（購入すること。）、法務総合研修所編事件記録教材及び公判演習用の記録教材（貸与し、授業終了時に回収する。）、刑事手続に関するビデオ教材、教員作成のプリント教材等を用いる。石井一正「刑事事実認定入門」（判例タイムズ社）及び山室恵編著「刑事尋問技術（改訂版）」（ぎょうせい）を参考文献とする。
6. 授業内容（細目）	
第1回	4月10日 1コマ 捜査・公判導入講義（検察1） 捜査・公判手続に関する各種書類について学び、ビデオ教材を視聴して捜査・公判手続における検察官の活動についてイメージをつかむ。
第2回	4月17日 2コマ 捜査・公判導入講義（弁護1） ビデオ教材を視聴して捜査・公判手続における弁護人の活動についてイメージをつかむ。 捜査記録演習（検察2） 事件記録教材（司法警察員送致部分）を用いて、送致後勾留請求までの捜査手続を学び、問題点を検討する。
第3回	4月24日 2コマ 公判導入講義（裁判1） ビデオ教材を視聴するなどして、第一審訴訟手続の流れの基本を理解する。 捜査弁護講義（弁護2） まず自白の問題を採り上げ、虚偽自白を防止するために接見がいかに重要であるかを理解した上で、接見の具体的な技法を学ぶ。
第4回	5月1日 1コマ 捜査記録演習（検察3） 事件記録教材（送致後の捜査部分）を用いて、捜査手法、証拠の評価、起訴便宜主義、終局処分等について学ぶ。 宿題レポートを課すことを考えている。

第5回	<p>5月8日 2コマ 捜査弁護講義(弁護3) 被疑者、被告人の身柄を解放するための弁護活動について学ぶ。</p> <p>公判記録演習(裁判2) 刑事第一審公判手続の概要等を用いて、捜査段階の身柄に関する手続、公判手続の基本的な流れの概観及び事前準備と公判前整理等について学ぶ。</p>
第6回	<p>5月15日 1コマ 捜査記録演習(検察4) 宿題レポートを講評し、終局処分を検討する。</p>
第7回	<p>5月22日 2コマ 捜査・公判記録演習(検察5) 事件記録教材(捜査手続部分及び公判手続部分)を用いて、検察官の公判準備活動について学ぶ。</p> <p>公判記録演習(裁判3) 刑事第一審公判手続の概要等を用いて、公判手続のうち冒頭手続、証拠調べ手続を中心に学ぶ。</p>
第8回	<p>5月29日 2コマ 公判準備講義(弁護4) 起訴状の検討、意見陳述の準備、検察官の証拠調べ請求に対する意見の準備など、弁護人の公判準備を学ぶ。なお、検察官の証拠調べ請求に対する意見については、事件記録教材を用いて、具体的に検討する。</p> <p>公判記録演習(裁判4) 刑事第一審公判手続の概要等を用いて、公判手続のうち証拠調べの実施全般を中心に学ぶ。</p>
第9回	<p>6月5日 1コマ 模擬裁判1 模擬裁判実施要領について説明をし、証人尋問に関する刑事訴訟規則の解説及び交互尋問技術に関する講義を行なう。</p>
第10回	<p>6月12日 2コマ 公判記録演習(検察6) 事件記録教材(公判手続部分)を用いて、検察官の公判活動について学ぶ。</p> <p>公判記録演習(裁判5) 刑事第一審公判手続の概要等を用いて、公判手続のうち証拠調べ手続、論告・弁論及び合議・判決を中心に学ぶ。</p>
第11回	<p>6月19日 2コマ 公判活動講義(弁護5) 証拠調べに関する異議、反対尋問、弁護人の立証活動、弁論など、弁護人の公判活動を学ぶ。</p> <p>公判記録演習(裁判6) 刑事第一審公判手続の概要その他の教材を用いて、事実認定及び判決について学ぶ。 なお、宿題レポートを課すことを予定している。</p>
第12回	<p>7月3日 1コマ (6月26日には講義・演習等はない。) 模擬裁判2 冒頭手続から証拠調べ手続の途中までを実演し、講評を受ける。</p>
第13回	<p>7月10日 2コマ 公判記録演習(裁判7) 宿題レポートを講評し、事実認定について学ぶ。</p> <p>模擬裁判3 証拠調べ手続の途中から判決宣告までを実演し、講評を受ける。</p>
第14回	<p>期末試験</p>

授業科目名	法曹倫理				
担当者名	加々美 光子、柏木 俊彦、澤田 和也、鈴木 正具、中村 晶子、野々山 哲郎				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	法曹倫理、法曹の職務のルールであり職務を行うにあたっての行為基準である。法曹倫理は、あらゆる実務法律科目に横断的に適用される通則である。法曹倫理の授業は、このような法曹の職務のあり方を学ぶことを目的とする。この授業は、法曹倫理の主要課題につき適格な倫理的判断能力を身につけることを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	特になし
3. 授業の方法	毎回の講義に関する参考教材、説例を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。学ぶ主体が学生自らであることを強調した授業方法をとる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回、担当者が作成した設例をもとに学生の積極的な討議を求める。 自由と正義 解説「弁護士職務基本規程」を教科書として（市販されていないので、別途購入方法についてTKCにて連絡する。）、テキストブック 小島武司、柏木俊彦、小山稔編「現代の法曹倫理」（法律文化社）を参考書として使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	弁護士の職務責任の一般的な提示 弁護士の歴史、弁護士倫理の法源、弁護士職務責任の性格を考え、法曹倫理を学ぶ意義を考える。
第2回	弁護士自治と綱紀・懲戒制度 弁護士自治の歴史と弁護士法制定の過程を資料を使用して説明し、弁護士の綱紀維持に対する弁護士会の役割について考える。 弁護士法における綱紀・懲戒制度の仕組みを説明し、透明化、迅速化、実効化といった観点からの綱紀、懲戒機関及び手続きの改革の主要点及び弁護士自治と綱紀、懲戒制度への市民参加の意義、そしてさらに改革すべき問題点を討議する。
第3回	事件の受任・処理・辞任 弁護士が事件を受任する場合における弁護士倫理上の諸問題を対象とする。弁護士に事件受任義務があるか、依頼者の自己決定権と弁護士の独立性との関係につき事件受任の問題点を設例に基づいて討議する。事件処理及び辞任の際の問題点と辞任義務が発生する場合等につき仮設事例を提示して議論を行い、事件の処理、辞任に際しても多くの倫理上の問題が含まれることを理解する。
第4回	利益相反 弁護士業務において最も判断に困難を伴う利益相反について2回にわたり弁護士法25条と利益相反についての説明を行い、事件の相手方と特別な関係のある事例、以前の依頼者を相手方とする事例、複数依頼者の受任の事例、弁護士法25条違反の効果、弁護士の中立型調整事件の受理の各事例につき利益相反を避けることの重要性と複雑さを理解する。
第5回	利益相反 同上
第6回	秘密保持義務 弁護士の職務の核心にあたる義務であり、秘密義務の法的根拠としての弁護士法、刑法、刑事訴訟法の相互の規定の関係を検討し、それらと弁護士倫理の秘密保持義務の規定の意味するところを探る。組織犯罪やマネーロンダリングと守秘義務の関係等の多くの課題について事例を通じて討議する。

第7回	<p>弁護士の民事責任</p> <p>弁護士がその職務遂行に際して依頼者や第三者に損害を与えた場合には、損害賠償責任を負うことになる。弁護過誤訴訟の判例をもとにその要件、効果を検討することにより弁護士の行為規範の内容を明らかにする。</p>
第8回	<p>刑事弁護</p> <p>弁護士職務基本規程においては、刑事弁護のために独立の章が新設された。対立当事者構造の下で被疑者・被告人に与えられた防御権との関連での刑事弁護人の役割、民事訴訟との比較における弁護人の真実義務について検討する。</p>
第9回	<p>依頼者との金銭関係と報酬</p> <p>弁護士は依頼者の金銭を保管することが多く預かり金についての規制を学ぶ。また、弁護士会の報酬規程の廃止に伴う報酬の自由化と弁護士が適正な報酬を決めるにあたっての基準、報酬請求についての弁護士倫理上の問題点を、設例により検討する。</p>
第10回	<p>組織内弁護士</p> <p>企業その他の団体及び政府機関に雇用される組織内弁護士に固有の倫理問題、特に組織内での違法行為を発見した場合の違法行為防止措置につき企業内措置と企業外通報に分けて設例で検討する。</p>
第11回	<p>共同事務所における弁護士間の規律</p> <p>弁護士法人、共同事務所所属する各弁護士間の役割、共同事務所における各弁護士間の利益相反、守秘義務、共同事務所所属弁護士の離脱・移籍に伴う利益相反等の問題を設例によって論議する。</p>
第12回	<p>他の弁護士に対する責任、弁護士の業務規制、非弁提携</p> <p>相手方弁護士や共同受任の弁護士との関係において考慮すべき弁護士倫理上の問題点、更に相手方に弁護士がついていない場合における本人との接触と倫理の問題を事例で討議する。弁護士の広告、宣伝、営業活動、公務就任についての弁護士会における規制の内容につき事例を通じて弁護士会の会則、会規を学び規制の可否を考える。また、非弁提携事例を検討するとともに弁護士法73条についても言及する。</p>
第13回	<p>裁判官の倫理 ゲストスピーカーによる講演</p> <p>(講師との日程調整等により、実施される授業回に変更が生ずる可能性があります。)</p>
第14回	<p>検察官の倫理 ゲストスピーカーによる講演</p> <p>(講師との日程調整等により、実施される授業回に変更が生ずる可能性があります。)</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	法哲学				
担当者名	井上 達夫				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	基本的な実定法諸科目の既修者を対象として、現代法哲学の主要問題に関する基礎知識と思考能力を習得させることにより、法という人間の社会的実践につき、その特質の総合的・巨視的な把握、その指導理念と存在理由の内在的理解、そしてその限界の自覚と発展的改変のための批判的な視座を養うことを目的とする。そのために、法概念論と正義論という現代法哲学の二大分野それぞれにおける基本的な概念や係争点と両分野の内在的關係について、受講生の理解の涵養と深化を目指す。
2. 関連する科目との関係	実定法諸科目全般の哲学的基礎の理解に関わるが、とくに、立憲民主主義の基礎、司法審査制の正統性、法の支配の意義などをめぐる憲法学の論議の哲学的な深化発展に関連する問題を扱う。また正義論の分野では法政策・立法論の価値論的基礎も扱う。
3. 授業の方法	各テーマにつき導入的説明は講義形式で行うが、受講生相互の、および受講生と講師との双方向的な討議を中心に授業を進める。そのために受講生に、各テーマについて事前配布資料等に基づく予習を義務付け、討議に主体的に参加する準備を徹底させる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回の授業のテーマに直結する標準文献資料（邦語および英語の論文・著作抜粋・判例等）を事前によむべきテキストとして指定し配布するほか、講義全般に関わる文献資料を、個別テーマの理解を補強し、各テーマを総合的に関連付け整理するために講義期間中に読むべき副教材として指定する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	法概念論の意義と方法 伝統的な法概念論の認識論的・方法論的前提に対する唯名論的批判とそれへの応答を素材に、法の概念規定の意義・性質・目的・方法について考察する。「法とは何か」を問うことの意味に関するメタ理論的反省が、この問いへの解答自体をいかに規定ないし制約しうるかについて、方法論的自覚の確立を目指す。
第2回	法概念論争の現代的位相1 戦後法哲学の発展に大きな影響を与えたフラー＝ハート論争、ハート＝ドゥオーキン論争に焦点を置いて、伝統的な法実証主義対自然法論の対立軸を超えた、法実証主義と反法実証主義の論争の現代的地平を明らかにする。
第3回	法概念論争の現代的位相2 ドゥオーキンの法実証主義批判に対する応答として生み出されてきた現代の法実証主義の内的な分化・発展が孕む問題を、排除的法実証主義対包含的法実証主義、記述的法実証主義対規範的法実証主義の対立に焦点を置きつつ考察する。
第4回	法の支配 法の支配の理念に対して向けられてきた根本的な懐疑・批判や、この理念の理解の分裂対立の現状を踏まえて、法の支配の理念の再編・再生の方向を、正義論と法概念論との架橋の仕方の再考を通じて理論的に検討するとともに、司法改革を含む現代日本のシステム改革にとって法の支配がもつ実践的意義についても考察する。
第5回	法解釈と法創造 どこまでが先在する法の解釈適用で、どこからが新たな法の創造なのか、解釈論と立法論との区別はそもそも可能なのか、立法論からも現行法の機械的適用からも区別された創造的解釈なるものはありうるのか、そのような解釈の正当化構造はいかなるものか、かかる法的推論の根本問題を、決定的前提をなす法概念論的問題の解明を通じて考察する。
第6回	法の限界 法と道徳との関係をめぐる法概念論的論議の重要な規範的含意を「法の限界」の問題に即して考察し、リベラリズムと卓越主義との関係、パターンリズムの位置、フェミニズム法理論のディレンマなど、正義論と法概念論の接点に位置する現代思想の理論的諸問題とその実践的含意に照明を当てる。

第7回	<p>遵法義務と抵抗権 「悪法も法か」という法概念論の古典的問題は、法認識と法評価の区別という認識論的問題に還元できない遵法義務の根拠と限界、抵抗権の根拠と限界という実践的問題を孕む。かかる問題に照明を当てて、「法概念論の意義と方法」という初回のテーマへのフィードバックも図りつつ、正義論と法概念論の接合の必要性和その方向性を検討する。</p>
第8回	<p>正義論の意義と方法 「在るべき法」の指針であると同時に「在る法」の内在的理念でもある正義理念の法哲学にとっての根本的意義を明らかにするとともに、現代哲学・現代思想が突きつける根本的な懐疑・批判に対して正義理念をいかに擁護しうるかを考察する。</p>
第9回	<p>正義概念の規範的核心 対立競合する正義構想 (conceptions of justice) に通底する共通の正義概念 (the concept of justice) なるものがあるのか、それは空虚な形式を超えた強い規範的実質をもちうるのか、もつとしたら、その実質は何か、それは法実践に対していかなる指導的・批判的統制力をもつのかを考察する。</p>
第10回	<p>正義と公共性 対立競合する正義構想に通底する正義概念の意義を公共性概念との関係においてさらに解明する。「公共的正当化」や「公共的理由」の概念と正義概念の内的連関やリベラルな「正義の基底性」の概念と公共性との関係の考察を通じて、共同体論やフェミニズムなど様々な現代の思想傾向からのリベラルな公共性概念に対する批判の妥当性を検討するとともに、公私二元論の批判的再編の方向を探り、法の限界や遵法義務など「法の公共性」に関わる問題へのその含意も明らかにする。</p>
第11回	<p>正義構想の主要類型 効率対公正、効用対権利、自己所有対社会的責任といった基本的な視点の対立軸、集計最大化原理・パレート原理・格差原理など分配基準をめぐる対立軸、さらに厚生アプローチ、資源アプローチ、能力アプローチなど分配対象をめぐる近年浮上してきた新たな対立軸を説明し、競合する主要な正義構想の特質を理解し比較査定するための分析評価能力を磨く。</p>
第12回	<p>分配的正義と市場原理 分配的正義の追求と市場的競争原理の尊重を二律背反的に捉える通念を批判的に再吟味し、両者の相互依存性・相補性を解明することを通じて、分配的正義の原理的問題を制度化方法の問題と有機的に関連させて考察する視座を開く。</p>
第13回	<p>立憲民主主義体制と正義 善き生の諸構想だけでなく正義構想をめぐるも深刻な対立がある現代の多元的社会的ための公正な意思決定システムとして、立憲民主主義体制を位置づけると共に、その観点からその在るべき形態を考察し、対立競合する正義の諸構想に通底する正義概念がかかる政治的意思決定システムの公正性を評価する指針として果たす基底的役割を解明する。</p>
第14回	<p>グローバル化と正義 グローバル化が進行する現代においては、正義原理をめぐる意思決定とその実現についても主権国家の枠を超えた形で図られる必要が説かれる反面、かかる正義のグローバル化は超大国の覇権の合理化にすぎないと反発する動きも無視できない影響力をもっている。グローバル化の光と影両面を把握した上で、近年のアジア的価値論や Global Justice 論などを検討し、グローバル化時代における正義実現システムのあり方を考察する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	法史学（西洋法史）				
担当者名	屋敷 二郎				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	明治以降の西洋法継受によって成立した日本の現行法制度を深く理解するには、ヨーロッパ法の歴史を学ぶことが不可欠である。また、欧州の共通法形成では過去の法的伝統が重視されており、ヨーロッパ法史の理解はEU法を理解する上でも重要である。この講義では、未来の法の担い手に欠かせない教養として、ヨーロッパ法の歴史的展開をたどることを目的とする。 この講義の到達目標は、ヨーロッパ法の歴史において法学者・法実務家が担ってきた役割を学ぶことによって、法曹をめざす受講生に、法律家の果たすべき使命を自覚してもらうことである。
2. 関連する科目との関係	直接の関連を挙げるなら法史学（日本法史）であるが、ヨーロッパの法文化的基盤を学ぶことは、全ての実定法科目を学ぶ上での基礎であり、全ての実定法科目に関連すると考えてもらいたい。
3. 授業の方法	授業は、講義と演習を融合した形式で、ヨーロッパ法史の主要なトピックをとりあげ、近代法システムの歴史的基礎を学ぶ。テキストの予習を前提としつつ、単なる丸暗記にならぬよう、できるだけ多くの史料や図像に触れることで具体的なイメージを喚起し、質疑や討論を通じて問題を発見する能力の涵養に務める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書： 勝田有恒・山内進編『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』ミネルヴァ書房、2007年。 教科書： 勝田有恒・森征一・山内進編『概説西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年。 参考書： ビーター・スタイン著、屋敷二郎監訳『ローマ法とヨーロッパ』ミネルヴァ書房、2003年。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ヨーロッパの法文化的基盤 近代日本がモデルとした「西洋法」の歴史的文化的基盤を遡って考察する。
第2回	古代ローマ法～12表法から法務官法まで 12表法にみられる厳格法から法務官による衡平法への発展を、訴訟制度の展開（法律訴訟から方式書訴訟へ）を通じて検討する。
第3回	古代ローマ法～古典期ローマ法学からユスティニアヌス法典まで 古典期と呼ばれる全盛期の法学と、それを復興しようと試みたユスティニアヌスの法典編纂事業を検討する。
第4回	中世ヨーロッパの法観念 ゲルマン諸部族法典や私人が法を記録した「法書」を通じて、中世前期の法観念を検討する。 法と国制3—中世ヨーロッパ
第5回	中世ヨーロッパの裁判 決闘裁判を中心に、法仲間（素人参審人）による法発見としての伝統的訴訟手続を検討する。
第6回	12世紀ルネサンス 学説集纂の再発見とボローニャ大学の誕生を、帝国・教会・都市の権力関係から検討する。

第7回	<p>中世ローマ・カノン法学</p> <p>註釈学派・註解学派・カノン法学派の特徴と展開をたどり、ユス・コムーネ理論の生成を検討する。</p>
第8回	<p>人文主義法学</p> <p>フランスで生まれオランダに受け継がれた歴史的・言語学的方法の意義を検討する。</p>
第9回	<p>ローマ法の継受</p> <p>「法生活の学問化」という角度からローマ法の継受を捉え、帝室裁判所規則の意義を検討する。</p>
第10回	<p>平和秩序の形成</p> <p>永久ラント平和令にいたるフェーデ禁止の流れから、公私・民刑の分化過程を検討する。</p>
第11回	<p>自然法と法典編纂</p> <p>中世から近代にいたる自然法論の展開をたどり、フリードリヒ大王やナポレオンの指導によって成立した自然法的法典編纂を検討する。</p>
第12回	<p>歴史法学とパンデクテン法学</p> <p>19世紀ヨーロッパの法学をリードし、日本の近代法形成に多大な影響を与えたドイツ歴史法学派とパンデクテン法学の特色を検討する。</p>
第13回	<p>ドイツ民法典とエミリー・ケンピン</p> <p>ヨーロッパで最初の女性法律家ケンピンの生涯をたどり、ドイツ民法典の編纂過程および同時代の女性問題を検討する。</p>
第14回	<p>一般条項への逃避</p> <p>ナチス期にいたる「法律実証主義」の時代を再考し、極限的状況に直面した法律家のあるべき姿を検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	法史学（近代日本法史）				
担当者名	岩谷 十郎				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>主として法学未修者を念頭に置いた近代日本法の歴史的形成過程を解説する。</p> <p>本授業の目標は、現在の日本の法制・法学が、明治時代のわが国の近代化過程において、西洋からの法典継受によって築かれたことを前提に、法制度・法典・学説・判例・法律家といった今日の法システムの主要な構成要素が、相互にどのような関連を保ちつつわが国に現れたのか、その歴史的かつ文化的な存在性に受講者の関心を拓くところにある。</p> <p>さらに日本における法の長い形成史の中で、法や法律家がどのような役割を果たしてきたのか、あるいは果たすことが求められてきたのかといった視点をベースに、受講者の基礎法学的素養を高める。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1で記したように、将来の法律実務家に相応しい基礎教養の一端を形成する授業である。ただし授業の説明は基本的な法的概念を用いた歴史解説となろうから、特に法学未修者においては、「憲法」、「民法」、「刑法」などの基本的な授業で解説される基本概念を了解しておく必要がある。また特に日本史に精通していることも必要ないが、授業で配付する資料には、いわゆる歴史史料の複写なども含まれるから、読解のための熱意は求めたい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を基本とする。講義は、プリントを配付しそれに基づき教員の準備するノートに従って展開する。ただし、本講義はテーマ性の高い内容とするため、提示した問題意識がどのように受講者において根付いているのか、その一貫性の確認のために、随時、質問・問題提起・アンケートなどを試みたいと考えている。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各回の授業に即した資料（プリント）を教員側で用意する。また法史の資（史）料なども随時紹介することにした。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション。</p> <p>日本法史の時代区分。「近代」の位置づけ。近代日本法史学方法論。史料論。資料検索方法。</p>
第2回	<p>（前史1）日本における成文法伝統の最古の形式としての「律令」についての基本的な知識を、特に裁判制度の側面から提供する。さらに、中国古代法の我が国への適用において、明法博士の法解釈方法を考察することにより、継受外国法を日本的にどのように運用したのかという視点を示すことにより、近代期日本法を説明する前提的な問題提起を行う。</p>
第3回	<p>（前史2）継受された律令法と律令国家の衰滅に伴い現れてくる多元的な権力構造の中に中世法の世界を描く。中央集権的な法体制を前提とした今日的な「法・権力」のあり方を歴史的に相対化すると共に、近世幕藩体制への移行に伴い、どのような国制的な変動が生じ、法制度全般の様相に変化が生じたのか。特に訴訟制度を中心にその概略を講述する。</p>
第4回	<p>西洋法の立法的継受とⅠ－西洋法認識の時代</p> <p>幕末期－明治初期日本における法の近代化の前提的契機について（外交的環境）</p> <p>西洋法の浸透方法－紹介と翻訳の手段（流入する外国の法政文献・仏蘭西法律書）</p> <p>法典編纂論（時期区分と資料論）。</p>
第5回	<p>西洋法の立法的継受Ⅱ－法典編纂の時代</p> <p>明治20年代に至る、基本法典（憲法・民法・刑法）などの編纂手順の略説。</p> <p>御備外国人現象：御備法律顧問の果たした役割－法分野毎の特徴など。</p>
第6回	<p>西洋法の立法的継受Ⅲ－近代日本法史における「(民) 法典論争」の意義とは？</p> <p>民法典論争の概略的説明－日本の近代法・法学形成においてこの事件の持つ意味。</p> <p>民法典論争の性格をめぐる歴史論争の紹介。</p> <p>継受法と固有法の問題性。</p>

第7回	西洋法の立法的継受Ⅳ－大日本帝国憲法の成立と明治立憲制下の政治事件史－大津事件（司法官弄花事件）・大逆事件・天皇機関説事件など。旧憲法の成立に伴う明治憲政史上の重要事件の概観を、新しい階層としての法律家たちの動きに焦点をあてて検討する。
第8回	西洋法の学說的継受－日本近代法学における「学説」の意味を考える。 外国法継受と日本における近代法律学の形成史。 法典の基幹構造と輸入学説との二重構造的－ドイツ法学への「自己接続」の問題。
第9回	近代法を運用する担い手たちⅠ－近代的法律家の登場。 法律家たちが育まれた法学教育環境の整備。法学教育機関の形成－官立系・私立系の別。判事・検事資格の国家制度化と法律学の関係。また、公事師・代言人・弁護士への在野法曹の系譜を追う。
第10回	近代法を運用する担い手たちⅡ－近代日本社会における法律家の動態分析。 日本における近代社会を表象する特有な法現象の解説を通して、近代期の日本人が法に対する関係をいかに樹立したのかを略説する。主として、民事紛争処理方法としての「勸解」の運用実態と実体法・手続法などの規範的世界からのすりあわを通して、日本人の訴訟活動の変遷を跡付け、日本人の法意識論への導入を行う。また犯罪現象の経年的変化の考察と、社会・国家の犯罪鎮圧手段の対応などにも言及する。
第11回	近代法を運用する担い手たちⅢ－大正デモクラシーと民衆の司法参加。 大正年間に制定された陪審法の運用について略説する。陪審法導入にあたっての国家政治的判断もさることながら、民衆を国家作用としての司法へと動員するにあたって、在野・在朝の法曹においてどのような意見の調整が必要であったのか。そして陪審の実態はどのようなものであったのか。司法運用の主体をめぐり、法律専門家と素人との協働性が大正年間にどのように描かれたのかを解説する。
第12回	法文化論Ⅰ－近代日本法史の文化的観点からの総括。 植民地における慣習調査・大正年間における固有法復活の動き・昭和戦前／戦中期の「日本法理」運動の概観。成文法の整備の傍ら忘却されてきた日本の「慣習」法の位置づけと、日本の「固有法」探求のあり方について考察する。
第13回	法文化論Ⅱ－マクロ比較法学的観点からの「日本法」の位置づけ。 近代日本法は、「西洋法」なのか「極東アジア法」なのか。法観念・法意識・法文化の側面から、今日試みられている法系（法圏）分類の一端を紹介し、日本法のアイデンティティーをめぐる諸議論を一瞥する。
第14回	法文化論Ⅲ－法整備被支援国から法整備支援国へ：アジア時代の日本法。 日本法の近代史をその「脱亜」的側面と、植民地期を経て、現時における「入亜」的な側面から再構成し、本講義の総括とする。自国法の近代史の中に、今に生きる「経験」を学ぶ姿勢を講じる。
第15回	試験

授業科目名	法社会学				
担当者名	佐藤 岩夫				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法は、現実の社会のなかで様々な要因の影響を受けながら作動するものであり、法曹としての活動を適切に行うためには、法を幅広い社会の広がりの中からとらえる視点を持ち、また、法に関する事実を適切に認識する技能と基礎知識を身につけておくことが不可欠である。この講義は、法と社会の関係を学際的・実証的に分析する学問である法社会学を学習することを通じて、法を社会の広がりの中からとらえる視点と法に関する事実の社会科学的な認識技法を修得することを目的とする。</p> <p>この講義を通じて受講者が、伝統的な法律学とは異なる法への社会科学的なアプローチがあることを十分に理解し、それを自ら応用・実践できるようになることが期待されている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>実定法に関する学習が十分になされていることは当然の前提である。それを前提に、この講義は、「法哲学」「法史学」など他の基礎法学系の科目とともに、法についてより幅広く柔軟な視点を身につけさせる役割を担う。また、関連科目として、法律実務系の科目や司法制度に関する科目があるが、この講義は、それらの科目で前提とされる法実務や司法制度のあり方を社会科学の視点から批判的に吟味し、意味づけなおす役割を担う。社会学・政治学・心理学など社会科学系の科目を学習していることは、この講義の理解にとって有益である。</p>
3. 授業の方法	<p>毎回の講義は、講師が当該テーマについての説明を行った後、受講者自身が問題を分析し議論する時間を設けて、講義で得た知識・技法を応用する力の向上を図る。講義の説明の際には、PCプロジェクターを利用し、受講者が講義の内容を有機的・立体的に理解できるよう工夫する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義の内容を示したレジユメのほかに、リーディング形式の教材を配布する。
6. 授業内容（細目）	<p>講義は大きく、以下の5つのパートによって構成する。細目は下記の通りである（なお、内容については今後若干の変更がありうる）。</p> <p>I 序論 II 紛争と相談サービス III 法の階層性 IV 訴訟と司法制度 V 法専門職</p>
第1回	<p>序論①：法社会学とはどのような学問か 法社会学の学問的特質を、伝統的法律学（実定法学・法解釈学）との違いを中心に明らかにする。あわせて、法規範・法制度・法機構・法行動・法過程などの概念を説明し、法現象をトータルに把握するための法システムのモデル化を行う。</p>
第2回	<p>序論②：法社会学の研究手法 法社会学はどのように研究を進めるのか、経験的・実証的な社会科学研究の論理と方法を学習し、今後の講義を理解するための方法的基礎を確認する。</p>
第3回	<p>紛争と相談サービス①：紛争の展開と解決 社会に生起する様々なもめごとや紛争の展開のプロセスを観察し、人びとが権利を主張しあるいは訴訟を提起するに至る社会的メカニズムを解明する。あわせて、紛争解決のさまざまなパターンを学習する。</p>
第4回	<p>紛争と相談サービス②：相談サービスの利用 紛争に遭遇した当事者は、さまざまな段階で第三者に相談し、その助言や援助を獲得しようと試みる。2回に分けて、相談サービスをめぐる諸問題を学習する。この回はまず、需要サイド＝当事者の相談行動（助言探索行動 advice-seeking behavior）の実際を、実態調査の結果をふまえて考えてみる。</p>
第5回	<p>紛争と相談サービス③：相談サービスの供給 この回では、相談サービスの供給サイドについて、総合法律支援制度（法テラス）、司法過疎問題、相談者ネットワークなどの点を中心に学習する。</p>

第6回	法の階層性①：法の社会階層論的分析 法の下の平等という理念にも関わらず、現実の社会では、法は必ずしも万人に平等には分布していない。「社会構造と法の動員」と「訴訟制度の単発の利用者と反復の利用者」という2つの問題を素材として、法の階層性について考える。
第7回	法の階層性②：法のジェンダー分析 自由・平等を標榜する近代法は、実はそのうちに女性を系統的に不利に扱う家父長制的性格が埋め込まれている。フェミニズムの視点を参照しつつ、近代法システムのジェンダー・バイアスを考える。
第8回	訴訟と司法制度①：訴訟利用の日本の特徴 「日本では、紛争を、訴訟ではなく話し合いや調停によって解決する傾向が見られる」といわれることがあるが、この主張の経験的妥当性を吟味し、そのいくつかの説明の試みを学習する。
第9回	訴訟と司法制度②：訴訟の現代的利用（現代型訴訟） 日本では全般的に訴訟が少ない（あまり利用されない）といわれる中で、現代型訴訟は訴訟が活発に利用されている領域である。しかも、必ずしも勝訴の見込みが大きくない中でも活発に訴訟が提起されている。その原因と背景を、「法と社会運動」研究の視角から考える。あわせて、訴訟の公共的機能を学習する。
第10回	訴訟と司法制度③：現代司法の機能（司法の積極性） 現代の司法は、①紛争処理や②社会統制といった古典的な機能のほか、③法形成・政策形成、④違憲審査といった新しい機能をはたすことも期待されている。この回では、③および④の機能に焦点を合わせて、日本の司法の積極性・消極性の問題を考えてみる。
第11回	訴訟と司法制度④：司法への国民参加 司法への国民参加について、その根拠（裁判の質の向上および司法の国民的基盤の強化）および実際の機能を、法社会学的な視角から考えてみる。
第12回	司法制度⑤：司法制度改革：成果・背景・課題 今回の司法制度改革では、法曹人口の大幅増員、法科大学院制度、裁判員制度、総合法律支援制度など、司法制度の基本的枠組みにかかわる大きな改革が行われた。なぜこの時期にこのような大規模な改革が実現したのか。司法制度改革の政治的・社会的背景と残された課題をマクロな視角から考える。
第13回	法専門職①：法専門職の社会的役割 近代化論、機能主義理論、市場理論、管轄競合理論など、法専門職研究のこれまでの蓄積を理解し、現代社会において法専門職がはたすマクロな社会的機能を多面的に考える。
第14回	法専門職②：比較の視点から見た日本の法曹 日本の法曹の制度・実態の特徴を、諸外国との比較の視点から考える。

授業科目名	司法制度論（刑事）				
担当者名	麻生 利勝、関 正晴、平良木 登規男、増井 和男				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本年5月21日から実施される裁判員裁判について、立法の経緯、解釈上の諸問題について検討する。また、国民の司法参加の視点から、陪審裁判及び参審裁判等の沿革、あるいは、諸外国の制度との比較について検討し、併せて、近時の法改正に触れ、基本的な知識の習得と理解を得ることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	必ずしも深い必要はないが、刑法・刑事訴訟法について一応の理解があることが望ましい。秋学期に行われる司法制度論WP履修の前提条件である。
3. 授業の方法	講義形式を中心にするが、適宜ビデオを上映して、解説と質疑を行うほか、レポートの提出を求める。また、複数のゲストスピーカーを予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に教材を指定しないが、基本的な参考書として、金子一=竹下守夫「裁判法」（有斐閣）及びを推薦する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	裁判員裁判の概要 ビデオ鑑賞（最高裁、法務省あるいはNHK編） 若干の解説
第2回	日本の司法制度改革 規制緩和の終点としての司法制度改革
第3回	国民の司法参加の歴史（1） 陪審の生成とその発展、陪審制度の誕生（イギリス）、ヨーロッパ大陸における陪審制度の導入（フランス革命）、 参審制度の生成（ドイツ） 陪審制度と参審制度の違い
第4回	国民の司法参加の歴史（2） ドイツの裁判制度の発展、ヨーロッパ大陸の裁判制度 日本の裁判制度の歴史、旧陪審法
第5回	裁判員裁判（1） 最高裁判所編「裁判員裁判」（1）ビデオを中心に 公判前整理手続について
第6回	裁判員裁判（2） 最高裁判所編「裁判員裁判」（3）ビデオを中心に 裁判員の選任手続とその問題点、陪審員・参審員の選任との比較
第7回	裁判員裁判（3） 最高裁判所編「裁判員裁判」（4）ビデオを中心に 公判手続、評議・評決

第8回	職権主義と当事者主義 陪審は当事者主義，参審は職権主義というテーゼは正当か (ゲストスピーカーの講演に変更される可能性がある)
第9回	国民の司法参加と憲法問題 陪審制度・参審制度と憲法上の諸問題 裁判員裁判と憲法問題
第10回	公的弁護 被疑者段階の国選辩护人制度 法テラスの役割 (ゲストスピーカーを予定)
第11回	被害者 刑事事件における被害者の地位
第12回	即決裁判 簡易公判手続，略式裁判，即決裁判との比較
第13回	検察審査会 検察審査会の制度改革
第14回	裁判員裁判と捜査
第15回	試験

授業科目名	法と経済学				
担当者名	宇佐美 誠				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法と経済学は、経済学の理論装置を用いて法制度や法現象を分析する学際的分野である。本講義では、ミクロ経済学だけでなくゲーム理論をも援用して、民法・刑法・労働法や紛争解決過程を分析した後、実証的政治理論・社会的選択理論の知見を活用しながら、立法過程を考察する。これらの作業を通じて、法律や判例の経済学的意味を理解しつつ、一方では現行法や伝統的法解釈学の意義と射程を、他方では経済学の可能性と限界を理解することを目標としている。
2. 関連する科目との関係	本科目を履修するためには、民法Ⅰ～Ⅴを履修済みであることが求められる。憲法Ⅰ・Ⅱ、刑法Ⅰ、民事手続法Ⅰを履修済みであること、また労働法Ⅱを履修済みもしくは履修中であることが望ましい。経済学・ゲーム理論の予備知識はとくに必要でない。
3. 授業の方法	授業は少なくとも双方向的に、可能な限り多方向的に進めたい。各回の授業は、約1時間の講義セッションと約30分間の質疑・討論セッションに分かれる。また、講義セッションで受講者に平易な設問を投げかける場合がある。学期の中間時点では、本科目で独自に無記名の学生授業評価を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書： ◎宇佐美誠『決定』東京大学出版会、2000年（「6. 授業内容（細目）」欄では「宇佐美」と略記） 参考書・参考論文： ○宇佐美誠『公共的決定としての法』木鐸社、1993年 ○——「利益集団民主制下の公的規制」『公法研究』60号、1998年 ○——「政策としての法」井上達夫＝嶋津格＝松浦好治編『法の臨界Ⅲ』東京大学出版会、1999年 ○——「法と経済」『法哲学年報2008』、2009年 ○ロバート・D・クーター＝トーマス・S・ユーレン（太田勝造訳）『新版 法と経済学』商事法務研究会、1997年 ○小林秀之＝神田秀樹『「法と経済学」入門』弘文堂、1986年 ○小林良彰『公共選択』東京大学出版会、1988年 ○宍戸善一＝常木淳『法と経済学』有斐閣、2004年 ○林田清明『法と経済学』第2版、2002年 ○福井秀夫＝大竹文雄編『脱格差社会と雇用法制』日本評論社、2006年 ○八代尚宏『規制改革』有斐閣、2003年 ○マーク・ラムザイヤー『法と経済学』弘文堂、1990年
6. 授業内容（細目）	
第1回	1 法と経済学の沿革・特徴。 2 実証的政治理論と社会的選択理論の沿革・特徴。 3 本講義の進め方と成績評価法。 予習範囲：宇佐美1章4；ラムザイヤー1章Ⅰ～Ⅴ
第2回	1 選好と効用。 2 合理性。 3 効率性。 予習範囲：宇佐美1章3；宇佐美(2009)三；クーター＝ユーレン2章1・2
第3回	1 完全競争市場。 2 市場の失敗。 3 コースの定理。 予習範囲：クーター＝ユーレン2章6・9A・9B；宍戸＝常木2章1，7章1
第4回	1 意思の欠缺。 2 瑕疵ある意思表示。 3 登記制度。 4 背信的悪意者の判例。 予習範囲：林田8章，10章；関連判例（最判昭43・8・2民集22巻8号1571頁など）

第5回	<ul style="list-style-type: none"> 1 ゲーム理論の基本的な用語・前提。 2 所有権制度なき状態の思考実験。 3 所有権制度の意義。 予習範囲：宇佐美(1999)4；宍戸＝常木1章1
第6回	<ul style="list-style-type: none"> 1 契約制度なき状態の思考実験。 2 契約制度の意義。 3 効率的契約違反。 予習範囲：小林＝神田4章；宍戸＝常木1章1
第7回	<ul style="list-style-type: none"> 1 最安価損害回避者。 2 ハンドの定式。 3 過失。 予習範囲：クーター＝ユーレン5章2D；小林＝神田6章；林田13章二
第8回	<ul style="list-style-type: none"> 1 解雇権濫用法理とその立法化。 2 経済学的検討。 予習範囲：福井＝大竹1章；八代4章1・2 ※ミッドターム・フィードバックにより、授業の難易度や方法を点検する。
第9回	<ul style="list-style-type: none"> 1 日本人の「裁判嫌い」とは何か。 2 既存の諸学説。 3 合理的選択モデル。 予習範囲：ラムザイヤー2章I～IV
第10回	<ul style="list-style-type: none"> 1 伝統的刑罰理論。 2 刑罰制度の経済学的説明。 3 法学的説明と経済学的説明の異同。 予習範囲：クーター＝ユーレン7章2A・2B
第11回	<ul style="list-style-type: none"> 1 政治家。 2 官僚。 3 利益集団。 4 未組織有権者。 予習範囲：宇佐美(1993)三章二節一；宇佐美(1998)二，三；小林八章一・二
第12回	<ul style="list-style-type: none"> 1 循環。 2 結果のルールへの依存性。 予習範囲：宇佐美2章2・3，3章1・2
第13回	<ul style="list-style-type: none"> 1 一般可能性定理。 2 戦略的行動。 予習範囲：宇佐美4章1，5章2・3・5
第14回	<ul style="list-style-type: none"> 1 立法過程・政治過程の経済学的分析が憲法解釈に対してもつ含意。 2 立法過程・政治過程の経済学的分析が法律解釈に対してもつ含意。 予習範囲：宇佐美6章5・6；宇佐美(1998)四
第15回	試験

授業科目名	立法政策学				
担当者名	川崎 政司				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>社会における諸問題について法により解決を図っていく場合には、実定法を所与の前提として展開される法解釈とは異なる知識・視点・思考能力が求められることになる。本講義においては、立法政策及びその形成のあり方について総合的な考察を行うとともに、具体的な立法課題を取り上げ、法解釈学を中心とする法律科目で得られた知識・思考方法を活かし発展させながら、その法的な対応のあり方について法制度設計まで射程とした検討を行い、これらを通じて、実践的かつ創造的な法的思考・問題解決の方法についても学んでもらいたいと考えている。また、それとともに、法実現の重要な作用であるにもかかわらず、法学教育の場では必ずしも十分には取り上げられてきていない「立法」に関し、その現状を明らかにし、そのあり方についても検討を行うこととしたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>現実の立法課題に関しその法的な対応について検討をする場合には、法律基本科目に関する基礎知識、とりわけ憲法及び行政法に関する基本的な知識が必要となる。</p> <p>また、立法においては法律学だけでなく関連する諸科学を動員することが必要となるってくるが、法的な思考様式の意義と限界を理解する上からも、法と経済学が有益と考えられる。</p>
3. 授業の方法	<p>双方向・多方向の方式による参加型の授業を行う。受講生には、あらかじめ配付するレジュメ・資料を読み、論点を理解し、自分としての考えをある程度まとめた上で、授業に参加することが望まれる。</p> <p>なお、法制度設計の理論と技法に関する授業においては、テーマによっては2コマを割り当てるなどし、できる限り掘り下げた検討を行うようにしていきたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>あらかじめレジュメ及び資料を配付するほか、授業の中で適宜参考文献等を紹介する。また、第1回目の授業の際に必要な法情報等へのアクセス方法についても言及するので、各自でそれらも活用することが望まれる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>立法及び法の現状</p> <p>現代国家において立法が法や政策の実現のための主要な作用の一つとなっていることを確認しつつ、本講義の意義と狙いを明らかにした上で、立法及び法の現状について分析を加える。あわせて、立法について考察を行う場合に参照することが必要となる法情報等へのアクセス方法についても触れる。</p>
第2回	<p>現代立法の特質と課題</p> <p>立法及び法の現状の分析を踏まえ、法の政策化、法規範の過剰と複雑化、立法の主体の多様化・多元化と議会の立法機能低下など現代立法が抱える各種問題について考察を加えるとともに、立法の意義、限界等について検討を行う。</p>
第3回	<p>立法政策</p> <p>立法政策の形成・評価において基本となる視点、立法政策の形成のあり方、政策手法の多様化とその合理的な選択などについて考察を行うとともに、立法政策の形成における法学の役割と限界などについても考える。</p>
第4回	<p>立法技術</p> <p>立法の内容をどのように言語的に表現し、体系的に編成された法文条規を作成すべきか、その技術とあり方について、検討を行う。特に、正確性、明瞭性、平易性の要請にいかに応え、それらの調和を図っていくのかということについて考察を加えるとともに、法文の民主化という観点から現行法令の問題点などにも関しても考える。</p>
第5回	<p>法制度設計の理論と技法(1)</p> <p>最新の立法課題を題材として、法的な対応を行う場合の論点について、立法事実に関する資料なども踏まえながら具体的に検討を行い、それを通じて立法の機能、法制度設計のあり方、法と政治の</p>

	<p>役割などについて考える。法制度設計の理論と技法に関する授業は全7回を予定しているが、各回のテーマについては、できるだけ、実際に問題となっている課題で、憲法問題をはじめ多様な法的論点を含むものを、受講生の希望も踏まえつつ取り上げるとともに、関係法令、関係判例、統計・調査資料などを分析し、その具体的かつ現実的な対応・制度のあり方を検討することにより、抽象的な議論で終わることのないようにしていきたい。</p>
第6回	法制度設計の理論と技法(2)
第7回	法制度設計の理論と技法(3)
第8回	法制度設計の理論と技法(4)
第9回	法制度設計の理論と技法(5)
第10回	法制度設計の理論と技法(6)
第11回	法制度設計の理論と技法(7)
第12回	<p>立法のプロセス</p> <p>立法のプロセスにかかわる憲法の理念・原則を確認しつつ、日本の立法過程を概観し、その評価を試みるとともに、その問題点と改革について検討を行う。また、立法における行政府や政党の役割、政と官の関係、立法における民意の反映のあり方などについても、考察を加える。</p>
第13回	<p>立法と司法</p> <p>立法に関し、司法がどのような影響を与えているのか、また司法にどのような役割を期待し得るのか、特に近年増加している立法の不作为訴訟をはじめとする制度改革訴訟に焦点を当てながら、その可能性と限界について、検討を行う。あわせて、立法と法曹とのかかわりについても考えてみたい。</p>
第14回	<p>立法と国際化・分権化</p> <p>国際化や分権化によって法のシステムも変容を迫られるようになってきているにもかかわらず、日本の法システムは相変わらず国の法令中心のシステムとなっており、必ずしもそれらに適合的なものとはなっていない面があることなどから、国際化と分権化それぞれの意義、影響、課題等を検討しつつ、それらに対応した立法及び法システムのあり方などを探る。</p>
第15回	レポートの提出

授業科目名	法交渉学				
担当者名	藤田 政博				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

<p>1. 授業の目的と到達目標</p>	<p>交渉は、法を学んだ者として社会で活動していく上で必須の技能のひとつである。法曹をはじめとした法律のプロは、法情報に精通し、法の解釈適用ができるだけでは十分ではない。それらを前提とした上で、相手方、依頼者、あるいは同僚や上司等、様々な相手と交渉し、社会的に正当かつ自己にとって有利な状況を実現させなくてはならない。これは、人間が他者とともに社会において生き、かつ意思決定をしていく以上、必要になる過程である。条文上、法理論上、あるいは確定判決によって認められているはずの権利も、その実現には関係者との交渉が必要であり、その結果次第では権利実現の程度が全く異なってくると言っても過言ではない。</p> <p>交渉は、口八丁手八丁、海千山千の怪物のみがよくなし得る、他人に伝達不可能なアートというわけではない。交渉に関連する知識には言語化可能で伝達可能な部分、そして訓練によって上達可能な技能の部分がある。それについて修得しておくことは、法律を使って活躍していく上でアドバンテージとなるだろう。</p> <p>この授業では、交渉についての体系的解説とシミュレーションのための交渉事例が用意された教材を元に、(1) 交渉について概括的な理解を得ること、(2) その理解に基づき、交渉の体験をすることを目的とする。以上をこの授業の到達目標とし、さらに(3) ロースクール修了後において交渉の経験を積み、より深い理解が必要になった際に自ら文献調査を進めていく手がかりを受講者各位が得ることが出来れば、この授業の目的は完全に達せられたことになるだろう。</p>
<p>2. 関連する科目との関係</p>	<p>交渉は人間同士の行動の過程であり、特に心理学が関連する。人間は他者や社会的状況をどう認知するのか、認知した結果どのように行動するのか。これらの疑問に答えるのは主として社会心理学や認知心理学であろう。そして、交渉のような「相手と自分に行動の選択肢がいくつかあり、相手がどれを選ぶかで自分がどれを選ぶと有利かが異なってくる」という状況を単純化して理論化しているのは経済学、中でも関係が深いのはゲーム理論である。「法と経済学」では、契約当事者同士の行動について、インセンティブの構造や利得の構造を元に理論化している。ただし、経済学は個別のケースにおいてどのように行動したら有利かという指針を導くことを目標としていないので、交渉学とは視点異なる。</p> <p>交渉では、受講者各位が修了後直面する個別の交渉に役立つ知識と体験を獲得することを目標にしている。その際に、心理学や、法と経済学等の先行研究を利用している。逆に言えば、そのような先行研究を交渉という現実場面に応用するのが交渉学であるといえるだろう。そのため、社会心理学、認知心理学、法と経済学、あるいはマイクロ経済学について一通り知っていると、受講上役に立つことがあるだろう。ただし、これらの科目を学習したことがあることは、この授業を受講する上での要件ではない。</p>
<p>3. 授業の方法</p>	<p>教材に沿って講義と演習(交渉)を行う。授業は講義と交渉演習が交互に行われる。受講者各位は、講義の回には教材の1章分を通読のうえ授業に臨みたい。授業時間では、解説と交渉の時間をとることとしたい。受講全体を班に分けて班ごとに交渉や討議を行ってもらうので、受講者には積極的な参加が望まれる。また、教材で用意されている交渉シミュレーションをすべて扱うことはできないが、交渉を経験したと思えるだけの時間をもって交渉していただくこととしたい。交渉終了後、または各班での討議内容の発表後は、A4で1枚くらいの長さの短いレポートの提出を毎回お願いする。</p>
<p>4. 成績評価</p>	<p>非公開</p>
<p>5. 教材</p>	<p>太田勝造・草野芳郎・奥村哲史・鬼澤友直・豊田愛祥・西潟眞澄『ロースクール交渉学〔第2版〕』（白桃書房、2005年）</p>
<p>6. 授業内容（細目）</p>	
<p>第1回</p>	<p>「はじめに」交渉とは何かについて、交渉シミュレーション(模擬交渉)を通じて体験し、その結果について議論する。</p>
<p>第2回</p>	<p>「交渉理論の基本的分析概念」交渉状況を理解するにあたって、基本的な理解の枠組みとなる概念について解説する。条件を2つ作成し、それぞれの条件の下での交渉を体験する。観察班に割り当てられた学生は、交渉を観察する。</p>

第3回	「交渉理論の基本的分析概念」第2の条件下での交渉を体験する。観察班は観察する。
第4回	「交渉理論の基本的分析概念」各班で交渉過程と結果についてまとめ、発表する。「交渉力とは何か」各班で模擬交渉の経験をもとに討議する。
第5回	「交渉力とは何か」討議の結果について各班の代表者が発表する。「交渉の心理学」交渉場面を理解し、行動の指針となる心理学的知識について解説する。
第6回	「交渉の心理学」交渉にかかわる心理学的知識の解説の続きを行う。「交渉のゲーム理論」交渉のような状況を理論化した「ゲーム理論」について解説する。フェイス・トゥ・フェイスで行われない意思決定についてのシミュレーションを行う。
第7回	「交渉のゲーム理論」教科書の課題に基づいた意思決定のシミュレーションの続きを行う。その内容について各班で討議し、その結果を発表する。
第8回	「交渉と倫理」交渉の技能によって、自己が有利な状況を引き出すことだけが重要ではない。交渉において求められる倫理について各班で討議する。
第9回	「交渉と倫理」各班による討議の続き、および討議の結果の発表を行う。
第10回	「ビジネス交渉」ビジネス交渉、組織内交渉の理論について解説する。ビジネス交渉の事例を読み、細部について班内で話し合って確定する。
第11回	「ビジネス交渉」ビジネス交渉の事例を読み、細部について班内で話し合って確定する作業の続きを行う。
第12回	「ビジネス交渉」確定された事例に基づき、各班内で模擬交渉を行う。
第13回	「ビジネス交渉」確定された事例に基づき、各班内で模擬交渉を行う。
第14回	「ビジネス交渉」確定された事例に基づき、各班内で模擬交渉を行う。終了していれば、状況のまとめに関する各班での討議と班ごとの発表を行う。
第15回	レポート作成の時間に充てる。

授業科目名	政治学				
担当者名	岡山 裕				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	皆さんが主に学んでいる日本法は、現代の立憲民主主義体制の下で運用されているわけですが、立憲主義と民主主義はある種の緊張関係にあるとも言われます。その真偽・程度はさておき、両者が互いに大きな影響を与えているのは間違いないでしょう。この授業では、民主主義の下での政治、また現代の日本政治について概説しますが、単に知識を詰め込むだけでなく、民主政治がどのように作動し、それがいかなる限界を抱えているかを理論的説明を通じて理解してもらうことで、(民主)政治によって法のあり方がどのように左右されるのかを受講者が自ら考えられるようになることを目指します。
2. 関連する科目との関係	政治学は、公法系の各科目、とくに憲法や行政法が政治体制の根幹を成すという意味において法学とは両輪を成す関係にあり、また基礎法学、社会法系の各科目の基底部分において密接に関わっています。
3. 授業の方法	基本的に講義形式ですが、授業内外での受講者からの質問・コメントをなるべく生かしながら進めたいと考えています。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書はとくに指定しませんが、授業全体・各回の内容に関わる文献を随時紹介します。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<民主主義と政治学> 政治学の特徴 分析方法としての制度論 この授業の基本視角—民主主義の限界？
第2回	第一部：民主主義の政治学 <民主主義（論）の歴史> 民主主義の原風景—古典古代 初期近代までの民主主義論 近代国家における民主主義の実現可能性
第3回	<民主的意思決定の限界> 多数決による意思決定の特徴 意思決定方式としての多数決の限界 意思決定についての制度の意義
第4回	<代理人としての立法府と行政府> 本人＝代理人関係という見方 議会による国民の代理とその困難 行政府による国民・議会の代理とその困難
第5回	<市民社会の意義> 市民は（なぜ）政治参加するのか？ 参加する市民は誰なのか？ エリートと一般市民の関係
第6回	第二部：現代日本の政治過程 <政党と選挙> 一党優位体制下の政党政治 1990年代の政治改革 新制度の政治的帰結と政党政治の行方

第7回	<p><国会と立法過程> 比較の中の国会 日本の立法過程 国会の「作動原理」</p>
第8回	<p><行政府と議院内閣制> 議院内閣制の理念 「日本型」議院内閣制とその要因 1990年代の諸改革の意義</p>
第9回	<p><司法政治> 政治の中にある司法 司法の政治的位置づけ 裁判の政治的独立性をめぐって</p>
第10回	<p><中央地方関係と地方政治> 地方政治の制度的特徴 戦後都道府県政治の展開 地方分権諸改革とその意義</p>
第11回	<p><利益団体> 日本の利益団体の特徴 利益団体と政治過程 利益団体政治の展望</p>
第12回	<p><政治とメディア> マスメディアの政治的影響力 日本における政治報道のあり方 メディア政治の変貌とその帰結</p>
第13回	<p><イデオロギー> 政治においてイデオロギーを考える意味 保守と革新 イデオロギーで政治を説明できるか？</p>
第14回	<p><政策形成過程> 政策の種類 政策形成過程の実際 政策形成と専門性</p>
第15回	試験

授業科目名	行政学				
担当者名	大山 耕輔				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>この授業の目的は、行政学(public administration)の内容を初学者向けに講義することである。学部で履修済みなら新たに履修する必要はない。通常4単位の内容を2単位の授業として講義するため、進度は速い。</p> <p>伝統的な国家や行政そのものの視点つまり官僚や行政職員の視点よりも、納税者や一般市民の立場で民主主義の視点から見た政府や行政のあり方を重視する。このような視点から「ガバナンスの行政学」の意義について考察したい。到達目標は、公共的問題を解決する政策過程における行政(と市民)の役割や責任について、ガバナンスの視点から理解できるようにすることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>この授業は、関連する諸科目の履修を前提としない。しかし、それらの履修は行政学の理解を助けてくれるだろう。公法や刑法の諸科目、とりわけ「行政法」とは研究対象が同じなので親近性がある。ものの見方や考え方が共通しているのは「政治学」で、行政学は政治学の一分野である。民主主義と官僚制の関係がポイントとなる。マネジメントという点では「経営学」とも共通する。また「立法政策学」は政策の企画立案を、「法と経済学」は合理的な制度を理解するのに参考となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義は、教科書を解説するスタイルで進める。パワーポイントを使用するが、原稿は予めウェブ(担当者のHP)にアップする。ほぼ毎回、クイズに答えてもらったり、印象に残った解答を紹介したりすることで、双方向の授業を目指したい。そのため、(初回でレポート提出を課すなどにより)履修者数を制限することがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>〔教科書〕村松岐夫『行政学教科書(第2版)』(有斐閣、2001)</p> <p>〔参考書〕西尾勝『行政学(新版)』(有斐閣、2001)、(財)行政管理研究センター『データ・ブック日本の行政2009』(同センター、2009)、曾根・大山共編著『日本の民主主義』(慶大出版会、2008)、宮川ほか共編著『パブリック・ガバナンス』(日本経済評論社、2002)、拙著『エネルギー・ガバナンスの行政学』(慶大出版会、2002)、拙著『行政学入門—CDブック』(慶大通信教育部、2000)、拙著『行政指導の政治経済学』(有斐閣、1996)等。</p>
6. 授業内容(細目)	
第1回	<p>行政学の枠組み1</p> <p>この授業のガイダンスを行うとともに、行政学とは何か、行政学の考察枠などといった行政学のアイデンティティについて講義する。</p>
第2回	<p>行政学の枠組み2</p> <p>行政システム、意思決定、合理モデルとインクレメンタリズム・モデル、行政システムの活動過程などといった行政システム論と意思決定について講義する。また、フレームワーク全体にかかわるガバナンス論の視点についても講義する。</p>
第3回	<p>近現代国家と行政システムの発展</p> <p>近現代国家の発展と行政、戦前日本の行政システム、占領改革と再改革、近代国家の行政とその諸価値前提について講義する。</p>
第4回	<p>現代日本の行政システム</p> <p>執政(executive)と行政システム、議院内閣制の行政と大統領制の行政、中央行政機構とガバナンス、グレーズーン、行政改革などについて講義する。</p>
第5回	<p>中央地方関係と地方自治</p> <p>地方自治理論についての諸見解、地方自治の沿革、都道府県と市町村、地方分権化改革などについて講義する。</p>
第6回	<p>政策過程と企画立案</p> <p>政治と行政の関係、立法過程、予算編成、政策過程の理論などについて講義する。</p>

第7回	行政組織の基礎理論 ウェーバーの官僚制論、アメリカ行政学の組織論、官僚瀕の逆機能などについて講義する。
第8回	組織の設計 企画と実施の組織(キャリア組とノンキャリア組)、ラインとスタッフ、職務分掌の設計、独立行政法人化などについて講義する。
第9回	公務員制度と人事行政 近代国家・戦前日本・戦後の公務員制度、職階制、人事院と労働基本権、人事管理(human resources management)と情報管理、よいポストを求める競争、育成人事と忠誠、昇任人事と退職管理(天下り)、人事行政の(逆)機能と改革などについて講義する。
第10回	組織の管理運営 ルーティン、リーダーシップ・調整・計画、労働意欲を引き出す管理、管理活動の動態、協働の確保と情報連絡の構造などについて講義する。
第11回	政策の実施 実施における2つの内部モデル、規制と行政指導、サービスの提供、政策実施の具体例などについて講義する。
第12回	政策の実施 規制改革のガバナンスについて講義する。
第13回	政策評価と行政責任 政策評価について、国際比較や具体例を交えながら考察する。
第14回	政策評価と行政責任 行政責任、公衆関係と情報公開、会計検査院、外部機関による行政監視、市民などについて講義する。全体として、現代日本の行政システムが「よいガバナンス」といえるかどうか講義する。
第15回	試験

授業科目名	経済学				
担当者名	小澤 太郎				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済学の基礎を成すミクロ経済学とマクロ経済学の基本を確実に理解する事が第1の目標である。経済学的な考え方は意外にシンプルであり（これはミクロ・マクロ共に言える）、制約条件付き最大（小）化、比較静学といった代表的な分析手法を身に付ける事が具体的に求められる。</p> <p>その上で、現実の経済を見る際に、どういった点に注目し、理論的な道具を如何に用いれば良いかについて、一応の理解を得る事が第2の目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「金融論」、「法と経済学」等の経済関係科目の基礎となる。従って、それらの科目の履修前か、或いは並行して履修する事が望まれる。</p> <p>数学の使用については必要最小限度に止める意向なので、高校卒業程度の知識があれば十分であろう。例外的なケースについては、直観的に理解可能な解説で補うので心配要らない。</p>
3. 授業の方法	講義形式であるが、理解力を高める為の演習も数回行う予定である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>経済学全般についての入門書、例えば 伊藤元重『入門経済学』（第2版）日本評論社、奥野正寛『ミクロ経済学入門』（新版）日本経済新聞社、中谷巖『入門マクロ経済学』（第5版）日本評論社、伊藤元重『ビジネス・エコノミクス』日本経済新聞社、西條辰義編『実験経済学への招待』NTT出版等を適宜用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ガイダンス 経済学とは何か（内容・領域・特徴）</p>
第2回	<p>消費者の理論（ミクロ経済学Ⅰ） 予算制約の下での効用最大化という観点から、需要の決定を論ずる。 ：無差別曲線と予算制約線、代替効果と所得効果、需要曲線の導出</p>
第3回	<p>生産者の理論（ミクロ経済学Ⅱ） 与えられた生産技術の下での利潤最大化という観点から、供給の決定を論ずる。 ：短期と長期、生産関数と費用曲線、等量曲線、供給曲線の導出</p>
第4回	<p>市場均衡と厚生経済学（ミクロ経済学Ⅲ） 市場における価格決定及び資源配分の効率性に関する評価を学ぶ。 ：均衡の安定性、比較静学、消費者余剰と生産者余剰、パレート最適（効率性）</p>
第5回	<p>不完全競争（ミクロ経済学Ⅳ） 生産者の価格操作に基づく市場の機能不全について考察する。 ：独占、寡占、独占的競争</p>
第6回	<p>市場の失敗（ミクロ経済学Ⅴ） 不完全競争以外の市場の機能不全について考察する。 ：外部性、公共財</p>
第7回	<p>国際貿易とミクロ経済学の総合演習（ミクロ経済学Ⅵ） ミクロ経済学の応用としての、国際貿易論の初歩を学ぶ。また、ミクロ経済学全般の理解を、演習により確認する。 ：比較優位の原理、関税・生産補助金の効果</p>

第 8 回	<p>国民所得の諸概念と財市場の分析 I (マクロ経済学 I)</p> <p>マクロ経済学が依拠する国民所得の諸概念について学んだ後に、国民所得の決定のメカニズムを考察する。</p> <p>: 三面等価の原則、物価水準、45° 線の分析</p>
第 9 回	<p>財市場の分析 II と貨幣市場の需給 (マクロ経済学 II)</p> <p>国民所得の決定に関する比較静学分析、及び貨幣市場の需要と供給について学ぶ。</p> <p>: 乗数効果、マネーサプライ、利子率</p>
第 10 回	<p>IS-LM 分析と総需要管理政策 (マクロ経済学 III)</p> <p>国民所得と利子率の同時決定、及びその比較静学分析を学ぶ事を通じて、財政政策と金融政策の効果を考察する。</p> <p>: 流動性の罍</p>
第 11 回	<p>物価の変動と経済成長 (マクロ経済学 IV)</p> <p>物価水準及びインフレ率の決定を論ずる。また、マクロ経済の供給サイドに着目し、経済成長のメカニズムについて考察する。</p> <p>: 総需要曲線と総供給曲線、フィリップス曲線、経済成長論</p>
第 12 回	<p>国際マクロ経済学とマクロ経済学の総合演習 (マクロ経済学 V)</p> <p>開放経済の下での総需要管理政策の効果について考察する。また、マクロ経済学全般の理解を、演習により確認する。</p> <p>: 為替レートの決定、マンデル=フレミングの理論</p>
第 13 回	<p>戦略的意思決定 (発展的な話題 I)</p> <p>ビジネスの世界で目にする事柄や、日米間の通商問題等をゲーム理論・応用マイクロ分析の観点から考察する。</p> <p>: 囚人のジレンマ、展開型ゲーム、競争戦略論</p>
第 14 回	<p>実験経済学 (発展的な話題 II)</p> <p>最新の実験経済学の成果から、現実の制度設計に有効な政策的インプリケーションを得る。</p> <p>: 株式市場実験、排出権取引実験</p>
第 15 回	<p>期末試験</p>

授業科目名	経済学				
担当者名	羽田 亨				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>この授業では、現実の経済を見ていく上で有用と思われる経済学の基礎概念と分析手法をミクロ経済学とマクロ経済学の両分野にわたって講義することを目的とする。法解釈と立法に関する経済学的な分析・検討の重要性が現在では広く認識されている。そこで、そのための経済学的な思考法を習得することを目標としたい。</p> <p>また、経済理論の理解を深めるために、随時、経済問題の理解に際して経済学の基礎概念と分析手法がどのように用いられるかを例示する。さらに、今日国民経済において公的部門の経済活動の果たす相対的な役割は大きなものとなっていることから、国や地方公共団体など、政府の活動と役割について講義の内容として採り上げる。</p>
2. 関連する科目との関係	「法と経済学」、「金融論」の基礎となる。さらに、租税法関係科目の履修に際して、租税制度を経済的側面からみる際に参考になるとと思われる。
3. 授業の方法	<p>講義は、配布するレジュメと資料に基づいて解説する形で行なう。毎回、授業の最初に前回の講義内容について小テストを行なう。また、こちらからの質問に答えてもらうことで、双方向型の授業としたい。</p> <p>数学は使用しないが、説明の便宜上グラフを利用する。また、表現を簡潔にするために、記号を使用する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>特定の本をテキストとしては使用しないが、経済学全般についての入門書である伊藤元重『入門 経済学<第2版>』日本評論社を適宜使用する。</p> <p>[参考書] 福岡正夫『ゼミナール 経済学入門<改訂4版>』日本経済新聞出版社、伊藤元重『入門 経済学<第2版>』日本評論社 伊藤『マクロ経済学』日本評論社、伊藤元重『ミクロ経済学<第2版>』日本評論社、日本経済新聞社編『Q&A 日本経済100の常識 <2009年版>』日本経済新聞出版社</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<イントロダクション:経済学とは何か> 授業ガイダンス 経済学の特徴 経済の基本問題
第2回	<国民所得の諸概念とその決定> GDP 三面等価の原則 国民所得の決定 乗数メカニズム
第3回	<財政と貨幣> 財政の役割 財政制度 財政の現状 貨幣の機能 マネーサプライの変化
第4回	<財政・金融政策の効果> IS-LM分析 財政政策および金融政策のメカニズム マクロ経済政策の有効性(ケインズ派対マネタリズム)

第 5 回	<財政政策のマクロ経済分析> 課税と乗数プロセス 自動安定化装置 基礎的財政収支の均衡と黒字化 財政政策の有効性に対する疑問
第 6 回	<物価の決定とその変化> 総需要曲線 総供給曲線 物価水準の決定 物価水準の変化
第 7 回	<国際マクロ経済学> 為替レートの決定 購買力平価理論 為替レートと貿易 変動為替レート制下での財政・金融政策の効果
第 8 回	<消費者の行動> 需要曲線 消費者余剰 需要曲線の導出
第 9 回	<企業の行動> 供給曲線 費用構造 供給曲線の導出
第 10 回	<市場取引と資源配分> 需要と供給の一致 市場価格の変化 資源配分の効率性
第 11 回	<市場の失敗と補正①> 外部効果 費用逓減産業 公共財 不完全競争 不完全情報
第 12 回	<市場の失敗と補正②> 外部効果 費用逓減産業 公共財 不完全競争 不完全情報
第 13 回	<効率性と公平> 所得分配の問題 所得再分配 効率と公平のトレードオフ 社会的選択
第 14 回	<市場経済における政府の役割> 政府の経済的役割 混合経済体制 政府の失敗 今後の政策的課題
第 15 回	試験

授業科目名	金融論				
担当者名	池尾 和人				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、金融論の基礎的知識の習得を目的としている。ただし、時間的制約から、金融に関わるすべての基礎的知識を網羅的に講述することはできない。それゆえ、講述されるトピックスは、日本の金融の現状を理解することに資するという観点から選択されている。具体的には、金融商品の価格付け（asset pricing）についての基本的考え方の説明に時間を割く一方で、貨幣経済理論（monetary economics）にかかわる話題についてはごく簡単にしか取り上げない。これらの点で、わが国における伝統的な金融論の講義とはやや異なっている。</p> <p>現代日本における金融現象や金融問題に対して、適切な理解と洞察力を持てるようになることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済学の基礎知識が必要であり、学部時代に経済学の履修をしていない者については、経済学を先行して履修することを勧める。また、会社法、金融商品取引法や破産法に関する知識は、本科目の履修においても、きわめて有益である。</p> <p>より十全な金融論の理解のために、受講者には補完的な自習活動を期待したい。</p>
3. 授業の方法	講義形式を基本とするが、質疑応答に十分な時間をとることはやぶさかではない。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストは現在執筆中。適宜、その草稿等を配布する予定だが、本年度は、下記の3冊を参考教材とする。</p> <p>池尾和人・池田信夫『なぜ世界は不況に陥ったのかー集中講義・金融危機と経済学』日経BP社、近刊予定。</p> <p>池尾和人（編）『エコノミックス・入門金融論』ダイヤモンド社、2004年。</p> <p>池尾和人『現代の金融入門』ちくま新書、1996年。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	①金融取引の意義 まず講義の意図を述べ、「資金の移転」と「リスクの移転」という金融取引の2つの基本的な意義について説明する。
第2回	②相対型と市場型 金融取引には、相対（あいたい）型と市場型の2類型が考えられ、市場型を中心とする金融システムを構築するためには、制度面のインフラ整備とそれを運営していく人材の育成が不可欠であることを説明する。
第3回	③決済と信用創造 決済の仕組みと、自己の負債が決済手段として機能するという銀行の特殊性から、銀行がもつ信用創造機能について説明する。
第4回	④銀行危機の可能性 銀行のもつ脆弱な財務構造が社会的に意味のあることを明らかにした上で、その影の側面として取り付けが合理的な行動となる可能性があることを論じる。
第5回	⑤金融政策の目的 短期的には景気変動をなだらかにすることに配慮しながら、中長期的な物価の安定を目指すことが、現代における金融政策の目標であることを説明する。
第6回	⑥金融政策の運営 金融政策の手段とその運営の枠組みについて概説する。

第7回	⑦資産価格の決定理論 資産とは、その所有者に将来キャッシュフローをもたらすものであると定義できる。それゆえ、金融資産の価値は、もたらされる将来キャッシュフローの現時点における等価額になることを説明する。
第8回	⑧バブルと過剰蓄積 資産価格がそのファンダメンタルズ価値から乖離して上昇する現象がバブルであるが、そのことが誤ったシグナルとなって、資源配分の歪みが生じさせると、長い経済停滞につながりかねないことを説明する。
第9回	⑨デリバティブ デリバティブズと総称される新しい（なかには古くからあるものもあるが）金融商品の意義とその価格付けについて概説する。
第10回	⑩証券化 証券化というキャッシュフローの管理技術の意義とその潜在的な問題点について説明し、問題点が顕在化したケースとして米国のサブプライムローン問題を取り上げる。
第11回	⑪企業統治 コーポレートガバナンスに関わる基本的な論点を整理して、解説する。
第12回	⑫M&A M&A、とくに非友好的なそれがもつ意義と問題点、および買収防衛策について論じる。
第13回	⑬銀行規制 信用秩序の維持と預金者保護の必要性とそのため規制監督体制のあり方について説明する。
第14回	⑭資本市場規制 投資家保護と公正取引を確保することは、資本市場の機能維持・向上させるために不可欠なことであるが、そのために必要な制度配置について論じる。
第15回	⑮試験 講義全体を範囲とする試験（持ち込み不可の筆記試験）を行う。

授業科目名	会計学				
担当者名	黒川 行治				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	財務会計の基本的枠組み、会計基準の設定過程の問題、会計代替案選択に関する企業の会計意思決定の問題、会計認識および測定に関する基本的論理、会計測定 of 拡大・変容をふまえた近年の会計諸基準の具体的内容について、理解を深めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	簿記論の既習あるいは履修が望ましい。
3. 授業の方法	講義形式で行う。テキストを指定し、講義しきれなかったものについては自習とする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキスト：加古宜士「財務会計概論 [最新版、シラバス作成時は第7版]」（中央経済社） 参考書：黒川行治「合併会計選択論」（中央経済社）
6. 授業内容（細目）	
第1回	[会計政策とポジティブ・アカウンティング・セオリー（1）] 会計情報の供給と規制の主体 規制は如何になされるのか
第2回	[会計政策とポジティブ・アカウンティング・セオリー（2）] ロビイング活動を行わせる理由 自発的報告とシグナリング・セオリー
第3回	[会計政策とポジティブ・アカウンティング・セオリー（3）] 情報の非対称性と経営者の怠惰 経営者の決算操作の可能性 経営者の恣意的行動を防止する制度 決算操作と株式市場の反応
第4回	[企業会計の概要] 企業会計の意義 管理会計と財務会計 財務会計と制度会計 財務会計の構造と会計公準
第5回	[企業会計の一般原則（1）] 一般原則の意義 一般原則の内容
第6回	[企業会計の一般原則（2）] 一般原則の内容(続き) 情報理論と概念フレームワーク
第7回	[資産の会計（1）] 資産の意義 資産の評価基準

第 8 回	<p>[資産の会計 (2)]</p> <p>資産の分類</p> <p>取得原価主義の意義と論拠</p>
第 9 回	<p>[金融商品]</p> <p>金銭債権の意義と債権評価の基礎</p> <p>一般債権 (貸倒れの評価, 手形の割引, 償却原価法など)</p> <p>有価証券 (売買目的の有価証券の評価など)</p>
第 10 回	<p>[棚卸資産]</p> <p>棚卸資産の意義と範囲</p> <p>取得原価の意義</p> <p>原価集合・原価配分・評価替え</p>
第 11 回	<p>[有形固定資産]</p> <p>有形固定資産の意義</p> <p>減価償却方法</p> <p>減損会計</p>
第 12 回	<p>[無形固定資産, 繰延資産と研究開発費]</p> <p>無形固定資産の概要</p> <p>繰延資産の概要</p> <p>研究開発費</p> <p>ソフトウェアの会計など</p>
第 13 回	<p>[負債]</p> <p>負債の概念と分類</p> <p>負債の評価</p> <p>引当金の本質</p> <p>引当金の設定要件など</p> <p>退職給付会計 (現在価値と退職給付会計基準の基礎概念)</p>
第 14 回	<p>[費用収益の会計と財務諸表]</p> <p>損益計算の基本原則</p> <p>当期業績主義と包括主義</p> <p>財務諸表の種類と相互関係</p>
第 15 回	<p>試験またはレポート</p>

授業科目名	簿記論				
担当者名	前川 千春				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「簿記論」では、企業の経済活動を秩序正しく組織的に記録・計算・整理し、経営成績ならびに財政状態を明らかにするための記帳技術である複式簿記を学習する。複式簿記は他の会計科目を学ぶ上で基礎となるものであり、また経営分析（財務分析）を行う際にも必要となる知識である。本授業は、複式簿記の基本構造を十分理解するとともに、基本的な個別財務諸表（損益計算書・貸借対照表・キャッシュ・フロー計算書）の作成方法および読み方を習得することを目指している。授業の対象は簿記論の初学者である。
2. 関連する科目との関係	複式簿記はすべての会計科目の基礎として位置づけられるものであり、特に同じ隣接科目である「会計学」を学習する上で欠かすことのできない基礎知識となっている。
3. 授業の方法	問題演習も取り入れるが、時間の制約があるため授業は基本的に講義形式で行う。簿記を習得するためには練習問題を繰り返し解いてみるのが不可欠であり、毎回授業の復習に相当多くの時間を充てることが求められる。2～3回ほど計算問題の宿題を課して提出してもらう予定である。また、電卓の使用にもある程度慣れる必要がある。受講者はこれらの点を十分踏まえた上で履修して欲しい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業は基本的に下記のテキストを使用して進めるが、キャッシュ・フロー計算書についてはプリントを配付して説明を行う。その他に受講者の理解を確実なものとするため復習用のワークブックを指定する。 テキスト 加古宜士・渡部裕亘・片山 覚『新検定簿記講義 3級商業簿記』中央経済社 加古宜士・渡部裕亘・片山 覚『新検定簿記講義 2級商業簿記』中央経済社
6. 授業内容（細目）	
第1回	簿記の基本原則—その1 「簿記の目的および基礎概念」 簿記の目的、簿記の5つの要素（資産・負債・資本・収益・費用）、貸借対照表と損益計算書の関係について学習する。
第2回	簿記の基本原則—その2 「簿記一巡の手続（1）」 簿記上の取引、仕訳と転記、仕訳帳と元帳について学習する。
第3回	簿記の基本原則—その3 「簿記一巡の手続（2）」 試算表の作成、財務諸表の作成（損益計算書・貸借対照表）および精算表について基礎を学習する。（決算および財務諸表については第9回～第13回の授業において詳しく学習する。）
第4回	取引の処理と勘定科目—その1 「現金預金に関する取引の処理」 現金、当座預金および当座借越について学習する。
第5回	取引の処理と勘定科目—その2 「商品売買に関する処理」 商品勘定の分割、売上原価の計算、払出単価の決定について学習する
第6回	取引の処理と勘定科目—その3 「債権・債務に関する取引の処理」 売掛金と買掛金、前渡金と前受金、未収金と未払金、貸付金と借入金、仮払金と仮受金、立替金と預り金等について学習する。

第7回	取引の処理と勘定科目—その4 「手形に関する取引の処理」 手形の振出・受入・引受、手形代金の取立・支払、手形の裏書と割引および手形貸付金・手形借入金について学習する。 取引の処理と勘定科目—その5 「有価証券に関する取引の処理」 有価証券の取得・売却、有価証券の評価および有価証券の利息、配当金について学習する。
第8回	取引の処理と勘定科目—その6 「固定資産に関する取引の処理」 固定資産の取得・売却および減価償却の手續（定額法・定率法等）ならびに表示方法について学習する。
第9回	決算と財務諸表—その1 「試算表の作成および決算整理」 試算表の作成および商品棚卸、貸倒見積り、減価償却、有価証券の評価替、消耗品棚卸、収益・費用の見越と繰延等の決算整理事項について学習する。 決算と財務諸表—その2 「精算表の役割と作成方法」 精算表の役割と8桁精算表の具体的な作成方法について学習する。
第10回	決算と財務諸表—その3 「キャッシュ・フロー計算書（1）」 キャッシュ・フロー計算書の意義、損益計算書・貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書の関係およびキャッシュ・フロー計算書の資金概念ならびに表示区分について学習する。
第11回	決算と財務諸表—その4 「キャッシュ・フロー計算書（2）」 直接法と間接法との相違点および直接法・間接法によるキャッシュ・フロー計算書の具体的な作成方法について学習する。
第12回	決算と財務諸表—その5 「損益計算書と貸借対照表（1）」 損益計算書と貸借対照表の具体的な作成方法、様式（勘定式・報告式）、表示区分等について学習する。
第13回	決算と財務諸表—その6 「損益計算書と貸借対照表（2）」 損益計算書と貸借対照表の具体的な作成方法、様式（勘定式・報告式）、表示区分等について学習する。
第14回	試験

授業科目名	経営学				
担当者名	榊原 研互				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	経営学の主要なテーマについて論じ、今日の企業行動を理解するための基本的な知識の習得を目指す。
2. 関連する科目との関係	経済学
3. 授業の方法	授業は講義形式で行う。 講義は毎回テーマを決めて進める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	(テキスト) とくに指定しない。毎回プリントを配布する。 (参考書) A. ピコー他著『新制度派経済学による組織入門』白桃書房 1999年 伊丹敬之／加護野忠男著『ゼミナール 経営学入門』日本経済新聞社 2003年 その他講義で随時指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	テーマ：経営学の学問的性格 方法論的観点から科学としての経営学の性格、および経済学など隣接所学科との関係を検討する。
第2回	テーマ：経営学の成立と発展 経営学が成立した背景とその後の発展を概観することで、経営学の扱う問題領域を明らかにする。
第3回	テーマ：企業概念と会社形態 経営学の対象としての企業とは何か、会社形態にはどのようなものがあるかを概説する。
第4回	テーマ：企業のガバナンス構造(1)：現代企業における所有と経営 企業のガバナンス構造を分析するための理論的ツールと、現代企業における所有と経営をめぐる問題を明らかにする。
第5回	テーマ：企業のガバナンス構造(2)：ガバナンス・システムの国際比較 日米独のコーポレート・ガバナンス・システムを制度的な観点から比較・検討する。
第6回	テーマ：企業の社会的責任と企業倫理 近年関心を集めている企業の社会的責任(CSR)や企業倫理の問題が企業戦略とどのように関わるかを明らかにする。
第7回	テーマ：企業の環境適応行動(1)：M&Aと戦略的提携 経営戦略の基本概念を明らかにした上で、M&Aと戦略的提携の特徴を説明する。
第8回	テーマ：企業の環境適応行動(2)：経営多角化と国際化戦略 企業が多角化、国際化を行う理由を理論的に明らかにする
第9回	テーマ：企業の環境適応行動(3)：経営組織のデザイン 市場と組織の関係を理論的に明らかにしたうえで、多様な組織形態の存在理由を説明する。
第10回	テーマ：経営資源のマネジメント(1)：「カネ」のマネジメント（財務管理） 資本調達論を中心に財務管理の基本問題を概説する。

第11回	テーマ：経営資源のマネジメント(2)：「モノ」のマネジメント（生産・販売管理） 生産に関わる理論的問題、および生産システムの問題を検討する。
第12回	テーマ：経営資源のマネジメント(3)：「ヒト」のマネジメント（人的資源管理） インセンティブ・システムのデザインの問題を中心に人的資源管理を考える。
第13回	テーマ：経営資源のマネジメント(4)：情報と知識のマネジメント（知財管理・知識管理） ヒト・モノ・カネに並ぶ第4の経営資源といわれる情報・知識のマネジメントについて今日の理論的課題を検討する。
第14回	テーマ：日本の経営の変遷 日本的経営と呼ばれるものの内容を明らかにし、その変遷と今日的課題を明らかにする。
第15回	試験

授業科目名	地方自治法				
担当者名	川崎 政司				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	地方自治の意義、理念等と、地方自治法を中心とする地方自治法制の概要を理解する。また、分権時代において各地方自治体が主役としてその役割を果たしていくためには何が必要であるのか、法制面と実態面の双方から幅広く考察する。分権型社会への転換を目指して改革が進められる中で、今後、内政や法制等の面で地方の比重が高まっていくものと思われるが、そのような法状況にも対応し得る人材の養成を目指したい。
2. 関連する科目との関係	行政法を履修していれば理解が容易なところも少なくないが、特に行政法の知識を前提とすることなく講義を進める。ただし、憲法で学ぶ地方自治に関する基礎的な事項については既知とする。
3. 授業の方法	事前に指示した教科書の該当部分と配付する資料を予習してきてもらい、講義形式に演習的な要素も取り入れつつ、制度理解と問題意識の共通化を図りながら、できる限り双方向の形で授業を進める。また、法令の規定だけでなく、関係判例、地方自治の実態を示す統計その他の資料も重視し、それらを踏まえた考察を行うようにする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書は、川崎政司『地方自治法基本解説 第3版』（法学書院）を使用する。その他の参考書は必要に応じ指示する。個別の論点に関しては、関連資料・文献を指示し、あるいは作成資料を配付する。判例については、「地方自治判例百選 第3版」（有斐閣）をとりあえず参考書とするが、適宜資料を配付し、できる限り最新の判例を取り上げるようにする。
6. 授業内容（細目）	
第1回	地方自治の意義と地方自治法制 地方自治の意義・理念等、外国の地方自治制度、日本の地方自治の歴史などを確認した上で、地方自治法制を概観するとともに、近年の地方自治をめぐる改革の動きについて検討する。地方自治がなぜ必要なのか、いまなぜ分権改革を進める必要があるのかを理解する。
第2回	地方自治体の意義・構造等 地方自治体の意義・構成要素、種類・構造等について学ぶ。また、地方自治体の役割や二層制の意味を考えつつ、最近の市町村合併の動きや道州制導入の議論などの問題について検討する。
第3回	地方自治体の事務 地方自治体の事務の範囲、自治事務と法定受託事務の区分・意義・相違、国と都道府県と市町村の事務の関係、事務の執行のあり方等について学ぶ。最近積極的に進められている事務の共同処理や民間化の動きと課題についても検討する。
第4回	自治立法権の意義と課題 自治立法の中心をなす条例の意義、位置づけ、所管、効力、限界等について学ぶとともに、条例に関する判例を素材としつつ、現状や課題を検討し、自治立法のあり方について考える。
第5回	自治立法と国の法令 条例と国の法令との関係について学ぶとともに、横出し条例、上乘せ条例などの可否について検討するほか、現在、地方分権改革推進委員会で検討されている国の法令による義務づけ・枠づけの見直し、条例による法令の上書きなどの問題についても考察し、分権時代にふさわしい条例と国の法令のあり方を探る。
第6回	住民参加とそのあり方 地方自治体における住民の意義・位置づけ・権利と義務、住民参加のための各種手段等について学ぶ。特に、最近では、住民とのパートナーシップといったことが重視され、住民投票制度をはじめとする住民参加の手段の拡充や、住民との協働・役割分担など新たな関係の構築、コミュニティの再生等が進められるようになってきているが、それぞれの意義と課題についても考える。

第7回	<p>地方自治体の組織の基本構造</p> <p>地方自治体の組織の基本構造として、二元的代表制と執行機関の多元主義が挙げられるが、その意義と特色について学ぶとともに、議会と長、長と行政委員会の関係について、現行の仕組みと現状につき検討を行い、そのあり方を考える。あわせて、地方行政の標準装備ともなっている行政手続条例、パブリックコメント制度、情報公開条例、個人情報保護条例等についても言及する。</p>
第8回	<p>地方議会とそのあり方</p> <p>議会の組織、権能、運営等について概観した上で、分権改革の進展に伴いその重要性が指摘されるようになってきているにもかかわらず、その期待に応えていないとの批判が根強い議会について、そのあり方、活性化策等に関し、議会や議員の位置づけ等を再確認しつつ、検討を行う。</p>
第9回	<p>地方自治体の執行機関</p> <p>長の地位・権限、長の補助機関、行政委員会の位置づけ・役割・権限等について学ぶ。近時、長については不祥事などの続出により、そのあり方が問われているほか、シティマネージャー制度の導入なども議論されるようになっており、それらも考慮しつつ、長という地位や執行機関としてのあり方について考える。</p>
第10回	<p>地方自治体の財政</p> <p>会計、予算、収入、支出、決算、契約、財産の管理、基金等の地方自治体の財務制度について学ぶ。また、受益と負担、ナショナルミニマムの保障、地域間格差等も考慮しつつ、地方自治体の税財源のあり方について検討するほか、入札制度と談合、地方自治体の財政の行き詰まりとその健全化等の実際の問題についても取り上げる。</p>
第11回	<p>公の施設と公共サービスのあり方</p> <p>地方自治体は住民に様々な公共サービスを提供しているが、公の施設は、地方自治体が住民に対して提供するサービスの中心的なもの・手段となっており、そのあり方は住民生活に大きな影響を及ぼすことになる。公の施設の設置及び管理の問題を中心に地方自治体による公共サービスのあり方について、検討を行う。</p>
第12回	<p>住民監査請求と住民訴訟</p> <p>地方自治体の財務管理の適正化を図るだけでなく、その行政運営の違法性一般を追及する手段として活用されるようになってきている住民監査請求と住民訴訟の制度について学ぶとともに、近年の住民訴訟関係の判例の動向について検討する。</p>
第13回	<p>国と地方自治体の関係のあり方</p> <p>国による地方自治体に対する関与のルール、関与の種類、国と地方自治体間の係争処理等について学ぶ。また、最近議論となっている地方の国政への参加の問題等についても取り上げるほか、国と地方自治体の関係のあり方について総合的に考察する。</p>
第14回	<p>分権時代における自治のあり方</p> <p>第1回から第13回までの検討を踏まえ、自治の現状について総括し、分権時代における自治のあり方を検討するとともに、今後の地方自治制度や地方自治体のあり方等を展望する。</p>
第15回	<p>レポート提出</p>

授業科目名	租税実体法 I				
担当者名	吉村 典久				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>広い視野に立って所得税法について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、国民が私的取引を形成するとき、所得税がどのようにその私的取引にかかってくるのか、そして、所得税の負担により私的取引はどのような影響を受けるのかを即時に判断できる能力を養成することが、本授業の目的である。</p> <p>具体的事案において、企図する取引の経済的目的を達成しつつも所得税の観点にたった最適の私的取引形態を形成することができる力を身につけさせることを基本とし、既存の判例等に基づき適切な紛争解決策を提示できる能力を養うことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>租税法関係では、本講義以外に、「租税実体法Ⅱ」、「租税実体法Ⅲ」、「租税法総論・租税手続法」、「国際租税法」、「租税法総合」の5科目が予定されているが、密接な相互関係を有し、併せて履修することが望ましい。特に、「租税法総論・租税手続法」は、租税実体法と対をなす位置づけであり、租税法の初学者の場合、租税法総論の役割をも果たす。また、「租税法総合」は、租税実体法Ⅰ～Ⅲ及び租税法総論・租税手続法の各授業で得られた知識を事例に当てはめる能力を養う科目として位置付けられているため、本授業の応用編として必ず履修することが望ましい。それ以外にも、「民法総合Ⅰ」及び「民法総合Ⅱ」、「信託法」も、所得税課税の前提である私的取引に関する知識を習得する機会を与える。さらに、所得税の要件事実を把握するため、「要件事実論」の授業を履修しておけばなお良い。</p>
3. 授業の方法	<p>ユニットの講義レジュメを予めパワーポイント資料の形で受講生に提供し、受講生は、指定教科書及び事前配付資料を必ず予習してくることを前提に、講義形式を中心とした授業を行う。ただし、授業中、随時、受講生に対する口頭での質問を行い、受講生自身の考える力を養うとともに、特定事案につき受講生を賛成と反対の立場に分け、受講生同士でディベートを行わせることにより臨機応変な弁論能力の向上を図る。さらに、小テストも行い、受講生にとって段階を追った知識の獲得状況を確認させるとともに、各受講生が現在までどのような知識習得段階にあるのかを教員が把握できるよう配慮する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>岸田貞夫・矢内一好・柳裕治・吉村典久『現代税法の基礎知識』（ぎょうせい 平成21年）及び金子宏『租税法』（弘文堂 平成21年）を使用するほか、税制調査会平成12年7月中期答申『わが国税制の現状と課題』や財務省の税制改正資料並びに実際の訴訟事件から抽出された事実をまとめたペーパーなどを教材とする。また、所得税法及び所得税法施行令が記載されている条文集は授業に必ず持参されたい。条文集を持参しないならば、この授業に参加する意味はない。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>本授業では、法律の条文及び裁判例に基づき、法律解釈及び法適用の方法・思考を徹底的にたたき込む。課税実務や企業経理実務の紹介ではない。授業内容は、法律家としての思考能力の徹底化ということに特化している。特に、これまで税務行政庁で働いていた経験あるいは企業経理実務の経験がある受講生は、これまでに獲得した実務知識に頼ってはならない。それらの実務経験は、法律家としての思考を高めることに対してむしろ害となることが多い。全く新しい法律家の思考にチャレンジする覚悟で授業に臨んでもらいたい。</p>
第1回	<p>納税義務者 所得税の納税義務者について、居住者而非居住者の相違、並びに、今日従者の判定基準について学習する。</p> <p>所得概念 所得税の課税対象である所得の意義を説明する。現物給付、債務免除益、未実現のキャピタルゲイン、帰属所得(imputed income)が、課税所得となるのかどうかを検討させ、課税所得の範囲を把握させる。</p>
第2回	<p>投資所得 投資所得における課税の中立性という基本的考えを理解させた上で、その基本的考えにたつて利子所得及び配当所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても触れる。特に、利子所得については、懸賞金付き定期預金利息など新しい形態の利息についての対応策を考えさせる。また、配当所得に対する課税につき、その基本的考え及び各種の特例措置の存在意義にまで言及する。</p>

第3回	<p>事業性所得</p> <p>不動産所得,事業所得及び山林所得の性質・範囲を考察させ,その金額の計算方法についても触れる。事業の意義及びその範囲確定の基準を,判例に基づき検討するとともに,消費税法における「事業」との相違を論じる。</p>
第4回	<p>勤労性所得</p> <p>給与所得及び退職所得の性質・範囲を考察させ,FRINGE BENEFIT やストックオプションに対する課税についても分析する。特に,給与所得の金額の計算方法について,事業性所得との相違に触れながら説明し,給与所得控除の問題点を指摘する。</p>
第5回	<p>譲渡所得</p> <p>各種判例法理に基づき,譲渡所得の意義,特に,「譲渡」の意義及び「資産」の意義を学習させる。特に譲渡担保や財産分与若しくは現物出資にかかる譲渡所得課税を分析することに主眼を置く。譲渡所得の金額の計算についても触れ,譲渡所得の性質に基づく取得費の意義を明確にする。</p>
第6回	<p>その他の所得・年金税制</p> <p>一時所得及び雑所得の性質・範囲を考察させ,その金額の計算方法についても言及する。年金に対する課税制度全般を考察し,少子高齢化社会に対応した年金税制の改革案を検討する。</p>
第7回	<p>所得類型の競合と判定</p> <p>具体的事案を設定し,それに基づき,特定の利得がどの所得類型に該当するかを判断する基準を分析する。特に,具体的事案における事実関係の中で,所得類型判定のためいかなる要件事実に着目しなければならないのかを読みとる訓練を行う。</p>
第8回	<p>所得の帰属</p> <p>所得税法における実質的所得者課税の原則を解説する。さらに,いわゆる「三ちゃん農業」の実例を設定し,当該農業所得は誰に帰属するのかにつき論じ,民法上の所有権者判定と所得税法上の所得者判定との関連性に目を向けさせる。</p>
第9回	<p>所得の年度帰属(timing)</p> <p>所得の年度帰属の問題につき,いくつかの具体的事案を設定し,現金主義と発生主義との相違,いわゆる権利確定主義の意義を学習する。判例に基づく実際の事案を設定し,具体的事案において年度帰属を判定できる応用力を養う。</p>
第10回	<p>必要経費</p> <p>必要経費と家事費・家事関連費の意義を学習する。特に,違法支出の必要経費控除の問題を論じ,所得概念と必要経費控除制度との関連性を明らかにする。事業専従者及び青色事業専従者にかかる必要経費控除の特例措置についても言及する。</p>
第11回	<p>所得控除</p> <p>所得控除を,基礎生活費控除,超過生活費控除,非経常的生活費控除,保険料控除及び租税特別措置に分類して,その意義及び制度趣旨を学ばせる。同時に,税額控除と対比させて所得控除に関する改正論議をも理解させ,所得税における所得控除の位置づけ及びその意義を明確にする。</p>
第12回	<p>所得税の課税標準・税額の計算</p> <p>客観的担税力算出の段階と主観的担税力算出の段階に分けて所得税の課税標準算出の構造の全体像を示し,所得税額過程における各種制度の意義及び問題点を分析する。具体的には,損益通算,純損失の繰越控除,超過累進税率と単純累進税率,平均課税及び臨時課税の制度の意義をその問題点とともに学習させる。</p>
第13回	<p>課税単位</p> <p>所得税の課税単位のあり方につき,具体的事例に基づく数値を設定し,個人単位主義,夫婦単位合算均等分割方式(2分2乗方式),家族単位合算非分割方式及び家族単位合算均等分割方式(N分N乗方式)の利害得失を議論する。</p>
第14回	<p>源泉徴収制度</p> <p>所得税特有の課税制度である源泉徴収制度を解説する。申告納税と源泉徴収課税の関係を総合課税と分離課税との相違に基づき解説するとともに,源泉徴収制度に係る憲法問題及び確定申告との関係を,判例に基づき分析する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	租税実体法Ⅱ				
担当者名	酒井 克彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業をめぐる租税,特に法人税及び消費税並びに事業税に関し,広い視野に立って全体的に通覧させ,理解を深めさせるとともに,企業行動を選択するとき考えなければならない租税負担について,法的な角度から考察できる能力を養成することが,本授業の目的である。</p> <p>租税法の基礎を十分に身に付けた上で,具体的事案における適切な紛争解決策を提示できる能力を養うことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>租税法関係では,本講義以外に,「租税実体法Ⅰ」,「租税実体法Ⅲ」,「租税法総論・手続法」,「租税法総合」,「国際租税法」の5科目が予定されている。「租税実体法Ⅰ」は,法人税と同じ性質の課税物件である所得を課税対象とする所得税を扱っているため,本授業に対する入門的若しくは導入的授業としての意義を有する。また,「租税法総論・手続法」も同様の役割を果たしている。「商法総合Ⅰ」及び「商法総合Ⅱ」の授業なども併せて履修し,企業法全体の知識を相互に有機的に関連させて学習することが効率的である。</p>
3. 授業の方法	<p>ユニットの講義レジュメを予め受講生に提供し,受講生は必ず予習してくることを前提に,講義形式で授業を行う。ただし,授業中,随時,受講生に対する口頭での質問を行い,受講生自身の考える力を養うとともに,できるだけ多くの判例を検討材料にして,受講生を賛成と反対の立場に分け,受講生同士でディベートを行わせることにより臨機応変な弁論能力の向上を図る。さらに,宿題を課し,受講生にとって段階を追った知識の獲得状況を確認させるとともに,各受講生が現在までのどのような知識習得段階にあるのかを教員が把握できるよう配慮する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>税法六法は必携。金子宏『租税法〔第13版〕』（弘文堂 平成20年）及び水野忠恒ほか『租税判例百選〔第4版〕』を使用する。また,税制調査会資料,財務省の税制改正資料なども教材として使用する。毎回講義レジュメや参考資料を配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>毎回,原則として,授業の前半30分程度は,宿題として課した問題に対する討議を行う。受講生は課された問題についての自分の立場や問題点を明確にするとともに,意見を発言できるように準備しておく必要がある。</p> <p>残りの時間は,毎回のテーマに沿って,講義形式による授業を行う。法人税法及び消費税法の講義ではあるが,体系的理解を目指すとともに,「条文を読む力」の修得を目指す。税法六法は必携とする。</p>
第1回	<p>法人税の種類・性質</p> <p>所得課税としての法人税の課税根拠を論じ,日本の現行法人税の制度を概観する。法人税の制度が,会社法改正等に伴い,変動しつつある現状を説明するとともに,法人税の改革論議全般を検討する。</p>
第2回	<p>法人税と所得税との二重課税の調整措置</p> <p>法人税と所得税との二重課税の調整措置としてのパートナーシップ方式,カーター方式,インプテーション方式,支払配当損金算入方式,二重税率方式,配当所得控除方式及び配当所得税額控除方式の利害得失を論じる。</p>
第3回	<p>法人税の納税義務者</p> <p>公共法人,公益法人,人格のない社団等,協同組合等及び普通法人の意義と課税所得の範囲を解説する。さらに,諸外国における事業体や特定目的会社(SPC),集団投資スキームに既存の法人税が対処できるかどうかを検討する。同族会社についても言及する。</p>
第4回	<p>法人税の課税標準・税額の計算構造</p> <p>法人税の課税標準及び税額計算の全体的構造を学習させるとともに,法人税法22条4項の定める公正妥当な会計処理基準に関する問題を判例等に基づき分析する。会計,商法(会社法),租税法のトライアングル体制を考えることに中心的意義を置く。</p>
第5回	<p>益金の意義と範囲</p> <p>受取配当等,資産の評価益,還付金の益金不算入,有価証券の譲渡益・譲渡損及びリース取引による利得など益金の意義と範囲を説明する。同時に,益金の年度帰属の問題についても,権利確定主義又は実現主義との関係で言及する。</p>

第6回	<p>損金の意義と範囲 (1)</p> <p>損金の意義とその範囲についての全体的考察を行う。特に,売上原価,固定資産の減価償却費,繰延資産の償却費,租税・公課,圧縮記帳,引当金及び準備金の意義及び範囲を考察する。</p>
第7回	<p>損金の意義と範囲 (2)</p> <p>損金のうち特にその意義及び範囲又はその制度について争いがある役員報酬及び役員賞与等並びに寄附金について,判例に基づき具体的事案を設定して論議する。</p>
第8回	<p>損金の意義と範囲 (3)</p> <p>損金のうち特にその意義及び範囲又はその制度について争いがある交際費及び使途秘匿金について,判例に基づき具体的事案を設定して論議する。また,繰越欠損金についても言及する。</p>
第9回	<p>連結納税制度</p> <p>法人税の連結納税制度の概要及びその問題点について講義する。その上で,連結納税制度の利害得失及びその利用方法について,議論する。</p>
第10回	<p>企業組織税制</p> <p>法人の設立・合併・分割・解散にかかる法人税を全体的に概観する。特に,純粋持株会社,適格合併と不適格合併,事後設立並びに新設分割及び吸収分割をめぐる適格分割と不適格分割を分析するほか,企業組織再編にかかる租税回避行為及びそれに対処する規定についても言及する。</p>
第11回	<p>事業税の制度</p> <p>企業をめぐる租税として事業税の構造につき説明を加える。さらに,事業税の外形標準化など最近の事業税改革論議を分析し,望ましい事業税改革について議論する。また,最近の地方税改革全般についても言及する。</p>
第12回	<p>消費税の特徴</p> <p>消費税は,最終消費者に租税負担を求める租税であるが,法律上の納税義務者は事業者であり,企業関係の租税としても理解されうる特徴がある。比較法的手法を用いて日本の現行消費税の特徴を講義する。</p>
第13回	<p>消費税の課税標準・税額の計算</p> <p>消費税の課税標準及び税額計算の全体像を解説する。特に,附加価値税としての消費税の最大の特徴である仕入税額控除のシステムを考察するとともに,判例に基づき,現行仕入税額控除の問題点を分析する。</p>
第14回	<p>消費税の特例制度 (免税点制度,簡易課税制度)</p> <p>免税点制度や簡易課税制度など消費税改革論議において現行消費税の問題点とされている消費税の特例制度を考察する。さらに,将来の消費税改革における複数税率採用の問題等を取り上げ,学生同士でディベートさせ,消費税の改革についての方向性を探る。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	租税実体法Ⅲ				
担当者名	岩下 忠吾				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>資産税に関して未習者を対象として、民法相続編の基本項目の理解を踏まえ相続税及び贈与税の存在理由、課税体系、相互関係をまず理解すること。</p> <p>これらの基本項目に基づいて相続税及び贈与税の個別実体規定と租税債務の手續規定を習得する。</p> <p>今講座の到達目標は、資産税として位置づけられている相続税及び贈与税を納税者の視点で思考し、税負担について納得を得るにはどのような考え方が重要かを知ることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>相続に関してはその基本法として民法第4編親族、第5編相続があり、さらに課税財産との関係から物権、債権など関連規定が多く存在する。これらのうち、相続編の個別規定は相続税を理解する上で必須事項といえる。そして、民法第1編から第4編までの基本的知識を習得しておくことも要する。</p> <p>さらに、租税法関連の科目として「租税実体法Ⅰ」「租税実体法Ⅱ」を履修しておくことが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>本講座では、法律を中心として判例、裁決を含めた解説、講義を行います。しかし、担当者が実務家として税理士であることから現場の相続事例にもふれながら法律の当てはめや関わりを説明したい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>担当者の著した著書を使用します。なお、講義の進行に合わせてプリントを用意して確認を行います。</p> <p>創設 相続税・贈与税（財経詳報社）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>相続税及び贈与税の課税根拠及び類型</p> <p>相続税及び贈与税の課税の根拠について講義する、特に相続税の課税方式について、世界的に見て遺産課税方式と遺産取得課税方式が存在する、この二つの課税方式を採用しているそれぞれの理由を説明した上で、両方式の長所・短所を説明する、現行の日本の相続税が両方式をミックスした方式にしている理由及び効果を明確にする。</p>
第2回	<p>相続税及び贈与税の納税義務者</p> <p>相続税及び贈与税の納税義務者につき、無制限納税義務者及び制限納税義務者を設けている理由とその差異を説明する。住所地主義と国籍主義をミックスしていること及びその取得財産の所在地により課税財産の範囲を決めていることについても説明する。</p>
第3回	<p>相続税及び贈与税の課税財産とその範囲①</p> <p>相続税及び贈与税の課税財産の範囲を本来の財産移転によるものについて、相続税の課税財産に該当するものを判例、裁決により確認する。本来の課税財産は被相続人に帰属していた財産的価値のあるすべてのものをいうこととされている。この財産的価値があるとは何かについて検証する。</p> <p>また、税法の要請である公平な課税との関係から財産とみなすものがあるが、その課税の趣旨及び理由を説明する。</p>
第4回	<p>相続税及び贈与税の課税財産とその範囲②</p> <p>前回に引き続き、財産とみなすものの種類と課税の内容を検討する。保険金及び退職金につき、その創設の理由、課税の内容を法令及び判例に基づき解説する。相続税における非課税規定との関係もあわせて解説する。</p>
第5回	<p>相続税及び贈与税の課税財産とその範囲③</p> <p>前回に引き続き、財産とみなすものの課税の内容を検討する。特別縁故者への分与財産、信託受益権及び債務免除等による利益など実務上問題とされているその他のみなし相続財産につき、相続税・贈与税の制度趣旨に鑑みつつ、法令及び判例により解説する。みなし贈与財産についても言及する。</p>

第 6 回	<p>相続税の課税標準・税額計算</p> <p>相続税の担税力の指標である課税価格の算出過程において日本の相続税の独自性が発揮されており、そのシステムを整理し具体的に図解しながら説明する。特に、遺産分割と相続税の関係、分割遺産と未分割遺産の実体規定と手続き規定との関係、非課税財産の持つ意味、債務控除と民法との関係及び控除金額について説明する。</p>
第 7 回	<p>相続税の課税標準算定上の特例</p> <p>相続税の負担により国民の生活が脅かされたり、事業承継が困難になったりすることに配慮し、相続税の負担を軽減する各種特例措置が定められている。</p> <p>これらの負担軽減措置のうち小規模宅地等の減額特例と株式の納税猶予を例にとり、その政策目的の合理性及び政策目的実現の手段としての租税特別措置の有効性を検証する。</p>
第 8 回	<p>生前贈与財産に対する相続税及び贈与税の課税</p> <p>贈与税は相続税の補完税であるとされているが、その可否を論ずるとともに、平成 15 年度税制改正で創設された相続時精算課税方式と従前からの暦年課税方式の詳細とその理論的背景を説明する。</p>
第 9 回	<p>相続税の税額計算の仕組み</p> <p>遺産課税方式をベースとした法定相続分課税による相続税の総額を計算するシステムの特徴と実務の相続との乖離を説明する。さらに、資産取得課税方式による負担税額についても言及する。相続税法上の連帯納付義務に関し、民法上の連帯債務と比較しつつ、その特色を明らかにする。</p>
第 10 回	<p>財産課税として相続税の税負担調整</p> <p>相続税は財産税として位置づけられており、その税負担は所得課税によるものとは異質であることを踏まえ、6 項目の税額控除を設けている。これらの税額控除の持つ意味と税負担調整を解明する。税額控除の内容を検討し、実務の相続への影響も合わせて解説する。</p>
第 11 回	<p>贈与税の課税</p> <p>贈与税特有の非課税や課税標準を解説する。また、贈与税の暦年課税方式と相続時精算課税制度の違いについても重点的に講義する。</p>
第 12 回	<p>贈与税の課税標準・税額計算</p> <p>贈与税の課税標準の算出過程を整理し、具体的に図解しながら説明する。特に、配偶者控除、住宅取得等資金の贈与の場合の特例及び農業経営に対する贈与税等を論じる。</p>
第 13 回	<p>相続税及び贈与税の確定納付手続</p> <p>一般的な租税確定納付手続と比較しながら、期限内申告等、更正の請求、納付という順に展開する相続税及び贈与税の確定納付手続を概観する。特に、相続税及び贈与税の確定納付手続に特有の延納や物納制度の趣旨及び問題点を分析する。</p>
第 14 回	<p>財産の評価①</p> <p>財産の時価を客観的に評価することはきわめて困難である。しかし時価が確定しない限り、相続税・贈与税の課税は行い得ない。課税実務上、財産評価基本通達にしたがい財産評価は行われるが、その可否及び評価方法につき、判例等をベースにしつつ解説する。特に、土地、家屋等の不動産の評価を中心的に論じる。</p>
第 15 回	<p>財産の評価②</p> <p>前回の財産評価についての総論的解説を受け、実務上大きな問題に直面している上場株式と非上場株式の評価につき解説を行う。</p>

授業科目名	租税法総論・租税手続法				
担当者名	玉國 文敏				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>この講義における目的の一つは、これから租税法を学ぶに当たっての導入的役割を果たすことにある。もう一つの目的は、租税手続をめぐる種々の法律問題の考察を通じて、わが国租税法の基本原則と通則規定の全体的理解をさせることにある。前者について言えば、租税法の基本原則や租税法の解釈適用の在り方、その他、租税法の基礎を形作る種々の論点について、考察を進めていきたい。租税手続法の観点からは、課税や納税、租税の徴収の各場面において納税者あるいは課税サイドが知っておかねばならない事柄を示すと共に、租税行政の各場面における手続・制度や租税争訟制度などに関する一般的知識や理解を深めるよう試みる。その結果として、各人が租税法上の常識を身につけると共に、具体的な租税法ケースに直面した場合に、各人が適切な対応策の選択ができるよう、十分な知識と判断能力、それに処理能力や対応能力を身につけてもらうことを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>関連科目としては、「租税実体法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の他、「租税法総合」、「国際租税法」の2科目が予定されている。本科目は、租税実体法（所得税法、法人税法、資産税法）への導入的役割を担っている。それと共に、各種の租税実体法に共通する通則法および手続法上の制度や理論的問題を取り上げて考察する。租税法の適用と解釈をめぐる理論的考察や租税法と私法をめぐる議論などは、所得税法や法人税法における議論とも密接に関係する。憲法上の基本原則ともいろいろな点で関わり合いがある。その他、租税調査手続における国際的共助制度や相互協議など、国際間で生じる手続問題も必要に応じて考察対象となりうる。</p>
3. 授業の方法	<p>対象者には租税法の初学者が含まれることを考慮して、できるだけ丁寧な説明を心がけたい。授業に際してはそれぞれのテーマと関連する事例や裁判例を多く取り上げ、双方向での授業を展開する。講義の節目には重要判例をめぐり参加者相互が議論や意見交換をする場を設けるなど、実際の租税争訟にあたって十分に対応しうる能力を養うために種々の配慮をする予定である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>租税法の学習上参考となる教材としては、金子宏他編・ケースブック租税法[第2版・弘文堂]、金子宏「租税法」の最新版（弘文堂）、水野忠恒「租税法」[第3版]（有斐閣）、岡村忠生「法人税法講義（第3版）」（成文堂）、ジュリスト別冊・租税判例百選（第4版）などがある。また、わが国の租税制度全体を概観するには、「図説日本の税制」の最新版（財経詳報社）などが簡便であろう。</p> <p>授業で実際に使う教材は、租税法上の重要な判例や裁決例、雑誌等で発表されたテーマに関連する重要な論文・資料、時事的ニュースなどである。それぞれそれぞれの授業内容に関係する裁判例や事例は、授業の進行状況に応じて、あらかじめプリント資料を作成して配付する。また、租税法の基本的な法令（とくに国税通則法、国税徴収法、所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、地方税法）が登載されている六法書については、各自で準備し授業に際して携帯することが望ましい。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>以下では、現段階でのおおまかな予定スケジュールを示しておくが、最新判決や税制改革の動向、学会での議論の状況、さらには受講生の理解の度合いなど、種々の要因で、スケジュールが変更されうることをあらかじめ含んでおいてもらいたい。また、租税法の重要判決の検討は、授業の進行具合に応じて適宜、行う予定である。したがって、「租税判例の考察・検討」としている時間は、全体の調整などの時間として使う可能性がある。</p>
第1回	<p>租税法の基礎（1）－租税法の基本原則 租税法の基本原則や憲法上の原則と租税法との関係などを検討する。それと併せて、租税法における手続遵守の精神と意味などを概観的に考察する。</p>
第2回	<p>租税法の基礎（2）－租税法の解釈と適用 「租税法と私法」をめぐる議論などを中心に、租税法の解釈適用原理のあり方を考察する。</p>
第3回	<p>納税義務の成立と承継 納税と期間や期限に関連する問題、法人の合併や分割・分社等、法人間・個人間での事業承継をめぐる諸問題、連帯納付義務や連結納税制度、租税法の人的・場所的・時間的効力、書類の送達、課税単位など、納税義務の成立と承継・範囲をめぐる諸問題を考察する。</p>

第4回	租税確定手続（1） — 納税申告の意義と効果 納税者の意思能力・行為能力・権利能力の欠缺と納税申告の効果について考察する。その他、記帳・申告義務や納税番号制度と個人のプライバシー保護との関係、電子申告制度の導入その他の納税環境整備に伴い生じてくる納税申告をめぐる諸問題を検討・考察する。
第5回	租税確定手続（2） — 更正と決定 更正・決定と再更正の関係をめぐる議論を中心として、更正・決定の法的意義と効果を考察する。併せて不当利得の返還請求などの民事的手法を租税法の分野で用いることの可否、更正の請求に係る法的要件、更正の期間制限制度などを検討する。
第6回	租税判例の考察・検討（1） 租税法の基本原則・租税確定手続に関する主要裁判例の検討を行う。
第7回	租税の納付・徴収手続（1） 租税の納付・徴収の手続、強制換価の手続を概要的に説明する。併せて、納税猶予と担保の制度、物納制度、その他、附帯税や加算税・若干の刑事処罰手続など、租税債権の実効性を担保する手段の具体的内容を検討する。
第8回	租税の納付・徴収手続（2） — 租税債権と私債権の優先劣後関係など 裁判例を通じて租税債権と私債権の優先劣後関係と第二次納税義務の具体的内容を考察し、租税債権の法的性質と私債権に対する特殊性を検討する。
第9回	租税判例の考察・検討（2） 租税法の解釈と適用、租税の納付・徴収手続に関する主要裁判例の検討を、グループ討論を中心として行う。
第10回	租税調査手続（1） 質問検査権の行使、推計課税、その他現行法上予定されている強制あるいは任意での税務情報収集制度と納税者の権利保護をめぐる理論的・実際の問題点を、わが国の判例を中心として考察する。
第11回	租税調査手続（2） 電子商取引など、新しい取引形態・手法の進展に合わせて必要とされる租税調査手法や、行政間での情報利用、国際的共助の制度、さらには国民への情報開示制度を考察・検討する。
第12回	租税争訟手続の研究（1） — 租税不服申立手続 行政上の不服申立制度と対比しながら、租税不服申立制度（異議申し立てと審査請求）の意義と、制度の運用をめぐる実際の問題を考察する。
第13回	租税争訟手続の研究（2） — 租税訴訟の理論と実際の問題点 行政事件訴訟制度と対比しながら、わが国租税訴訟制度の概要および理論的・実際の問題点を概観する。併せて、租税訴訟における訴訟物や挙証責任・立証方法、その他の租税争訟法上の主要裁判例の検討を行う。
第14回	租税処罰手続の研究 租税通脱犯に対して科せられる租税刑事罰や各種の加算税制度など、租税法規違反行為に対する科罰・制裁措置とその理論・適用上の問題点を考察・検討する。全体の講義の進行具合との関係で、13回までに講義を終えて、14回目は「試験」に当てる可能性もある。
第15回	試験

授業科目名	租税法総合				
担当者名	岸田 貞夫				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	所得税および法人税に係わる判例を検討することにより両税法における基本的な原理と理論の具体的な適用について考察する。
2. 関連する科目との関係	税法に関連する各科目は本授業と密接な関連性を有するのでそれらの授業に参加することは本授業の検討についても有意義である。
3. 授業の方法	各判例の争点、問題点および考え方について検討・考察する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめこちらより指示・提供する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	所得税法の基本的な原理と計算方法について説明する。
第2回	法人税法の基本的な原理と計算方法について説明する。
第3回	所得税法の具体的な判例について検討・考察する。
第4回	所得税法の具体的な判例について検討・考察する。
第5回	所得税法の具体的な判例について検討・考察する。
第6回	所得税法の具体的な判例について検討・考察する。
第7回	所得税法の具体的な判例について検討・考察する。
第8回	法人税法の具体的な判例について検討・考察する。
第9回	法人税法の具体的な判例について検討・考察する。
第10回	法人税法の具体的な判例について検討・考察する。
第11回	法人税法の具体的な判例について検討・考察する。
第12回	法人税法の具体的な判例について検討・考察する。
第13回	両税法の判例の傾向について考察する。
第14回	両税法の判例の傾向について考察する。
第15回	試験

授業科目名	行政事件訴訟実務				
担当者名	佐藤 貴夫				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	行政事件訴訟の手続、審理の実際について学習します。行政事件訴訟は、租税、建築、環境、出入国管理、営業等に関する許認可など、我々の生活に幅広くかかわってきます。したがって、これから実務家を目指す諸君には、ぜひ関与していただきたい分野です。しかしながら、これまではその専門性から敬遠されがちな分野でもありました。行政法が司法試験の必須科目となり、法科大学院制度が導入されたいまでは、とっつきにくさは薄れつつあります。この授業では、行政救済法の授業では手薄になりがちな行政事件訴訟法と関連法令の手続規定部分を学び、合わせて行政事件訴訟の実際を検討していきます。ひととおり行政事件訴訟のイメージをもつことができ、臆することなく、ケースに取り組んでいける素養を身に着けることを目標とします。
2. 関連する科目との関係	憲法、行政法、租税法、地方自治法等で固有の論点を学習してもらうことを期待します。また、本科目は、裁判手続の一般的な科目の応用と位置づけられます。
3. 授業の方法	行政事件訴訟法と関連法令の主として手続規定部分を概観します。そのうえで、実際の事件記録もしくはこれに材を得た公刊物をモデルケースに、訴訟の展開を追っていき、その過程で、訴状、準備書面等の書き方等を学びます。また、具体的なケース、過去の判例等を題材に、訴訟の組み立て方、争点等につき、検討していきます。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者作成のプリントを配布するほか、第1回の授業で指示します。
6. 授業内容（細目）	
第1回	行政事件訴訟法の概観① 行政事件訴訟の分類、手続規定につき、条文をもとに検討を加えます。
第2回	行政事件訴訟法の概観②
第3回	行政事件訴訟法の概観③
第4回	行政事件訴訟法の概観④
第5回	租税訴訟（予定）の審理① 実際の事件記録もしくは実際の事件に材を得た公刊物を用いて、訴訟の経過、提出される書面、証拠の検討、人証、判決、上級審、異議、不服審査等について、検討を加えます。
第6回	租税訴訟（予定）の審理②
第7回	租税訴訟（予定）の審理③
第8回	租税訴訟（予定）の審理④
第9回	問題研究① 実際の事件、過去の判例等を題材に、事件の筋の見方、法律構成の立て方、検討すべき論点等につき、検討を加えます。

第10回	問題研究②
第11回	問題研究③
第12回	問題研究④
第13回	問題研究⑤
第14回	行政事件訴訟に関する最近の動き、著名事件に関与した実務家の講演などを予定しています。実務家の講演を行う場合は、講演者の都合により、実施する回が変わることがあります。
第15回	試験

授業科目名	現代行政争訟				
担当者名	藤原 淳一郎				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	昭和 37（1962）年の行政不服審査法及び行政事件訴訟法制定から 36 年経過した。平成 16（2004）年行政事件訴訟法一部改正、現在国会中程中の行政不服審査法全面案を除けば、この間目立った法改正はない。しかし同じ枠組みの中でも、行政法現象の変化に伴って、現実の行政争訟は多様な様相を呈している。そこで本科目において、現実には生起している（一部民訴及び刑訴にまたがるものを含む）行政法にかかわる具体的争訟案件を徹底的に分析し、従前の行政法理論及び争訟制度の有効性・妥当性を検証していきたい。卒業後、「行政争訟」を憶せず扱えるような法曹実務家候補者を育てるのが、本授業の到達目標である。
2. 関連する科目との関係	もともと「行政法」は間口の広い学問で、必修科目である憲法、行政法Ⅰ及びⅡ、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法等は言うに及ばず、事案に応じて行政法各論と接点を有する地方自治法、環境法、経済法、租税法等に関連することがある。
3. 授業の方法	審査会答申、裁決、裁判判決、時事事例等から、毎回、検討課題 1 件のみを抽出する。 受講者は、最低限与えられた検討課題を通読し、論点を頭に描いてから授業に臨むことが望まれる。授業では、ソクラティック・メソッドにより、検討課題をあらゆる角度から徹底的に分析する。素材として、行政事件訴訟法改正後の学習上重要な判決を深掘りするほか、セメスター中にも次々と出るであろう新判決を中心とする。このため、本シラバス項目 6 の第 7 回以降は、確定的な事件名ではなく、イメージを示すものである点、了解願いたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回検討課題 1 件を遅くとも前週に予告する。原文入手困難なものは、担当者が複写のうえ事前配布。なお複数年度の履修者にも配慮し、全て昨 2008 学年度の本授業での検討課題とは別課題である。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	イントロダクション
第 2 回	鳥取県情報公開審議会平成 20 年 7 月 8 日答申（学力テスト結果市町村別・学校別データ）
第 3 回	長崎地裁平成 20 年 12 月 15 日判決（諫早湾干拓住民訴訟）
第 4 回	最高裁大法廷平成 17 年 12 月 7 日判決（小田急高架化訴訟の「原告適格」）
第 5 回	最高裁大法廷平成 20 年 9 月 10 日判決（土地区画整理事業計画の「処分性」）
第 6 回	広島地裁平成 20 年 2 月 29 日決定（埋立免許仮の差止め）
第 7 回	最新判例： 原子力発電所訴訟
第 8 回	最新判例： 住民基本台帳法ネットワーク訴訟
第 9 回	最新判例： 裁量統制に関するもの
第 10 回	最新判例： 行政手続に関するもの
第 11 回	最新判例： 土地利用に関するもの
第 12 回	最新判例： 国家賠償法 1 条に関するもの
第 13 回	最新判例： 国家賠償法 2 条に関するもの
第 14 回	最新判例： 経済規制に関するもの
第 15 回	試験

授業科目名	要件事実論総合Ⅰ				
担当者名	大江 忠、田中 豊				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民事手続の理論的な重要点を、要件事実論の観点から見直し、解説することを目的とする。その結果、民事手続の流れを表面的にはなく、民事手続が実体法の論理と整合していることを理解させる。究極的には民事実体法と手続法が融合している問題点を習得させることを到達目標とする。民事訴訟の手続は、その手続に乗って処理される実体法の権利関係と分かち難く関連性を有する。本科目においては要件事実論の観点から、民事裁判権の限界、訴えの利益、釈明権、立証責任、既判力、二重起訴と相殺の抗弁、一部請求と残部請求、訴訟物理論をはじめとする民事訴訟手続の重要な理論問題を検討する。具体的事例の要件事実に関する検討を踏まえて手続法の理論的問題に及ぶことにより、民事実体法と手続法の融合問題についての確かな展望を与える。
2. 関連する科目との関係	法律基本科目の「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」「民事手続法総合」「民事法総合Ⅰ・Ⅱ」等の諸科目の扱う内容のうち、特に手続法上の諸問題を要件事実との関連において理解させ、上記諸科目における受講生の習得をより確かなものにさせる。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示す。授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟度に応じて受講生に対する質問をおりまぜて、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者が事前に作成するプリント 参考書……大江忠著「ゼミナール要件事実2」（第一法規）
6. 授業内容（細目）	
第1回	[弁論主義1] 弁論主義の3つのテーゼと要件事実の関係について具体的に理解させる。
第2回	[弁論主義2] 第1回と同じ。
第3回	[立証責任1] 立証責任の意義、立証責任の分配、立証責任の転換、事実上の推定、意思推定、暫定事実を具体的事例を通じて、要件事実論との関係から理解させる。
第4回	[立証責任2]
第5回	[処分権主義] 訴訟物の特定と処分権主義の関係を要件事実論の関係で理解させる。
第6回	[一部請求と残部請求] 具体的事例を挙げ、一部請求の意義、時効中断、過失相殺、残部請求を検討する。
第7回	中間試験
第8回	[訴えの利益] 確認訴訟について、具体的事例における実体的請求権と訴えの利益の関係。
第9回	[既判力1] 具体的事例を挙げ、既判力の範囲、基準時後の形成権の行使などの問題点を要件事実論の視点から検討する。
第10回	[既判力2] 第9回と同じ。

第11回	[二重起訴1] 具体的事例を挙げ、二重起訴と実体的請求権の関係、相殺の抗弁の特殊性について理解を図る。
第12回	[二重起訴2] 第11回と同じ
第13回	[多数当事者訴訟] 通常共同訴訟、固有必要的共同訴訟と実体的請求権との理解を図る。
第14回	[民事裁判権の限界] 自治的団体（宗教団体、政党、大学等）の紛争の具体例を、その訴訟における要件事実を分析して、何故裁判権の限界が問題となるかを理解させる。
第15回	試験

授業科目名	要件事実論総合Ⅱ				
担当者名	大江 忠、田中 豊				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	一般民事法の各分野から、典型的な訴訟類型を具体例として挙げ、その要件事実を分析し、要件事実の総まとめを行なう。受講生には、要件事実が一般民事法の各分野にその適用を見ることを理解させる。そのことによって、要件事実論があらゆる訴訟類型を理論的に理解するために必要な技術であることを理解させる。
2. 関連する科目との関係	一般民事法の各分野を要件事実の観点からフォローする。それら諸科目で習得した内容の定着を図る。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示し、授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟度に応じて受講生に対する質問をおりまぜて、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大江忠著「ゼミナール要件事実論2」（第一法規）
6. 授業内容（細目）	
第1回	保証契約、使者、錯誤
第2回	物上請求権（土地引渡し、抹消登記）、債権的登記請求権、通謀虚偽表示と第三者、危険負担
第3回	物上請求権（土地引渡し、抹消登記）、詐欺取消し、通謀虚偽表示の類推適用、不法行為
第4回	物上請求権（動産引渡し）、解除と第三者、即時取得、留置権
第5回	物上請求権（建物収去土地明渡し）、附合
第6回	請負契約、債務不履行
第7回	中間試験
第8回	賃貸借契約、貸借物返還債務の履行不能、貸借物保管義務の不完全履行、不法行為
第9回	債務譲渡、譲受債権（売買代金債権）による相殺の抗弁、第三者対抗要件、債権喪失の抗弁、相殺の再抗弁
第10回	売買契約、瑕疵担保責任、不完全履行に基づく損害賠償請求権、不法行為、製造物責任
第11回	物上請求権（建物明渡し）、転貸借、賃貸借解除、不法行為
第12回	準委任契約、事務管理、日常家事代理権、不法行為
第13回	不法行為、責任能力、使用者責任、工作物責任、企業損害
第14回	売買契約、解除、日常家事代理権
第15回	定期試験

授業科目名	家族法総合 I				
担当者名	岡部 喜代子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	家族法に関する実体法、手続法の基本的な知識を学習してもらうことを目的とする。家族法の分野は実体と手続とが密接に関連しているため、総合的に理解する必要があるからである。また、近年の重要判例や学説・立法の動きなどを紹介する。
2. 関連する科目との関係	特にない。
3. 授業の方法	原則として次回の問題を配布し、その問題を予習してきたことを前提として、学生とともに検討する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	二宮周平「家族法第2版」新世社
6. 授業内容（細目）	
第1回	離婚請求の成否と手続
第2回	嫡出親子関係の成立と否認
第3回	非嫡出親子関係の成立と否認
第4回	子の引渡請求
第5回	親権・監護権・児福 28 条
第6回	利益相反行為
第7回	扶養請求の方法
第8回	相続欠格と相続人廃除
第9回	遺産分割・寄与分・祭祀承継者指定
第10回	相続放棄の申述
第11回	遺言執行者の地位と職務
第12回	遺留分減殺請求権の行使
第13回	相続回復請求権
第14回	各種仮の処分
第15回	試験

授業科目名	家族法総合Ⅱ				
担当者名	伊藤 恵子、岡部 喜代子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	家族法の基本的な知識、体系を理解してもらうことを目的とする。教科書、条文、基本的な判例を解説する。ほぼ全範囲について一応理解することを到達点と考えている。
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	原則として次回の問題を配付し、これを予習してきたことを前提に授業を進める。時々小テストなどもして定着度を確かめたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	二宮周平「家族法第2版」新世社 水野＝大村＝窪田「家族法判例百選第7版」有斐閣
6. 授業内容（細目）	
第1回	婚姻の成立と効果
第2回	夫婦財産制
第3回	離婚の成立
第4回	離婚の効果
第5回	内縁・子の監護
第6回	親子関係の成立
第7回	養子縁組
第8回	利益相反・後見
第9回	相続人・相続財産
第10回	相続分
第11回	遺産分割
第12回	遺産分割協議・相続回復請求権
第13回	遺言の方式と効力
第14回	遺留分
第15回	試験

授業科目名	知的財産法Ⅰ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	特許法の基礎について概説する。
2. 関連する科目との関係	知的財産法の他の分野については、知的財産法Ⅱ（著作権法）、知的財産法Ⅲ（意匠法・商標法・不正競争防止法）でそれぞれ概説する。知的財産法ⅠⅡにおいて習得した基礎知識を仮想事例を用いて定着させる目的で、知的財産法総合を展開している。その他、知的財産法実務のあらましを知るためには、知的財産法務 BP,WP（知的財産訴訟、エンタテインメント法）が有益である。さらに、最近の知的財産関係判例を学習する場として、テーマ演習（知的財産法）も用意されている。
3. 授業の方法	概説形式を中心とする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書 飯村敏明＝設楽隆一編著『リーガル・プログレッシブ・シリーズ 知的財産関係訴訟』（青林書院）、中山ら編『特許判例百選』（有斐閣） 参考書 牧野ほか編『知的財産法の理論と実務』1,2巻（新日本法規）、小泉ほか『ケースブック知的財産法』（弘文堂） 条文集として、『知的財産権法文集』（発明協会）は便利である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	発明
第2回	特許要件
第3回	特許を受ける権利
第4回	発明者の認定・職務発明
第5回	審決取消訴訟
第6回	承前
第7回	特許権の効力
第8回	特許発明の技術的範囲
第9回	均等
第10回	間接侵害
第11回	差止・損害賠償
第12回	先使用・無効の抗弁
第13回	ライセンス
第14回	並行輸入・準拠法
第15回	試験

授業科目名	知的財産法Ⅱ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	著作権法の基礎について概説する。
2. 関連する科目との関係	特許法については知的財産法Ⅰ、意匠法・商標法・不正競争防止法については知的財産法Ⅲ、知的財産法ⅠⅡで習得した基礎知識の定着の場として知的財産法総合、知的財産法実務のあらしについて知的財産法務 BP、WP、最近知的財産関係判例の学習のためにテーマ演習（知的財産法）が展開されている。
3. 授業の方法	概説方式を中心とする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書 作花文雄『著作権法 制度と政策』（発明協会）、中山ほか編『知的財産法判例集』（有斐閣） 参考書 牧野ほか編『知的財産法の理論と実務』4巻（新日本法規）、中山信弘『著作権法』（有斐閣）、小泉ほか『ケースブック知的財産法』（弘文堂） 法文集として、『知的財産権法文集』（発明協会）は便利である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	著作権法と民法
第2回	創作性・表現性
第3回	著作物
第4回	承前
第5回	二次的著作物・編集著作物
第6回	著作者・職務著作
第7回	著作者人格権
第8回	著作権
第9回	承前
第10回	保護期間・著作隣接権
第11回	著作権の制限
第12回	侵害
第13回	みなし侵害・損害賠償
第14回	ライセンス・譲渡
第15回	試験

授業科目名	知的財産法Ⅱ				
担当者名	水戸 重之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、知的財産法のうち著作権法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして著作権法全般について説明した後、著作物性とその限界、著作者と法人著作、共同著作、二次的著作、著作権の種類と内容、著作権侵害の判断基準について論じる。多くのテーマは、著作物の基本形である言語著作物と、現代における著作権ビジネスの典型である「音楽」と「映画」を題材に説明される。</p> <p>本授業の到達目標は、著作権法に関する基本的な制度、重要判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、あわせて司法試験に対応可能な内容を習得する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での著作権侵害）や、近時そのマーケットが拡大しているコンテンツ・ビジネスに関する法律問題や契約実務についても取り扱い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務BP及びWP」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式。受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。受講者の人数等により、学生による判例検討発表を課す場合がある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>(1) 基本書：中山信弘「著作権法」（有斐閣）</p> <p>(2) 判例集：「別冊ジュリスト・著作権判例百選（第三版）」（有斐閣）</p> <p>(3) レジュメを配布予定。適宜参考資料も配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション、著作権法の基礎</p> <p>著作権法の基礎を全体的に説明し、概略を習得することを目指す。同時に、著作権が関連するビジネスの構造および契約形態について説明し、現実の社会の中でどのように著作権がビジネスの対象となり活用されているかを学習する。</p>
第2回	<p>著作物</p> <p>著作権法の基礎概念である「著作物」概念、著作物の種類、類型論、判例について学習する。</p>
第3回	<p>応用美術と著作物</p> <p>応用美術の著作権法における保護と判例について学習する。</p>
第4回	<p>著作者；職務著作、共同著作</p> <p>著作権法の中核をなす主体概念である「著作者」について学習する。著作権は著作物の著作者が専有するとの原則の下、個人が著作する場合、法人が著作する場合（15条）、複数の主体が共同で著作する場合（64条、65条）について学習する。</p>
第5回	<p>映画の著作者と著作権者</p> <p>著作者と著作権者が分離する特別な場合である映画の著作物に関する16条（映画の著作者）と29条（映画の著作権の帰属）の関係等について学習する。</p>
第6回	<p>著作権（著作者人格権と著作財産権）</p> <p>著作物の著作者に付与される「著作権」の種類と内容について概説する。著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権があり、著作財産権には、複製権、公衆送信権などがある。</p> <p>これら著作権の取得、処分、利用についても学習する。</p>
第7回	<p>著作権侵害</p> <p>著作権侵害の判断基準についての判例・学説に言及し、「依拠と同一性」の基準、二段階テスト、濾過テスト、「アクセスと実質的類似性」等の判断方法、判断基準を紹介する。</p>

第8回	著作権侵害 二次的著作物の保護範囲について、キャンディ・キャンディ事件、ポパイ事件を題材に学習する。また近時、注目される著作権侵害の主体論について、カラオケ法理やまねき TV 事件等を題材に学習する。
第9回	音楽ビジネスと著作権・著作隣接権 音楽に関する権利には、楽曲の著作権、音源（原盤）に関するレコード製作者の権利（著作隣接権）があり、これに関与する者として、作詞家・作曲家、編曲者、音楽出版社、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、レコード会社、日本レコード協会などがある。それぞれの権利・権限や役割と相互の関係について学習する。
第10回	映画ビジネスと著作権 映画は、その製作・利用に多数の者が関与し、実演、映像、音楽その他様々な創作物からなる総合芸術である。それゆえにさまざまな権利関係や契約関係が錯綜する。ここでは映画製作の具体的プロセスを説明しつつ、映画製作・利用に関する権利・契約関係について学習する。
第11回	著作者人格権 公表権、氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権の個別の問題およびこれらに関する判例について、学習する。
第12回	著作権の制限 著作権法は、私的複製（30条）、引用（32条1項）など、著作権者の許諾を得なくても著作物を利用できる場合を規定している。その趣旨、内容について学習する。日本版フェアユース構想やスリー・ステップ・テストについても学習する。
第13回	著作権の保護期間と国際的保護 著作権は永久権ではなく、一定期間経過により自由利用が可能となる。この保護期間のルールについて学習する。また、現代では著作物の国際的流通は当然のこととなっているが、国際間での著作物の保護のルールについて、学習する。
第14回	総括 著作権訴訟における要件事実について学習する。また、著作権事案における法的分析・解決方法について学習する。その他、前回までの授業で十分に説明できなかった重要論点について補説する。
第15回	試験

授業科目名	知的財産法Ⅲ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	意匠法・商標法・不正競争防止法の基礎について概説する。
2. 関連する科目との関係	特許法については知的財産法Ⅰ、著作権法については知的財産法Ⅱでそれぞれ概説する。知的財産法Ⅲの受講のために、知的財産法Ⅰ、Ⅱの履修は前提とされない。
3. 授業の方法	概説礼式を中心とする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書 中山ほか編『商標・意匠・不正競争判例百選』（有斐閣） 法文集として、『知的財産権法文集』（発明協会）は便利である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	意匠登録要件
第2回	意匠権侵害訴訟
第3回	パブリシティの権利
第4回	周知表示混同惹起行為
第5回	商品形態模倣行為
第6回	営業秘密不正行為
第7回	技術的制限手段・原産地誤認惹起行為
第8回	競争者虚偽事実流布行為
第9回	適用除外
第10回	商標登録要件
第11回	地域ブランド・商標の類似
第12回	商標としてまの使用
第13回	並行輸入
第14回	税関における水際措置
第15回	試験

授業科目名	知的財産法Ⅲ				
担当者名	宮川 美津子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、意匠法・商標法・不正競争防止法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、デザイン及びブランドの保護制度の概要、意匠登録制度及び意匠権侵害、不正競争防止法の概要(特定不正競争行為の禁止、営業秘密の保護、その他)、パブリシティの保護、商標登録制度及び商標権侵害、並行輸入・ライセンス、国際条約について、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、意匠法・商標法・不正競争防止法に関する基本的な制度、主要な判例、学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での商標権侵害、ドメイン名に関する紛争）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務ベーシック・プログラム」「同ワークショップ・プログラム」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、受講生の積極的な参加が期待される。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した基本判例、文献を抄録し、意匠法・商標法・不正競争防止法の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述した講義資料を用いる。受講生は講義で得た知識を、制度の構造を意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>デザイン保護制度の概略</p> <p>著作権法による保護（いわゆる応用美術の保護論）、意匠法による保護、不正競争防止法による保護につき概説する。</p>
第2回	<p>意匠法(1)</p> <p>意匠登録要件（新規性、創作性、新規性喪失の例外、公序・善良風俗を害する意匠、混同意匠、不可欠意匠）及び権利取得手続（登録出願書類、一意匠一出願、組物の意匠、補正、関連意匠、秘密意匠の各制度）について概説する。</p>
第3回	<p>意匠法(2)</p> <p>意匠権の効力、他人の登録意匠等の関係、ライセンス、意匠権侵害行為と差止請求、損害賠償請求について概説する。</p>
第4回	<p>不正競争防止法(1)</p> <p>不正競争防止法について概説するとともに、デザイン保護の観点から、多様な不正競争行為のうち、混同惹起行為・著名表示冒用行為・商品形態模倣行為につき、判例を中心に概説する。</p>
第5回	<p>ブランド保護制度の概略</p> <p>商標法による保護、不正競争防止法による保護につき概説する。また、偽造品対策に関して、刑事手続及び税関における水際規制（輸入・輸出差止申立制度）についても言及する。</p>
第6回	<p>商標法(1)</p> <p>商標登録要件及び権利取得手続につき概説する。判例・審査基準を中心に、公序良俗違反の商標、広知商標に類似する商標、出所の混同を起こすおそれがある商標、機能的商標につき、特に検討する。</p>

第7回	<p>商標法(2)</p> <p>商標権を、経済的利用の側面（ライセンスを含む）と、他者の使用に対する禁止権の側面から検討する。さらに、登録異議申立て、無効審判請求、代理人の無断出願等に基づく取消審判につき概説する。</p>
第8回	<p>商標法(3)</p> <p>判例を中心に、商標権侵害訴訟における原告及び被告の攻防を概説する。特に、「商標的使用」の問題、商標権の行使と権利濫用論につき検討する。</p>
第9回	<p>不正競争防止法（2）</p> <p>ブランド保護の観点から、あらためて混同惹起行為・著名表示冒用行為につき、判例を中心に概説するとともに、知的財産権侵害に関する紛争で発生しうる「虚偽の事実流布による信用毀損行為」についても検討する。</p>
第10回	<p>不正競争防止法（3）</p> <p>技術の発展に対応した不正競争防止法の規定として、ドメインネーム不正取得等行為、技術的手段回避等行為につき概説する。また、ドメインネームの不正取得に関する紛争解決手続（ADR）についても学習する。</p>
第11回	<p>不正競争行為（4）</p> <p>不正競争防止法の多様な保護領域を理解するために、営業秘密侵害行為、不当表示、対外国公務員等不正利益供与行為等の不正競争行為につき学習する。</p>
第12回	<p>パブリシティ権</p> <p>芸能人、スポーツ選手等の氏名・肖像の商業上の利用に関する利益の法的保護について、不法行為、不正競争防止法による保護を中心に解説する。さらに、ブランド保護の観点から、「物のパブリシティ」についても検討する。</p>
第13回	<p>並行輸入</p> <p>真正品の並行輸入に関する判例を検討した上で、実質的に保護されるべき商標の機能とは何かを議論する。関連する独占禁止法ガイドラインにも言及する。また、米国、EUにおける並行輸入の取り扱いについても概説する。</p>
第14回	<p>条約</p> <p>知的財産権に関連する基本的な条約（パリ条約、商標法条約、マドリッドプロトコール、TRIPs協定等）につき学習する。また、これまでの講義の総括を行い、受講生と自由な討論、質疑応答を行う。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	知的財産法総合				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」の履修を前提として、特許法、著作権法の主要判例に関する発展的理解、および、仮想事例へのあてはめについて学ぶ。
2. 関連する科目との関係	「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」を履修済みであることが前提となる。ただし、三年次において選択科目を変更したなどの特別な事情がある場合には、考慮するのでその旨教員に告げて相談すること。
3. 授業の方法	予習課題についてランダムに受講者を指し答えさせ、全員で議論し、教員がコメントする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書 小泉ほか『ケースブック知的財産法』（弘文堂・第二版） 小泉ほか『演習ノート知的財産法』（弘文堂・第二版）（2009年3月刊行予定）
6. 授業内容（細目）	
第1回	特許法 1
第2回	著作権法 1
第3回	特許法 2
第4回	著作権法 2
第5回	特許法 3
第6回	著作権法 3
第7回	特許法 4
第8回	著作権法 4
第9回	特許法 5
第10回	著作権法 5
第11回	特許法 6
第12回	著作権法 6
第13回	特許法 7
第14回	著作権法 7
第15回	試験

授業科目名	倒産法Ⅰ				
担当者名	三上 威彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、もっぱら新司法試験で倒産法を選択予定の受講生を念頭に置いて、倒産法の中の基本法ともいべき破産法の主要な部分について学習することを目的としている。</p> <p>本講義では、最初に、倒産とは何か、なぜ倒産処理制度が必要なのか、倒産処理制度にはどのようなものがあるか、といった倒産法全体に関する総論を学んだ後に、主として事業者の破産事例を念頭に置いて、破産手続の概要を学ぶ。なお、講義時間の制約上、本講義では否認権までを講じ、別除権、相殺権、取戻権、破産財団の管理・換価、破産手続の終了、個人破産・免責手続、私的整理、国際倒産等の問題は、倒産法Ⅱの講義に譲る。</p> <p>本講義の到達目標は、わが国の清算型倒産手続の基本である破産手続の概要と問題点を学び、「倒産法Ⅱ」や「倒産法総合」を受講する上での基礎的な知識を受講生に身につけてもらうことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法Ⅱ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」「民事司法ワークショップ・プログラム」などがあるが、本講義は、「倒産法Ⅱ」および「倒産法総合」を受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や、商法、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」、さらには、「民事執行・保全法」の基礎的知識を有していることが前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>倒産法Ⅰは中島と三上が担当するが、三上の担当する授業は、受講生の多くが学部時代に倒産法の講義を聴講したことがないという現実をふまえ、基本的には講義形式によって進める予定である。ただ、授業が一方通行的で単調にならないように、毎時間、授業内容に関連する事例を掲げ、それについて、適宜受講生を指名して答えてもらうという形式をとることにより、ある程度ソクラティックメソッドの要素を取り入れつつ、基礎概念の定着を図るとともに、自分の頭で考えるという態度を身につけてもらいたいと思っている。</p> <p>なお、ある程度講義が進んだところで、1回程度、受講生の理解度をチェックするための小テストを行うことを予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>本講義用のテキストとしては、特別に指定せず、レジュメを配布する。ただ、参考書として、中島弘雅著『体系倒産法Ⅰ』（中央経済社、2007年）、伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、2007年）、加藤哲夫『破産法〔第4版〕』（弘文堂、2005年）、山本和彦＝中西正＝笠井正俊＝沖野眞巳＝水元宏典『倒産法概説』（弘文堂、2006年）をあげておく。それ以外の参考文献については第1回の授業の際に詳しく紹介する。</p> <p>講義のサブ・テキストとして、青山善充＝伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2006年）を適宜使用するので各自用意しておくこと。</p> <p>なお、携帯版の六法全書には、倒産関係法令については抄録のものがあるが、少なくとも、破産法および民事再生法は全文が掲載されているものを持参すること。なお、一般向きではないが、倒産・再生再編六法2009年版（民事法研究会、2008年）は、倒産法ⅠⅡの授業にとって必要は法令がほぼ網羅されており、便利である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>倒産法序説</p> <p>イントロダクションとして、参考文献を紹介した後に、①倒産という用語の意味、②倒産処理制度の必要性、③倒産処理の指導理念、④わが国の倒産処理手続の基本類型などを学ぶ。</p>
第2回	<p>破産手続の機関と利害関係人</p> <p>ここでは、破産手続の運営に関与する機関や利害関係人について、その役割や法的地位を学ぶ。細目は、次の通りである。</p> <p>①破産裁判所、②破産管財人、③債権者集会・債権者委員会、代理委員、④破産者、破産債権者等。</p>
第3回	<p>破産手続開始の申立て（その1）</p> <p>ここでは、①破産手続の意義、②破産手続開始の申立て、③破産手続開始申立ての審理を扱う。その中で、とくに、破産能力、破産原因、破産障害事由、破産手続開始に向けての審理を中心として学習する。</p>

第4回	破産手続開始の申立て(その2)・破産手続開始決定 ここでは、①財産の保全措置、②破産手続開始決定、③破産手続開始の効果を扱う。その中では、破産法上の保全処分の内容、および破産手続開始の効果などが学習の中心になる。
第5回	破産財団・破産債権(その1) ここでは、①破産財団の意義と範囲、②破産債権の意義と要件、③破産債権の順位、④多数当事者関係と破産手続などについて学ぶ。
第6回	破産債権(その2)・財団債権 ここでは、①破産手続の届出・調査・確定手続、②財団債権の意義と種類、③財団債権の弁済、④租税債権の取扱い等について学ぶ。
第7回	破産者をめぐる法律関係の処理(その1) これから4回にわたり、破産者をめぐる法律関係の処理について検討する。最初に、破産手続開始決定後に破産者の行った行為の効力がどうなるかという問題について触れた後に、双方または一方が未履行の双務契約の処理について、その基本原則を学ぶ。
第8回	破産者をめぐる法律関係の処理(その2) 今回も、未履行双務契約の処理について学ぶ。今回取り上げる契約類型は、①継続的供給契約、②賃貸借契約、③ライセンス契約、④請負契約などである。
第9回	破産者をめぐる法律関係の処理(その3) 今回も、未履行双務契約の処理について引き続き学ぶ。今回、取り上げるのは、①市場相場のある取引、②デリバティブ契約、③交互計算、④雇用契約、⑤リース契約、⑥組合契約、⑦保険契約である。
第10回	破産者をめぐる法律関係の処理(その4) 今回は、前回に続き、双方未履行の処理について学んだ後、その他の法律関係や、係属中の手続関係が、一方当事者の破産によってどうなるのかを学ぶ。すなわち、①委任契約、②共有関係、③消費貸借の予約、④係属中の民事訴訟手続、⑤係属中の民事執行・保全手続、⑥係属中の滞納処分や行政訴訟手続等が扱われる。
第11回	否認権(その1) 今回から4回にわたって、現行破産法下での否認権の規律について学習する。細目は、次の通りである。①否認権の意義と機能および種類、②否認の一般的要件。
第12回	否認権(その2) 詐害行為否認の概念、およびその諸類型について学ぶ。
第13回	否認権(その3) ①偏頗行為否認、②特別な否認類型を学ぶ。
第14回	否認権(その4) 否認権の行使をめぐる問題を学ぶ。すなわち、①否認権の行使の方法、②否認権行使の効果などを中心に学ぶ。
第15回	試験

授業科目名	倒産法 I				
担当者名	中島 弘雅				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、もっぱら新司法試験で倒産法を選択予定の受講生を念頭に置いて、倒産法の中の基本法ともいべき破産法の主要な部分について学習することを目的としている。</p> <p>本講義では、最初に、倒産とは何か、なぜ倒産処理制度が必要なのか、倒産処理制度にはどのようなものがあるか、といった倒産法全体に関する総論を学んだ後に、主として事業者の破産事例を念頭に置いて、破産手続の概要を学ぶ。講義時間の制約上、別除権、相殺権、取戻権、破産財団の管理・換価、破産手続の終了、個人破産・免責手続は、倒産法Ⅱの講義に譲る。</p> <p>本講義の到達目標は、わが国の清算型倒産手続の概要と問題点を学び、「倒産法Ⅱ」や「倒産法総合」を受講する上での基礎的な知識を受講生に身につけてもらうことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法Ⅱ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などがあるが、本講義は、「倒産法Ⅱ」、「倒産法総合」などを受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」などをある程度理解していることが前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>中島の担当する今年度の倒産法Ⅰは、受講生に予め下記のテキストで予習をして授業に臨んでもらい、中島の方から受講生に質問をし、その回答を踏まえて参加者で議論するという形式で行う。なお、ある程度講義が進んだところで、適宜、受講生の理解度をチェックする小テストを行うことを予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>本講義用のテキストとしては、中島弘雅著『体系倒産法Ⅰ』（中央経済社、2007年）を用いる。</p> <p>講義のサブ・テキストとして、青山善充＝伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2006年）を適宜使用する。また、参考書として、伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、2007年）をお奨めする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>倒産法序説</p> <p>イントロダクションとして、①倒産とは何か、②倒産処理制度の必要性、③倒産処理手続の基本類型、④倒産処理の指導理念などを学ぶ。</p>
第2回	<p>破産手続の開始の申立て（その1）</p> <p>今回は、①破産手続の意義、②破産手続開始の申立て、③破産手続開始申立ての審理を扱う。ここでは、破産能力、破産原因、破産障害事由などの概念を学ぶとともに、破産手続開始に向けての審理の内容を学習する。</p>
第3回	<p>破産手続の開始の申立て（その2）・破産手続開始決定</p> <p>ここでは、①財産の保全措置、②破産手続開始決定、③破産手続開始の効果、④同時破産手続廃止と少額管財事件を扱う。ここでは、破産法上の保全処分の内容、破産手続開始の効果などを学習する。</p>
第4回	<p>破産手続の機関と利害関係人</p> <p>ここでは、破産手続の運営に関与する機関について、その役割や職務内容を学ぶ。細目は、次の通りである。</p> <p>①破産裁判所、②破産管財人、③債権者集会・債権者委員会、④破産手続の利害関係人。</p>
第5回	<p>破産財団と破産債権(その1)</p> <p>ここでは、①破産財団の意義と範囲、②破産債権の意義と種類、③多数当事者関係と破産債権、④破産手続の届出・調査・確定手続について学ぶ。</p>
第6回	<p>破産債権(その2)・財団債権</p> <p>ここでは、①破産手続の届出・調査・確定手続、②財団債権の意義について学ぶ。</p>

第7回	<p>労働債権と租税債権</p> <p>現行破産法は、労働債権と租税債権に関する規律を大きく変更した。それらの債権は、現行法の下では、いずれについても財団債権となる部分と破産債権となる部分とに分かれるが、今回の講義では、労働債権と租税債権が、どのように取り扱われているかを学ぶ。</p>
第8回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その1)</p> <p>これから4回にわたり、破産者をめぐる法律関係の処理について検討する。最初に、破産手続開始決定後に破産者の行った行為がどうなるかという問題について触れた後に、破産法学上最大の難問ともいえる未履行の双務契約の処理について、その基本原則を学ぶ。</p>
第9回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その2)</p> <p>今回も、未履行双務契約の処理について学ぶ。今回取り上げる契約類型は、①賃貸借契約、②ライセンス契約、③継続的供給契約、④市場相場のある取引、⑤請負契約などである。</p>
第10回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その3)</p> <p>今回も、未履行双務契約の処理について引き続き学ぶ。今回、取り上げるのは、①雇用契約、②リース契約、③保険契約、④委任契約、⑤双務契約以外の法律関係である。</p>
第11回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その4)</p> <p>今回は、係属中の手続関係が、一方当事者の破産によってどうなるのかを学ぶ。</p>
第12回	<p>否認権(その1)</p> <p>今回から、現行破産法下での否認権の規律について学習する。細目は、次の通りである。①否認権の意義と機能、②否認の一般的要件、③詐害行為の否認。</p>
第13回	<p>否認権(その2)</p> <p>今回は、否認権(その2)として、①偏頗行為の否認、②特別な否認類型を学ぶ。</p>
第14回	<p>否認権(その3)</p> <p>今回は、否認権(その3)として、①否認権の行使、②否認行使の効果を学ぶ。</p>
第15回	試験

授業科目名	倒産法Ⅱ				
担当者名	中島 弘雅、濱田 芳貴				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、もっぱら新司法試験で倒産法を選択予定の受講生を念頭に置いて、破産手続のうち、「倒産法Ⅰ」で扱えなかった部分について学習するとともに、再生型の法的整理(主に民事再生)について学習することを目的としている。</p> <p>本講義の到達目標は、「倒産法Ⅰ」の講義と相俟って、受講生に、倒産法制の全体像を把握してもらい、かつ、「倒産法総合」などを受講する上での基礎知識を習得してもらうことに置かれている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法Ⅰ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などがあるが、本講義は、「倒産法総合」などを受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」、さらには、「民事執行・保全法」などを理解していることが求められるほか、選択科目の「租税実税法」、「会計学」、「経営学」などの知識も有用である。</p>
3. 授業の方法	<p>今年度の倒産法Ⅱは、前半の6回を、破産手続の残りの部分と私的整理・国際倒産にあて、後半の8回を再建型倒産手続にあてる。前半の6回が終わったところで、中間試験を予定している。</p> <p>講義方式としては、できるだけ、受講生と議論するという形を採りたいと考えている。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>前半のテキストとしては、中島弘雅著『体系倒産法Ⅰ』（中央経済社、2007月）を用いる。</p> <p>後半のテキストとしては、松嶋英機編著『民事再生法入門改訂第2版』（商事法務、2006年7月）を用いる。</p> <p>なお、講義のサブ・テキストとして、青山善充＝伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2006年）を適宜使用するので、各自準備しておくこと。また、参考書として、伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、2007月）を挙げておく。</p> <p>なお、六法全書については、民事再生法、会社更生法については抄録であるものも多く、各規則については掲載されていないものもあるが、講義ではこれらについても参照する場合があるので、注意されたい。</p>
6. 授業内容（細目）	授業内容については、以下の第1回から第15回の内容についての記述を参照のこと。
第1回	<p>別除権</p> <p>ここでは、破産手続の中で、担保権者がどのように扱われているかを、検討する。細目は、①別除権の意義、②別除権の行使方法、③各種担保権と別除権、④担保目的物の任意売却と担保権消滅請求制度、⑤商事留置権の処遇である。</p>
第2回	<p>相殺権</p> <p>ここでは、相殺権について学ぶ。細目は、次の通りである。①相殺の担保的機能と破産法上の相殺権、②相殺権に関する規定の適用範囲、③相殺要件の緩和、④相殺の制限、⑤破産管財人による相殺、⑥相殺権の行使。</p>
第3回	<p>取戻権</p> <p>ここでは、取戻権について学ぶ。細目は、次の通りである。</p> <p>①取戻権の意義と種類、②一般の取戻権、③特別の取戻権。</p>
第4回	<p>破産財団の管理・換価</p> <p>ここでは、破産財団の管理・換価について学ぶ。</p> <p>細目は、次の通りである。①破産財団の管理、②破産法人の役員に対する責任追及、③破産財団の換価</p>
第5回	<p>配当手続と破産手続の終了、相続財産や信託財産の破産</p> <p>ここでは、①破産手続の終了原因全般、②配当手続、③破産手続の終了についてを学んだ後、時間が許せば、④相続財産破産や信託財産破産に関する特則についても学習する。</p>

第6回	個人債務者の破産・免責手続 ここでは、①消費者破産の背景と意義、②個人破産・免責手続の目的、③免責制度の理念、④免責手続、⑤復権について学ぶ。
第7回	再生型法的整理概論 倒産・再生に関する諸制度における再生型法的整理の位置づけ、手続の構造と要訣について解説する。
第8回	企業の民事再生手続（1） 再生手続開始の申立てから手続開始決定までにどのような手続的・実体的な問題が生じるか、という点を中心として学習する。併せて、再生手続における機関について概観する。
第9回	企業の民事再生手続（2） 民事再生手続の開始によってどのような効力が生じるかについて、債権者と債務者のそれぞれの視点から学習する。併せて、相殺権、取戻権、否認権について、破産手続との相違という視点から学ぶ。
第10回	企業の民事再生手続（3） 再生債務者の資産と負債の把握を目指す手続として、財産評定の制度、再生債権の届出・調査・確定の制度を学習する。併せて、担保権を有する者の実体的・手続的な処遇について学ぶ。
第11回	企業の民事再生手続（4） 再生債権に優先する債権（共益債権など）について概観した後、再生手続開始前から継続している法律関係（未履行の売買契約、賃貸借契約、リース契約ほか）の処理について学ぶ。再生手続と労働関係についても言及する。
第12回	企業の民事再生手続（5） 再生計画の内容、提出・成立・履行確保といった再生計画をめぐる問題を網羅的に学習する。併せて、再生手続における事業（営業）譲渡、再生手続の終了、牽連破産について学習する。
第13回	会社更生手続 会社更生手続の概要について、更生管財人、更生担保権、更生計画による組織再編ほか、民事再生手続との相違という視点から学習する。
第14回	個人の民事再生手続 個人の再生手続について、小規模個人再生手続、給与所得者等再生手続、住宅ローン債権に関する特則について学習する。
第15回	試験

授業科目名	倒産法総合				
担当者名	長島 良成				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は「倒産法Ⅰ」で習得した破産法・特別清算等の基本的知識、および「倒産法Ⅱ」で習得した民事再生法・会社更生法等の基本的知識をもとに、「倒産」という社会現象に対し、具体的事例も参考にしながら、倒産法に関する理論と実務の問題処理方法を学び、その思考方法および具体的処理能力を習得することを目的とする。</p> <p>倒産事件は、利害関係人（債権者・債務者・従業員・その家族・株主等）が多数にのぼる事が多く、規模が大きければその属する業界や地域経済などにまで多大な影響が及ぶことも起こりうる。また事件処理にあたっては、処理の迅速性、手続の公正性、透明性、更には結果の公平性などが要求されるが、文献や先例もないような問題に直面することもまれでなく、その問題解決には、各自が自分の頭脳で考え、公正妥当な結論に向けて判断する能力が要求される。受講者は、具体的事例を通じて、実務家として要求される分析能力や解決能力を養い、適正・妥当な解決をはかれるような思考方法を習得することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>倒産処理については、私的手続・法的手続等の種々の方法が考えられるが、このためには、破産法・会社法上の特別清算あるいは民事再生法・会社更生法の理解のみでは不十分であり、民法・会社法はもとより、民事訴訟法・民事執行法・民事保全法等、民事法関係の全般、さらには労働法や税務・会計等の知識も要求される。</p>
3. 授業の方法	<p>受講者は、「倒産法Ⅰ」・「倒産法Ⅱ」において前記法律の基礎知識を習得していると思われるので、最初は破産法、民事再生法、会社更生法等の概要を説明し、各手続の基礎を学習する。それと並行して、演習型式での授業として、具体的な事例に沿って、実際の問題解決を模索し検討することとした。受講者は、事前に必要な準備をしていくことが望ましく、授業においては、積極的な参加が期待される。授業への積極的な関与により、受講者は、自らの知識を確認し、問題解決への思考方法を学ぶこととなり、倒産処理における適正な判断能力の一層のレベルアップが図られることとなる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>必要に応じて、随時プリントを用意する。「倒産法Ⅰ」・「倒産法Ⅱ」で使用された教材のほか、倒産関連図書および具体的判例を提示し、倒産事案が決して遠い縁のない世界での出来事ではなく、身近な社会現象であることを理解して貰う。なお準拠するものではないが、「ロースクール倒産法」第2版（有斐閣）に記載の事案や設例を利用することも予定している。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>最初の数回は、各倒産法、各種手続を横断的に見た概要を学習し、その後、破産法、民事再生法、会社更生法の論点、適用場面を、具体的な問題点に沿って検討して行くこととする。常に、個別解決の妥当性と、手続全体の関係に留意しながら考察を進めることとした。なお全体として説明形式ではあるが、質問を織り込んで授業を進めたい。</p>
第1回	<p>（倒産処理に関する概要）</p> <p>「倒産」という社会現象を把握し、倒産処理はなぜ必要であるか、倒産処理のため現在とられている手続はどのようなものがあるかを理解する。法的手続をとらず、私的に任意整理・任意再建する手続もある。これら各手続のメリット・デメリットは何か、判断基準は何かを概説する。</p>
第2回	<p>（各種倒産手続の概要）</p> <p>私的手続（再建・整理）、法的手続（再建型一民事再生・会社更生、清算型一破産・特別清算）、更に私的整理に基づくガイドラインや、特定調停手続に基づく処理等など、種々の手続の紹介、問題点、債権者に対する対応の仕方、債務者に対する心構え等を研究する。不良債権処理に関しては、法的な手続以外にも、破綻が現実化、表面化する以前に企業を救済し、事業を継続させる方向性が模索されていることを認識する。</p>
第3回	<p>（清算型一破産法）</p> <p>破産手続きの概要を説明する。破産手続開始申立の要件、破産手続開始の決定およびその効果、破産手続の機関、破産債権の取り扱い、財団債権の範囲、破産財団の管理、配当手続等について説明する。また、個人の破産手続に関する特則および免責手続等をも加えて説明する。</p>

第4回	<p>(再建型一民事再生法)</p> <p>民事再生手続きの概要を説明する。民事再生手続開始申立の要件、保全処分、手続開始の決定およびその効果、手続の機関、再生債権の種類、取り扱い、共益債権の内容、DIP型であることの意味、再生計画案 再生計画案の内容、債権者集会の決議、再生計画認可決定効力、認可決定確定後の手続等について説明する。再生計画案の内容は、企業再建が可能なものであると同時に債権者が賛成する内容のものであることが必要であり、再生手続の集大成をなすものである。具体的な事例も紹介したい。</p>
第5回	<p>(再建型一会社更生法)</p> <p>会社更生手続きの概要を説明する。会社更生法は、大型倒産事案を対象とするとされているが、実際には民事再生法との棲み分けは微妙であり、更生法と再生法との異同を知ることは重要である。更生手続開始申立の要件、各種の保全処分・保全管理命令等の保全措置、更生手続開始の決定・その効果、更生債権の届出・調査・確定はどう進められるか、手続の機関、更生担保権はどう取り扱われるか、更生計画案等について説明する。</p> <p>なお大型倒産において配慮すべき点は何か、保全管理人・管財人の適正・迅速な判断および実行が、会社再建に重要な影響を及ぼすこと、更生計画案の作成は、膨大な関係者の利害を調整して企業の再生・再建を目指すものであることなど、実際の計画案の内容も紹介したい。</p>
第6回	<p>(手続の選択)</p> <p>企業経営が悪化し、財務的に破綻しそうな場合を想定して、債務者としては、何時、どのような点に留意し、何を判断要素として適用すべき手続を選択し、決定していくべきであるのか。資金繰りの問題や、債権回収、許認可との関係、株式が公開されているか、労働者の意識や労働債権の大きさ等の様々な要素が総合勘案されるべきである。授業では、債務者の立場や権利義務を概説し、混乱を避け、債務者・従業員等の利害関係人にも受け入れられる望ましい解決手段を探るとともに、債権者としても、どのような手段を取り得るのか。一般債権者である場合、担保権者である場合などの権利行使手段についても検討する。</p>
第7回	<p>(倒産手続と担保権の関係)</p> <p>倒産手続において、担保権はどのように処遇されるのか。担保の種類、被担保債権の金額、手続の種類、時期等に応じて、手続に取り込まれる関係と、手続外で処理される関係、更には任意売却で処理される場合の具体的方法等を研究する。</p>
第8回	<p>(倒産手続と債権の関係)</p> <p>倒産手続と債権の種類、債権者の関係を、横断的に検討する。併せて債権届出や債権認否、債権の優劣、配当や弁済の実際を説明したい。</p>
第9回	<p>(倒産手続における否認権)</p> <p>倒産実体法のうち、否認権について勉強する。詐害行為否認と偏頗行為否認の要件はどう異なるか。企業(財団)内容が悪化した時点で種々の財産的処分行為が行われることが多い。これらにつき、破産債権者(破産財団)の保護と第三者の保護(取引の安全)とをどのように衡量すべきであるかを具体的事例をもとに考えたい。</p>
第10回	<p>(倒産手続における相殺権)</p> <p>倒産実体法のうち、相殺権について勉強する。自働債権および受働債権を有する者はそれぞれ担保的機能を有することになるが、自働債権および受働債権の取得が債務者の企業(財団)内容が悪化した時点でなされた場合に、これらの相殺を認めることは、破産債権者(破産財団)の利益を害することになる。どのような場合に相殺が認められるか否かを、具体的事例をもとに考えたい。</p>
第11回	<p>(倒産手続における双務契約)</p> <p>倒産手続において、双方未履行の双務契約(賃貸借契約・請負契約等)、労働契約等がどのように扱われ、どのような処遇をうけることになるのか。賃貸借契約を題材に研究する。</p>
第12回	<p>(倒産手続における双務契約)</p> <p>倒産手続における請負契約について説明する。注文者破産の場合と請負人破産の場合、請負工事の継続中に破産開始決定が合った場合の処理、再生手続や更生手続における処理の方法等を、請負契約に対する理解とともに研究する。</p>
第13回	<p>(個人に関する手続)</p> <p>倒産手続のなかでも、特に個人を対象として立案され、適用されている手続について研究する。具体的には、破産手続における同時廃止事案、いわゆる少額管財人事案、また民事再生手続における個人再生手続について、その概要、必要性や実際の運用を説明する。</p>

<p>第14回</p>	<p>(各種手続の機関)</p> <p>企業の経営悪化、更には破綻、倒産という事態に至れば、債務者はもとより、債権者・従業員等の利害関係人に多大な影響を及ぼしてしまう。この処理に関与する者としては、上記の各種法律に精通していることはもとより、判断能力、経営能力、交渉能力等の、総合的能力・人格的識見が必要とされることから、倒産処理にあたる者の心構えについて考える。それとともに、破産手続の申立代理人、破産管財人、更生手続の申立代理人、更生管財人、民事再生手続の申立代理人、監督委員等になった場合の業務の内容、その実際の処理方法、心構えと判断基準等について、実例に則した検討を行う。</p>
<p>第15回</p>	<p>(試験)</p> <p>毎回の講義の中では、受講者の積極的な発言・討論等の参加を求め、それらも評価の一部に加味するとともに、試験においては、倒産処理に対して、法曹実務家としての基本的能力を有するか否かを確認し、評価をする。</p>

授業科目名	民事執行・保全法				
担当者名	栗田 陸雄				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、法学未修者と法学既修者の双方を対象として、民事執行法と民事保全法に関する基礎的な知識を十分に習得させると共に、民事手続法に共通する一般的な思考形態を身につけさせることを目的とする。いうまでもなく、民事執行法も民事保全法も広い意味では民事訴訟法の分野に属するものであり、そこに共通する思考形態を身につけることにより、倒産法も含め、民事訴訟法全体の理解が容易になるであろう。</p> <p>本授業の到達目標は、受講生に対し、2年次および3年次に配当されている「民事手続法総合」や「民事法総合Ⅰ・Ⅱ」の授業が理解できるだけの十分な基礎学力をつけることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」で観念的に確定された権利を、現実に実現するための手続を扱うものであるから、相互に密接な関係を有する。また、民事執行手続で実現される権利は実体法上のそれであり、その意味で、広く民法や商法といった実体法と関係を有している。とくに、担保権実行手続は「民法Ⅴ（担保法）」で扱われる担保権の内容を扱うものであるし、非金銭債権執行などは「民法Ⅳ（民事責任法）」の強制履行の規定との関連性なくしては理解できない。したがって、授業では、実体法にも十分な目を向けるよう指導する。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は講義形式をとる。しかし、担当者が一方的にしゃべるだけという方式はできるだけ廃し、受講者の予習を前提として、担当者がしゃべったことへの理解ができていないか否かを確認するために、常に受講者に対する質問を織り交ぜながら授業は進行する。また、毎回出席をとる。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>民事執行法や民事保全法の内容について、その全体像をできるだけ早く把握してもらうために、教材は、民事執行法および民事保全法の内容が手軽に概観できるような比較的内容が簡易である教科書を用いる。ただ、教科書から得られる最低限度の知識を基に、授業中の質問により、より深い理解へと導きたい。</p> <p>テキスト 上原・長谷部・山本著「民事執行・保全法」有斐閣（アルマシリーズ）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民事執行法・民事保全法の概観</p> <p>イントロダクションとして、まず、民事執行手続や民事保全手続の全体を鳥瞰的に講じることによって、それらの手続の概略の頭に入れてもらうと同時に、これらの制度が現代社会においていったいどのような機能を果たしているということを明らかにする。</p>
第2回	<p>民事執行総則</p> <p>強制執行や担保権実行手続に共通する内容につき講義する。ここでは、①民事執行手続を遂行していくための機関、②執行当事者等、③民事執行処分に対する不服申立制度、④執行費用・担保といった内容につき講義をする。具体的には、①の下では、執行機関総説、執行裁判所・執行官・共助機関の概念やそこでの審理手続の準則について説明する。②の下では、執行債権者・執行債務者という直接の当事者だけではなく、代理人やその他の利害関係人についても言及する。③の下では、執行抗告と執行異議の意味内容を明らかにする。④の下では、費用の異議と範囲、担保の提供と担保権者の権利行使等の問題を扱う。</p>
第3回	<p>強制執行の要件（1）</p> <p>強制執行をするための要件につき、2回にわたって講義をする。ここでは、まず、強制執行の要件につき概括的説明を加えた後に、①債務名義の意義と執行力、②債務名義の種類、③債務名義を争う方法という内容を講じる。とくに、③では、請求異議の訴えの意義と法的性質、請求異議訴訟の手続、請求異議訴訟の訴訟物と異議の事由といった諸点について詳しく説明する。</p>

第4回	<p>強制執行の要件（2）</p> <p>強制執行は、執行文の付された債務名義によって行われる。よって、ここでは、前回の債務名義の説明に続いて、①執行文の意義とその必要性、②執行文付与の要件と手続、③執行文付与に関する救済の問題等を説明する。そして、③の下では、執行文付与に関する異議の申立て、執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴えといった内容が中心になる。</p>
第5回	<p>強制執行の対象財産</p> <p>ここでは、強制執行の対象財産たる責任財産について、①意義、②範囲、③有限責任といった問題を説明した後に、本来責任財産にならないものについて強制執行がなされた場合に、その物の権利者の救済手段としての第三者異議の訴えを取り上げ、④責任財産の調査と第三者異議の訴え、⑤第三者異議の訴えの法的性質、⑥第三者異議の訴えの原因、⑦当事者適格、⑧第三者異議の訴えの手続といった内容を説明する。</p>
第6回	<p>強制執行手続の進行</p> <p>強制執行手続がいかなる経過をたどるかということ、開始から終了まで順を追って順次説明する。すなわち、①強制執行開始の要件（開始要件たる事由と執行障害）、②強制執行の停止および取消し、③執行の終了、④執行費用・担保の提供・供託といった内容につき講義を行う。</p>
第7回	<p>金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（1）</p> <p>いわゆる金銭執行につき3回にわたって講義をする。その第1回では、不動産に対する強制競売につき講義をする。具体的には、①不動産執行の通則、②不動産強制競売手続の概要、③強制競売の開始、④二重開始決定と配当要求、⑤売却条件、⑥売却準備の手続、⑦売却手続、⑧配当等の手続、といった内容となる。不動産執行は、とくに学説・判例が錯綜している分野であり、その解説には十分に時間を割く。</p>
第8回	<p>金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（2）</p> <p>ここでは、不動産執行のうち前回では触れなかった強制管理から始め、船舶に対する強制執行、航空機・自動車・建設機械に対する強制執行、動産に対する強制執行について講義をする。</p>
第9回	<p>金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（3）</p> <p>ここでは、債権およびその他の財産権に対する強制執行について講義をする。具体的には、①総説、②金銭債権に対する強制執行、③船舶・航空機・動産等の引渡請求権に対する強制執行、④その他の財産権に対する強制執行、につき順次説明するが、とくに②に重点が置かれる。</p>
第10回	<p>金銭の支払いを目的とししない請求権についての強制執行</p> <p>ここでは、①物の引渡・明渡請求権についての強制執行、②作為・不作為債権についての強制執行を中心に説明する。そして、①では、不動産の引渡し等の強制執行、動産の引渡しの強制執行、目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行といった諸問題を扱う。また、②では、代替的作為債権の執行（代替執行）、不代替的作為債権の執行（間接強制）、不作為債権の執行（代替執行と官設強制）の問題を扱う。</p>
第11回	<p>担保権の実行と形式的競売</p> <p>ここでは、①担保権の実行としての競売（担保競売、担保執行）の意義、②担保競売手続の規律、③不動産競売、④船舶・航空機・自動車・建設機械の競売、⑤動産競売、⑥債権およびその他の財産権についての担保権の実行、⑦留置権による競売および換価のための競売（形式的競売）といった内容につき講義をする。</p>
第12回	<p>民事保全手続（1）</p> <p>ここでは、民事保全手続の概論から、民事保全命令手続のはじめの一部を講義する。具体的には、①民事保全の概念と種類、②民事保全手続総則、③民事保全命令に関する手続総則、④保全命令発令の手続通則、といった内容となる。</p>
第13回	<p>民事保全手続（2）</p> <p>保全命令手続の後半部分を講義する。すなわち、①仮差押命令－必要性・対象・仮差押解放金・仮差押命令の形式と内容－、②仮処分命令－必要性・仮の地位を定める仮処分・仮処分の方法・仮処分解放金－、③保全異議、④保全取消し、⑤保全抗告につき順次説明する。</p>
第14回	<p>民事保全手続（3）</p> <p>ここでは保全執行手続につき講義をする。すなわち、①保全執行総則、②仮差押えの執行、③仮処分の執行と効力といった内容につき説明する。</p>
第15回	試験

授業科目名	民事執行・保全法実務 【登録番号】 69139				
担当者名	島田 真琴、三上 雅通				
単位数	1	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目では、とすれば教科書や条文の暗記に陥りがちな民事執行手続・民事保全手続を、実務の立場から再構築し、教科書的な知識を実際の事案を通して血肉化することを目指したい。従って、受講生諸君は民事訴訟法はもちろんのこと、民事執行法、民事保全法に関する基礎的な知識を有していることが必要とされる。</p> <p>全体（8コマ）のうち、4コマは三上が担当し、ティビカルな事例について、具体的な資料をもとに民事執行手続を検討する。3コマは島田が担当し、同様の方法で民事保全手続及び保全執行を検討する。1コマはインターミッションとして、民事執行・保全の実例に関する白表紙資料に基づいて、申立書を起案してもらおう。又は、時間が許せば、民事執行・保全を担当する裁判官又は執行官をお招きし、民事執行、民事保全手続の実態をお話いただく。</p> <p>観念的な性格を持つ判決手続とは異なり、より現実的・動的な性格を持つ執行手続、そして迅速性を重んじる保全手続に興味と実務の奥深さを感じてもらおうことが、本科目の目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、2年次および3年春学期に配当されている「民法総合Ⅰ・Ⅱ」、「民事手続法総合」、「民事法総合Ⅰ」の復習的意味合いを有する。民事執行・保全を知ることは、実体法をよりよく理解することにつながる。更に、選択で「民事執行・保全法」を履修している諸君にとっては、他流試合の意味合いを有するだろう。</p> <p>また、本科目は秋学期からはじまる「民事実務基礎」のプレリユードでもある。</p>
3. 授業の方法	事前に資料を配布のうえ、受講者諸君に適宜質問し、意見交換をする。夏の暑い5日間、ともに汗を流そう。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	春学期終了までに資料を配付する。参考書は各自用意すること。
6. 授業内容（細目）	授業内容、時間割の詳細、教室等は履修申告後（4月下旬）に掲示でお知らせします。
第1回	<p>（8月24日） 「不動産に対する強制競売および担保不動産競売について（1）」 それぞれの競売手続の類似点と相違点を確認する。強制執行手続における、債務名義、執行文の重要性について、きっちりと勉強する。</p>
第2回	<p>（8月24日） 「仮差押について」 1, 金銭債権に関しての不動産、債権、動産に対する仮差押の方法、審理の実際 2, 仮差押の執行の実務 3, 仮差押解放金に関する実務上の問題点等</p>
第3回	<p>（8月25日） 「不動産に対する強制競売および担保不動産競売について（2）」 執行手続が進行するに際して生じる典型的な問題群（価格減少行為に対する対処、担保権、用役権の処遇、不動産引渡命令の可否等）について検討する。</p>
第4回	<p>（8月25日） 「仮処分について」 1, 仮処分の種類（係争物に関する仮処分、仮の地位を定める仮処分）、その申立、審理の実際 2, 仮処分の執行の実務 3, 仮処分解放金に関する実務上の問題点等</p>
第5回	<p>（8月26日） 「債権執行について」 各種債権執行の実際を実例に則して検討するほか、差押命令、転付命令について民法総合や民事法総合Ⅰの復習的意味合いをこめて勉強する。</p>

第6回	(8月26日) 「インターミッション」 ワークショップ（民事保全申立書の起案）又はゲストスピーカー（東京地裁保全部担当裁判官、執行官など）の特別講義
第7回	(8月27日) 「非金銭執行について」 物の引渡・明渡しの強制執行、作為・不作為の強制執行、意思表示の強制執行について検討する。 特に不動産明渡し執行の実際について、法改正を踏まえながら検討する。
第8回	(8月27日) 「民事保全共通の問題について」 1, 担保の提供、取消、取り戻しの実際 2, 保全異議と保全取消の実際 3, 民事保全にその他の問題点
第9回	(8月28日) 試験

授業科目名	消費者法				
担当者名	鹿野 菜穂子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	現代社会において、消費者問題は、私たちが避けて通ることのできない重要な問題となっており、民事紛争の中でも重要な位置を占めるに至っている。そこで、この授業は、主に法学既修者を対象として、消費者問題の民事法的解決に必要とされる基本的知識と考え方の習得を目的として行う。本授業の到達目標は、民法の関連する制度の理解を踏まえた上で、消費者問題に関する特別法の基本的知識およびこれらの特別法と民法との関係について理解し、それを具体的な消費者問題の法的解決に応用する力を身につけることである。
2. 関連する科目との関係	消費者問題の民事法的解決は、民法の規定の解釈、および民法規定の限界から生まれた特別法の解釈適用によって行われることから、民法の財産法に関する知識が前提となる。具体的には、一年次に配当されている民法科目のうち、特に「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」を理解していることが前提となる。 また、消費者紛争の法的解決手段との関わりにおいては、民事訴訟法の基本的知識が必要とされる。
3. 授業の方法	講義形式だが、演習の要素も加味し双方向型で行う。すなわち、受講生は、事前に予習を行って授業に臨み、授業では、講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を確認ないし補足・修正するとともに、具体的事例の検討を通して応用力を養う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストは、後藤巻則・村千鶴子・齋藤雅弘著『アクセス消費者法（第2版）』（日本評論社・2007年）とする。 テキストに加え、受講者に配布する資料やレジュメを用いて授業を進める。 その他、予習やレポート作成のための参考文献などは、適宜授業中に指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	消費者法とは何か。 イントロダクションとして、まず、日本における消費者問題とそれに対する法的対応の歴史的流れを概観し、また、消費者法をめぐる世界的動向や消費者問題における公法と私法の機能にも触れた上で、この講義の対象であるところの、消費者問題の民事法的解決の意義について明らかにする。
第2回	消費者契約法（総論） 消費者契約をめぐる問題の特徴と、それに対する民法上の解決可能性と問題点を押さえ、消費者契約法の制定に至る経緯とその特徴について学ぶ。約款をめぐる総論的問題についても、この授業の中で学ぶ。
第3回	消費者契約法（各論1） 消費者契約の締結過程における問題状況を踏まえ、これに関する消費者契約法の規定内容を、民法上の従来の議論やその他の法律の規定と比較しながら理解する。
第4回	消費者契約法（各論2） 消費者契約法の契約内容規制に関する規定につき、従来の裁判例をいくつか取り上げ、民法の規定による解決と比較しながら学ぶ。約款をめぐる各論的問題についても、このユニットで扱う。
第5回	特定商取引法1（訪問販売等） 特定商取引法の規定する対象のうち、特に訪問販売、通信販売、電話勧誘販売につき、そこにおける問題状況と、同法の規定内容を学び、これに関する具体的な事例の検討を行う。
第6回	特定商取引法2（連鎖販売取引等） 特定商取引法の規定する対象のうち、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引などについて、そこにおける問題状況と、同法の規定内容を学び、これに関する具体的な事例の検討を行う。

第7回	<p>特定商取引法3（継続的サービス取引）</p> <p>継続的サービス取引も、今日では特定商取引法の対象とされているが、この授業では、特定商取引法のみならず、より広く民法や割賦販売法などまで視野に入れ、この取引に特有の問題とその法的解決方法を検討する。</p>
第8回	<p>消費者信用取引（その1：貸金）</p> <p>消費者信用取引（広義）のうち、ここでは、貸金をめぐる問題を取り扱う。具体的には、貸金業の規定や金利をめぐる問題につき、立法の変遷や近時の判例の検討を踏まえながら検討する。</p>
第9回	<p>消費者信用取引（その2：販売信用）</p> <p>消費者信用取引（広義）のうち、ここでは、信用販売を扱う。具体的には、まず、第三者与信型の信用取引も含め、各種の信用販売類型を押さえた上で、そこに特有の問題とその法的解決について検討する。特に、抗弁接続に関する問題につき、立ち入って検討する。</p>
第10回	<p>利殖・投資取引（その1）</p> <p>ここでは主に、預貯金、保険、証券売買、先物取引など、資産運用を目的とした消費者向け金融商品の取引を対象とし、そこにおける問題状況を把握した上で、金融商品販売法の規定内容を、民法、消費者契約法と比較しながら学ぶ。金融商品取引法その他の法律についても、必要に応じて触れる。</p>
第11回	<p>利殖・投資取引（その2）</p> <p>第10回の授業を踏まえて、利殖・投資取引関連の代表的な判例や、裁判例を基礎とした設例を検討する。</p>
第12回	<p>製造物責任法1</p> <p>消費者の安全に関する法的問題とその法的対応について歴史的に概観した上で、特に製造物責任法の規定内容につき、民法と比較しながら理解する。</p>
第13回	<p>製造物責任法2</p> <p>前回に学んだ全般的理解を前提に、具体的な事例の検討を通して、そこにおける解釈上の問題点につき理解を深める。</p>
第14回	<p>消費者紛争の解決手段</p> <p>ここでは、消費者紛争を解決するための手続として、裁判外紛争処理手続も取り上げ、それぞれの手続の概略と問題点を理解する。さらに、消費者契約法や特定商取引法、景品表示法に導入された消費者団体訴訟制度についてもここで取り扱う。</p>
第15回	試験

授業科目名	現代契約実務				
担当者名	金井 高志				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民法、商法（商行為法）等の知識を前提として、現代社会で頻繁に使用されている契約類型についての実務的な知識および契約書作成の技法を習得することを目的とする科目である。本授業では、まず、民法で定められている典型契約以外の契約が現代社会で多く利用されていることを踏まえて、総論として、混合契約・複合契約について説明する。その後に各論として、①製品・商品（有体物）の販売に関する契約、②役務（サービス）提供に関する契約、および、③知的財産権（無体物）に関する契約について講義を行う。</p> <p>本授業の到達目標は、民法、商法等の基本的な知識を前提として、現代社会における新しい契約類型についての実務的な知識およびその作成技法を習得することにある。ただ、根本目標は、典型契約以外の現代型の契約について学習することで民法、商法等に規定されている典型契約の理解・知識の重要性を認識してもらい（民法の契約法の復習をしてもらうことが大切になる）、また、法曹実務家になり新しい契約類型の問題に直面した際に、どのように法律的に理解し構成をすればよいかの基本知識と応用力を習得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法や商法等の科目において習得した基本知識は理論的な知識である。それらの知識を具体的な取引社会における特殊な契約に適用するためには、具体的・実務的な知識・技法を習得する必要がある。本授業は、理論的な知識と実務的な知識・技法の橋渡しを目的とする科目であり、また、「民法」や「商法」の応用科目として位置づけられる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式で行うが、民法の基礎的知識、また、事前に配布した契約書の契約条項についての検討結果などにつき、質問をすることで、演習に近い形式も取り入れる。</p> <p>また、授業に参加するにあたり、使用テキスト、各自の使用する民法のテキストの該当箇所(民法に関する基礎知識の復習が本授業の重要な要素の一つである) および参考文献などを事前に読むことが期待されている。ただ、事前の予習は授業の内容を理解するための必要最低限の知識の獲得を目的とするものであるにすぎず、また、授業の内容には実務的な内容が多く含まれることから、授業の理解のために復習時間（特に民法の契約法の復習時間）を十分に取ることが受講生には期待されている。復習時間を十分に取らなければ本授業の目的・目標を達成することができないので、この点については、十分に留意されたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストとしては、江頭憲治郎『商取引法（第4版）』（弘文堂・平成17年）および森井英雄『いまさら人に聞けない「契約・契約書」の実務』（セルバ出版・平成18年）を用いる。また、新種の契約類型についての授業であることから、検討対象となる契約ごとにサンプルとなる書式を使用し、各種の契約類型に関する法律雑誌の論文などを参考文献として使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民法・契約法の基礎理論</p> <p>民法の三大原則（権利能力平等の原則、所有権絶対の原則および契約自由の原則）が現代社会においてどのように修正され、また、展開してきているか。また、新種の現代型契約を理解する前提として、民法の基礎理論としての民法の解釈の方法・技術および法律行為（契約）の成立要件について説明する。</p>
第2回	<p>混合契約・複合契約論</p> <p>典型契約以外の現代型の契約とはどのようなものか。混合契約・複合契約とは何か。新種の現代型契約を理解するためのツールとしての民法の典型契約の意味、また、非典型契約が頻繁に利用されていること、そして、新種の現代型契約である非典型契約の理解のための基本的事項を説明する。</p>
第3回	<p>契約書理解・作成のための基礎理論</p> <p>現代型の新しい契約を理解するためには、経済社会で行われているビジネスについて理解するための基礎知識が必要であることを説明する。特に企業法務における契約締結の手続き、リスクマネジメントなどについて説明する。また、ビジネス上、頻繁に使われる予約契約、仮契約、レター・オブ・インテントなどについて説明する。</p>

第4回	<p>契約書の作成技法</p> <p>契約書の内容を理解し、契約書を作成するための技法はどのようなものか。また、法令・法律用語の使用方法について（「場合」、「とき」、「時」の違い、「その他」と「その他の」の違いなど）、契約書作成の技法という観点から基本的事項を説明する。また、契約締結にあたっての印鑑などに関する事項も説明する。</p>
第5回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（1）——継続的取引契約</p> <p>製品・商品（有体物）の取引に関し、実務的な内容を習得しておくべき契約類型として、① 継続的取引基本契約・OEM供給契約、② 代理店（特約店）契約・販売委託契約、③ ファイナンス・リース契約、④ クレジット契約・割賦販売契約、⑤ 通信販売（インターネット販売を含む）契約を挙げることができ、これらにつき全4回の講義を予定している。</p> <p>まず、第1回として、民法の典型契約である売買契約の基本的知識を基礎にすることで理解しやすい、継続的取引基本契約・OEM供給契約、および、製品・商品の流通過程において極めて重要な意義を有する、代理店（特約店）契約・販売委託契約についての講義を行う。</p>
第6回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（2）——ファイナンス・リース契約</p> <p>第2回では、企業と企業との間で締結されるファイナンス・リース契約を取り上げる。</p>
第7回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（3）——クレジット契約・割賦販売契約</p> <p>第3回では、企業と最終需要者（企業または消費者）との間で締結されるクレジット契約・割賦販売契約を取り上げる。クレジット契約・割賦販売契約が民法のどのような契約の複合形態であるかを検討する。消費者保護の観点からのクレジット契約・割賦販売契約の内容に関する規制の問題もあるので、それらも簡単に取り上げる。</p>
第8回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（4）——通信販売（インターネット通販を含む）契約</p> <p>通信販売（インターネット通販を含む）契約は、消費者との間の契約であり、従前は、電話またはファックスによる申し込み注文が通常であったが、近時はインターネットによる通信販売が増加している。このような通信販売契約については、「特定商取引に関する法律」で規制され、また、民法の特例法である「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」も制定されている。そこで、ここでは、インターネット通販を含めた通信販売契約に関しての最近の動向も含めた説明を行う。</p>
第9回	<p>サービス（役務）提供契約（1）——学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約</p> <p>経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、サービス取引の重要性が増し、新種のサービスが続々と現れている。そこで、サービス（役務）提供契約についての説明を行う。</p> <p>サービス（役務）提供契約のユニットでは、①学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約、および②コンサルティング契約・顧問契約について解説する。</p> <p>第1回は、サービス提供契約の特質一般について解説する。そして、学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約について、主に「特定商取引に関する法律」の適用等の消費者契約としての問題を簡単に解説する。</p>
第10回	<p>サービス（役務）提供契約（2）——コンサルティング契約・顧問契約</p> <p>第2回は、コンサルティング契約・顧問契約に関して解説する。これらの契約に関連して民法の典型契約としての委任契約・準委任契約に関する基礎理論も検討対象とする。また、委任契約・準委任契約における善管注意義務の内容や債務不履行に関する手段債務性の問題も検討する。</p>
第11回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（1）——ソフトウェアの開発契約・保守契約①</p> <p>経済のサービス化・ソフト化の進展に伴うサービス（役務）契約が増加する中で、サービス（役務）契約に関連する知的財産権に関する契約も増加している。そこで、サービス（役務）契約に関連する知的財産権に関する契約についての説明を行う。このユニットでは、①ソフトウェアの開発契約・保守契約、②秘密保持契約・ノウハウライセンス契約、および③フランチャイズ契約について解説する。</p> <p>第1回は、ソフトウェアの開発契約・保守契約について解説するが、無体財産権の一種である著作権の対象であるソフトウェアの開発契約は、有体物の請負契約とどのように異なるのか、また、同じ部分はあるかなどについて、典型契約である請負契約と比較検討する。また、ソフトウェアの保守契約を中心として、保守・メンテナンス契約といわれている契約一般の問題について簡単に検討する。</p>
第12回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（1）——ソフトウェアの開発契約・保守契約②</p> <p>第11回の続き</p>

<p>第13回</p>	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（2）——秘密保持契約・ノウハウライセンス契約</p> <p>現在、ビジネス上、業務提携、M&Aなどの契約交渉の際に、まず秘密保持契約を締結することが増えており、また、顧客情報などを含むノウハウ（営業秘密）のライセンスも重要な意味を持ちつつある。そこで、第2回は、秘密保持契約やノウハウライセンス契約の内容およびそれらの契約の理解の基礎となる不正競争防止法、著作権法、個人情報保護法などの基本事項を検討する。</p>
<p>第14回</p>	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（3）——フランチャイズ契約</p> <p>フランチャイズ契約は、フランチャイズ本部が保有するノウハウ（営業秘密）と商標の使用許諾のための契約であるが、ノウハウ（営業秘密）の使用許諾のためにはフランチャイズ本部によるフランチャイズ加盟店に対する指導援助（役務提供）が必要で、サービス（役務）提供契約としての側面を有し、また、民法の典型契約との関係でも複数の典型契約の規定の類推適用が問題となる特殊な契約である。そこで、第3回として、フランチャイズ契約の内容につき解説する。</p>
<p>第15回</p>	<p>試験</p>

授業科目名	金融法				
担当者名	池田 真朗、奥 国範				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>将来、民事・商事の金融取引に通暁した法曹となろうとする者を育成する目的で、金融取引法（資金調達法）の基礎知識や基本的な考え方を身に付けさせることを主眼として開講されるものである。金融取引という概念も広範なものであるが、本講義では、債権管理、債権保全、債権回収等の問題を手始めに、間接金融としての債権譲渡担保や動産譲渡担保の問題を扱い、さらには直接金融としての資産流動化等を扱う。</p> <p>第一段階の目的は、民法の債権総論、担保物権法関係の諸規定が、実務でどのように使われるかという生きた法律を学ぶことにあり、到達目標は、周辺特別法までを含めた金融関係諸法規を、実体法と手続法の連関を意識した中で、紛争処理・問題解決のために「使いこなす」というレベルに至ることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>金融は、取引社会の血液ともいえるもので、すべての取引場面にかかわるものである。したがって、金融法は、一つの専門領域でもあるが、民事法全体にかかわる本質を持っている。そこで本科目は、いわば「アドバンスト民事法」として、金融取引に関する民事実体法と執行関係法の知識を確認する部分と、実践的・戦略的な紛争対処・問題解決の演習の機能も持つ部分を並存させるものである。受講者は、民法の債権総論、担保物権法については十分な知識のあることを前提とする。その他、民事実体法としては、動産債権譲渡特例法、電子記録債権法、資産流動化法、信託法、などが検討対象となる。有価証券法については、原則として他の講義に譲り、本科目の関係で必要な部分のみ触れる。執行手続き自体は常に念頭に置くが、民事執行法それ自体は他の講義で学ぶことを前提とする（なお後期開講の池田＝奥「金融法務WP」では、本科目の内容がさらに深められるが、ここでは執行・保全も多少扱う予定である）。破産法等についても、倒産隔離や否認の問題等、流動化スキームとの関係で触れられるので、学習していることが望ましい。</p> <p>ちなみに、上記の理由からして、金融法は、新司法試験の関係では、選択科目とはなっていないが、逆に基本科目たる「民事系」の学習を深めるために有益な科目であると認識してほしい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義部分と演習部分とを並存させる。講義の最初に事例を紹介して、そこから解説に入るという方法も何回か採用する。問題の発見や紛争対処の方法等を受講者各人に答えさせながら進める場合もある。ソクラテス・メソッドと解説講義をバランスよく組み合わせ、理解の確認とその定着を狙いたい。科目の性質上、最新の判例や立法の紹介等も行う必要があるため、場合によってシラバスの内容を変更することもありうる点をあらかじめ了解していただきたい。なお、昨年度まで池田と共同担当していた小林明彦前講師には、ゲストスピーカーとして講義をお願いする予定である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	両担当者の作成した、各回の講義および演習に対応したテキスト及び資料を用いる。また、両担当者が金融法務事情、NBL等の専門誌に発表した論文等をサブ・テキストとして使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	序論 本科目の内容の解説と導入課題の検討
第2回	民法の知識・発想から金融法の知識・発想へ（その1） 本科目に焦点を当てた民法債権総論、担保物権法の重点確認
第3回	民法の知識・発想から金融法の知識・発想へ（その2） 本科目に焦点を当てた民法債権総論、担保物権法の重点確認
第4回	民法の世界から民事実務の世界へ（その1） ゲストスピーカーによる民事実体法と民事手続法の交錯の中における金融実務の紹介
第5回	民法の世界から民事実務の世界へ（その2） ゲストスピーカーによる民事実体法と民事手続法の交錯の中における金融実務の紹介
第6回	債権譲渡の実務の基礎 実務における債権譲渡の位置づけと新しい対抗要件制度の理解

第7回	債権譲渡の判例法理の展開と金融法 最近における金融手法の中核たる債権譲渡の法理の確認 債権譲渡等を活用した資金調達手法 ファクタリング、売掛債権担保融資、シンジケートローンなどの新しい資金調達手法の紹介
第8回	A B L（流動資産一体型担保）の展開 動産譲渡担保と債権譲渡担保を活用した資金調達手法
第9回	資産流動化取引（その1） 債権流動化取引の意義と基本的スキームの理解
第10回	資産流動化取引（その2） 不動産流動化取引の意義と基本的スキームの理解
第11回	電子記録債権をめぐる法律問題
第12回	演習（その1） 金融法に関する民事法横断的な事例を用いた演習
第13回	演習（その2） 金融法に関する民事法横断的な事例を用いた演習
第14回	まとめ 資金調達手法や決済手段が多様化する中における民事法の将来に関する考察
第15回	試験

授業科目名	保険法				
担当者名	島原 宏明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学既修者もしくは法学未修者の2年次以降の者を対象として、保険契約法を中心に保険法の基本的知識の習得およびそれを前提とした問題解決のための応用能力の育成を目的とする。</p> <p>保険契約法を学ぶことにより、民法の契約法理の理解にさらなる深化があることが期待できるし、保険業法を検討することにより、業法の制度を理解することになるのは当然として、さらに法と行政との関わりについても理解が深まることとなるものと考えられる。</p> <p>本講義の到達目標は、保険法に関する基本的な知識の習得およびそれを前提とした問題解決のための応用能力の育成である。とりわけ、約款による規制が中心となることから、単なる商法典上の条文の理解ではまったく足りないため、応用能力の育成がとつよと要請される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>保険契約法が中心となるため、「民法Ⅰ（総則）」、「民法Ⅲ（契約）」、「民法Ⅳ（民事責任）」の基礎的な知識の習得が不可欠である。1でも述べたように、民法の契約にはない基本構造をもった保険契約を学ぶことによって、保険（契約）法の理解は当然のこととして、民法の契約法についての理解がより深まるものと考えている。</p> <p>また保険業法の理解も本講義の目標の一つとされているところから、法と業法の関わりという意味で、行政法との関わりで横断的な思考方法の育成に通ずればとも考えている。</p> <p>いうまでもないことであるが、保険法は商法商行為編に編入されており、また保険業を営む企業形態は株式会社か相互会社であることから、「商法」との関わり・商法の基礎は当然の前提とされる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は何度か行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応したテキストと、商法第二編第十章保険の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述したサブ・テキストを用いる。ただし、保険には、典型的な生命保険や損害保険とは違った第三分野の保険や新種保険等が数多く存在し、それらは約款による規律がなされてくるため、約款の理解も不可欠である。したがって、それらの約款等も教材として取り入れ、検討することも予定している。なお、現在新保険法の検討が進められているので、その内容も適宜取り上げていくつもりである。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>保険契約の意義—経済制度としての保険制度と法律制度としての保険契約</p> <p>保険法のイントロダクションとして、保険制度と保険契約の関係、保険の歴史、保険の分類等を講ずる。特に中心は、経済制度としての保険制度と法律制度としての保険契約のそれぞれの構造上の特質が、どのような実質的な関連性を有するか等が問題とされる。例えば、保険制度上は、保険団体構成員のなす出捐は保険資金への出資であるのに、保険契約上は、契約者のなす出捐は保険者に対する報酬の支払である。なぜこうした差異が生じ、ここからいかなる問題が生じてくるのか。</p>
第2回	<p>保険契約の法的性質（1）</p> <p>保険契約の法的性質の中でも、立法政策的性質あるいは外在的性質として与えられた性質の検討を行う。まず、諾成契約性であるが、「保険料なければ保険なし」という要物性との関係はどのようなものか。また、不要式契約性とは何であるかを、保険証券の有価証券性との関わりなどから考える。</p>
第3回	<p>保険契約の法的性質（2）</p> <p>保険契約の法的性質の中でも、本質的性質あるいは内在的性質と言われるものの検討を行う。まず、附合契約性に関しては約款論を検討する。約款の拘束力の根拠をいかなるものにとらえるかによって、現実的な紛争の場面でどのような相違がでてくるのか。</p> <p>有償契約性、射倂契約性は、保険契約法の中で、最重要かつ最難関な説明を要する問題である。契約者と保険者が対価的出捐を行うこととなるが、一体、何と何が対価関係にあるのか。また、一方が確定的出捐（保険料）をなし、他方が条件付出捐をなすという保険契約</p>

第4回	<p>保険契約の法的性質（3）</p> <p>第3回目と合わせて保険契約の本質的性質・内在的性質とされるものについて検討する。</p>
第5回	<p>保険契約の目的（1）</p> <p>契約としての保険契約が有効であるためには、保険契約の目的が可能・確定・適法でなくてはならない。そして、その際、目的を保険事故と損害との二段階に分けて論じなくてはならないという意味で、保険契約の場合の特殊性を考えることとなる。これが、保険契約論の中心である、保険事故論と被保険利益論である。</p> <p>第一回目は、保険事故論を講ずる。損害保険の保険事故、生命保険の保険事故が中心となる。危険の個別化、保険期間を含む。</p>
第6回	<p>保険契約の目的（2）</p> <p>第二回目は、損害発生の可能性が要件として必要かという大問題、被保険利益論を講ずる。責任保険、費用保険等消極保険の登場と、被保険利益のドグマ論の関係。新価保険や残存物代位の基礎に関わる問題が登場する。</p>
第7回	<p>損害保険契約（1）</p> <p>①損害保険契約の内容、②損害保険契約の成立、③損害保険関係の変動、④損害填補、⑤保険担保について、それぞれ提起される問題を検討する。</p> <p>第7回目は、①損害保険契約の内容、②契約の成立、③損害保険関係の変動が中心となる。具体的には、①では被保険利益、保険価額、②では告知義務、③では通知義務、保険の目的物の譲渡などである。</p>
第8回	<p>損害保険契約（2）</p> <p>第7回目の講義と合わせて二回で損害保険契約の講義を行う。この第8回目は、④損害填補、⑤保険担保が中心となる。具体的には、④では、損害填補の要件、保険者の免責、残存物代位、請求権代位、⑤では、保険金請求権の質入、物上代位などである。</p>
第9回	<p>損害保険契約各論—火災保険、運送保険、責任保険</p> <p>商法典上で、損害保険契約の各論といえるものについて講ずる。特に、近時、最も数が多く、また重要な責任保険契約についての議論が中心となる。責任保険における保険事故とは何か、責任保険の保険給付は何か。後者の問題は、権利保護給付という現代的課題を提供する。時間的余裕があれば、自賠責についても講ずる。</p>
第10回	<p>生命保険契約（1）</p> <p>①生命保険契約の内容、②成立、③保険料の支払、④生命保険関係の変動、⑤生命保険契約から生ずる権利の処分・担保化・差押え、⑥保険金の支払について、それぞれ提起される問題を検討する。</p> <p>第10回目は、①では生命保険契約の種類や要素、②では告知義務、承諾前死亡などが中心となる。</p>
第11回	<p>生命保険契約（2）</p> <p>第10回目の講義と合わせて二回で生命保険契約の講義を行う。</p> <p>第11回目は、具体的には、④では保険金受取人の指定・指定変更、契約者貸付、契約者配当、⑤では権利の処分、担保化、権利の差押え・代位行使、⑥では保険者の免責などが中心となる。</p>
第12回	<p>傷害保険と疾病保険</p> <p>生命保険契約以外の人保険契約（人の身体に発生する出来事を保険事故とする）のうち、とくに傷害保険契約と疾病保険契約について、その特色ある問題点を取り上げる。生命保険契約にも損害保険契約にも属さないこれらの保険契約には、どのようなルールが適用されることになるのか。</p>
第13回	<p>保険業法（1）</p> <p>保険会社の通則としては、生損保兼営禁止原則、第三分野の保険等。</p> <p>保険株式会社、相互会社に関しては、会社法および保険業法におけるその規制の概略と立法論的あるいは実務的課題。</p> <p>保険会社の業務については、保険会社の行うことのできる業務がどこまでか、保険事業従事者の権限や責任を説明し、さらに募集行為に対する規制を見ることとなる。</p>
第14回	<p>保険業法（2）</p> <p>保険業法の2回目の講義では、保険会社の経理、保険事業に対する監督、保険会社の経営危機対応制度等を検討する。経理については、計算に固有の問題だけでなく、契約者配当、利益（剰余金）処分まで視野に入れた説明を行うつもりであるし、監督・経営危機管理については、最近の国の対応等も含めた問題提起を行うこととなる。</p>
第15回	試験

授業科目名	金融商品取引法				
担当者名	服部 秀一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>「金融商品取引法」の趣旨・目的および基本的構造と概要を、実例との関連で理解し、法律実務家としての解釈と適用の立場と手法を身に付ける。</p> <p>本授業は、法科大学院における教育が現行司法試験制度における司法修習の一部を代替する役割を担うことから、法曹実務家の姿勢や見識を学ぶこと、さらに単に金商法の内容を知ることにとまらず、気品と智徳を兼ね備えた法曹実務家の育成を最終目標とするものである。学生においては、この目標を理解すべく、本授業に臨んでいただきたい。</p>
2. 関連する科目との関係	金商法は民事法、刑事法、公法の性質を持つ条項により成り立っている。大学や大学院で学んだ各法律の知識や理論を活用して、金商法の内容と解釈を学ぶ。
3. 授業の方法	時間的制約もあり、講義が不可欠であるが、可能なかぎり講師からの質問と学生からの回答を中心に、授業を進行したい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	服部秀一「金融商品取引法 平成20年改正対応」青林書院 参考文献として、 日野正晴「詳解金融商品取引法」中央経済社
6. 授業内容（細目）	
第1回	序論・ガイダンス 授業の目的・方法 金商法の目的と性質 法律実務家と金商法
第2回	不公正取引（1） 風説の流布等 法158条 会社関係者のインサイダー取引 法166条 会社情報の適時開示 チャイニーズ・ウォール
第3回	不公正取引（2） 公開買付者等関係者のインサイダー取引 法167条 6ヶ月ルール 法164条 役員等の売買報告書 法163条 空売り規制 法162条、165条
第4回	不公正取引（3） 相場操縦 法159条、162条の2 無免許市場の取引禁止 法167条の2 虚偽の相場の公示 法168条 新聞等への意見表示 法169条 有利買付の表示 法170条 一定配当の表示 法171条
第5回	発行開示 募集・売出し 法2条3項、4項 有価証券届出書 法4条、5条 目論見書 法13条 発行登録書 法23条の3 組織再編成 法2条の2

第6回	有価証券 法2条1項 金融商品 法2条24項 金融指標 法2条25項 デリバティブ取引 法2条21～23項
第7回	継続開示 有価証券報告書 法24条 確認書・内部統制報告書 法24条の4の2、24条の4の4 四半期報告書 法24条の4の7 臨時報告書 法24条の5第4項 自己株券買付状況報告書 法24条の6 親会社等状況報告書 法24条の7
第8回	TOB 発行者以外の者による公開買付け 法27条の2 趣旨 適用範囲 手続 規制 発行者による公開買付け 法27条の22の2
第9回	5パーセントルール 大量保有報告書 法27条の23 変更報告書 法27条の25 趣旨 内容 特例報告 法27条の26
第10回	金融商品取引業者 法2条8項 金融商品取引業者等 法28条 外国証券業者 法58条 適格機関投資家特別業務 法63条
第11回	金融商品取引業者等の行為規制 法35条以下 プロ・アマ区分 法45条 特定投資家 法2条31項、34条以下
第12回	金融商品取引所 法2条16項、法80条以下 金融商品取引業協会 法67条、78条 金融庁・証券取引等監視委員会 法194条の7
第13回	補論(1)
第14回	補論(2)
第15回	試験

授業科目名	信託法				
担当者名	福田 政之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	信託法は、制定以来 80 年余を経て、平成 18 年に全面的に改正され、新信託法（平成 18 年法律第 108 号）として制定・公布された。本授業では、信託法改正の要点、解釈論上の問題、今後の課題に留意しつつ、「信託とは何か」「信託法とはどのようなものか」について概説する。民法その他私法上の他の制度との違いを踏まえて、信託の基本的仕組みと法律関係について解説するほか、信託の様々な利用方法、今後の展開の可能性についても考察する。
2. 関連する科目との関係	信託の特色および信託法の特色は、大陸法系の私法体系の中で、民法および商法との対比で理解される。授業においても、「民法であればどうか」を確認しつつ、信託および信託法の特色を押さえていくことになる。関連する民法の事項としては、委任、代理、第三者のためにする契約、契約の成立と当事者の地位、財産権の移転、詐害行為取消権、法人、組合、準事務管理、不当利得、不法行為、遺言による財産処分、遺留分、後継遺贈など、多岐にわたる。民法について基本的な理解をしていることが、本科履修の前提となる。会社法、民事執行法、破産法についての知識もあると望ましい。
3. 授業の方法	基本的に講義形式による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>【教科書】 道垣内弘人「信託法入門」（日経文庫、2007 年）</p> <p>【参考書】 四宮和夫「信託法（新版）」（有斐閣、1989 年） 能見善久「現代信託法」（有斐閣、2004 年） 新井誠「信託法（第 3 版）」（有斐閣、2008 年） 寺本昌広「逐条解説新しい信託法（補訂版）」（商事法務、2008 年） 福田政之他「詳解新信託法」（清文社、2007 年） 道垣内弘人他「新しい信託法の理論と実務」（金融商事判例、2007 年） 『信託と倒産』実務研究会 編「信託と倒産」（商事法務、2008 年）</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	本授業の趣旨・目的、授業進行上の方針・方法 信託の基本的仕組み・信託を取り巻く状況 信託の基本的な仕組み、信託の定義、信託の特色、信託の歴史と日本における展開、信託の機能、信託の種類、信託の基本構造に関する学説の対立について概観する。
第 2 回	信託の成立（1） 公共工事請負前払金に関する最高裁判例（最判平成 14 年 1 月 17 日（民集 56 卷 1 号 2 頁））等を題材にして、当事者が明確に意図していないにもかかわらず信託が成立することがあるなど「信託の広がり」を実感したうえで、信託の成立要件・有効要件、信託の設定方法、信託宣言（自己信託）、信託の目的、信託の存続期間、信託の公示について概観する。
第 3 回	信託の成立（2）（承前）
第 4 回	信託財産（1） 信託財産の地位、信託財産の独立性、信託財産の範囲・物上代位、信託財産の付合等・識別不能・混同、信託と相殺について概観する。
第 5 回	信託財産（2）（承前）
第 6 回	受託者の地位、権限、権利 受託者の地位（就任、任務の終了、変更）、受託者の権限、受託者の補償・報酬請求権その他の権利について概観する。

第7回	受託者の義務（1） 信託目的遂行義務、善管注意義務、忠実義務、公平義務、分別管理義務、情報提供義務、信託事務の委託（自己執行義務）等の受託者の諸義務について概観する。
第8回	受託者の義務（2）（承前）
第9回	受託者の義務（3）（承前） 受託者の責任、共同受託者 受託者の義務違反に対する効果、各種の救済方法、権限違反の効果（取消し・損失補填）、受託者の有限責任原則と例外、受託者の免責の可否・限界、受託者の第三者に対する責任、共同受託の特例について概観する。
第10回	委託者、受益権、受益者 受益者の地位、受益者の権利・権能、受益者の地位の代表、受益者の義務、受益権の性質、受益権の取得・移転、受益者複数の場合について概観する。 また、信託管理人、信託監督人、受益者代理人について概観する。
第11回	信託の変更・終了（1） 信託の変更をめぐる規律、信託の終了をめぐる規律、信託の清算、信託の破産について外観する。
第12回	信託の変更・終了（2）（承前）
第13回	新しい信託類型と信託の多様な展開（1） 新信託法の下で導入された新しい信託類型である限定責任信託、受益証券発行信託、目的信託、後継ぎ遺贈型受益者連続信託について概観する。また、高齢化、「豊かな社会」化が進んだ昨今の日本における信託の活用可能性と問題点について概観する。その他、流動化目的の信託、担保目的の信託（セキュリティ・トラスト）、事業の信託など商事目的での信託の活用について概観する。
第14回	新しい信託類型と信託の多様な展開（2）（承前）
第15回	試験

授業科目名	商事信託法				
担当者名	田中 和明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、信託法および信託関連法(信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等)が、商事信託の実務に適用され反映されることにより形成される商事信託法理について、その基本的な知識および思考方法の習得を目的とする。</p> <p>「信託法」および「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が改正され、平成 19 年 9 月 30 日に施行されたが、信託法の改正は、八十数年ぶりの抜本的な大改正であり、これに伴う関連法の改正と共に、信託実務、とりわけ、商事信託の実務に多大な影響を与えている。そこで、本年度においては、昨年に引き続き、特に、新信託法、改正信託業法等が商事信託の実務にどのような影響を与えているのかを中心に検討する。また、新信託法および改正信託業法下における商事信託の特徴を明らかにするために、民事信託の法理、他の類似の法制度、海外の信託法、さらには、税制・会計についても検討対象とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「商事信託法」は、信託法を基本にしているため、授業でも解説するが、「信託法」を履修していることが望ましい。</p> <p>信託法は、民法の特別法であることから、民法の理解は、不可欠である。また、現行実務における商事信託については、その大半が金融制度に組み込まれ、金融商品化していることから、「金融法」、「金融商品取引法」、「金融法実務」とも密接な関係を有している。さらに、営利目的で行われる商事信託は、「商法」と、その機能の類似性から「会社法」、「企業金融法」との関連も深く、また、消費者の観点からは、「消費者法」との関連もある。</p>
3. 授業の方法	非公開
4. 成績評価	出席点 10%、授業への参加度 20%、期末試験又はレポート 70%として総合評価を行う。
5. 教材	<p>【教科書】 田中和明 『新信託法と信託実務』（清文社 2007）</p> <p>【参考書】 寺本昌広 『逐条解説 新しい信託法』（商事法務 2007）、村松秀樹他『概説 新信託法』（金融財政事情）、樋口範雄 『入門 信託と信託法』（弘文堂 2007）、道垣内弘人 『信託法入門』（日本経済新聞出版社 2007）、新井誠 『信託法[第3版]』（有斐閣 2008）、四宮和夫 『信託法[新版]』（有斐閣 1989）、樋口範雄・大塚正民編著 『現代アメリカ信託法』（有信堂 2002） その他の文献は、授業の中で適宜紹介する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>【信託の概説】 本授業の目的、趣旨、方針、進め方について説明する。 信託の概念、信託の仕組み、信託の歴史、信託の特徴、信託の機能、信託の種類、現在の信託を取り巻く環境について概観する。</p>
第2回	<p>【新信託法及び商事信託の概説】 新信託法制定の経緯、目的、特徴、及び、商事信託の概念、商事信託の機能、商事信託の類型について概観する。</p>
第3回	<p>【管理型信託】 信託の基本形態である管理型信託をベースにして、信託法における「信託の構造」、「信託の設定と効力」、「脱法信託、訴訟信託、詐害信託」等の規律がどのように適用されているかを検討する。</p>
第4回	<p>【運用型信託①】 ファンドトラスト、単独運用指定金銭信託等受益者が単独の運用型の信託について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「信託法等」という。)における「受託者の権限、義務、責任」、「信託財産」等に関する規律がどのように適用されているかを検討する。</p>

第 5 回	<p>【運用型信託②】 実績配当型合同運用指定金銭信託、投資信託等受益者が多数または受益権が多数に分割された運用型の信託について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等における「受益者」、「受益権」、「信託の変更、併合、分割」、「信託の終了、清算」等に関する規律がどのように適用されているかを検討する。</p>
第 6 回	<p>【運用型信託③】 運用型信託の特殊類型である企業年金信託について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等における「受託者の変更」、「受託者が複数の信託」、「信託管理人、信託監督人、受益者代理人」等に関する規律がどのように適用されているかを検討する。</p>
第 7 回	<p>【預金型信託】 貸付信託及び合同運用指定金銭信託等の預金型の信託について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等における「相殺」、「合同運用」等に関する規律がどのように適用されているかを検討する。</p>
第 8 回	<p>【転換型信託①】 資産流動化を目的とする金銭債権信託、不動産管理処分信託、特定目的信託等の転換型の信託(資金調達目的の動産信託を含む)について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等における「信託財産の倒産隔離」、「委託者」、「受益者の定めのない信託」等に関する規律がどのように適用されているかを検討する。</p>
第 9 回	<p>【事業型信託・事業の信託①】 土地信託等の事業型の信託および事業の信託について、その機能と利用方法について説明すると共に、信託法等における「信託の費用および信託報酬等」、「自己信託」、「受益証券発行信託」、「限定責任信託」「信託財産の破産」等に関する規律がどのように適用されているか、または、適用されるかを検討する。</p>
第 10 回	<p>【事業型信託・事業の信託②】 事業の信託について、他の類似の法制度との比較等を行い、事業の執行体またはヴィークルとしての利用方法等を検討する。</p>
第 11 回	<p>【担保目的の信託】 社内預金引当信託、顧客分別金信託、退職給付信託、財産信託、デット・アサンプション、セキュリティ・トラスト等担保を目的とする信託について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等に関する規律がどのように適用されているかを検討する。</p>
第 12 回	<p>【その他の商事信託】 信託型ライセンス、排出権の信託、知的財産権の信託等の新しいタイプの信託について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等に関する規律がどのように適用されているかを検討する。</p>
第 13 回	<p>【民事信託】 民事信託において、今後、信託法等における「受益者指定権、変更権」、「遺言代用の信託」、「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」等に関する規律がどのように利用され、適用されるかを検討する。</p>
第 14 回	<p>【信託税制・会計】 信託の税制及び会計について概説する。</p>
第 15 回	試験

授業科目名	企業金融法				
担当者名	砂坂 英之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	ローン、社債、株式といった典型的な資金調達手段を中心に、企業が資金調達活動を行ういわゆるコーポレートファイナンスに関する法務を主として取り扱う。実務上行われている企業金融取引の内容、および民法、会社法、各種金融関連法などの金融取引に適用される法律に関する基本的知識を習得するとともに、企業金融取引にまつわる法的問題点を解決するための実務的思考を身につけることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「民法」および「会社法」の知識を前提とする。また、企業金融に関連する法分野は多岐にわたり、特に「金融商品取引法」および「破産法」について最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。
3. 授業の方法	基本的に講義形式で授業を進める。あらかじめ資料を配付し、適宜質疑応答による場合もある。授業の進捗状況に応じてシラバスの内容を変更することがありうる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に指定する教材はない。授業において必要なレジュメ、資料等を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	企業金融法概説
第2回	ローン契約、シンジケートローン
第3回	ローン債権譲渡、担保付ファイナンス
第4回	社債発行
第5回	エクイティファイナンス（株式発行）
第6回	ストックオプション、自己株式取得
第7回	証券取引規制、開示制度
第8回	IPO、ベンチャーキャピタル
第9回	企業買収、企業再編にかかわるファイナンス
第10回	事業再生ファイナンス
第11回	海外におけるファイナンス（外債）
第12回	業法規制（証券取引法、銀行法等）
第13回	証券のペーパーレス化
第14回	デリバティブ取引
第15回	試験

授業科目名	企業会計法				
担当者名	弥永 真生				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	会社法および金融商品取引法に基づく会計(会社の計算)の規制を概観し、現在の状況を正確に把握するとともに、今後の展望、および会社法会計の発想方法を理解していただくのが目的である。時間の許す限り、国際財務報告基準や諸外国の規制との対比を行い、将来、法曹として、会計問題に直面した際に、文献を参照しつつ、クライアントに対するアドバイス、準備書面あるいは判決文の作成を行うことができるようにするための基礎的な知識を提供する。
2. 関連する科目との関係	まず、会社法との関連では、会社の計算はきわめて重要なテーマであり、取締役、監査役、執行役あるいは会計監査人の責任と関連を有するだけでなく、分配規制、資本制度とも密接な関係を有する。また、金融商品取引法には証券会社あるいは証券取引に関する規制が含まれているが、有価証券報告書等を中核とするディスクロージャーの仕組みの中では、会計規制に関する理解が欠かせない。さらに、倒産処理法との関連では、とくに、会社更生手続きあるいは民事再生手続きとの関連で、会社の計算に関する理解を得ておくことが肝要である。以上から、本科目は、「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」の理解を深めるのに役立つ。科目は、「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」の理解を深めるのに役立つ。
3. 授業の方法	基本的には、講義形式で行うほか、3回ほどテーマを決めて、報告していただくことにする。受講者の人数に応じて、適当な大きさのグループで準備して、報告していただく。これは、企業会計法の文献を探し、かつ、自分で考えてみるという経験を通じて、将来に備えていただくためである。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	随時、簡単なレジュメを配布する。 なお、第1回目に参考文献リストを配布する予定である。
6. 授業内容（細目）	

第1回	参考文献を紹介し、ケースを発表してもらいグループ分けを行う。 その後、日本における企業会計法の構造について概観する。まず、会社法に基づく計算規定の目的を明らかにする。
第2回	商法・会社法および証券取引法に基づく会計規制の沿革およびその相互関係について説明を行う。
第3回	前回の議論を踏まえて、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」をめぐる議論が中心となる。 会社法上の計算書類等について、その用語、様式を紹介するとともに、株主がどのようにして、会社の財政状態および経営成績に関する情報を入手できるかを概観する。
第4回	前回に引き続き、会社法上の計算書類等についての説明をした後、金融商品取引法上の開示制度について説明し、その相違点について明らかにする。
第5回	貸借対照表上の資産の各類型について、資産として認められるための規準、貸借対照表上の配列などを概観する。特に、いわゆる繰延資産についての説明を行う。 また、資産の消滅の認識についても概観する予定である。
第6回	貸借対照表上の負債の概念について、会社法と企業会計(金融商品取引法)との違いを指摘しつつ検討を加えると同時に、負債と資本との境界領域といわれる優先株、新株予約権などの会計処理に言及する。
第7回	前回に続き、負債と資本(純資産)との切り分けの問題を取り上げるとともに、純資産の部をめぐる問題を論ずる。特に、資本制度をめぐるさまざまな動きがあり、新たな動きに言及しつつ、解説を加える予定である。
第8回	資産の評価をめぐる問題を取り上げる。すなわち、流動資産(棚卸資産)および固定資産、株式について、どのような金額で貸借対照表上計上すべきこととされているかを概観する。
第9回	前回に引き続き、企業会計審議会の公表した「金融商品に係る会計基準」がどのような意義を有するかについて注意を払いつつ、金銭債権および社債等の評価について説明した後、負債の評価について会社法がとっている立場を概説する。
第10回	金融商品取引法上の連結財務諸表制度および平成14年改正により導入された連結計算書類制度について概観する。その2つの制度の関係、その2つの制度における相違点などに注目する予定である。
第11回	わが国における、会計監査制度について概観する。すなわち、金融商品取引法上の公認会計士監査、会社法上の監査役監査、監査役会あるいは監査委員会による監査、会計監査人監査について会社法の講義とは異なる点に力点をおいて説明する。
第12回	第1回 グループ報告 ライブドア事件刑事判決(東京高判平成20・7・25 [東京高判平成20・9・26、東京高判平成20・9・12])について、報告していただく。
第13回	第2回グループ報告 長銀事件刑事判決(最判平成20・7・18)について、報告していただく。
第14回	第3回グループ報告 ナナボシ事件判決(大阪地判平20・4・18)について報告していただく

授業科目名	裁判外紛争解決				
担当者名	三木 浩一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	裁判外紛争解決（ADR）の基本的な知識を通して、紛争解決の多様な手段および技法を習得するとともに、訴訟を含む紛争解決のトータルシステムおよび紛争解決の本質の理解を目的とする科目である。本授業のミニマムの到達目標は、法曹に必須の知識である裁判外紛争解決の基本的な理解を得ることにあるが、そのみにとどまらず、紛争解決手段の多面的な展開を考察することにより、現代社会に生起する多種多様な紛争の実相を、紛争解決手段の観点から捉え直すことも目指している。
2. 関連する科目との関係	本授業は、法学未修者を対象とした「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」ならびに法学未修者の第2学年および法学既修者の第1学年を対象とした「民事手続法総合」などの発展科目にあたる。民事訴訟は、社会に生起する多種多様な紛争の解決手段の1つに過ぎず、裁判外紛争解決手段と相互補完の関係にある。従って、裁判系の科目と本授業も、一方の理解が他方の理解を促進するという関係にある。
3. 授業の方法	講義形式と演習形式をミックスした形で行われる。すなわち、授業の前半部分では講師が基本概念等の説明を講義形式で行うが、後半部分では、質疑応答を通してより深い理解の到達を目指す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講師が用意した多様な資料を事前配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス 紛争処理システム全体におけるADRの位置づけとADRの基礎知識を学ぶ。
第2回	ADRの基礎理論 ADRの意義、ADRの種類、ADRの機関、ADRの現状などを学ぶ。
第3回	ADRの機能と選択 具体的な事例の検討を通じて、ADRの機能を理解し、ADRを選択する際の基準を学ぶ。
第4回	調停1（基礎理論を中心に） ADRの中核の1つである調停の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、調停のタイプ、世界的な潮流、わが国の現状など。
第5回	調停2（テクニックを中心に） 調停の研修用ビデオを用いて、最新の調停テクニックを学ぶ。
第6回	調停3（司法型調停を中心に） わが国のADRの中核を占める裁判所の民事調停につき、法律の規律、比較法的な特徴、運用の実態などを学ぶ。
第7回	新しいADR 新しいタイプのADRについて学ぶ。具体的な項目としては、ミニトライアル、早期中立評価、オンラインADR、オリンピック仲裁、野球式仲裁など。
第8回	新しいADRの実務（ゲスト・スピーカーによる講演） ゲスト・スピーカーを招いて、新しいADRに関する実務をうかがい、その後にディスカッションを行う。
第9回	仲裁1（基礎理論を中心に） ADRのもう1つの中核である仲裁の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、仲裁の意義、常設仲裁機関、新仲裁法の特徴、UNCITRALモデル法、ニューヨーク条約、仲裁手続の特色など。

第10回	仲裁2（仲裁法を中心に） 仲裁合意、コンペテンツ・コンペテンツ、仲裁適格、仲裁人、仲裁地、暫定的保全措置、審理手続、仲裁における和解、仲裁判断、国際仲裁などを学ぶ。
第11回	仲裁の実務（ゲスト・スピーカーによる講演） ゲストを招いて、仲裁に関する実務をうかがい、その後にディスカッションを行う。
第12回	ゲーム理論とADR ゲーム理論を用いてADRの意義や機能を分析し、あわせて裁判を含む紛争解決の本質を探る。
第13回	ADRの最前線（ゲスト・スピーカーによる講演） 主要なADR機関または主要なADR関係者などの中からゲストを招いてADRの最前線における実務の状況をうかがい、その後にディスカッションを行う。
第14回	授業内試験 これまでの授業の総決算として、講師が作成した課題に関して授業内でレポートを作成してもらい、知識を実践に結びつけることで応用力を養うとともに、受講者が到達度を自らチェックする機会を持つ。
第15回	期末試験は行なわない。

授業科目名	家事事件実務				
担当者名	岡部 喜代子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>家族法と財産法の交錯する問題点を取り上げ、検討する。相続の場面では、相続人と相続債権者、受遺者と相続債権者、相続人その他の相続人の債権者など、多くの利害の対立が存在する。相続と登記の問題もその一つである。</p> <p>このような観点から、重要判例を教材に、問題点や背景を検討する。細目欄に、平成 21 年度に取り上げる予定の判例を記載しておく。学生の活発な議論を期待する。</p>
2. 関連する科目との関係	特にない。
3. 授業の方法	事前に事例問題を配布する。予習していることを前提に学生とともに討論したい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各自の所有する教科書。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>離婚給付と詐害行為取消</p> <p>最判昭和 58 年 12 月 19 日民集 37-10-1532 最判平成 12 年 3 月 9 日民集 54-3-1013</p>
第 2 回	<p>相続財産の占有</p> <p>最判平成 8 年 12 月 17 日民集 50-10-2778 最判平成 10 年 2 月 26 日民集 52-1-25</p>
第 3 回	<p>相続と弁済による代位</p> <p>最判平成 9 年 12 月 18 日判時 1629-50</p>
第 4 回	<p>限定承認</p> <p>最判平成 10 年 2 月 13 日民集 52-1-38</p>
第 5 回	<p>再転相続と相続放棄</p> <p>最判昭和 59 年 4 月 27 日民集 38-6-698 最判昭和 63 年 6 月 21 日家月 41-9-101</p>
第 6 回	<p>遺産分割協議と解除</p> <p>最判平成元年 2 月 9 日民集 43-2-1</p>
第 7 回	<p>遺産分割協議と詐害行為取消</p> <p>最判昭和 49 年 9 月 20 日民集 28-6-1202 最判平成 11 年 6 月 11 日民集 53-5-899</p>

第8回	<p>具体的相続分</p> <p>最判平成7年3月7日民集49-3-893 最判平成12年2月24日民集54-2-523</p>
第9回	<p>死因贈与契約</p> <p>最判昭和57年4月30日民集36-4-763</p>
第10回	<p>相続させる旨遺言</p> <p>最判平成3年4月19日民集45-4-477</p>
第11回	<p>相続と登記</p> <p>最判昭和39年3月6日民集18-3-437 最判昭和46年1月26日民集25-1-95 最判平成5年7月19日判時1525-61 最判平成14年6月10日判時1791-59</p>
第12回	<p>相続回復請求権</p> <p>最判昭和53年12月20日民集32-9-1674 最判平成7年12月5日家月48-7-52 最判平成11年7月19日民集53-6-1138</p>
第13回	<p>遺留分侵害額の算定方法</p> <p>最判平成8年11月26日民集50-10-2747</p>
第14回	<p>相続と時効の援用</p> <p>最判平成13年7月10日判時1766-42</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	金融法実務				
担当者名	尾崎 達夫				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	受講者として、主に、将来、銀行ないしその相手方を依頼者とする弁護士、或いは銀行の企業内弁護士となることを考えている学生を想定し、銀行及び銀行取引に関する法システムの基礎を把握するとともに、銀行に関連する法的諸問題の内、基礎的な問題や実務上多い問題を中心に取上げて、その理解を目指す。また、それとともに、こうした問題を素材に様々な側面から検討することを通じ実務法曹に必要と考えられる基礎的な思考力や分析力等を深化させることを目指す。
2. 関連する科目との関係	民法財産編の基礎的事項は理解していることを前提とする。また、民事訴訟法及び要件事実論の極めて基礎的な事項は理解していることを前提とする。なお、破産法の極めて初歩的な知識は、前提とはしないが、把握している方が望ましい。
3. 授業の方法	講義が中心となるが、学生からの自由闊達な質問、意見を大いに期待する。裁判例等を指示して事前に読むことを前提する場合もある。 なお、授業の最初に全体についての簡単なレジュメ（資料も付加されている。）を学生に交付し、基本的にそれに沿って授業は進行することとなる。もともと、このレジュメは一応のめあすであり、実際の授業では、順序や話題の内容は多少は異なったり、一部省略されたりすることもある。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書（購入必須）：なし。 参考書（購入任意）：授業において随時紹介する。
6. 授業内容（細目）	金融に関する法実務の基礎となると考えられる事項を19のテーマにまとめ（1ないし19章）、それぞれについて、実務家として重要と考えられる基礎的知識を獲得する（授業の順序内容は体系的なものではない）。その中には、単なる条文の知識だけではなく、判例の動向等も含まれる。また、判例が確立していない場合に実際上どのように考えていくかも検討する。更には、重要とあれば事実認定の実際についても検討を及ぼしていく。他方、こうした話題の中で、適当な事項を選んで実務法曹としての基本的な思考訓練を行う。例えば、強固に抱えているイメージや概念が相対的なものであると感じたり、判例分析を通じて、事実の見方や評価に関して色々と考えたり、判例における規範自体とそのあてはめの実際を学んだり、基礎概念の理解と共にそれが複雑に絡み合う問題についての理解と現実的対応を実感したり、あるドグマとその数々の例外という現象の一例を通じて、ドグマというもののあり方も感じたりといったことを行う。 以上のようなことを行うのに必要或いは有益であるという観点から、授業で取り上げて検討する範囲は、法文、判例、学説に留まらず、社会の実態、経済論、金融の歴史、金融機関の実情といった事項にも及ぶことになる。
第1回	第1回 金融に関する歴史経済の基礎（1章） まず、歴史や経済を学ぶ意義を考える。その上で、金融に関する経済論の基礎的事項を学ぶ。また、金融に関する歴史としては、中世イタリア、近代のイギリスを中心に、世界の歴史の概略を学び、他方、日本の金融史の概略を学ぶ。こうした中で、強固に抱えているイメージや概念が相対的なものであると感じ、歴史や経済の重要性を認識する。
第2回	第2回 善管注意義務（2章）、与信概説（3章） 善管注意義務では、銀行の取締役の善管注意義務に関するルールの概略を学び、ある裁判例を取り上げて、それを分析するとともに、メインバンクという概念について考える。この中で、判例の分析を体験して、その基礎的手法を感じるとともに、それに用いられる経済的な概念の重要性とともに、その実体が決して安易に肯定できるものとは限らないことを感じる。そうした中で、経済論や歴史認識の意義も再確認される。 与信概説では、銀行の与信の基本的手法とその法的な注意点を学び、それとともに、銀行取引約定書を概観し、その中で、期限の利益喪失条項について実務的な問題点を把握する。
第3回	第3回 保証否認（4章） 実務上よく問題となる貸金訴訟、保証意思又は担保設定意思の否認訴訟、抹消登記の承諾請求訴訟に関する基本的事項を把握した上で、二段の推定の法理と実際に関して、裁判例の分析も加えながら、学ぶ。こうした中で、与信に関連する法的知識の基礎をマスターするとともに、判例分析を体験し、事実の見方や評価の仕方についても色々と考える。
第4回	第4回 預金概説（5章）、払戻（6章） 預金概説では、基本的な預金の種類の概要と法的な注意点を学び、預金の法的基礎を取得する。 払戻では、盗難通帳事件を中心に、その訴訟の基本的事項を学ぶとともに、関連する判例法理とその展開について把握し、最近の立法や実務の動向も併せて概観する。判例における規範自体とそのあてはめの実際的な関係を学ぶとともに、適用、類推適用の差異とその位置づけを具体例を通じて学ぶ。また、現在までの実務の流れも理解する。

第5回	<p>第5回 払戻、預金者（7章）</p> <p>払戻は、前回の続きである。</p> <p>預金者では、この問題の基本的な性格を把握した上で、預金者の判断基準に関する判例の流れを学び、最近の判例についての分析を紹介し、他方、信託法理との関係を概観し、その上で、昨今の特徴的な学説を紹介し、この問題を深く考えることとする。預金者認定を巡る議論を追う中で、様々な法的な基礎概念の理解を深め、判例分析も学び、それをベースに様々な議論を考えることにより、法的思考の訓練をする。</p>
第6回	<p>第6回 預金者認定</p> <p>前回の続きである。</p>
第7回	<p>第7回 守秘義務（8章）</p> <p>個人情報保護法を概観し、他方、守秘義務の基礎的事項を学び、開示義務との関係を把握し、相続の場合の開示義務や守秘義務に関して、実務的な対応を考える。守秘義務が問題となる場面は、開示義務と守秘義務という双方が複雑に問題となり、また、その場面に固有の色々な問題が複雑に絡み合う。こうした状況を正確に理解して、実務で出くわすことのある複雑な法的場面における理解の訓練とする。様々な点が複雑に絡み合う問題についての対応を実感する。</p>
第8回	<p>第8回 守秘義務、業法（9章）</p> <p>守秘義務は、前回の続きである。</p> <p>業法は、銀行に関連する業法を概観し、実務上よく問題となる事項について、その対応を学ぶ。実務から見た業法を概観する。</p>
第9回	<p>第9回 為替概説（10章）、誤振込（11章）</p> <p>為替概説では、為替の定義や種類を概観し、決済システムの実際の仕組みを把握する。為替というものが実際どういうものかを理解する。</p> <p>誤振込では、関連する判例及びその展開を学び、他方で、これを批判する学説を検討し、実務的対応について考える。あるドグマとその数々の例外という現象の一例を通じて、ドグマというものもあり方も感じる。また、誤振込には、様々な法概念や法制度が関係しており、その整理も行い、そうした中で、こうした法概念等の基礎も理解する。</p>
第10回	<p>第10回 手形交換（12章）、一括支払システム（13章）</p> <p>手形交換では、不渡、異議申立提供金を中心に、交換所規則を概観し、実務上の諸問題を学ぶ。実務上よく問題となる点を中心に、その基礎知識を習得する。</p> <p>一括支払システムでは、その意義とともにその概要を把握し、実務上の問題点を学ぶ。これにも様々な法概念や法制度が複雑に関係しており、これらの理解にもつとめる。</p>
第11回	<p>第11回 回収（14章）</p> <p>回収の主要な手法とその手続の概略を把握し、幾つかの実務上の問題点を学ぶ。実務での対応を考えて、それに有意義と思える基礎的な知識等の幾つかを取得する。</p>
第12回	<p>第12回 相殺（15章）</p> <p>相殺の基本を復習するとともに、銀行における相殺で実務上問題となる幾つかの点を理解し、預金拘束や相殺禁止、否認権における取扱を考える。実務での対応を考えて、それに有意義と思える基礎的な知識等を取得する。</p>
第13回	<p>第13回 デリバティブ（16章）、証券化（17章）</p> <p>デリバティブでは、スワップ、金融先物、オプションの基本を理解し、その拡大傾向を学び、現代における機能と意義について理解する。仕組みと経済的意味の基本を理解する。</p> <p>証券化では、証券化の基本的仕組みを理解し、その拡大傾向を把握し、その意義を考える。証券化の経済的意味の基本を把握する。</p>
第14回	<p>第14回 証券化、説明義務（18章）、真正売買（19章）</p> <p>証券化は、前回の続きである。</p> <p>説明義務では、説明義務の根拠等を把握し、金融商品販売法を概観し、参考裁判例を検討する。結論の異なるよく似た事案の裁判例の判例分析を実感する。</p> <p>真正売買では、問題となる場面を概観し、その判断基準について、実務上の対応を把握し、参考となる学説を検討する。</p>
第15回	<p>第15回 期末試験</p> <p>レポート提出による。</p>

授業科目名	刑事政策				
担当者名	太田 達也				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本講義は、刑事制裁論と犯罪者処遇論の学習を通じて、現代社会に生起する様々な犯罪に対する対策と被害者に対する支援の在り方を総合的に検討する上で必要な政策論的手法と思考能力を養うことを目的とする。講義では、刑事制裁と犯罪者処遇の基本的な仕組みを学んだうえで、来日外国人犯罪、高齢犯罪者、触法精神障害者、少年非行といった犯罪類型別の刑事政策について検討を加える。
2. 関連する科目との関係	必修科目となっている「刑法」や「刑事訴訟法」が規範学であるのに対し、本講義は、犯罪及び犯罪者の実証分析から出発し、犯罪対策と犯罪者の処遇を政策学の視点から追求する事実学及び政策学に属するものである。 関連科目に、犯罪被害の実態や被害者のニーズを把握し、被害者支援や被害予防の在り方を模索する「被害者学」がある。少年非行と少年法について更に深く学習したい場合は、関連科目として「青少年と法」が設置されているし、国際犯罪や人道上の罪に対する国際的取り組みについては「国際刑事法」において専門的に学ぶことができる。
3. 授業の方法	講義形式で行うが、事実学・政策学であることから、受講生は知識の習得だけで終わることなく、犯罪の問題を多様な角度から分析し、どのように対応すべきかを自ら検討し、議論する過程を通じて自己の見解を検証・発展させていく作業が不可欠である。刑事政策の既習者である必要はないが、講義の前後に紹介する資料や論文に目を通しておくことが求められる。また、刑務所か少年院の参観を予定している。施設側の都合上、参観は講義時間以外の日時に行う。参観はあくまで任意参加で行い、参観は成績とは関係なく行うが、よい経験になるので是非とも参加することを勧める。刑事政策の履修予定者で施設参観を希望する者は、氏名、住所、年齢、性別を記載した所定の参観申込書（提出された申請書にある氏名・住所等の個人情報参観施設長に提出することに対する同意書を含む）を後日指定する期日までに提出する必要がある。提出期日や書類の配布は教育支援システムを通じて案内する。提出期日までに申請がない場合は参加を認めないので注意するように。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	守山正＝安部哲夫編著『ビギナーズ刑事政策』成文堂（2008年）を参考文献としておく。 なお、講義中に犯罪白書（法務省法務総合研究所）の平成20年版を度々参照するので、本かCD-ROMを持参すること。
6. 授業内容（細目）	
第1回	刑事政策・被害者学の目的と基本原則 刑事政策及び被害者支援の目的と基本原則について講義する。ここでは、まず刑事司法制度が、犯罪者の適正な処罰と改善更生、犯罪の予防それに被害者の支援という三つの目的を調和的に実現していくために従うべき基本原則を正しく理解することに主眼が置かれる。
第2回	刑事手続とダイバージョン ダイバージョンの刑事政策的意義とその一般的問題について概説した上で、我が国の刑事手続における微罪処分と起訴猶予制度の概要、運用状況、課題等について検討する。
第3回	自由刑 自由刑の理念と原則を概説し、無期刑の運用、終身刑創設の是非、短期自由刑の問題など自由刑を巡る諸問題について講義する。
第4回	矯正処遇 刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律を踏まえながら、刑事施設における集団処遇、優遇措置、刑務作業、職業訓練、PFI手法による刑事施設等などの処遇制度について講義する。
第5回	仮釈放 新たな更生保護法下における仮釈放制度について概説したうえで、要件、手続、仮釈放後の保護観察の在り方について検討を加える。

第6回	保護観察と更生緊急保護 更生保護法下での成人の保護観察について、改正点を中心に講義する。更生緊急保護と救・援護を担う更生保護施設の現状と課題がもう一つのテーマとなる。
第7回	中間的制裁 施設内処遇と社会内処遇の中間的な性格を有する刑事制裁としての中間的制裁のうち、1970年代に制度化され、修復的司法の発達とともに新たな展開を見せている社会奉仕命令について解説する。
第8回	財産刑 財産刑としての罰金や没収の政策的意義と新たな展開について講義する。
第9回	レストレイティブ・ジャスティス（修復的司法） 近時、世界的潮流となりつつあるレストレイティブ・ジャスティス（いわゆる修復的司法）の多様な概念と、この概念に基づく刑事調停、犯罪者＝被害者和解、家族集団協議、量刑サークルなどの制度の概要について解説し、我が国における議論の現状と可能性について検討する。また、修復的司法に基づく犯罪者処遇の理念と実践についても解説する。
第10回	刑事政策各論①少年非行と少年司法制度 我が国の少年非行の動向並びに少年司法制度の基本的理念と保護手続の特色について解説する。特に、保護手続については、全件送致主義と簡易送致制度、観護措置と少年鑑別所の機能、家庭裁判所調査官による社会調査、少年審判の対象と審判構造、検察官への逆送、保護処分、少年院での処遇に言及する。また、平成12年と20年の少年法一部改正の意味とその後の動向について分析を行う。
第11回	刑事政策各論②触法精神障害者と精神障害犯罪者 精神障害者による触法行為の実態、従来の保安処分を巡る議論、精神保健福祉法による措置入院制度の実態について概説し、平成17年から施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく入院や精神保健観察の概要と運用状況について検討する。また、刑事責任有りとして刑罰を科された精神障害犯罪者に対する処遇の在り方についても触れる。
第12回	刑事政策各論③来日外国人犯罪と犯罪者の処遇と受刑者移送 講義では、来日外国人犯罪への対策として、出入国管理行政（退去強制を含む）、F指標受刑者の処遇と仮釈放、受刑者移送制度の概要について講義する。
第13回	刑事政策各論④高齢犯罪者の処遇と福祉的対応 超高齢社会に入った日本における高齢者犯罪の実態を最新の調査結果に基づいて概観した後、高齢犯罪者への対応を巡る問題について考察する。
第14回	刑事政策各論⑤性犯罪者の処遇と監視 性犯罪者の情報公開（メーガン法など）と電子監視制度の是非について検討する。
第15回	試験

授業科目名	法医学				
担当者名	押田 茂實				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	法医学は医学と法の橋渡しをする学問であるが、その主たる目的は刑事・民事訴訟における種々の医学的問題を鑑定（司法解剖・DNA鑑定・物件鑑定など）の形で解決することであり、非常に実務的な色彩の強い領域であると言える。 したがって、本授業の目的及び到達目標は学生が将来において裁判官や検察官、弁護士などとして裁判に携わった際に必要となる法医学的な知識や考え方を修得することにある。
2. 関連する科目との関係	医学と法の橋渡しという点から、当然ながら「医事法」とは重なりあう部分がある。本講義ではこれらの領域に関してはなるべく重複を避け、法医学実務と密接に関連することさらに言及することとする。
3. 授業の方法	講義形式で行う。ただし、上記の授業目的のため、実際の事例を中心とした演習的内容を折り込む予定である。授業のための予習は特に必要ないが、授業中における質問に対する応答を通じて、内容の理解を深めることを目指す。内容の特殊性からスライドやビデオ等の視覚的要素の強い授業となる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	法医学としてのテキストを指定する。また必要に応じて、各ユニットにおける参考書を指示する。毎回の講義においてプリントを配付する予定である。 参考書 押田 茂實著：「死人に口あり」、実業之日本社、2004年。 押田 茂實著：「現場の法医学」、フレッシュ・アップ・スタジオ、2008年。～講義の時に紹介予定 押田 茂實著：「医療事故一知っておきたい実情と問題点」、祥伝社新書、2005年。
6. 授業内容（細目）	
第1回	法医学とは？異状死体と法医解剖 法医学の目的、学問としての位置づけ、法医学の歴史などについて概説する。 医師法21条に規定された異状死とは何か、人体解剖には法医解剖のほかどのようなものがあるか、などにつき解説する。
第2回	生と死 生の始まりと法医学、刑法と民法の相違、嬰兒殺の抱えている医学的・社会的問題点などについて考える。一方死に関する法医学、平均寿命の意味についても解説する。
第3回	死後変化（死体現象） ヒトが生から死に移行するにあたり、人体にはどのような変化が生じるのか学び、そのような変化が法医学的にどのような意味を持つのか（死後経過時間の推定など）について解説する。
第4回	創傷 創傷とは何か。「創傷」「外傷」「損傷」などの用語の異同、「創」と「傷」の使い分けなどにつき述べる。刃器による創傷（刺創、切創、割創）、鈍器による創傷（挫創、裂創、打撲傷、圧迫傷、擦過傷など）、銃器による創傷（射創）について学ぶ。創傷を鑑別する法医学的ポイントについて述べる。
第5回	自動車事故と保険 自動車事故の現状と事故防止対策、交通事故死亡者の認定に関する問題、交通事故損傷の特徴と真相究明、事故保険の仕組みと問題点などについて述べる。
第6回	血液・出血 血液・血液型の意味するもの、出血の影響、現場における血痕の鑑別法、血液型と性格の関係とは？輸血の意味の歴史の変遷などについて述べる。

第7回	<p>科学の進歩と真相究明</p> <p>身元不明の死体や生体、物体（血痕など）における個人識別・親子鑑定の方法について概説する。急速に進歩している DNA 鑑定の現状と具体的な事件の問題点を理解する。具体的な事件ではどこに争点があるのか。</p>
第8回	<p>自殺と他殺の鑑別</p> <p>自殺と認定するためには何を根拠としているか、他殺の場合に争点は何か、日本と外国の自殺・他殺の認定法と問題点などについて述べる。</p>
第9回	<p>窒息</p> <p>窒息の定義、窒息（死）の原因、種類などにつき概説する。実際の窒息死事例を紹介しながら、窒息の法医学的診断の手法や限界につき述べる。縊頸、絞頸、扼頸の識別について学ぶ。</p>
第10回	<p>法中毒学</p> <p>中毒とは、物質による人体への化学的有害作用を指す用語であり、地球上に存在するほとんどの物質が中毒の原因となりうる。講義では、法医学領域で特に重要な薬毒物による急性中毒死、および薬物濫用の問題を中心に述べる。殊に身の回りで注目される「身のまわりの危険」とは何であろうか？</p>
第11回	<p>医療事故と医療過誤</p> <p>近年マスコミなどによりしばしば取り上げられている医療事故・医療過誤をめぐる諸問題は、医療関係者のみならず法曹界においても非常に難しい課題となっている。講義では、医療過誤による実例と予防策の問題点を探る。</p>
第12回	<p>薬・注射による医療事故</p> <p>医療で頻用されている薬・注射による事故が多いが、その j 実態と問題点を考える。殊に、誤薬を引き起こしかねない要因と事故予防対策、歴史的に有名な注射による筋肉拘縮症の概要とその後の集団訴訟について概説する。</p>
第13回	<p>多数死体と死亡事故</p> <p>航空機事故や大地震等による多数死体発生時の個人識別システムの概要や現場における大混乱にどのように対応するのかについて学ぶ。</p>
第14回	<p>再審と法医鑑定</p> <p>過去に問題となった法医鑑定の問題点と再審における法医鑑定の果してきた役割について学ぶ。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	青少年と法				
担当者名	後藤 弘子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	青少年、つまり子どもは、おとなではない存在として、法的に特別な配慮が行われている。その「特別な配慮」は、子どもが未成熟であること、発達途上であることに根拠を置いている。そして、その「特別な配慮」は子どもの発達段階や対象となることがらによって異なる。本授業では、「子どもとしての特別な配慮」をキーワードとして、法制度を横断的に検討することで、子どもと法の関係を探ることを目的としている。子どもは、おとなとの関係では常に弱者であり、子どもと法を考えるということは、「おとなと子どもの権力関係」を明らかにすることでもある。子どもと法の理念と実際について理解することで、法の役割を再確認することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	青少年（子ども）という視点で法を再検討する作業を行うことは、「おとな中心主義」の法を異なる視点から見ることを意味する。従って、本授業はすべての法分野と関連をもつ。子どもの権利や成長発達権、自己決定権との関係で、憲法が大きく関係することは言うまでもないが、個別領域としては、親子関係に関係する民法、少年非行との関連では、刑法・刑事訴訟法との関係が深い。
3. 授業の方法	本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	少年法については、守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法（第2版補訂版）』（成文堂・2009年予定）を教科書として使用する。少年法は2008年にも改正されたため、2009年に発行される教科書を購入することが望ましい。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<法のなかの子どもたち> 「おとな中心主義」の法制度においては、子どもには参政権が認められず、ただ法を遵守することが要求されている。その代償として子どもには「保護」が行われている。しかし、年齢によって、保護が後退し、子どもの自律が強調されることもある。現行法制度における子どもの地位と法の世界において子どもであることが意味することについて検討する。
第2回	<子どもの権利条約> 子どもと法を考える上で基本となる「子どもの権利条約」の理念について学ぶ。「子どもの権利条約」の成立過程、理念と子ども権利委員会の実際の活動についての理解を深め、世界的に子ども観がどのように変遷してきたのかについて検討する。また、関連する国際文書についても触れる。
第3回	<子どもと親との関係> 子どもは法的に未成熟な存在であるため、子どもの意思決定を補完する役割を親が果たす必要がある。また、子どもが他者に損害を与えた場合にはその賠償を行うことも必要となる。子どもによる傷害致死事件やいじめ事件から親の責任について考える。
第4回	<子どもに対する法的支援> 子どもに対して、現在どのような法的な支援が行われているのかについて理解するとともに、子どもに対して法的支援を行うときに、どのようなことを考えられる必要があるのかについて、子どもと発達とも関連させて考える。
第5回	<推知報道の禁止と少年の健全育成> 少年事件報道については、推知報道を禁止する61条が存在する。しかし、メディアにおいては顔写真・実名報道を行うことによって、61条に違反する報道が行われている。推知報道をめぐる判例を検討することにより、少年事件報道のあり方を検討する。さらには、最近問題となった前歴報道についても触れる。

第6回	<p><少年司法の理念と流れ></p> <p>少年司法は、刑事司法（広義）の一部でありながら、その手続きの各段階において教育・福祉的配慮が不可欠とされている。少年司法の仕組みの流れを追いながら、少年司法と刑事司法（狭義）の違いについて、理念的な側面も含めて検討する。また、少年司法の担い手である家庭裁判所調査官、裁判官、付添人などの役割についても触れる。</p>
第7回	<p><少年法の改正></p> <p>少年法は、1947年の成立時から常に改正の圧力にさらされてきた。そして、その圧力が1970年代の少年法改正の動きや2000年の改正少年法へとつながっていく。少年法改正の圧力の内容とその理由を少年法改正の歴史から検討する。それを前提として、2000年の改正少年法の成立の経緯と内容について確認する。さらには、2007年の法改正、2008年の少年法改正の動きにも触れる。</p>
第8回	<p><非行事実の認定と適正手続の保障></p> <p>家庭裁判所の終局決定が不利益処分である以上は、非行事実が適正手続きに基づいて適切に認定される必要があることは言うまでもない。少年審判における少年であることの配慮と刑事手続としての適正手続の保障の要請が審判においてどのように考慮されているのか。具体的な判例を検討することにより確認する。さらには、改正少年法において新たに導入された検察官の関与とその役割についても言及する。</p>
第9回	<p><少年事件と被害者></p> <p>刑事司法において、被害者は「忘れられた存在」であったと言われるが、審判が非公開であり、少年の再教育に焦点を当てた少年司法はその傾向がより顕著であった。2001年にやっと発見された被害者の地位を少年司法の中にどのように位置付けるのが現在の少年法の最大の課題である。改正少年法における被害者への配慮を確認することで、少年法における被害者の保護と支援について検討する。</p>
第10回	<p><少年に対する処分></p> <p>家庭裁判所は少年に対して保護処分に代表される終局決定を言い渡す。少年に対してどのような終局決定が可能なのか、また終局決定や家庭裁判所が行った決定に対してどのような不服申立が可能かかについて検討する。さらには、少年の保護処分とそこで行われる処遇について確認する。</p>
第11回	<p><児童虐待></p> <p>児童虐待は社会問題化しているだけでなく、子どもの成長発達を阻害する重大な犯罪行為である。児童虐待防止法や児童福祉法における被虐待児保護のシステムとその有効性について検討する。また、児童虐待防止法改定において問題とされたドメスティック・バイオレンスの子どもへの影響についても考える。</p>
第12回	<p><子どもとセクシャリティ></p> <p>ITツールの発達、子どもの自律性を高める機能を果たしてきた。そこで、これまでは搾取とされてきた買春においても、「出会い系サイト規制法」のように、おとなと子どもの対等性が前提とされるようになってきた。現在の子どもへのセクシャリティに対する法的規制について考える。</p>
第13回	<p><人工生殖と子どもたち></p> <p>人工生殖技術の発達によって、子どもは「授かる」ものではなく、「作る」ものとなった。しかもデザイナーベビー、クローン人間などより親の意思を反映した「子ども作り」が行われるようになってきた。そのため子どもの最善の利益と衝突する場合も生じる。出生や親子関係についての子どもの権利を考える。</p>
第14回	<p><医療における子どもの権利></p> <p>医療の現場においては、さまざま意思決定が行われている。しかし、その意思決定は往々にして、子どもを主体として行われていない。医療における子どもの意思決定と親の代諾について考える。特に、年少の子どもについては、子どもの最善の利益をどのように具体化していくのか。重症障害新生児や臓器移植等について検討する。</p>
第15回	試験

授業科目名	経済刑法				
担当者名	伊東 研祐				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	規制緩和の一層の進展、また、逆の揺れ戻し等に伴い、市場メカニズムの悪用や従前は存しなかった経済活動上の不正の機会を作出・利用することによる犯罪群、いわゆる経済犯罪の多発が予想され、事実としても生じてきた。これらの犯罪への対応の多くは、特別法中に規定され、一般に馴染みの薄いものであるのみならず、その専門性・技術性故に、解釈論的にも理論学的にも（従って、立法論的にも）検討を要するところが少なくない。更に、「自由競争システムの保護」のように古典的犯罪観からは理解し難い側面も有する。本科目は、このような経済刑法に関する基本的な知識と把握の為の適正な視座を修得させると同時に、広範な分野を鳥瞰して概観を得させることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	経済刑法は、理論的にはいわゆる刑法総論・各論を踏まえた応用分野であるのみならず、様々な特別法領域中に施行担保手段として規定される為、当該特別法領域の一定程度の学習・理解をも必要とする。また、社会の国際化・ネットワーク化等に伴い、経済事犯は国際的なパースペクティブにおいて、また、多国籍企業や組織犯罪集団の関与という意味においては、国際刑事政策的なパースペクティブにおいて捉えていく必要が増大しており、外国刑法・刑事政策等の科目との有機的な結び付きが試みられる予定である。
3. 授業の方法	授業は、上述のような目的に鑑み、質疑応答ないし対話を組み込んだ講義を中心に、可能な限り双方向・多方向での議論を行う方法で行う。いずれの場合でも、近時の多くの改正等を踏まえ、前提的な知識（特に関連する特別刑法の解釈論）の概要を確実に把握することを前提とする。予習に必要な法令注釈・論文・判例・同評釈等は、各回の授業と対応させて、負担とならないよう、適宜に指示する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に教科書的なものは指定しない。資料は、上記の通り、授業の進行に応じて配布又は収集を指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	経済刑法総論Ⅰ 経済犯罪及び経済刑法の概念・保護客体（法益）と、その概念規定に基づく経済刑法の範疇分類・範囲について、質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」形式で、説明し、受講者に理解させる。刑法典に規定される古典的犯罪との質的相違、従って、把握視座の相違を明らかにする導入的であって且つ核心を成す講義である。
第2回	経済刑法総論Ⅱ 第1講で理解したはずのところについて、より具体的な刑法原理や実質的違法性、責任主体（企業等の組織体）を含む責任等のレベルで、「講義」形式で説明する。実効性の観点からするダイヴァージョン等との関連で、制裁論や予防手法論についても問題提起を行う。
第3回	経済刑法各論Ⅰ：自由競争システム自体を直接に害する罪 独占禁止法上の罪について、全体像を掴むべく概観した後、従前の判例を素材に要件論を講義する。時間が許せば、実務家から提起されている未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて議論する。
第4回	経済刑法各論Ⅱ：自由競争システム自体を直接に害する罪 談合・不正入札という我が国で特に問題となってきた犯罪形態を取り上げ、刑法典上の談合罪等の関連をも意識しながら議論し、このような類型の経済事犯について改めて実質的違法性や処罰の必要性についての判断枠組を形成させる。
第5回	経済刑法各論Ⅲ：自由競争システム自体を直接に害する罪 不正競争防止法上の罪について概要を説明した後、その競争法としての性格を確実に把握させるべく、営業秘密の保護や外国公務員贈賄等の個別類型について詳論し、議論する。

第6回	<p>経済刑法各論Ⅳ：自由競争システム自体を直接に害する罪 金融商品取引法上の罪について概要を簡単に説明した後、相場操縦罪・相場変動目的風説流布罪等について判例を素材に要件論を講義し、更に、未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて討論を行う。</p>
第7回	<p>経済刑法各論Ⅴ：自由競争システム自体を直接に害する罪 第6講の授業に引き続き、金融商品取引法上の罪であるインサイダー取引罪・損失補填罪等について、同様の授業を行う。</p>
第8回	<p>経済刑法各論Ⅵ：市場経済基盤を弱体化する罪 出資法・不正預金取締法・銀行業法等々の金融活動を対象とする種々の規制法上の罪について、いわゆる消費者保護の側面を除き、講義・概説し、その規定する罪の処罰根拠を理解させる。</p>
第9回	<p>経済刑法各論Ⅶ：市場経済基盤を弱体化する罪 会社法罰則について概説した後、特別背任罪について、刑法典上の背任罪をも視座に入れつつ、近時の判例を素材に要件論を確認する。</p>
第10回	<p>経済刑法各論Ⅷ：市場経済基盤を弱体化する罪 第9講から継続して特別背任罪について議論し、特に行為主体の為すべき活動の範囲を明確に定式化することを試みると共に、会社法罰則中の利益供与罪等についても判例を素材に議論する。</p>
第11回	<p>経済刑法各論Ⅸ：消費者ないし市民利益を大規模に害する罪 いわゆるバブル崩壊後の債務処理等において特に問題化した強制執行妨害・入札妨害・不動産侵奪等々の違法な行為について、立法論・改正法をも視座に入れながら、近時の判例を素材に講義・議論し、経済刑法の在り方の一側面について考える。</p>
第12回	<p>経済刑法各論Ⅹ：消費者ないし市民利益を大規模に害する罪 先物取引利用悪徳商法、現物まがい商法、悪質投資顧問商法、ネズミ講／マルチ商法、高利貸し等々、消費者ないし市民利益を直接且つ大規模に害する違法な経済活動について、実例を踏まえながら、保護手法について講義する。</p>
第13回	<p>経済刑法総論Ⅲ：経済犯罪の現在の様相 外国公務員への賄賂供与罪、マネーロンダリング罪、外為法違反の罪等により象徴される経済刑法の国際的側面・組織犯罪関与的側面・安全保障的側面等について講義し、経済刑法の理解の為の適正視座形成上の一つの手掛りを与える。</p>
第14回	<p>経済刑法総論Ⅳ：経済犯罪の予防手法とその改善 現在の経済刑法が制度として抱える問題点を解析し、新たな刑事制裁の種類・制度の創設、執行の側面からする経済刑法の実効化・効率化等を含め、経済犯罪の刑事法的予防手法を巡る議論の視座を再検討し、将来におけるアプローチを考える。また、コーポレート・ガバナンスの在り方、コンプライアンス・プログラム等の企業内違法行為（犯罪）防止機構の整備等、刑罰に代わる／附加されるべき実効的実施担保手段についての議論を紹介しつつ、改めて経済刑法の理解の為の適正視座について問題提起し、授業内容を総括する。</p>
第15回	試験

授業科目名	労働法Ⅰ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」とあわせて、労働法の全体的な把握を目的とするものである。いわゆる労働法は、労働関係を規律する法の総体と定義することができるが、本科目では、労働法の総論をなす基本的事項、労働市場をめぐる法規制、および、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規制（雇用関係法）のうち総則的な部分を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とするが、本科目はその基盤の科目として位置づけられる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」がある。そのうち、本科目は、労働法の総論部分と労働市場法、および雇用関係法の総則的部分を取扱うため、第一段階として開講することとしている。本科目を前提として、「労働法Ⅱ」では雇用関係法の各論的部分、「労働法Ⅲ」では集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱う。</p> <p>また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、労働市場法においては、失業の救済策としての雇用保険制度を考察する中で、「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。雇用関係法に関わる部分については、自作の教科書『雇用関係法（第4版）』（新世社・東京 2008）を利用する。また、判例教材として、菅野和夫ほか編『ケースブック労働法（第5版）』（弘文堂・東京 2009.3 刊行予定）を用いる。法令集としては、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）、労働六法（旬報社）などがある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働法の理念と体系 労働法の存在理由、歴史、全法体系における位置づけを概観したのち、その主要な構成分野である雇用関係法、労使関係法、および労働市場法の鳥瞰を行い、それぞれの領域の特色について学ぶ。</p>
第2回	<p>労働関係の当事者 労働関係における主たる当事者である労働者や使用者等の概念につき、個別の労働法規等の定義を念頭に置きつつ検討を行い、あわせて、具体的事例を素材に、そこでの現代的課題について理解を深める。</p>
第3回	<p>労働市場法総論・職業安定法 労働市場法の基本理念やその全体像を解説した上で、労働力の需給システムの円滑化や完全雇用の実現を目的とする職業安定法をとりあげ、公共職業安定所の役割や、最近注目されている民営職業紹介事業をめぐる法的規制について検討する。</p>
第4回	<p>高齢者雇用安定法等・日本型雇用システムと労働法 労働市場において就職が困難になりやすい高齢者や障害者に対する就職促進を目的とする高齢者雇用安定法および障害者雇用促進法、失業の救済や予防等を目的とする雇用保険法について解説を行い、そこでの現代的課題について考察する。次いで、長期雇用や年功賃金などの伝統的な日本型雇用システムについて、その背景や労働法理に与えた影響について検討を行い、進んで、雇用システムの変化の中で労働法が抱えている課題についても考察する。</p>

第5回	雇用関係法総論 雇用関係法の基本理念を確認した上で、その適用対象である労働契約の概念について事例を素材に検討し、さらに、この分野における中心的法規である労働基準法や労働契約法等を中心に、この分野における規制システムにつき考察する。
第6回	就業規則 日本における重要な労働条件設定および職場管理の手段である就業規則をめぐって、労働基準法・労働契約法による規制の内容を概観した上で、就業規則の法的性質、使用者による不利益変更の拘束力などの理論的重要問題について、判例を素材にしながら具体的に学ぶ。
第7回	労働憲章・雇用平等(1) 個別的労働関係における人権保障にかかわる労基法上の諸規定について、その現代的課題をも念頭に置きながら理解を深めるとともに、国籍・信条・社会的身分による労働条件差別の禁止、男女同一賃金の原則など、労働基準法における平等原則をめぐる論点を具体的に検討する。
第8回	雇用平等(2) 男女雇用機会均等法における雇用の各ステージごとの差別禁止規定について、民法90条等を通じて平等を実現してきた従来の判例法理を踏まえた解説を行った上で、雇用機会均等法の現代的課題について考察を行い、あわせて、最近話題になることが多いセクシュアル・ハラスメントをめぐる法的課題についても検討する。
第9回	雇用関係の成立 労働契約の成立をめぐって生ずる、採用の自由とその法的制約、採用内定とその取消、試用期間と本採用の拒否などの様々な法的問題点をめぐり、労働基準法その他の制定法上の規制に加え、判例法による問題の解決についても具体的に理解する。
第10回	労働契約上の権利義務 労働契約の基本的構造を明らかにしたうえで、使用者の指揮命令権など労働義務の特徴的な性格について考察し、次いで、配慮義務や誠実義務など付随義務をめぐる法的問題について検討を加える。
第11回	小テスト
第12回	人事(1) 職能資格制度や人事考課制度など人事管理における基本的ツールについての実情の理解を深めた上で、成果主義人事のもとで重要となっている査定に対する法的コントロールのあり方を考え、さらに、昇進・昇格や降格をめぐる論点について考察を行う。
第13回	人事(2) 日本企業の人事管理において重要な役割を果たしている配転・出向・転籍の実態とそこでの法的問題について、最近の動向も踏まえた検討を行い、さらに、様々な形態の退職をめぐる論点についてもとりあげる。
第14回	労働者派遣法 労働者派遣の構造につき、出向や請負などとの区別を念頭に置きつつ解説したのち、労働者派遣事業の許容範囲、労働者派遣契約についての法的規律、および、派遣労働者に対する保護のあり方などの問題について、最近の法改正の動向に触れつつ具体的に検討を加える。
第15回	試験

授業科目名	労働法Ⅱ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とするものである。本科目では、賃金・労働時間などの労働条件、安全衛生・災害補償、懲戒処分、解雇、非典型雇用など個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規制（雇用関係法）のうち各論的部分を主な対象としている。</p> <p>「労働法Ⅰ」ないし「労働法Ⅲ」を合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法政策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」がある。本科目は、労働法の総論部分および雇用関係法の総論的部分を取扱う「労働法Ⅰ」を前提とした内容となっているので、同科目を履修済みであることが望ましい。また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、労災保険制度を考察するに当たっては、「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。教科書としては、山川『雇用関係法（第4版）』（新世社・東京 2008）を利用する。また、判例教材として、菅野和夫ほか編『ケースブック労働法（第5版）』（弘文堂・東京 2009.3 刊行予定）を用いる。法令集としては、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）、労働六法（旬報社）などがある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>賃金(1) 賃金制度の実態と最近の動向を把握したうえで、賞与や退職金などの個別的問題を念頭において、賃金債権の発生・変動・消滅にかかわる法律問題を取り上げる。</p>
第2回	<p>賃金(2) 賃金の支払方法に関する労働基準法上の諸原則をめぐるとともに、休業手当や最低賃金制度など、賃金をめぐるその他の個別的な法規制を概観する。</p>
第3回	<p>労働時間(1) 労働時間制度をめぐるとともに近年の動向を前提として、労基法上の労働時間規制を概観し、進んで、そこでしばしば争いの対象となる労働時間の概念について具体例を踏まえた検討を行い、あわせて、割増賃金の計算方法を学ぶ。</p>
第4回	<p>労働時間(2) 労働時間の算定に関する特則としての時間外労働の法的規律、および事業場外労働・裁量労働に関するみなし時間制度を解説するとともに、労働時間の弾力化手段であるフレックスタイム制や変形労働時間制に関する理解を深める。</p>
第5回	<p>労働時間(3) 休憩時間や休日に関する労基法上の諸原則を把握した上、そこで生ずる具体的問題について検討を加える。また、時間外労働・休日労働を適法に行うための要件や、法規制の適用除外が認められる労働者の範囲についても検討する。</p>

第6回	<p>休暇</p> <p>労基法上の年次有給休暇制度をめぐって、年休権の性質、争議行為と年休との関係、使用者の時季変更権が許されるための要件、計画年休の実施要件などの個別的問題について検討を加える。</p>
第7回	<p>女性・年少者・職業と家庭</p> <p>労働基準法における年少者の保護規定、女性の妊娠・出産機能に関する保護規定を概観した上で、少子高齢化社会の重要課題である職業と家庭の両立にかかわる法規制をめぐって、育児・介護休業法を中心に検討を行う。</p> <p>なお、小テストをあわせて実施する予定である。</p>
第8回	小テスト
第9回	<p>安全衛生・労災補償(1)</p> <p>職場の安全衛生をめぐる公法的な規制を概観した上で、現実に労働災害が発生した場合における補償の問題について、労災保険制度を中心として、いわゆる過労死などの個別的重要問題も視野に入れつつ考察を加える。</p>
第10回	<p>労災補償(2)</p> <p>労働災害の補償において労災保険と補完的な関係にある民事上の損害賠償責任について、安全配慮義務の法理を中心に理解を深める他、労災保険給付と損害賠償請求権の関係についても検討を行う。</p>
第11回	<p>懲戒</p> <p>労働者による企業秩序違反への制裁としての懲戒処分をめぐって、その根拠や手続規制などの総論的な問題を取り上げた上で、経歴詐称や企業外非行などの具体的な問題に即した考察を行う。</p>
第12回	<p>雇用関係の終了(1)</p> <p>労働契約関係の終了事由のうち、合意解約や辞職など解雇以外のものをめぐる法律問題を整理する他、営業譲渡など企業組織の変動に伴う労働契約の終了についても横断的な検討を行う。</p>
第13回	<p>雇用関係の終了(2)</p> <p>労働契約関係の終了事由として最も重要な解雇を取り上げ、解雇予告制度などの労働基準法上の規制を概観したうえで、従来判例法により発展し、2003年に労働基準法上明文化された解雇権濫用法理をめぐる論点について具体的に検討する。</p>
第14回	<p>非典型雇用</p> <p>有期労働契約やパートタイム労働契約など、伝統的な正社員とは異なる雇用形態をめぐって、労働基準法やパートタイム労働法などの公法的な規制を把握するとともに、判例におけるこれら労働者の地位の保護を巡る論点について検討を行う。</p>
第15回	試験

授業科目名	労働法Ⅲ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とするものである。そのうち、本科目では、労働者の団体である労働組合と使用者との集団的な労働関係等をめぐる法規律（労使関係法）を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ」と合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」がある。そのうち、本科目は、「労働法Ⅰ」および「労働法Ⅱ」における基礎的理解を踏まえて、集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱うものである。（また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけも行う）。</p> <p>上記のような位置づけから、本科目は、「労働法Ⅰ」及び「労働法Ⅱ」の内容を前提とした授業となるので、これら両科目を履修した後に履修することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。教科書としては、菅野和夫『労働法（第8版）』（弘文堂・東京 2008年）を利用する。また、判例教材として、菅野和夫ほか編『ケースブック労働法（第5版）』（弘文堂・東京 2009.3 刊行予定）を用いる。法令集としては、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）、労働六法（旬報社）などがある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労使関係法総論</p> <p>集団的な労働関係を規律する労使関係法の基本理念を歴史的経緯も踏まえて把握した上で、労働組合の機能と現代的課題につき、立法論も交えて検討する。また、労働組合法などの労使関係法規の基礎にある憲法28条につき、その内容を明らかにしたうえで、同条の具体的な法的効果をめぐる論点を考察する。</p>
第2回	<p>労使関係の当事者</p> <p>労使関係における当事者に関し、労働者・使用者の他、特に労使関係において重要な意味をもつ労働組合の意義を明らかにするとともに、管理職組合など、最近議論の対象となっている具体的な問題につき検討する。</p>
第3回	<p>労働組合の内部問題</p> <p>労働組合の活動を規律する諸原理を把握したうえで、統制処分や財政、組織変動など、組合の内部運営を巡る諸問題について検討する。</p>
第4回	<p>団体交渉</p> <p>集団的な労働条件決定プロセスとしての団体交渉の機能を解明したのち、団体交渉の当事者・当事者の意義を検討し、さらに、団体交渉の対象事項、形態・方式や、使用者の負う団体交渉義務の具体的内容について考える。</p>
第5回	<p>労働協約(1)</p> <p>団体交渉の結果成立した労使合意を书面化した労働協約について、まずその機能と法的性質をめぐり議論を概観した上で、労働協約の当事者や方式に関する問題、および協約に与えられる規範的効力の基本的内容について検討する。</p>

第 6 回	労働協約(2) 労働協約の規範的効力に関する各論的問題のうち、協約終了後のいわゆる余後効の問題や、協約の債務的効力をめぐる問題を取り上げ、さらに、労組法 17 条による協約の拡張適用の問題も考察する。
第 7 回	争議行為 憲法 28 条の保障する団体行動権の一内容である争議行為について、その概念を明らかにしたのち、いかなる争議行為が正当性をもつかを目的・主体・手続・態様の面から検討し、あわせて、違法争議行為の責任や使用者による争議行為の問題についても取り上げる。
第 8 回	組合活動 争議行為と並び団体行動を構成している組合活動について、その概念や民事免責の有無などの法的効果を検討した上で、争議行為と同様に、組合活動の正当性をめぐる問題を目的・主体・態様の面から考察する。
第 9 回	小テスト
第 10 回	不当労働行為(1) 労組法 7 条・27 条等の定める当労働行為制度に関し、その歴史や制度目的をめぐり議論を把握したのち、不当労働行為制度における使用者の概念や従業員の行為による帰責の問題などの総論的事項を検討する。
第 11 回	不当労働行為(2) 労働組合法 7 条 1 号・4 号の禁止する不利益取扱いについて、不当労働行為意思の要否やその認定をめぐり問題、いわゆる動機の競合についての問題、企業解散と不利益取扱いの成否をめぐり問題などを検討する。
第 12 回	不当労働行為(3) 労働組合法 7 条 2 号・3 号の禁止する団体交渉拒否・支配介入について、団交拒否に対する救済のあり方を考察したのち、支配介入をめぐり、施設管理権や使用者の言論の自由との関係などについて検討する。
第 13 回	不当労働行為(4) 企業内に複数組合が併存する場合には不当労働行為をめぐり様々な問題が生ずるが、わが国の労組法の採用した複数組合代表制を理解した上で、組合間差別における立証方法などの問題、差し違え条件の提示による不当労働行為の成否の問題などを具体的に検討する。
第 14 回	不当労働行為(5) 不当労働行為の救済システムの概要を、労働紛争解決システム全体との関連をふまえて明らかにしたのち、行政救済に焦点を当てて、バックペイと中間収入の控除の可否など救済命令の内容にかかわる問題や救済利益の問題などを検討対象として取り上げる。
第 15 回	試験

授業科目名	労働法総合				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	労働法分野において最近問題となっている先端的課題、および、労働法における複数の領域を横断し、あるいは他の法分野ともかかわる問題につき、判例や事例の分析を中心に詳細な検討を行うことを目的とする。 本科目の履修によって、労働法をめぐる現代的課題を把握し、この分野についての高度な専門性を備えた実務法曹としての能力を身につけることが到達目標である。
2. 関連する科目との関係	労働法の分野では、「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が基本科目を構成しており、本科目は、これらの科目では十分に取上げられていない先端的・分野横断的な事項を取り扱うものであり、労働法分野では発展的科目として位置づけられる。そのため、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの知識が前提となるので、これらの科目を履修済みであることが望ましい。
3. 授業の方法	受講者数にもよるが、演習の形式により、学生が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、判例や架空事例を主要な題材として、それらの分析にかかわるレポートやメモの提出を求め、ソクラテス・メソッド、ロール・プレイング及び学生間の討議を通じて理解を深める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回筋書を配布し、その他に判例や事例を主たる教材とするが、関連する統計資料や書式類等も随時配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	就業形態の多様化(1) 社会経済の変化の中で、様々な就業形態が登場し、労働法上の保護の有無が争われるに至っていることにかんがみて、解雇規制、賃金・退職金、労災補償などの問題領域における労働者性の判断のあり方を検討する。
第2回	就業形態の多様化(2) 就業形態の多様化の一環として、パートタイマーや派遣労働者などのいわゆる非典型雇用が増加しているが、こうした非典型雇用労働者に対する労働法規の適用のあり方について、具体的かつ分野横断的に考察する。
第3回	労働市場の高齢化 我が国における人口の高齢化の急速な進展の中で大きな問題になっている高齢者の雇用と引退後の企業年金等について、社会保障法制との関連や最近の立法動向をも念頭に置きつつ検討を加える。
第4回	労働市場の流動化(1) 最近の労働市場においては、転職や中途採用が増加する一方、企業活動上の情報や従業員のノウハウが重要性を増しているが、こうした状況のもとで紛争が生じがちな競業避止義務につき、退職金請求などの具体的紛争に照らして、その内容や限界を考える。ロール・プレイングの手法を取り入れることも考えている。
第5回	労働市場の流動化(2) 労働市場の流動化のもう一つの側面は、いわゆる雇用調整の増加であるが、近年では早期退職優遇制度やアウトプレースメントの実施など、手法の多様化がみられ、また、整理解雇の法的規律のあり方も問題となっているので、そうした雇用調整時における法律問題を包括的に取り上げる。
第6回	労働市場の国際化 経済社会の国際化に伴い、労働市場の国際化も進展しており、その中で様々な法律問題も発生しているため、国際的労働関係における適用法規の決定枠組みを理解したうえで、外国人労働者問題や海外進出をめぐる問題を検討する。

第7回	<p>人事管理の新展開(1)</p> <p>日本型雇用システムの変化に伴い、人事管理においても様々な新たな手法が登場しているが、労働条件の決定面に焦点を当てて、賃金決定における年俸制や昇進・昇格に関わる人事考課制度をめぐる法的問題を取り扱う。</p>
第8回	<p>人事管理の新展開(2)</p> <p>最近における人事管理の変化のもう一つの側面である、労働者の個人情報や私生活を重視する傾向に焦点を当て、プライバシーや人格権の保護にかかわる新たな法律問題を横断的に検討する。</p>
第9回	<p>新たな労働時間制度</p> <p>産業構造や雇用システムの変化に伴って、労働時間規制においても、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制など新たな制度が設けられ、また、行政による制度の運用や立法論においても進展がみられるので、これらの新たな動きを検討する。</p>
第10回	<p>職業と家庭の両立</p> <p>わが国では高齢化とともに少子化が進行しており、そこでは育児や介護などの家庭生活と職業生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが重要な課題となるが、そのための法的枠組みにつき、育児休業や介護休業などに加え、社会保障制度も視野に入れて検討を加える。</p>
第11回	<p>労働条件の変更(1)</p> <p>企業のリストラなどの過程でしばしばみられる労働条件の変更には様々な手法が利用されるが、個別労働関係法上の制度ではあるものの集団的な労働条件変更の有力な手段である就業規則の変更につき、判例分析を通じて法的問題処理のあり方を考える。</p>
第12回	<p>労働条件の変更(2)</p> <p>労働組合との団体交渉を通じての労働条件変更手段である労働協約について、労働条件引下げの可否などの問題を検討し、さらに、個別的な労働条件変更の新たな手段として最近議論されている、いわゆる変更解約告知についてもとりあげる。</p>
第13回	<p>企業組織の変動と労働関係</p> <p>最近増加が著しい企業組織の変動につき、合併・事業譲渡・会社分割などの手法ごとに、労働契約の承継や労働条件の変更などの法的問題点を検討する。</p>
第14回	<p>企業倒産と労働関係</p> <p>企業の倒産に関して、貸金債権の保護や労働契約の帰趨などの個別的労働関係上の事項や、倒産した企業をめぐる不当労働行為の問題などの集団的労働関係上の事項を取り上げ、倒産法と労働法の交錯する問題について考察を行う。</p>
第15回	試験

授業科目名	経済法基礎				
担当者名	江口 公典				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済基本法としての独占禁止法について、①基本的な考え方（目的、歴史的基礎等）、②私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等の競争秩序侵害の諸類型、③公正取引委員会・手続・サンクションをめぐる主要な論点を取り上げ、経済法への導入を図ると同時に、独占禁止法上の問題解決のための基礎的能力の獲得を目的とする。</p> <p>受講生が、独占禁止法の基本的な考え方および主要な個別的問題点に関する標準的な理解の水準に到達すること、さらに重要な争点について対立する諸見解の根拠に立ち入った深い知見に到達することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法そのものが、現代法秩序において中核的位置づけにある法制度（民法、刑法、行政法等）の応用的分野であることから、これら必修科目群は、経済法の理解を助け、またその前提ともなる関連科目である。また、いわば経済法内部の関連科目として、「経済法実務」「経済法総合」があり、これらは、「経済法基礎」の学習を前提としてその後に履修されることを基本としている。さらに、必修科目である商法その他、労働法関係、金融法関係の科目が重要な関連科目であることはいうまでもない。</p>
3. 授業の方法	<p>通常の講義形式を基本としながら、適宜受講生からの質問を受け付け、それに応答することをとおして、受講生の到達度を深めることとする。事前に教材を熟読する等、予習が不可欠となる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>担当者執筆による経済法の講義案（テキスト）を配布する。このほか、受講生は、経済法の基本書とあわせて学習を進めることが望ましい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ガイダンス 基本的な考え方・総論（1） 独占禁止法1条の目的規定に即して、経済基本法の規制原理（＝公正かつ自由な競争の促進）、目的（＝一般消費者の利益の確保、国民経済の民主的で健全な発達）について、および両者の相互関係について検討する。</p>
第2回	<p>基本的な考え方・総論（2） 第1に競争秩序侵害の諸類型、第2に公正取引委員会・手続・サンクションに大別される独占禁止法の基本構造について、該当する主要条文を具体的に取り上げることとおして明らかにする。実質的には、独占禁止法全般のコンパクトな概説である。</p>
第3回	<p>基本的な考え方・総論（3） 経済法・独占禁止法の歴史的基礎および独占禁止法の歴史的展開について、以下のような順序と内容に基づいて概説する。①近代市民法秩序の基本性格、②近代市民法の変化と経済法（社会法）の成立、③経済法の変化と現代経済法の成立、④現代経済法の展開。</p>
第4回	<p>競争秩序侵害の規制（1）：私的独占・カルテルの禁止（その1） 独占禁止法上の諸規制の中核となる私的独占およびカルテルの禁止について、規制の意義、解釈上の論点を検討の対象とする。この回は、両者に共通する全般的な論点（体系上の位置づけ、行為要件と競争制限要件、反公益性）および私的独占の禁止に関する重要論点について詳述する。とりわけ、「支配」「排除」行為の認定の外延に係る困難な争点について問題の整理を行う。</p>
第5回	<p>競争秩序侵害の規制（2）：私的独占・カルテルの禁止（その2） 独占禁止法上の諸規制の中核となる私的独占およびカルテルの禁止について、規制の意義、解釈上の論点を検討の対象とする。この回は、カルテルの禁止に関する重要論点について詳述する。とりわけ、判決例の検討を含めた「共同」行為の認定に係る解釈論上の諸問題について論じる。なお、事業者団体の違反行為について補足する。</p>
第6回	<p>競争秩序侵害の規制（3）：不公正な取引方法の禁止（その1） まず、不公正な取引方法の禁止の成立要件、行為類型、禁止の意義等に関する総論的な検討を行う。次に、不公正な取引方法の行為類型のうち一般指定1～10項について、公正競争阻害性のとらえ方の点を中心に個別に検討する。取引拒絶、不当廉売および不当な顧客誘因に重点を置く。</p>

第7回	競争秩序侵害の規制（４）：不公正な取引方法の禁止（その２） まず、不公正な取引方法の禁止の成立要件、行為類型、禁止の意義等に関する総説的な検討を行う。次に、不公正な取引方法の行為類型のうち一般指定１０～１６項について、公正競争阻害性のとらえ方の点を中心に個別的に検討する。（排他条件付取引、再販売価格維持行為を含む）広義の不当な拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害に重点を置く。
第8回	競争秩序侵害の規制（５）：競争秩序を侵害する企業集中の禁止 独占禁止法で規制対象となっている二つのタイプの企業集中、すなわち第１に競争制限的（・競争阻害的）企業集中、第２に事業支配力過度集中をもたらす企業集中について、制度の概要、解釈上の論点を取り上げる。前者については、従来の規制実務および公正取引委員会ガイドラインの検討、手続上の問題点に重点を置き、後者については、規制の歴史的経緯、対立する政策論に留意しながら検討を進める。
第9回	競争秩序侵害の規制（６）：独占的状态の規制 高度寡占市場対策として位置づけられる独占的状态の規制を取り上げる。解釈論とともに、私的独占の禁止を含めた立法論的考察がポイントとなる。
第10回	競争秩序侵害の規制（７）：適用除外（規制改革と独占禁止法） 現行法における適用除外規定について検討するとともに、改正法によって削除された従来の適用除外規定の問題点の考察にも及ぶ。また、適用除外規定の縮小との関連において、電気通信事業、ガス事業等の規制改革分野における独占禁止法の適用のあり方について、簡潔に取り上げる。
第11回	公正取引委員会・手続・サンクション（１） まず、独占禁止法の執行機関としての公正取引委員会の組織および権限について概説する。次に、行政的規制（排除措置命令等）、刑事罰および民事上のサンクションによって構成される執行体制のコンセプトについて総合的に考察する。すなわち、この回の課題は、独占禁止法の手続・サンクションの側面に関する総論に該当する。
第12回	公正取引委員会・手続・サンクション（２） 独占禁止法の執行体制のうち、公正取引委員会による排除措置命令を中心とする行政処分を取り上げ、独占禁止法の特質となっている準司法的手続（審決）の仕組みを概説し、そのポイントとなる点について詳述する。また、課徴金制度の現状と問題点について検討する。独占禁止法違反行為に係る刑事罰について概説する。
第13回	公正取引委員会・手続・サンクション（３） 前回の、独占禁止法違反行為に係る刑事罰に関する概説を踏まえて、刑事罰のあり方について検討を加え、解釈論・立法論上の問題の整理を行う。独占禁止法における民事上のサンクション、すなわち損害賠償および差止に関する諸規定を取り上げ、制度の特質と問題点について論じる。その場合、前者については、従来の判決例の検討、後者については、差止請求の規定を導入した立法趣旨の検討に、一定の比重を置くこととする。また、独禁法違反行為に係るその他の民事訴訟類型について、主要な判決例に即して簡潔に述べる。
第14回	まとめ 第1～13回の授業全般について受講者の質問を事前に受け付け、これに担当者からの問題提起を加えて、討論を行う。
第15回	試験

授業科目名	経済法基礎				
担当者名	石岡 克俊				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義では、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力の習得を目的としている。</p> <p>受講生諸氏が、独占禁止法上の基本的な考え方を正確に理解すると同時に、主な論点に関する議論状況を的確に把握することを通じて、経済法的な思考と応用可能な分析力・理論構成力の醸成が期待される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法・独占禁止法は、一面において、事業者の経済活動を市場メカニズムの機能を有効に発揮させることによってコントロールするものであり、人・法人の経済活動に関わる基本的な法制度（民法、商法、会社法）との関わりを無視することはできない。他方、事業者の経済活動が市場を場として行われ、ここにおける競争が国民経済の発達という公共目的と結びついて理解されることは、政府・公権力の権力行使とこれに関わる法制度（憲法、行政法、刑法）に自ずと関心を向かわせることとなる。</p> <p>このように経済法はさまざまな法分野の応用であり、これらの理解は経済法それ自体の把握に役立ち、またその前提でもある。</p> <p>本講義以外に、経済法の科目として「経済法実務」及び「経済法総合」が設置され、本講義を前提に展開されることになっている。その他「知的財産法」、「消費者法」、「国際経済法」及び「政府規制産業法」など経済法に極めて関係の深い科目に加え、労働関係法及び金融関係法も近時重要な関連科目となってきた。</p> <p>また、市場や経済の秩序ないしは制度を考察の対象とする本講義の関心と関連して、経済主体の決定や行動、更に望ましい社会的厚生の実現に関する学?経済学とりわけミクロ経済学（とその応用分野としての産業組織論や「法と経済学」）など?にも強い関心と問題意識を持って取り組んでもらいたい。</p>
3. 授業の方法	<p>事前に公開・配布する講義案に基づき、独占禁止法の体系と内容を講述したあと、主要な論点につき受講者との対話・討論を通じて知識の確実な定着を図っていく（受講生諸氏の知識定着の度合いを確認するために数回の小テストを予定している）。</p> <p>なお、効果的な授業を実現するためにも、受講生諸君による周到な予習が不可欠である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>授業は、講師が事前に公開・配布する講義案に基づいて行う。予習には、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院、第2版、2006年）2,835円〔税込〕、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』（弘文堂、第2版、2006年）4,830円〔税込〕、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣、第3版、2006年）4,095円〔税込〕を上げておく。詳細はガイダンスで触れる。なお、厚谷襄児=稗貫俊文編『独禁法審決・判例百選〔第6版〕』（別冊ジュリスト161号、2002年）2,730円〔税込〕及び公正取引委員会事務局編『独占禁止法関係法令集（平成18年版）』（公正取引協会、2006年）4,700円〔税込〕があれば今後有用便宜である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ガイダンス：講義の目標や、授業の方法、経済法の勉強の仕方など受講に当たっての心構えについて述べた上で、イントロダクションとして慶應義塾における経済法研究の知的伝統と、現代経済における独占禁止法の意義について講義する。</p>
第2回	<p>目的と構成：独占禁止法の目的規定の意義とその基本的理解を示した上で、経済法における独占禁止法の理論的位置を確認する。また、同法の基本的構成について解説を加え、全体像を鳥瞰する。</p>
第3回	<p>エンフォースメント：排除措置命令や課徴金納付命令など法違反に対する行政措置とその手続についての解説と、その他刑事及び民事上の規律の概要を説明する。また、主要な法執行機関である公正取引委員会の組織や権限についての解説する。</p>

第4回	規制の対象・手法及び分析の枠組み：独占禁止法上、禁止・制限される行為を検討する前に、同法の基本的な概念について説明し、法目的実現のための手法や、具体的な判断に当たっての基準、分析上の枠組みについて整理する。【第1回小テスト】
第5回	不公正な取引方法（1）：不公正な取引方法の一般的意義についての説明をした上で、価格制限行為の典型例であり、かつ原則違法類型の一つである再販売価格維持行為について説明する。
第6回	不公正な取引方法（2）：非価格制限行為を中心にその違法性判断のポイントを説明する。
第7回	不公正な取引方法（3）：競争を望み得ない状況下において行われる不当な行為への法的接近と不当販売規制について説明する。
第8回	不公正な取引方法（4）：不当な競争手段として位置付けられる顧客誘引行為、取引強制行為、取引妨害行為の意義とその判断基準について検討する。【第2回小テスト】
第9回	私的独占の禁止：私的独占の行為態様の検討と「一定の取引分野における競争の実質的制限」・「公共の利益」の意義の検討を行う。
第10回	企業集中行為の規制：合併、合併類似行為、株式保有等に対する規制の内容とその問題点の検討を行う。
第11回	不当な取引制限の禁止：共同行為（不当な取引制限）の行為態様の検討と諸々の共同行為の類型に関する違法性判断のポイントを解説する。
第12回	事業者団体に対する活動規制：事業者団体を場として行われる競争制限行為・競争阻害行為についての解説とそれぞれの意義についての検討を行う。【第3回小テスト】
第13回	過度経済力の集中・高度寡占対策：いわゆる一般集中規制と構造規制をめぐる諸論点について検討する。
第14回	現状と課題：独占禁止法の現代的課題をいくつかの視点から指摘した上で、個々の規制類型の解説において十分に取り上げられなかったポイントを総括的に取り上げ検討する。【第4回小テスト】
第15回	試験

授業科目名	経済法総合				
担当者名	御器谷 修（みきや おさむ）				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法曹実務家にとって必要な経済法の総合的理解をめざします。</p> <p>特に法曹実務家においては、現実の実務に生起する事実関係を前提として、その具体的事例の中から経済法的論点を抽出し、これに対して具体的且つ事例に即した適切な法的見解を述べる必要があります。</p> <p>従って、本講義においては、各項目毎に顕著な事例をピック・アップし、これに対する経済法的考察を試みることに主眼となってきます。</p> <p>－経済法の面白さを伝えたい－そんな思いをもって講義します。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「経済法基礎」をすでに履修しているか、経済法に関して一定の基本的理解を有していることが前提です。</p> <p>但し、やる気があれば教科書を読み理解しつつ、ケース・スタディを行うことも可能でしょう。</p>
3. 授業の方法	<p>事例研究の方法によります。具体的には、「独占禁法審判・判例百選」から各項目毎に事例を取り上げ、レポーターを中心に、自主的に、論点を考え、これに対する法的結論を導きます。1題5分～10分が目安です。</p> <p>法曹実務家を目指す以上は、判例及び通説的見解の理解が中心であり、又、適宜教科書やガイド・ライン等を使用します。</p> <p>講義に際しては、私の弁護士としての経験をまじえた実務的な話しも適宜いたします。楽しく、有益で、実務的な授業ができればと考えています。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>根岸哲・舟田正之著「独占禁止法概説」（有斐閣）や金井貴嗣他編「独占禁止法」（弘文堂）、白石忠志著「独占禁止法」（有斐閣）等を基本書とし、「独占禁法審決・判例百選（第6版）」（有斐閣、別冊ジュリスト）を教材として使用します。</p> <p>なお、私のホームページ（mikiya.gr.jp）の「独占禁止法、法律相談」も適宜ご参照下さい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>独占禁止法の枠組みと基本概念：事例研究から具体的に <百選1～8></p> <p>（1）独占禁止法の目的、（2）規制の3～4本柱、（3）事業者、（4）一定の取引分野、（5）競争の実質的制限</p>
第2回	<p>私的独占の禁止 <百選9～15></p> <p>（1）意義、（2）要件、（3）効果、（4）事例－判例、審判</p>
第3回	<p>不当な取引制限－その1 <百選16～27></p> <p>カルテルの意義（諸類型）、要件（共同行為－意思の連絡）、効果</p>
第4回	<p>不当な取引制限－その2 <百選28～30、37～45></p> <p>カルテルの事例研究</p>
第5回	<p>不当な取引制限－その3 <百選46～54></p> <p>談合</p>
第6回	中間試験
第7回	<p>不公正な取引方法－その1 <百選59～72></p> <p>意義、要件、効果</p>

第8回	不公正な取引方法—その2 <百選73～87> 取引拒絶、差別対価、不当廉売、不当な顧客誘引、抱き合わせ販売、景表法
第9回	不公正な取引方法—その3 <百選88～103> 排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引
第10回	不公正な取引方法—その4 <百選104～113> 優越的地位の濫用、取引妨害、下請法、並行輸入
第11回	企業結合に対する規制：法律の要件と企業結合ガイドライン <百選55～58> 事例研究と事前相談における具体的運用（問題解消措置の設計）：最近の相談事例（JALとJAS他）
第12回	独占禁止法のエンフォースメント <百選31～34、114～120> <刑事：百選130～134> (1) その意義、(2) 公正取引委員会—事件処理の手続、排除措置、課徴金、(3) 刑事罰
第13回	「もう一つの独占禁止法」=私人による民事救済 (1) 損害賠償請求 <百選121～129>
第14回	(2) 差止請求（LPガス、三光丸、ゆうパック） その他の諸論点 (1) 知的財産権と独占禁止法 (2) 国際取引と独占禁止法 <百選35、36> (3) 規制産業と独占禁止法
第15回	期末試験

授業科目名	経済法総合				
担当者名	江口 公典				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「経済法基礎」を履修し、又はそれに相当する知識を有する受講生を対象に、経済法上の問題に関するさらに広範で精緻な知見を獲得することを目的とする。「経済法基礎」をとおして得られた経済基本法（独占禁止法）の基本的理解を踏まえて、第1に、応用的事例（審決・判例等）に即した検討を行うと同時に、第2に、経済法における応用的分野（産業規制法、消費者法等）の主要な問題を取り上げることとし、経済法分野の法曹として十分な問題解決能力に到達することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「経済法基礎」の履修が前提となる。ただし、独占禁止法に関する標準的な知識をすでに習得している受講生については、この限りではない。併せて、実務家の担当する「経済法実務」を履修することが望ましい。関連する科目として、「政府規制産業法」「消費者法」などがある。
3. 授業の方法	基本的に、毎回の講義の前半を講義形式、後半を質疑応答による討論形式に基づいて進める。受講者は、事前に教材を熟読することはもちろん、争点に係る一定程度の見解を形成したうえで臨むことが求められる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者執筆による講義案を配布する。このほか、受講生が独自に選択した基本書の併用が望ましい。
6. 授業内容（細目）	
第1回	独占禁止法の目的に関する応用的事例 独占禁止法の規制原理や目的をめぐる基本問題に関する判断を示した判決例の検討を取り上げ、踏み込んだ検討を加える。主な検討の素材となるのは、不当な取引制限の定義規定における反公益性の文言について判断を示した、いわゆる石油カルテル事件に係る刑事判決である。
第2回	私的独占・カルテルの禁止に関する応用的事例(1) 実質的に、私的独占の規制とカルテルの規制の境界領域に属する事案である、いわゆる野田醤油私的独占事件に係る判決を素材として、両者に共通する性格とそれぞれの独自性を明らかにする。また、判決内容の批判的検討とともに、当時の公正取引委員会の積極的な実務について評価する視点にも留意する。さらに、私的独占規制の展開史について簡潔に取り上げる。
第3回	私的独占・カルテルの禁止に関する応用的事例(2) 不当な取引制限の、主として行為形態要件（行為の「共同」性、相互拘束性等）の論点に関する判決例、審決例を取り上げ、カルテル禁止の解釈論上の理解を深める。古典的諸事例（新聞販路協定事件判決、湯浅木材事件審決）のほか、近時の審決事例から、検討の素材を選択する。独占禁止法上の争点のなかでも、複雑かつ困難な課題に属することから、受講者が、単なる論理解釈だけではなく、カルテル禁止に係る政策論に根拠づけられたバランスの良い理解に到達することに留意する。
第4回	不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(1) 不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、再販売価格維持行為、排他条件付取引等、主に流通系列化に関する垂直的制限に係る諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。関係する審決および判例のほか、この分野には豊かな学説の展開がみられることから、主として1980年代以降の主要学説も、重要な検討の素材となる。
第5回	不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(2) 不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、取引拒絶、不当廉売および抱き合わせ販売に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。これらの行為類型については、公正競争阻害性の解釈理論の側面だけではなく、当該行為の具体的な作用に対する個別的判断が重要な役割を果たすことから、担当者の問題提起に基づく受講者との討論の手法に、格別の比重を置く。

第6回	<p>不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(3)</p> <p>不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。優越的地位の濫用については、不公正な取引方法としての基本性格をめぐる諸学説を整理することが、重要な課題となる。競争者に対する取引妨害については、適用事例を概観し、この行為類型がどのような事案について適用されているかを確認する。</p>
第7回	<p>競争制限的企業集中の規制に関する応用的事例</p> <p>独占禁止法上の企業集中に係る規制のうち、株式保有、合併等による競争制限的企業集中の規制に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を加える。具体的には、雪印・クローバー合併に係る事案から八幡・富士製鉄合併事件審決を経て、公正取引委員会ガイドラインの公表、近時のJAL・JAS統合に係る事案に至る、この分野における展開の歴史について正確に分析評価することをとおして、問題点を明らかにし、解釈論・立法論上のとりまとめを行う。競争の実質的制限の解釈に係る実体法上の問題のほか、規制手続をめぐる問題も検討の対象となる。</p>
第8回	<p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(1)</p> <p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、公正取引委員会の組織・権限をめぐる問題に関する諸事例（和光堂事件判決、主婦連ジュース訴訟判決、東芝ケミカル事件判決等）、行政処分をめぐる問題に関する諸事例（灯油裁判民事判決等）を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を加える。なお、後者については、課徴金制度に関するラップカルテル事件刑事判決、シール談合不当利得返還請求事件判決等を含む。</p>
第9回	<p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(2)</p> <p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、独占禁止法違反行為に係る刑事罰の諸事例（石油カルテル刑事判決等の一連の判決）を取り上げ、主要な論点について詳細に検討する。この問題は、独占禁止法の原理と刑法の原理が衝突する境界領域の困難な課題を含んでおり、両分野の基本問題に関して周到に検討し、広い視野から創造的に思考することが求められる。</p>
第10回	<p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(3)</p> <p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、主に独占禁止法上の民事上のサンクションに係る諸事例を取り上げ、主要な論点について詳細に検討する。現段階では、損害賠償請求訴訟に係る判決例（灯油裁判の一連の判決等）の検討に比重を置かざるをえない。差止請求に係る問題については、現行法上の制度の趣旨と問題点を論じる。また、独禁法違反行為に係るその他の民事訴訟類型について、主要な判決例に即して簡潔に述べる。</p>
第11回	<p>高度寡占市場対策（独占的地位の規制、同調的価格引上げに係る報告義務）に関する応用的事例</p> <p>高度寡占市場における弊害に対する競争政策のあり方を考察するという観点から、独占的地位の規制の制度趣旨について、踏み込んだ分析評価を行う。その場合、「独占的地位の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の別表から数個の典型的な事業分野を取り上げ、受講生が自らの政策判断を具体的に提示するという手法をとって、この分野に関する高い水準の理解に到達することをねらいとしている。</p>
第12回	<p>適用除外（・規制改革と独占禁止法）に関する応用的事例(1)</p> <p>第1に、独占禁止法上の適用除外制度について、制定以来の展開とその問題点を概観し、現行法上の制度全般について総論的な検討を行う。第2に、個別問題の検討として、この回では、再販売価格維持行為に係る適用除外について詳細に分析する。指定再販、法定再販のうち後者に重点を置き、具体的な問題状況、競争政策上の争点からポイントとなる論点を担当者が提示し、受講生との質疑応答をとおして問題解決のための共通の基盤の構築を試みる。とりわけ独占禁止法についての現実感覚の養成をねらいとしている。</p>
第13回	<p>適用除外（・規制改革と独占禁止法）に関する応用的事例(2)</p> <p>適用除外制度の問題との関係において、規制改革と独占禁止法のテーマはその応用分野として位置づけられる。関連する多くの事業分野のうち、主として電気通信、電力を取り上げ、公正取引委員会による規制の対象となった諸事例を考察の出発点としながら、いわゆる規制官庁との関連を含めた問題領域全般の分析を進める。また、第12回のテーマの場合と同様、法秩序全般ないし経済社会全般において独占禁止法・競争政策が分担する役割について理解を深め、第14回のまとめへの架橋とする。</p>
第14回	<p>まとめ</p> <p>第1～13回の授業全般について受講者の質問を事前に受け付け、これに担当者からの問題提起を加えて、授業のまとめとしての討論を行う。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	社会保障法				
担当者名	岩村 正彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	社会保障法は、現代の国民の日常生活において欠くことのできない法分野であるとともに、社会保障制度の経済的な役割の大きさのゆえに企業その他の経済主体にとっても重要な意味を持つ法分野である。この講義は、医療保険法(健康保険法、国民健康保険法および後期高齢者医療(長寿医療))、年金保険法(国民年金法および厚生年金保険法)、および社会福祉サービス法(介護保険法、社会福祉法、障害者自立支援法)につき、その基本的構造と考え方を習得するとともに、前記各領域で生じる法的問題を解決する能力を養う。
2. 関連する科目との関係	社会保障をめぐる法的な諸問題は、社会保障の各立法をベースに、憲法、民法、行政法等の様々な法領域の知識を駆使して解決することが求められる。したがって、これまでに法科大学院で学んできた基本的な法律科目の復習および応用としての意味が大きい。そのため、授業の中でも、必要に応じ、これらの基本的科目の知識の確認等のための質疑応答を行うことがある。
3. 授業の方法	教材(後掲のもの)、および適宜与える課題を用いて、学生との質疑応答と議論によって行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	○教材 西村健一郎他編 『社会保障法 Cases and Materials』(2005年、有斐閣)を用いる。 ○参考書 社会保障法の概説書として、西村健一郎『社会保障法』(2004年、有斐閣)、菊池馨実他『社会保障法〔第3版〕』(2007年、有斐閣)または西村健一郎『社会保障法入門』(2008年、有斐閣)を勧める。授業では、最初のもの関係箇所を事前の予習用に摘示する。また、概要を理解するには、岩村正彦他編『目で見ると社会保障法教材(第4版)』(2007年、有斐閣)が便利である。判例については、西村健一郎他編『社会保障判例100選(第4版)』(2008年、有斐閣)が便利である。 ○より進んだ学習には、堀勝洋『社会保障法総論〔第2版〕』(2004年、東京大学出版会)山口浩一郎・小島晴洋『高齢者法』(2002年、有斐閣)岩村正彦『社会保障法I』(2001年、弘文堂)等がある。
6. 授業内容(細目)	
第1回	[注:以下の予定は一応のものであり、授業の進行等によって変更がありうる。] I INTRODUCTION II 医療保険の対象者 1. 健康保険
第2回	1. 健康保険(続) 2. 国民健康保険
第3回	3. 外国人と医療
第4回	III 保険診療の範囲 1. 医療の現物給付
第5回	1. 医療の現物給付(続) IV 公的年金制度の適用 1. 基礎年金の適用
第6回	2. 厚生年金保険の適用
第7回	V 年金給付の受給権と損害賠償
第8回	V 年金給付の受給権と損害賠償(続)

第9回	VI 女性と年金 1. 第3号被保険者
第10回	2. 離婚時の年金分割
第11回	3. 重婚的内縁関係と遺族年金の受給権者
第12回	VII 社会福祉—措置制度、契約方式および成年後見 1. 福祉サービスを利用する契約と措置制度・成年後見
第13回	VIII 老人福祉・介護保険 1. 介護保険のサービスを利用する契約と介護保険制度による規制
第14回	2. 介護事故と損害賠償
第15回	試験

授業科目名	労働法実務				
担当者名	浅井 隆				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、まず労働法の構造、労働市場に関する法律等の概略的説明（第1回目は講義のみ）を経て、労働基準法、労働組合法の順に演習問題を出し、解説を行う。労働基準法と労働組合法の講義配分は3:1を予定している。</p> <p>本授業での到達目標は、労働基準法と労働組合法の基本的な知識および思考方法を習得することにある。わが国で人の存在しない組織はない。組織があれば人がおり、必ず労働関係は発生する。受講生には、上記知識と思考方法を習得することで現在、大きく変動しているわが国の人事労務管理への指導等が出来ることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法は民法の特別法であり、基本理念は憲法が前提となる。その意味で、本授業は「憲法」及び「民法」の基礎を修得していることを前提としている。</p> <p>他方、本授業は15コマの短期間という制約上、労働基準法と労働組合法の基本的テーマを取り上げる内容となっている。労働法には、労働基準法を一般法とする特別法が多く存在し、かつ、社会の動きに対応して、頻繁に改正、制定されている。受講生にはかかる特別法の存在や特別法を勉強する場合の足掛かりになるように心掛けるつもりである。</p>
3. 授業の方法	<p>第1回目は講義であるが、第2回目以降は演習形式である。つまり事前に演習問題を受講生に示し、受講生は、その演習に対応するため、概説書、判例等を予習する。その上で、授業で演習問題の解説を行い、受講生の予習してきた事項をより正確にするとともに、労働法的な思考方法を示す、という方法である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	演習問題に対応したレジュメと紹介する概説書等を用いる予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働法の構造と労働市場に関する法律の概略的説明</p> <p>①民法、憲法との関係での労働法の位置付け、②そして労働法は、大きく分けて労働市場に関する法律、個別労働関係に関する法律（労働基準法）、団体的労働関係に関する法律（労働組合法）があること、③②のうち労働市場に関する法律について説明する。</p>
第2回	<p>労働契約の成立－内定と試用</p> <p>第2回目より第11回目までが、労働基準法関係である。内定と試用は、個別の労働関係の成立段階である。労働契約の成立時期、内定関係の内容、試用関係の内容につき、判例を中心にした理解をめざす。</p>
第3回	<p>就業規則</p> <p>就業規則の意義と法的性質、効力、そして大問題の就業規則の不利益変更につき、これまでの最高裁判例を中心とした理解をめざす。</p>
第4回	<p>配転・出向・転籍</p> <p>解雇権濫用法理のもと、企業は容易に労働者を解雇出来ない。人材の有効活用が図られなければならない。そのため、企業では、労働者を頻繁に配転、出向し、場合によっては転籍をさせている。かかる人事異動について、法律及び判例のルールを理解することをめざす。</p>
第5回	<p>昇格、降格、休職、懲戒</p> <p>上記のとおり、企業は容易に労働者を解雇出来ず、人材の有効活用が図られている。それは、組織系統における上昇（昇格）、下降（降格）においても同様である。特に近時は成果主義、能力主義の考えの下に実質降格（賃金の減額も含む）が行われる。また、病気等の場合多くの企業では休職制度を設けていきなり解雇することはしていない。また、非行者に対して企業は懲戒処分をもって対応している。</p> <p>かかる人事権の行使について、法律及び判例の動向を理解することをめざす。</p>

第6回	<p>労働契約の終了</p> <p>上記のとおり、解雇権濫用の法理から企業は容易に労働者を解雇出来ない。その具体的適用と、最近増えているパート社員（期間契約社員）の期間満了を理由とする労働契約の終了（いわゆる雇止め）の判例法理の正確な理解をめざす。</p>
第7回	<p>賃金・賞与・退職金</p> <p>賃金の基本原則の理解とともに、社会で賃金と同列に説明されている賞与の性格、さらに、賃金の後払いといわれている退職金について、正確な理解をめざす。また、最近はやりの年俸制の問題点、あるいは成果主義賃金制度についても時間の許す限り解説する。</p>
第8回	<p>労働時間①</p> <p>法定労働時間、法定労働時間の弾力化、特に実務上問題の労働基準法41条2号（管理監督者）、3号（監視、断続的労働者）につき、判例中心に理解を深める。</p>
第9回	<p>労働時間②</p> <p>時間外・休日労働、休日、休暇制度等で実務上問題となっている点を中心に理解を深める。</p>
第10回	<p>女性労働者</p> <p>女性労働者に関連した労働基準法の改正、特別法の改正は、最近頻繁に行われている。もっとも実社会は、この法律の改正の理念に追いついていない状況にない。本授業はその改正の背景とともに、改正内容を中心に理解をめざす。</p>
第11回	<p>労働災害</p> <p>労働災害の予防については労働基準法の特別法である労働安全衛生法が、労働災害の補償については労働者災害補償保険法が規定しているところである。それぞれの法律の基本的内容を理解するとともに、実務上問題となる労災の認定、民法上の損害賠償請求権との調整については重点をおいて解説を行なう。</p>
第12回	<p>労働組合と不当労働行為の救済</p> <p>労働法の世界は、裁判による救済に加えて、労働組合法で不当労働行為救済の制度があり、都道府県に地方労働委員会、その上に、中央労働委員会があり、裁判に似た手続で、労働者ないし労働組合の救済手続を設けている。</p> <p>これらの内容（要件、救済内容、手続）についての基本的知識の修得をめざす。</p>
第13回	<p>労働協約</p> <p>組合と使用者との団体的合意である労働協約は、今日個々の労働者の労働条件の不利益変更を実現する手段として使われる（就業規則による不利益変更は難しいので）。</p> <p>そこで、労働協約の効力について、組合員への規範的効力は無制約か、非組合員への拡張適用の条件と拡張適用される場合その効力は無制約か、少数組合がある場合少数組合の団結権との関係等、判例中心に理解をめざす。</p>
第14回	<p>争議</p> <p>今日は、全面的な争議行為は影をひそめているが、組合のビラまき、宣伝活動等今日的にも重要な問題がある。また指名ストがされた場合の控除する賃金の計算等もいまだ重要な問題である。今日でもまだ重要性のある問題を中心に理解をめざす。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	経済法実務				
担当者名	細田 孝一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「経済法基礎」の既習者を対象として、独占禁止法違反行為に対するエンフォースメントに関する理論・手続、企業法務などの実務的かつ発展的知識及び思考方法の習得を目的とする。本講義では、独占禁止法についての知識と思考方法を習得することにより、将来法曹として活動する場合に独占禁止法を専門分野にできるだけ基礎を作ることを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法に関する基礎的な知識とその方法論の習得を目標とする「経済法基礎」及び高度なレベルの理論を習得する「経済法総合」がある。また、独占禁止法は総合的性格を有する法律であることから、「民法」、「商法」に加えて、「行政法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」、「知的財産法」、などの知識があることが望ましい。さらに、企業活動のグローバル化に伴い、「国際経済法」との関連も強い。
3. 授業の方法	講義の方法は、講義形式による問題の所在や検討の視点について説明を行いつつ、基本的には演習方式をとる。受講生は、必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨むことが必要である。 授業では、講師による講義及び質疑応答、学生同士でのディスカッションを通して理論的な検討の方法論を習得する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	法科大学院向けの基本書、審決・判例に関する文献を用いるほか、講師が適宜提供するレジメを用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	執行機関と権限 公正取引委員会の権能・権限、検察庁及び裁判所との役割分担 法曹と独占禁止法及び公正取引委員会
第2回	不当な取引制限 共同性の本質、共同性の立証について実務的な検討を行う。
第3回	不当な取引制限 事例研究
第4回	事業者団体 事業者団体の違反行為について、不当な取引制限の規制と関連させつつ、検討する
第5回	私的独占と不公正取引 私的独占の排除行為について、不公正な取引方法の規制と関連させつつ、検討する
第6回	私的独占と不公正取引 規制産業分野における私的独占・不公正取引について検討する
第7回	私的独占と不公正取引 知的財産権の行使と私的独占・不公正取引について検討する
第8回	企業結合 企業結合は国際的に展開される企業活動であることにかんがみ、その評価基準について、わが国及び米国・EUの合併ガイドランを参考にしつつ、検討する。
第9回	企業結合 事例研究
第10回	審査・審判 公正取引委員会の審査・審判の過程における諸手続について解説する。

第11回	課徴金制度 課徴金制度の諸問題について検討する
第12回	リニエンシー制度 リニエンシー制度について、諸外国との比較を交えて解説する。
第13回	コンプライアンス・プログラム 企業のコンプライアンス・プログラムのあり方について検討する。
第14回	独占禁止法の今後の課題
第15回	試験

授業科目名	国際法基礎				
担当者名	明石 欽司				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「国際法」は伝統的に近代主権国家間の関係を規律する法規範として認識されてきた。しかし、現代国際社会における活動主体の多様化に伴い、国際法主体として国際組織や個人なども含まれるようになってきた。また、国際法の規範が、各国の国内立法に影響を及ぼしたり、国内裁判所において頻繁に適用されつつある。本講義では、このような国際法の現代的変容を前提として、国際法理解のための基本的知識の習得を到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	本講義で論じられる基礎知識を深めるものとして、「国際法総合(I)・(II)」の講義が行われる。これらの講義により習得された知識は、「国際環境法」・「国際租税法」・「国際刑事法」・「国際経済法」・「国際人権法」、およびその他の国際系の科目の理解に役立つものである。
3. 授業の方法	国際法の基本的知識の習得のために、主として「法源」・「主体」を巡る諸問題についての講義を行う。可能な限り事例を紹介する予定である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	奥脇直也（編）『国際条約集』（有斐閣、2009年）及び山本草二ほか（編）『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）。また、適宜必要と思われる資料を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	序論（「国際法」とは何か）と「国際法の法源」（総論）
第2回	「国際法の法源」（各論）①「条約」及び「条約法」
第3回	「国際法の法源」（各論）②「条約法」（続）
第4回	「国際法の法源」（各論）③慣習国際法…その成立要件と理論的問題点を中心として…
第5回	「国際法の法源」（各論）④その他の法源（判例・学説・衡平及び善）
第6回	「国際法の法源」（各論）⑤国際法の法源を巡る諸問題
第7回	「国際法の主体」①「国家」の定義、国家承認と政府承認
第8回	「国際法の主体」②国家の基本的権利及び義務
第9回	「国際法の主体」③外交・領事関係法
第10回	「国際法の主体」④国際組織の国際法主体性と国際組織法
第11回	「国際法の主体」⑤個人…国際人権法…
第12回	「国際法の主体」⑥個人…国際刑事法…
第13回	国際法と国内法：両法の関係・国際法の国内適用
第14回	国際責任
第15回	試験

授業科目名	国際法総合 I				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	国際法の基本的な理解を前提として、個別・具体的な分野での国際法の適用をめぐる問題を正確に理解するための能力を養うことを目的とする。個別の分野としては、条約法、国際責任法、紛争の平和的解決手続などを取り上げて説明をする。
2. 関連する科目との関係	国際法に関する基本的な概念および原則の説明は、国際法基礎の授業でなされ、その知識を前提として本講義が行われる。また、「国際環境法」、「国際租税法」、「国際刑事法」、「国際経済法」「国際人権法」およびその他の国際系の科目の履修についても、この授業の理解が役に立つであろう。
3. 授業の方法	各分野についてのリーディングケースを取り上げて、国際法がどのような形で国際社会に生じた事例に適用されているのか、その意義はどのようなものかについて検討してゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	広部・杉原編『解説条約集』（三省堂）の最新版、山本草二ほか編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）、国際法事例研究会編『日本の国際法事例研究（5）条約法』（慶應義塾大学出版会、2001年）および配布する資料（英文・和文）を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	現代の国際社会において生じている様々な問題の中から、ここ数年に起きた事例で国際法の観点より重要であると考えられるものを選んで説明を行うとともに、授業でどのようなすめ方をしてゆくのかについての概要を説明する。
第2回	条約に関する理解を深めるために、1969年の条約法に関するウィーン条約の規定に沿って、条約の作成に関して生ずる国際法上の問題を検討する。条約の意味、条約締結に関する国内手続、条約に拘束されるための同意表明の方法について検討する。コンセンション協定の意義について、アングロ・イラニアン石油会社事件、出光興産事件を取り上げる。
第3回	条約に付される留保の実行およびその効果について、条約法条約で規定された両立性の原則の意味を検討する。また、解釈宣言に関して、国連海洋法条約、国際刑事裁判所規程を取り上げて、その意味と実行について、国際法がどのような取り扱いをしているのかを明らかにする。
第4回	成立した条約の遵守、適用および解釈に関する日本の実行を、条約法条約の規定を参照しながら、受刑者接見妨害国家賠償請求事件、オランダ人戦後補償請求事件などにより明らかにする。
第5回	条約と条約の当事国ではない第三国との関係について、条約の慣習法化、慣習法の法典化を含めて明らかにする。関連する判例として、水交社事件、尹秀吉事件を取り上げる。また、条約の改正および修正に関する実行を検討する。
第6回	条約の無効原因とされる事由である国内法の規定、権限、錯誤、詐欺、買収、代表者に対する強制、国に対する強制および強行規範への抵触について説明する。また、条約の終了、運用停止について、国際法上認められている事由を実行に触れながら明らかにする。
第7回	国際法における条約に関する模擬事例を考えることにより、具体的事例において条約がどのように解釈、適用され、用いられているのかを理解する。
第8回	国際違法行為より生ずる国際責任の問題を国、国際機構、個人のそれぞれについて明らかにする。国の国際責任に関しては2001年の国際法委員会草案に依拠しながら説明をおこない、国際機構および個人については現在の国際法委員会の作業を参照しながら検討する。
第9回	国際違法行為により生ずる国際責任がどのような性質を有しており、その帰属に関していかなる規則が適用されるのかについて説明する。主に国の機関（立法、司法、行政）による行為の国への帰属、他国の行為の国への帰属、国際機構への帰属が中心となる。

第10回	国際責任の履行方式について、違法行為の中止、原状回復、金銭賠償、サテイスファクション、再発防止措置などについて説明する。また、ホルジョウ工場事件、テキサス北米浚渫会社事件、コルフ海峡事件などを取り上げて、賠償の性質、請求の手続についても明らかにする。
第11回	国際違法行為より生ずる国際責任に関して模擬事例を考えることにより、具体的事例において責任がどのように発生し、賠償の義務が生ずるのを理解する。
第12回	国際紛争の平和的解決手続のうち、友誼的（非司法的、政治的）紛争解決手続を取り上げる。これまで採用されてきた交渉、審査、仲介、調停などの様々な方式を分析し、国際紛争が解決される際の国際法的问题点について理解を深める。
第13回	法的な解決手続である国際裁判を取り上げ、現在の国際社会における機能を明らかにする。仲裁裁判と司法的解決とが対象となるが、その制度的な枠組みの理解とともに、実際に利用されてきた事例として最近の国際司法裁判所の判例を検討してゆく。
第14回	国と国との紛争を解決する枠組として注目されるようになった国際機構による紛争解決の意義を明らかにする。普遍的国際機構である国際連合とともに、ラテン・アメリカ、アフリカ、ヨーロッパに設立された地域的な国際機構についても検討を行なう。また、紛争解決手続きの相互関係について見てゆく。

授業科目名	国際法総合Ⅱ				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	これまでに修得した国際法の様々な分野での理解を他の分野においても適用してゆくことのできる応用力を高めてゆくことを到達目標とする。国際法の全体像をより正確に理解するとともに、現在生じている事例問題への国際法の適用について分析を行ってゆく。
2. 関連する科目との関係	国際法基礎および国際法総合Ⅰの水準で国際法を理解していることを前提とする。関連する科目としては、国際人権法、国際経済法、国際環境法がある。
3. 授業の方法	最近締結された国際条約や近年の国内判例および国際判例においてどのような問題が取り上げられているのかを見てゆくとともに、模擬事例を通じて、国際法の諸問題を考えてゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	広部・杉原編『解説条約集』（三省堂）の最新版、山本草二ほか編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）、国際法事例研究会編『日本の国際法事例研究（4）外交・領事関係』（慶應義塾大学出版会、1996年）および配布する資料（英文・和文）を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	現在の国際法がどのような活動分野を規制しているのかを概観しながら、国際法の規範体系の概略について説明を行う。また、授業をどのような形式で行ってゆくかについて説明する。
第2回	国の要件のひとつである領土の問題を国際法の観点から検討する。領土に関する一般的な国際法原則とともに、個別の事例として、日本の領土問題を取り上げて、これまでの状況を説明するとともに、現在も存在している領土問題（北方領土、竹島、尖閣諸島など）に言及する。
第3回	国際法における国際人権保障に関する制度的な枠組を理解するために、人権について規定する条約による保障方式、基準設定、実施を概観する。さらに、これらの人権条約に関連する日本の国内判例について討論を行なう。
第4回	1948年に採択された世界人権宣言において、社会保障の権利、労働の権利、休息および余暇の権利、生活水準についての権利、教育の権利、文化的権利等が規定されていた。また条約規定としてこれを実現するために、社会権規約が作成された。このようないわゆる社会権の国際的保障について、その内容と具体的な実施措置について検討をしてゆく。
第5回	国際的に難民を生じさせる事態は様々であるが、多くの難民が現在でも存在をしている。国際条約としては難民条約およびその議定書があり、国連の難民高等弁務官がいる。難民問題の現状とともに、日本の難民認定をめぐる裁判について検討をしてゆく。
第6回	国際法における個人の取扱に関連する模擬事例を通じて、個人がどのような形で国際法規定の主張を行うのか、それがどのように行われているのかを考えてゆく。
第7回	国際法と国内法の関係について、国際法の成立形式である条約、慣習法が国内法で適用されるのはどのような場合において、いかなる方式によるものであるのかについて、日本の国内判例を検討しながら説明をする。
第8回	国連の総会決議および安全保障理事会決議がどのような意義を有しており、それが国内法においていかなる位置づけを与えられているのかを見てゆく。同時に、国連の機能、役割、憲章の位置づけについても検討をする。
第9回	国際法の法源に関する模擬事例を考えることにより、裁判において国際法がどのような方式により主張され、用いられているのかを理解する。

第10回	核軍縮のなかで、1963年の部分的核実験禁止条約や1996年の包括的核実験禁止条約により達成されようとしている核実験禁止について、1968年の核兵器の不拡散に関する条約による核不拡散の体制について、また、ラテン・アメリカおよびカリブ、南太平洋、東南アジア、アフリカの各地域で行われている非核兵器地帯について取りあげる。
第11回	外交官の特権・免除について、その人的範囲と享有期間、外交官の身体の不可侵と移動・旅行の自由、法令尊重義務と営利活動の禁止、裁判権免除に関して、大使館職員による暴行事件、外交官による交通事故、外交官によるヘロイン密輸事件などを取り上げて説明する。
第12回	外交関係のうち、アグレマン、ペルソナ・ノン・グラータについて言及をする。また、公館に関連する不可侵、外交的庇護について、金大中氏拉致事件、瀋陽総領事館事件、大使館の家賃滞納などの事例に言及しながら説明する。なお、大使館への課税の問題にも触れたい。
第13回	国連海洋法条約は海洋に関する多くの問題を規定しているが、そのなかから大陸棚および排他的経済水域制度に焦点をあてて、境界画定の問題について条約の規定を検討するとともに、国際判例および各国の動向に関して分析を行ってゆく。また、日本と中国とのあいだで問題となっていた東シナ海における資源開発が共同開発の形をとることとされた。これがどのような国際法上の意義を有するのかを検討する。
第14回	最新の国際法に関連する国内判例および国際判例のなかから現代国際法において重要と考えられる事例を取り上げて検討する。

授業科目名	国際私法				
担当者名	北澤 安紀				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>1年次の「民法Ⅰ～Ⅵ」、「商法Ⅰ・Ⅱ」で習得された知識を前提とした上で、国際的な民商事法上の問題を規律する国際私法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。一般に、広義の国際私法は、国際的な民商事法上の問題にいずれの国の法律が適用されるかという実体的問題についての準拠法の決定・適用の部分（狭義の国際私法）と、渉外的な民商事事件の手続法的処理に関する部分（国際民事手続法）とに分けることができる。本講義が対象とするのは、渉外的な民商事法上の問題を実体的に規律する狭義の国際私法の分野である。</p> <p>「国際取引法総合」と相互補完的に授業を行うので、春学期において開講される「国際取引法総合」を受講するのが（必須とは言えないにせよ）強く望まれる。本授業では、まず国際私法総論として、国際私法の意義、法源、国際私法における準拠法の決定過程、法律関係の性質決定、連結点の確定、準拠法の指定、準拠法の適用について説明した後で、国際私法各論として、国際家族法を中心に講義を行う。</p> <p>本授業の到達目標は、国際私法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、国際私法は、国際的な民商事事件に関する通則的な処理方法を学ぶ法分野と位置づけられるので、本授業の修得によって、国際商取引法ならびに国際取引法総合におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>選択科目の中で、渉外的な民商事事件の処理に関する国際法系科目として本授業の他、「国際商取引法」、「国際取引法総合」、「国際経済法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」などがあり、相互に密接に関連しているが、特に、国際私法は、国際的な民商事事件に関する通則的且つ基礎的な処理方法を学ぶ領域であるとされるので、それらの関連科目を理解する前提として、最も初期の段階で学ぶべき科目として位置づけられている。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式であるが、質疑応答も適宜織り交ぜ、受講者の理解度を把握しながら授業を進める。また、受講者の関心のありようにも配慮したい。受講者は必ず事前に予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を確認、修正、補強しつつ、より深い理解に達することができる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキスト：櫻田嘉章『国際私法〔第5版〕（有斐閣Sシリーズ）』（有斐閣・2006年） 櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法（第2版）』（有斐閣・2007年）</p> <p>参考書： 澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第6版〕（有斐閣双書）』（有斐閣・2006年） 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選（新法対応補正版）〔別冊ジュリスト〕』（有斐閣・2007年）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際私法とは何か</p> <p>イントロダクションとして、国際私法の存在意義、国際私法の本質、法源などの基本的事項を説明する。国際的な民商事事件の処理について国際社会に安定した法秩序を構築するために最も分かり易い手段は各国の法内容を統一することである。しかし、統一法条約が成功した例は少ない。ここでは、その限界を検討することで、国際私法の存在意義を確認する。つぎに、国際私法の本質について明らかにし、その上で、国際私法の隣接法分野についても触れつつ、法の適用に関する通則法等、わが国における国際私法の法源について整理する。</p>
第2回	<p>国際私法における準拠法の決定・適用の方法、単位法律関係の設定、法律関係の性質決定、送致範囲の画定、先決問題、適応問題</p> <p>狭義の国際私法は、単位法律関係ごとに設定された連結点を介して準拠法を決定している。このような準拠法の決定・適用の方法および国際私法規定の基本構造について説明し、併せて国際私法独自の基本的概念の意味内容を確認する。</p> <p>つぎに、国際私法における単位法律関係のあり方を明らかにした上で、それを前提として、法律関係の性質決定について検討する。また、法律関係の性質決定と準拠法との対応関係を考える上で重要な送致範囲の画定の問題についても検討したい。さらに、法律関係の性質決定との関連で、先決問題と適応問題について、判例を素材に検討し、国際私法による準拠法決定の基本構造を再確認する。</p>

第3回	<p>連結政策、連結点の確定</p> <p>国際私法では、各単位法律関係についてそれと最も密接な関連を有する地の法を選び出す媒介として連結点を用いている。ここでは、わが国の国際私法規定を概観し、そこで採用されている各種の連結点ならび連結政策を整理しながら、段階的連結や選択的連結等の連結政策の意義を検討する。また、国際家族法の分野で主に用いられる連結点である国籍、常居所等について、重国籍や無国籍の場合の連結点の確定について検討する。</p>
第4回	<p>不統一法国法の指定</p> <p>特に本国法が準拠法として指定される場合において、アメリカ合衆国や英国のように国内での法統一が出来ておらず、地方ごとに独自の立法権が認められている国が本国となる場合には、いずれの地方の法を本国法とするか別途処理が必要となる。そのような地域的不統一法国法が準拠法として指定された場合について、幾つかの裁判例を素材に検討するとともに、インドのような人的不統一法国法が準拠法として指定された場合についても検討する。</p>
第5回	<p>反致</p> <p>外国の国際私法規定とわが国の国際私法規定の内容が同一ではなく、それぞれの国の国際私法に従って異なる準拠法が指定される場合の調整手段である反致について、その理論的根拠および実際の根拠を検討し、国際私法の基本理念の一つである判決の国際的調和の実現について確認する。</p>
第6回	<p>外国法の適用と公序</p> <p>内国法ではなく特に外国法が準拠法となる場合の、外国法の内容の調査、外国法の内容の不明の場合の処理方法、外国法の適用違背がある場合の原告の可否等の問題について検討する。その上で、外国法を渉外的な事案に適用した結果がわが国の法秩序の観点から受け容れがたいような場合の安全弁である国際私法上の公序について判例を素材に検討したい。</p>
第7回	<p>婚姻の成立</p> <p>婚姻の実質的成立要件の準拠法に関する配分的適用の問題や形式的成立要件の準拠法に関する選択的連結と日本人条項の問題等を検討する。</p>
第8回	<p>婚姻の身分的・財産的効力</p> <p>婚姻の身分的効力の準拠法について、段階的連結についての諸問題と夫婦財産制の準拠法に関する当事者自治、内国取引保護等についても検討する。</p>
第9回	<p>離婚</p> <p>裁判例の多い離婚の準拠法について、離婚準拠法の適用範囲と離婚の機関、方法を中心に具体的事例を素材に検討したい。</p>
第10回	<p>実親子関係の成立</p> <p>嫡出・非嫡出親子関係の成立の準拠法に関して、法適用通則法の関連規定を概観しながら、例えば選択的連結を採用した趣旨、セーフガード条項の趣旨等について検討する。</p>
第11回	<p>養子縁組</p> <p>国際養子縁組の準拠法について検討する。</p>
第12回	<p>親子間の法律関係、扶養</p> <p>親権等の親子間の法律関係および扶養義務の問題について検討する。</p>
第13回	<p>行為能力、後見および失踪宣告</p> <p>(取引保護に関する規定を含む) 行為能力に関する抵触規定と後見および失踪宣告に関する規定について検討する。</p>
第14回	<p>相続・遺言</p> <p>相続の準拠法について、相続が身分的側面と財産的側面を有することをおさえつつ、判例を素材として、相続財産の構成や物権準拠法との関係を検討する。さらに、遺言の準拠法についても検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	国際商取引法				
担当者名	山手 正史				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>国際商取引法——国際売買契約ならびにその成立および履行過程において必然的に生じる私法上の法律関係——に関する基本的知識の習得を目的とする。とりわけ、国際物品売買契約についての国連条約（ウィーン売買条約）の解説に多くの時間を割く予定である。ちなみに、ウィーン売買条約とは、国境を越える売買契約につき、全世界の法を統一しようとする条約である。2009年1月15日現在72カ国が加盟しており、全世界の貿易取引の3分の2がウィーン売買条約の適用を受けるものであると言われていた。また、日本の国際売買の8割がウィーン売買条約加盟国との取引であると言われていた。ウィーン売買条約はこのような国際売買契約規制規範として極めて重要なものであるだけでなく、ドイツ・オランダ・中国などの国家法や、国際的な契約法の一般原則などにも大きな影響を与えている。日本も2008年7月1日に加盟し、2009年8月1日から発効する。</p> <p>なお、上記目的に加えて、国際商取引法を題材にして様々な問題——たとえば、法源論（法とは何ぞや?）、比較法文化論（国や法体系によって法はどう違うか?）、政治経済体制と法との関わりなど——をともに考えていく授業にしたい。</p> <p>「国際私法」とあわせて、「国際取引法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につける。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>国際取引関係の基本的科目として、本授業のほか、「国際私法」が設置されている。国際私法は抵触法上の問題を取り扱い、「国際商取引法」は実質法上の問題を取り扱う。</p> <p>さらに、より展開的な科目として、「国際取引法総合」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」、「涉外法務ベーシックプログラム」、「同ワークショップ・プログラム」などが設置されており、「国際私法」、「国際商取引法」で修得される基礎的能力は、これらの科目履修の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式で行う。ただし、受講生は必ず事前に予習を行い、必要な知識の概要を把握したうえで講義に臨む。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>曾野和明＝山手正史『国際売買法〔現代法律学全集 60〕』（青林書院）をテキストとし、随時、レジュメないしプリントを配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際商取引の基本的システム</p> <p>国際売買取引の成立から履行までを概観することによって、様々な法技術——運送、保険、手形、信用状等——が密接に絡み合っている一つの取引が完了すること、および、法源の多様性——国家法、条約、商慣習法等——を示す。</p> <p>この授業が対象とする国際商取引法の全体像を把握してもらうこと、および、この授業が対象とする国際商取引法を勉強することの意義を考えてもらうことを目的とする。</p>
第2回	<p>国際商取引法の法源Ⅰ——国家法</p> <p>国家の存在を所与のものとし、かつ、法実証主義的な法律観に立てば、国際商取引契約に適用される法としてまず第一義的に考えられるものは国家法である。しかしながら、国家法は必ずしも国際商取引に適応しているとは言えない。ここでは、国際私法を介して国家法が適用されることの問題点について検討する。</p>
第3回	<p>国際商取引法の法源Ⅱ——レックス・メルカトリア</p> <p>国家法が国際商取引契約規制規範として必ずしも適格ではないことから、商人たちは様々な自律的な規範——約款ないし標準契約、援用可能統一規則（インコタームズ・信用状統一規則など）——を定立してきた。すなわち、いわゆるレックス・メルカトリア（lex mercatoria）と呼ばれる諸規範である。ここでは、これらの規範を概観したうえで、その問題点を検討する。</p>
第4回	<p>国際商取引法の法源Ⅲ——統一法</p> <p>第3回の授業で眺めた個別領域を対象とする規範だけでなく、国際商取引契約への適応性を有するより一般的な規範を定立しようとする努力が、公的私的を問わず、様々な国際機関によって進められてきた。たとえば、ウィーン売買条約やユニドロワ国際商事契約原則などである。ここでは、これらの規範を概観し、その現状と問題点を検討したうえで、今後の展望を試みる。</p>

第5回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅰ——ウィーン売買条約総論</p> <p>第5回から第11回まではウィーン売買条約を中心に国際売買条約の当事者間の法律関係について講述する。まずこの第5回の授業では、ウィーン売買条約の総則規定、とりわけ、ウィーン売買条約の適用範囲、統一規範としての実効性の確保、国際商慣習との関係に重点を置いて講述する。</p>
第6回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅱ——契約の成立</p> <p>国際売買条約の成立にかかわる諸問題をウィーン売買条約の契約の成立に関する規定を題材にして講述する。契約の成立に関わる大陸法と英米法との相克、「書式の闘い (Battle of Forms)」などの問題に重点を置く。</p>
第7回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅲ——売主・買主の義務(1)</p> <p>国際売買条約における売主・買主それぞれの義務について、国際売買条約の特性の理解に資する事柄に重点を置きながら、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。</p>
第8回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅳ——売主・買主の義務(2)</p> <p>第7回に引き続き、国際売買条約における売主・買主それぞれの義務について、国際売買条約の特性の理解に資する事柄に重点を置きながら、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。</p>
第9回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅴ——契約違反に対する救済方法(1)</p> <p>売主または買主に契約違反があった場合、相手方にはどのような救済手段——履行請求権、損害賠償請求権、契約解除権、代金減額権など——が与えられるかについて、ウィーン売買条約の規定を中心に講述する。ウィーン売買条約の起草過程で問題となり、かつ、成立した同条約にもその妥協の跡をとどめている各国家法の救済体系の違い——履行請求権の位置づけ、過失責任主義と厳格責任主義など——に重点を置きながら講述する。</p>
第10回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅵ——契約違反に対する救済方法(2)</p> <p>第9回に引き続き、売主または買主に契約違反があった場合、相手方にはどのような救済手段——履行請求権、損害賠償請求権、契約解除権、代金減額権など——が与えられるかについて、ウィーン売買条約の規定を中心に講述する。ウィーン売買条約の起草過程で問題となり、かつ、成立した同条約にもその妥協の跡をとどめている各国家法の救済体系の違い——履行請求権の位置づけ、過失責任主義と厳格責任主義など——に重点を置きながら講述する。</p>
第11回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅶ——危険の移転</p> <p>国内売買契約に対する国際売買条約の特性を最も色濃く反映する危険の移転の問題について、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。危険の移転時期の問題だけでなく、保険契約との関係についても言及する。</p>
第12回	<p>国際運送契約をめぐる法律関係</p> <p>国際海上物品運送法の規定を中心に、国際運送条約の特性の理解に資する事柄に重点を置いて講述する。すなわち、国際海上運送人の責任、複合運送への対応、信用状条件に合致した船荷証券の要件などについて講述する。</p>
第13回	<p>代金決済をめぐる法律関係(2)——信用状</p> <p>第13回までの授業においても、折りに触れて信用状については言及するが、ここでは、信用状取引に固有の問題について講述する。とりわけ、信用状発行銀行の責任、日本の手形割引実務と買取銀行の責任に重点を置く。</p>
第14回	<p>まとめ——英文契約書を読む</p> <p>授業の総括として、英文契約書を読む。それとともに試験に備えての質問の時間を設ける。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	国際取引法総合				
担当者名	北澤 安紀				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「国際私法」と「国際商取引法」の全体の体系的理解と最新の問題を含む個別の法的問題に対する的確な処理を可能とする応用力を身につけることを目的とする。春学期に開講される「国際私法」の中では触れることのできない契約および財産法関係の問題を中心に講義を行う。
2. 関連する科目との関係	春学期に開講される「国際私法」と相互補完的に授業を行うので、「国際私法」を受講するのが合目的と思われる。さらに、「国際商取引法」にも密接に関連している。したがって、できればこれらの科目を合わせて履修することが望ましいが、必ずしもそれは必須のことではなく、講義ではそれらの未修者にも配慮する。
3. 授業の方法	講義形式であるが、質疑応答も適宜織り交ぜ、受講者の理解度を把握しながら授業を進める。また、受講者の関心のありようにも配慮したい。受講者は必ず事前に予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を確認、修正、補強しつつ、より深い理解に達することができる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキスト：櫻田嘉章『国際私法〔第5版〕（有斐閣Sシリーズ）』（有斐閣・2006年） 櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法(第2版)』（有斐閣・2007年） 参考書： 澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第6版〕（有斐閣双書）』（有斐閣・2006年） 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選（新法対応補正版）〔別冊ジュリスト〕』（有斐閣・2007年）
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際取引をめぐる法環境、私法の適用関係についての総論 対象分野の全体像を把握するため、まず、国際取引に関する国際公法的枠組み、各国の公法的規制、私法の適用関係等について概観する。その上で、私法の適用関係について広く用いられている、国際私法による準拠法決定・適用の方法の全体像を講義する。
第2回	国際契約の準拠法 I（当事者自治の原則） 国際契約の準拠法を決定する基本原則たる「当事者自治の原則」の意義と根拠、その要件などについて検討する。
第3回	国際契約の準拠法 II（準拠法選択のない場合の処理） 国際契約の当事者が準拠法選択をしなかった場合の処理について、いわゆる特徴的給付を中心に検討する。
第4回	国際契約の準拠法 III（方式） 契約の方式の準拠法について検討する。
第5回	国際契約の準拠法 IV（消費者契約と労働契約） 弱者保護のために定立されたと見られる消費者契約と労働契約の準拠法の規定について検討する。
第6回	代理の準拠法 代理の準拠法について、裁判例を素材に検討する。
第7回	法定債権の準拠法 I（不法行為） 通常的不法行為の準拠法について、幾つかの裁判例を素材に検討する。
第8回	法定債権の準拠法 II（不法行為） 生産物責任や名誉・信用毀損等の個別的不法行為類型の準拠法について、具体的な裁判例を用いながら検討する。

第9回	法定債権の準拠法 III（事務管理、不当利得） 事務管理および不当利得の準拠法について検討する。
第10回	債権譲渡、相殺、債権者代位権、債権者取消権等 債権譲渡を始めとした多数当事者間の債権債務関係の準拠法について、関連する各種法制度の連続性を考慮しながら検討する。
第11回	物権の準拠法 物権の準拠法に関して、目的物の所在地法主義の意義および根拠ならびにその限界、物権準拠法の具体的な適用上の諸問題等を判例を素材に検討する。
第12回	担保物権の準拠法 目的物の所在地法と被担保債権の準拠法との関係を考慮しつつ、担保物権の準拠法について、裁判例を素材に検討する。
第13回	法人、外人法 法人に関して、国際私法上の問題と外人法上の問題とに分けて検討する。特に、法人の従属法としての設立準拠法主義の根拠ならびに外国法人の認許の意義等について検討する。
第14回	国際知的財産法 近年知的財産権をめぐる国際的な紛争が増加している一方で、知的財産権に関する基本的な考え方やその抵触法上の位置付けについての議論は錯綜している。そこで、知的財産権をめぐる抵触法上の問題について、判例を題材にその本質を考察する。
第15回	試験

授業科目名	国際環境法				
担当者名	大森 正仁、小山 佳枝				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	環境問題のうち、特に国境を越える問題について焦点をあてて、これらに対して国際社会がどのような対応をし、国際環境法がいかなる形で発展をしてきたのかについて理解を深める。そのために、様々な分野で作成された文書の意味、条約の理解や各国の実行から生まれた慣習法の発達分析、諸事例の検討を通じて、国際環境法の規制方式についての理解を高めてゆく。同時に、新たに生じてくる地球環境問題へ既存の法原則の適用より生ずる問題点を考察することにより、個々人の環境問題に対する法的思考能力を養うことを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	国境を越える環境問題の法的側面を扱うので、基本的な原則・概念をとりあげる「国際法」、「国際法総合」が関係している。すでに「国際法」の基本的な理解をしていることを前提として授業を行う。また、制定された条約の実施がそれぞれの国においてどのようになされるのかが重要な問題であり、国際環境問題をめぐる法的問題を理解する上で、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「環境法Ⅲ」と密接な関係がある。
3. 授業の方法	国際環境法についての概要を説明した後、個別の分野において生じてきた事件、判例をとりあげて、そこで適用される法原則がいかなるものであるかを明らかにしてゆく。また、いくつかの分野では模擬の事例を作成し、それについて議論を進めてゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	広部・杉原編『解説条約集』（三省堂）の最新版、授業中に配布・指定する英文を含む国際環境法に関連する資料、判例、論文、著書。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際環境法の意義—国際社会における環境汚染の状況を、大気汚染、オゾン層破壊、地球温暖化、海洋汚染などを例にして説明する。国際社会で環境問題が現在どのように考えられているのかを検討しながら、規制すべき汚染、悪影響の定義を、国連海洋法条約第1条（4）に規定された「海洋環境の汚染」、オゾン層の保護のためのウィーン条約第1条2の「悪影響」などを例として説明する。
第2回	国際環境法の法源—国際環境法が成立する主要な形式としての条約、決議等について1972年人間環境宣言、1982年ナイロビ宣言、1992年環境と開発に関するリオ宣言、2002年ヨハネスブルグ宣言、1985年オゾン層の保護のためのウィーン条約、1987年モントリオール議定書、1992年気候変動枠組条約、1997年京都議定書、1979年長距離越境大気汚染条約などを材料に説明する。
第3回	国際環境法の主体—国際環境法の制定、実施に関与する国際的主体として、各種の政府間国際機構が設立され、また、多くの非政府間国際機構が環境問題をとりあげている。これらの機構の活動について、その制度的側面、実際上の活動を検討し、機構が国際環境法において有する意義とその限界を明らかにする。
第4回	条約で設立された機関がどのように条約内容の実施のために機能しているのか、各国がどのような形でそれに関与しているのかを説明する。国際法において認められてきた方式とともに、特に、事前協議、事前通報、情報交換、報告制度、環境影響評価、遵守手続などの環境保護に関連して発達してきた形式について説明する。
第5回	船舶起因の海洋汚染事故に関する法制度の理解のために、油濁民事責任条約、油濁補償基金条約、国連海洋法条約について説明し、トリー・キャニオン号事件、ナホトカ号事件、プレスティージュ号事件を取り上げて、それぞれの事件における対応について分析を行う。
第6回	陸上起因の海洋汚染に関する規制のために作成された国連海洋法条約および地域条約の法制度を概観し、その後作成されたUNEPのガイドラインを分析するとともに、アイルランドと英国とのあいだで争われているMOX事件を取り上げ、陸上起因汚染についての規定について検討を行う。

第7回	国境を越える大気汚染に関する国際環境法の法制度を理解するために、欧州長距離越境大気汚染条約、米国カナダ大気協定について説明し、米国とカナダで争われたトレイル溶鉱所事件を取り上げて、国が越境大気汚染からの環境保護のために採るべき方式に関して検討する。
第8回	オゾン層の保護のために国際的に作成された諸条約を取り上げ、その具体的な基準設定方式、実施の手続について説明する。
第9回	地球温暖化防止のために採択された気候変動に関する国際連合枠組条約および京都議定書の設立しようとしている法制度、特に遵守手続を説明する。また、国連気候変動会議における議論を見て行く。
第10回	国境を越える有害廃棄物の移動に関して作成された欧州でのEC指令について概観し、その後作成された有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約、アフリカのバマコ条約について、規制の対象とされる有害廃棄物の範囲、その実施手続について分析する。
第11回	原子力活動から生ずる様々な状況に対応するために作成された諸条約を概観する。特にチェルノブイリ事故以降に作成された原子力事故通報条約、原子力事故援助条約について、どのような手続により原子力事故に対応することを意図しているのか、また、原子力事故の際にとられる賠償の方式について説明する。
第12回	環境保護の観点からの自然・文化の保護について、ラムサール条約、ワシントン条約、生物多様性条約、世界遺産条約を概観し、それぞれの保護の客体の取り扱いがどのような形式によりなされているのかを説明し、最近の例として「景観」を取り上げた欧州景観条約について分析を行う。
第13回	新たに規定されるようになった環境を害する行為についての個人の国際的な責任の意味を明らかにし、その具体的な実施手続がどこまで環境の国際的保護のために機能するのか、どのような分野の環境保護に対して効果的な法制度であるのか、を検討する。
第14回	これまでの授業で取り上げた様々な分野における国際環境法の発展から、国際社会において保護の対象とされている「環境」とは何か、について検討する。そのために現在問題とされている環境と開発、環境と人権という観点を踏まえて、新たな分野での法規範の作成、適用にともなう問題点を検討する。

授業科目名	国際租税法				
担当者名	ムザール, ハンス・ペータ、山田 雄介				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>国内租税法及び国際租税法のみならず一般取引法や外国法と会社法の知識を総動員して国際取引とM&A Dealに伴う租税問題を解決し、さらに、グローバルな視点で国際租税戦略を立案することができる能力を養うことが本授業の目的である。</p> <p>国際租税法における具体的法律問題等を題材にして課題を設定し、その課題の解決を図るケーススタディーを通して、国際租税法の専門的知識の深化、総合化を図るとともに、人の経済行動全般を見通し、租税に関する紛争を生じさせることなく最適な資源配分を実現できる国際租税戦略を立てることができる能力を育成する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業を受講する前提として、「租税実体法Ⅰ（所得税）」又は「租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）」は必修であり、両授業による所得税及び法人税の基礎知識は本授業の前提である。国際租税共助や国際租税徴収共助あるいは移転価格税制における相互協議手続などの国際租税法の問題を理解するための前提知識を与えてくれる。それ以外にも、国際租税法の分野においてきわめて強い影響力を有するヨーロッパの法制度を理解しておくことが重要であるため、ヨーロッパ法関係の授業を履修することが役に立つ。</p>
3. 授業の方法	<p>想定される実際の紛争例に基づき課題としての具体的事例を設定し、全受講生とともにその事例につきどのような解決策が考えられるか、あるいは、それぞれの解決策のメリット・デメリットを比較検討することにより、問題解決能力を養う。もちろん、部分的に、国際租税法の基本的制度や基礎概念の説明については講義形式で行うこともあるが、本授業の中心的授業方法はあくまでも受講生との質疑応答に重点を置いたケースメソッドである。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材として一つの体系書を採用し、それに基づく授業を行う方法はとらない。各ユニットにつき、日本のみならず諸外国の判例や論文その他の資料を教材とする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>居住地国課税ルールと源泉地国課税ルール</p> <p>居住者・内国法人及び非居住者・外国法人に対する所得税及び法人税の課税制度の基本的考えを解説する。そして、具体的事例に基づき、どのようにして居住者・内国法人と非居住者・外国法人とを分けるか、その基準(residence rule)を検討する。</p>
第2回	<p>国際的三重課税（1）</p> <p>居住者・内国法人が国外所得及び国内源泉所得を稼得した場合の事例を設定し、どのような課税がなされるのかを検討することにより、国際的三重課税発生メカニズムを解明するとともに、国際的三重課税排除の制度として、国外所得免除方式、外国税額控除方式、外国税額損金算入方式のメリット・デメリットを比較する。</p>
第3回	<p>国際的三重課税（2）</p> <p>国際的三重課税の排除措置として日本が採用している外国税額控除方式にあわせ、H21年度税制改正で導入される外国子会社からの配当金の益金不参入制度を中心に説明する。</p>
第4回	<p>非居住者・外国法人に対する課税</p> <p>所得税法 161 条及び法人税法 138 条に定める国内源泉所得の範囲を明らかにする。外国法人の日本支店が稼得する国外所得に係る事例を設定し、日本の source rule を検討しつつ、実質的関連所得に対する日本の課税制度まで分析する。</p>
第5回	<p>租税条約（1）</p> <p>日本が締結している租税条約、OECD モデル租税条約、国連モデル租税条約を比較検討し、居住者の範囲、個別 source rule、無差別条項、相互協議について、それぞれの特徴を明らかにする。</p>
第6回	<p>租税条約（2）</p> <p>事業所得における「恒久的施設(P.E.)なければ課税なし」のルールを検討するとともに、恒久的施設概念につき OECD モデル租税条約、国連モデル租税条約及び日本の国内法の相違点を考察する。また、P.E.帰属所得方式と全所得(entire income)課税方式との比較検討や独立企業原則の分析を行う。</p>

第 7 回	<p>租税条約 (3)</p> <p>租税条約の濫用(treaty shopping)及び treaty override の具体的事例を扱い、現代的な国際租税回避行為の形態に対する理解を深めるとともに、それに対し、各国課税当局がどのように対処しているかを学ぶ。</p>
第 8 回	<p>移転価格税制 (1)</p> <p>国際的租税回避行為の一種である移転価格のメカニズムを検討し、それに対処する制度である移転価格税制において、独立企業間価格を算定する方法としての独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法及び第 4 の方法(profit split 等)の利害得失を論議する。</p>
第 9 回	<p>移転価格税制 (2)</p> <p>移転価格税制に関する前回の基本的知識を受けて、対応的調整、二次的調整、推定課税、移転価格調査、更正等にかかる除斥期間の延長、事前確認、相互協議、仲裁制度等之具体的問題についての解説を加える。</p>
第 10 回	<p>過少資本税制</p> <p>所得税法及び法人税法における借入金利子の損金控除を利用して、課税所得を減額する過少資本という形態の国際的租税回避行為を分析するとともに、その対処制度である過少資本税制を説明する。</p>
第 11 回	<p>タックスヘイブン対策税制</p> <p>タックスヘイブンを利用した国際的租税回避行為の事例を設定し、日本の現行タックスヘイブン税制につき、特定外国子会社、適用対象留保所得、課税対象留保所得等につきその問題点を論じる。</p>
第 12 回	<p>M&A にかかる国際課税問題 (1)</p> <p>国際企業買収の具体的事例を設定し、次の概念を説明する：“triangular merger, debt push down, purchase price allocation, goodwill recognition”。</p>
第 13 回	<p>M&A にかかる国際課税問題 (2)</p> <p>“managing conflicts of interest between seller and purchaser” と “tax clauses in M&A contracts” を説明する。</p>
第 14 回	<p>電子商取引にかかる国際課税問題</p> <p>これまでの授業で獲得した知識を総動員して、電子商取引の場合、所得の分類、恒久的施設概念、消費税の保税地域などの問題を検討し、電子商取引をめぐる租税問題についての展望を得る。</p>
第 15 回	<p>試験</p>

授業科目名	国際刑事法				
担当者名	安藤 泰子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、国際的な法曹の養成という観点から、国際刑事法に関する学際的な知見の習得を目的とする。</p> <p>学業上の到達目標としては、まず国際刑事法に関する史的展開を辿りながら、国際刑事法の法原則や諸概念の形成過程について把握する。その上で、今日における国際刑事法の諸問題、特に国際刑事裁判所規程における主要な論点について検討し、必要な基礎的知識を習得する。</p> <p>さらには、現今の国際社会で起きる紛争や虐殺、非人道的行為に対して、国際刑法をどのように適用させ得るか、時事問題等を例に検討し実践的な応用力を養う。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業を受講するにあたっては、国際人権・人道法、刑法、刑事訴訟法などの基本的知識が必要とされるため、予めこれらの科目を履修していることが望ましい。また、本法の体系的理解という観点から、秋学期に開講される「国際刑事法 WP」とあわせて受講することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>主として履修者による発表・報告、その後ディスカッションを予定する。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>第一回の授業で詳細を案内する。その他、適宜必要な資料・文献は各授業の中で紹介、配布する。なお、六法、条約集（『ベーシック条約集〔2007年版〕』（東信堂）を推奨）を毎回、持参のこと。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション—国際刑法とはなにか？</p> <p>国際刑法の意義、学問上の位置づけなどについて解説を加える。また、現在の国際社会において起こっている紛争や戦争、侵略などに対し、国際刑法が重大犯罪の予防という点からいかなる方策をとり得るか、またどのような法の枠組みやシステムをもってこれらの現象に対処し得るかなどについて、時事問題や具体的な事案を例に挙げ検討する。あわせて国際刑法に対する問題意識を高める。</p>
第2回	<p>国際刑法の史的展開—前世紀における国際刑法（1）</p> <p>国際刑法の起点に焦点を当てる。19世紀における展開を辿る。特に第一次大戦後における学術団体の動向や実務（における試行）について把握する。</p>
第3回	<p>国際刑法の史的展開—前世紀における国際刑法（2）</p> <p>第二次大戦後の発展を分析する。特にニュルンベルクや東京裁判について、国際法上の問題点を確認する。</p>
第4回	<p>国際刑法の史的展開—今世紀における国際刑法（3）</p> <p>世紀を経て設立された国際刑事裁判所（ICC）の沿革について、特にその動向が活発化した前後の国際社会に焦点をあて、どのような状況の中でICCが設立されたのか把握する。また、国際人道法・人権法の発展とICC設立の相関性にも触れる。</p>
第5回	<p>多様なスタイルの国際裁判所</p> <p>アド・ホック裁判所、混合裁判所ほか、様々な国際裁判所の方式について学ぶ。</p>
第6回	<p>国際刑事裁判所（ICC）の方式および特徴</p> <p>第5回の授業を踏まえた上で、ICCの方式および特徴を理解する。</p>

第7回	国際刑事裁判所規程の構成および概要 国際刑事裁判所規程の構成および概要を把握する。
第8回	国際刑事裁判所規程における主要な論点について (1) 対象犯罪—集団殺害罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪など
第9回	国際刑事裁判所規程における主要な論点について (2) 補完性の原則、管轄権の行使条件などに焦点をあてる。
第10回	国際刑事裁判所規程における主要な論点について (3) 特に、被告人の権利と被害者の立場に関して検討する。
第11回	国際刑事裁判所と国内法 各国の国内法整備について比較する。
第12回	付託事案 現在、国際刑事裁判所に付託されている事案について検討する。
第13回	締約国会議に向けて 国際刑事裁判所規程の対象犯罪として、注視されている問題—とりわけ侵略の罪の列挙ないし包含可能性—について検討する。
第14回	総括
第15回	試験

授業科目名	国際経済法				
担当者名	間宮 勇				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	WTO協定を中心とした通商および投資に関する国際法規を素材に国際経済法の基本的な概念や原則、法制度の概要を理解することを目的とする。国際経済法の規則は、継続的な交渉を通じて頻繁に改定され、またFTAなど二国間交渉により特定国との間の「特別法」も存在している。この授業では、時間が限られているため、個別協定の解釈・適用の習熟よりも、様々な協定運用の実際を踏まえながら、そのような交渉も含めた国際経済法秩序のダイナミズムを理解することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	国際経済法は、国際関係法（公法）の一分野であり、国際法の基礎理論、特に国際法の法的性格や国内的効力、条約の効力について理解していることを前提として、講義を進める。
3. 授業の方法	基本的には、講義を中心とし、質疑を交えながら進める。上述のように、WTO協定を中心とした国際経済法は、多国間交渉や地域ならびに二国間交渉によって修正され、新たな分野に規律が拡大されるため、個別の事例や実務に言及しながらも、理論的な側面を重視し、全体の枠組みを理解できるよう授業を進めたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書：中川・清水・平・間宮『国際経済法』（有斐閣 2003年） 国際経済条約集：小寺・中川編『基本経済条約集』（有斐閣 2002年） もしくは小原喜雄ほか編『国際経済条約・法令集（第2版）』（東信堂 2002年）
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際経済法の内容 ・ 国際経済法の定義 ・ 国際経済法の性質 ・ 国際経済法の適用対象と範囲
第2回	第二次世界大戦後の国際経済関係 ・ プレトンウッズ/GATT体制の成立 ・ ITO設立の失敗
第3回	GATTの運用とWTOの設立 ・ 暫定適用議定書 ・ ラウンド交渉 ・ 東京ラウンド/ウルグアイ・ラウンド
第4回	WTOの基本原則 ・ 最恵国待遇原則 ・ 内国民待遇原則 ・ 数量制限の一般的禁止 ・ 相互主義
第5回	WTOの紛争処理 ・ GATT23条とその運用 ・ WTO紛争解決了解 ・ 「無効化または侵害」の概念
第6回	セーフガード協定 ・ セーフガード措置の意義 ・ 要件および調査手続き
第7回	アンチダンピング協定 ・ 不公正貿易とダンピングの意義 ・ 要件および調査手続き

第 8 回	補助金相殺関税協定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の定義 ・ 補助金規制と相殺関税の意義 ・ 要件および調査手続き
第 9 回	非関税障壁の規制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準認証制度 ・ 衛生植物検疫制度 ・ 政府調達
第 1 0 回	知的財産権の国際的保護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易と知的財産権 ・ T R I P S 協定
第 1 1 回	サービス貿易 <ul style="list-style-type: none"> ・ G A T S の成立 ・ サービス貿易の形態 ・ サービス貿易の自由化
第 1 2 回	地域経済統合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済統合の形態（関税同盟/自由貿易地域） ・ 要件 ・ 地域経済統合の現状
第 1 3 回	非貿易的関心事項 1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保護 ・ 労働基準
第 1 4 回	非貿易的関心事項 2 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争ルール ・ 投資ルール
第 1 5 回	試験

授業科目名	国際人権法				
担当者名	北村 泰三				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>この授業の内容は大きく言って、国際的人権諸条約の実施システムに関する検討とそれらの諸条約の国内法的な実施過程（司法、行政、立法）の検討とに分けられる。</p> <p>前半では国際人権法の基本的枠組みを理解することを目指す。</p> <p>後半では、わが国の国内裁判所における国際人権法の実際の解釈・適用例を参照しつつ、国際人権法の実践的レベルでの理解を目指す。</p> <p>今日、国内裁判においても人権条約が援用される事件が多くなっているため、法曹実務との関係からも、人権条約の解釈適用に関する国内外の判例の傾向を理解することが役立つであろう。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>国際人権法は、国際公法の関連科目であるが、憲法の基本的的人権論を始めとする国内法分野との関連がある。</p> <p>国際公法を履修していることが望ましいが、履修条件ではない。</p>
3. 授業の方法	配布教材に基づき、質疑応答を交えたセミナー形式
4. 成績評価	非公開
5. 教材	『国際条約集』は必携。その他に「別冊ジュリスト・国際法判例百選」（有斐閣）を用いる。毎回の授業ではレジュメと関連資料を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>テーマ 国際人権法の内容と対象</p> <p>国際人権法を構成する主要な人権条約の種別と特徴を学ぶ。国際人権法の名宛人である国家、個人および NGO 等はいかなる権利、義務を負っているか、国際人権法と国際人道法、国際刑事法などの分野との関連性などについて講義。</p>
第2回	<p>テーマ 国連における人権—「人権の主流化」の時代における国連の役割</p> <p>国連憲章の下での人権の位置づけを確認する。国連憲章の人権関係規定の意義、世界人権宣言の法的性格を理解することを目指す。国連憲章体制における国内事項不干涉原則と人権との関係、2006年に設置された人権理事会及びその他の人権関係機関の地位及び機能などについて検討する。</p>
第3回	<p>テーマ 国際社会における人民自決権</p> <p>国際司法裁判所のパレスチナの分離壁事件に関する勧告的意見(2004年)の検討を通じて、人民自決権に関する検討を行う。人民の自決権について国連憲章上の位置づけを探る。また、人民の自決の原則と人権の国際的保障との関係を検討する。自決権は、ややもすると国家主権と同義に理解されるが、自決の原則は、個人の人権の尊重の前提として位置づけられるのであり、絶対的な国家主権の承認とは異なることをも考える。</p>
第4回	<p>テーマ 人権条約の国際的履行監視</p> <p>人権条約は国際的な履行監視の制度（モニタリング・システム）又は実施措置について全般的な検討を行う。実施措置には、①国家報告制度、②個人通報制度、③国家間の申立処理制度などがあり、報告の審査や調停（ヨーロッパと米州では司法的解決も含む）機能を通じて、人権の国際的な実施を確保するよう意図されている。これらのシステムの概要を理解し、併せてその意義、問題点等を検討する。</p>
第5回	<p>テーマ ヨーロッパ人権条約の実施システム</p> <p>人権の地域的保障のシステムとしてヨーロッパ人権条約を検討する。ヨーロッパ評議会(Council of Europe)諸国間の人権の地域的保障の制度としてヨーロッパ人権条約が機能している。今日、ヨーロッパ人権裁判所による判例法の集積を通じて法的には最も進んだ人権の国際的保障システムが機能している。同条約の実施システムの概要と人権裁判所の手続を概説し、さらにヨーロッパ人権裁判所の判例法の意義を検討する。</p>

第 6 回	<p>テーマ 人権条約の解釈原理</p> <p>「条約法に関するウィーン条約」の解釈規則との関連で、人権条約の解釈原理を検討する。人権条約の解釈方法は、基本的には同条約に定める条約の解釈原則に依拠しているが、人権の普遍的、客観的な実施体制を背景としていることから、他の国際条約とは異なる人権条約に特有の解釈原理を導くことも十分に考えられる。自由権規約や欧州人権条約の従来の判例理論を基礎として検討を加える。</p>
第 7 回	<p>テーマ 人権条約の国内的実施</p> <p>我が国においても憲法、国際法の法学および判例の一般的傾向において自由権規約は裁判規範性を有することが認められている。そこで、徳島刑務所受刑者接見訴訟およびその他若干の国内判例を素材として、人権条約の国内裁判における活用の方法と影響力について検討を加えることにより、人権条約が我が国の国内法の解釈・適用に直接、間接にどのような影響を与えるかを考えてみる。</p>
第 8 回	<p>テーマ 自由権規約の国内適用－永住外国人の諸権利</p> <p>永住外国人の基本的な人権に関して自由権規約等の条項がどのように解釈適用されているかを検討する。これらの判例における国際人権法の解釈について種々の検討を行い、国内裁判において人権条約の解釈を行う場合に考慮すべき諸事項について考察する。</p>
第 9 回	<p>テーマ 弁護を受ける権利</p> <p>国際人権法上、被拘禁者の諸権利の保護のためにどのような規定があり、それがどのように解釈、適用されているか検討する。特に、弁護人依頼権の保障に関するわが国の国内判例を国際人権法の基準（例えば、国連の人権関係諸条約及びヨーロッパ人権裁判所の判例等）と対比して検討する。</p>
第 10 回	<p>テーマ 少数者、先住民の権利と文化多様性の保護</p> <p>人種的、民族的な少数者の保護に関する国際人権法の規定とその解釈について検討する。自由権規約 27 条の解釈を示した注目すべき判決である二風谷ダム事件判決等を見ることにより、少数者保護に関する国際人権法の解釈、適用の方法を検討する。</p>
第 11 回	<p>テーマ 性差別の撤廃</p> <p>わが国においては同条約を批准して以来、雇用機会均等法を始めとする種々の立法が行われ、女性の法的地位は徐々に向上している。しかし、国際的に見るとわが国の女性の社会進出の度合い（ジェンダー・エンパワーメント指数）はいまだ低い状態にある。女性差別撤廃条約の視点からわが国の国内法を検討する。</p>
第 12 回	<p>テーマ 人権条約の私人間適用問題</p> <p>人権条約の私人間適用問題をどのように理解するべきかを考える。人権諸条約は、基本的には国家に人権を確保する義務を課すものであって、企業等の私人に対して人権保障義務を課すものではない。しかし、私人による人権侵害（特に差別問題）が社会的に問題となる限りにおいて、人権条約の趣旨を実現するには私人間での適用も課題となる。特に、私人間での差別事件において人種差別撤廃条約が有する意義を検討する。</p>
第 13 回	<p>テーマ 出入国管理と難民法</p> <p>外国人の退去強制事案について難民条約及びその他の人権条約の視点から検討する。外国人を退去強制する場合に、追放先の国において人種、宗教、政治的その他の意見等による迫害を受ける恐れがある場合には、退去強制の適否が問題となる。難民関係事件の国内判例及び退去強制に関するヨーロッパ人権裁判所の判例解釈を含めて国際人権法の視点から検討を行う。</p>
第 14 回	<p>テーマ 拷問及び強制失踪（拉致）の禁止－公の緊急事態における人権</p> <p>拷問および強制失踪の禁止に関する条約の内容とこれらの問題に関する実体的な問題を検討する。これらの問題は、公の緊急事態下（武力紛争下を含む）においても保障されるべきカテゴリーの人権であり、特別な条約が存在する。国際人権法と国際人道法が交錯する問題について判例を踏まえて検討する。</p>
第 15 回	試験

授業科目名	国際民事訴訟法				
担当者名	春日 偉知郎				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本講義は、涉外事件（財産関係事件だけでなく身分関係事件も含む）を解決する上で不可欠な手続上の主要問題について、具体例に即して、受講者と共に検討を加えることにより、国際民事訴訟の諸制度についての十分な理解と問題解決能力を育むことを目的とするものである。国際裁判管轄から外国判決の承認・執行までの過程において生ずる諸問題のほか、国際仲裁、国際倒産等をも対象とし、涉外事件の解決について個別的問題の処理能力を養うだけでなく、包括的な視点から具体的事件の解決方法を考えることができる能力を培うことを到達目標とした。
2. 関連する科目との関係	本講義は、涉外事件の解決手続を対象としており、実体法と訴訟法の双方が関連する応用科目として位置付けられる。すなわち、「民法」および「国際私法」と並んで、特に「民事手続法」の十分な理解が不可欠であり、これら諸科目の総合力と应用能力を基にして、涉外事件の解決を検討することになる。したがって、受講者がこれらの総合的な知識を備えていることを前提とした上で、これを応用して具体的事件の適切な解決がどうあるべきかを中心に説明するので、原則として上記の法律科目について単位を修得していることが望ましい。
3. 授業の方法	各講義は演習形式によって行う。授業内容、関連判例および具体的設例をあらかじめアナウンスしておき、レポーターの報告に基づいて具体的問題について演習形式で質疑討論を行うことによって、应用能力を高める。また、2回程度の小レポートの提出を予定しており、これによって、受講者に知識の整理を求めるとともに、理解度を高めることができるようにしたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講者の予習のために、各ユニット毎に用いる資料を事前にアナウンスしておく。これを演習形式の質疑討論のために用いて、内容の理解を深めてもらう。なお、一般的な参考文献についてもあらかじめ説明する。 詳細は、第一回の講義の際に説明する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際民事訴訟の問題状況をテーマとする。導入部分であり、具体的な涉外事件を例にあげて、手続の過程で生ずる問題について概観する。特に、国際裁判管轄、国際司法共助、国際訴訟競合、外国判決の承認・執行などについて、判例で取り上げられている問題を俎上に載せ、背後にある解決ルールの不備と問題点を明らかにする。
第2回	国際民事訴訟法の総論的問題をテーマとする。具体的には、国際私法と国際民事訴訟法との関係、国際民事訴訟法の規律対象、法源および法的性格などについて説明するほか、これらを通じて国際民事訴訟法の特徴を明らかにする。また、国際仲裁、国際倒産、国際保全手続など、他の手続との関連についても扱う。
第3回	外国人の訴訟上の地位をテーマとする。主として、外国人の当事者能力、訴訟能力および当事者適格の三つの問題を扱う。これらの決定について、その準拠法は何かについて考察する。また、当事者に関連する問題として、訴訟費用の担保、法廷用語などについても言及する。
第4回	民事裁判権の免除をテーマとする。免除の主体（外国国家、外交使節・領事等および国際機関）毎に、その意義と根拠を中心に検討する。また、この問題についての条約および国家法による規律についても説明し、あわせて、英米法圏で発展した国家行為理論にも言及する。
第5回	国際裁判管轄の総論および財産関係事件の国際裁判管轄をテーマとする。国際民事訴訟の主戦場とも喩えられる問題であり、マレーシア航空事件とその後の裁判例を素材として、判例法理を中心に国際裁判管轄の決定ルールとその根拠について詳しく検討を行う。また、土地管轄の規定に則して管轄原因毎の決定要因について分析を試みる。
第6回	主として身分関係事件の国際裁判管轄をテーマとするほか、合意管轄および応訴管轄などについても説明する。婚姻関係事件や親子関係事件などの国際裁判管轄の問題の重要性に鑑み、財産関係事件とは異なる特殊性を理解した上で、適切な解決の在り方を検討する。

第7回	国際訴訟競合をテーマとする。同一事件が複数の国の裁判所で併行的に係属する場合の規律の在り方について考察し、裁判例を分析するとともに、この問題の処理をめぐる学説の長所・短所を比較検討する。また、条約による解決の動きについても触れる。
第8回	国際司法共助としての「送達」の問題をテーマとする。涉外事件の訴状等の送達について、送達機関や送達方法を中心としてわが国の法制度を説明する。また、外国判決の承認問題との関連性や翻訳文の添付の問題等について、当事者、とりわけ被告の手續保障の観点からも検討を加える。その他、公示送達についても、その要件や手續について説明する。
第9回	証拠収集・証拠調べをテーマとする。国際司法共助の一環として行われる証拠調べの囑託と証拠調べの受託の双方について、具体的にどのような方法によって実施されるかについて説明する。また、アメリカの公判前証拠開示（ディスカヴァリー）のわが国での実施をめぐる問題およびハーグ証拠収集条約にも言及し、この領域での条約による改革の必要性も検討する。
第10回	外国法の適用をテーマとする。準拠実体法として適用される外国法を内国裁判所はどのように調査し、適用するかの問題を扱う。外国法の存在およびその内容の証明を当事者が行うのか、裁判所が職権で探知するのか、外国法の内容が不明の場合にどのように処理するのかなどを検討する。また、外国法の適用違背は上告理由になるかどうかの問題にも言及する。
第11回	外国判決の承認・執行をテーマとする。総論的問題として、承認の必要性、承認の要件および効果、承認の手續としての執行判決について説明する。また、財産関係事件を中心として、承認要件のうち、特に間接管轄、直接郵便送達、内国判決との抵触などの問題について、判例に即して考察する。
第12回	第11回と同じく外国判決の承認・執行をテーマとする。特に承認要件としての公序要件を中心に、懲罰的損害賠償判決の承認が問題となった萬世工業事件を題材にして検討する。また、身分関係事件の承認・執行、特に子の引渡しをめぐる問題にも論及し、外国判決の承認・執行問題の理解を深める。
第13回	国際仲裁をテーマとする。具体的には、仲裁契約、仲裁手續の準拠法、仲裁判断の準拠法、外国仲裁判断の承認・執行の問題などについて検討する。条約、モデル法、平成15年に成立した仲裁法の内容にも言及し、国際仲裁による紛争解決の重要性と国際仲裁法制全般の理解に資するものとする。
第14回	国際倒産と保全訴訟とをテーマとする。前者については、平成12年に行われた破産法等の国際倒産関連規定の改正、および外国倒産処理手續の承認援助に関する法律を中心に、国際破産管轄、破産外人法、内国破産の対外的効力、外国破産の対内的効力を扱うほか、破産手續の準拠法についても言及する。また、後者については、保全訴訟の国際裁判管轄、保全の要件、外国保全命令の効力について検討を行う。
第15回	試験

授業科目名	国際取引法実務				
担当者名	増田 晋				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本講座では、国際取引とその紛争事例を教材にして、国際私法と国際民事手続法の財産関係部分の基礎的知識と実務的思考力を有機的に習得することを目的とする。従って、講義では、国際私法と国際民事手続法の基礎的知識を整理した後、これらの知識を演習形式やソクラティック・メソッドを通じて実務へ応用することに主眼を置き、加えて実質法として貿易取引に関する仕組及び法令と契約条項を学ぶことを通じて、国際取引実務に必要なリーガルマインドを育成する。
2. 関連する科目との関係	本科目は、選択科目である「国際私法」、「国際民事手続法」及び「国際取引法総合」の実務的応用として密接に関連するが、受講していることは条件ではない。また、必修科目である「民法」、「商法」、「民事手続法」の基礎知識は本講座の理解に必要である。これらの必修科目で学んだ知識を国際取引の観点で応用して適用することを学ぶことで、これらの科目の理解を深める。 また、「渉外法務ベーシック・プログラム」及び「同ワークショップ・プログラム」履修予定者には、その基礎知識を提供することになる。
3. 授業の方法	講義の方法は、講義および演習形式を組み合わせで行う。国際取引法実務の基礎知識習得のためには必要に応じ講義形式で解説を行うが、その応用と法的思考能力の育成のためには、テキストに基づき、積極的な発表と質疑を行うソクラティック・メソッドを行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストは担当で作成の事前配付資料を使用する予定で、サブテキストとして有斐閣双書「国際私法入門【第6版】」（澤木・道垣内）、及び、別冊ジュリスト「国際私法判例百選（新法対応補正版）」を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際取引法の基本的視点（オリエンテーション） 渉外的法律関係を日本で検討する場合の基礎的論点及び解決方法を、実例の中で認識し、実務の面白さを認識する。
第2回	準拋法Ⅰ（契約準拋法の基礎） 国際契約の準拋法に関する基礎的知識を、主として判例や実務の視点から習得する。
第3回	準拋法Ⅱ（契約準拋法の例外） 契約準拋法の原則が制約される消費者契約や労働契約等に関し、その機能や実務上考慮すべきポイントを、実例をもとに検討する。
第4回	準拋法Ⅲ（物権の準拋法） 国際取引で問題となる物権の準拋法の果す機能と実務上考慮すべきポイントを、実例をもとに検討する。なお、債権譲渡についても簡単に触れる。
第5回	準拋法Ⅳ（法定債権の準拋法） 主として不法行為・生産物責任の準拋法をとりあげ、基礎的知識と実務的論点を習得する。
第6回	輸出入貿易Ⅰ（国際売買） 輸出入貿易の中核をなす国際売買契約の基礎知識を習得し、紛争事例で実務の理解を深める。
第7回	輸出入貿易Ⅱ（国際運送） 輸出入貿易に不可欠な国際運送契約及び船荷証券の実務を事例に基づいて検討し、法的論点の理解を深める。

第 8 回	輸出入貿易Ⅲ（国際支払） 主として輸出入貿易の決済方法である信用状についての基礎知識を習得し、紛争事例で実務上の論点を検討する。
第 9 回	取引主体と代理関係Ⅰ 国際取引に登場する取引主体と代理・代表関係についての基礎的知識を習得する。
第 10 回	取引主体と代理関係Ⅱ 国際取引に登場する取引主体と代理・代表関係についての実務的論点を事例で検討する。なお、主権免責についても簡単に触れる。
第 11 回	国際民事手続Ⅰ 国際裁判管轄についての基礎知識の習得と、日本の判例法の流れを理解する。
第 12 回	国際民事手続Ⅱ 国際的訴訟競合、国際的併合管轄、送達をめぐる実務的問題を実例をもとに討議し、国際民事訴訟法の実務的理解を深める。
第 13 回	国際民事手続Ⅲ 外国判決の承認・執行についての基礎的知識と事例検討をする。
第 14 回	国際仲裁その他 国際仲裁手続についての基礎的知識の習得と実務上の論点を把握する。なお、時間との関係でこれまでの授業のレビューを予定する。
第 15 回	試験

授業科目名	国際金融取引法実務				
担当者名	井下 祐忠、前田 敏博				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>国際金融取引法実務において必要とされる法的知識及び法的思考力について修得することを目的とする。</p> <p>本講義では、国際金融取引における伝統的な手法であるシンジケートローン、国際的な資本市場における債券発行とともに、今日において国際金融取引の手法が国内金融取引にも浸透して用いられるようになったデリバティブ取引、証券化取引などを題材として国際金融取引の要素に力点を置きつつ金融取引における法的問題点についての解説を行う。また、主として国際的なプロジェクトファイナンスにおいて欠くことができない政策金融の役割、国の内外で活動する金融機関を規制するコンプライアンスという視点から見た金融機関が国際的展開を行う際に生ずる様々な法的問題点についても解説する。</p> <p>本講義の到達目標は、国際金融取引法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務法曹に相応しい実践的な法的知識及び方法論を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本講義は、国際金融取引という様々な法律分野に跨るものである関係上、本講義を履修する際に必要となる法的知識については、契約法、担保法などの「民法」、会社法などの必修科目に関する基礎知識に加え、金融商品取引法、外国為替法、租税法、金融機関及び金融取引に適用される各種業法や行為規制法などが挙げられる。</p> <p>選択科目である「国際法」、「国際経済法」、「国際私法」及び「国際商取引法」などとは、その実務上の応用に関する教育を行う本講義とは、内容において密接に関連する。</p> <p>上記のように、必修科目である基本六法の内、「民法」、「会社法」などの基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。なお、本講義は、「金融法務ワークショップ・プログラム」及び「金融法務ベーシック・プログラム」とは、国内金融取引法務と国際金融取引法務という相違はあるものの密接に関連する内容の講義となる。</p>
3. 授業の方法	<p>演習形式を用いる。また講義に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行う。なお、与えられる課題は、実務上の実践的な内容となり、講義以外の模擬的な書類の作成やレビューなどの実習作業を組み合わせで行う。なお、講義に際しては、適宜、レポートの提出を義務づけることがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材は、国際金融取引法務の理解に最適なテキスト及び、個別の項目に関して必要となるサブテキストを用いる。ただし、教材は、国際金融取引法務の性質上及び体験学習の性質上、英文契約書その他オリジナルの配布資料を中心とした教材を用いることになる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	オリエンテーション
第2回	外国為替法、金利規制、国際私法(債権譲渡、担保の準拠法、担保付社債信託法)等金融を巡る法制度概説
第3回	国際金融取引契約の実務 シンジケートローン、Guarantee vs Comfort Letter、預金封鎖
第4回	資本市場と国際金融取引① サムライ債、主権免除
第5回	資本市場と国際金融取引② ユーロ債、会社法の社債概念、グローバル・オフERING
第6回	デリバティブ取引① ISDA、金融商品取引法でのデリバティブの取扱
第7回	デリバティブ取引②

第 8 回	証券化取引① 倒産隔離、真正譲渡
第 9 回	証券化取引② 国際金融としての証券化取引 デリバティブとの融合商品としてのシンセティック CDO 等
第 10 回	国際金融における政策金融の役割 プロジェクト・ファイナンス等
第 11 回	金融機関規制法(主として国内) 銀行法、保険業法、金融商品取引法中の業者規制等
第 12 回	金融機関の国際的展開① 金融機関規制法のクロスボーダー取引への適用等
第 13 回	金融機関の国際的展開② 金融機関の自己資本規制
第 14 回	総括講義
第 15 回	予備日

授業科目名	国際資本市場法				
担当者名	エドミスター, ブラッドリー				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>日本企業が国際資本市場でクロスボーダーファイナンスや M&A 取引に関わることが近年増加しています。このコースでは、国際資本市場における法律及び規制を、日本の発行体のクロスボーダー取引において中心となる米国証券法に沿って紹介していきます。米国証券法、米国内での資金調達方法について紹介した後、グローバル・オファリングと日本のオファリングの関係、日本の発行体についての課題について学びます。</p> <p>Japanese companies and financial institutions are increasingly engaging in cross-border financing, M&A and other transactions in the international capital markets. This course presents an introduction to laws and regulations affecting international capital markets, with a focus on U.S. securities laws applicable to cross-border financing transactions, particularly for Japanese issuers. The class will begin with a introduction to the U.S. securities laws and the public and private offering process in the United States. We will then examine how these laws affect Japanese companies engaging in cross-border financing transactions in the international capital markets, with emphasis on the interface between the global and Japanese offering process and particular problems of Japanese issuers.</p>
2. 関連する科目との関係	N.A.
3. 授業の方法	<p>講義は日本語で行われるが、資料は主に英語、ただし、テキストは定評ある日本語版（黒沼悦郎著「アメリカ証券取引法」）を使用する。</p> <p>実際の取引をシミュレーションする、Deal making ワークショップを行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	実際の取引契約書、目論見書、発行登録届出書、米国証券取引法令集、及び判例など。テキストは日本語のものを使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション グローバル IPO のケーススタディー</p> <p>資本市場とは何か？IPO とは何か？誰が主なプレーヤーなのか？第一回のクラスでは、金融市場における主なプレーヤーやよく使われる専門用語などの基礎知識を習得するために、国内 IPO・東証上場にかかわるルール 144A・レギュレーション S に基づくグローバルオファリングのケーススタディーを行う。</p>
第2回	<p>米国証券法の基礎（パート1）</p> <p>米国証券取引委員会（SEC）への登録や、米国証券取引所への上場プロセスなど、米国証券取引法の基礎的枠組みを解説する。デューディリジェンスとは何か？その法的枠組みは？</p>
第3回	<p>米国証券法の基礎（パート2）</p> <p>パート1に引き続き、米国証券オファリングの基礎を解説する。ルール 12g3-2(b)免除、米国外発行体のための ADR プログラムと預託契約（スポンサード及びアンスポンサード）、債券発行の基礎などを含む。</p>
第4回	<p>ルール 144A やレギュレーション S に基づくグローバル証券オファリング</p> <p>証券の大規模な私募を行う場合に最も頻繁に使われている、登録免除のルールを解説する。米国外発行体向けの、ルール 12g3-2(b)免除についても触れる。</p>
第5回	<p>引受契約および関連契約（パート1）</p> <p>引受契約など、証券引受とそれに関連する法的枠組みについて解説する。</p>

第6回	引受契約および関連契約（パート2） e-Toys のケースおよびセプテンバーイレブンによる証券市場への影響などを例に取り、実際のケースや経験が引受契約交渉にどのような影響を与えるかを探求する。また、シンジケート間契約や幹事間契約など、引受シンジケートに関する事項にも言及する。
第7回	グローバルオファリングにおけるリーガルオピニオン 米国証券オファリングにおけるリーガルオピニオン発行の実務を概説する。SEC 登録証券、ルール144A・レギュレーションSに基づくオファリングなどにおいて、発行体および引受人の日本法・米国法弁護士によって実際に発行されたオピニオンをレビューする。債券発行におけるオピニオンについても触れる。
第8回	グローバルオファリングにおける会計士のコンフォートレター、アレンジメント・レター SAS72、SAS100 など、米国証券オファリングにおける会計士のコンフォートレターの枠組みを解説する。コンフォートレター、引受人の表明レター、米国以外でのアレンジメント・レターについてレビューと分析を行う。日本におけるタイミングと内容についての問題と、引受人としての問題解決方法についても言及する。
第9回	1940年投資会社法において日本の発行体が直面する問題 1940年投資会社法と、いわゆる「予期せざる投資会社」問題について解説する。「40%テスト」や日本の発行体に共通する免除ルールを概観する。1940年投資会社法セクション3(c)(1)および3(c)(7)におけるプライベート投資会社免除と、関連するSECノークションレターについても言及する。
第10回	日本の公開会社M&Aにおける、米国のクロス・ボーダーM&A・TOBルール（パート1） ルール802、フォームCB・F-Xなど、株式交換や株式移転などにおけるSECの「クロス・ボーダー」ルールについて概観する。SEC登録を避けるための「F-4問題」や少数株主のスクイーズアウトについても言及する。
第11回	日本の公開会社M&Aにおける、米国のクロス・ボーダーM&A・TOBルール（パート2） ルール14E、ティアーI・II免除など、日本企業を対象とした公開買付に関する米国証券法を解説する。公開買付におけるルール14e-5に基づくSEC免除やその他の問題も取り扱う。最近の「クロス・ボーダー」ルールの改正とその日本企業に対する影響についても言及する。
第12回	世界金融危機 原因と今後の展望 CDO とは何か？米国サブプライムマーケットの崩壊によって引き起こされた金融危機において、こうした最新の金融商品はどこに位置付けられるのか？証券市場と規制当局の役割を中心に、世界金融危機の原因と今後の展望、米国政府当局の対応について話し合う。
第13回	証券の売出（ブロック取引など）とPIPEs プライベートエクイティ取引における資本市場の問題を中心に、144Aブロック取引、ルール144に基づくリセール、登録権と登録売出および関連トピックについて解説する。
第14回	J-REITのグローバルオファリング ルール144AやレギュレーションSに基づく、日本の不動産投資法人（J-REITs）におけるグローバルオファリングについて、その構造や情報公開に関する問題について解説する。関連する米国投資会社法の分析などを含む。
第15回	レポート提出 トピックは受講者の興味に応じて相談・決定する。

授業科目名	環境法Ⅰ				
担当者名	六車 明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、環境法を初めて学ぶ者を対象として、環境法の基本的な発想方法、基礎的知識を身につけるとともに、公害・環境紛争に関する実務的問題に対応するための基礎的能力を習得することを目的とする。本授業では、環境法や環境基本法の基本理念を理解したうえで、これを具体化する制度である環境影響評価、化学物質の適正管理、廃棄物の処理、土壌汚染対策、地球温暖化防止対策などの基礎を学ぶ。</p> <p>本授業の到達目標は、環境法の基礎をひととおり理解するとともに、実務的科目である「環境法Ⅱ」にスムーズに入っていける力をつけることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法Ⅰの履修を終えた者に対し、「環境法Ⅱ」、「国際環境法」が設置されている。「環境法Ⅱ」は、公害・環境紛争に関するさまざまな事例をとりあげながら、公害・環境紛争を解決する実務的能力を身につけることをめざす。</p> <p>さらに環境政策を深く学ぼうとする者に対しては、環境法務BP、環境に関連するリスクについて深く学ぼうとする者に対しては環境法務WP、環境基本法を深く学ぼうとする者に対してはテーマ演習、環境基本法と環境基本法の周辺分野の基本法を学ぼうとする者に対してはテーマ研究が設置されている。</p>
3. 授業の方法	講義方式で行うが、事前に受講生に資料を与え、予習に基づいた教員との対話、受講生同士の議論も取り入れながらすすめる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義に関連するプリント、判例等のコピーなどの資料用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>4月6日 環境法はどのようにして生成してきたか。 わが国において近代化が図られた明治以降の重要な環境問題の発生とそれが法の観点からみてどのような経緯をたどったか、わが国の社会における公害・環境に対する根本的な理解がどのように変遷していったのか、特に公害対策基本法の制定、公害国会、環境基本法の制定を中心に公害・環境問題の変遷について言及する。</p> <p>冒頭に、環境法科目全体の話、テキスト、参考文献の紹介をする。</p>
第2回	<p>4月13日 環境基本法を中心とした環境法の体系 わが国における環境問題に関する基本法である環境基本法について概括的な理解ができるようにする。①環境基本法の目的、②定義、③環境保全についての基本理念、④各主体の責務、⑤環境基本法の守備範囲(旧公害対策基本法との関係、原子力基本法との関係、循環型社会形成推進基本法、エネルギー政策基本法との関係)、環境基本計画等について言及する。</p>
第3回	<p>4月20日 環境法の基本原則 環境法において重要な基本原則となっている、「予防原則」、「持続可能な発展」、「汚染者負担の原則」、「環境権」のほか、「拡大生産者責任」、「環境リスク」の意味内容と問題点を理解することにより、これらの理念と環境基本法の基本理念、政策の基本となっている考え方との関係に言及する。</p>
第4回	<p>4月27日 環境政策と法（1） 手法の種類・総合的手法 環境基本法における環境基本計画、環境影響評価法の位置付けを理解する。その上で、環境影響評価法が成立するまでの経緯、その過程で行われたいわゆる要綱アセスメントの問題点を踏まえた上、現行法の特徴と問題、さらに戦略的アセスメントを含め幅広く環境影響評価制度に言及する。</p>
第5回	<p>5月11日 環境政策と法（2） 規制的手法 法による規制 環境法は、環境政策実現の手段として様々な手法を用いている。そのなかで従来から行われてきた規制的手法の基礎である許可、届出、措置命令、行政代執行(行政代執行法と廃棄物処理法の特則)などについて、水質汚濁防止法などの法律に即して言及する。</p>

第 6 回	5 月 18 日 環境政策と法（3） 経済的手法などの新しい手法 新しい手法 環境法においては、従来からの規制的手法に加え、経済的手法など新しい手法が考えられている。経済的手法を中心に、情報的手法、合意的手法、さらに ISO14000 シリーズの意味についても言及する。
第 7 回	5 月 25 日 化学物質の管理に関する法政策 すでに存在する極めて多数の化学物質について、環境法の立場からどのような対応をすることがよいかについて、具体的な立法である化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、P R T R 法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)を中心に取り上げる。
第 8 回	6 月 1 日 廃棄物処理法 ー循環型社会の形成と法（1）ー 最近大きな社会問題となっている廃棄物処理法制の基礎を学ぶ。循環型社会形成推進基本法(2000 年制定)を頂点とする、廃棄物法制とリサイクル法制の仕組みのうち、循環型社会の一つの核となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の内容と問題点に言及する。
第 9 回	6 月 8 日 リサイクル関連法 ー循環型社会の形成と法（2）ー リサイクル関連法は 1990 年代の後半から 2000 年代の初めにかけて次々に成立している。これは、廃棄物処理法では物質の循環が正常に機能しなくなったためであるが、新たに制定されたリサイクル関連法規の実効性、費用負担などの問題点が明らかになっている。排出者責任、拡大生産者責任についても触れながら、環境立法政策の在り方について言及する。
第 1 0 回	6 月 15 日 自然・文化環境の保全法、野生生物の保護法 自然公園法と自然環境保全法の内容と問題点、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(希少種保存法)の内容、生物多様性と遺伝子組換え生物の問題を理解するとともに、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）などによる景観の保護に関する法律制度に言及する。
第 1 1 回	6 月 22 日 環境汚染の防止や原状回復にかかる費用の負担 環境保全のための費用負担がどのようにあるべきかについて、公害健康被害の補償等に関する法律の内容、位置付けを考察し、次に、公害防止事業費事業者負担法による汚染原因者の負担等の仕組みに言及する。
第 1 2 回	6 月 29 日 公害・環境紛争解決制度・環境刑法 公害・紛争解決に関係する民事訴訟手続、行政訴訟手続のほか、裁判外の紛争解決制度その他の制度の特徴を示し、環境被害を民事訴訟で解決しようとした場合の問題点、同様に行政訴訟で解決しようとした場合の問題点を示す。そのほか、公害・環境紛争において、裁判手続を利用する場合と裁判外の紛争解決手続を利用する場合のメリット、デメリットについても言及する。環境刑法の基礎も学ぶ。
第 1 3 回	7 月 6 日 原子力と環境問題 環境基本法は、放射能汚染の問題を除外しているが、原子力発電所の原子炉設置許可をめぐる行政訴訟は、原告適格、高度に技術的な問題についての司法審査の方法などについて多くの議論の積み重ねている。これらの議論のほか、原子力事故の損害賠償等の論点について言及する。
第 1 4 回	7 月 13 日 地球環境保全に関する国際条約と国内制度 「気候変動枠組条約・京都議定書」に対応する「地球温暖化対策の推進に関する法律」・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、あるいは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に対応する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、さらに「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に対応する「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」など、条約に対応する重要な国内法について言及する。
第 1 5 回	試験

授業科目名	環境法Ⅱ				
担当者名	六車 明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>「環境法Ⅰ」の履修者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者を対象として、公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。</p> <p>本授業では、公害・環境紛争に関する裁判例やADRの事例、環境紛争が立法につながった事例など実務的な観点から取り上げる。</p> <p>本授業の到達目標は、次のとおりである。</p> <p>1 受講者が将来、法律家になった際に、公害・環境紛争において、依頼者の置かれている立場とその望むところを正確に理解し、その紛争にふさわしい紛争解決機関を選ぶことができる能力を身につける。</p> <p>2 紛争と環境政策、環境立法との関係について理解を深めることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「環境法Ⅱ」に関連する科目として、「環境法Ⅰ」と「国際環境法」「環境法務BP」「環境法務WP」が設置されている。環境法Ⅱは、公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。この科目の対象は、「環境法Ⅰ」の履修者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者を予定している。環境法Ⅰはとっていないが、環境法Ⅱを学びながら、環境法Ⅰの部を自主的に学ぶことは不可能ではない。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生が予習し、作成したレジュメにより、受講生が主体的に発表をしながら教員や他の履修者との対話、あるいは、受講生同士の議論によりすすめる。授業開始時点において、自分が担当する裁判例を決める。特定の裁判例に集中するようときは、別の裁判例にまわることもある。</p> <p>履修生は、夏休み中にどの裁判例を選択するかについて考えておくこと。</p> <p>発表の準備のやり方など、行き詰まったときは遠慮なく担当者に相談してください。皆さんの先輩もそうしています。</p> <p>◎宿題 受講生は、夏休み中に、国立マンション事件のマンションのある景観を直接見てくること（JR中央線国立駅南口より南へ約1.5km）。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	別冊ジュリスト「環境法判例百選」有斐閣 2004.4 を教材に用い、予習に基づいた授業を行う。左記判例百選刊行後の重要な判決については適宜指摘する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>9月28日 夏休みに国立の現場をみていることが前提です</p> <p>景観はどのように保全されるか[65][66][67][68][69][88]（この番号は教材の中の番号を示す）</p> <p>昭和49年の国立歩道橋事件東京高裁判決、昭和53年の日比谷公園事件東京高裁判決、平成4年京都仏教会事件京都地裁決定をはじめ、最近も景観に関する重要な最高裁の判例も出されている（国立高層マンション事件最判平成18年3月30日、判例時報1931号3頁）。そこで、公園の景観、歴史的景観についてどのように考えればよいかについて、裁判例などに言及しながら、受講生の理解を深める。</p> <p>授業の方法のところに記載したように、国立マンション事件のマンション付近の景観を休み中に見ておくこと。 その他、第2回以降の担当者の割り当てをする。</p>
第2回	<p>10月5日 日光太郎杉はなぜ残ったか[81]</p> <p>日光太郎杉事件（事業の認定、土地細目の公告及び土地収用裁決取消請求事件。1審宇都宮地裁昭和44年4月9日判決、2審東京高裁昭和48年7月13日判決）における土地収用法20条3号「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること」の判断に対する1、2審を検討することにより、環境に影響を及ぼす結果をもたらす行政の判断に対する司法審査のあり方について言及する。</p>
第3回	<p>10月19日</p> <p>アマミノクロウサギ訴訟はどのような意味をもっているのか[73]</p> <p>絶滅のおそれのある動植物が生息する地域について開発が行われようとしているとき、現行法においては、どのような対応をすることができるのか。そこに限界はないか。誰にも帰属しない生物については、どのようにして保護をすればよいのであろうか。</p>
第4回	<p>10月26日</p> <p>「仙台砂漠」はどのようにして解消したか[100]</p> <p>かつて、仙台等冬季に積雪のある都市では、自動車に装着したスパイクタイヤのピンが雪が消えているときに道路面や道路面の交通標識のペンキを削りとり、発生した多量の粉じんが舞い上がり、砂漠に例えられた。この粉じんにより、住民の呼吸器などに被害が生じていた。このスパイクタイヤは、公害等調整委員会の調停により住民とタイヤメーカーとの間に製造・販売停止の調停が成立して、スパイクタイヤの使用を禁止する法律も成立した。その間にどのような経緯があったのか、</p>

第 5 回	<p>11 月 2 日 豊島（てしま）産業廃棄物不法投棄事件（その 1）－なぜ、50 万トン以上の産業廃棄物が不法に投棄されたのか－[55][102] 受講生が資料を事前に読むことにより、今日の日本において、国立公園の瀬戸内海にある小島である豊島に膨大な産業廃棄物が蓄積する過程を廃棄物処理法を初めとする関係法律の内容とその改正、関係当事者の行動を言及し、その際、「おから」は廃棄物か否かが争われた事件についてもふれる。</p>
第 6 回	<p>11 月 9 日 豊島（てしま）産業廃棄物不法投棄事件（その 2）－どのようにして、豊島事件は解決したのか－[55][102] 多くの主体が関係し、法律関係も複雑で解決のつかなかった豊島事件が、なぜ、処理のために 300 億円から 500 億円もかかる内容で、裁判外紛争解決機関である公害等調整委員会において解決したのかについて、さまざまな観点から検討し、実体法と手続法の両面から廃棄物に関する紛争解決の在り方に言及する。 受講生は、関係資料を事前に読むことにより、教室においては、紛争解決のための長い道のりの各場面で、法律家としてどのような選択をすればよいのかを考える力をつけるようにする。</p>
第 7 回	<p>11 月 16 日 産業廃棄物最終処分場に対してはどのような法的対応ができるか 紀伊長島町水道水源保護条例事件最判平成 16 年 1 月 2 日 2 日民集 58 巻 9 号 2 5 3 6 頁、判例時報 1882 号 3 頁 [51][55][56][57][90] 産業廃棄物最終処分場は、環境への負荷を与える危険を有するので、付近住民にとって、環境被害の未然防止は切実な問題である。その場合に如何なる訴訟形態を採用するのがふさわしいか。それぞれの訴訟形態独特の問題は何かなどについて言及する。</p>
第 8 回	<p>11 月 30 日 環境権の主張はどのようにあるかわれてきたか、今後の見通しはどうか[5][25]、大阪国際空港公害事件一審判決（判例時報 1025 号 121 頁、同号は、高裁、最高裁判決が搭載されている。） 環境権の中核部分は、一人一人に具体的な被害が生じていなくても、よい環境が侵害され、あるいは侵害される危険があれば、差止請求ができるとされている。事例をもとに、環境法の基本理念とされる環境権をめぐる裁判例の問題点を検討し、環境問題と紛争解決の在り方につき言及する。</p>
第 9 回	<p>12 月 7 日 大阪国際空港事件から何を学ぶか[36][37][38][39][40][41][42] さまざまな論点をもつ大阪国際空港事件の裁判の経緯をたどることにより、我が国有数の公害事件のもつ全体像と問題点を明らかにすることにより、今日の公害・環境紛争の実務に活かすことを目的とする。</p>
第 10 回	<p>12 月 14 日 国道 4 3 号事件から何を学ぶか[43] 国道 4 3 号線事件は、一連の道路公害訴訟のなかで、多くの問題を含む。最高裁までの経緯を理解するとともに、四日市ぜん息訴訟以後の大気汚染訴訟における問題点、さらに、差止をめぐる問題点についても言及する。</p>
第 11 回	<p>12 月 21 日 水俣病事件の総合的な理解[17][19][23][24][27][28][105]、水俣病関西訴訟上告審判決最判平成 16 年 10 月 15 日、民集 58 巻 7 号 1802 頁、判時 1876 号 3 頁 四大公害訴訟の一つである水俣事件は、水質汚濁に関する公害事件であるが、多くの法律問題を提起している。環境法を学ぶ者の基礎知識として欠かすことのできないこの事件を広い視野から言及する。水俣病事件における公害等調整委員会の役割を考える観点から係属した事件にも触れる。</p>
第 12 回	<p>1 月 15 日（金） 代替日 原発訴訟をめぐる問題[84][85][86][87]、「もんじゅ」行政訴訟第二次上告審判決最判平成 17 年 9 月 13 日、判時 1909 号 8 頁（[87] の上告審） 原子力発電所については、様々な訴訟において議論が積み重ねられているが、特に原告適格の判断、司法による安全性の審査に対する審理方法、高度に技術的な紛争について司法が何について判断すればよいのかを考察する。</p>
第 13 回	<p>1 月 18 日 公害等調整委員会の裁定事件と民事判決にはどのような違いがあるか。[101][102] 公害等調整委員会については、調停だけでなく、裁定についても権限としており、最近でも小田急線騒音責任裁定事件、杉並病原因裁定事件などの事件が裁定により解決している。実務家として、公害等調整委員会における裁定と、通常の民事裁判との区別等を正確に理解する。</p>
第 14 回	<p>1 月 25 日 これまで扱ってきた裁判例などをもとに、わが国の民事訴訟、行政訴訟及び行政型 ADR などによる環境紛争の解決のされ方にどのような特徴があり、また、どのような問題があるかについて各履修生が発表し、全員で検討する。</p>
第 15 回	試験

授業科目名	情報法				
担当者名	池端 忠司				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>日本の憲法学は、表現の自由をとくに重要な人権として捉え、それを確実に保障するための法理を探究してきた。その学説の思考錯誤や判例の集積が「情報法」の前提を成している。この授業でも、従来の表現の自由論を確認するとともに、とくに今日の高度情報社会の下で生じた「情報に関わる自由と権利」の諸問題について、どのような議論がなされているかを説明し、受講生とともに解決策を考えてみたい。</p> <p>この授業の到達目標は、今日の高度情報社会の下で生じた「情報に関わる自由と権利」の諸問題とは何かを理解するとともに、その諸問題がどのように議論されてきたかを理解したうえで、自分で解決策を考えられるようになることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>表現の自由、プライバシー権といった憲法の基本的人権がこの授業全体を貫いている。加えて、名誉毀損・プライバシーは刑事法や民事法（不法行為法）、その救済手段において民事保全法、取材・報道の自由では刑事訴訟法や民事訴訟法、そして放送法、情報公開法などは行政法と関連している。</p>
3. 授業の方法	<p>各授業ごとのテーマを分析するための学説と主要な判例を説明するレジュメを配布し、その解説を行ったうえで、堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣、2006年）を参照、検討する。したがって講義形式が基本であるが、受講生との質疑応答もその都度取り入れるため、事前に指示された予習および復習が必要となる。具体的な進め方は初回に指示する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書） 堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣、2006年） 参考文献） 松井茂記『マス・メディア法入門〔第4版〕』（日本評論社、2008年） 田島泰彦・山野目章夫・右崎正博編著『表現の自由とプライバシー』（日本評論社、2006年） 高橋和之・松井茂記『インターネットと法〔第3版〕』（有斐閣、2004年） 大石泰彦『メディアの法と倫理』（嵯峨野書院、2004年） 市川正人『表現の自由の法理』（日本評論社、2003年） 駒村圭吾『ジャーナリズムの法理』（嵯峨野書院、2001年） 奥平康弘『ジャーナリズムと法』（新世社、1997年） 浜田純一『情報法』（有斐閣、1993年）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ガイダンス：情報法の背景となる情報空間の基本ターム 授業の内容等について説明したうえで、情報法の前提となる現代の情報空間についての基本ターム（ポストモダン、情報社会、公共圏、ジャーナリズム、マス・メディア）を検討する。事前に以下の文献を読んでおくこと。</p> <p>クレイグ・キャルホーン「1 序論：ハーバーマスと公共圏」クレイグ・キャルホーン編（山本啓・新田滋共訳）『ハーバーマスと公共圏』（未来社、1999年）11頁以下。</p>
第2回	<p>情報法の意義 言論法、マス・コミュニケーション法との比較により、情報法の意義と射程を検討する。事前に以下の文献を読んでおくこと。</p> <p>浜田純一「第2講 情報法」石村善治・堀部政男編著『情報法入門』（法律文化社、1999年）29頁以下。</p>
第3回	<p>表現の自由の原理論 さまざまな表現の自由の価値・機能論を検討する。</p> <p>事前に表現の自由についての講演を読んでおき、受講生はその感想を発表するという形で議論する。事前に以下の文献を読んでおくこと。</p> <p>三島由紀夫「学生とのティーチ・イン」三島由紀夫『文化防衛論』（新潮社、1969年）174頁以下。</p>

第4回	名誉毀損と表現の自由の対立 民刑事法における名誉毀損の法理、とりわけ真実性・相当性の抗弁、公正な論評の法理について検討する。また、近年のメディアをめぐる名誉毀損の判例について概観する。
第5回	プライバシーと表現の自由の対立 憲法学におけるプライバシー権論と近年の判例を検討する。
第6回	名誉毀損・プライバシー権侵害の救済手段 事前差止め、謝罪広告、反論権の救済手段について学説・判例を踏まえ検討する。
第7回	性表現の自由 刑法175条・青少年保護条例による性表現規制について判例に即して検討する。 とくにわいせつ罪についての判例の論理とフェミニズムからのポルノ批評を概説する。
第8回	取材・報道の自由 取材方法、取材資料提供拒絶権および証言拒絶権について「メディアの特権」論の視点から検討する。
第9回	中間試験 今までの論点の整理を行ったうえで、筆記試験を行う。
第10回	公立の文化制度と表現の自由 たとえば芸術文化活動の公的助成を行う公立美術館など、自由な情報の流れに影響の大きい公的な文化制度を裁判所がどのように統制すべきかを検討する。
第11回	通信の秘密 通信傍受法の問題点を検討する。
第12回	放送の自由 放送法の内容規制など、法規範上印刷メディアと区別されてきた放送メディアの表現の自由を検討する。
第13回	インターネットの自由 インターネット上の表現の自由を検討するうえで、プロバイダ責任制限法や主要な判例を扱う。
第14回	情報公開法 受講生はグループごとに一つの情報公開訴訟の判例を担当しその判決理由の当否についてグループで話しあったうえで報告することによって議論する。
第15回	試験 今までの授業に即して筆記試験を行う。

授業科目名	ジェンダーと法				
担当者名	井上 匡子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>ジェンダーとは、性や性別についての新しい見方です。行政の文書、マスコミなどからの情報などで、もうすっかり人口に膾炙したようにみえる「ジェンダー」ですが、まだまだ誤解も多い概念ですし、ジェンダー概念自体が、学問的な進歩とともに展開を見せています。その意味で、まずはジェンダー概念・ジェンダーの視点について、正確な理解が必要になります。</p> <p>ところで、法の世界や法律の条文の中に性別があるのでしょうか？</p> <p>一方で、憲法では男女の平等がうたわれているし、私人間の契約は、男性が締結しても女性が締結しても、その効果は同じはずで、法の世界は男女の区別をしないことで、平等な中立性を実現しようとしてきた「はず」だったのではないのでしょうか。他方で、現実には女学生の就職にせよ、管理職や議員などの女性比率にせよ、男性と女性の格差が大きいのも、確かなことです。</p> <p>講義の中では、これら二つの相反する考え方が成立する背景を学び、さらには架橋することを目指します。</p> <p>見慣れた法の世界が全く違って見えてくるはずで、</p> <p>また、ドメスティックバイオレンスが流行語となり、DV防止法が制定され、男女共同参画基本法の実践を通じジェンダーの主流化がいわれる現代社会において、ジェンダーは法や法曹にとって、もっとも重要な問題の一つになりつつあります。本講義では、講義形式を基本としつつ、DV被害当事者のサポートグループや関係諸機関、家庭裁判所などへの見学や実習を織り交ぜ、生の事件を題材とする体験型学習の機会をもちます。「現場」の体験を通じ受講者が、ジェンダーが問題となる紛争場面で、法曹がどのような役割を果たすべきなのかを具体的に考えることを目標とします。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、ジェンダーの視点から、法や法の世界を再検討します。これは、これまでとは異なる視点から個別の法や、法体系全体、法的思考を見直すことを意味します。したがって、本授業はすべての法分野と関連をもち、特有の領域にのみ関連するという考え方は、とりません。</p> <p>また、ジェンダーと法は社会や規範に関する新しい見方をするものですので、法哲学・法社会学などの基礎法科目や、哲学・政治学・社会学なども関連しますので、注意してください。</p> <p>もっとも、ジェンダーの観点から重大な問題が起きている領域や、ジェンダーの視点を理解しやすい問題については、重点的に取り上げます。</p>
3. 授業の方法	<p>大きく二つのパートに分かれます。まず、総論として、法を分析する道具概念としてのジェンダーについての理解を深めます。その上で、個別の問題を取り上げます。例えば家族内の問題、雇用関係職場での問題、リプロダクティブ・ヘルス/ライツやドメスティックバイオレンスに関する問題です。また、これら個別問題の検討を通じて、法体系全体がもっているジェンダー構造を明らかにします。もっとも、講義ではこの二つのパートをフィードバックしつつ進めますので、注意してください。</p> <p>DV被害当事者のサポートグループや関係諸機関の実践の紹介、生の事件を題材として提供します。「現場」の体験を通じ、ジェンダーと法に関わる諸問題・諸紛争において、法曹がどのような役割を果たすべきか、受講者が具体的に考えることがねらいです。</p> <p>講義形式を基本としますが、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを事前に読んで上で、それぞれの問題点について教員と受講生および受講生相互の討論や、個人やグループでの発表をしてもらいます。具体的には、賛成・反対・裁定のグループに分かれ、ディベートをします。テーマは、受講生の関心や講義の進行との関係で、決定します。回数は、2回を予定していますが、受講生の人数により、調整します。賛成・反対それぞれのグループ毎に、弁論・反論・再反論・最終弁論を組み立て、発表してもらいます。そして論理性・論拠の説得性、そして弁論の仕方などの観点から、裁定グループが評価をします。裁定グループには、事前に論点の整理のために、文献あるいは判例についての報告をもらいます。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書として、</p> <p>杉田・川崎編『現代政治理論』有斐閣アルマ 2005.12</p> <p>浅倉むつ子・角田由起子編著『比較判例ジェンダー法』不磨出版 2007.11</p> <p>辻村みよ子『ジェンダーと法』不磨書房 2005.4</p> <p>参考書は適宜指定しますが、とりあえず、以下のものを参考としてあげます。</p> <p>浅倉むつ子監修『導入対話による ジェンダー法学 第2版』不磨書房 2005.4</p> <p>井上輝子、江原由美子編『女性のデータブック [第4版]』（有斐閣、2005年）</p> <p>竹下賢、角田猛之編著『改訂版 マルチ・リーガル・カルチャー』（晃洋書房、2002年）</p>

6. 授業内容（細目） 下記の要領ですすめますが、受講生の人数などにより、若干の調整をします。	
第1回	<p><イントロダクション> 講義の進め方についての説明をします。 受講生の皆さんの関心や、ジェンダーに関する理解度についてするために、アンケートに記入していただきます。 あわせて、講義の中でとりあげてほしいテーマについての希望もお尋ねします。</p>
第2回	<p><ジェンダー法学入門 1> ジェンダーとは何かを、歴史的・理論的に学びます。特に、フェミニズム理論が何を問題として「ジェンダー」という概念を持ちだしてきたか、そしてそれが現在法の世界でどのような機能を果たしているかを紹介します。ジェンダーの視点から、法体系全体を見直すことの意義についても学びます。</p>
第3回	<p><ジェンダー法学入門 2> 前回の講義を受けて、さらにジェンダーと法との関係を学びます。 特に、「親密圏」という概念について、法との関連の中で学びます。 受講者の考えを聞かせていただき、相互に討論します。 それを通じて、ジェンダーと法の全体の見取り図を描いてもらいます。</p>
第4回	<p><親密圏の法律問題 1> 親密圏という概念を紹介するとともに、婚姻・離婚を中心に家族法をジェンダーの視点から、捉えなおします。 夫婦別姓、待婚期間、内縁・事実婚、非嫡出子の相続差別の問題などを扱います。</p>
第5回	<p><親密圏の法律問題 2> 親子法の最も大切な役割の一つは、法的な親子関係を定めることです。しかし、体外受精・人工受精・代理母・クローンなど、近年における生殖補助医療の目覚ましい発達の中で、もう一度その役割を整理する必要に迫られています。授業では、これらの問題をリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から捉えなおします。</p>
第6回	<p><親密圏の法律問題 3> 前回の視点をふまえ、セクシュアリティに関する諸問題を扱います。セックス・ジェンダー・セクシュアリティ相互の関係について明らかにします。その上で、人工妊娠中絶、性同一性障害、インターセックス、性的権利などの問題を扱います。</p> <p><第1回ディベート・準備> 具体的なテーマについては、講義の中で指定します。 裁定グループが、指定の文献・判例を報告します。</p>
第7回	<p><第1回ディベート> ディベートの実施</p>
第8回	<p><雇用におけるジェンダー> ペイド・ワークとアンペイド・ワークの関係についての理解を通じて、社会の中で構造化されている性別役割分業やジェンダー意識を理解します。さらに、それを支えているさまざまな制度(税制・社会保障制度など)についても、紹介します。 また、雇用における男女差別の問題を理解します。直接差別と間接差別、労働条件をめぐる男女の家庭責任との両立の問題など、均等法・労基法の改正以降の諸問題を扱います。</p>
第9回	<p><暴力とジェンダー 1> セクシュアル・ハラスメントについて学びます。決して個人的な問題ではなく、職場や大学などの権力関係の中で起こる犯罪であることを理解します。</p>
第10回	<p><性暴力とジェンダー2> 強姦を中心に、性暴力の問題を学びます。扱う問題は、強姦神話、強姦の保護法益と刑法上の位置、強姦と「合意」の壁、性犯罪と刑事司法(被害者の権利)などです。</p>
第11回	<p><ドメスティック・バイオレンス 1> ドメスティック・バイオレンス(DV)を取り上げます。一般的な暴力と異なるDVの特徴を、ジェンダーの視点から、考えます。 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律(DV防止法)の意義と問題点を学びます。</p>
第12回	<p><ドメスティック・バイオレンス 2> DV被害当事者支援の現場では、様々な機関・専門家が関与します。それぞれの役割を知り、その中で、法律家の果たす役割とその限界を学びます。また、二次被害を防ぐための方策についても考えます。</p> <p><第2回ディベート・準備> 裁定グループが、指定の文献・判例などについて報告します。</p>
第13回	<p><第2回ディベート> ディベートを実施します。</p>

<p>第14回</p>	<p><司法におけるジェンダー・バイアスと男女共同参画社会基本法の理念> 司法におけるジェンダー・バイアスは、なぜ生ずるのかについて、諸外国との比較を交え、様々な角度から考えます。 1999年に制定された男女共同参画社会基本法制定の経緯、意義や内容を明らかにします。それにより、平等概念の変容と、我が国における男女平等のあり方について考えます。また、2005年に改定された男女共同参画基本計画についても触れます。最近見られる男女共同参画条例等に対するバックラッシュの動きについても検討する。</p>
<p>第15回</p>	<p><まとめ> 試験</p>

授業科目名	医事法 I				
担当者名	井田 良、古川 俊治				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	現代医療が惹起している法的・論理的諸問題について、法と生命倫理の観点から検討し、問題点についての基礎的知識の習得と法的思考能力を育成する。各問題点について、日本での判例や諸法令のほか、他国における制度の状況を検討する。ココのトピックは、基本的に独立したものであるため、各回の講義ごとにまとめを行う。 本授業の到達目標は、現代医療の法的・倫理的諸問題について、基本的知識と思考方法を習得することであり、特に、各種の倫理委員会の法曹委員として必要な基礎的能力を身につけることが目指される。また、単に法律論を学修するのみならず、基礎的な医療知識も併せて習得することで、この分野における問題の本質を理解することができるようになることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者2年次以降で、基幹法律科目を修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。
3. 授業の方法	受講生は予め与えられた課題について、関連する文献を調査し、自らの見解をまとめたレポートを作成した上で授業に臨む。授業では、各受講生の自由なディベートを行い、各テーマに対する多様な見解を整理し、各々の根拠と問題点を検討する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特定の教科書は指定しません。適宜、下に示した参考書を参照して下さい。 石原明『法と生命倫理 20 講 [第4版]』（2004年、日本評論社）、坂本百大＝青木清＝山田卓生編著『生命倫理・21世紀のグローバル・バイオエシックス』（2005年、北樹出版）、樋口範雄編著『ケーススタディ生命倫理と法』（2004年、有斐閣）、樋口範雄＝土屋裕子編『生命倫理と法』（2005年、弘文堂）
6. 授業内容（細目）	
第1回	生命倫理及びインフォームドコンセントに関する基本的な考え方について担当者がお話しします。 参考文献 上記参考書の概論部分に目を通しておいて下さい。
第2回	死の概念及び判定方法をテーマとします。検討材料は、丸山英二「脳死説に対する若干の疑問」ジュリスト 844号 51頁、同「脳死臨調中間意見に対する若干の感想」ジュリスト 987号 14頁とします。 参考文献 できれば、竹内一夫『改訂新版・脳死とは何か』（講談社ブルーバックス・2004年）も読んでおいて下さい。
第3回	終末期医療をめぐる法的問題点について検討します。検討材料として、「東海大病院安楽死事件」に関する横浜地裁平 7・3・28 判例時報 1530号 28頁、「川崎協同病院事件」に関する東京高裁平 19・2・28 判例タイムズ 1237号 153頁、「終末期医療の決定のプロセスに関するガイドライン」（厚生労働省平 19・6・7）を取り上げます。 参考文献 新聞記事等により富山呼吸器除去事件もあわせてご参照下さい。
第4回	先進医療と臨床研究の倫理に関する基本的な考え方を学びます。世界医師会ヘルシンキ宣言、厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」（厚生労働省平 15・7・30、平 16・12・28 全部改正、平 20・7・31 全部改正）が基本資料です。 参考文献 上の資料について目を通しておいて下さい。

<p>第5回</p>	<p>臓器移植の法的論点として脳死移植の要件と手続について検討します。検討材料は、臓器の移植に関する法律、同施行規則、同運用指針（ガイドライン）とします。国会に提出されている改正案についても目を通して下さい。特に、小児脳死移植との関係での同法の改正問題についても考えてみたいと思います。また、心停止下の献腎移植のあり方について考えます。検討材料は、「関西医大事件」に関する大阪地判平10・5・20判例時報1670号44頁とします。</p> <p>参考文献 ジュリスト特集「臓器移植法の現状と課題」1264号（2004年）所収の諸論文に目を通して下さい。臓器移植の現状について臓器移植ネットワークのデータを参照して下さい。</p>
<p>第6回</p>	<p>自己決定権の限界に関わる問題として、エホバの証人と輸血拒否の問題を取り上げます。検討材料は、最判平12・2・29民集54巻2号582頁としますが、聖マリアンナ大学病院での輸血拒否小児死亡事件についても、新聞記事等を参照しつつ考えてみたいと思います。また、医療上の意思決定の代行の問題についても検討します。</p> <p>参考文献 上の最高裁判決（または原審判決）についての判例批評ないし解説に目を通して下さい。</p>
<p>第7回</p>	<p>ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（クローン技術規制法）について研究します。検討材料として、大洞龍真「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律について」ジュリ1197号（2001）44頁を取り上げます。</p> <p>参考文献 近藤和哉「人クローン個体の産生に対する刑事規制の検討」法律時報75巻2号（2003年）56頁以下、古川俊治「科学技術の研究・開発に関する規範定立についての一考察—医療技術を例として」ジュリ1369号（2008）45頁以下も読んで下さい。</p>
<p>第8回</p>	<p>胎児の保護・妊娠中絶の規制、及びヒト胚の法的地位・その保護をテーマとします。適応モデルと期限モデルに代表される、中絶の刑事規制に関する基本的考え方を理解して下さい。また、総合科学技術会議生命倫理専門調査会報告書「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方」（2004年7月23日）を取り上げます。</p> <p>参考文献 中谷瑾子『21世紀につなぐ生命と法と倫理』（1999年）29頁?119頁を読んで下さい。佐伯仁志「生命の保護」山口厚ら『理論刑法学の最前線Ⅱ』（岩波書店、2006年）を読んで下さい。</p>
<p>第9回</p>	<p>ヒト幹細胞と再生医療について検討します。検討材料は「ヒト幹細胞の樹立及び使用に関する指針」（文部科学省平19・5・23改正）、「ヒト幹細胞を用いた臨床研究に関する指針」（厚生労働省平18・7・3）とします。幹細胞治療と再生医療の可能性と危険性について考えます。</p> <p>参考文献 新聞で話題になっているiPS細胞について調べて下さい。</p>
<p>第10回</p>	<p>生殖補助医療：人工授精・体外受精、及び着床前診断および出生前診断をめぐる法的諸問題を検討します。</p> <p>参考文献 石原・前掲『法と生命倫理20講』第1講2頁以下を読んで下さい。石原・前掲『法と生命倫理20講』第4講37頁以下を読んで下さい。</p>
<p>第11回</p>	<p>診療情報の特質と医療における個人情報保護について学びます。「診療情報の提供等に関する指針」（厚生労働省平15・9・12）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省平16・12・24）、「医療システムの安全管理に関するガイドライン 第3版」（厚生労働省平20・3）の内容を中心に検討します。</p> <p>参考文献 上の指針、ガイドラインを参考して下さい。</p>
<p>第12回</p>	<p>医療事故と届出制度について検討します。医療事故防止体制の枠組みのなかにおける報告制度のあり方について考えます。最判平16・4・13判例時報1861号140頁を取り上げます。</p> <p>参考文献 上の最高裁判決についての判例批評ないし解説、および「異状死等について—日本学術会議の見解と提言—」（日本学術会議第2部・第7部平17・6・23）に目を通して下さい。</p>

<p>第13回</p>	<p>遺伝子診断・治療および遺伝子解析研究をめぐる法的問題を取り上げます。検討材料は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省平17・6・29改正）です。</p> <p>参考文献 上の指針をよく読んでおいて下さい。</p>
<p>第14回</p>	<p>医薬品・医療機器の臨床試験（治験）をめぐる法的諸問題をテーマとします。検討材料は、いわゆる新GCP、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平9・3・27厚生省令第28号）、及び医療機器GCP「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平17・3・23厚生労働省令第36号）です。</p> <p>参考文献 「臨床研究・臨床試験のあり方」樋口編著・前掲『ケーススタディ・生命倫理と法』114頁以下も参照して下さい。</p>
<p>第15回</p>	<p>試験</p>

授業科目名	医事法Ⅱ				
担当者名	古川 俊治				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	現在の医療関連法務や医療関連訴訟の中で問題となる各論点を取り上げ、法曹実務家として必要とされる基本的知識の習得を目的とする。 医療過誤訴訟の中で、問題となる典型的論点について、最高裁判例と代表的下級審裁判例を分析し、実務家として必要な知識と思考方法を習得する。医師法、医療法、薬事法などの特別法についても必要な範囲で取り上げる。 本授業の到達目標は、現在の医療関連法務や医療関連訴訟に関する問題点を、法曹実務家として取り扱うのに、必要な基礎的能力を身につけることが目指される。
2. 関連する科目との関係	医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者2年次以降で、基幹法律科目を修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。
3. 授業の方法	まず、講義により基本論点を解説した後、具体的な事例について医学文献の調査等を体験し、レポートの作成やディベートを通じて、医事訴訟実務の基本的技能を身につける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回にレジュメを配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	医療事故の法的解決手続の概要 医療事故に関する法的解決の概要について解説する。特に、民事上の医療過誤訴訟について、診療契約の論理的分析と実務上の扱いについて検討する。
第2回	説明義務（1）インフォームド・コンセント 説明義務における注意義務懈怠は、医療技術上の注意義務懈怠と並ぶ医療過誤訴訟における主要な争点である。説明義務は、インフォームド・コンセントと療養指導に大別されるが、まず、インフォームド・コンセントについて近年の最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。
第3回	説明義務（2）療養指導 近年の療養指導に関する最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。
第4回	説明義務（3）—特殊なケースに関する説明義務 医療上の意思決定の代行の問題、癌の告知、宗教上の輸血拒否の問題を扱う。癌告知に関しても、国民意識の変化を受け、近年の判例の論旨には変化がうかがえる。裁判例の状況と、今後の訴訟の動向について検討する。宗教上の輸血拒否は、医療現場において、多様な問題を引き起こしてきた。平成12年の最高裁判例を経て、一応の原則が示されたものの、医療現場においては尚、問題点を孕む。具体的設例について、実務の観点より検討する。
第5回	医療水準論 未熟児網膜症事件に関する一連の最高裁判例の中で、我が国における医療水準論は発展してきたが、近年の裁判例では、一層の厳格な判断が見られるようになった。現在の evidence-based medicine の議論との関連において、現在の医療水準の状況と問題点について検討する。
第6回	転医義務 医療機関には大学病院、地域の基幹病院、中小一般病院、開業医と様々な規模や専門性がある。患者の病態や疾患によって、医師に高次医療機関への転医を勧めるべき義務が生じる場合について検討する。

第7回	医薬品・医療機器による健康被害 医薬品・医療機器による健康被害は、医療事故の半数近くを占める。各ケースにおける医師・医療機関の責任と医薬品・医療機器企業の責任について、薬事法を含めて解説する。
第8回	救急医療における問題点 救急医療においては、些細な過誤が患者の生死に直結するため、医師に特に高度の注意義務が必要などされる領域であるといえる。救急医療に関する医療過誤の代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。
第9回	医療過誤訴訟における証明 医療関連訴訟においては、科学的知見に基づく訴訟上の証明が最も重要な問題となる場合が多い。科学的知見の取扱いの問題、鑑定をめぐる実務上の問題点などについて検討する。
第10回	医療過誤訴訟における因果関係と損害 医療関連訴訟においては、因果関係の証明が最も重要な問題となる場合が多い。民事訴訟における因果関係認定の判定の原則と実務における具体的認定、刑事訴訟における因果関係などについて検討する。また、医療過誤訴訟においては、癌や難治性疾患など、もともと根治が期待できない患者が対象となる場合も多く、その場合、患者の損害が問題となる。延命利益や期待権などの判例理論について検討する。
第11回	看護師その他の医療従事者 看護師その他の医療従事者は、それぞれの資格に関する法によって、医療行為に関して限られた権限を付与されており、これを逸脱することは許されない。一方、裁判例では、看護師が医師から独立した責任を問われる例もある。これら医師以外の医療従事者の権限と責任について検討する。
第12回	刑事医療過誤 医療過誤事件では、業務上過失傷害・致死罪のほか、秘密漏示罪、虚偽診断書等作成罪、医師法違反などの事案がある。各種の刑事医療過誤裁判例を取り上げ、その特徴について検討する。
第13回	医事紛争解決の実務 医事紛争の実務での解決過程について、医師会の医療事故処理委員会や保険会社の機能、東京地方裁判所専門部の訴訟手続運用などについて検討する。
第14回	医療におけるリスクマネジメント 医療事故防止のための医療安全対策活動について検討する。
第15回	試験

授業科目名	サイバー法				
担当者名	藤原 宏高				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>この科目では、民法を基本とした知的財産法の基本的知識を前提として、コンピュータやネットワークの利用など、サイバー空間において発生した法律問題やその関連法を検討することによって、現代社会に生起する日々新たな法律問題に迅速かつ的確に対応できる法的思考力や紛争解決能力を獲得させることを目的とする。</p> <p>実務法曹の役割は、日々発生する新たな紛争や法律問題に自ら立ち向かうとともに、時としてはあるべき法制度を社会に提案して、より良き社会の実現に法的立場から関与するところにある。この役割を十全に果たすためには、法律を学び必要な法的知識を身につけるだけでは足りず、IT技術に対する興味と理解を基礎に、今日のIT社会に対する広い関心と時代の流れに対する鋭い方向感覚が求められる。</p> <p>その結果、新しい法分野についても、能動的に法解釈を行う能力と姿勢を習得させることを本授業の到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法を基礎とした法体系全般への理解と知的財産法（特に著作権法）の基本的知識を有することを前提とする。</p> <p>該当科目については履修するか、自習しておいていただきたい。</p>
3. 授業の方法	<p>事前に配布した資料を基に、担当者からの説明及び質問と、これに対する学生の回答及び全体での議論という形式で授業を行なう。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>授業に必要な資料は、その都度、電子データで事前配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民法及び著作権法などの知的財産法とサイバー法（cyber law） サイバー法の対象領域、特徴</p>
第2回	<p>ネット上での名誉毀損の成否 （ニフティサーブ現代思想フォーラム事件、2ちゃんねる動物病院事件）</p>
第3回	<p>ネット上の名誉毀損行為、著作権侵害行為に対する法的救済手続き （プロバイダー責任制限法による免責の要件とその運用ガイドライン、発信者情報開示手続きとそのガイドライン化）</p>
第4回	<p>プライバシー侵害と個人情報保護法、プライバシーマーク制度の実務 （宇治市住民基本台帳データ不正漏洩事件、ヤフーBB事件など）</p>
第5回	<p>会社による社内電子メールの閲覧とプライバシー侵害 （電子メール無断モニタリング事件など）</p>
第6回	<p>高度情報通信ネットワークと情報セキュリティ （高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、電子署名及び認証業務に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律など）</p>
第7回	<p>住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）とプライバシー侵害 （住基ネット大阪高裁判決など）</p>
第8回	<p>社員による企業の情報漏洩と不正競争防止法違反</p>

第9回	ネット上の著作権侵害 (ホームページ制作上の注意、新聞引用上の注意、掲示板の匿名発言の複製など)
第10回	ファイル交換ソフトと著作権侵害 (ファイルログ事件、Winny 事件)
第11回	テレビ番組のネット転送事業と著作権侵害 (録画ネット、まねきTV事件)
第12回	ネット上での電子商取引と関連法規 (特定商取引法 電子消費者契約法、古物営業法等)
第13回	インターネットオークションの問題と対策 (ヤフオク事件など)
第14回	レポートの講評

授業科目名	Legal Writing				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	リーガルプロフェッショナルにとって、書く能力より大切な能力があろうか。書く能力とは、母語で書く能力として捕らえることが普通である。しかし、書く能力は根本的には自分の考えを明確にして揃える能力であり、そのような能力の有無は、特定の言語の知識の有無とは別問題であろう。母語で書くことができる者は、他の言語を覚えればその言語でも書くようになる。また、他の言語で書くことを習得すれば、母語でも書くことを習得したことになる。本授業は、特定の言語に限定せず、法律文書を書く能力の向上を図る。
2. 関連する科目との関係	テキストには、アメリカの現役の裁判官を始め、現役法曹のトレーニングのためのものを用いる。この教科書は読者の幅広い法律知識と法律経験を前提にしているため、例題や問題をあらゆる法律分野から引っ張ってくる。民事訴訟の準備書面に重点を置きながら、特許のバリエーション、障害者差別禁止法、タックスプランニングなどと分野も多岐に亘る。
3. 授業の方法	第1回だけは講義方式で行う。第2回～第6回はいわゆる問題演習方式になり、受講者に宿題の解答を教室の書画カメラなどでプレゼンテーションさせながら授業を進める。第7回～第14回はソクラティックメソッドになる。また、毎回最初に（第1回だけは最後に）小テストを行う。小テストに採点やコメントを付けて次回に返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	Bryan A. Garner, <i>Legal Writing in Plain English: A Text with Exercises</i> (University of Chicago Press, 2001) をテキストとして使用するが、英語のみならずすべての言語に共通する箇所を抜粋して毎回の推定予習時間をおよそ2時間に抑える。
6. 授業内容（細目）	
第1回	2009-04-11 Introductory lecture: Deductive vs. Inductive Reasoning. 演繹的論法と帰納的論法の違いを簡単に紹介してから、テストを行う。遅れた人は、自滅する。
第2回	2009-04-18 推定予習時間 120分（内訳 reading 45分、exercises 75分） 1. Read page xiii through page xiv line 10 (47 lines), pages xvii through xix (96 lines), page 1 (14 lines), and Section 1 except for the exercises (47 lines). (Time: 35 minutes.) 2. In the exercises to Section 1, ignore the instructions in italics and ignore the material at the top of page 5, but do read the Henderson v. Ford Motor Co. casenote. What kind of reasoning is contained in the Reasoning section of the casenote: deductive reasoning, inductive reasoning, or is it unclear? If the reasoning is unclear, isn't this ips? fact? bad legal writing? Think about how the reasoning could be clarified, which is the first step to improving the writing. (Time: 35 minutes.) 3. Read quickly Section 3 except for the exercises (81 lines). (Time: 10 minutes.) 4. In the exercises to Section 3, prepare a response to the third intermediate exercise (the Kathcart exercise). Print out your response in a form suitable for display using the projector and screen in the classroom [以下同じ]。To save typing, cut and paste from http://press-pubs.uchicago.edu/garner/documents/section3.html . (Hint: To understand the significance of the dates, visit www.wipo.int , search for 'Paris Convention', and read Articles 4.A(1) and 4.C(1) of the Convention.) (Time: 40 minutes.)
第3回	2009-04-25 推定予習時間 120分（内訳 reading 50分、exercises 70分） 1. Read Section 5 except for the exercises (45 lines) and Section 6 except for the exercises (64 lines). Note that the problems mentioned in the second paragraph on page 20---especially the first two---are generic problems, not limited to English. (Time: 20 minutes.) 2. In the exercises to Section 6, prepare a response to the third intermediate exercise (the Garrett v. Dailey exercise). In addition to reducing the average sentence length, make any other changes that you think will improve the passage. To save typing, cut and paste from http://...同上.../section6.html . (Time: 20 minutes.) 3. Read Section 7 except for the exercises (45 lines). (Time: 10 minutes.)

	<p>4. Find in a Japanese-language legal source an example of either subject-verb separation or verb-object separation. First retype the original sentence, with the citation, and then type your corrected version below it. (Adapted from the advanced exercise at the end of Section 7.) (Time: 30 minutes.)</p> <p>5. Read Section 9 except for the exercises (49 lines). (Time: 10 minutes.)</p> <p>6. In the exercises to Section 9, prepare a response to the intermediate exercise (the No Default or Violation of the Law exercise). To save typing, cut and paste from http://...同上.../section9.html. (Time: 20 minutes.)</p> <p>7. Read Section 10 except for the exercises (29 lines) and Section 11 except for the exercises (27 lines). (Time: 10 minutes.)</p>
第 4 回	<p>2009-05-02 推定予習時間 100 分 (内訳 reading 50 分、exercises 50 分)</p> <p>1. Read Section 12 except for the exercises (84 lines). (Time: 15 minutes.)</p> <p>2. In the exercises to Section 12, prepare a response to the second intermediate exercise (the An Interpreter Is Needed exercise). (Time: 25 minutes.)</p> <p>3. Read Section 15 except for the exercises (70 lines). Note that the 'proofreaders' marks' (manual markup symbols) illustrated on pages 41 and 42 and also on page 26 are a de facto global standard. (Time: 15 minutes.)</p> <p>4. Read Section 17 except for the exercises (29 lines) and Section 20 except for the exercises (81 lines). (Time: 20 minutes.)</p> <p>5. Find in a Japanese-language legal source a long sentence or a short to medium paragraph that strikes you as particularly unspeakable. Type it, with the citation, and then below it provide a bulleted list of reasons why you consider it difficult to read aloud. (Adapted from the intermediate exercise at the end of Section 20.) (Time: 25 minutes.)</p>
第 5 回	<p>2009-05-09 推定予習時間 140 分 (内訳 reading 45 分、exercises 95 分)</p> <p>1. Read Section 23 except for the exercises (69 lines). (Time: 10 minutes.)</p> <p>2. Find in a Japanese-language legal source a passage that contains too much unnecessary detail. First retype the original passage, with the citation, and then type your corrected version below it. (Adapted from the advanced exercise at the end of Section 23.) (Time: 20 minutes.)</p> <p>3. Read Section 27 except for the exercises (46 lines). (Time: 10 minutes.)</p> <p>4. (DIFFICULT) In the exercises to Section 27, prepare a response to the advanced exercise (the Group Annuity Policies exercise). To save typing, cut and paste from http://...同上.../section27.html. (Time: 60 minutes.)</p> <p>5. Read Section 29 except for the exercises (77 lines). (Time: 15 minutes.)</p> <p>6. In the exercises to Section 29, do the basic exercise (the Julia's Damages exercise). Then compare your answer with the model answer on page 216. (Time: 15 minutes.)</p> <p>7. Read Section 30 except for the exercises (47 lines). (Time: 10 minutes.)</p>
第 6 回	<p>2009-05-16 推定予習時間 160 分 (内訳 reading 45 分、exercises 115 分)</p> <p>1. Read Section 32 except for the exercises (126 lines). (Time: 20 minutes.)</p> <p>2. (VERY DIFFICULT) In the exercises to Section 32, reorganize and rewrite the paragraph from an oil-and-gas lease in the intermediate exercise. If you think it necessary, break the paragraph into subparagraphs and add headings. To save typing, cut and paste from http://...同上.../section32.html. (Time: 45 minutes.)</p> <p>3. Read Section 36 except for the exercises (138 lines). (Time: 25 minutes.)</p> <p>4. (DIFFICULT) In the exercises to Section 36, reorganize and rewrite the paragraph from a sale-and-purchase agreement in the first intermediate exercise (the paragraph that begins, 'If Seller's production...'). If you think it necessary, break the paragraph into subparagraphs. To save typing, cut and paste from http://...同上.../section36.html. (Time: 35 minutes.)</p> <p>5. Find in a Japanese statute or regulation a passage containing at least two provisos. Rewrite the passage to eliminate the provisos and otherwise improve the style. (Adapted from the advanced exercise at the end of Section 36.) (Time: 35 minutes.)</p>
第 7 回	<p>2009-05-23 推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分)</p> <p>1. Read Appendix B.4 (481 lines), thinking about the following questions: (a) How can a multi-unit residential property owner ('you') expect to profit from this contract? (b) How does Time Warner Connect ('we') expect to profit from this contract? How soon?</p>

	(c) In the signature area at the end of the contract, note that 'we' has been organized as a New York general partnership. Why? (Hint: This follows from the answer to the second part of question (b).)
第 8 回	2009-05-30 第 7 回と同じ。
第 9 回	2009-06-06 推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分) 1. Read Appendix B.1, including the footnotes (391 lines), thinking about the following questions: (a) Who is the 'our client' mentioned in the fifth line of the first paragraph? (Hint: There is no McLean County in New York. The only McLean Counties in the United States are in Illinois, Kentucky, and North Dakota.) (b) What is the substantive-law issue in this case? (Hint: This follows from the answer to question (a).) (c) Assume that we are representing the Grimsbys. How can we get the McLean County police reports excluded? (Hint: This follows from the answer to question (b).)
第 1 0 回	2009-06-13 第 9 回と同じ。
第 1 1 回	2009-06-20 推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分) 1. Read Appendix B.2, including the footnotes (396 lines), thinking about the following questions: (a) The ADA requires the removal of architectural barriers in pre-ADA facilities 'where such removal is readily achievable' (42 USC §12182(b)(2)(A)(iv)). What is the purpose of this provision? (Hint: Use inductive reasoning.) (b) Assume that we are representing Sally Burton. To defeat this motion for summary judgment, what kind of evidence do we need to look for? (Hint: This follows from the answer to question (a).)
第 1 2 回	2009-06-27 第 1 1 回と同じ。
第 1 3 回	2009-07-04 推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分) 1. Read Appendix B.3, including the footnotes (656 lines), thinking about the following questions: (a) Assume that, just yesterday, Dr. Alvarez retained us to represent him. To win on the procedural issue (waiver of appellate complaint), what kind of argument do we need to make? (b) Assume that, just yesterday, Dr. Alvarez retained us to represent him. To win on the substantive issue (civil conspiracy), what kind of evidence do we need to look for? (Hint: 鈴木あみ (後、亜美に改名) はなぜ干されたか。)
第 1 4 回	2009-07-11 第 1 3 回と同じ。
第 1 5 回	2009-07-25 試験

授業科目名	Drafting International Agreements				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	In this course we shall study the complete documentation of several recent acquisitions by Japanese investors of major overseas assets. The emphasis will be not on the structuring of the deals themselves but rather on the structuring of the documentation.
2. 関連する科目との関係	'Legal Writing' is a prerequisite. (This rule doesn't apply to exchange students.)
3. 授業の方法	This course will be taught in English.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	The documentation that we study in this course will be either from the public domain or redacted and used with permission.
6. 授業内容（細目）	
第1回	2009-09-26 Acquisition of a joint operating interest in the oil and gas industry.
第2回	2009-10-03 第1回と同じ。
第3回	2009-10-10 第1回と同じ。
第4回	2009-10-17 第1回と同じ。
第5回	2009-10-24 第1回と同じ。
第6回	2009-10-31 Acquisition of substantially all the assets of a manufacturing business.
第7回	2009-11-07 第6回と同じ。
第8回	2009-11-14 第6回と同じ。
第9回	2009-11-28 第6回と同じ。
第10回	2009-12-05 第6回と同じ。
第11回	2009-12-12 Acquisition of substantially all the assets of a service business.
第12回	2009-12-19 第11回と同じ。
第13回	2010-01-09 第11回と同じ。
第14回	2010-01-16 第11回と同じ。
第15回	2010-01-30 試験

授業科目名	Introduction to American Law				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	アメリカ法そのものというより、アメリカ法を題材にして、アメリカ流の法の学び方に重点を置きたい。特に大事なのが受講者による 'stating the case' であり、第1回を除いて毎回その練習をさせる。本授業の到達目標は、すべての履修者がこのスキルを習得することである。
2. 関連する科目との関係	特になし。
3. 授業の方法	ソクラティックメソッドを用いて、英語で教える。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	McAlinn, Rosen, and Stern, An Introduction to American Law (Carolina Academic Press, 2005).
6. 授業内容（細目）	
第1回	2009-04-06 Basic principles of American law.
第2回	2009-04-13 Constitutional law: division of powers between the states and the federal government.
第3回	2009-04-20 Constitutional law: separation of powers within the federal government.
第4回	2009-04-27 Constitutional law: rights of individuals and other "persons".
第5回	2009-05-11 The jury system.
第6回	2009-05-18 The legal profession.
第7回	2009-05-25 Contracts.
第8回	2009-06-01 Torts and product liability.
第9回	2009-06-08 Real property.
第10回	2009-06-15 Criminal law.
第11回	2009-06-22 Criminal procedure.
第12回	2009-06-29 Business law.
第13回	2009-07-06 Marriage and the family.
第14回	2009-07-13 Administrative law.
第15回	2009-07-27 試験

授業科目名	Comparative Constitutional Law				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	This course will cover a variety of fundamental issues under US and Japanese Constitutional Law. At the first class, we will select topics of interest and then select leading US and Japanese Supreme Court cases dealing with the issues selected. The purpose of the course is to compare how these various issues are dealt with in two different countries. This will provide students with insights into the difference between Civil Law and Common Law jurisdictions as well as some of the differences between US and Japanese society. It will also give the students an excellent opportunity to consider and explain Japanese legal principles in English, a skill that will be very valuable in the future.
2. 関連する科目との関係	憲法
3. 授業の方法	We will use a seminar format with plenty of chances for students to express their ideas and to ask questions. The basic language to be used in the classroom will be English but students may ask questions and discuss points in Japanese as necessary. We will spend approximately two weeks per topic selected although this may be extended as necessary.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course, overview of US Constitutional Law and selection of issues to be covered.
第2回	The US Constitution, Bill of Rights and the Supreme Court.
第3回	Issue 1 Freedom of Religion--The Free Exercise Clause
第4回	Issue 1 Freedom of Religion--The Free Exercise Clause
第5回	Issue 2 Freedom of Religion--The Establishment Clause
第6回	Issue 2 Freedom of Religion--The Establishment Clause
第7回	Issue 3--To be decided
第8回	Issue 3--To be decided
第9回	Issue 4--To be decided
第10回	Issue 4--To be decided
第11回	Issue 5--To be decided
第12回	Issue 5--To be decided
第13回	Issue 6--Free Speech and Pornography (People v. Larry Flynt)
第14回	Issue 6--Free Speech and Pornography
第15回	試験

授業科目名	American Contract Law				
担当者名	茅野 みつる				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	Objective: To introduce students to basic principles of American contract law and to implement the DNA of professionalism (namely, the ability to analyze and discuss cases in a logical manner). From time to time, comparison will be made to important concepts under Japanese contract legal principles. Abstract: This course provides an overview of the rules that govern the formation, interpretation and performance of contracts, and the remedies available for breach of contracts. The aim is to show how the rules reflect awareness on the part of lawgivers, and that the contract is an integral part of the economy and must be nurtured as such.
2. 関連する科目との関係	Other courses in American law; minpo.
3. 授業の方法	In every American law school, contracts is a required course for first year students. It is usually meets multiple times a week for the whole year. Since this course attempts to cover the same subject in less than half of that time, the depth of coverage may correspondingly be reduced. Nonetheless, the instructor intends to make no compromise in terms of classroom discipline, and she will expect all students to maintain exactly the same as obtained in American law school classroom, to wit, arriving on time and being prepared to participate in classroom discussions. This class will be conducted in English.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	Robert A. Hillman, Principles of American Contract Law (Thomson West), and other case law and materials provided in class.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to American law (federal system; common law system); origins of contract law.
第2回	Consideration and the bargain theory
第3回	Requirement of agreement; assent and offer
第4回	Offer
第5回	Acceptance and revocation; mailbox rule
第6回	Promissory estoppel; unjust enrichment
第7回	Statute of frauds; remedies; duty to mitigate
第8回	Remedies
第9回	Policing doctrines; parole evidence rule
第10回	Contract interpretation
第11回	Condition to performance, order of performance
第12回	Short questions and answers
第13回	Grounds for excusing performance
第14回	Summary; review of sample contract
第15回	試験

授業科目名	Comparative Corporate Law				
担当者名	ギブンス, スティーブン				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	This course will compare US and Japanese corporate law on the central questions of corporate management and control.
2. 関連する科目との関係	There are no formal prerequisites. A basic understanding of Japanese company law and/or US corporation law would be advantageous.
3. 授業の方法	We will use the Socratic method intensively to analyze cases and other texts and to sift out their underlying logic, values and policies.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	The readings will primarily consist of paired American and Japanese judicial opinions that illustrate different responses to common issues and problems. English translations of Japanese language materials will be provided for the benefit of students who do not read Japanese. For whose benefit should corporations be managed: shareholders only or a larger set of “stakeholders”? How concerned should we be about potential conflicts of interest between management and shareholders, shareholders and other stakeholders, large shareholders and small shareholders? To what extent should management be involved in contests for corporate control, and what should management be allowed to do in the face of “hostile” bids? What is the proper role of the courts and litigation in policing conflicts between and among stakeholders? The answers that the Japanese and American legal systems have provided to these questions have been quite different, reflecting different values and business cultures.
6. 授業内容（細目）	For whose benefit should corporations be managed: shareholders only or a larger set of “stakeholders”? How concerned should we be about potential conflicts of interest between management and shareholders, shareholders and other stakeholders, large shareholders and small shareholders? To what extent should management be involved in contests for corporate control, and what should management be allowed to do in the face of “hostile” bids? What is the proper role of the courts and litigation in policing conflicts between and among stakeholders? The answers that the Japanese and American legal systems have provided to these questions have been quite different, reflecting different values and business cultures.
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	試験

授業科目名	Corporate Governance & Risk Management				
担当者名	名取 勝也、マクリン、ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	This course will introduce students to the basic principles of corporate governance and risk management. The course will be comparative in nature with the professors providing insights into the applicable principles and trends under US and Japanese law. Students will also develop an understanding of the difference between the work of an in-house company lawyer and a lawyer working in a law firm. To enhance this experience, two class sessions will be held outside of Mita campus. One will be held at IBM Japan and will cover intellectual property and the manner in which IP lawyers protect the valuable assets of a company. The second will be held at the law office of a prominent attorney engaged in investigating problem areas within companies.
2. 関連する科目との関係	会社法
3. 授業の方法	The course will be conducted in a seminar format with students working on hypothetical problems and discussing a variety of issues that can come up in the corporate environment.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course.
第2回	Lecture on the difference between in-house and outside attorneys.
第3回	General principles of corporate governance in the US and Japan.
第4回	Corruption--Foreign Corrupt Practices Act
第5回	Corruption--OECD Anti-bribery Convention and Japan
第6回	Corruption and Fraud--The Enron case
第7回	Work Rules
第8回	Protecting IP—IBMJ
第9回	Codes of Conduct
第10回	Codes of Conduct
第11回	Corporate Social Responsibility
第12回	Corporate Social Responsibility
第13回	Visit to Law Office re Company Investigation Practice
第14回	Conclusion and Best Practices Review
第15回	試験

授業科目名	Corporate Finance and Law				
担当者名	グロンディン, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	Objective: To teach students the key elements of the law and practice of corporate finance and the theory and practice of project finance Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects of the law and practice of corporate finance and project finance. The course will cover US, English and Japanese law, with a special focus on corporate debt and equity financings and international project finance structures for infrastructure development. The objective of this course will be to introduce students to the basic concepts, legal principles and structures of standard corporate finance structures and transactions, such as equity and debt finance, convertible equity and debt securities, bank finance and capital markets securitization structures as one segment of the course, and then will also take a similar approach to introducing students to the basic concepts, legal principles and structures of typical project finance transactions for major infrastructure projects in developing countries and private finance initiatives (PFI) in advanced economies
2. 関連する科目との関係	Other courses on American Law、会計学、商法 I・II、企業会計法、企業金融法、金融法実務、金融法務 BP・WP
3. 授業の方法	Instruction will be in English, and will comprise both lectures, case studies and Socratic method for class discussion.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	The method of instruction will utilize a standard us textbook as well as practical materials developed from real transactions to provide students with a view of the practical aspects of legal practice in these fields and the nature of these types of complex financial transactions within a single country and on a cross-border basis.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction and Overview to corporate and project finance
第2回	Equity Securities: Rights, Powers and Protections
第3回	Convertible Securities and Options: Rights, Power and Protections
第4回	Debt Securities: Public and Private Debt, Senior and Subordinate
第5回	Corporate Governance
第6回	Enterprise and Securities Valuation
第7回	Securitization
第8回	Venture Capital and Private Equity
第9回	Capital Structure, Leverage and Rating Agencies
第10回	Insolvency, Bankruptcy, Reorganization and Liquidation
第11回	Project Risk Analysis and Mitigation
第12回	Perspective of the Sponsors, Developers and Suppliers
第13回	Perspectives of the Lenders: Debt, Repayment and Security
第14回	Implementation and Operation
第15回	Dispute Resolution and Foreclosure

授業科目名	Forensic Accounting				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、企業不正という兆ドル問題を取り上げる。原因論的（どのような状況で企業不正が起こり勝ちか）、技術的（どのような「技法」が企業不正に使われ勝ちか）、経験的（企業不正を見破るのにどのような手掛かりが得られるか）、そしてフォレンジック（法廷でどうやって企業不正を立証するか）などのアプローチを併用する。特に、大企業を破壊するばかりかその顧問会計事務所や顧問法律事務所をも共に破壊し兼ねない、不正な財務会計の問題に着眼する。本授業で、このようなキャリアダメージの予防接種を行いたい。／In this course we shall study a trillion-dollar problem: fraud. We shall approach the problem etiologically (under what circumstances is fraud likely to occur), technically (what techniques do fraudsters employ), empirically (what indications of fraud might an outsider be able to observe), and forensically (how can fraud be proved to a court). We shall pay special attention to financial-statement fraud because of its proven potential to destroy not only major corporations but also the accounting firms and law firms that service them. The goal of this course is to inoculate every student against this kind of career damage.</p>
2. 関連する科目との関係	春学期の「企業会計法」の応用版として位置づけたい。
3. 授業の方法	<p>財務諸表上の不正処理を理解するためには、まず財務諸表がどう作成されるかを理解する必要がある。即ち、複式簿記、修正及び決算記入、並びに財務諸表作成手順等についての理解である。これらは決して概念的に理解困難なものではないが、習得するためには、実践により体に覚えさせること---即ち、宿題---が必須である。従って、本講義の前半においては、毎週宿題を課す。／To understand the games that are played with financial statements, one must understand where financial statements come from, i.e. one must understand double-entry bookkeeping, adjusting and closing entries, and financial statement preparation. These are not conceptually difficult matters, but they can be learned only by practice, i.e. homework. Therefore during the first half of this course there will be weekly homework assignments.</p> <p>後半は、不正会計が行われた実例を題材に授業を進める。この分野に足を踏み入れる弁護士が、いかに不正を早期発見できるか、いかに予防策を講じることができるかに主眼を置く。／During the second half of this course, actual cases of fraudulent accounting will be studied. The emphasis will be on fraud-spotting and prophylaxis for the lawyers involved in the matter.</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書/textbooks: 細野祐二『法廷会計学V S 粉飾決算』(日経BP、2008年); Joseph T. Wells (Ed.), Fraud Casebook: Lessons from the Bad Side of Business (Wiley, 2007)。参考サイト/reference sites: http://www.acfe.jp/ ; http://www.acfe.com/ 。
6. 授業内容（細目）	
第1回	2009-09-28 Orientation. At this session the students should inform the instructor which languages they prefer for instruction and teaching materials and how much they already know about bookkeeping and accounting. Based on the answers to these questions the instructor will revise the teaching plan as necessary.
第2回	2009-10-05 Double-entry bookkeeping; the flow of bookkeeping data.
第3回	2009-10-19 Accrual-basis accounting; adjusting entries.
第4回	2009-10-26 Preparing financial statements, with or without closing entries.
第5回	2009-11-02 The purchase method of accounting for business combinations その1. Comparison with the pooling-of-interests method. Financial statements on date of business combination.

第 6 回	2009-11-09 The purchase method of accounting for business combinations その 2 . Financial statements after date of business combination; equity method. Elimination of intercompany transactions.
第 7 回	2009-11-16 中間テスト
第 8 回	2009-11-30 Bernard L. Madoff (IPA: /?me?d?f/).
第 9 回	2009-12-07 Livedoor.
第 1 0 回	2009-12-14 Off-the-books slush funds and bribery.
第 1 1 回	2009-12-21 WorldCom.
第 1 2 回	2010-01-15 (月曜代替日) Enron.
第 1 3 回	2010-01-18 Fraudulent accounting for business combinations.
第 1 4 回	2010-01-25 Fraudulent accounting in workouts and securitizations.
第 1 5 回	2010-02-01 試験

授業科目名	Multinational Corporations & Law				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	This course is intended to explore the basic nature and operational framework for multinational enterprises (MNEs). In the era of a rapid globalization, MNEs have grown as a tremendous force exerting influence on a wide variety of areas from international and global politics to core issues of development. The key question we will be asking in this course is whether and how MNEs should be regulated on an international and domestic level.
2. 関連する科目との関係	会社法, Corporate Governance & Risk Management
3. 授業の方法	The course will be conducted in a seminar format with students conducting independent research online and in the library and then reporting/discussing the results in class. The main language of the classroom will be English but students are free to ask questions and to discuss topics in Japanese as necessary.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course and defining the MNE
第2回	MNEs and the Global Economy
第3回	MNEs Framework for International Operations
第4回	MNEs and the Environment
第5回	MNEs and Labor
第6回	MNEs and IP Rights
第7回	MNEs and Economic Regulation
第8回	MNEs and the UN
第9回	Codes of Conduct and Corporate Social Responsibility as "Soft" Law
第10回	Codes of Conduct and Corporate Social Responsibility as "Soft" Law
第11回	Watch and discuss the movie "The Corporation"
第12回	Watch and discuss the movie "The Corporation"
第13回	Foreign Direct Investment and the Settlement of Investment Disputes
第14回	Foreign Direct Investment and the Settlement of Investment Disputes
第15回	試験

授業科目名	M&A and Strategic Alliances				
担当者名	グロンディン, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To teach students the key elements of the law of mergers, acquisitions and strategic alliances; To introduce students to the basic concepts, legal principles and structures of standard corporate merger and acquisition structures and transactions that can be used in Japan domestically and for cross border transactions, such as equity share exchanges, triangular acquisitions with second step mergers, going private transactions, leveraged acquisitions and acquisition finance, use of convertible equity and debt securities and off-balance sheet aspects of structured transactions.</p> <p>Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects of the law of mergers, acquisitions and strategic alliances. The course will cover US and Japanese law, with a special focus on cross-border M&A. In relation to global strategic alliances, the course will focus on basic joint venture transaction structures as well as other types of looser global alliance structures and the basic concepts and legal principles typical for such transactions, including termination and dispute resolution mechanisms</p>
2. 関連する科目との関係	Other courses on American Law、商法 I・II、企業法務 BP・WP、渉外法務 BP・WP
3. 授業の方法	This course will use a modified Socratic method and discussion. Class will be conducted in English.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	A standard US casebook will be used in this class. Practical materials developed from real transactions will be referred to.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction and Overview to the law of mergers, acquisitions and strategic alliances
第2回	Friendly and Hostile Mergers and Acquisitions
第3回	Power and Fiduciary Duties of the Board of Directors
第4回	Shareholder Voting and Appraisal Rights; Proxy Regulations
第5回	Antitakeover Statutes and Other Defenses
第6回	Registration, Disclosure and Clearance Requirements (US, Japan and International)
第7回	M&A Agreements: Structure and Practice, Share versus Asset Transactions
第8回	M&A Agreements: Representations and Warranties, Indemnities, Holdbacks and Remedies
第9回	M&A Agreements: Labor, Management, and Intellectual Property and Successor Liability
第10回	Accounting and Tax Issues
第11回	Strategic Joint Ventures: Strategies and Structures
第12回	Negotiating Joint Ventures
第13回	Defining Terms—Scope, Competition, Term & Termination
第14回	Implementation and Operation
第15回	Strategic Alliance

授業科目名	International IP Licensing Agreements				
担当者名	ジョンソン, エドワード、マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	This course will provide students with an overview of the basic principles of intellectual property law comparing US and Japanese law. After acquiring the basic principles, the main focus of the course will be on IP licensing strategy and on drafting and negotiating licensing and franchising agreements. We will examine the actual license agreements for a multinational corporation engaged in licensing IP related to the retail coffee shop business. This case resulted in a lawsuit being filed in the US and an eventual settlement.
2. 関連する科目との関係	知的財産法
3. 授業の方法	This course will be a combination of lecture and discussion. Students will be asked to do a small amount of writing and negotiating in class. The main language of the class will be English but students may ask questions or discuss topics in Japanese as necessary.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Forms of doing international business--sales, distribution, licensing/franchising & direct investment
第2回	Overview and comparison of US and Japanese IP law
第3回	Strategic issues for IP licensing
第4回	IP licensing and distribution agreements
第5回	Issues related to franchising
第6回	Confidentiality and Non-Disclosure Agreements
第7回	Confidentiality and Non-Disclosure Agreements
第8回	Introduction of the Coffee License Case
第9回	The Structure of the Transaction
第10回	The License
第11回	Visit to Law Firm to discuss US Supreme Court IP case
第12回	The License
第13回	The Lawsuit
第14回	The Settlement
第15回	試験

授業科目名	WTO Law				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	WTO法の勉強は、憲法の勉強と同様、成文法の全体的構造の学習から始めなければならない。WTOに関しては成文法の量の多さがこのアプローチを難しくするが、諦めてはならない。下記の「教材」欄で記すように、315ページの和英対照WTO条約集を用意しているの、これを修得することを目指す。
2. 関連する科目との関係	秋学期の「国際経済法」への前哨戦として位置づけたい。
3. 授業の方法	ソクラティックメソッドを用いて、英語で教える。なお、英語に拘りたいことには訳がある。WTOでは、フランス語とスペイン語も公用語ではあるが、上席委員会の報告から事務局長のスピーチまで、大切な情報の原文は殆ど英語で、専門用語も、ほんの一部のラテン語とフランス語を除いて、英語のみである。日本の法律なのに、英語で勉強しないと仕事にならない、というものはこれが唯一かも知れない。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	英文のケースブック（200ページ強）を作成しているの、毎週、次の回のテーマに関連する箇所をPDFファイルとして履修者に送る。また、マラケシュ協定並びにその附属書に含まれている20の協定及び関係文書の和英対照版（315ページ）を履修者に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	2009-04-06 The political economy of the Uruguay Round and the WTO.
第2回	2009-04-13 How can states how can states bind themselves to treaties related to trade and the economy その1.
第3回	2009-04-20 How can states how can states bind themselves to treaties related to trade and the economy その2. Practice in 'stating the case': United States v. Capps, Inc.; Crosby v. National Foreign Trade Council; ECJ Opinion 1/94; Portuguese Republic v. Council.
第4回	2009-04-27 Most favored nation treatment and national treatment その1. Practice in 'stating the case': Belgian Family Allowances; Treatment of Germany of Imports of Sardines; Canada---Certain Measures Affecting the Automotive Industry; Indonesia---Certain Measures Affecting the Automotive Industry.
第5回	2009-05-11 Most favored nation treatment and national treatment その2. Practice in 'stating the case': Japan---Taxes on Alcoholic Beverages; Canada---Certain Measures Concerning Periodicals.
第6回	2009-05-18 Most favored nation treatment and national treatment その3. Practice in 'stating the case': Italian Discrimination Against Imported Agricultural Machinery; Korea---Measures Affecting Imports of Fresh, Chilled, and Frozen Beef; Norway---Procurement of Toll Collection Equipment for the City of Trondheim.
第7回	2009-05-25 Agreement on Technical Barriers to Trade.
第8回	2009-06-01 Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures.
第9回	2009-06-08 S&D. Practice in 'stating the case': EC---Tariff Preferences.

第 1 0 回	2009-06-15 Agreement on Agriculture; Agreement on Subsidies and Countervailing Measures. Practice in 'stating the case': EC---Sugar; U.S.---Upland Cotton.
第 1 1 回	2009-06-22 GATS. Practice in 'stating the case': U.S.---Gambling Services.
第 1 2 回	2009-06-29 TRIPs and copyright law. Practice in 'stating the case': the Phil Collins case.
第 1 3 回	2009-07-06 TRIPs and patent law. Practice in 'stating the case': Canada Pharmaceutical Patents.
第 1 4 回	2009-07-13 The WTO and international tax policy.
第 1 5 回	2009-07-27 試験

授業科目名	International Dispute Resolution				
担当者名	井上 治、中村 達也				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	国際紛争解決のための国際訴訟及び商事仲裁を中心とするADR（裁判外紛争解決）の主要な論点についての基本的知識を習得することである。
2. 関連する科目との関係	本講義は、「民事手続法」、「裁判外紛争解決」について国際的視点からアプローチするものであり、これらの科目と密接な関連性を有する。また、「国際私法」、「国際商取引法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」などとも関連性を有する。
3. 授業の方法	講義方式で行うが、各問題点について議論も取り入れながら進める。プロブレム・メソッドも用いる。講義は日本語で実施する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として①小林秀之『国際取引紛争（第3版）』（弘文堂・2003年）及び②中村達也『国際ビジネス紛争の解決—訴訟・仲裁・ADR—』（大学教育出版・2008年）を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際訴訟のガイダンス 国際訴訟の実例を取り上げて国境を越えて繰り上げられる国際訴訟のダイナミズム及び紛争解決の実務の現状について概観する。
第2回	国際紛争解決の実際① 国際紛争解決に関する著名なケースを紹介し、国際訴訟において典型的に現れる主要な法的論点について分析する。
第3回	国際紛争解決の実際② 国際紛争解決に関する著名なケースを紹介し、国際訴訟において典型的に現れる主要な法的論点について分析する。
第4回	法廷地の選択と国際裁判管轄 法廷地の選択について、学説、米国のケース等を紹介しつつ、国際訴訟における管轄などについて検討する。
第5回	国際訴訟競合 日本と諸外国において訴訟が競合する複雑な国際訴訟の場面における、訴訟手続きの進め方について検討する。
第6回	国際司法共助 送達、証拠調べなどの場面において日本及び諸外国との間で実施される国際的な協力関係の仕組みについて解説する。
第7回	外国判決の承認及び執行 外国判決の承認・執行手続きについて検討する。
第8回	国際仲裁のガイダンス 仲裁の意義、特徴、法源、仲裁機関、実務の現状等について概観する。
第9回	仲裁と準拠法 国際仲裁における国際私法上の問題として、仲裁契約、仲裁手続の準拠法、仲裁判断の実体基準等を取り上げ、検討する。

第10回	仲裁契約① 仲裁契約固有の法理である分離独立性 (Separability)、コンピテンス・コンピテンス (Competence/Competence) について検討する。
第11回	仲裁契約② 仲裁条項のドラフティングを取り上げ、実務上の留意点を中心に解説する。
第12回	仲裁手続① 仲裁人の選任、忌避等について検討する。
第13回	仲裁手続② 審理手続について解説する。
第14回	仲裁判断の取消し、承認・執行 仲裁判断の取消制度の意義、外国仲裁判断の承認・執行要件について検討する。
第15回	試験

授業科目名	大陸法特別講義Ⅰ（大陸法財団寄附講座）【登録番号】53812				
担当者名	未定 （コーディネーター 金山直樹）				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>21世紀におけるグローバリズムの潮流の中にあつて、フランスを中心としたヨーロッパ諸国においても、西洋法を継受した日本においても、ローマ法以来の大陸法文化のよき伝統を承継し、さらにそれぞれの法圏における固有の法文化の発展を融合させて、新たな法秩序を形成することが重要な課題とされている。</p> <p>本講義は、国際性を開設理念の1つとして掲げる慶應義塾大学大学院法務研究科における21世紀の国際社会を先導する法曹の養成に寄与するとともに、同研究科を拠点として、フランスをはじめとする大陸法国の法律家との相互協力を深めることによって、大陸法文化の普及および発展を図ることを目的とする。</p> <p>本年度の全体テーマは、「大陸法の価値」または「物権法の新たな展開」のどちらかを予定している。その下に、4つの小テーマに分かれて、オムニバス方式で、大陸法で教鞭をとる4名の教授が各々2回（第1テーマのみ1回）の講義を担当することになっている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本寄附講座は「展開・先端科目」に位置づけられ、「フランス法」、「ドイツ法」、「EU法」と関連を有する。また本年度のテーマ「法と経済」は、民法法系、社会法系、国際系の諸科目との関連を持つ。だがそれらの科目の履修が要求されるわけではなく、逆に本授業において、21世紀におけるグローバリズムの中における法システムのあり方について根源的な問題意識を育むことを通じて、それらの関連する科目の理解がより深まることが期待されている。</p>
3. 授業の方法	<p>講義およびディスカッションにより講義を実施する。授業は外国語で行われるが、通訳を付すので、外国語についての素養は要求されない。なお、通訳が介在するため、授業時間については、延長されることが予想される。この点は受講生には了解して頂きたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	適宜レジュメを配付する。
6. 授業内容（細目）	（以下の内容は昨年度の例である。今年度も、10月～12月の間の月曜日5限、土曜日の4限に時間割を入れる予定である。詳細は、登録時までに掲示する）
第1回	<p>第1回 第1テーマ：「序論」 日時：11月1日（土）4限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し5限に延長する） 担当：ミシェル・グリマルディ教授 パンテオン＝アサス（パリ第2）大学</p> <p>「法と経済」という優れてアメリカ法的な問題設定に関して、フランス法がどのようなスタンスを持っているのか、現状と問題点を概観する。</p>
第2回	<p>第2テーマ（第1回）：「契約法と経済①」 日時：11月15日（土）4限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し5限に延長する） 担当：イヴ・マリ・レティエ教授 ランス（シャンパーニュ＝アルデーヌ）大学</p> <p>債権者の権利の実効性という点で、いかにフランス契約法が経済的効率性において英米法に勝っているか。その点を、たとえば権利の強制的実現の可能性ならびに違約罰の扱いを例に論証したい。</p>
第3回	<p>第2テーマ（第2回）：「契約法と経済②」 日時：11月17日（月）5限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し6限に延長する） 担当：イヴ・マリ・レティエ教授 ランス（シャンパーニュ＝アルデーヌ）大学</p> <p>債権者の権利の実効性という点で、いかにフランス契約法が経済的効率性において英米法に勝っているか。その点を、たとえば権利の強制的実現の可能性ならびに違約罰の扱いを例に論証したい。</p>
第4回	<p>第3テーマ（第1回）「会社法と経済①」 日時：11月29日（土）4限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し5限に延長する） 担当：ミシェル・ジェルマン教授 パンテオン＝アサス（パリ第2）大学</p> <p>商事会社に関する2005年6月29日法は、強行規定を減らすことによって、定款自治に委ねられる部分を拡大することを主眼とした。こうして商事会社は、経営の自由を最大限に享受することとな</p>

	った。その現状を検証し、未来を展望したい。
第5回	<p>第3テーマ（第2回）「会社法と経済②」 日時：12月1日（月）5限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し6限に延長する） 担当：ミシェル・ジェルマン教授 パンテオン＝アサス（パリ第2）大学</p> <p>商事会社に関する2005年6月29日法は、強行規定を減らすことによって、定款自治に委ねられる部分を拡大することを主眼とした。こうして商事会社は、経営の自由を最大限に享受することとなった。その現状を検証し、未来を展望したい。</p>
第6回	<p>第4テーマ（第1回）「担保法、倒産法と経済①」 日時：12月6日（土）4限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し5限に延長する） 担当：フィリップ・デュピシヨ教授 メーヌ大学</p> <p>この講義では、フランス担保法および倒産法が経済事情に従属しているとの仮説を検証するとともに、それが肯定されるとしてその程度を測定したい。</p>
第7回	<p>第4テーマ（第2回）「担保法、倒産法と経済②」 日時：12月8日（月）5限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し6限に延長する） 担当：フィリップ・デュピシヨ教授 メーヌ大学</p> <p>この講義では、フランス担保法および倒産法が経済事情に従属しているとの仮説を検証するとともに、それが肯定されるとしてその程度を測定したい。</p>

授業科目名	フランス法Ⅱ				
担当者名	山元 一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本授業では、とくに公法分野についてのフランス法についての知識を増進するために、これまでの憲法改正の動向、特に2008年7月の大改正をフォローすることとしたい。到達目標は、なるべく正確にそして早くフランス法文献を読みこなすことができるようになることである。
2. 関連する科目との関係	憲法Ⅰ，憲法Ⅱ，フランス法Ⅰ，フランス法Ⅲなどと関連する。
3. 授業の方法	輪読式の文献購読の仕方で行う。語学的理解とフランス法・政治についての理解をクロスオーバーさせることができるようになるように努める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業で取り上げる文献については、授業担当者が、フランス憲法の教科書等から適当な部分を取捨選択し、受講者に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	1958年憲法制定史
第2回	1958年憲法の特質(1)
第3回	1958年憲法の特質(2)
第4回	1958年憲法の特質(3)
第5回	1958年憲法の下での憲法改正(1)
第6回	1958年憲法の下での憲法改正(2)
第7回	1958年憲法の下での憲法改正(3)
第8回	2008年7月の憲法改正について(1)
第9回	2008年7月の憲法改正について(2)
第10回	2008年7月の憲法改正について(3)
第11回	2008年7月の憲法改正について(4)
第12回	2008年7月の憲法改正について(5)
第13回	2008年7月の憲法改正について(6)
第14回	2008年7月の憲法改正について(7)
第15回	2008年7月の憲法改正について(8)

授業科目名	フランス法Ⅲ				
担当者名	金山 直樹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	フランス私法の根幹を占める債務法、または草案が公にされた物権法の最新状況を勉強する。具体的には、フランスの債務法改正草案または物権法改正準備草案を読むことを通じて、フランス民法の基本的な考え方を学ぶ。
2. 関連する科目との関係	フランス法Ⅰの他、民法系の各科目
3. 授業の方法	仏書講読の形式で行なう。語学的説明にも重点を置く。ただし、テキストには英訳があるものを選ぶ予定なので、英語で受講することも可能である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	プリントして配布予定。
6. 授業内容（細目）	原書をととも読む。
第1回	ガイダンス
第2回	コース1（以下、仮予定）
第3回	コース2
第4回	コース3
第5回	無効・失効・対抗不能1
第6回	無効・失効・対抗不能2
第7回	合意の解釈、効力、法性決定1
第8回	合意の解釈、効力、法性決定2
第9回	債務の分類1
第10回	債務の分類2
第11回	債務不履行1
第12回	債務不履行2
第13回	原状回復1
第14回	原状回復2
第15回	予備

授業科目名	ドイツ法 I				
担当者名	江口 公典				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>ドイツ法 I では、ドイツ法のうち最も広い意味における私法の領域を対象として、2年次以降の受講生がわが国における法曹養成とりわけ実務法曹養成の観点から必要な知見ないし有益な知見を獲得することを目的とする。第1の到達目標は、明治期以来わが国の法秩序の形成・発展に大きな影響を与えてきているドイツ法について、歴史的な展開の側面を含めてその特徴を理解することであり、第2の到達目標は、現代の国際取引等の主要な相手方としてのドイツを念頭に置いて、経済法等の主要分野について基本的知識を獲得することである。</p> <p>なお、ドイツ法に関する個別的法律問題を独力で解決するためには、ドイツ語能力が不可欠となる。時間の制約はあるが、一定の時間をドイツ語文献の講読に当てる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>ドイツ法 II の履修によってドイツ法を総合的に学習することが望ましい。また、個別問題について多数の科目が置かれているアメリカ法のほか、複数の諸国の法秩序に関する基礎的な知見を深めることをとおして、広い視野に立って法律家としての素養を身につけることが望まれる。さらに、ドイツ法をはじめとする外国法の知識を深めておくことは、基本科目、選択科目に含まれる各実定法の問題点ないし争点について検討する場合に、比較検討の素材を豊にすることにつながる。</p>
3. 授業の方法	<p>1～6回では、基本的に通常の講義形式を採用する。7～14回では、ドイツ語文献を講読する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>村上淳一＝ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門』（改訂第5版、有斐閣刊）、その他ドイツ語文献・資料等に基づいて授業を行う。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ドイツ法の歴史的基礎(1)</p> <p>「ドイツ」法に関する考察を進める基礎的作業として、西ローマ帝国の滅亡（5世紀）、フランク王国の東西分裂（9世紀）を経てドイツという観念が成立して以降、神聖ローマ帝国の枠組みの下において封建社会が進展し、さらにドイツ帝国が成立する19世紀後半までの歴史的展開について概説する。また、それぞれの歴史的段階に即して法秩序の概要を論じる。</p>
第2回	<p>ドイツ法の歴史的基礎(2)</p> <p>「歴史的基礎(1)」で取り扱った時期以降、現在までの歴史的展開（①ドイツ帝国成立〔1871年〕以降の展開、②第1次世界大戦とワイマール共和国、③ナチス支配と第2次世界大戦、④戦後復興、東西分裂、統一）について述べ、それぞれの歴史的段階に即して法秩序の概要を論じる。</p>
第3回	<p>ドイツ私法概説(1)</p> <p>ドイツ民法を概説する（総則・債権法・物権法・家族法）。また、近時の債権法改正の経緯と内容について詳述する。さらに、ヨーロッパにおける民事法分野の平準化の動向およびわが国民民事法に対するそのインパクトについて、総論的に検討する。</p>
第4回	<p>ドイツ私法概説(2)</p> <p>商法、労働法を取り上げ、基本構造、特質および日本法との比較の観点に重点を置いて概説する。</p>
第5回	<p>ドイツ経済法概説(1)</p> <p>ドイツ経済法の概要を解説する。</p> <p>①「経済法」概念の成立と経済法の展開（歴史的検討）</p> <p>②（主に W. Fikentscher, <i>Wirtschaftsrecht</i> の体系的整理に基づく）現行法の解説</p> <p>③わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法（<i>Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen</i>）について序論的検討</p>
第6回	<p>ドイツ経済法概説(2)</p> <p>第5回の検討（とくに上述③）を踏まえて、競争制限防止法に関する各論的検討を行う。わが国独占禁止法とドイツ競争制限防止法の間には、現代の独占禁止法制としての共通点がみられる一方で、規制対象となる競争秩序侵害類型の体系の点やサンクションのあり方の点で大きな相違があることも否定できない。このことに留意しながら、カルテル、垂直制限等の主要な規制について踏み込んだ考察を加える。</p>

第7回	<p>中間とりまとめ</p> <p>第1～6回について受講生からの質問を受け、質疑応答を行う。</p> <p>また、ドイツ法文献講読(第8～14回)の進め方について説明し、ドイツ語能力の問題等について問題点を解明する。</p>
第8回	<p>ドイツ法文献講読(1-1)</p> <p>Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen を講読する。(講読する文献は、近代市民法秩序の変容と社会法分野の生成を分かりやすく論じた小論文である。)</p>
第9回	<p>ドイツ法文献講読(1-2)</p> <p>Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen (法律家の世界像における変遷) を講読する。</p>
第10回	<p>ドイツ法文献講読(1-3)</p> <p>Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen (法律家の世界像における変遷) を講読する。</p>
第11回	<p>ドイツ法文献講読(2-1)</p> <p>わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法(Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen)を素材として、ドイツ法文献講読への導入を図る。この回と次回では、競争制限防止法の主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、わが国独占禁止法との比較検討を行う。今回は、カルテル禁止、市場支配的企業の濫用行為の規制を取り上げる。</p>
第12回	<p>ドイツ法文献講読(2-2)</p> <p>わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法を素材として、ドイツ法文献講読への導入を図る。前回と今回では、競争制限防止法の主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、わが国独占禁止法との比較検討を行う。</p> <p>今回は、市場支配的企業集中の規制、垂直的競争制限行為の規制を取り上げる。</p>
第13回	<p>ドイツ法文献講読(3-1)</p> <p>民法(債権法)改正およびヨーロッパにおける民事法の平準化に関する標準的なドイツ語文献を講読する。</p>
第14回	<p>ドイツ法文献講読(3-2)</p> <p>民法(債権法)改正およびヨーロッパにおける民事法の平準化に関する標準的なドイツ語文献を講読する。</p>
第15回	<p>まとめ</p> <p>受講者の質問および担当者の問題提起により、講義の成果をとりまとめ、将来の課題を確認する。</p>

授業科目名	イギリス法				
担当者名	島田 真琴				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	イギリスの司法制度、裁判制度及び契約法を中心にイギリス私法を概説した上、その応用として、イギリス法に準拠した典型的な取引契約（国際商品取引、国際融資契約、船舶ファイナンス、共同建設プロジェクト等）の内から適当な題材を選び、その基本的な仕組みとこれに関する法律問題を検討する。
2. 関連する科目との関係	イギリス法上の諸制度を日本の民商法及び取引実務と対比しながら授業を進めるので、1年次に配当される民商法科目を理解していることが受講の前提となる。本授業を受けることにより、比較法的な見地から日本法をより深く理解できる。 他の選択科目として関連性が高いのは、「国際商取引法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」、「涉外法務ベーシック・プログラム」及び「涉外法務ワークショップ・プログラム」である。
3. 授業の方法	判例、文献リスト及びテーマに関連する質問事項を列記したレジュメを事前配布し、これに従って学生に発問しながら適宜に討議する方法で授業を進める。また、授業中にワークショップの時間を設け、学生はグループに分かれて、ケーススタディ、契約書の検討、ドラフト、ロールプレイなどを行う。授業は日本語で進行するが、ワークショップで使用する資料の大半は英文である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	拙著「国際取引のためのイギリス法（慶應義塾大学出版会）」を教科書として進める。また、ワークショップでは、講師があらかじめ配布するレジュメ及び契約書、判例コピーなどの資料を利用する。参考文献は、第1回目の授業で紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イギリス法に準拠する国際取引および法曹の役割 イギリス法はどのような種類の国際取引に使用されているか、なぜ準拠法として選択されるのか、これらの取引に英国弁護士（Barrister 及び Solicitor）、日本弁護士がそれぞれどのように関与しているか、どのようにしてイギリス法を学習すればよいか等について紹介する。
第2回	イギリスの司法制度について及び判例の読み方 イギリスの裁判制度及びコモンローを初めとするイギリス法の法源について、日本の裁判制度や司法制度と比較しながら説明する。また、判例法がどのように確定し、法源として機能するのかについて具体的な事例を紹介しながら検討する。
第3回	契約の成立要件 (1)・ Offer and Acceptance について イギリス法上の契約成立要件の一部である Offer 及び Acceptance について、様々なタイプの契約における具体的な内容、方法を、判例を紹介しながら検討する。
第4回	契約の成立要件 (2)・ Consideration について イギリス法上の契約成立要件の一部であり、かつ日本法とは全く異質な法概念である Consideration (対価、約因)に関する諸問題を、判例を紹介しながら検討する。さらに、Consideration のない合意に拘束力を生じさせるための重要な法原則である Promissory Estoppel (禁反言の原則)を紹介する。
第5回	契約の成立要件 (3)・ Contractual Intention イギリス法上の契約成立のためのその他の要件である Intention to create legal relations、Certainty、Completeness などについて、判例を紹介しながら検討する。
第6回	契約前書面 (Pre-contractual documents) について Letter of Intent、Letter of Commitment、Heads of Agreement など、契約交渉中に取り交わす書面の目的、機能及びイギリス法上の法的効果を検討する。
第7回	不実表示及び錯誤 (Misrepresentation、Mistake) について Representation の意義、効果について判例を紹介しながら検討する。更に、Mistake に関する最近の判例の動向、Misrepresentation との相違などを検討する。
第8回	契約の条項・Conditions、Warranties、Innominate terms について イギリス法に基づく契約条項の種類として、Warranties と Conditions とがあるが、これらの違い、実際上の区別の仕方などについて判例を中心に検討する。
第9回	契約の解釈及び責任免除規定 (Exclusion Clause) について Parol Evidence Rule など、イギリス法上の契約解釈の一般原則とその例外を紹介する。さらに、いわゆる責任免除規定の効果、解釈原理について、一般原理と Unfair Contract Terms Act の適用がある場合とに分けて紹介する。

第10回	<p>契約の変更及び契約上の権利義務の移転・Variation、Assignment、Novation について Variation、Rescission、Waiver の意義、要件を紹介し、さらに、Assignment と Novation の違いを中心に、契約上の地位を移転するための手法と限界を検討する。</p>
第11回	<p>契約の終了・Termination、Frustration について 契約違反解除、合意解約など契約の終了原因とその要件、効果を概観した上、イギリス法独自の原理である Frustration に関するコモンロー及び法令を紹介し、イギリス法に準拠する契約において不可抗力条項 (Force majeure clause) を合意していない場合にどのような問題が生ずるかを検討する。</p>
第12回	<p>契約違反の救済措置及び信託制度・Remedies、Equity and Trusts について コモンローに並ぶイギリスの重要な判例法であるエクイティ (衡平法) に基づく信託制度を概説し、これがイギリス法上どのような役割を担っているか、具体的な事件を紹介しながら説明する。さらにコモンロー及び衡平法上の救済措置について紹介する。</p>
第13回	<p>ワークショップ - イギリス法に準拠した国際融資契約 ユーロ金融市場及びユーロ・ローン及びシンジケート・ローンの仕組みを解説した上で、あらかじめ配布した国際融資契約書の雛形 (英文) に基づいて、個々の契約条項の法的な意味、目的及びこれに関する法律上の問題点を、すでに学習したイギリス法上の諸概念、諸原則を用いて検討する。</p>
第14回	<p>演習課題検討、質疑応答</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	中国法				
担当者名	近藤 丸人				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	受講生が将来法律実務家として中国に関する渉外法務に携わるための必要な知識を身につけ、実務家として必要とされる問題解決能力、及び応用力を身につけることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	中国における経済活動及び中国との経済活動に関連する外為法並びに貿易取引に関する各法及び信用状統一規則等に関する講義及び演習も折に触れ行う。
3. 授業の方法	中国に関する渉外法務に携わる法律実務家になる資質としては、 ①カウンターパートである中国の法律実務家の考え方を理解し、 ②クライアントとなるビジネス現場のニーズを知る 必要があると考える。 ①に対応するため、1)中国法体系、2)契約法、3)公司法、4)知的財産権法、5)外国企業による投資形態、6)外国企業の事業遂行上生じる法的問題、7)紛争解決制度について基礎的な知識と実務上の問題状況を理解し、且つ自ら情報収集を行えるようになることを到達目標とする。 具体的には右到達目標は講義及びセミナーにより実現される。 ②に対応するため、A)基礎的知識を得た分野に関連して、典型的な問題とそれへの対応に必要なことは何かを知るとともに、B)予期せぬ事態に対して実務的な問題を発見し、軽重を判断し、且つそれへの対応可能な能力を身につけることを到達目標とする。 具体的には、右到達目標 A)B)は次の授業手法によって実現される。1)紛争事例について論点抽出と判断を求める(セミナー)、2)契約書作成実務において限られた時間内でコメントを出す(グループワーク ショップ)、3)契約書作成実務(セミナー:プレゼン)により実現される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	基礎的知識の取得に関しては、予め資料を通知する場合もある。講義に際しては適宜プリント等を提供する。 中国語の原文教材も使用する。必要があれば訳文も付するが、中国語の既習者であることは必ずしも必要ではない。
6. 授業内容（細目）	
第1回	中国法概観：学習の目的、語学学習との関係、実務における中国法
第2回	中国法体系への理解：法規体系、国家機関体系の概説及び基本的法律用語の理解
第3回	中国法体系への理解：法規体系、国家機関体系の概説及び基本的法律用語の理解
第4回	中国法体系への理解：法規体系、国家機関体系の概説及び基本的法律用語の理解
第5回	基本法への理解、民法通則、契約法、民事訴訟法、外国投資に関する法律 1
第6回	基本法への理解、民法通則、契約法、民事訴訟法、外国投資に関する法律 2
第7回	事例
第8回	事例
第9回	プレゼンテーション
第10回	基本法の理解(知的財産権法、その他) 1
第11回	基本法の理解(知的財産権法、その他) 2
第12回	事例
第13回	事例
第14回	プレゼンテーション
第15回	試験（レポート）

授業科目名	EU法				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>EUは約5億人の巨大市場を擁する。そこで適用される共通のルールとしてのEU法は、環境規制等のように事実上のグローバル・スタンダードを形成したり、競争法のように域外適用される場合がある。このようにして、EU域内に進出したり、輸出を行う日本企業でなくとも、規制への対応や制裁金の賦課などで多大な影響を被ることがある。そのため、日本企業の間では、EU法に精通した日本人弁護士への期待が高まっているが、そのような需要に応えることができていないのが現状である。</p> <p>本授業は、主にEU法未修者（および理解不十分なEU法既修者）を対象として、欧州連合（EU）法の中核を成す欧州共同体（EC）法についての基礎的理解を習得させることを目的とする。受講者が将来、実務上EC法に直面した際に的確な調査、判断、助言を行うための応用能力の基礎を提供することが到達目標である。</p> <p>そのため、本授業では、</p> <p>（イ）まずEU/EC条約およびEC法の法源について概要を踏まえた後、EU諸機関・立法手続・行政制度ならびに司法制度および訴訟手続について概観する。</p> <p>（ロ）次いで、EC法が国内法といかなる関係にあるのかをEC法の直接効果、国内法に対する優越性およびEC法上の権利の国内的救済という視点から解説する。</p> <p>（ハ）その後、実体法としての域内市場法すなわち物・人・サービス・資本の自由移動および競争法について説明を行う。それらとの関係で、環境規制（予防原則を含む）や消費者保護等についてもふれる。</p> <p>（ニ）最後に、域内市場法との関連で知的財産権およびWTO法がどのように位置づけられるのかについて説明する。</p> <p>なお、リスボン条約（2007年12月署名、未発効）や、最新の立法・判例についても紹介する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業との関係では必須ではないが、EU加盟国法（フランス法、ドイツ法、イギリス法など）、国際経済法、経済法等が関連科目となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式をとりつつも、あらかじめ配布するハンドアウトと教科書を使用して質疑応答を行いながら、双方向型の授業を実施する。また、パワーポイントも併用する。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>教科書は次のとおりである。 毎回必ず持参下さい。</p> <p>① 庄司克宏著『EU法 基礎篇』および『EU法 政策篇』（岩波書店、2003年） 必須（適宜更新しているのでなるべく最新刷りのものを入手下さい。）</p> <p>② 庄司克宏著『欧州連合 統治の論理とゆくえ』（岩波新書、2007年） 任意（なるべく入手下さい。）</p> <p>また、補助教材として設問および資料を印刷したハンドアウトを事前に配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>EU/EC条約の概要、法源、諸機関、立法手続、行政制度</p> <p>EU/EC条約の概要について説明した後、まず、EC法の法源として設立条約、派生法（規則、指令、決定など）、ECが締結した国際協定、法の一般原則、判例法について解説する。次いで、EC立法過程に関与する諸機関（理事会、欧州議会、コミッション）および立法手続（諮問手続、同意手続、共同決定手続）について概説し、最後にEC立法がどのように実施されるのかについて、とくにコミットロジー制度に言及しながら説明を行う。</p>
第2回	<p>司法制度および国内裁判所との関係（先決裁定手続）</p> <p>まず、司法裁判所および第一審裁判所について組織・構成および管轄権について解説を行う。次いで、先決裁定手続の解説を行い、同手続を通じて司法裁判所が国内裁判所といかなる関係にあるのかを下級審および最終審に分けて説明する。</p>
第3回	<p>直接訴訟（義務不履行訴訟、取消訴訟、不作為訴訟、損害賠償請求訴訟その他）</p> <p>司法裁判所および第一審裁判所における直接訴訟について、取消訴訟を中心に他の訴訟手続との関係を踏まえながら解説を行う。とくに私人の原告適格の範囲に焦点が当てられる。</p>

第4回	<p>EC法の直接効果と優越性</p> <p>EC法の直接効果の意義・要件および国内法に対する優越性との関係について概説した後、設立条約、派生法、国際協定に分けて説明を行う。私人のEC法上の権利に対する保護の視点から、とくに指令に焦点を当て、直接効果を有しない場合のその他の効果についても解説する。</p>
第5回	<p>EC法上の権利に対する国内的救済</p> <p>直接効果を有し、かつ国内法に優越するEC法規定に基づく権利が私人に付与されたとしても、その侵害に対する救済は国内裁判所において国内法に依拠して行われる。この点について、いかなるEC法上の要件が課されるのかを差別禁止および実効性という原則から説明する。また、EC法に違反した加盟国の私人に対する損害賠償責任について解説を行う。</p>
第6回	<p>域内市場総論および物の自由移動Ⅰ（関税・課徴金、内国税）</p> <p>物・人・サービス・資本の自由移動および競争法を中心とする域内市場を概観した後、物の自由移動のうち関税・課徴金の廃止および差別的な内国税の禁止について解説する。</p>
第7回	<p>物の自由移動Ⅱ（数量制限と同等の効果を有する措置）</p> <p>物の自由移動における最大の問題である数量制限と同等の効果を有する措置について、定義、明文の適用除外、相互承認と「不可避的要請」、デ・ミニミス・ルールの有無、「一定の販売取り決め」に関連する判例を取り上げながら解説を行う。また、環境保護(予防原則を含む)や消費者保護等についても言及する。</p>
第8回	<p>人の自由移動（労働者、開業、サービス、EU市民権）</p> <p>経済活動に従事するEU加盟国国民の自由移動について物の自由移動と比較しつつ、その範囲、明文の適用除外、相互承認と「公益上不可欠の理由」、資格同等性原則、デ・ミニミス・ルールの有無に関連する判例を取り上げながら解説を行う。また、金融サービス規制や人の自由移動とEU市民権の関係についても説明する。</p>
第9回	<p>資本の自由移動および経済通貨同盟</p> <p>資本の自由移動について他の自由移動との相違を踏まえながら、その範囲および適用除外について判例の動向とともに解説する。また、単一通貨ユーロ導入後におけるEUの金融政策、財政政策および為替レート政策の法的枠組についても説明する。</p>
第10回	<p>EC競争法Ⅰ（競争制限的行為の禁止）</p> <p>EC条約第81条の解説を行う。まず第81条1項について、事業者、協定および協調的行為、「目的又は効果」、デ・ミニミス・ルール等の解説を行う。また、域外適用の問題についても取り上げる。次いで第81条3項の適用免除について、排他的流通や選択的流通などの垂直的制限に関する一括適用免除を素材として使用しながら解説する。</p>
第11回	<p>EC競争法Ⅱ（支配的地位の濫用の禁止、合併規則）</p> <p>EC条約第82条の解説を行う。まず支配的地位の有無に関して産品市場および地理的市場、市場占有率および参入障壁について解説した後、濫用の態様について説明する。また、共同支配の問題についても取り上げる。さらに、合併規則について概説する。</p>
第12回	<p>EC競争法Ⅲ（手続的側面）</p> <p>EC競争法の遵守確保(enforcement)についての新規則、とくにEC条約第81条3項に基づく適用免除におけるコミッション、国内裁判所、国内競争当局の関係に関して解説を行う。</p>
第13回	<p>知的財産権（物の自由移動および競争法との関係）</p> <p>国内法の所産としての知的財産権はECレベルの物の自由移動を制限する方向に働くが、司法裁判所はどのようにして両者の調和を図っているかについて権利消尽理論に焦点を当て、特許、商標、著作権に関する判例を取り上げながら説明する。また、知的財産権とEC条約第81・82条の関係についても解説を行う。</p>
第14回	<p>WTO法との関係</p> <p>まずECの条約締結権の問題としてWTO協定にECが加盟国とともに署名した法的根拠（およびその後の条約改正）について解説した後、EC法の法源たる国際協定としてのWTO法がEC法秩序においていかなる効果を有するのかについて、直接効果の有無を含めて説明を行う。</p>
第15回	<p>試験（持ち込み可）</p>

授業科目名	アジア法				
担当者名	太田 達也				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本年度は、アジア法について概説した後、韓国の刑事法を中心に韓国法の講義を行う。韓国では、アメリカやドイツ、日本など海外の法制度を参考にしながらも、韓国社会や体制に応じた独自の法制度や施策が展開されており、近年は、裁判制度を含む様々な司法制度改革が推進されている。その一方で、韓国の法制度は、過去の歴史的経緯から、欧米に比べ、日本の法制度とその根幹において共通するところが少なくなく、日本の法制度と比較することで多くの知見が得ることができる。本講義では、日韓刑事法の比較・検討を通じて、韓国刑事法の特色を学ぶと同時に、刑事法の諸問題について考察する。本年度は、韓国法の全体的な内容を講義するものではなく、韓国刑事法を題材とした、比較刑事法の講義である。
2. 関連する科目との関係	本年度は特に刑事法を取り上げることから、基幹科目としての「刑事訴訟法」のほか、「刑事政策」、「被害者学」、「青少年と法」、「国際刑事法」などが基本知識を得るうえで参考になる。また、基礎法学科目に設置されている「司法制度論」も有益であろう。
3. 授業の方法	基本的には講義の形で進めるが、テーマ毎に主要な問題を設定し、受講者に意見を求めるほか、受講者で討論してもらい機会も設けたい。履修に当たっては韓国語の習得者である必要はないが、受講者の全員が韓国語の既修者である場合、韓国語の資料を読むことも考える。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に教科書は指定せず、必要に応じて、韓国の法令集、判例集、政府報告書、論文等の資料を教材として用いる。刑事法の参考書として、守山正＝安部哲夫『ビギナーズ刑事政策』成文堂（2008）を薦める。
6. 授業内容（細目）	
第1回	アジア法研究の意義と系譜 明治維新後の西洋法への傾倒と脱アジア法の時代から、植民地法としてのアジア法研究の時代を経て、戦後のアジアにおける経済開発とアジア法研究、さらに開発法学へと至るアジア法研究の系譜について概説したうえで、アジア法研究の意義と必要性について考察する。
第2回	アジア法の歴史と体系 アジア各国の歴史と法制史を概観しながら、アジア諸国における法制度の変遷を、特に植民地時代における法の継受と独立後の固有法制定という視点から解説する。
第3回	韓国の法制史 韓国の法制史を概観しながら、韓国法の発展と特色を解説する。
第4回	韓国の検察機構と訴追制度 特に、韓国の訴追制度と検察官の訴追裁量権に対する制御としての裁定申請制度について考察する。時間が許せば、韓国固有の保護観察附起訴猶予についても議論したい。
第5回	韓国の司法制度改革 2008年から施行された韓国の陪審制度を、日本の裁判員制度と比較しながら、検討する。
第6回	韓国の憲法裁判所 1980年代に新たに設置された韓国の憲法裁判所の機能や特色について分析する。
第7回	韓国の少年司法制度 日本の旧少年法や現行少年法と比較しながら、韓国の現行少年法と少年司法手続について検討する。2007年の少年法大改正の論点についても取り上げる。
第8回	韓国の研究者又は実務家による特別講義 時期と内容については、学期が始まった後に調整する。
第9回	韓国の刑事制裁 韓国における保安処分制度である治療監護制度の特色と問題について考察する。

第10回	<p>韓国の矯正 韓国における矯正制度（刑事施設における矯正処遇）の新たな動向について考察する。特に、新しい 民営刑務所の問題を取り上げる。</p>
第11回	<p>韓国の社会内処遇 韓国の社会内処遇として特徴的な社会奉仕命令と電子監視について検討する。</p>
第12回	<p>韓国におけるDV対策法 韓国が採用しているDV加害者に対する家庭保護手続とDV被害者の保護・支援について考察する。</p>
第13回	<p>韓国の犯罪被害者支援 犯罪被害者支援を担う韓国の民間団体の活動とその特色について考察する。そのなかで、2007年か ら実施されている刑事調停についても検討を加える。</p>
第14回	<p>日韓刑事司法共助 国際受刑者移送条約と両国の国内法整備、それに基づく運用の問題について検討する。</p>
第15回	<p>試験又はレポート提出</p>

授業科目名	開発法学（法整備支援論）				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、発展途上国への法整備支援を主要な題材に、①開発・発展(development)のために法制度がどのような役割を果たしているか、②グローバル化が進む社会の中で、国内および国際社会の法形成の仕方にどのような変化が生じているか、③そのために各国間の相互協力による法形成にどのような意義と課題があるかを、実践的かつ理論的に探求する。具体的には、(1)法整備支援が本格化した背景であるグローバル化(globalization)の意味を分析し、国家および国際社会の統治(governance)改革の一環として法整備支援が必然化した理由を確認する。ついで、(2)国際機関、政府、NGO等による法整備支援の実践例を題材に、その現状を分析し、その問題点を整理する。そして、(3)途上国への法整備支援を、今後は相互の法形成に有益な影響を与え合う法整備協力へと展開させるための基礎を学問的に分析する開発法学(Law and Development Study)の理論枠組を検討する。</p> <p>本授業は、国際社会の中で各国が置かれた立場を自覚し、法政策の立案や立法でも法律家が果たすべき役割を見つめ直す機会を提供することを目指している。それが発展途上国への支援という一方向的な問題ではなく、日本の統治改革や、市民社会の成熟にも通じる問題であることを理解してもらうことが、本授業の最終目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>現在の日本の法整備支援がアジア諸国を中心に展開していることとの関係で、アジア法、中国法などの授業が有益である。</p> <p>また、比較法の知識を豊富にする観点から、ドイツ法、フランス法、イギリス法が役立つ。さらに、社会の仕組みと法制度との関係という観点からは、法社会学や法哲学との関連性も深い。なお、発展途上国への法典起草支援や法律家養成支援では、効果的な法整備支援を行うために、実定法についての知識がきわめて有用である。とりわけ、民法、民事訴訟法、商法、破産法など、経済発展の基礎となる法分野の知識が有益である。</p>
3. 授業の方法	<p>担当者が用意するレジュメおよび資料を用いて授業を進める。</p> <p>受講者には、授業前に各回のテーマに対応するレジュメ、テキスト資料、その他の関連資料を読み、質問やコメントを準備してもらおう。授業の際には担当者が解説を加えた後に、受講者からの率直な質問、コメント、意見交換が自由にできる雰囲気で行いたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>①テキスト資料として、松尾弘『『開発法学』への招待—法と開発(Law and Development)の理論と実践—(1)～(24・完)』法学セミナー622号～645号(2006～2008)を用いる。</p> <p>②授業の進行予定案内を兼ねたレジュメを配布する。</p> <p>以上のほか、授業に先立って利用可能な参考文献として、以下のものがある。</p> <p>③森川俊孝＝池田龍彦＝小池治編著『開発協力の法と政治—国際協力研究入門—』(国際協力出版会、2004)。</p> <p>④安田信之『開発法学—アジア・ポスト開発国家の法システム—』(名古屋大学出版会、2005)。</p> <p>⑤香川孝三＝金子由香編著『法整備支援論—制度構築の国際協力入門—』(ミネルヴァ書房、2007)。</p> <p>その他の参考文献、過年度の授業で用いた教材等に関しては、http://www15.plala.or.jp/Matsuo/参照。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>I なぜ今、法整備支援か</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. なぜある国は豊かで、ある国は貧しいか 2. 制度改革をどのように実現するか 3. 国家統治から地球的統治へ <p>* 1980年代後半から法整備支援がにわかに活発化してきた背景として、東西冷戦構造の崩壊および「グローバル化」(globalization)の進展があるといわれる。とりわけ根源的な現象であるグローバル化が何を意味し、どのような原因によって進展し、なぜ法整備支援を必然化させたか、その因果関係を分析する。</p>

第2回	<p>4. 地球的統治の実現手段としての法整備協力</p> <p>* グローバル化の下で要請されるに至った法整備支援は、まずは被支援国の「良い統治」(good governance)の実現を目指すものである。しかしながら、それはまた、支援側の国家および国際社会の統治改革、地球的統治(global governance)の一環であることを確認する。</p>
第3回	<p>II. 法整備協力の実践と課題</p> <p>5. 国際機関による法整備支援 (その1)</p> <p>* 国連開発計画などの国連組織を中心に、法整備支援の目的、対象法分野、規模、方法および成果について比較し、問題点を抽出する。</p>
第4回	<p>5. 国際機関による法整備支援 (その2)</p> <p>* 世界銀行、国際通貨基金などの国際金融機関を中心に、法整備支援の目的、対象法分野、規模、方法および成果について比較し、問題点を抽出する。</p> <p>また、国際機関ではあるが、活動対象となる地域(region)がより限定された組織として、地域開発金融機関(RDB)と地域統合機関としての欧州連合(EU)を取り上げ、それが法整備支援にどのような形で取り組んでいるかを検証し、一般的な国際機関とも国家(政府)とも異なる独自の役割があるか、課題は何かを確認する。</p>
第5回	<p>6. 政府による法整備支援 I : 諸外国</p> <p>* 外国政府による法整備支援につき、アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)、カナダ国際開発庁(CIDA)、イギリス国際開発庁(DFID)、ドイツ技術協力会社(GTZ)、スウェーデン国際開発庁(SIDA)など、これまで法整備支援を積極的に実践してきた国家機関を取り上げ、支援の目的、対象法分野、規模、方法および成果について比較し、問題点を抽出する。</p>
第6回	<p>7. 政府による法整備支援 II : 日本</p> <p>8. NGO 等による法整備支援</p> <p>* 日本政府の対外援助政策として法整備支援がどのように位置づけられているか、ODA 大綱や ODA 白書の検証とともに、司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度—』(2001 年 6 月 12 日)における取り扱いなども視野に入れて分析する。そのうえで、日本政府が行っている法整備支援につき、国際協力機構(JICA)、その他の機関を取り上げ、支援の経緯、対象国、目的、対象法分野、規模、方法および成果について実証的に分析し、問題点を抽出する。また、各種の NGO や大学による法整備支援の取り組みについても概観する。</p>
第7回	<p>9. 法整備支援の現状と課題</p> <p>* まず、国際機関、地域機関、各国の政府、NGO などによる法整備支援の実践から浮かび上がった問題点を整理する。</p> <p>ついで、それらの問題を克服してゆくためにはどのような方策が必要かつ有効か、問題の根源を理論的に究明する方法を探求する。</p> <p>とりわけ、社会の仕組みにおける法制度の位置づけを明らかにし、それに基づいて制度改革を通じた社会発展を促しうるような社会認識モデルの構築を試みる。</p>
第8回	<p>III 「法と開発」(Law and Development)の一般理論</p> <p>10. 「法と開発」研究の展開と開発法学</p> <p>11. 人間行動の多様性とモデル化</p> <p>* まず、「法と開発」研究の展開をフォローして開発法学とは何かを定義し、その課題と方法を整理する。開発法学の基礎的な理論枠組としての社会認識モデルを提示する。</p> <p>つぎに、社会認識モデルの第1レベル(最下層)にある、きわめて多様な個性をもった個々の人間行動につき、どこまでモデル化が可能とみられているか、意思決定論や認知科学の分析成果を用いて検証し、一見バラバラな個々の人々(社会構造の第一レベル)の行動も、彼らが属する組織(同第二レベル)、彼らが服する制度(同第三レベル)、および規範的理念(同第四レベル)を視野に入れずには理解不可能であることを明らかにする。</p>
第9回	<p>12. 市場・企業、政府、市民社会—国家を構成する組織の相互作用</p> <p>(1) 社会の機能分化と国家を構成する組織</p> <p>(2) 市場と企業</p> <p>* 社会認識モデルの第二レベルにある様々な組織につき、国家を構成する3種類の組織、すなわち、①市場・企業、②政府、③市民社会について順次分析する。今回は、われわれの日常生活にとって最も身近で最も重要な組織である市場の存在意義と本質、およびそれと企業との関係を分析し、それらが相互補完的な組織であり、かつ政府および法制度なしには維持されえないことを検証する。</p>
第10回	<p>(3) 政府</p> <p>(4) 市民社会</p> <p>* 国家を構成する組織のうち、政府(government)の存在意義につき、契約ルールの設定、契約の強制的執行などを通じて、市場・企業の活動を支える強い政府としての側面と、そうした強大な政府による権限の濫用や逸脱を回避する正義に適った政府としての側面という、二つの側面からまずは考察し、何れの側面でも法の支配という制度的基盤が不可欠であることを検証する。</p> <p>さらに、市民社会の存在意義を明らかにするために、市場・企業といった経済的組織とは異なる公益的立場から、かつ強い政府がもつべき強大な権限の濫用や逸脱を最終的にコントロールしうる主体として、非経済的かつ非政府的な組織としての市民社会がもつ不可欠の機能を確認する。そのうえで、かかる市民社会も、政府が提供する民主的制度に支えられることによって初めて安定的に存立し、かつ有効に機能しうることを検証する。</p>

第11回	<p>13. 形式的制度・非形式的制度・制度変化—社会における制度の存在意義</p> <p>(1) 《開発においては制度が重要である》! ?</p> <p>(2) 制度の存在理由</p> <p>(3) 制度の本質と構造</p> <p>(4) 制度変化のメカニズム</p> <p>* 社会認識モデルの第三レベルとして、制度(institution)の存在理由と構造について、新制度学派の理論も手がかりにして検証する。それを踏まえ、社会改革を促しうような制度変化がどのようにして可能か、制度変化のプロセスを分析し、制度変化の要因としての法制度の役割と特色を再確認する。その際には、制度変化の偶然性を回避するうえで、社会の規範的理念が決定的に重要な役割を果たすことを明らかにする。</p>
第12回	<p>(5) 法制度の意義と機能</p> <p>* 様々な社会制度の中で、法に固有の特色、法の本質は何かを考える。そして、制度における法の位置づけと構造を確認し、法整備協力のモデルとして近代法モデルが有用か、現代の法改革に適用するにはどのような修正が必要か、権利の体系と法の支配の原理とはどのような関係に立つか、法の支配をどのように構築しうるか、法の支配の導入に伴う幾つかのジレンマとその改善方法を展望する。</p>
第13回	<p>(6) 非形式的制度と文化</p> <p>* 非形式的制度としての文化の意義と特色、制度改革における文化の重要性、多文化主義の含意、法改革における文化基底的アプローチとその有用性について検討する。</p>
第14回	<p>14. 規範理論の要請—社会における理論の挑戦</p> <p>IV 「良い統治」のための法律学</p> <p>15. 「良い統治」の意義</p> <p>16. 「良い統治のための法律学」としての開発法学</p> <p>* 社会認識モデルの第四レベルとして、規範的理念の重要性を再確認したうえで、その普遍性を正当化し、または批判する最終的な規準として、どの社会においても体系的な規範理論が要請されざるをえないことを明らかにする。そのうえで、どのようにすれば異文化間でも一般的に通用しうる規範理論を構築することができるかを、ポストモダンの洞察や多文化主義の含意をも踏まえて検討する。規範理論の中核価値としての個人主義、その根本原理としての正義論について検討する。</p> <p>「良い統治」の意義と測定方法、法の支配との関係、新開発国家論の検討、「良い統治のための法律学」としての開発法学の再定義、グローバル化社会における法律家の使命についても確認する。とりわけ、開発法学の理論枠組を用いることにより、問題に直面している法整備支援の実践に対し、どのような具体的な提言を行いうるか、幾つかの実際の法整備支援に当てはめて考えてみる。</p>
第15回	<p>レポート作成のために各自で準備を行う。</p> <p>補論：18世紀後半以降における日本の近代化と西洋法継受のプロセスを法整備支援という視点から再検討したり（とくに支援国側と日本政府との関係、整備すべき対象法分野の選定と順序、法整備支援を受けるための予算や方法、支援の結果、法整備と経済的・政治的・社会的発展との関係など）、日本の植民地政策や第二次大戦後の占領期における法改革の経験から得られる教訓などについても、簡潔に問題点の指摘を行う。そのうえで、それらと今日における法整備支援との異同につき、その背景事情の相違も含めて考察する。</p>

授業科目名	企業法務ベーシック・プログラム				
担当者名	今津 幸子、田中 郁乃				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業法務に関する最新の実務の状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力を習得するのに必要な基礎知識を修得することを目的とする。本科目では、多岐にわたる企業法務のうち、コーポレートガバナンス、各種取引における取引法、M&A、労働法を中心に企業法務の基礎について概観する。</p> <p>本科目の到達目標は、同一担当による「企業法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）と連動し、企業法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務家に必要な実践的な法知識、方法論及び検討の視点を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「WP」履修者に必要な基礎知識を提供するものであり、本科目の履修が「WP」履修の前提となるものである。</p> <p>また、必修科目である基本六法、特に「民法」、「会社法」の基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。</p>
3. 授業の方法	<p>授業の方法は、講義形式を用いる（ただし、適宜演習形式も用いる）。受講生は、指定された文献及びケース等について予習する事が義務づけられる。また本授業に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行うほか、適宜ゲストスピーカーの参加を得て、最新の実務の状況についての解説、討論等を行う。（そのため、授業内容の順序等に一部変更があり得る。）適宜、レポートの提出を義務づける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめ指定した文献及び用意した具体的設例を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>企業法務概観</p> <p>企業法務に関する現状、企業法務における企業内法務担当者と外部弁護士の役割・連携、専門化の現状、企業法務に必要な法律など、企業法務に関する初歩的な基礎知識について解説する。</p>
第2回	<p>会社設立</p> <p>株式会社の機関設計、設立手続等、会社設立の実務について解説する。</p>
第3回	<p>資金調達と企業法務 ①</p> <p>資金調達の形態と資金調達の実務において必要な基礎知識について解説する。</p>
第4回	<p>資金調達と企業法務 ②</p> <p>資金調達の実務において必要な基礎知識について解説する。</p>
第5回	<p>合併・買収・合併事業 ①</p> <p>合併・買収・合併事業の実務において必要な基礎知識について解説する。</p>
第6回	<p>合併・買収・合併事業 ②</p> <p>合併・買収・合併事業の実務において必要な基礎知識について解説する。</p>
第7回	<p>知的財産権と企業法務</p> <p>技術取引（知的財産権）の実務について解説する。</p>
第8回	<p>労働法と企業法務 ①</p> <p>労働法（個別労働法）の実務について解説する。</p>
第9回	<p>労働法と企業法務 ②</p> <p>労働法（団体労働法）の実務について解説する。</p>

第10回	税法と企業法務 企業法務に必要な税法に関する基礎知識について解説する。
第11回	独占禁止法と企業法務 独占禁止法の実務について解説する。
第12回	株主総会 株主総会の実務において必要な基礎知識について解説する。
第13回	紛争解決と企業法務 紛争解決の実務について解説する。
第14回	証券取引法 企業法務に必要な証券取引法に関する基本的事項について解説する。
第15回	期末レポート

授業科目名	企業法務ベーシック・プログラム				
担当者名	江口 公典、澤田 和也、菅原 貴与志、戸井川 岩夫、豊泉 貫太郎、福井 琢、矢嶋 雅子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本科目においては、企業法務分野全般のガイダンスをした後、架空のストーリーを扱ったケースブックに基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、内紛、企業再編などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、商法だけでなく、企業法務分野において頻繁に取り扱う法領域（独禁法、労働法、倒産法、金融商品取引法、国際取引法その他）との関連性を学習し、企業法務という業務分野についての基本的な知識と理解を得ることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じて、既に商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していることを前提としている。「商法総合Ⅰ・Ⅱ」のように、基本的に商法の論点を中心に扱う科目と異なり、出来るだけ現実の企業活動に則して、商法だけでなく、企業法務分野で頻繁に取り扱う分野についても学習する。 最終的には、同一担当者による「企業法務ワークショップ・プログラム」において取り扱うコーポレートガバナンス（企業統治）及び企業再編を履修するための基礎的科目と位置づけられる。
3. 授業の方法	ゲストスピーカーの回を除いて、全体をA・B 2班に分け、同じ内容を交互に行う。ケースブックに沿って、あらかじめ用意された問題を事前に検討し、十分予習した上で授業に臨み、講師との質疑応答及び講師による解説を通じて、問題点についての理解を深める。また適宜小テスト、レポートの提出などを求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	1で述べたケースブック及び問題集を用いる。授業後には各回のポイントをまとめた資料を配布し、復習しておくべき関連の文献、判例などを紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	企業法務全般のガイダンス及び株式 企業法務の内容、企業法務分野で取り扱う主な法律、企業法務分野における外部弁護士と企業法務担当者の関係、オールラウンドプレイヤーと専門化など、全般的な講義を行った後、特許やノウハウを有する人物が開業資金を工面して株式会社を設立することを前提に、様々な仕組みの中から、設立者の要求を満たすにはどのような内容を選択すべきかを検討する。
第2回	A：第2回 B：第3回 取引先との契約（1） 製品の販売や資材の購入に伴う契約書を実際に作成してもらい、典型的な取引に伴う様々な問題点を検討する。クレームの発生（製造物責任）、債権保全、回収、独占禁止法との関係、特許侵害などを学習する。
第3回	A：第3回 B：第2回 取引先との契約（2） 国際取引契約書の基本について学習する。
第4回	A：第4回 B：第5回 独占禁止法の遵守 企業活動に伴って、独占禁止法が関係してくる典型的な場面を設定して、談合、カルテル、不公正な取引方法などについて学習する。
第5回	A：第5回 B：第4回 資金調達

	会社の買収場面を想定して、事業を拡大していく過程で必要不可欠な資金調達について検討する。借入金、社債、新株の発行、新株予約権の発行などを学習する。
第 6 回	株式の公開（ゲストスピーカー） 企業規模の拡大に伴い、株式の公開に踏み切ることとしたとの前提のもとに、実際の株式の上場実務について学習する。
第 7 回	A：第 7 回 B：第 8 回 債権回収 取引先が倒産しそうであるとの想定のもとに、倒産危機への対応及び債権の回収方法について学習する。
第 8 回	A：第 8 回 B：第 7 回 リストラ 従業員が社内手続に違反したとの想定及び事業拡大を急いだあまり経営が悪化したため、その原因となった不振にあえぐ一部門についての対策を講じるとの想定のもとに、労働法上の解雇権の濫用、整理解雇四要件などを学習する。
第 9 回	A：第 9 回 B：第 10 回 企業再編（1） 子会社を吸収合併するという想定及び不振部門を切り離すとの想定のもとに、会社法上の企業再編の諸問題などについて学習する。
第 10 回	A：第 10 回 B：第 9 回 取締役の責任 取締役の 1 名が競業行為を行っており、その上会社が取引先にも損害を与えたとの想定のもとに、競業禁止義務違反、取締役の第三者に対する責任などの問題点を検討する。
第 11 回	A：第 11 回 B：第 12 回 企業再編（2） 第 9 回に続き、子会社を吸収合併するという想定及び不振部門を切り離すとの想定のもとに、企業再編実施に際して独禁法の諸問題などについて学習する。
第 12 回	A：第 12 回 B：第 11 回 内紛（1） 大株主、取締役入り乱れて、会社の経営権をめぐって争いが生じたとの想定の下で、様々な問題点を検討する。株主の帳簿閲覧請求権、第三者に対する有利発行などを学習する。
第 13 回	A：第 13 回 B：第 14 回 内紛（2） 第 12 回に続き、会社の経営権をめぐって争いが生じたとの想定の下で、様々な問題点を検討する。株主総会決議の取消訴訟、取締役の違法行為の差止めなどを学習する。
第 14 回	A：第 14 回 B：第 13 回 倒産 ついにこのままでは日末の手形を落とすことができないとの想定の下に、どのような法的手続を選択すべきか、またそれぞれのメリット、デメリットなどを検討する。

授業科目名	企業法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	今津 幸子、田中 郁乃				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業法務に関する最新の実務の状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力を修得することを目的とする。本科目では、多岐にわたる企業法務のうち、各種取引、M&A、労働事件を中心に企業法務について概観する。</p> <p>本科目の到達目標は、同一担当者による「企業法務ベーシックプログラム」（以下「BP」）と連動し、企業法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務家にふさわしい実践的な法知識、方法論及び検討の視点を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、実践的な体験学習を基礎とするものである関係上、本科目を履修する際に必要となる法的知識については、「BP」において解説する。本科目の履修の前提として「BP」を履修しなければならない。</p> <p>また、必修科目である基本六法、特に「民法」、「会社法」の基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。</p>
3. 授業の方法	<p>授業の方法は、演習形式を用いる（ただし、適宜講義形式による基本的な解説も行う）。受講生は、指示に応じ、予め指定した文献及び用意した想定事例等について予習する事が義務づけられる。また授業に際しては、具体的な想定事例に基づいた質疑及び討論を行う。適宜、レポートの提出も義務づける。企業法務 BP の講義の結果等を考慮し、授業の内容や順序に一部変更があり得る。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめ指定した文献及び用意した具体的設例を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>企業法務の基本構造</p> <p>企業法務全般にわたる基本的な検討の視点、検討方法等、企業法務に関する全体像を概説する。</p>
第2回	<p>契約実務演習 ― 合併契約①</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>
第3回	<p>契約実務演習 定款①</p> <p>具体的な想定事例をもとに、合併会社の定款を検討する。</p>
第4回	<p>契約実務演習 分割計画その他の組織再編契約</p> <p>具体的な想定事例をもとに、分割計画その他の組織再編契約の条件及びその法的問題点を検討する。</p>
第5回	<p>契約実務演習 ― 合併契約②</p> <p>具体的な想定事例をもとに、合併契約の条件について発表者を中心に議論する。</p>
第6回	<p>契約実務演習 合併契約③</p> <p>具体的な想定事例をもとに、合併契約の条件について発表者を中心に議論する。</p>
第7回	<p>契約実務演習 定款②</p> <p>具体的な想定事例をもとに、合併会社の定款について発表者を中心に議論する。</p>
第8回	<p>契約実務 概説</p> <p>金銭消費貸借契約書を題材にして、契約実務及び契約書の基本構造を検討する。</p>
第9回	<p>契約実務演習 秘密保持契約</p> <p>具体的な想定事例をもとに、秘密保持契約の条件について検討する。</p>

第10回	労働事件演習 退職合意書 具体的な想定事例をもとに、退職合意書の条件について検討する。
第11回	労働事件演習 就業規則① 具体的な想定事例をもとに、就業規則の規定内容を検討する。
第12回	契約実務演習 M&A 具体的な想定事例をもとに、様々なM&A取引の方法を検討する。
第13回	労働事件演習 就業規則② 具体的な想定事例をもとに、就業規則の規定内容を検討する
第14回	労働事件演習 就業規則③ 具体的な想定事例をもとに、就業規則の規定内容を検討する
第15回	期末レポート

授業科目名	企業法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	江口 公典、澤田 和也、菅原 貴与志、戸井川 岩夫、豊泉 貫太郎、福井 琢、矢嶋 雅子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	広い企業法務の領域のうち、主として特に重要な業務範囲であるコーポレートガバナンス（企業統治）及び企業再編を対象とし、それぞれの分野について具体的な設例に基づいて探求する。両分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につけることを到達目標とする。				
2. 関連する科目との関係	同一担当者による「企業法務ベーシック・プログラム（以下「BP」という）の単位を取得済であることを履修の要件とする。「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じた商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していること、上記「BP」の履修によって、企業法務についての基本的な認識を有していることを前提とし、できるだけ現実に近い具体的な設例を用いて、会社法だけでなく、関連する法分野とあわせて学習することにより、「商法総合Ⅰ・Ⅱ」のような商法の論点中心の演習科目とは異なった観点からアプローチする。				
3. 授業の方法	ゲストスピーカーの回を除いて、全体を2班に分け、同じ内容を交互に行う。				
4. 成績評価	非公開				
5. 教材	あらかじめ用意した具体的な設例を用いる。				
6. 授業内容（細目）					
第1回	合同	コーポレートガバナンスに関わる改正会社法			
第2回	A B	企業統治の諸制度 株主代表訴訟			
第3回	A B	株主代表訴訟 企業統治の諸制度			
第4回	A B	取締役、監査役等の義務と責任（1） 取締役、監査役等の義務と責任（2）			
第5回	A B	取締役、監査役等の義務と責任（2） 取締役、監査役等の義務と責任（1）			
第6回	A B	企業活動と独占禁止法（1） 企業活動と証券取引法			
第7回	A B	企業活動と証券取引法 企業活動と独占禁止法（1）			
第8回	合同	コンプライアンス体制の確立（ゲストスピーカー）			
第9回	A B	企業活動と独占禁止法（2） 内部統制システム			
第10回	A B	内部統制システム 企業活動と独占禁止法（2）			
第11回	合同	株主総会の準備と運営（ゲストスピーカー）			
第12回	A B	企業再編（1）買収防衛策 企業再編（2）独占禁止法上の企業集中規制			
第13回	A B	企業再編（2）独占禁止法上の企業集中規制 企業再編（1）買収防衛策			
第14回	合同	企業再編（3）（ゲストスピーカー）			

授業科目名	金融法務ベーシック・プログラム				
担当者名	砂坂 英之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本科目においては、「ストラクチャード・ファイナンス」および「買収ファイナンス」といわれる分野を中心に、新しい金融手法について触れる。取引によっては仕組みが複雑である場合もあるが、民法、会社法、破産法、金融商品取引法等の基礎的法律を基に構築されており、基礎科目で習得した事項が実際の金融取引でどのように生かされているかを体感して欲しい。授業では、具体的事例に即して、ストラクチャーの検討、契約の起案、討論を行い、実務的な理解を深めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「民法」および「会社法」の知識を前提とする。「金融商品取引法」、「破産法」、「信託法」等の科目で得られる知識は本科目と密接に関連しており、最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。 同一担当者の選択科目「企業金融法」は、コーポレートファイナンスを中心に取り上げており、本科目と合わせて受講することにより、企業金融全般を概観することができる。
3. 授業の方法	講義と演習を適宜取り入れる。受講者は、事前に配布された課題、資料をあらかじめ検討していることを前提に質疑応答を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義に先立ち配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	概論
第2回	ストラクチャードファイナンスの基礎（その1） ローン、社債、株式等金融取引で使われる調達手段、取引に関連する担保法、破産法等を概観する。
第3回	ストラクチャードファイナンスの基礎（その2） 同上
第4回	ストラクチャードファイナンスの基礎（その3） 同上
第5回	証券化基礎（その1） 証券化取引の意義、基本構造等を学び、証券化取引に関わる法的問題を検討する。
第6回	証券化基礎（その2） 同上
第7回	証券化基礎（その3） 同上
第8回	証券化取引実習（その1） 金銭債権の証券化取引の具体例を検討する。
第9回	証券化取引実習（その2） 同上
第10回	証券化取引実習（その3） 同上
第11回	不動産ファイナンス（その1） 不動産ファイナンスの基礎
第12回	不動産ファイナンス（その2） 不動産流動化取引の具体例を検討する。
第13回	不動産ファイナンス（その3） 同上
第14回	不動産ファイナンス（その4） REIT（不動産投資信託）
第15回	試験

授業科目名	金融法務ベーシック・プログラム				
担当者名	五十嵐 誠、石津 卓、臼田 啓之、前田 敏博				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	金融法務基礎編として、金融実務(投資銀行実務を含む)で法曹が関わる諸取引のうち、基本的な形態であるローン契約、社債発行、株式発行・譲渡に係る取引を題材に契約書の作成・検討、法律問題の検討や調査、レポートの作成業務の実習を通して金融法務の実務的な素養の習得を目的とする。また、実習の講評や講義を通して、上記取引に係る民法法、金融関連法、金融商品取引法、税法などの実践的知識の習得を図る。
2. 関連する科目との関係	本科目は、金融法務というビジネス法関係の様々な法律分野に跨るものであり、様々な対象取引の具体的な処理を学ぶものであるが、特に「民法(債権法)」、「会社法」、「租税実体法」、「金融商品取引法」等の法律科目で習得した法律知識を実務で具体的に使用する。 本科目は、「金融法務ワークショップ・プログラム」の基礎編となる位置付けであり、「国際金融取引法実務」とも密接な関連がある。
3. 授業の方法	本科目は、講義、実習及び講評を繰返す方法により行われる。即ち、講義では講師の説明を聞き、その質問に対し応答する作業や関係書類の作成、レビューをする作業を通じて実践的な理解を深めることが期待される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	証券関係法令研究会編「証券六法」(新日本法規)、西村総合法律事務所編「M&A法大全」(商事法務研究会)及び同編「ファイナンス法大全」(同)を参考図書とする。実習用教材は適宜資料を配布する。
6. 授業内容(細目)	
第1回	オリエンテーションと金融法概説 民法(債権法)、会社法、金融商品取引法、銀行法、保険業法その他金融関連法、租税法の概説とリサーチ方法について
第2回	Debt Finance①-(1) ローン契約 実習 シ団ローン契約のサンプルと問題について議論 金融関連契約の読み方を中心に
第3回	Debt Finance①-(2) ローン契約 実習と講義 実習は同上 講義は銀行法、関連法規について
第4回	Debt Finance②-(1) 社債発行 講義① ①金融商品取引法の構造 ②金融商品取引法下での情報開示制度
第5回	Debt Finance②-(2) 社債発行 講義② 会社法下での社債の規律
第6回	Debt Finance②-(3) 社債発行 実習 私募による社債の発行
第7回	Equity 関連取引①-(1) 第三者割当増資 講義 第三者割当て増資に関わる諸法令～会社法・金融商品取引法・独占禁止法等
第8回	Equity 関連取引①-(2) 第三者割当増資 実習と講評 第三者割当の手続きスケジュールの作成
第9回	Equity 関連取引②-(1) 株式売買 講義 株式売買取引の諸態様と株式売買契約書の基本構造
第10回	Equity 関連取引②-(2) 株式売買 実習と講評 株式売買契約のドラフティング

第 1 1 回	Equity 関連取引③-(1) 自己株式取得 講義 自己株式取得に関わる関連諸法令～会社法・金融商品取引法・税法等
第 1 2 回	Equity 関連取引③-(2) 自己株式取得 実習と講評 事例研究を通じた実務上の法的諸問題の検討
第 1 3 回	ファイナンス理論の基礎 講義 資金調達に関わる基本的なファイナンス理論
第 1 4 回	総括講義
第 1 5 回	予備日

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	砂坂 英之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務 BP に引き続き、「ストラクチャード・ファイナンス」および「買収ファイナンス」といわれる分野を中心に、新しい金融手法について触れる。具体的事例に即して、ストラクチャーの検討、契約の起案を行い、実務的な理解を深める。
2. 関連する科目との関係	本科目は、同一担当者の金融法務 BP に続くものであり、当該金融法務 BP の履修者に限定される。「民法」および「会社法」の知識を前提とする。「金融商品取引法」、「破産法」、「信託法」等の科目で得られる知識は本科目と密接に関連しており、最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。 同一担当者の選択科目「企業金融法」は、コーポレートファイナンスを中心に取り上げており、本科目と合わせて受講することにより、企業金融全般を概観することができる。
3. 授業の方法	講義と演習を適宜取り入れる。受講者は、事前に配布された課題、資料をあらかじめ検討していることを前提に質疑応答を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義に先立ち配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	概説
第2回	企業買収の基礎（その1） 買収ファイナンスの前提として企業買収の手法、法律問題を検討する。
第3回	企業買収の基礎（その2） 同上
第4回	企業買収の基礎（その3） 同上
第5回	買収ファイナンス基礎（その1） 買収ファイナンスの意義、基本構造等学び、買収ファイナンスに関わる法的問題を検討する。
第6回	買収ファイナンス基礎（その2） 同上
第7回	買収ファイナンス基礎（その3） 同上
第8回	買収ファイナンス実習（その1） 買収ファイナンスの具体例を検討する。
第9回	買収ファイナンス実習（その2） 同上
第10回	事業の証券化（その1） 事業の証券化といわれる取引手法の意義、仕組みを検討する。
第11回	事業の証券化（その2） 事業の証券化の具体的な仕組みを検討する。
第12回	プロジェクトファイナンス（その1） プロジェクトファイナンスの基本的スキームを検討する。
第13回	プロジェクトファイナンス（その2） プロジェクトファイナンスの具体例を検討する。
第14回	新しい証券化取引 知的財産権の証券化を検討する。
第15回	試験

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	五十嵐 誠、伊東 啓、臼田 啓之、前田 敏博				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務応用編として、金融実務(投資銀行実務を含む)で法曹が関わる諸取引を、その主要なビークルたる会社、信託、組合・ファンドという視点から、金融法務ベーシック・プログラムにおいて学習した内容の発展的な形態である会社を利用したM&A・企業再編、信託を利用した証券化取引・投資信託、組合・ファンドを利用した投資ファンド取引を題材として、契約書の作成・検討、法律問題の検討や調査、レポートの作成業務の実習を通して金融法務の実務的な素養の習得を目的とする。また、実習の講評や講義を通して、上記取引に係る民商法、金融関連法、金融商品取引法、税法などの実践的知識の習得を図る。
2. 関連する科目との関係	本科目は、金融法務というビジネス法関係の様々な法律分野に跨るものであり、様々な対象取引の具体的な処理を学ぶものであるが、特に「民法(債権法)」、「会社法」、「租税実体法」、「金融商品取引法」、「倒産法」、「信託法」等の法律科目で習得した法律知識を実務で具体的に使用する。本科目は、「金融法務ベーシック・プログラム」の応用編となる位置付けであり、「国際金融取引法実務」とも密接な関連がある。
3. 授業の方法	本科目は、講義、実習及び講評を繰り返す方法により行われる。即ち、講義では講師の説明を聞き、その質問に対し応答する作業や関係書類の作成やレビューをする作業を通じて実践的な理解を深めることが期待される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	証券関係法令研究会編「証券六法」(新日本法規)、西村総合法律事務所編「M&A法大全」(商事法務研究会)及び同編「ファイナンス法大全」(同)を参考図書とする。実習用教材は適宜資料を配布とする。
6. 授業内容(細目)	
第1回	オリエンテーション
第2回	M&A① 講義 M&A/企業再編概説
第3回	M&A② 実習と講評 M&Aプランニング—M&A関連法令を駆使して
第4回	M&A③ 実習と講評 M&A Legal Due Diligence と契約書への反映
第5回	M&A④実習と講評 パイアウト・ローン契約の留意点
第6回	信託① 講義 信託法、信託業法概説 証券化取引におけるビークル(特別目的会社、中間法人、信託)
第7回	信託② 講義 特定金銭信託、投資信託等、運用ビークルとしての信託、その他の資産運用におけるビークル
第8回	信託③ 実習 投資信託、投資法人、オフショア・ファンド、投資顧問等、資産運用の実務について
第9回	組合・ファンド① 講義 投資ファンド概説—entityと組成局面について

第10回	組合・ファンド② 実習 投資事業有限責任組合契約サンプルの検討と議論
第11回	組合・ファンド③ 実習と講義 投資ファンドの販売局面と金融商品取引法/投資局面の留意点
第12回	ファイナンス関連税制① 講義
第13回	ファイナンス関連税制② 実習
第14回	総括講義
第15回	予備日

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	池田 真朗、奥 国範				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務といわれる領域の事例を素材としつつ、民事法領域全般に対する理解を深めることを目的とする。金融に代表される社会の複雑な法システムも、民法の債権譲渡法や担保物権法などを中心とした実体法に対する正確な理解と、それが民事執行法や民事保全法あるいは倒産諸法等の手法と立体的に交錯することを知ることによって初めて修得できるものであるから、本講座では、このような民事法全体を立体的に把握して応用する能力を高めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	民法の担保物権及び債権総論は、少なくとも教科書の世界では十分に理解していることを前提とする。また、手法法では民事要件事実や民事訴訟法、民事執行法、民事保全法あるいは倒産諸法が絡む場面も少なくない。なお、前期の「金融法」（池田真朗、奥国範の共同講座）は、履修していることが好ましいが、本プログラム履修のための前提条件とするものではない。
3. 授業の方法	各回の授業は、研究者教員と実務家教員で適宜分担し、単純な融資取引から、ファクタリングや電子マネー等の各種決済手段、資産流動化取引やプロジェクトファイナンス等の各種ストラクチャードファイナンスまで、さまざまな取引形態を素材としつつ、単なる知識の吸収に終わることなく、その中に含まれる基本的かつ奥の深い論点を考察する。受講者にも適宜発言を求めながら進めることはもちろんであるし、終盤の演習段階では、受講生をグループ分けして各当事者の立場で分析・検討する形式も採り入れたい。昨年度まで池田と共同担当していた小林明彦前講師には、ゲストスピーカーとして講義していただく予定である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	通期での指定教材はない。必要に応じ、各種の資料の入手指示または配布をする。なお、民法（特に担保物権と債権総論）及び民事訴訟法については、各自の基本書となる教科書を常に参照することを求める。
6. 授業内容（細目）	
第1回	序論 導入課題として、新型融資スキームの組成を依頼された弁護士としてのチェックポイントを検討する作業を通じ、債権法、担保物権法、民事執行法及び民事保全法、さらには倒産関係法がどのように交錯してくるのかを考察する。
第2回	民事法の基本と金融実務その1 実務で使用されている金銭消費貸借契約書や抵当権設定契約書を用い、民事法の原則を確認した規定、原則に対する例外を特約した規定等に分析することにより、民事法の基本と金融実務との接点を理解する。
第3回	民事法の基本と金融実務その2 第2回での理解を前提に、簡単な契約条項を作成して検討することにより、民事法と契約法理との関係を理解する。
第4回	民事法の基本と金融実務その3 第2回および第3回の範囲を中心に学理的観点からの解説をすることにより、理解を深める。
第5回	民事法の基本と金融実務その4（演習その1） 簡単な演習問題を素材として、多角的観点から考察する思考態度を学ぶ。
第6回	民事法の基本と金融実務その5（ロールプレイングその1） 法律相談のロールプレイングを行い、法律構成に必要な事実の拾い出し方を学ぶ。
第7回	発展的民事法の要点その1 ゲストスピーカーを招き、法定地上権や留置権などの担保物権と民事執行法・民事保全法との結び付きについて理解する。
第8回	発展的民事法の要点その2 ゲストスピーカーを招き、法定地上権や留置権などの担保物権と民事執行法・民事保全法との結び付きについて理解する。

第9回	発展的民事法の要点その3 資産流動化取引などの先端的取引の実際について学ぶ。 ABLや電子記録債権法などを素材に、債権譲渡法理・動産譲渡法理の発展について学ぶ。
第10回	発展的民事法の要点その4（演習その2） 演習問題を素材として、多角的観点から考察する思考態度を学ぶ。
第11回	発展的民事法の要点その5（ロールプレイングその2） ロールプレイング方式により、法的手続を主体的に駆使する姿勢を身につける。
第12回	民事法の横断その1（演習その3） 民事法領域全般を横断する問題の検討をしながら、実体法と手続法の交錯、二当事者間処理と多数当事者間処理の交錯について理解を深める。
第13回	民事法の横断その2（演習その4） 民事法領域全般を横断する問題の検討をしながら、実体法と手続法の交錯、二当事者間処理と多数当事者間処理の交錯について理解を深める。
第14回	民事法の横断その3 法科大学院における民事法について、本講座の観点から総括する。
第15回	レポート作成

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	内田 晴康、増田 晋				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外実務に必要な発展的知識と法的思考能力を修得することにより、渉外法務に関する理論と実務への架け橋となることを目的とする。ベーシック・プログラムでは、主としてどの取引類型にも共通する基礎的分野を中心に習得し、秋学期の「渉外法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）ではより取引類型化された専門分野を中心に習得する。</p> <p>本科目では、国際英文契約の査読、各国独禁法による国際的規制、通商問題の理解、各国訴訟手続の基礎知識の習得等を、実例に基づく質疑応答等を通して実務的思考能力を養成することを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「WP」履修者に必要な前提知識・能力を養成するもので、本科目の履修は同一担当者による「WP」履修の前提となる。また、必修科目である、「民法」、「商法」、「民事手続法」などに関する基礎知識は必要であり、これら基本法を国際的視野で見直すことから、一層理解を深めることにも資する。さらに、選択科目である「国際取引法実務」及び「国際経済法」などを実務上で応用するものとして密接な関連を有する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は演習形式である。受講者は予め配布される実例や解説をを予習して、講義において質疑、討論、発表等に参加する。なお、専門家による講演や外部機関の訪問なども積極的に取り入れ、実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成することも行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストは担当者作成の事前配付資料を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>渉外法務とは何か（オリエンテーション）</p> <p>本科目と WP の全体的説明を、渉外法務が通常の国内法務とは異なる点や、渉外法務における思考方法の特徴などを入れてオリエンテーションする。</p>
第2回	<p>国際英文契約の基礎Ⅰ</p> <p>欧米と日本の契約意識の差異を認識し、契約の果すべき役割・機能を理解する。</p>
第3回	<p>国際英文契約の基礎Ⅱ</p> <p>国際英文契約を査読することで、基本的構成、典型的条文、法律英語の基礎を理解する。</p>
第4回	<p>国際英文契約の基礎Ⅲ</p> <p>国際英文契約の一般条項を深く検討することで、英文契約の条文の実務的な意味を修得する。</p>
第5回	<p>渉外法律事務所訪問（予定）</p> <p>渉外法律事務所を訪問し、現場を実体験することで、実務への興味やキャリア育成への関心を高める。また、渉外法務に必要な外国法の基礎知識、語学力、異文化理解力、キャリア形成等につき実務家との討議によりその修得の方法を学ぶ。</p>
第6回	<p>独占禁止法その他の公法的規制Ⅰ</p> <p>国際取引の枠組を定める独占禁止法や公法的規制についての基礎的知識の習得、及び事例による実務的検討を行う。</p>
第7回	<p>独占禁止法その他の公法的規制Ⅱ</p> <p>国際取引の枠組を定める独占禁止法や公法的規制についての基礎的知識の習得、及び事例による実務的検討を行う。</p>
第8回	<p>独占禁止法その他の公法的規制Ⅲ</p> <p>国際的独禁専門家による実務的問題等の話を聞き、実務への関心を高める。</p>
第9回	<p>WTO その他の通商規制Ⅰ</p> <p>国際取引の通商法的側面からの枠組を提供する WTO 及び二国間条約等について基礎的知識を習得する。</p>

第10回	WTO その他の通商規制Ⅱ 国際取引の通商法的側面からの枠組を提供する WTO の紛争事例を通じて、実務的に役割・機能の理解を深める。
第11回	日本の国際民事訴訟手続 日本の国際民事訴訟手続の概要、特に国際裁判管轄、送達、外国判決の承認執行等を総覧する。
第12回	米国の民事訴訟手続Ⅰ 米国の民事訴訟手続に関し、日本との相違点、陪審手続の特徴等について基礎的知識を習得し、重要な実務的問題となるディスカバリーとプリヴィレージについて触れる。
第13回	米国の民事訴訟手続Ⅱ 訴訟を専門とする外国人弁護士より国際訴訟をめぐる実務的な話を聞き、国際訴訟への関心を高める。
第14回	渉外法務の基礎知識－外国法のリサーチ 外国法、外国判例のリサーチの方法、リサーチ結果の活用法を理解し、実際に課題をリサーチすることで調査方法を修得する。
第15回	試験

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	鈴木 正具、島田 真琴、矢嶋 雅子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外法務の基礎として、国際取引上発生する諸問題を処理するための基礎的な理論及び実務を学習する。</p> <p>国際取引に共通する一般的な問題を理解するため、本ベーシック・プログラムでは、典型的取引である distributorship agreement 等を素材として、講師が依頼者役を務め、学生が弁護士の立場となって、相対する当事者ごとに二手に分かれ、弁護士に扮する学生は、相手方弁護士を務める学生と模擬の契約交渉を行い、かかる交渉等を元にして契約書の起案を行うことが予定されている。このようなプロセスは、依頼者からの案件聞き取り、依頼者の希望を反映するための契約条項案作成、弁護士としての立場で臨む交渉戦略、依頼者への説明といった、実務の流れをほぼそのまま実践するものであり、授業全般を通じて「生きた法律実務を学ぶ」ことが本プログラムの特色となっている。</p> <p>取り扱う素材は極めて基本的な契約理論を前提とするが、多角的な視野を必要とするため、本プログラムにおいては、民事法及び国際取引法全般の理解が試されることになり、机上の学問だけからでは必ずしも十分に習得できない実務としての民事法を使いこなせるようになることが求められる。本プログラムを受講することにより、民事法についての自己の理解がどこまで進んでいるか、また、実務としてどこまで使いこなせるかを確認し、今後の学習に役立てていただくことが講師陣の目標であり、願いである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>国内法である民法Ⅰ、Ⅱ程度の基本的知識を有していること。なお、必須ではないが、外国法、国際私法、国際民事訴訟法あるいは国際取引法のうち、いずれかを取得済み、もしくは並行して履修することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>前半に予定される講義中心の授業においては格段の予習は求めない。模擬交渉が開始されてからは、予め用意された資料を事前に検討し、十分な予習をした上で授業に臨み、講師や学生との間での質疑応答、解説及びディスカッション（交渉を含む）を通じて問題点の理解を深めることが要求される。また、適宜レポートの提出を求める。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>授業毎に必要な資料を配付する。 参考書は特に指定しないが、学生の要望に応じて、授業時に、適宜文献を紹介する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>渉外法務概論（講義）</p>
第2回	<p>国際契約一般についての基本理論（講義）</p>
第3回	<p>Distributorship Agreement を中心とする典型的な国際契約についての基本理論（講義）</p>
第4回	<p>模擬契約交渉事前準備（1） クラスを各当事者の代理人に分け、模擬契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取。</p>
第5回	<p>契約書案作成・提出</p>
第6回	<p>模擬契約交渉事前準備（2） 契約書案を元にしての依頼人との協議。契約書案見直し。各自交渉準備</p>
第7回	<p>契約交渉（1） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取 契約案の改定。</p>

第 8 回	契約交渉（2） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取 取契約案の改定。
第 9 回	契約交渉（3） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取、契約案の改定。
第 1 0 回	契約交渉（4） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取。
第 1 1 回	契約交渉（5） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取。
第 1 2 回	契約交渉（5） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取。合意された契約書提出。
第 1 3 回	模擬交渉に関する講評
第 1 4 回	ロイヤリング
第 1 5 回	予備日

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	グロンディン, ロバート、マキロイ, ロバート、マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	The shogai basic program will provide students with an introduction to the field of international business transaction. The first semester of the course is intended to give every student a solid grounding in the basics of practicing international commercial law and, in particular, legal risk management. The first semester will be primarily under the direction of Professor McAlinn.
2. 関連する科目との関係	国際取引法、会社法、契約法、知的財産法、Corporate Governance & Risk Management, International IP Licensing Agreements
3. 授業の方法	This course will be conducted in a seminar format with students learning about international business transactions through a combination of class discussion and hands-on exercises. The main language of the basic program will be English but students may ask questions and discuss topics in Japanese as necessary.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course and basic principles of international business transactions
第2回	Reviewing Sales Contracts
第3回	Letters of Credit and Bills of Lading
第4回	Drafting and Negotiating Sales Contracts
第5回	Drafting and Negotiating Sales Contracts
第6回	Agents, Distributors and Trading Companies
第7回	Overview of IP Law
第8回	Licensing and Franchising
第9回	Non-Disclosure Agreement
第10回	Know-how License
第11回	Representative and Branch Offices
第12回	Direct Investment--Joint Ventures
第13回	Direct Investment--M&A
第14回	Conclusion and summary of main points
第15回	試験

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	内田 晴康、増田 晋				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外法務に必要な発展的知識と法的思考能力を修得することにより、渉外実務への架け橋となることを目的とする。同一担当者による「渉外法務ベーシック・プログラム」（以下「BP」）の既習者を対象にして、より取引類型ごとに専門化した知識と法的思考能力を養成することを目標とする。</p> <p>本科目では、渉外法務における典型取引類型である国際合弁、国際的M&A、国際的金融取引等を取り上げ、また紛争解決の実務を学ぶことにより、戦略的思考能力、交渉力等渉外法務の実務において必要な能力を養成することを目的とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は「BP」履修者に対してより高度な知識・能力を養成するもので、同一担当者による「BP」の履修が望ましい。また、必修科目である、「民法」、「商法」、「民事手続法」に関する基礎知識は必要であり、これら基本法を国際的視野で見直すことから、一層理解を深めることにも資する。さらに、選択科目である「国際取引法実務」及び「国際金融法」などを実務上で応用するものとして密接な関連を有する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は演習形式である。受講者は予め事例・解説を含むテキストを予習して、講義において質疑、討論、発表等に参加する。また、各分野での実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成することも行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストは担当者作成の事前配付資料を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際合弁契約の基礎 国際合弁契約等を例として、基本構成、主要条文の有する法的意味をより深く理解する。個別条文を自己に有利な方向に導くために国際契約の交渉方法、戦略等を修得する。</p>
第2回	<p>国際合弁契約の実務 国際合弁契約の契約事例や紛争事例をベースに、主要条項の機能や法的意味を実践的に検証し理解する。</p>
第3回	<p>国際合弁契約の最先端 中国進出で一般的な合弁契約について、中国実務専門家から話を聞き、質疑応答を行う。</p>
第4回	<p>企業訪問（予定） 国際的事業を行う日本企業の法務部を訪問して、国際法務に関する実体験を持つ。</p>
第5回	<p>国際的M&Aの基礎 企業の買収契約の実例を、契約当事者の各々の立場で利害得失を考慮し、実践的に理解することで、法律家の実務的思考方法・能力を修得する。</p>
第6回	<p>国際的M&Aの実務 企業の買収契約の紛争事例をベースとして、主要契約条項の機能や法的意味を実践的に理解することで、法律家の実務的思考方法、能力を修得する。</p>
第7回	<p>国際的M&Aの最先端 この分野の第一線で活躍している投資銀行、企業等の専門家の実務体験を紹介し、これらの専門家の問題意識に基づく論点を討議することで国際取引に必要なリーガルマインドを養成する。</p>
第8回	<p>金融取引の基礎 代表的金融取引の法的仕組み、問題点を解説し、基礎科目で学んだ担保法、商法、民法などがどのように実務的に取扱われているかを質疑を通じて理解する。</p>
第9回	<p>金融取引の実務 代表的金融取引の法的仕組み、問題点を解説し、基礎科目で学んだ担保法、商法、民法などがどのように実務的に取扱われているかを質疑を通じて理解する。</p>

第10回	金融取引の最先端 金融取引の実務に携わる弁護士、企業の担当者の実務体験を紹介し、質疑を通じ実務に必要な戦略的、創造的な思考能力を養成する。
第11回	国際租税の基礎 外国組織体であるリミテッド・パートナーシップの内容とその日本租税法上の取扱いについての基礎的知識の習得。
第12回	国際租税の実務 リミテッド・パートナーシップの租税法上の取扱いが問題となった裁判例の検討。
第13回	会計士事務所訪問（予定） 各種国際税務を取扱う国際的会計士・税務事務所を訪問し、その実体験を持つ。
第14回	エビローク BPとWPのまとめ。
第15回	試験

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	鈴木 正具、島田 真琴、矢嶋 雅子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外法務ベーシックプログラムにて学習した知識を基礎に、発展学習として、典型的な国際契約の一つであるライセンス契約を中心とした基礎理論を漫談上で、模擬仲裁手続きを行う。実際に起こりうる事案を対象に、申立人側、被申立人側に分かれた上で、講師が扮する事件当事者の事情聴取をもとに仲裁の申立を行い、模擬仲裁手続きを行う。この模擬手続の中で、典型的な国際取引を対象に、実際に起こりうる諸問題をどのような方向付けで処理していくことが望ましいかを分析する力、特に、国際取引に伴う紛争解決に共通する諸問題についての一般的な対応方法と個別的な対応方法のあり方を実践的に学習する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>渉外法務ベーシック・プログラムの習得を前提とする。 国際取引紛争事案を扱うため、いずれかの外国法、国際私法、国際民事訴訟法あるいは国際取引法を履修しておくことが望ましい。また、模擬仲裁手続を行うので、民事訴訟法・仲裁法の基礎知識と実定法の要件事実の理解が必須となる。</p>
3. 授業の方法	<p>予め用意した資料（英文、日本語を含む）を事前に読了し、与えられた指示に従って、問題点等につき事前に調査・研究を行い、申立人、被申立人に分かれ、ワークショップ形式にて進める。講師が扮する依頼者と面談し、事実整理、法的主張整理、証拠整理等の作業を行い、書面提出などの仲裁手続を共同作業をすることが主な内容となる。 授業の進行予定は6に記載するとおりでであるが、仲裁手続は、模擬と言えども「生きた手続」であるため、弁護士に扮する学生諸君がどのような対応をするかで、その後の進行は変わってくることを予め了解願いたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>模擬仲裁の対象事件に関連する資料を配付するので、これを基本に作業する。英語の資料も入るので、英語の文献を読むことに慣れていない者にとっては、準備にはある程度の時間が必要となるものと思われる。ただし、授業中に資料を検討したり、書面を作成する時間は適宜与えられることになっており、課外での大量の作業時間を当然の前提とするプログラムとならないよう、配慮する予定である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	ライセンス契約の基礎理論（1）（講義） 資料配付
第2回	ライセンス契約の基礎理論（2）（講義） 資料配付
第3回	国際紛争解決手続概論～仲裁を中心として～（講義） 資料配付
第4回	依頼者面談、方針決定 仲裁申立書等の書面作成
第5回	相手方提出書面の検討・準備（反論、抗弁、再抗弁） 依頼者面談
第6回	仲裁期日（仲裁人決定・進行に関する取り決め等） 依頼者と主張立証整理のための打ち合わせ
第7回	主張書面等の作成
第8回	仲裁期日 依頼者と主張立証整理のための打ち合わせ

第9回	仲裁期日 陳述書等の作成
第10回	証人尋問の準備
第11回	証人尋問 主尋問、反対尋問、補充尋問
第12回	最終準備書面作成（提出は年内が期限）
第13回	仲裁人の判断と講評 手続法実体法の両面からの助言批判。
第14回	ロイヤリング 法律事務所訪問し、弁護士から渉外法務の経験と実践のレクチャー受け、一部実務経験を行う
第15回	総括質疑応答

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	グロンディン, ロバート、マキロイ, ロバート、マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	This Workshop Program will give students a 'hands-on' opportunity to apply the basic principles of international business transactions that they learned in the Basic Program. Students will spend the semester working on a realistic international business scenario and dealing with the legal issues that arise as the business develops and grows.
2. 関連する科目との関係	Basic Program.
3. 授業の方法	Class discussion of legal and business issues arising from the factual scenario used in the Workshop Program.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	None.
6. 授業内容（細目）	
第1回	2009-09-30 Introduction of the factual scenario. Software for collaboration among Workshop members.
第2回	2009-10-07 Foreign exchange law problem. Flowchart software.
第3回	2009-10-14 Immigration law problem.
第4回	2009-10-21 Checklist for incorporation.
第5回	2009-10-28 Checklists for hiring full-time and part-time employees.
第6回	2009-11-04 International expansion.
第7回	2009-11-11 Preparation for meetings on financing alternatives: What kind of information will the financiers want to see?
第8回	2009-11-18 Preparation for meetings on financing alternatives: What are IPO and listing requirements in Japanese and other possible securities markets?
第9回	2009-11-25 Preparation for meeting with the financiers: first review of presentation package.
第10回	2009-12-02 Preparation for meeting with the financiers: second review of presentation package.

第 1 1 回	2009-12-09 Preparation for meeting with the financiers: third and final review of presentation package.
第 1 2 回	2009-12-16 Meeting with the financiers.
第 1 3 回	2010-01-06 Crisis management その 1 .
第 1 4 回	2010-01-13 Crisis management その 2 .
第 1 5 回	2010-01-27 試験

授業科目名	知的財産法務ベーシック・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、内藤 篤				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	映画、レコード、ゲーム等エンタテインメント分野において生ずる契約法および知的財産法上の諸問題について、基礎的知識と思考方法の習得を目的とする。
2. 関連する科目との関係	著作権法については、「知的財産法Ⅱ」が開講されている。ただし、本講義を履修する際、「知的財産法Ⅱ」の履修を条件とはしない。
3. 授業の方法	講義形式および事例演習形式で行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	内藤篤「エンタテインメント契約法」 内藤篤・田代貞之「パブリシティ権概説」
6. 授業内容（細目）	
第1回	エンタテインメント契約の射程
第2回	プロデューサー論
第3回	契約解釈の特殊性
第4回	約款論
第5回	約款論=不平等契約論
第6回	慣習・慣行
第7回	著作者人格権の不行使合意
第8回	エンタテインメント契約に対する立法的関与
第9回	映画業界における契約
第10回	レコード音楽業界における契約
第11回	ゲーム業界における契約
第12回	出版業界における契約
第13回	ライブパフォーマンス業界における契約
第14回	テレビ業界における契約
第15回	レポート作成

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、大野 聖二				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・選択科目として、特許法・著作権法を中心として、事例分析を通して、知的財産法における事案分析力、事案解決力、表現力、ディスカッション力の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、完全に演習形式で行い、将来の法曹としての基礎的な能力の習得を目標とする。事例分析においては、「民法」、「民事訴訟法」、「行政法」等の主要科目の展開・応用を目指す。事例分析を中心に行うので、答えを出すことや単なる知識の取得を目的とするものではないことを理解して、講義に参加することが肝要である。</p> <p>授業は20名以内の少人数の演習クラスとし、個人を徹底的にトレーニングすることを主眼とするので、授業に積極的に参加する意欲のある学生のみが選択することが望まれる。</p>
2. 関連する科目との関係	事例の選択にあたっては、近時の実務上の問題点を取り入れ、学生の関心を更に、他の知的財産法選択科目等へ誘うように心掛ける。
3. 授業の方法	演習形式で行う。あらかじめ事案と課題を提示し、その課題に関して、レポートをする受講生による発表と、その他の受講生との質疑応答を中心に講義を行う。少人数クラスによる徹底したトレーニングを行なう。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	こちらから指定することはしないが、事案・課題を基に受講生が積極的に参考資料等を検討することが望まれる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション</p> <p>今後取り扱う事案・課題の照会・講義の進め方に関して、概説する。</p>
第2回	<p>特許事例研究（1）</p> <p>クレーム解釈に関する事案の検討を行う。</p>
第3回	<p>特許事例研究（2）</p> <p>特許事例研究（1）の整理を行う。</p>
第4回	<p>特許事例研究（3）</p> <p>特殊クレームの解釈に関する事案の検討を行う。</p>
第5回	<p>特許事例研究（4）</p> <p>特許事例研究（3）の整理を行なう。</p>
第6回	<p>特許事例研究（5）</p> <p>均等論に関する事案の検討を行う。</p>
第7回	<p>特許事例研究（6）</p> <p>特許事例研究（5）の整理を行なう。</p>
第8回	<p>特許事例研究（7）</p> <p>損害論に関する事案の検討を行う。</p>
第9回	<p>特許事例研究（8）</p> <p>特許事例研究（7）の整理を行う。</p>

第10回	著作権事例研究（1） 著作物性に関する事案の検討を行う。
第11回	著作権事例研究（2） 著作権事例研究の整理を行なう。
第12回	著作権事例研究（3） 著作者人格権に関する事案の検討を行う。
第13回	著作権事例研究（4） 著作権事例研究（3）の整理を行う。
第14回	著作権事例研究（5） 複製権、翻案権に関する事案の検討を行なう。
第15回	著作権事例研究（6） 著作権事例研究（5）の整理を行なう。

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、内藤 篤				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	同一担当者によるベーシックプログラムの履修を前提として、契約書案の作成、模擬交渉など行う。
2. 関連する科目との関係	著作権法については「知的財産法Ⅱ」、不正競争防止法については「知的財産法Ⅲ」で学習する。ただし、本講義の履修について、左講義の履修は条件とはしない。
3. 授業の方法	演習中心で、一部講義形式による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	内藤篤「エンタテインメント契約法」 内藤篤＝田代貞之「パブリシティ権概説」
6. 授業内容（細目）	
第1回	映画の無断 DVD 化について、出演俳優が主張しうる法的権利について事例をもとに考察する。
第2回	「専属実演家契約」について、模擬交渉を行う。
第3回	邦画のリメイクに際して代理人が留意すべき法的論点について議論する。
第4回	いわゆる便乗本の出版差止に関する法的主張について検討する。
第5回	芸能人のプライバシー侵害について、週刊誌の記事を素材に議論する。
第6回	パブリシティ権を立法によって保護するとした場合の論点について検討する。
第7回	JASRAC の信託契約約款について、検討する。
第8回	共同原盤契約について、模擬交渉を行う。
第9回	デジタル社会における著作権問題について、事例をもとに議論する。
第10回	ゲームをめぐる法的問題について扱う。
第11回	番組の局制作と外注の相違などについて議論する。
第12回	広告表現の諸問題について検討する。
第13回	著作権法の適用について、事例をもとに検討する。
第14回	映画出演契約の模擬交渉
第15回	レポート作成

授業科目名	司法制度論ワークショップ・プログラム				
担当者名	平良木 登規男、麻生 利勝、関 正晴、増井 和男				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本年5月21日から裁判員制度が導入される。そのため、最高裁判所、法務省、そして日本弁護士連合会等は、これまでかなりの回数を重ねて模擬裁判を行ってきた。しかし、実際に実施してみなければわからないのが実務であり、短期間に、驚くほどの深化を見せるのが実務でもある。</p> <p>そこで、現行の制度の実施上の問題点を洗い出し、陪審裁判あるいは参審裁判との比較を意識しながら、検討を深めていきたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>ある程度の刑事訴訟法に関する知識を有することが望ましい。前期に行われた刑事司法制度論（刑事）はベーシックな知識の習得を目指すものであるから、同科目の履修が前提になる。</p>
3. 授業の方法	<p>学生のレポートを中心（ちなみに、昨年度に関しては極めて充実したレポートがなされた）に、徹底した議論を行いたい。そのほか、ゲストスピーカーによる講演、選任による講義形式等を交え、多彩なプログラムとしたい。授業内容は、ゲストスピーカーの予定等を考慮し、変更がある。その場合には、事前に予告する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教材は特に指定しない。参考書として、兼子一＝竹下守夫「裁判法（第四版）」を推薦する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス 司法制度論（刑事）の試験問題の解説 レポーターの確定
第2回	裁判員裁判の概要（担当教員）
第3回	裁判員裁判と憲法問題
第4回	裁判員の選出とその確保
第5回	法テラスの役割（ゲストスピーカーを予定）
第6回	被害者の法的地位
第7回	被疑者段階の公的弁護
第8回	裁判員裁判における評議・評決
第9回	裁判員裁判と捜査
第10回	職権主義と当事者主義
第11回	模擬裁判記録に基づく実務的検討（2）
第12回	検察審査会の改革
第13回	即決裁判
第14回	国民の司法参加と上訴制度
第15回	試験

授業科目名	民事司法ワークショップ・プログラム				
担当者名	春日 偉知郎、中島 弘雅、三上 威彦、三木 浩一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	通常の民事司法系の科目である民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、倒産法、民法などの授業では、どちらかといえばいわゆる「論点」に比重が置かれ、授業時間の制約もあって、民事司法の複数の分野にまたがる問題や理論と実務の中間に位置する問題は取り上げられることが少ない。本授業の目的は、民事司法の中で理論的にも実務的にも重要でありながら、普段の授業ではなかなか扱えない応用的な領域に踏み込み、「演習」形式を基本とする双方向の授業を通じて、学生の論理的思考力や実務的な洞察力を育成することにある。
2. 関連する科目との関係	本授業を履修するにあたっては、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、民法を履修していることが望ましい。倒産法については、本授業では倒産法に関連する内容も取り上げるが、倒産法の選択者でなくても理解しておくべき分野ばかりであるので、必須ではない。
3. 授業の方法	毎回、取り扱うテーマをあらかじめ決めておき、学生の予習を前提として、ソクラティック・メソッドにより、双方向の授業を行う。また、3回程度、民事司法の様々な分野について特に造詣の深い外部の専門家をゲストスピーカーとして招聘し、最先端の理論や実務の状況について話をしてもらいとともに、学生の皆さんの知的好奇心を刺激してもらいたいと考えている。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	前半の参考書として、三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）を使用するほか（本授業で使用するのは民事手続法総合などの授業で使用しないユニット）、また、後半の参考書として、上原敏夫ほか『民事執行・保全法』（有斐閣・アルマシリーズ）、山本和彦ほか『倒産法概説』（弘文堂）を挙げておく。また、必要に応じて、授業中で適宜指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	集団訴訟（三木浩一） 伝統的な個別的訴訟と集団訴訟の関係や、環境紛争や消費者紛争における新たな訴訟の動きをを考察する。取り上げる内容は、権利能力なき社団、訴訟担当としての当事者適格、消費者団体訴訟、クラスアクションなど。
第2回	筆界確定訴訟（春日偉知郎） 形式的形成訴訟としての筆界確定訴訟を分析し、あわせて所有権をめぐる訴訟との関係を考察する。
第3回	公務秘密の保護（三木浩一） 証拠調べ等における公務秘密の保護を考察する。公務秘密の中でも、刑事関係書類の問題は民事訴訟と刑事訴訟が交錯する領域であるし、行政庁が管理する文書は民事訴訟と行政手続が交錯する分野である。また、公務秘密との対比において、新聞記者の取材源の秘匿なども取り上げる。
第4回	定期金賠償（春日偉知郎） 定期金賠償の問題を考察する。定期金賠償は、判決手続と執行手続の中間に位置する問題であると同時に、判決確定後の新事情をどのように考慮しうるかなど、既判力論とも密接に関わる。
第5回	医療関係訴訟と知的財産訴訟（三木浩一） 現代型訴訟の典型である医療関係訴訟と知的財産訴訟を考察する。
第6回	現代型訴訟の最前線（ゲストスピーカー） 医療関係訴訟や知的財産訴訟に詳しい第1級の実務家をお招きして、実務の最前線についてお話をさせていただくとともに、学生との双方向の質疑応答により理解を深める。
第7回	人事関係訴訟と相続関係訴訟（春日偉知郎） 身分関係訴訟の典型である人事関係訴訟と相続関係訴訟を考察する。
第8回	身分関係訴訟の最前線（ゲストスピーカー） 人事関係訴訟や相続関係訴訟に詳しい第1級の実務家をお招きして、実務の最前線についてお話をさせていただくとともに、学生との双方向の質疑応答により理解を深める。
第9回	担保権実行手続と倒産手続における担保権の取扱い（中島弘雅） 担保権者は債務者が債務不履行に陥ると、担保権を実行することになるが、代表的な担保権を取り上げて、その実行方法について理解を深めるとともに、債務者が倒産手続に入った場合に、担保権がどのように取り扱われるかという点について学習する。

第10回	<p>倒産処理実務の問題点(ゲストスピーカー)</p> <p>かつて東京地方裁判所において倒産処理実務に長く携わってこられた第1級の実務家をお招きし、その豊富な経験をもとに、近時の倒産処理の利用状況や、新たに生じている問題についてお話をしていただき、よりよい倒産法制とはどのようなものであるべきか、また、その運用はどうあるべきかといった点について、学生の理解を深める。</p>
第11回	<p>詐害行為取消訴訟と否認訴訟(三上威彦)</p> <p>倒産法上の否認権と民法上の詐害行為取消権とは、いずれも沿革的にはローマ法のパウルの訴権に起源を有し、また、両者は、債務者の責任財産の回復ないし保全を目的とするという点で共通性を有している。しかし、両者間には、その内容上、多くの違いもある。両者の共通性と違いについて、深く学ぶのが今回の講義の目的である。</p>
第12回	<p>不当執行とその救済方法(中島弘雅)</p> <p>執行機関のした執行処分自体は、執行法上適法であるが、実体法上は違法である場合、たとえば、債務名義は存在しているものの、実体法上、執行債権が存在しないにもかかわらず、執行処分が行われた場合、執行対象財産が債務者の責任財産に属しないにもかかわらず、執行処分が行われた場合を「不当執行」という。今回は、それらの不当執行の救済方法である請求異議の訴えと第三者異議の訴えを取り上げ、それらについて深く学ぶことを目的とする。</p>
第13回	<p>倒産手続における各種契約の取扱い(三上威彦)</p> <p>債務者が破産手続開始決定を受けると、破産管財人は、破産手続開始前に破産者が形成してきた法律関係を整理する作業に着手しなければならない。そうした法律関係のうち、いわゆる実体的法律関係の整理は、本来、民法や商法などの実体法に従って行われるべきものである。実際にも、民法・商法には、法律関係の一方当事者の破産を念頭に置いた規定が存在している(たとえば、民631条・642条・653条2号、商旧651条など)。しかし、破産法は、法律関係の一方当事者の破産という緊急事態における利害関係人の利益の調整ないし迅速な清算の遂行という要請から、民商法の規律を変更する特別規定を置いている。いわゆる破産実体法の規定がそれである。今回の講義は、破産実体法について、理解を深めることを目的としている。</p>
第14回	<p>近時の事業再生手法の諸相(三上威彦・中島弘雅)</p> <p>近時の事業再生局面では、企業が法的倒産手続に入る前の段階から、事業再生を目指して様々な試みが行われるが、そのための手法として、私的整理、法的整理を含め、どのようなものがあるのかを学習する。</p>
第15回	試験

授業科目名	消費者法ワークショップ・プログラム				
担当者名	鹿野 菜穂子、村 千鶴子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	現代社会では、法律実務家として実務に携わる際には、日常的に消費者問題に関わることとなることが少なくない。消費者問題を取り扱う際には、消費者が知識・情報・交渉力、訴訟を行う上での証拠収集手段など様々な点において弱者であるということに留意しながらすすめることが重要である。 この授業では、消費者法の基本的な知識と解釈を踏まえて、具体的な消費者被害の解決の際にはどのように事件処理をすすめるか、事例や資料などを利用しながら取り組む力を身につけることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	消費者被害の解決のためには、民法と消費者契約における基本的な考え方や法制度の違いを踏まえておくことが重要である。 そこで、民法、消費者法が基礎知識として必要であり、民事訴訟法の基礎知識も必要である。したがって、一年時配当の民法総論、契約法、民事責任法、民事手続き法、2・3年次配当の消費者法を理解していることが前提となる。
3. 授業の方法	意見交換や質疑応答なども盛り込みながら双方向で行う。可能な限り、事前に、授業で取り扱う事例や資料を配付し、受講者に、授業の前にあらかじめ問題事例についての予習を行ったうえで授業に臨み、消費者法を実務でどのように取り扱うか考えてもらうという方向で進める。 テーマによっては、その分野を特に専門とする実務家等をゲストスピーカーとして招聘することも予定している（2008年度は、3人のゲストスピーカーを招いた）。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講者に配布する資料を用いて行う。関係判例、参考資料、参考文献などは、授業中、必要に応じて適宜指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	訪問販売1 特定商取引法での訪問販売の定義を踏まえ、訪問販売の多様なあり方と訪問販売の定義を事例から把握するポイント、典型的な交付書面の読み方、クーリング・オフ制度の活用法などを取り上げる。
第2回	訪問販売2 訪問販売ではクーリング・オフによる解決が最も効果的である。書面不備の場合の扱い、クーリング・オフ妨害があった場合、などを取り上げる。
第3回	電話勧誘販売 サラリーマンなどに多発している電話勧誘販売を取り上げて、訴訟準備、訴訟における対策などを検討する。
第4回	マルチ商法 マルチ商法の事例を取り上げて、特定商取引法による消費者保護のための制度をどのように活用できるかを検討する。
第5回	特定継続的役務提供 特定商取引法に基づく特定継続的役務提供の事例を取り上げて、被害内容、救済方法などを検討する。
第6回	クレジット契約1 訪問販売、特定継続的役務提供、電話勧誘販売など各種の問題商法では、クレジット契約と抱き合わせにすることによって高額被害になることが多い。割賦販売法の抗弁の対抗の活用と限界などを検討する。
第7回	クレジット契約2 貸金業者が個品割賦購入あっせん取引に参入するケースが増えている。そのようなケースでは、事業者は「貸金である」と主張して、抗弁の対抗を認めないことが多いが、こうした事例の訴訟での取扱を検討する。
第8回	内職商法 内職商法は特定商取引法の業務提供誘引販売取引に該当するが、実体がわかりにくく、クレジット契約が抱き合わせになっていることから、訴訟に発展し、そこでは抗弁対抗が問題になることが多い。この主の事案の取扱のポイントについて検討する。

第9回	<p>多重債務ー任意整理</p> <p>消費者金融による多重債務の解決のためには、利息制限法、出資法、貸金業規制法がかかわる。これについては、相次いで重要な最高裁判決が出されている。実務での処理のポイントについて取り上げる。</p>
第10回	<p>多重債務ー破産、個人再生</p> <p>多重債務では、任意整理の困難なケースについては、破産、個人再生などを利用することになる。多重債務事件における処理方針の決定をどのようにするか、しよりのための手続の特徴などを検討する。</p>
第11回	<p>取消制度</p> <p>消費者契約法、特定商取引法では、取消事由がある場合の取消制度を設けている。両制度の取消事由の違い、取消制度の利用上のポイントなどを、事例を取り上げながら検討する。</p>
第12回	<p>不当条項</p> <p>消費者契約法では不当条項は無効と定めている。不当条項が問題となる事例を取り上げて、訴訟ではどのように取り組むかを検討する。不当条項として日常的な問題としては、ペット売買の免責条項、敷金問題などがあるが、アップデートで身近なテーマを取り上げたい。</p>
第13回	<p>利殖商法1</p> <p>商品先物取引被害は、被害金額が高額で深刻なために訴訟に発展することが多いものである。この種の事案を取り扱う際の法理、違法性の分析方法などを検討する。</p>
第14回	<p>利殖商法2</p> <p>出資法違反などの違法な利殖商法被害が多様化している。この種の商法は詐欺事件に発展するものも多く、相談段階での的確な把握が重要となる。これまでの被害事例などを取り上げつつ、対処のためのポイントを検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	現代取引法ワークショップ・プログラム				
担当者名	金山 直樹、萩澤 達彦、古田 啓昌				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>今年度も、民事訴訟法との接点に位置する問題として、仲裁の問題を扱う。</p> <p>今日、裁判外紛争解決制度に対する関心がとみに高まっている。その裁判外紛争解決制度のなかで、もっとも伝統があり、もっとも重要性を有するのが「仲裁」である。当法科大学院の授業でも、「裁判外紛争解決」・「International Dispute Resolution」などにおいては、仲裁も取り上げられている。本授業では、これらの授業で取り上げられるよりも更に詳しく深く、仲裁について、実体法理論的視点、訴訟法理論的視点、そして実務的視点を交えながら、行なわれる予定である。とりわけ、メインの教員が民法と民事訴訟法を専攻しているという利点を活かして、ともすれば手続き的観点に終始しがちな仲裁につき、契約的側面からも十分な光を当てることに重点をおきたい。複数の教員間、そして学生間でなされる議論がエキサイティングなものになれば、と期待される。なお、昨年、ゲストで参加していただいた古田啓昌弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所、成蹊大学法科大学院教授）が今年度から正式の共同担当者になった。</p> <p>本講義によって、受講生は、仲裁についての体系的な知識を得ることができるとともに、積極的に議論に参加することにより、仲裁の紛争解決制度としてのイメージを具体的につかめるようになるであろう。</p> <p>なお、ゲストとして、古田啓昌弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所、成蹊大学法科大学院教授）が、授業に複数回の参加するとともに、実務的な観点からの助言をしていただく予定である。</p>
2. 関連する科目との関係	「裁判外紛争解決」と「International Dispute Resolution」が関連するが、それらの履修は本講義にとっては必要ではない。
3. 授業の方法	仲裁について基礎的に知識がない学生が多いと思われるので、講義の最初に事前に指定されたマテリアルの内容を理解しているかどうか確認する意味で、簡単な基礎知識の確認の講義を行なう。その後、教員の方からいくつかの論題を提供し、その論題について教員・学生が議論をする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教材は、判例や論文を指定するほか、事前に配布するものも使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクションと打ち合わせ 講義のガイダンスを兼ね、今後の授業の進め方などを打ち合わせする。
第2回	仲裁の概念と種類 仲裁とはなにか、どのような種類のものがあるかを概観する。また、仲裁は、紛争解決方法として、どのような利点をもっていて、どのような限界があるかを、教員・学生との議論しながら明確にする。
第3回	国内仲裁と国際仲裁 国内仲裁の特色と国際仲裁の特色を比較して、その手続き内容の違いについて、議論を通じて理解を深める。
第4回	仲裁と法 仲裁に関する法や条約について概観する。
第5回	仲裁契約の意義と要件 仲裁契約の概念や性質とその要件について概観する。
第6回	仲裁契約の成立 仲裁契約該当性と仲裁付託の意思の存在について、判例を素材に議論をする。仲裁地、仲裁人、仲裁手続、仲裁の判断基準などの合意についても概観する。

第7回	仲裁契約の効力の内容 仲裁契約の抗弁を中心に、仲裁契約の効力の内容について、判例などを素材に議論する。
第8回	仲裁契約の効力の及ぶ範囲 仲裁契約の主観的範囲と客観的範囲について判例を素材に議論をする。
第9回	仲裁人 仲裁人の選定・仲裁人契約・仲裁人の忌避などについて概観する。
第10回	仲裁手続 仲裁の手続きについて概観する。
第11回	仲裁判断 仲裁判断の内容・成立について概観する。
第12回	仲裁判断の無効および取消 仲裁判断の取消原因とその主張方法について概観する。
第13回	仲裁判断の承認・執行（外国仲裁判断の承認・執行を含む） まず仲裁判断の効力について議論する。その後、仲裁判断の執行手続について概観する。
第14回	まとめ これまでの議論で足りなかったことを議論し、全体のまとめをする。
第15回	予備

授業科目名	労働法ワークショップ・プログラム				
担当者名	浅井 隆、山川 隆一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	労働法分野の履修における理論と実務の架橋を図ることを目的とし、特に、労働紛争の予防と解決に重点を置く。本授業により、取り扱われる各事項についての実践的な知識を習得するとともに、そこで生ずる法的問題点やその対応策について把握することが到達目標となる。
2. 関連する科目との関係	本科目は、労働法の基礎的理解を前提に理論と実務の架橋を図るものであるから、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ及びⅡまたは労働法実務を修得済み（労働法Ⅱについては少なくとも並行履修）であることが望ましい。また、要件事実論における総論的部分の理解も前提となっている。
3. 授業の方法	演習の形式を取り入れ、事例を素材に学生が積極的に関与できる方法をとる予定である。すなわち、労働紛争解決制度の基礎を確認したうえで、労働法における要件事実につき判例を素材に議論を行い、さらに、規則作成・人事管理・裁判などに関する事例を出題して、実務における対応のあり方を検討する。ゲストスピーカーの招聘や労働委員会の審査手続等の傍聴も予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回につき検討の素材となる事例や資料を配布する。また、関連する統計や書式類なども必要に応じて配布し、判例や文献も随時紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	総論－労働紛争解決の制度と運用 わが国における労働紛争解決システムの全体像やそこでの課題を明らかにしたうえで、労働分野における紛争解決・予防のあり方につき、実務家の役割を中心に検討する。
第2回	労働紛争解決手続の多様性 労働紛争解決制度の全体像の理解を踏まえつつ、個別労働紛争解決促進法の他、労働基準監督署や労働委員会を含めた行政機関における労働紛争処理等に焦点を当てて、その実態と法的問題点を考察する（ゲストスピーカー招聘予定）。
第3回	労働訴訟における要件事実(1) 労働民事訴訟においては要件事実がいかなる意義をもち、またいかなる限界があるかを考察した上、解雇・雇止め事件についての要件事実の具体的内容を考える。
第4回	労働訴訟における要件事実(2) 賃金請求事件の要件事実について、就労がなされた場合と受領を拒否された場合、通常の賃金請求の場合と退職金請求の場合など多様な局面に応じた検討を行う。
第5回	労働訴訟における要件事実(3) 配転・出向命令を拒否した労働者への不利益処分が争われる事件など、人事異動をめぐる訴訟の要件事実について検討する。
第6回	労働訴訟における要件事実(4) 就業規則の変更の効力が争われる訴訟における要件事実について、いわゆる合理性の法理を採用している最高裁判例の動向を踏まえた具体的考察を行う。
第7回	労働訴訟における要件事実(5) 労災補償に関し、安全配慮義務違反を理由とする民事損害賠償請求訴訟を中心に、要件事実の検討を行う。
第8回	小テスト
第9回	紛争の予防と解決(1)?就業規則等の作成・改訂 企業は構成員たる従業員との労働関係を就業規則等で集团的、画一的に規律する。そして企業が永続するためには、就業規則等の改訂による労働関係の集团的、画一的な変更が不可欠である。そこで、実際上の就業規則等の作成、改訂における運用上の留意点を学ぶ。
第10回	紛争の予防と解決(2)?解雇・懲戒処分・人事異動 わが国では、長期間労働によるメンタルヘルス問題の発生、過労死、過労自殺事件が急増している。これらの現状で使用者の法的責任を認める裁判例も増えている。そこで、最近の労災事件とその解決の実態を学ぶ。

第11回	<p>紛争の予防と解決(3)?労働時間管理、労働災害、安全配慮義務</p> <p>わが国では、長期間労働によるメンタルヘルス問題の発生、過労死、過労自殺事件が急増している。これらの現状で使用者の法的責任を認める裁判例も増えている。そこで、最近の労災事件とその解決の実態を学ぶ。</p>
第12回	<p>紛争の予防と解決(4)?労働と賃金の関係</p> <p>賃金制度が年功的なものから多かれ少なかれ成果主義（能力主義）に変わりつつあるのが企業の現状である。かかる状況の下、降格や配転等で労働者の職務の変更に伴って賃金も下がったりし、賃金を巡る紛争も多く生じている。そこで、労働（職務）と賃金の関係を学ぶ。</p>
第13回	<p>紛争の予防と解決(5)―訴訟と和解</p> <p>労働紛争も当事者間の話し合いで解決するのが望ましいが、それが出来なければ、第三者、つまり訴訟による解決を図る他ない。そこで、最近の労働訴訟の実態と和解による解決の現実を学ぶ。</p>
第14回	<p>労働紛争解決機関における制度運用の現状</p> <p>労働委員会による不当労働行為審査または裁判所による労働事件訴訟について、傍聴の機会を設け、制度運用の実際についての理解を深める。</p>
第15回	授業内試験

授業科目名	経済法ベーシック・プログラム				
担当者名	江口 公典、福井 琢、渡邊 新矢、菅原 貴与志				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことが目的であり、主要な論点について具体的な問題解決能力を養成することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法基礎、経済法総合、経済法実務（または法学部における関連科目）のいずれかの履修等をおして基本的知識を有していることが望ましい。また、秋学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している（もちろんベーシック・プログラムからの履修も可能）。ベーシック・プログラムでは、審・判決、ガイドラインの検討を踏まえて、高度な独占禁止法解釈論の段階に到達することを目標とする。
3. 授業の方法	各回のテーマについて、担当者の解説と受講者の報告を組み合わせ、質疑応答、討論をおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲスト・スピーカーとして招き、質疑応答、討論を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回で用いる教材（判決、審決、ガイドライン等）を、事前に指定または配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンスとテーマ設定 全体のコンセプトや進め方について担当者が詳細に説明し、各受講者のテーマを決定する。
第2回	私的独占の主要事例と解釈論(1)
第3回	私的独占の主要事例と解釈論(2)
第4回	不当な取引制限（カルテル）の主要事例と解釈論(1)
第5回	不当な取引制限（カルテル）の主要事例と解釈論(2)
第6回	不当な取引制限（カルテル）の主要事例と解釈論(3) 入札談合をめぐる諸問題
第7回	国際関係と独占禁止法 国際カルテル等
第8回	不公正な取引方法の主要事例と解釈論(1) 流通取引慣行ガイドライン（輸入総代理店等）
第9回	不公正な取引方法の主要事例と解釈論(2)
第10回	知的財産権と競争秩序の相互関係
第11回	不公正な取引方法の主要事例と解釈論(3)
第12回	企業集中規制
第13回	手続・サンクション
第14回	まとめ
第15回	試験

授業科目名	経済法ワークショップ・プログラム				
担当者名	江口 公典、福井 琢、渡邊 新矢、菅原 貴与志				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導くことが、経済法ワークショップ・プログラムの目的である。応用的な論点について高度な問題解決能力の段階に到達すること、さらには問題発見（設定）能力の段階に達することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法基礎、経済法総合、経済法実務（または法学部における関連科目）のいずれかの履修等をおして基本的知識を有していることが望ましい。また、春学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している。
3. 授業の方法	各回のテーマについて、担当者の解説と受講生の報告を組み合わせ、質疑応答、討論をとおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲストスピーカーとして招き、質疑応答、討論を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回で用いる教材（論文等）を、事前に指定または配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	独占禁止法の理論と実務 ゲストスピーカー（研究者または実務家）による講演
第2回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(1) 私的独占の行為形態要件
第3回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(2) 不当な取引制限の行為形態要件
第4回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(3) 競争の実質的制限
第5回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(4) 私的独占に係る立法論
第6回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(5) 入札談合
第7回	国際関係と独占禁止法に係る応用論点
第8回	不公正な取引方法の応用論点(1) 流通取引慣行がトライルにおける違法性判断基準
第9回	不公正な取引方法の応用論点(2) その他の行為類型に係る違法性判断基準
第10回	知的財産権と競争秩序の相互関係に係る応用論点
第11回	不公正な取引方法の応用論点(3) 公正競争阻害性のとらえ方、立法論
第12回	企業集中規制に係る応用論点
第13回	手続・サンクションに係る応用論点
第14回	まとめ
第15回	試験

授業科目名	国際法ワークショップ・プログラム				
担当者名	大森 正仁、尹 仁河				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	国際法は私たちの生活とは離れたところで作成され適用されるものではなく、それは現在の（日本を含む）国際社会において起きている様々な問題を解決するために制定され適用されてきていることを、具体的な問題を通じて理解することを目的とする。また、模擬裁判を通じて国際法を実感することも目的とする。国際法の知識の獲得よりも、われわれが住んで知る国際化の時代においてどのような問題があるかを法的な観点から理解することができる視点を養うことが到達目標とされる。
2. 関連する科目との関係	国際法の基本的な理解をしていることが望ましいが、同時に国際社会で起きている事例に敏感であることが望まれる。その意味では、国際法関連の科目とともに各分野での科目の国際的な側面に関連をするものである。
3. 授業の方法	いくつかの分野を選んで、まず概説的な授業を行い、その上で各分野からのゲストスピーカーの講義を聞き、その上で課された課題についてレポート（原則としてA4版の用紙で1枚以内）を作成し、それに基づいて議論をしてゆく。本年度は海洋活動、航空活動、宇宙活動を取り上げる予定である。また、模擬裁判を通じて国際法がどのように用いられているのかを理解する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	広部・杉原編『解説条約集』（三省堂）の最新版を用いる。判例集としては、山本草二ほか編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）および配布する和文・英文の資料・判例を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際法がどのような形で国内および国際的な法律関係に結びついているかを考えるために、様々な分野での「国際化」をとらえて、そこにおける問題解決のためにどのような法制度が考えられてきたかについての概略を説明する。同時にこの講義の進め方についてもガイダンスを行う。
第2回	国際航空法について、多数国間条約の国際民間航空条約、モントリオール条約、二国間条約の1946年バーミュダ協定（英米）、1977年バーミュダⅡ協定（英米）、日米航空協定を取り上げて、領空侵犯の事例や国際航空運送の分野で生じてきた様々な問題について説明してゆく。
第3回	航空の分野からゲストスピーカーを迎えて、どのような問題が現在法的な問題として取り上げられているのかの講義を受ける。
第4回	前回の講義の際に提起された航空法の問題に関して各人がレポートを作成し、それに基づいて議論を行う。
第5回	海洋の利用は船舶の航行のみならず、漁業や様々な資源に及んでいる。これらを取り扱う国際海洋法について、1982年の国連海洋法条約を中心としてどのような課題があってこの条約が作成されたのか、また、これ以外の海洋活動をめぐる問題点はどのようなものかを説明する。それと同時に国内での条約の実施がどのような形式でおこなわれ、運用されているかを理解するための講義を行う。
第6回	海洋活動の分野からゲストスピーカーを迎えて、どのような問題が現在法的な問題として取り上げられているのかの講義を受ける。
第7回	前回の講義の際に提起された海洋法の問題に関して各人がレポートを作成し、それに基づいて議論を行う。
第8回	宇宙基地を例に挙げるまでも無く、宇宙活動は実験的な段階から商業的な利用の段階へと移行している。例えば、無重力状態における様々な実験は期待をもってすすめられている。このような宇宙活動に関連する問題について基本的な宇宙法関連の講義を行う。
第9回	宇宙活動の分野からゲストスピーカーを迎えて、どのような問題が現在法的な問題として取り上げられているのかの講義を受ける。
第10回	前回の講義の際に提起された宇宙法の問題に関して各人がレポートを作成し、それに基づいて議論を行う。

第11回	世界各国の学生が参加する（ロースクールの学生は参加することができない規則があり、日本では学部の1年生、2年生が、また法学部ではない学生も多数参加している）ジェッサップの国際模擬裁判の事例を取り上げて、事例がどのようなことを論点としているのかを理解するために条約および関連資料を読んでゆく。
第12回	模擬裁判の事例に関して、受講者に原告・被告の書面を作成してもらい、それに基づいて報告を行う。
第13回	模擬裁判について、裁判官として判決文を書いてもらい、その上でそれらを検討する。
第14回	今年度に取り上げた課題に関して総括の授業を行う。

授業科目名	国際刑事法ワークショップ・プログラム				
担当者名	オステン、フィリップ、安藤 泰子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本ワークショップでは、現在の国際刑事法全般（＝狭義および広義の国際刑法）に関する基本的な知識を深め、刑事法の国際化を意識した法曹養成の観点から必要ないし有益な知見を獲得することを目的とする。そのためには、国際刑事法の理論と実務について、幅の広い検討を行い、刑事実体法、刑事手続法および裁判制度を含む刑事法からのアプローチと、国際法的なアプローチとが必要となる。</p> <p>本年度のWPにおいては、とりわけ（常設の）国際刑事裁判所（ICC）に焦点を当てる予定である。日本は、2007年にICC規程を批准し同年10月1日に正式に105ヶ国目の加盟国となった。そこで、今回は、ICC実務の近時の動向および日本のICCのための国内法の整備について徹底的に検討を行う。とくに条約上義務付けられたICCとの協力（＝刑事手続法）に対応して制定された「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」（ICC協力法、平成19年法律第37号）を取り上げ、この「協力法」を（比較法的な観点からも）分析し、その実施上の問題点を洗い出すのも有益なことであると思われる。</p> <p>また、ICCに現在係属中の四つの付託事案・事件およびそれらに関する裁判（公判手続き等）の動向や論点をも取り上げる予定である。</p>
2. 関連する科目との関係	「刑法」、「刑事訴訟法」および「国際法」を一定程度学習した上で、本授業を履修することが望ましい。また、「国際刑事法」（春）の履修を済ませ、基礎的な知識を得た上で、本WPを通じて国際刑事法を体系的・総合的に学習することが望ましい。
3. 授業の方法	ワークショップ（演習）形式。事例研究も頻繁に行われ、履修者の積極的な参加（レポート、発表など）が求められる。 また、国内外を問わず、適宜ゲストスピーカー（国際刑事司法に携わる実務家、学者など）の招聘も予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	レジュメ・資料プリントを配布するほか、その他各ユニットに対応した日本語と英語の文献・資料等に基づいて授業を行う。なお、六法および条約集（松井芳郎ほか（編）『ベーシック条約集〔2008年版〕』東信堂2008年を推奨する）を毎回持参されたい。また、参考書として、小長谷和高『序説国際刑事裁判〔第2版〕』尚学社（2007年）、安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂（2002年）、森下忠『新しい国際刑法』信山社（2002年）、Cassese, Antonio, <i>International Criminal Law</i> , 2nd ed. (Oxford UP), 2008、東澤靖『国際刑事裁判所一法と実務』明石書店（2007年）がある。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション 全体のコンセプトおよびや進め方について説明・打ち合わせし、各受講生の担当テーマを設定する。
第2回	狭義の国際刑法（1） 刑法の場所的適用範囲（いわゆる刑法適用法）— 属地主義、属人主義、保護主義、世界主義・普遍主義、代理処罰主義・代理主義
第3回	狭義の国際刑法（2） 同上
第4回	狭義の国際刑法（3） 国際刑事司法共助 — 犯罪人引渡し、外国刑事判決の効力・執行（行刑、受刑者移送条約等も含む）、国際捜査共助（国際刑事警察機構 Interpol を含む）、刑事訴追の移管など
第5回	グローバリゼーションのなかの刑事法（1） 越境犯罪、外国人犯罪、国連組織犯罪条約、インターネット犯罪、サイバー犯罪条約と刑法の適用など
第6回	グローバリゼーションのなかの刑事法（2） 同上

第7回	(広義の) 国際刑法の歴史的基礎 啓蒙時代や19世紀における初歩的な動き、第一次世界大戦後・戦間期における戦争犯罪等に関連した国際刑法の理論的展開について検討を行なった上で、第二次世界大戦後の発展、とくにニュルンベルク・東京両国際軍事裁判所、ジェノサイド条約等、冷戦時代における国際犯罪の法典化・国際刑事司法の常設化の試みを取り上げる。次いで、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所を経て、(常設の) 国際刑事裁判所 (ICC) の設立 (2003年) までの沿革を検討し、ICC の特徴やその設立をめぐる議論などについて概説する。
第8回	国際刑事裁判所 (1) ICC の管轄権の発動条件、補充性の原則
第9回	国際刑事裁判所 (2) 補充性の原則と国内裁判権との関係、ICC に係属中の四つの付託事案など
第10回	国際刑事裁判所 (3) ICC との協力 — 締約国の協力義務の範囲、協力の刑事手続法上の諸形態など
第11回	国際刑事裁判所 (4) 同上
第12回	国際刑事裁判所 (5) ICC との協力 — 立法上の諸課題 (日本の法整備状況を中心に)
第13回	国際刑事裁判所 (6) 同上
第14回	国際刑事裁判所 (7) 国際刑事法・国際刑事司法における一事不再理の原理 (水平的・垂直的効力など)
第15回	総括

授業科目名	環境法務ベーシック・プログラム				
担当者名	西久保 裕彦、六車 明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>今日の環境問題は、各個人の生活から全地球に渡る幅広い問題となっており、高度成長期の激甚な公害のように原因が限定的であったものから、幅広い社会経済活動全体の対応が必要な問題に重点が移っている。</p> <p>本授業は、このような環境問題の経過と今日の問題の特質を踏まえつつ、地球温暖化の問題や廃棄物リサイクル問題など環境法政策上の課題のいくつかを取り上げ、環境法政策の発展経過と今日の状況について理解することを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法を体系的に学ぶため「環境法Ⅰ」「環境法Ⅱ」が開講されている。また、個別のテーマについて掘り下げた授業を行う「環境法務ワークショッププログラム」との連携についても考慮する。</p> <p>本科目は、環境省等における行政実務従事者・経験者により行政実務の状況を踏まえた授業を行うものであり、制定された法律の解釈のみならず、その背景となる問題状況、政策形成過程、法制度の実施過程を含めて、法政策について検討を行う点が特徴的である。</p>
3. 授業の方法	<p>基本的には講義形式で行うが、受講生自らが考え発言することも重要であるので、質疑の機会を十分確保し、また、受講生と教員、受講生間の議論の時間を確保する等の工夫を織り込みたいと考えている。</p> <p>また、環境省等において実際に環境法政策実務に関わっている者をゲストスピーカーとして招致することとしており、現段階では、循環法制、土壌汚染対策、化学物質対策及びアスベスト被害救済分野について4名のゲストスピーカーを招致することを予定している。</p> <p>なお、ゲストスピーカーのうち一部の者については、本務の勤務時間との関係で授業開始時間を19時からとする場合がある。（具体的な予定については第1回講義で説明する。）</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回の講義において関連する資料を配付する。また、主要な参考図書については第1回の講義で紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	現時点での予定としては、以下の授業内容を考えている。（今後変更がありうる。） 4月8日 インTRODクシヨソ
第2回	4月15日 公害健康被害補償制度
第3回	4月22日 アスベスト被害救済対策
第4回	5月13日 環境政策におけるNGOの役割
第5回	5月20日 循環法制の現状と課題
第6回	5月27日 豊島問題：中間レポート（提出は任意）提出期限
第7回	6月3日回 化学物質規制の最新動向
第8回	6月10日 予防原則と予防的アプローチ
第9回	6月17日 土壌汚染対策法の現状と課題
第10回	6月24日 国立公園を巡る問題
第11回	7月1日 地球温暖化対策1（科学面）：期末レポート提出期限
第12回	7月8日 地球温暖化対策2（対策面）
第13回	7月15日 環境アセスメントとは何か
第14回	7月22日 期末レポートの講評、授業評価アンケート記入など

授業科目名	環境法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	六車 明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>私たちが生きてゆく上で対応をせまられるリスクを、環境リスクを中心に幅広くとりあげ、これらのリスクにどのように対応してゆけばよいのか、政策を策定する場合の基礎となる問題点、法的な解決後の問題点を考察することにより、将来実務についての場合の対応の基礎となる部分の習得を目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法Ⅰで環境法の理論体系を、環境法Ⅱで環境紛争への対応を、環境法務Bで環境政策の実務を習得し、その上で、本科目では、現代的なリスクに係わる問題点の理解を目指す。</p>
3. 授業の方法	<p>履修者は、シラバスにあるテーマの中から、興味をもつ2つ程度の問題をとりあげ、事前に準備するレジュメによって発表をし、その後、質疑応答をする。与えられた問題よりも発展させた問題などを研究したいときは、事前に申出て下さい。基本的に、皆さんの希望にそうようしております。下記参照</p> <p>質疑応答や、その後さらに研究をしたことを踏まえ、レポートを提出する。5000字程度。自分の発表をきっかけとして発展させたテーマであれば、授業で発表したテーマと異なってもかまわない。</p> <p>記</p> <p>このシラバスに書いてあるテーマ以外で過去に発表されたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 化粧品とリスク 2 オール電化とリスク 3 ダイエットと肥満のリスク
4. 成績評価	非公開
5. 教材	適宜配布する予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>9月30日</p> <p>「リスクという考え方」</p> <p>環境リスク、リスクトレードオフ、リスクコミュニケーション、予防原則などについて基本的な考え方を習得する。</p>
第2回	<p>10月7日</p> <p>「遺伝子組み換え食品とリスク」</p> <p>遺伝子組み換え食品とは何か、人体や生態系にいかなるリスクがあるのか、どのような規制がされているのか、表示の問題とはどのような問題であるのかなどを検討する。</p>
第3回	<p>10月14日</p> <p>「農薬とリスク」</p> <p>なぜリスクのある農薬が使われているのか、農薬を使わないとどのようなリスクが生じるかなどを検討する。</p>
第4回	<p>10月21日</p> <p>「食品添加物とリスク」</p> <p>食品添加物とは何か、表示は適正にされているのか、食品添加物にはどのようなリスクがあるかなどを検討する。</p>
第5回	<p>10月28日</p> <p>「水道水とリスク」</p> <p>以前は、水道水をそのまま飲むのが一般であったが、今日では、スーパーの棚にはペットボトルの飲料水が並び、消費者もこれを買っている。水道水にはどのようなリスクがあるのかを考える。</p>
第6回	<p>11月4日</p> <p>「家庭から出されるゴミ、生活排水とリスク」</p> <p>家庭から出る廃棄物を焼却する際にダイオキシンが発生し、廃棄物処理場における環境問題も深刻である。生活排水のリスクも留意すべきであろう。日頃の生活から排出する物質によるリスク問題を考える。</p>

第7回	11月11日 「薬とリスク」 サリドマイド、スモン、クロロキンなど、日本では多くの薬害が発生している。化学物質である薬のリスクの問題とともに、被害にあった方々のことを考える。
第8回	11月18日 「石綿とリスク」 石綿は、かなり以前から有害物質として労働安全衛生の面で問題とされてきたが、2005年に被害の範囲が幅広いことが報道され、2006年2月3日「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立し、同月10日に公布され、同年3月27日から施行された。いかなる背景のもとに、どのような法律が制定されたのかについて、幅広く考えたい。
第9回	11月25日 「たばことリスク」 他人のタバコの煙を吸い込む受動喫煙にはリスクがあるが、これがどのように取り扱われているのか、今後どのようにしたらよいのかを考える。
第10回	12月2日 「ファストフードのリスク」 ファストフードのハンバーガーを食べ過ぎて肥満になるというリスクは、自己責任ですまされる問題であるのか。特に日常の食生活に隠れているリスクをどのように考えればよいのかについて検討する。
第11回	12月9日 「地球温暖化・オゾン層破壊のリスク」 地球温暖化のリスクに関する基本的なことを確認するとともに、オゾン層破壊のリスクも取り上げる。フロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン層が少なくなると紫外線が強くなり、白内障・皮膚がんなどになるリスクが高くなる。フロンのリスクへの対応を考える。
第12回	12月16日 「シックハウス、シックスクール」 住宅の中や、学校の中で化学物質による症状が増えている。化学物質は、有用な面を持つ一方で、毒性を有することも多い。このような化学物質のリスクにどのように対応すべきか、ということ、事例をとおして考えてゆきたい。 事前に読んでおく裁判例 東京高裁平成18年8月31日判決判例時報1959号3頁「購入した電気ストーブの使用により有害物質が発生し、使用者が化学物質過敏症を発症したとし、販売会社の不法行為責任が認められた事例(1審は東京地裁平成17年3月24日判決は請求棄却。これを覆した。上告後上告棄却により確定)」
第13回	1月6日 「環境ホルモン(外因性内分泌攪乱物質)・ダイオキシンとリスク」 いわゆる環境ホルモンのリスクについては、争いがある。環境ホルモンを知り、そのリスクについて考える。 ダイオキシンについては、立法化がされている。制定法にどのような特徴があるのかを考える。
第14回	1月13日 1 レポートについて発表 約10分を予定 2 「新しいリスク」 私たちの社会は、日々、新しい製品や食品が市場に現れ、新しいリスクが生じている。新しいリスクを認識し、その対応を考える。携帯電話、低周波音などが考えられるが、そのほかにも新しく重要なリスクがあれば取り上げていきたい。 さらに、それまで検討してきたリスクについて振り返ることにより、それぞれの履修者が環境リスクについて自分自身の考えをつくってほしい。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	EU法務ベーシック・プログラム（YKK寄附講座）				
担当者名	庄司 克宏、伊藤 洋一、上田 廣美				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	日系企業等が EU 域内市場で事業を展開する場合に直面する法律問題に的確に対応して助言できる人材を養成するための基礎コースである。EU 域内市場でどのような法律問題が生じ、それに対応すべきかについて実践的な基本知識を習得することが到達目標となる。
2. 関連する科目との関係	EU 法、EU 法務ワークショップ・プログラム（YKK 寄附講座）、テーマ演習（EU 法）、テーマ研究（EU 法）が直接の関連科目となる。
3. 授業の方法	毎回、当該テーマについて解説を行い、それに基づいて事例演習を行う、という手順で進める。これにより迅速な応用能力を養う。 教材は日本語によるものを使用する（参考として英文資料を参照することもある）。 適宜、各分野で豊富な経験を有するゲスト・スピーカーを招請する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書・教材・参考文献は以下のとおりであるが、寄附講座のため無償配付する。 庄司克宏編『EU 法 実務篇』（岩波書店、2008 年）その他 現行 EU/EC 条約、リスボン条約による改正、主要立法、関連判例・評釈その他
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	ガイダンスと EU 法入門 EU 法の基本事項について解説するとともに、今後の授業のガイダンスを行う。 『EU 法 実務篇』序章、第 1 章、終章 参考：庄司克宏著『EU 法 基礎篇』、『EU 法 政策篇』岩波書店、2003 年
第 2 回	EC 条約における訴訟システム(1) EC 条約における訴訟システムを、EC 条約 234 条を中心として概観する。 次回以降に取り上げる著名事件が、どのような背景で EC 裁判所に繫属することになったのかについては、EC 条約における訴訟システムの概要を最低限知っておかねばならないからである。 特に、EC 条約 234 条の規定する EC 裁判所への先決問題の移送制度は、EC 法以外の、古典的条約においては殆ど類を見ない、文字通りユニークな制度であるので、同制度の仕組、意義等を検討することにしたい。 関連判例・評釈：中村民雄・須網隆夫編著『EU 法基本判例集』日本評論社(2007)No.12[以下では『EU 法基本判例集』と略記] 参考：『EU 法 基礎篇』69-98 頁
第 3 回	EC 法の直接適用性 Van Gend en Loos 判決 Van Gend en Loos 判決は、EC 法の古典的な国際公法との異同を考える際に、常に引用される最重要判例である。この事件を素材とし、EC 法の「直接適用性」として論じられてきた問題が、どのような問題であるかを検討する。 関連判例・評釈：『EU 法基本判例集』日本評論社(2007)No.1 参考：『EU 法 基礎篇』119-123、130-141 頁 伊藤洋一「ヨーロッパ法①-④」『法学教室』第 263-266 号、2002 年 庄司克宏「欧州司法裁判所と EC 法の直接効果」『法律時報』第 74 巻 4 号、2002 年
第 4 回	EC 法の国内法に対する優越(1) Costa / ENEL 判決 従来の EC 法概説書の弱点は、EC レヴェルからのみ見た EC 法の体系の叙述に終始し、EC 法の動的な形成を十分に検討していない点である。しかし、EC 法は、EC 裁判所が象牙の塔の中で独断的に創造したものではなく、国内裁判所・学説との不断のフィードバックにより、形成されてきたものである。

	<p>このような特色は、EC法の国内法に対する優越の問題に関する判例法形成につき特に顕著である。そこで、EC裁判所と国内裁判所とのフィードバック関係に留意しながら、EC法の優越に関するEC判例および国内判例の形成を検討する。</p> <p>最初に取り上げるのは、EC法の国内法に対する優越を明示したものとして著名なCosta/ENEL判決である。</p> <p>関連判例・評釈：『EU法基本判例集』No. 2 & 3 参考：『EU法 基礎篇』123-128頁</p> <p>伊藤洋一「ヨーロッパ法①-④」『法学教室』第263-266号、2002年</p>
第5回	<p>EC法の国内法に対する優越(2) Internationale Handelsgesellschaft 判決</p> <p>EC法の国内憲法規範に対する優越の問題は、当然予想されるように、国内裁判所において最も激しい反応が見られた問題である。この論点については、EC裁判所の判決のみを金科玉条として、ただ引用するだけでは足りない。この論点が、実際に大きな議論を巻き起こしたドイツ、イタリアの国内判例の対応を検討する。</p> <p>関連判例・評釈：『EU法基本判例集』No. 4 & 16 参考：『EU法 基礎篇』123-128、161-171頁 伊藤洋一「ヨーロッパ法①-④」『法学教室』第263-266号、2002年</p>
第6回	<p>EC条約における訴訟システム(2) UPA 判決</p> <p>EC条約における訴訟システムにおいて、EC条約234条と並ぶ重要な訴訟類型である取消訴訟(EC条約230条)を検討の対象とし、特に議論のある私人原告の訴えの利益の問題を扱う。取消訴訟のこの論点を巡る論議と密接な関係にある、EC法秩序における基本権保障問題、EC条約234条との機能分担問題に留意しつつ検討を行うことにしたい。</p> <p>関連判例・評釈：『EU法基本判例集』No. 14 参考：『EU法 基礎篇』69-98頁 伊藤洋一「ヨーロッパ法における取消訴訟改革の動向-私人原告の訴えの利益要件について」『法治国家と行政 訴訟』有斐閣、2004年</p>
第7回	<p>EC法の国内法に対する優越(3) フランス国内判例の展開</p> <p>EEC創設以来の加盟国の中で、フランスは大国でありながら、ECレヴェルでは、当初ドイツ、イタリアのような影響力を、EC法の優越に関する判例形成過程において持つことが無かった。しかし、近年になり、フランス国内判例も、EC法と憲法との関係に関して重要な判示を行うようになってきた。そこで、フランス国内判例の展開を検討することにしたい。</p> <p>参考：伊藤洋一「ヨーロッパ法①-④」『法学教室』第263-266号、2002年</p>
第8回	<p>ゲストスピーカー</p>
第9回	<p>開業の自由と会社法</p> <p>開業の自由について、基本知識確認を行い、「開業の自由」をめぐるEU判例を取り上げる。デイリーメール、セントロス、ユーバーゼーリング、インスパイアートの4事案を比較し、国内法の制度間競争の問題、本拠地法主義と設立準拠法主義の議論について考える。</p> <p>『EU法 実務篇』第3章 判例：C-81/87 Daily Mail, C-212/97 Centros, C-208/00 Uberseering, C-167/01 Inspire ArtsLtd. 資料：上田廣美「EUにおける開業の自由の原則に関する判例の変遷」倉澤古稀『商法の歴史と論理』59頁以下</p> <p>参考：『EU法 政策篇』28-52頁</p>
第10回	<p>資本の自由と会社法・税制</p> <p>資本の自由移動に関する判例のうち、①会社法関連事案と②税制関連事案をとりあげる。前者は国営企業・エネルギー企業の黄金株を用いた買収防衛策が資本の自由移動に反するとされた事案、後者は企業グループ内での利益または損失移転による課税回避が条件付きで資本の自由移動に反しないとされた事案である。前者と後者のアプローチの差異から資本の自由移動の本質を考察したい。</p> <p>判例：① C-503/99, C-367/98, C-438/99, C-174/04 ②C-446/03</p>

<p>第 1 1 回</p>	<p>EU 会社法</p> <p>ヨーロッパ会社（ソキエタスエウロパエア）をはじめとする EU 法人の概念とその立法・運用につき解説する（2157/2001 規則、2001/86 指令）。国内法にもとづかない EU 法人では開業の自由が EU 法で保障され、国内法との抵触の問題が生じない。こうした EU 会社法の立法の史的展開と立法後の実務界からの評価を解説する。</p> <p>『EU 法 実務篇』第 3 章 資料：上田廣美「共同体法における会社法の基本的問題とその課題」慶應法学 3 号</p>
<p>第 1 2 回</p>	<p>労使関係と EU 法</p> <p>欧州の労使関係はわが国と異なり、労働者に対しては経営参加を動機付けることで緊張関係を解消する制度が存在し、各加盟国ではそれぞれの企業文化に呼応した制度が発展してきた。EU レベルでの欧州労使協議会指令（94/95 指令）を中心に欧州の労使関係のありかたについて解説する。</p> <p>『EU 法 実務篇』第 3 章 資料：上田廣美「ヨーロッパ会社と従業員の経営参加に関する最新動向」際商 29 巻 5 号</p>
<p>第 1 3 回</p>	<p>企業活動と近時の EU 判例</p> <p>近時の EC 裁判所の事案をとりあげ、企業活動と EU 法のかかわり方を最新動向を検討する。本年度はフォルクスワーゲン法事件（C-112/05）、Laval 事件（C-341/05）および Unibet 事件（C-431/05）などをとり上げる予定である。</p> <p>教材：上記判例</p>
<p>第 1 4 回</p>	<p>知的財産権と EU 法</p> <p>①共同体商標規則（40/94 規則）、商標調和指令（89/104 指令）、著作権調和指令（2001/29 指令）、知的財産権執行（遵守確保）指令（2004/48 指令）等について検討することにより基本的知識を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。</p> <p>②国内法上の知的財産権と EU 法上の物の自由移動との関係について、権利消尽理論に関する基本判例(C-15/74 Centrafarm, C-355/96 Shilouette)の検討を通じて、この分野における判例理論を習得させるとともに、実務上の意義について解説する。</p> <p>教材：『EU 法 実務篇』第 5 章</p> <p>参考：『EU 法 政策篇』84－89 頁</p>
<p>第 1 5 回</p>	<p>総括と質疑（ゲストスピーカー）</p>

授業科目名	EU法務ワークショップ・プログラム（YKK寄附講座）				
担当者名	庄司 克宏、山田 弘、山岸 和彦、市川 芳治				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	日系企業等がEU域内市場で事業を展開する場合に直面する最大の法実務的課題はEU競争法への適合であるため、EU競争法を中心とした事例研究・演習を日本法と関連付けながら行うことにより、EU法実務上の応用力を身につけることが到達目標である。とくに事例研究を通じて、手続規定・実体規定の両面から日欧間における競争法の違いを検証する。具体的な事例を通じて日欧間の競争法の違いを理解することにより、今後、国際的事案を手がけることとなった場合における実務上の問題点を実感することができる。
2. 関連する科目との関係	EU法、EU法務ベーシック・プログラム（YKK寄附講座）、テーマ演習（EU法）、テーマ研究（EU法）が直接の関連科目となる。
3. 授業の方法	前半の1時間で当該テーマの解説を行い、それに基づいて後半の1時間で、オリジナルの実習問題を用いて状況の理解と問題点の発見、契約書の作成・チェックの習得、交渉方法の伝授等を行う。 教材は便宜上すべて日本語によるものを使用する。 弁護士（山岸弁護士）の観点だけでなく、競争法当局者（山田公正取引委員会課長）の視点からも検討を行う。また、来日中のヨーロッパ人実務家や公正取引委員会関係者等を適宜ゲスト・スピーカーとして招請する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書・参考書および教材は以下のとおりであるが、寄附講座のため無償配付する。 庄司克宏編『EU法 実務篇』（岩波書店、2008年）その他 現行EU/EC条約、リスボン条約による改正、主要立法、関連判例・評釈その他 また、必要に応じて、解説のための補助資料や実習問題を教材として当日配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	EU競争法入門（庄司） ガイダンスを行った後、EU競争法の入門的概説を行う。
第2回	EU競争法実務総論：競争法実務と経済分析（市川・山岸） 競争法実務に関わる経済分析について、講義・事例研究・演習を行う。EUでは昨今、市場画定の立証等において経済分析の果たす役割が大きくなってきている。経済コンサルタント等の協同など、実務の最前線を知る。また、日本における関連実務についても紹介する。
第3回	EU競争法実務とカルテルの禁止(1)（市川） 垂直規制と一括適用免除に関する理論と実務を扱う。
第4回	EU競争法実務とカルテルの禁止(2)（山田） カルテル事案について法適用の検討を行う。
第5回	EU競争法実務とカルテルの禁止(3)（山岸） アライアンス計画とEC条約第81条に関する事例研究・演習を行う。
第6回	EU競争法実務とカルテルの禁止(4)（山岸） 垂直規制と一括適用免除に関するモデルプレイ（ディストリビューターを題材とする）を行う。
第7回	EU競争法実務と支配的地位の濫用の禁止(1)（山田） 支配的地位の濫用行為事案（その1）について法適用の検討を行う。

第 8 回	EU 競争法実務と支配的地位の濫用の禁止(2) (山田) 支配的地位の濫用行為事案 (その 2) について法適用の検討を行う。
第 9 回	EU 競争法実務と手続的側面(1) (山岸) 競争法のエンフォースメント (遵守確保) およびリエンシーに関する事例研究・演習を行う。
第 10 回	EU 競争法実務と手続的側面(2) (市川) 加盟国裁判所における競争法のエンフォースメントについて、講義・事例研究を行う。規則第 1/2003 号による分権化が進むにつれ、これまでの欧州司法裁判所・コミッション集権のエンフォースメントに変化が生まれている。イギリスの判例を踏まえ、最新状況を検討する。
第 11 回	EU 競争法実務と合併規則(1) (山岸・市川) 規則第 139/2004 号に関する実務講義を行う。
第 12 回	EU 競争法実務と合併規則(2) (山田) 合併事案について法適用の検討を行う。
第 13 回	EU 競争法実務と合併規則(3) (山岸) 規則第 139/2004 号関連のビジネス実務について事例研究・演習を行う。
第 14 回	EU 競争法実務と手続的側面(3) (市川) 合併規則に関連する司法審査について、講義・事例研究を行う。 最近の合併事件等で、コミッションの決定に対し、相当程度事実まで踏み込んで判示するケースが出てきた。コミッション集権に変化が生まれるのか。最新状況を検討する。
第 15 回	総括と質疑

授業科目名	開発法学ワークショップ・プログラム				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

<p>1. 授業の目的と到達目標</p>	<p>開発法学ワークショップ・プログラム（以下、開発法学 WP）は、「開発法学（法整備支援論）」（春学期）を理論編とすれば、その実践編として位置づけられる。</p> <p>開発法学 WP では、様々な支援機関を縦軸に、その対象地域を横軸にして、多様な観点から法整備支援の実践例を取り上げる。それにより、個々具体的な法整備支援プロジェクト等の経緯・現状・成果・問題点等を抽出して分析し、改善のための具体的提案または方向性を探求することを目的とする。</p> <p>そして、法整備支援をはじめとする法と開発の実践に対し、法律家がその「仕事」としてどのように関わることができるのか、また関わるべきか、参加者各自の展望が得られるようにする。</p> <p>法整備支援プロジェクトの実践例の分析では、(a)支援機関として、国際協力機構(JICA)、法務省法務総合研究所国際協力部、日本弁護士連合会、アジア経済研究所、名古屋大学・法政国際教育協力研究センター(CALE)など、(b)対象地域として、ベトナム、カンボディア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、モンゴル、中国、ウズベキスタン、ルワンダなどに焦点を当て、法整備支援の経験者、関係者ないし被支援国民などから直接に情報提供を受ける機会も設ける。</p>
<p>2. 関連する科目との関係</p>	<p>「開発法学（法整備支援論）」（春学期）を理論編とすれば、開発法学 WP はその実践編として位置づけられるので、両者を併せて履修することが望ましいが、必須要件とはしない。また、開発法学 WP を最初に履修し、翌年度「開発法学（法整備支援論）」を履修することも妨げない。</p> <p>「アジア法」、「中国法」をはじめとする、法整備支援の対象国としてのアジア諸国の法制度についての知識、「イギリス法」、「フランス法」、「ドイツ法」などの比較法的知識、社会と法との関係を理論的・哲学的に探求する「法社会学」、「法哲学」も非常に有用である。</p> <p>なお、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、知的財産法、競争法など、法整備支援の対象として要請ないし想定されることの多い実定法分野について、日頃から興味をもって基礎知識を深めることが有益である。</p>
<p>3. 授業の方法</p>	<p>①法整備支援プロジェクトをはじめ、法と開発の実践例の現状分析を進める。具体的には、様々な報告書、資料分析のほか、これまで法整備支援等に関与してきた経験者（裁判官、検事、弁護士、その他の法律家、公務員、国際協力関係の内外の機関、企業、NPO、研究者など）から、それぞれの経験を踏まえた情報提供や問題提起を得る機会を設ける。</p> <p>②現在進行中の法整備支援プロジェクト等の現状分析、課題、今後の対応策を議論し、模索する。</p> <p>③将来、法整備支援が、法律家のビジネスとして、どのような形で可能になるのか、また、法整備支援のほかに、法と開発の実践としてはどのような形態が考えられるのか、それにはどのような意味があるのかについて、各自の展望と現時点での回答をまとめる。</p>
<p>4. 成績評価</p>	<p>非公開</p>
<p>5. 教材</p>	<p>①「開発法学フォーラム」（慶應法学 5 号、6 号、8 号、13 号）に掲載の記事をテキスト資料として用いる。</p> <p>また、前提知識・情報を得るための入門文献として、以下のものがある。</p> <p>②松尾弘「『開発法学』への招待—法と開発(Law and Development)の理論と実践—(1)～(24・完)」法学セミナー622号～645号（2006～2008）。</p> <p>③森川俊孝＝池田龍彦＝小池治編著『開発協力の法と政治—国際協力研究入門—』（国際協力出版会、2004）。</p> <p>④安田信之『開発法学—アジア・ポスト開発国家の法システム—』（名古屋大学出版会、2004）。</p> <p>⑤香川孝三＝金子由芳編著『法整備支援論—制度構築の国際協力入門—』（ミネルヴァ書房、2007）。</p> <p>⑥松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学 4 号。</p> <p>その他、参考文献、過年度に利用した教材(リスト)等については、http://www15.plala.or.jp/Matsuo/に掲載する。</p>
<p>6. 授業内容（細目）</p>	<p>※以下、各回の授業内容（細目）は、過年度（2005～2007年度）に実施したものから選んで掲載しているが、その順序、回数、内容等については、担当者の事情等によって変更される可能性もあることを予めお断りしておく。</p> <p>以下のほか、過去には、【大学による法整備支援への取組み（名古屋大学）】、【弁護士による法整備支援への取組み】などを取り上げている。</p>

第1回	<p>【国際協力機構(JICA)による法整備支援への取組み】</p> <p>日本政府による法整備支援の実施母体である国際協力機構(JICA) (国際協力銀行(JBIC)との統合後は新 JICA) の活動につき、日本の援助政策における法整備支援の位置づけ、法整備支援の実施方法、直面した様々な問題点、その解決や模索について検討する。</p>
第2回	<p>【法務省法務総合研究所による法整備支援への取組み】</p> <p>国際協力機構(JICA)とともに、日本政府による法整備支援の実施主体である法務省法務総合研究所国際協力部の活動につき、活動内容、実績、方法の特色、これまでの経験から得られた様々な知見につき、具体例を踏まえて検討する。</p>
第3回	<p>【日本弁護士連合会による法整備支援への取組み】</p> <p>日本弁護士連合会が行ってきた法整備支援の実績、基本方針、方法の特色、これまでの成果に対する評価、今後の活動方針などについて検討する。また、法整備支援に関与する弁護士へのサポート体制、継続的な支援のための諸方策についても、現状と課題を検討する。</p> <p>【NGO による法整備支援への取組み】</p> <p>日弁連以外の様々な NGO による法整備支援への取組みについて、その特色、存在意義、実績、課題などについて、多角的に分析する。とくに、政府による法整備支援と比較した場合の特色、独自性、あるいは両者の協力体制のあり方について、従来の経験を踏まえて検討する。</p>
第4回	<p>【アジア経済研究所の活動と開発法学、法整備支援】</p> <p>開発法学の理論研究および法整備支援の実践分析について、アジア経済研究所の活動や研究状況の最前線を知り、理論と実践、マクロ的視点とミクロ的視点とが交錯する法と開発への様々なアプローチの可能性を探る。</p>
第5回	<p>【法整備支援に対する裁判官、弁護士の寄与】</p> <p>様々な地域で、多様な形態で行われている法整備支援プロジェクトに対し、裁判官、弁護士としてどのような役割が期待され、また、実際にどのような寄与が行われているかを検証する。また、そこからどのような知見が得られたか、今後の課題としてどのような点が考えられるかを議論する。</p>
第6回	<p>【ベトナム法整備支援の検討】</p> <p>日本による本格的な法整備支援の最初の対象国となったベトナムへの法整備支援を取り上げ、これまでの経緯、実績、問題点、今後の展望について検討する。また、日本以外の様々なドナーによる法整備支援との関係、その中で日本の法整備支援の特色、今後の支援のあり方などについて、具体例に照らして考察する。</p>
第7回	<p>【カンボディア法整備支援の検討】</p> <p>ベトナムについて日本による法整備支援の主要対象国となったカンボディアへの法整備支援の経緯、これまでの実績、様々な問題点やその克服の模索につき、具体例に即して検討する。とりわけ、日本政府による民法典草案、民事訴訟法典草案の起草支援を中心に、カンボディア・モデルの特色と今後の課題を分析する。</p>
第8回	<p>【ラオス法整備支援の検討】</p> <p>ベトナム、カンボディアに次いで、日本政府による法整備支援が開始されたラオスについて、前者と比較した場合の類似点と相違点、これまでの実績と問題点、今後の展望などについて、具体例に即して分析する。また、そこから、ラオス・モデルとして特徴的な点は何かを検討する。</p>
第9回	<p>【モンゴル法整備支援の検討】</p> <p>モンゴルに対する法整備支援の現状と今後の展望について検討する。とりわけ、モンゴルの経済・政治・社会の現状に照らして、どのような法制度改革が求められ、それがどのような形で実施されているか、それに対する外国からの支援がどのように行われているかを分析する。</p>
第10回	<p>【ウズベキスタン法整備支援の検討】</p> <p>ウズベキスタンに対する法整備支援の経緯と特色を分析する。とりわけ、インドシナ諸国への法整備と比較した場合の類似点と相違点、日本の支援政策における位置づけ、支援の現状と今後の展望について、具体例に即して検討する。</p>
第11回	<p>【インドネシア、中国法整備支援の検討】</p> <p>インドネシア、中国に対する法整備支援について、法整備支援の基本政策における位置づけ、他の支援対象国と比較した場合の特色を中心に検討する。とりわけ、法整備支援が経済圏統合のための制度的基盤整備の手段として、どのような可能性や問題点をもっているかを考察する。</p>
第12回	<p>【ミャンマー法整備支援の検討】</p> <p>民主化問題などを理由に、諸外国からの支援が滞っているミャンマーへの法整備支援のあり方を検討する。とりわけ、法整備支援において、市場化と民主化との関係をどのように考えるべきか、支援対象国の内部の社会構成、歴史的経緯、宗教やその他の文化、政治情勢などに即した、テーラー・メイドの法整備(支援)の方法はどのようにあるべきかを考察する。</p>
第13回	<p>【アフリカ諸国への法整備支援の検討】</p> <p>アフリカ諸国への法整備支援の現状、問題点、将来の課題について検討する。例えば、①タンザニア、ケニア等における土地法改革と伝統的な共同体的(村)土地所有との関係、②紛争後の平和構築プロセスにおける法整備支援のあり方につき、内戦後の和解を進めるための制度構築に努めているルワンダ等を題材にして検証する。それを通じて、刑事司法分野における法整備支援の方法、それと民法・商法・経済法等の経済分野の法整備との関係、アフリカ社会に特徴的な問題点の有無等について検討する。</p>

<p>第14回</p>	<p>【総括と展望】 前回までの授業を振り返り、そこから浮かび上がった問題点を確認・整理し、今後の改善策として考えられる方策を議論する。 とりわけ、従来の途上国に対する法整備支援(legal assistance)という認識・現状から、各国間の法整備協力(legal cooperation)へと名実ともに進展させることの意義と方法、そのための法律家の役割について考える。</p>
<p>第15回</p>	<p>【レポートの作成準備】 レポートの作成を準備する。</p>

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	伊東 研祐				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「経済刑法」の各領域から、参加者それぞれの関心・興味を惹く事例・判例あるいは理論的課題を取り上げ、原則的に2～3名程度のグループによる研究に基づいた報告を受けて、全員によるディスカッションを行い、経済刑法の体系的な理解／刑法理論の応用問題としての経済刑法の事例研究、更には、経済事犯における訴訟遂行上の問題の把握を試みる。可能であれば、幾つかの経済刑法領域を集中的且つ統合的に取り扱いたい。問題発見能力、事実分析能力、法律情報収集能力、法適用能力の向上を直近の目標とする。
2. 関連する科目との関係	テーマの性格上、担当教員が開講する「経済刑法」と最も直接的な関連を有し、それを部分的に極めて深く多角的に掘り下げた討論を行うということになる。組織体の責任の根拠付けを含め、刑法理論学・解釈学や、前提となる各法領域（経済法等）と密接な関係が存することも言うまでもない。
3. 授業の方法	演習であり、基本的には、40～50分程度の参加者（2～3名のグループ）による報告（簡潔なレジュメ付き）を基にした討論による。報告の課題・対象等は前半数回分は提示するが、それも討論の進展に伴って修正することとしたい。なお、当初の2～3回は、担当教員が行う導入・話題提供の為の講義を中心とする。また、参加人員は最大で20名程度を予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特定の市販教材は用いない。必要に応じて、参考文献や収集すべき資料等を指示し、また、資料を配布する
6. 授業内容（細目）	
第1回	導入講義1： 本テーマ演習の趣旨説明と問題提起、素材事案の選択及び報告テーマの決定の為の意見交換
第2回	導入講義2： 素材事案の選択及び報告テーマの決定の為の意見交換
第3回	報告1と討論：（報告担当は、担当教員又はゲスト・スピーカー）
第4回	報告2と討論：
第5回	報告3と討論：
第6回	報告4と討論：
第7回	報告5と討論：
第8回	報告6と討論：
第9回	報告7と討論：
第10回	報告8と討論：
第11回	報告9と討論：
第12回	報告10と討論：
第13回	報告11と討論：
第14回	総括： 「企業経済活動と刑事法の機能」について、各報告及び討論を基に、自由に議論する。

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	北居 功、片山 直也、武川 幸嗣				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	2年次では民法総合ⅠおよびⅡで、民法に関する基本的な知識や思考を確認し、吸収しているものとして、本テーマ演習では、すでに修得した知識や考え方をより広く応用・発展させて、民法について、新たな視点やアプローチを模索することを目指す。従来からの民法教育は、条文の配列に準じて、その配列で順次重要なテーマを深める勉強方法を進めてきたが、本テーマ演習では、条文の配列に拘ることなく、むしろ、ある視点から関連する制度やテーマを、そこにおかれる視点から見た一貫した問題意識によって関連づけることにより、民法にある条文配列ではない、新たな問題意識と体系の発見に努めることとしたい。
2. 関連する科目との関係	民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、民法Ⅴ、民法Ⅵ 民法総合Ⅰ、民法総合Ⅱ 民事法総合
3. 授業の方法	シラバスの順に並べたテーマにしたがって、順次、参加者が基本的な報告を行い、その後に、参加者全員による質疑応答と議論を予定している。各自が参加意識を持って、積極的な授業参加ができるためには、20人以下の参加者を予定している。各授業では、教材として指定している『コンピネーションで考える民法』のテーマの一つを扱うことを基本としているため、教材の各項目について、参加者が興味を持つ観点から報告を行い、それに関する議論を深めることとしたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	必携の文献として、北居功＝花本広志＝武川幸嗣＝石田剛＝田高寛貴著『コンピネーションで考える民法』（商事法務・2008年）。その他、授業中に適宜、必要な文献を指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	準備と報告の割当て
第2回	契約形成論 契約が形成される際の諸問題と、契約が拘束力を持つその意味とを眺める。一体、人を拘束する契約とはどのような構造なのか、この問題は、民法総則の法律行為、とりわけ錯誤論や詐欺取消、消費者契約法の取消をめぐる問題として扱われるが、いわゆる契約締結上の過失をめぐる問題とも関連する。
第3回	責任主体論 他人の行為の結果について責任を負わねばならない問題、つまり、行為者以外の責任主体をめぐる問題を取り扱う。そこでは、債務不履行での履行補助者の故意過失の問題、不法行為における使用者責任や表見代理の関連問題はもとより、運送人や下請人が関連する問題などを通じて、責任主体問題の多面的な局面を分析・検討する。
第4回	権利変動論 有効な法律行為に基づいて、各種の権利が移転するメカニズムと第三者との権利取得をめぐる優先関係を扱う。従来は、主に不動産の物権変動を中心に論じられてきたが、不動産や動産の譲渡場面にとどまらず、担保物権が設定されたり債権が譲渡される場面も含めて、いわゆる対抗問題を総合的に整理・比較する。
第5回	権利取得論 占有という事実状態を保護する制度を起点として、無権限での財産処分の際して、有効な処分と信頼した第三者の権利取得がどのように認められるのかという問題を扱う。取得時効と添付から、動産の即時取得制度と不動産取得での94条2項の類推適用法理、債権取得場面における各種の第三者保護制度の適用が検討される。
第6回	契約目的論 債権の各所に散らばる債務の不履行規定の解釈に際して、債権者が行使できる損害賠償や契約解除などの権利を適切に運用するための統一的な指針として契約目的に着目する。この観点は、複数の契約が組み合わされる、いわゆる複合契約をめぐる問題に対しても、一つの解決の指針となるかどうかを検討される。

第7回	担保責任論 売買や請負契約における瑕疵担保責任がどのように債務不履行責任と関係づけられるのかを扱う。しかし、他方で、無権限取引を行った行為者の責任も、いわゆる権利の瑕疵についての担保責任や無権代理人の責任として規定されている。これらの担保責任の特質についても、検討される。
第8回	責任競合論 契約責任と不法行為責任とが競合する場面について、請負契約に基づいて建築された他ものが売買された場合の瑕疵責任のあり方を素材にして、約款の責任制限や期間制限を受ける契約責任と不法行為責任との関係について、検討と考察を行う。
第9回	代位制度論 民法の各所に規定のある「代位」と呼ばれる制度を整理・分析することを試みる。その際、権利の客体が変更する「物的代位」と、権利の主体が変更する「人的代位」を大きな分類枠組みとして、それぞれの分類枠組みに合わせて、各種代位制度を通観・整理して、それぞれの類型に共通する特質を括り出そうとする。
第10回	価値帰属論 金銭に表象される価値それ自体に対する支配のあり方を問う項目である。所有と占有が一致するという金銭の特質によって、通常の物の支配には見られない真の金銭権利者の保護のあり方が工夫されなければならない。この問題が、預金債権の帰属や騙取金の返還、銀行での誤振込などの場面で検討される。
第11回	財産隔離論 一見してある主体に帰属するように見えて、その主体の責任財産と扱われない財産、つまり、帰属するかに映る主体が無資力となる場合に、その主体の一般債権者が引き当てにできないような財産が作り出される場面を取り扱う。なぜそのような必要があるのか、そのために利用できる制度は何かという観点から、団体の財産関係や間接代理、信託といった制度を検討する。
第12回	財産管理論 契約で予定される委任による財産管理はもちろん、法が予定する無能力者や不在者の財産管理、代理権の定めのない代理人の権限範囲、遺言執行者や相続財産の管理といった財産管理の内容を比較してみる。さらに、債権担保における担保財産の管理、とりわけ担保価値維持を求められる担保権設定者の権限内容といった問題にまで広げて、財産の管理とその裏返しとしての処分について考察する。
第13回	脱法行為論 形式的には法制度が認める行為でありながら、実質的には法が許容しない目的を達成する行為をいかに制裁するのかという問題について、詐害行為取消権を基本モデルにしたうえで、それに適切に対応する法制度が用意されていない場面で詐害行為取消権を転用できると考えられる各種場面について、検討と考察を進める。
第14回	予備日
第15回	予備日

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	北原 一夫、豊田 健				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	〔 刑事手続の現代的課題（Criminal Procedure Today） 〕 現代社会における科学の進歩や社会の複雑・多様化等により、犯罪の形態及びこれに対処する犯罪捜査・公判等刑事手続のあり方も変貌を遂げつつある。そこで、刑事手続の抱える様々な現代的課題とこれに対する対処法等を主として検察官的視野から検討する。
2. 関連する科目との関係	2年で履修した刑事訴訟法総合、3年で履修する予定の刑事実務基礎、刑事法総合ⅠⅡ等必修科目では、学習することのない事項を中心に、より実務的な現代的課題を、深く多角的な視点から掘り下げて検討し、刑事手続の総合的分析能力が一段と向上することになる。
3. 授業の方法	担当者による講義，外部講師による講演，受講者によるレポート作成・発表・討議，施設見学等（夏休暇中実施：昨年は刑事局訪問）を予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	①刑事訴訟法判例百選（第八版） ②刑事手続法Ⅲ（三井誠） 法学教室ライブラリー ③検察講義案（購入すること。刑事実務基礎でも必須教材となっている。） その他は適宜配布あるいは事前に予習を指示するのでTKCと keio.jp の掲示，学事センター前の掲示板等を見落とさないこと。
6. 授業内容（細目）	
第1回	4/8（水） 担当者による講義と討議 日本の犯罪概況と新たな現象 犯罪白書を題材として，現代の犯罪概況と現象，犯罪の一般予防と特別予防について考える レポーター決定
第2回	4/15（水） 担当者による講義と討議 捜査の指揮と問題点 第一次捜査機関の検察官による指揮とその問題点 複数捜査機関の指揮のあり方について考える。
第3回	4/22（水） レポーターによる発表と討議 犯罪の国際化と捜査の隘路① 外国捜査機関等による証拠収集とその限界について考える。
第4回	5/13（水） レポーターによる発表と討議 犯罪の国際化と捜査の隘路② 外国捜査機関等による証拠収集とその限界について考える。
第5回	5/20（水） ゲストスピーカーによる公開講演会（未定） 内容等については，決定次第，追って連絡する。 なお，講師の予定により，時期が前後に移動する場合があります，その場合は，事前に通知する。
第6回	5/27（水） レポーターによる発表と討議 科学的捜査とその限界① DNA鑑定・指紋・声紋について考える。

第7回	6/3 (水) レポーターによる発表と討議 科学的捜査とその限界② ポリグラフ・臭気鑑定について考える。
第8回	6/10 (水) ゲストスピーカーによる公開講演会 (未定) 内容等については、決定次第、追って連絡する。 なお、講師の予定により、時期が前後に移動する場合があります、その場合は、事前に通知する。
第9回	6/17 (水) 担当者講義と討議 冒陳・要旨の告知とビジュアル化 裁判員裁判を見据えてわかりやすい主張・立証の方向性について考える。 パワーポイントによる冒頭陳述例・要旨告知例の実演を予定している。
第10回	6/24 (水) レポーターによる発表と討議 証人尋問① 尋問技術全般と幼児の尋問の問題点を考える。
第11回	7/1 (水) ゲストスピーカーによる公開講演会 (未定) 内容等については、決定次第、追って連絡する。 なお、講師の予定により、時期が前後に移動する場合があります、その場合は、事前に通知する。
第12回	7/8 (水) レポーターによる発表と討議 証人尋問② 321①Ⅱ号前段書面について考える。
第13回	7/15 (水) レポーターによる発表と討議 証人尋問③ 321①Ⅱ号後段書面について考える。
第14回	7/22 (水) 担当者による講義 裁判官から見た検察官の訴訟活動等 (仮題)

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	小泉 直樹、担当者 A				
単位数	2	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」「知的財産法総合」の履修を前提として、最新の知的財産法関連の判例について学ぶ。
2. 関連する科目との関係	「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」「知的財産法総合」の履修を前提とする。
3. 授業の方法	受講者をグループ分けし、担当を決めて判例・関連文献について一時間程度プレゼンしてもらい、全員で議論し、教員がコメントする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	資料については配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	特許最新判例
第2回	同上
第3回	同上
第4回	同上
第5回	著作権最新判例
第6回	同上
第7回	同上
第8回	同上
第9回	商標法最新判例
第10回	同上
第11回	不正競争防止法最新判例
第12回	同上
第13回	同上
第14回	パブリシティ最新判例
第15回	同上

授業科目名	テーマ演習（春）				
担当者名	島田 真琴				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	美術品の売買、貸借、輸出入、展示、コピー、盗品取戻し、芸術家の権利保護などに必要な商取引法、財産法、著作権法、国際私法、国際公法その他美術品をめぐる法律を、日本及び英米の判例研究を通じて比較法的に検討する。
2. 関連する科目との関係	民商法科目を理解していることが受講の前提となる。本授業を受けることにより、日本法の特徴を認識し、民商法の内容をより深く理解できる。 本授業では、アートに関する法的問題を処理するために必要な英米法上の諸制度を日本法と対比しながら学習します。したがって、他の選択科目として関連性が高いのは、英米法、国際商取引法、国際私法、著作権法や保険法などである。ただし、これらの科目の履修を前提とするわけではない。
3. 授業の方法	判例、文献及びテーマに関連する質問事項を列記したレジュメを事前配布し、これに従った発問をして適宜に討議する方法で進行する。また、ワークショップにおいて、学生はグループに分かれて、日本及び英米の判例に基づくケーススタディを行い、その成果発表を通じて、法律知識を実務に応用するための基礎能力を養う。授業は日本語で進行するが、配布する資料、判例には英文書類が含まれる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	アートはボーダレスなので、これに関する法律問題を扱うためには、諸外国、とりわけ、世界の主要なアートマーケットが所在するコモンロー諸国（ロンドン、ニューヨーク、香港、シンガポールなど）の法制度の基礎知識が有益である。このための参考文献として、拙著「国際取引のためのイギリス法」を薦める。その他は授業において適宜に紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	アートビジネスとは何か、美術品贋作者の刑事責任 — 浮世絵贋作事件
第2回	贋作アートを販売した画商の責任（1） — ギュスタヴ・モロー贋作事件
第3回	贋作アートを販売した画商の責任（2） — ヴァン・ダイク贋作事件
第4回	美術館と根拠と責任 — 昭和天皇コラージュ事件
第5回	展覧会とコピーライト — バーンズ・コレクション展事件など
第6回	芸術家とコピーライト — ダリ財団事件、ジョン万次郎銅像事件
第7回	パロディとコピーライト — マッド・アマノ事件、プリティ・ウーマン事件
第8回	ワークショップ：著作権ライセンス契約書の起案
第9回	美術品の運送、盗難と保険 — モネ横領事件
第10回	盗難美術品の取戻しと時効 — シャガール事件、消えたモネ事件
第11回	美術品の奪回と美術品差押え禁止法 — ヴァリーの肖像事件
第12回	アートオークションの仕組み
第13回	アートとわいせつ性 — メープロソープ写真集事件
第14回	総復習、質疑応答、最終レポート作成
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	EU 域内市場法に関わる理論と実務に対応するため、とくに EU 環境法に関連する問題と事例を扱い、日系企業等が EU 域内市場で事業を展開する場合に直面する未知の法実務的課題への対応能力を身につけることが目標である。楽しい授業にしたい。
2. 関連する科目との関係	EU 法が直接の関連科目となる。
3. 授業の方法	日本語の EU 法文献を使用して学びながら、最新の裁判例についても分析を行う。後掲の授業内容(細目)は例示である。履修学生の関心やニーズを最大限反映させたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	庄司克宏編『EU 環境法』慶應義塾大学出版会、2009 年(9 月刊行予定)を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	授業方法と教材の説明を行う。 EU 域内市場法の仕組みについて検討する。
第 2 回	「EU における環境保護と欧州司法裁判所」について検討する。
第 3 回	「EU 法における環境統合原則」について検討する。
第 4 回	ゲストスピーカー
第 5 回	「EU 環境法における比例性原則」について検討する。
第 6 回	「EU 環境規制と予防原則」について検討する。
第 7 回	「EU 競争法と環境」について検討する。
第 8 回	ゲストスピーカー
第 9 回	「排出量取引に関する日欧比較」について検討する。
第 10 回	「国際経済法と国際環境法のインターフェイス－EU のアプローチ」について検討する。
第 11 回	「EU の環境ガバナンスと民主主義」について検討する。
第 12 回	ゲストスピーカー
第 13 回	「持続可能な発展のための制度構築と規則 1367/2006」について検討する。
第 14 回	「EU 法における環境のための権利および義務」について検討する。
第 15 回	総括と質疑

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	田中 郁乃				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	企業法務における会社法実務の最新の状況を踏まえ、そこで必要とされる会社法に関する法的知識及び法的思考力を習得することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じた会社法に関する基本的な知識と理解を有していることを前提とする。
3. 授業の方法	事前に具体的設例を指定し、レポーター及び質問者を指名し、レポーターが事前にレポート（A4版6枚程度）を提出し、当日質疑応答を行う。具体的設例は最新の実務の状況を踏まえて作成するため、授業の内容、順序等に一部変更があり得る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめ用意した具体的設例を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	会社の種類・会社の設立
第2回	新株発行・新株予約権、自己株式の取得・処分
第3回	株主の権利・株式
第4回	会社の機関
第5回	株主総会（1）
第6回	株主総会（2）
第7回	取締役・取締役会（1）（競業禁止義務・利益相反取引）
第8回	取締役・監査役（2）（取締役・監査役の報酬）
第9回	取締役・監査役（3）（取締役・監査役の責任）
第10回	計算・剰余金の配当
第11回	組織再編・買収（1）
第12回	組織再編・買収（2）
第13回	組織再編・買収（3）
第14回	証券取引法
第15回	期末レポート

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	橋本 博之				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	行政法Ⅱの授業と平行するかたちで、行政法における実務的解釈技術の中心ともいうべき、個別行政法令の法的仕組みに着目した解釈技術（仕組み解釈）の習得をめざす。教材として予定している書籍は、2008年10月に司法研修所第一部で橋本が行った研修内容について、一般読者向けに加筆したものである。
2. 関連する科目との関係	行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・公法総合Ⅰ・公法総合Ⅱと関係する。
3. 授業の方法	事前に予習課題を与え、双方向による授業方法による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	橋本博之『行政判例と仕組み解釈』（弘文堂・2009）および稲葉馨他『ケースブック行政法（第三版）』（弘文堂・2007）を予定している。
6. 授業内容（細目）	
第1回	仕組み解釈とは何か（1）
第2回	仕組み解釈とは何か（2）
第3回	処分性判定と仕組み解釈（1）
第4回	処分性判定と仕組み解釈（2）
第5回	処分性判定と仕組み解釈（3）
第6回	原告適格判定と仕組み解釈（1）
第7回	原告適格判定と仕組み解釈（2）
第8回	原告適格判定と仕組み解釈（3）
第9回	中間試験
第10回	裁量審査と仕組み解釈（1）
第11回	裁量審査と仕組み解釈（2）
第12回	裁量審査と仕組み解釈（3）
第13回	裁量審査と仕組み解釈（4）
第14回	全体のまとめ（総合事例演習）
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習 テーマ：Japanese Law in English				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	This is a new course that is being taught for the first time. The purpose is to look at Japanese law in English. There are at least two good reasons for taking this course. First, students will obtain an understanding of how Japanese law is viewed through foreign eyes. This can be very useful in causing students to reflect on the true meaning and import of Japanese law. Second, students will be called upon as practicing lawyers to explain Japanese law in English to their clients. This course will help students obtain legal vocabulary and understand where concepts have parallels in common law.
2. 関連する科目との関係	None.
3. 授業の方法	This course will be a reading course where students will be required to read about Japanese law in English and then to critique and to discuss the readings. Students will have an opportunity to suggest areas of law they would like to examine. The main language of this course will be English but students may ask questions or discuss topics in Japanese as necessary.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course and consideration of the objectives to be achieved.
第2回	Overview of Japanese Law
第3回	Japanese Law and Culture
第4回	Japanese Lawyers and Legal Reform
第5回	Contract Law
第6回	Contract Law
第7回	Tort and PL Law
第8回	Consumer Protection Law
第9回	Labor and Employment Law
第10回	Privacy Law
第11回	Remedies
第12回	Dispute Resolution—Litigation
第13回	Dispute Resolution—Arbitration
第14回	Conclusion and Summary
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習 テーマ：Legal Debate & Negotiation				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	This course will be divided into two parts. In the first part (5 classes), we will examine the elements of making an effective legal argument. In the second part of the course (9 classes), we will focus on persuasion in the context of negotiations. These are very both useful skills for future lawyers.
2. 関連する科目との関係	None.
3. 授業の方法	The class will be a combination of lecture, discussion and exercises. The main language of the course will be English. Students may ask questions and discuss in Japanese as necessary.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course and basic principles of legal debate and negotiations
第2回	Aristotle's Rhetoric
第3回	The Art of Persuasion
第4回	Oral argument before the US Supreme Court
第5回	Oral argument before the US Supreme Court
第6回	Elements of Effective Legal Negotiations
第7回	Negotiation Skills
第8回	Exercise #1--Price Negotiation
第9回	Exercise #2--Employment Contract Negotiation
第10回	Exercise #2--Employment Contract Negotiation
第11回	Exercise #3--Joint Venture Negotiation
第12回	Exercise #3--Joint Venture Negotiation
第13回	Exercise #3--Joint Venture Negotiation
第14回	Conclusion and Summary of Legal Debate and Negotiation
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習 テーマ：サイバー世界と国際私法				
担当者名	増田 晋				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>現在インターネットを介して国際的な電子商取引や不法行為が頻繁になされているが、既存の国際私法はインターネットを前提としないため、適用法の決定方法や法解釈が不明確である。本演習では、参考となる国内・外の文献・判例を調査し、法解釈及び必要に応じ立法の指針を研究する。</p> <p>加えて、インターネットをめぐる主要な法律問題の中から、電子商取引の私法関係、インターネット上の情報の保護、及び、仲介者たるプロバイダーの責任等を中心に検討する。その中で、必要に応じ、著作権、商標権、プライバシー権の保護と制約や通信と放送の融合問題にも触れていく。</p> <p>インターネット法は民商法と知財法をベースとしているので、本科目を受講することにより、これらの知識を復習し、インターネットという新しい枠組にあてはめる応用力が深められる。</p>
2. 関連する科目との関係	本科目は、法学部又は法科大学院で「国際私法」及び「国際民事手続法」などを履修している学生が望ましいが、必要に応じ予習をすることを前提に、そうでない学生も歓迎する。
3. 授業の方法	学生は事前に教科書・参考文献等を予習し、授業では裁判例を用いて、学生が演習形式で発表・討議を行う。なお、新規分野についてはレクチャアを取り入れるものの、法的理解力と分析力を高める教授法を積極的に取り入れる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として「電子商取引に関する準則とその解説」（商事法務）を使用。その他、毎回のテーマに関する補助教材・裁判例・参考資料などを事前配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	インターネット法に関するイントロダクション
第2回	オンライン取引の法律問題
第3回	ネット・オークション等の新たな取引に伴う法律問題
第4回	電子商取引と国際私法
第5回	消費者保護と国際私法
第6回	電子決済の法律問題
第7回	インターネット上の情報の保護と制約（著作権関係）
第8回	インターネット上の情報の保護と制約（表現の自由とパブリシティ権・名誉毀損等）
第9回	インターネット特有の伝達機能と法的問題
第10回	ドメイン名の不正使用と商標
第11回	ネット上の不法行為と国際私法
第12回	プロバイダーの責任（1）
第13回	プロバイダーの責任（2）
第14回	通信と放送の融合問題
第15回	演習 エッセイ提出

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	安富 潔				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本演習では刑事証拠法の重要論点について十分に理解を深めることを目的として、判例を中心に正確な理解と理論的問題点の検討を行うこととしたい。授業では、実務的な素材を用いて実際の刑事訴訟での扱いも理解してもらえるように努めたい。</p> <p>なお、刑事証拠法をテーマとしているが、捜査や公判と密接に関連するので随時そうした刑事訴訟の論点と関連づけて総合的な理解ができるようにしたいと考えている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>刑事証拠法をテーマとするが、刑事訴訟法総合、刑事法総合を関連することから、それらの科目で扱う課題とできるだけ重複をさけるようにするとともに、重要と思われる点については、いっそうの理解を深めることができるようにあえて取り上げて検討することとしたい。</p>
3. 授業の方法	<p>「演習」ということから、原則として、参加者による報告を基に履修者の討論によって進めていくこととする。報告の課題については、初回に本テーマ演習の素材事案の選択及び報告テーマの決定を行い、以下、各回ごとに上記の方法で進めていく。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>特定の市販教材は用いない。必要に応じて、資料等を配布する。なお、参考文献として、安富潔『刑事訴訟法』（三省堂・2009年）、三井誠編『判例教材刑事訴訟法』[第3版]（東京大学出版会・2008年）をあげておく。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	準備（素材事案の選択及び報告テーマの決定）
第2回	証拠裁判主義
第3回	違法収集証拠
第4回	自白の証拠能力
第5回	自白の証明力
第6回	伝聞証拠と伝聞法則
第7回	検察官面前調書（前段）
第8回	検察官面前調書（後段）
第9回	実況見分調書
第10回	再伝聞
第11回	同意書面
第12回	328条書面
第13回	共犯供述
第14回	写真・録音テープ
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	山手 正史				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	国際物品売買契約についての国連条約（ウィーン売買条約）は、国境を越える売買契約につき、全世界の法を統一しようとする条約である。2009年1月15日現在72カ国が加盟しており、全世界の貿易取引の3分の2がウィーン売買条約の適用を受けるものであるとされている。また、日本の国際売買の8割がウィーン売買条約加盟国との取引であると言われている。ウィーン売買条約はどのように国際売買契約規制規範として極めて重要なものであるだけでなく、ドイツ・オランダ・中国などの国家法や、国際的な契約法の一般原則などにも大きな影響を与えている。日本も2008年7月1日に加盟し、2009年8月1日から発効する。本授業ではこのウィーン売買条約について研究する。
2. 関連する科目との関係	国際商取引法で取り上げる内容を、より深く掘り下げる授業となる。
3. 授業の方法	CLOUT (Case Law on UNCITRAL Texts) で紹介されているウィーン売買条約についての判決や仲裁判断（英文）を輪読する。 CLOUTについては、 http://www.uncitral.org/uncitral/en/case_law.html を参照。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	CLOUT で紹介されているウィーン売買条約についての判決や仲裁判断。
6. 授業内容（細目）	
第1回	取り上げる判決・仲裁判断を選定し、担当者を割り当てる。
第2回	第2回以降は、第1回で選定した判決・仲裁判断を逐語的に輪読していく。
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	山元 一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	毎回報告者を定めて、日本国憲法の下における憲法理論や憲法解釈論について、比較憲法学の観点から検討する。受講者の希望次第では、英文の憲法学関係の論文についての輪読を行うこともありうる。担当者の下でリサーチペーパーを作成しようとする者は、本演習を受講することが望ましい（但し、必ずしも必要条件ではない。）。
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	授業への参加者の数にもよるが、輪番形式で簡単な報告を求めて、それについて討論をすることを原則とする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	追って指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション 日本国憲法の解釈論と比較憲法学の関係について
第2回	特定のテーマについての報告と討論（以下同）

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	六車 明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>環境法をひとつとおり学んだ者が環境法分野である環境基本法が規定する重要な条文について理解を深めるにあたり、数回、レジュメに基づく発表をし、最終的には、その中で関心の深いものについてレポートを作成して、第14回の授業で発表する。</p> <p>レポートは、5000字前後。第12回2009年12月17日の授業の最初に提出する。第12回当日の発表者の提出期限は、12月18日16時。担当者の研究室に持参するか（南館入口の電話で在室を確認して下さい）、担当者が研究室に不在のときは、南館受付の方に、担当者のメールアドレスに入れるように依頼してレポートを渡すこと。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法の基礎は、環境法Ⅰ、政策は環境法務BP、環境基本法の周辺の基本法については、テーマ研究が関連する。</p>
3. 授業の方法	<p>受講者の人数にもよるが、それぞれの受講者は、環境基本法の特定の条文(自分で選択するか、受講者間で協議して決める)について、20分から30分で予習した内容を発表し、これをもとに議論する。発表のテーマは、各人の関心の深いところに集中してもかまわない。最終回は、1.のとおり発表をする。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>必要に応じて教室で紹介する。 適宜プリントを配布する予定。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>9月24日 公害対策基本法はどのようにして制定され、改正されたか このテーマ演習全体の紹介のあと、基本法一般についての説明、旧公害対策基本法制定の意義、公害国会における公害対策基本法改正の意味、とくに、経済(産業)調和条項の帰趨など、環境基本法を理解する基礎となる分野について理解を深める。</p>
第2回	<p>10月1日 環境基本法と公害対策基本法は何がちがうのか 公害対策基本法の条文と環境基本法の条文を通覧して対比することにより、公害対策基本法から環境基本法になるにあたり、どのようなことが変わり、どのようなことが変わらなかったのか、それはなぜなのか、などの検討をとおして、環境基本法全体の理解を深める。</p>
第3回	<p>10月8日 環境基本法3条と4条から何をくみとることができるのか 環境基本法3条と4条は、5条とともに、環境の保全についての基本理念を定める重要な規定である。比較的長い条文の中に書き込まれている文言の持つ意味について、ていねいに学ぶ。例えば、「将来の世代の人間」、「健全な経済の発展を図りながら」、「科学的知見の充実の下」などが問題となろう。さらに、これらの規定は、環境権とどのような関係にあるのかについても考えたい。</p>
第4回	<p>10月15日 地球環境保全についてどのような施策をとるのか 環境基本法5条は、国際的協調による地球環境保全(2条2項)に関する基本理念である。5条を具体化する32条から35条までを含め、わが国の地球環境保全の施策のあり方を考える。わが国が批准した地球環境保全に関する条約、議定書に基づいて国内法がどのように制定されているのかについても検討したい。</p>
第5回	<p>10月22日 環境保全についての事業者の責務 環境基本法8条の1ないし3項は、事業者の責務を具体的に定めている。とくに、2項と3項に関しては、循環型社会形成推進基本法11条がより詳しく定めている。この二つの基本法の規定は、どのようなことを事業者の責務としているか、これらの基本法の下にどのような実施法が制定されているのかについて確認したい。関連する環境基本法24条についても触れる。</p>
第6回	<p>10月29日 環境保全についての国民の責務 環境基本法9条は、環境保全に対する国民の責務を規定している。この責務と公害対策基本法が定</p>

	<p>めていた住民の責務とはどこがちがうのか、なぜ違うのか、循環型社会形成推進基本法の責務と対比するとどうか、実施法のなかでは国民の責務はどのように規定されているのか、などについて検討する。</p>
第7回	<p>11月5日 環境保全に関する施策策定の指針 環境基本法14条は、環境保全に関する施策策定の指針が比較的平易に書かれている。そこでは、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、生物多様性の確保のほか、森林、農地などについても触れている。この指針に基づいてどのような実施法が制定されているのか、実施法と条約との関係はどのようになっているのか、などを検討しつつ、自然保護法の体系についても考えをすすめたい。</p>
第8回	<p>11月12日 環境基本法法制における環境基本計画の役割 政府は、環境基本法15条に基づいて、三次にわたり、環境基本計画を閣議決定している。最新のものは2006年(平成18年)4月7日に閣議決定している。環境基本法の環境基本計画の規定にはどのような問題があるのか、実際の計画にはどのような問題があるのかなどについて考える。</p>
第9回	<p>11月26日 環境基本法法制における環境影響評価 日本の環境影響評価は、環境基本法(20条)の制定の前後でどのようにかわったか。実施法である環境影響評価法の制定後になお残されている問題は何か、などについて検討する。</p>
第10回	<p>12月3日 環境基本法のもとにおける規制的手法 環境基本法21条が規定する規制的手法の内容、その限界、規制基準と環境基準の関係、地方分権と規制の関係などについて、広く検討を加える。</p>
第11回	<p>12月10日 経済的手法(22条)と原因者負担(37条) 環境基本法の規定する経済的手法はどのようなものか。原因者負担はどのようになっているのか。汚染者負担、原因者負担、拡大生産者責任の概念はどのような関係になっているのか。循環型社会形成推進基本法においては、これらに関し、どのような規定となっているのか。その実施法の一つである容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律などについても考える。</p>
第12回	<p>12月17日 レポート提出日(ただし、本日担当の者は、12月18日16時 研究室に持参するか、南館1階受付の方にメールボックスに入れることを依頼する) 公害紛争処理(31条1項)と被害者救済(同条2項) 環境基本法31条の1項と2項は、どのような背景をもち、実施法はどのような内容となっているか。基本法、実施法をとおして、これらの分野にいかなる問題があるのかについて考える。</p>
第13回	<p>1月7日 受講生の発表 以下の内容(「授業の目標と到達目標」に記載)について、事前(2008年1月15日(第13回目の授業当日)まで)にレポートを提出の上、1月17日の授業のときに、レポートに基づいて、とくに、事前に発表したあと、レポートをまとめる際に感じたことなどを中心に、各自が10分から20分程度(受講者の人数による)発表する。</p>
第14回	<p>1月14日 環境基本法をどのように評価するか テーマ演習の最後として、第13回の受講生の発表を踏まえ、環境基本法を全体として、あるいは、ある分野について、どのように評価できるのかについて考えることにより、受講生が今後自ら行う研究の手がかりとしたい。 そのなかで、必要に応じてレポートの講評をする。</p>
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	渡井 理佳子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	行政法の基本書を一通り学んでいることを前提に、基礎力を確実に身につけることを授業の目的とする。公法総合Ⅱやその他の行政法関連の発展的な選択科目においては高度の法解釈能力が要求されるが、この科目はそれらへの橋渡しとなるものである。
2. 関連する科目との関係	行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・公法総合Ⅱ・現代行政争訟・行政事件訴訟実務、等
3. 授業の方法	毎回問題を指定し、全員で議論をする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	曾和俊文・金子正史『事例研究行政法』（日本評論社、2008年）や、公刊予定の他の市販の演習用教材の中から、課題を事前に指定する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	情報公開
第2回	まちづくり行政（1）
第3回	まちづくり行政（2）
第4回	まちづくり行政（3）
第5回	まちづくり行政（4）
第6回	まちづくり行政（5）
第7回	給付行政
第8回	人事行政
第9回	公物公共施設の管理行政（1）
第10回	公物公共施設の管理行政（2）
第11回	公物公共施設の管理行政（3）
第12回	環境・廃棄物処理行政（1）
第13回	環境・廃棄物処理行政（2）
第14回	まとめ
第15回	試験

授業科目名	テーマ研究				
担当者名	江口 公典				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法制について立法論の視点から検討する。このことをとおして、経済法の理論面、実務面について知見を深めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法に関する科目（経済法基礎、経済法総合、経済法実務、経済法ワークショップ・プログラム、経済法ワークショップ・プログラム）のうち主要なものを履修することが望ましい。
3. 授業の方法	独占禁止法制に係る立法論上の文献・資料を購読する。担当者による解説、受講者による報告を併用する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	経済法に関する主要なテキスト、論文のほか、独占禁止法制に関する実務資料（公正取引委員会による調査報告書、研究会報告書等）が中心となる。外国法に関する文献も有益である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	（10月4日） ガイダンスおよび入門講義
第2回	（10月11日） 経済法制の成立と展開
第3回	（11月1日） 独占禁止法改正史
第4回	（11月8日） 私的独占・不当な取引制限の禁止に係る立法論
第5回	（11月29日） 不公正な取引方法の禁止に係る立法論
第6回	（12月13日） 企業集中規制、手続・サンクションに係る立法論
第7回	（1月17日） まとめ
第8回	試験

授業科目名	テーマ研究（春学期） テーマ：ジョイントベンチャーの法的問題				
担当者名	太田 穰				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	ジョイントベンチャー（合弁）自体は、実務的に決して新しい取引ではないが、新会社法等最近の立法によって、その組成や資金調達につき従来よりかなり柔軟な設計・ストラクチャーが可能になってきた。競合する企業同士が事業を提携する場合、ベンチャーキャピタルを立ち上げる場合などさまざまな事例を想定し、どのような合弁のストラクチャーが望ましいのか、実際に発生した紛争も踏まえて、検討してみたい。今年度は、3回目になるが、より実務を意識して授業を行いたい。案件の初期段階における見立てや見通しの重要性、法的手段を講ずる場合の利益衡量、交渉におけるタクティクス、依頼者（特にマネジメント）との関係の取り方や、依頼者の不満やマルプラクティスのリスクの避け方、さらには顧客開拓（マーケティング）といったことを含めて、全て事例と経験に則して、取り上げていく。授業が終わる段階で、自分ができる仕事は世の中にたくさんあると自信を持っていただくことがこの授業の目標である。原則として隔週の土曜日とするが、必ずしも隔週にならない点に留意されたい。毎回レジュメを必要としシラバスに準拠することを求める方、この授業で体系的な知識の習得を目的にしている方は、この授業の参加は考えない方がよい。
2. 関連する科目との関係	会社法に関する基本的な知識があることが履修の条件である。
3. 授業の方法	今回の授業で議論する論点を予め提示するので、下記教科書の該当箇所（指示する。）を読んでおくことが期待される（他の教材は使わない。）。これを踏まえて、質疑応答する形式で進める。講師に対して、依頼者になったつもりで質問や事例を持ち出すことは大いに奨励される（これによって実務家がどの程度の知識を備えて仕事に臨んでいるかもわかるであろう。）。今年度はオリエンテーションは行わない。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書は、「ジョイント・ベンチャー契約の実務と理論 [補訂版]」（判例タイムズ社）とする。今年度は、各人に貸与することを予定している。
6. 授業内容（細目）（必ずしも下記のとおりにならない点留意されたい。）	
第1回	ジョイントベンチャーの基本的な仕組みについて、概観する。ジョイントベンチャーといってもその設立目的は多様であり、目的の違いから組成内容も異なってくる。また、国際合弁の特殊性についても説明する。
第2回	ジョイントベンチャーを組成する複数の株主間で事業内容、出資、組織、事業運営、経営、剰余金の分配、資金調達、終了等について様々な取り決めが行われるが、それにも拘わらずジョイントベンチャーにおいて後日紛争が発生することは珍しくない。紛争の発生原因・形態について具体的に検討する。契約書の規定による解決能力の限界の問題ともかかわるものである。
第3回	ジョイントベンチャーの紛争を解決する方法とその限界を探ってみる。特に経営方針を巡って対立が発生した場合について、合弁会社の取締役の忠実義務違反の問題とその追及方法も含めて、検討する。また、国際合弁において生ずる紛争について留意すべき手続的な問題についても触れてみたい。
第4回	ジョイントベンチャーにおける投下資本の回収について、合弁契約の終了の効果、株式・持分の譲渡制限、合弁契約における株式・持分の処分に関する特約（オプション等の付与）の有効性などの検討を通じて、その実現方法を探ってみる。
第5回	ジョイントベンチャーの一方の出資者がジョイントベンチャーの経営支配を確保するために行うべき合弁契約上の取り決め及び会社法上取り得る仕組み（種類株式等）について検討する。
第6回	ジョイントベンチャーの事業体の選択について、主に、株式会社、合同会社及び有限責任事業組合について、相互に比較検討しながら検討する。第4回と第5回の講義の内容を、事業体の選択の観点から整理し直すものである。事業体相互の差異を実務的な観点からどのように取捨選択するべきか考えてみる。
第7回	競合する会社が出資者としてジョイントベンチャーを設立する場合における独占禁止法の問題、出資者が技術ライセンスを付与する場合の合弁契約に与える影響や対象となる知的財産権の扱いについて講述する。この回の講義については検討課題はない。

授業科目名	テーマ研究（秋学期） テーマ：金融取引法実務の諸問題				
担当者名	太田 穰				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	担当者の扱う金融取引実務の内容を、各回テーマを決めて論ずるものである。授業で扱うテーマの内容は、いずれも実務的には高度な技術的な取扱いを必要とするものであるが、授業の中身はそうしたテーマを素材にしてそこに存在する基本的な法律上の論点や経済的な背景に焦点をあてて検討しようとするものである。「実務の基本を理解するために必要な法的基礎知識を提供する概括的な講義を行うこと（実際に行ったことがある）は、必ずしも効果的ではないし、また実務家がこれを行うに適しているとはいえないというのが、担当者が法科大学院における教育によって得た経験である。」と昨年のシラバスで述べたに拘わらず、昨年の授業では親心から大量の資料を配付して受講生の負担を多くしてしまった点を反省し、今年は、下記教材のみを用いて授業を進める。金融法務実務全般への見通しを得て金融法に対する持続的興味を得ることがこの授業の目標である。原則として隔週の土曜日とするが、必ずしも隔週にならない点に留意されたい。
2. 関連する科目との関係	債権法及び担保法に関する確実な知識と理解が必要であり、倒産法及び会社法に関する基本的な知識があることが望ましい。下記教材の一部をざっと見て興味がわくかどうかのポイントである（わかることは別である。）。
3. 授業の方法	教材の該当箇所を指示する（教材の2講（2回分）程度）ので、それを読んで授業に望むこと。授業では、講師による講義を中心とするが、質疑応答方式もとることもある。今年はオリエンテーションは行わない。レジュメを配布するときもあるし、そうでないときもある（レジュメがないとだめだとかシラバスどおりに進まないとかだめだと考える者はこの講義を受講するべきではない。）。なお、授業のじゃまになってはいけないが、実務家との距離感をつかむには、その授業と関係しない法律問題について講師の実務家に質問してみるとわかることが多いのではないかと思う（実務家の仕事とはそういうものだからである。）
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大垣尚司「金融と法」法学教室2008年4月号（331号）から連載中
6. 授業内容（細目）（必ずしも下記細目のおりにならない点留意されたい。)	
第1回	コーポレートファイアンスと金融法務の基礎（1）
第2回	コーポレートファイアンスと金融法務の基礎（2）
第3回	エクイティ型ファイナンス（1）
第4回	エクイティ型ファイナンス（2）
第5回	デッド型ファイナンス（1）
第6回	デッド型ファイナンス（2）
第7回	総括

授業科目名	テーマ研究				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	EU 域内市場法に関わる理論と実務に対応するため、最先端の問題と事例を扱い、日系企業等が EU 域内市場で事業を展開する場合に直面する未知の法実務的課題への対応能力を十分身につけることが目標である。
2. 関連する科目との関係	EU 法が直接の関連科目となる。
3. 授業の方法	最先端の EU 法理論を紹介しながら、EU 法実務へのインプリケーションについてディスカッションを行う。後掲の授業内容(細目)は例示である。履修学生の関心やニーズを最大限反映させたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	庄司克宏著『欧州連合 統治の論理とゆくえ』（岩波新書、2007 年）を基本教材として用いる。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	(10月2日) EU 域内市場規制の需要と供給
第 2 回	(10月9日) EU 域内市場立法における非市場的価値
第 3 回	(10月16日) ゲストスピーカー
第 4 回	(10月23日) 域内市場法と先決裁定手続
第 5 回	(10月30日) ゲストスピーカー
第 6 回	(11月13日) 域内市場と個人(企業)
第 7 回	(11月27日) 域内市場における調和と相互承認
第 8 回	総括と質疑

授業科目名	テーマ研究 テーマ：宇宙活動と国際私法				
担当者名	増田 晋				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	宇宙活動の商業化を目前に控え、例えばロケット打上等に関する不法行為責任、有人宇宙旅行等の契約責任、宇宙資産のファイナンス等に関し、準拠法の決定や国際裁判管轄が問題となることが予想される。本研究では、適切な2、3の論点を取り上げ、先端的問題についての解決を模索する。
2. 関連する科目との関係	本科目は、法学部又は法科大学院で「国際私法」及び「国際民事手続法」などを履修している事が望ましいが、論点に必要な部分を予習することで理解できることもあるので、未修の学生も歓迎する。
3. 授業の方法	最初の2回の授業で学生が研究に取り組む課題の説明及び担当割を行い、その後は担当者（チーム）毎に研究成果を発表し、全員で討論し、期末レポートを完成させることを目的とする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	適宜事前配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	（ 月 日）
第2回	（ 月 日）
第3回	（ 月 日）
第4回	（ 月 日）
第5回	（ 月 日）
第6回	（ 月 日）
第7回	（ 月 日）
第8回	試験

授業科目名	テーマ研究				
担当者名	六車 明				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>環境法をひとつおろし学んだ者が、環境基本法の周辺の基本法を知ることにより、環境基本法をより深く理解し、環境基本法の下位の基本法が担当する分野のうち、まだ立法されていないものの中から、速やかに立法すべき分野を選び、法律を立案する。作成すべきものは、次のとおりである。</p> <p>1 法律案、 2 理由(提案理由説明) 3、逐条解説、4 当該分野の基本計画</p> <p>7回目の授業のときに、研究内容を発表する。 受講者が数名のときは、一つの法律の立案を分担してもかまわない。</p> <p>上記1ないし4の課題は、7月3日(金)16時までに、メールか、担当教員のメールボックスに入れる方法で提出する。 このレポートのテーマを決める際には、予め担当教員に申出をし、了解をもらうこと。担当教員は、この科目にふさわしい法律であるかどうかについて、確認をする。 テーマ申告期限 5月14日(第3回)</p>
2. 関連する科目との関係	環境基本法の基礎は環境法Ⅰ、環境政策は環境法務BP、環境基本法をより深く学ぶという面ではテーマ演習(六車担当)とそれぞれ関連している。
3. 授業の方法	受講者の数にもよるが、毎回、受講者の1ないし数名が特定の基本法について20ないし30分程度の発表をし、これをもとに議論をして理解を深める。最終回は、上記1の①、②、③のテーマについて、事前にレポートを提出のうえ、これに基づいて発表をする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	必要に応じて紹介する。 環境基本法については、環境省総合環境政策局総務課編著「環境基本法の解説[改訂版]」ぎょうせい、2002年が参考になる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>(4月9日)</p> <p>環境基本法はどのような法律と縦、横のつながりをもっているか。 縦のつながりは、旧公害対策基本法から環境基本法への移る流れをどのようにとらえるかということである。制定時の公害対策基本法、公害国会における改正後の公害対策基本法、その後制定される環境基本法とこれらの実施法を一連の流れの中でとらえることができるようにする。横のつながりは、エネルギーや農林水産業という、環境法と接し、あるいは一部重複している学際分野の基本法とその実施法について取り上げる。</p>
第2回	<p>(4月30日)</p> <p>循環型社会形成推進基本法(循環基本法)はなぜ環境基本法の下に制定されたのか。 2000年(平成12年)に循環基本法が制定されたことの意味、拡大生産者責任(EPR)、実施法である、容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律にある問題点などを広く取り上げる。</p>
第3回	<p>(5月14日)</p> <p>エネルギー政策基本法・原子力基本法と環境基本法はどのような関係にあるのか。 日本の温室効果ガス排出量の9割がエネルギー起源である。エネルギーは、今日最も重要な環境問題の一つである地球温暖化と深い関係がある。 原子力エネルギーについては、原子力基本法が成立したのが1955年で、旧公害対策基本法成立の1967年よりも10年以上古く、このことが環境法立法(基本法・実施法)に影響を与えている。このような背景のもとにエネルギー政策基本法・原子力基本法と環境法とのかかわりについて研究する。 遅くとも、本日までに、レポートのテーマを申告してください。</p>

<p>第4回</p>	<p>(5 月 28 日)</p> <p>農業と環境との関係の深さを理解する 1999年(平成11年)に旧農業基本法が廃止され、新たに「食料・農業・農村基本法」が制定された。この新しい基本法が環境に対してどのような態度をとっているのか、環境基本法とその実施法が農業についてどのような対応をとっているのか、などについて考える。</p>
<p>第5回</p>	<p>(6 月 11 日)</p> <p>林業と環境との新しい関係を理解する 旧林業基本法は2001年に題名が変わり、「森林・林業基本法」となり、内容も改まった。地球温暖化対策においても森林は温室効果ガスの吸収作用の面で重要な役割を担う。森林と環境とのさまざまなかかわりを確かめながら、この新しい基本法と環境法との関係を考える。</p>
<p>第6回</p>	<p>(6 月 25 日)</p> <p>水産基本法は、2001年(平成13年)制定された。水産基本法は、環境との関係の深さに応じてどのような規定をもうけているのか、環境基本法とその実施法は水産業に対し、どのような対応をしているのかについて、理解を深める。</p>
<p>第7回</p>	<p>(7 月 9 日)</p> <p>課題の発表と質疑応答(課題の提出期限は、7月3日(金)16時)</p>

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69306				
担当者名	伊東 研祐				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	自己の興味を覚える刑事実体法上の特定のテーマについて、それを掘り下げて研究する為の視座や手法を個別的な対面議論の中で学習し、それに基づいて実際に学問的な意義のある論文を書くことを目的とする。成果としての論文の内容の良否・完成度の高さは副次的なものであって、分析視座や手法を身に付けることが基本的な目標である。
2. 関連する科目との関係	広く刑事実体法上のテーマを扱うものであり、それらの進展科目という位置付けをすることができる。手続法との関連での議論も手法の1つとして当然考えられる。更には、社会学や経済学等の知見の活用も可能であるし、必要なものでもあろう。経済刑法や財産犯に関わる総論・各論上のテーマを扱う場合は、今年度に担当教員が開設する「テーマ研究」と特に深い関係を有することになる。
3. 授業の方法	開設時期の秋学期に、週に1度、対面個人指導を行う。曜日・時間・場所等は、受講者の希望を踏まえつつ、特定・公示する。 ただし、テーマの選択や資料収集及び事前学習の必要上、春学期中から面談やメール等を通じた事前指導を開始するので、履修希望者は早めに担当教員にコンタクトすると共に、掲示等に注されたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】60002				
担当者名	江口 公典				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	経済法全般に関する基礎的な素養を踏まえて、特定のテーマを設定し、リサーチペーパーを作成する。
2. 関連する科目との関係	経済法に関する科目（経済法基礎、経済法総合、経済法実務、経済法ベシク・プログラム、経済法ワークショップ・プログラム）のうち主要なものを履修することが望ましい。民事法、刑事法等の基本科目に関する十分な知識も不可欠である。
3. 授業の方法	受講者と担当者との討論に基づいて、テーマ設定、論点の検討、論文作成を進める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに即して受講者自身が文献収集を行うことが基本となる。
6. 授業内容（細目）	前述1～5に基づき、受講者の到達度等によって決定する。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69344				
担当者名	片山 直也				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民法（財産法）に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。本授業では、将来、各種の専門誌・研究紀要などにおいて、最先端の法律実務の問題をペーパーとして取り上げて、立法、司法、企業法務を先導し、紛争解決だけではなく、広い意味での法形成を担うことができる法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行うことを目的とする。法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成すると同時に、将来より高度なペーパーを作成するための能力を修得することが目標である。
2. 関連する科目との関係	「民事テーマ演習・財産および契約」（春学期・北居・片山・武川担当）では、財産および契約に関するいくつかのテーマを選んで、最新の判例や立法の動向を踏まえつつ、法発見および法創造に不可欠な柔軟かつ体系的な法的思考能力の涵養が目指されるが、リサーチ・ペーパーの作成には、同科目において柔軟かつ体系的な思考能力を身につけておくことが望まれる。換言すれば、「民事テーマ演習・財産および契約」を基礎編、リサーチ・ペーパーを実践編と位置づけることができよう。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。参考のために、過去に提出されたリサーチ・ペーパーを挙げておく（高秀成「預金債権の帰属問題における救済法理としての客観説の一素描」慶應法学第6号(2006年8月)227・283頁）。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程を経て、ペーパーにまとめる。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に合計7～8回程度の指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69359				
担当者名	金山 直樹				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民法またはフランス法に関連したテーマにつき、リサーチ・ペーパーの作成を指導する。将来、最先端の法律実務の問題を取り上げて、オピニオンリーダーとして各種の専門誌への意を公表を通じて、あるいは、立法、司法、企業法務を通じて、広い意味での法形成を担うことができる法曹をめざす者を念頭に置いている。また、博士課程進学を考えている学生も歓迎する。なお、要求されるペーパーのレベルについては、さしあたり高秀成「預金債権の帰属問題における救済法理としての客観説の一素描」慶應法学第6号(2006年8月)227-283頁を参考にしてほしい。
2. 関連する科目との関係	とくになし。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるパースン・ツー・パースンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて適宜報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答を繰り返す。他のリサーチペーパー授業と合同で指導することもありうる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて必要な文献を指示するが、基本的には、自分で調べることになる。大村ほか・民法研究ハンドブック（有斐閣）は、その著者も含めて、誰もそのまま実行することは不可能に近いが、ざっと見ておいて損はない。
6. 授業内容（細目）	研究テーマに関して、必要に応じて受講生にアドバイスすることから始める。テーマ決定に際しては、問題の所在と既存の研究を明らかに意識しておくことが重要であろう。そして、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度と必要に応じて、不定期に数回の指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 71594				
担当者名	春日 偉知郎				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本授業は、民事訴訟法及び国際民事訴訟法（双方を含めて「民事訴訟法」と記載する）に関する論文テーマを特定して、リサーチ・ペーパーを作成することを目的とするものである。 一般的には、広い意味での法形成を担うことのできる法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行うことによって、法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成すると同時に、将来においてより高度なペーパーを作成する能力を養うことが目標である。 また、特に、将来研究者を目指そうとする者については、最先端の民事訴訟法上の問題について、その実務的な意義を十分に認識した上で、問題解決の方向性を打ち出せるような内容を展開することが期待される。
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。特に、最初のテーマの設定は重要であり、履修者の問題関心に即してテーマの候補を選定した上で、十分な議論を経て最終的なテーマを決めることにする。また、その後は、履修者が、リサーチ・ペーパーの作成進度に応じて中間報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答を繰り返す。その上で、最終的なペーパーの内容を煮詰め、論文にする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を指示・助言するほか、特に先端的な問題のテーマに関する文献については履修者と協議する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを担当者と十分相談した上で決定し、②問題に即した解決方法を検討した上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかについて理論的な観点から柔軟かつ体系的に思考し、⑥自からの方向性を導き出す。また、その試行錯誤の過程で得られた結果をペーパーにまとめる。 授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に最低7～8回程度の指導の機会を設けて、テーマに関する議論を積み重ねて、ペーパーの作成に至るよう努める。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69363				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法曹として将来的に邦文専門誌や英文専門ジャーナルなどにおいて、EU 法実務に関わる最先端の問題を扱ったペーパーを作成することにより、国際ビジネス法務を先導することができる能力を身につけることをめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行うことを目的とする。そのため、履修者の問題関心に応じた EU 法関連テーマをどのように設定するかという点から始めて、法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成するための助言と指導を与えると同時に、将来よりハイレベルなペーパーを作成するための能力を修得することが究極目標である。
2. 関連する科目との関係	「EU 法」で扱った分野が関連する。
3. 授業の方法	個別指導を行う。具体的には、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて質疑応答による指導を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	履修者が設定したテーマに応じて必要かつ適切な参考文献を紹介する。
6. 授業内容（細目）	履修者に望まれるのは、第 1 に自ら研究すべきテーマを決定し、第 2 に問題の所在を明確にした上で、第 3 に関連する文献資料を収集し、第 4 に必要な情報を取捨選択し、第 5 に問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自己の解答を導き出すことである。そのような試行錯誤のプロセスがペーパーとして結実するのである。そのプロセスの中で必要な助言と指導を適宜与える。履修者のリサーチ・ペーパー作成状況に応じつつ、定期的に計 7 回程度の個別指導時間を設定する。
第 1 回	
第 2 回	
第 3 回	
第 4 回	
第 5 回	
第 6 回	
第 7 回	
第 8 回	
第 9 回	
第 10 回	
第 11 回	
第 12 回	
第 13 回	
第 14 回	
第 15 回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69378				
担当者名	中島 弘雅				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	各自が選んだ研究テーマについて、適宜、相談に乗りながら、研究論文の完成を目指す。後日、研究者として自立できるだけの内容をもった論文を完成できるように指導したい。
2. 関連する科目との関係	倒産法、民事執行法、民事保全法を含む民事手続法関係の諸科目。
3. 授業の方法	個別的な研究指導
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に指定しない。
6. 授業内容（細目）	受講者と相談の上、決定する。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 01923				
担当者名	増井 和男				
単位数	1	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民事控訴審・上告審における特定の問題（テーマ）を選択してリサーチ・ペーパーを作成し、民事訴訟全体についての理解を深め、実務に対応することができる能力を涵養する。
2. 関連する科目との関係	民事手続法Ⅰ・Ⅱ、民事手続法総合等を十分に履修しておく必要がある。
3. 授業の方法	担当者との間で、質疑応答を繰り返し、個別に指導する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に指定しない。履修者自身が教材を収集することを基本とするが、選定した問題（テーマ）や必要に応じて適宜助言する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー【登録番号】69469				
担当者名	三上 威彦				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>民事手続法(民事訴訟法〔判決手続〕、民事執行・保全法、倒産法など)に関し、自らが選択したテーマにつき、リサーチ・ペーパーの作成を指導する。</p> <p>指導に当たっては、将来、広い意味での法形成をになうことを希望する学生に対し、資料の収集、論文の構成、議論の運び方など、論文を書くための基本的スキルを修得してもらうと共に、法務研究科の要求する合格水準を超える内容のリサーチペーパーを完成させることを目標とする。</p> <p>なお、とくに、研究者を目指す者については、最先端の問題領域につき、より高度な研究論文を完成させるための能力を形成することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	<p>開設時期の秋学期に、1週間から10日に1度の割合で面接個人指導を行う。面接の曜日・時間・場所等は、受講者の希望を踏まえた上で決定する。</p> <p>ただし、テーマの選択や資料収集及び事前学習の必要上、春学期中から事前指導を開始する。すなわち、この期間において、受講生は、まず、テーマの決定につき指導者と話し合い、次いで、決定したテーマについて文献リストを作成し、さらに、論文の設計図たる目次を作成する。秋学期においては、これをたたき台として、指導者と議論しながら細部を詰めて、リサーチペーパーを完成させる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各自の選択したテーマにつき、まず第一に学生自身が文献を集め、第二にそれを指導者が補充し、第三に最先端のテーマに関しては、学生と指導者が話し合いながら資料を収集するということになる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69382				
担当者名	三木 浩一				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民事手続法に関連したテーマにつき、リサーチ・ペーパーを作成する。本授業では、将来、最先端の法律問題について論考を發表し、立法や司法を先導する法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行う。
2. 関連する科目との関係	民事手続法に關係する科目はもとより、民事法に關係するすべての科目が関連する。
3. 授業の方法	担当者によるマン・ツー・マンの指導を行う。履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて担当者との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④テーマについて考察を深め、⑤自分なりの考え方を導き、⑥考察の過程をペーパーにまとめる。その間、必要に応じて、担当者と面会する。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69397				
担当者名	山手 正史				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	商法または国際商取引法に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。本授業では、将来、各種の専門誌・研究紀要などにおいて、最先端の法律実務の問題に関するペーパーを作成し、立法、司法、企業法務を先導し、紛争解決だけでなく、広い意味での法形成を担うことができる法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行う。法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成すると同時に、将来より高度なペーパーを作成するための能力を修得することが目標である。
2. 関連する科目との関係	「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」、「国際商取引法」または「テーマ演習（山手）」で学習した（ないし学習する）事柄を題材に、リサーチ・ペーパーを作成する。
3. 授業の方法	山手がマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて山手との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	必要に応じて助言するが、基本的には、履修者自らが関連する資料を収集する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にしたうえで、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に合計6～7回程度の指導の機会を設ける予定である。 上記の授業内容（細目）に従って、授業を進めていく。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69401				
担当者名	山本 爲三郎				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	商事法（商法、会社法、有価証券法など）・金融法（金融商品取引法・保険法・信託法・銀行法における組織法・取引法）に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。履修者の関心に応じて、テーマの設定、必要となる調査の方法を指導するのはもちろん、文献引用方法などリサーチ・ペーパー執筆技術も指導する。選択したテーマに関するリサーチ・ペーパーを作成するとともに、将来、博士論文などより高度な論文を作成するための能力、技術を修得することが目標となる。
2. 関連する科目との関係	リサーチ・ペーパーのテーマに関する授業を履修しておくことが望ましい。
3. 授業の方法	担当教員による一般的な指導の後は、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて担当教員との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程をペーパーにまとめる。履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69325				
担当者名	山元 一				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業の目的は、憲法に関係のあるテーマを任意に選択して、リサーチ・ペーパーを作成することである。テーマの選択に関して特に制約はなく、基礎理論に関するものでも具体的な解釈論に関するものでも、また、外国憲法を素材とするものでも日本憲法を素材とするものでもよい。</p> <p>本授業の到達目標は、憲法にかんする研究能力の基礎力を養成することである。法科大学院を修了の後、将来、憲法研究者となろうとするものの参加を歓迎する</p>
2. 関連する科目との関係	公法系必修科目と深くかかわっているが、それ以外はなし。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。具体的には、担当者は、適切なタイミングごとに、履修者に中間報告を行う機会を設定する。中間報告を受けた担当者は、報告内容と今後の研究の進め方について一定の助言を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者は、適宜履修者に指示を与える。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①担当者の助言を受けながら自ら研究すべきテーマを決定し、②関連する文献資料を収集し、③それを元に自らの問題意識を深化・発展させ、④研究成果を、リサーチペーパーという形で、完成させる。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進捗状況を踏まえた上で、適切なタイミングにおいて、数回程度の指導（履修者による中間報告とそれに対する担当者の助言・コメント等）の機会が設けられる。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 69416				
担当者名	六車 明				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	環境法に関連をしたテーマを選び、リサーチ・ペーパーを作成する。 この授業においては、環境法分野における新しい問題について、実務に貢献することができるレベルの文書を作成することができるようになることを目指す。
2. 関連する科目との関係	テーマ研究(春学期、担当・六車)は、環境基本法とその周辺分野の基本法を研究し、幅広い視野を身につけることを目標としている。リサーチ・ペーパーを書く際の基礎知識が多く含まれていると考えている。
3. 授業の方法	履修者の論文作成の進行に応じて、適宜、指導を行う。 論文作成には、進行管理が大切である。早めに準備をして下さい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて文献の紹介をする。
6. 授業内容（細目）	履修者は、研究テーマを決め、資料にあたり、文章にまとめる、ということを行う。各段階で、全体として7，8回程度、あらかじめ時期は決めずに、個別の指導をする予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー【登録番号】07552				
担当者名	渡井 理佳子				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	行政法に関わる問題の中からテーマを設定し、ペーパーを作成する。いずれ、博士論文につなげられるような論文の完成を目指すこととしたい。
2. 関連する科目との関係	行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・公法総合Ⅱ・現代行政争訟・行政事件訴訟実務、等
3. 授業の方法	各人の研究テーマに応じて、個別に指導を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて適宜指示する。
6. 授業内容（細目）	研究の進捗状況について定期的に報告をしてもらいながら、指導を行っていくこととする。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 1 5 3 4 1				
担当者名	和田 俊憲				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	刑法解釈論に属するテーマ（総論・各論を問わない。また、古典的な論点でも今日的な問題でもよい。さらに、主たる領域が刑事実体法の解釈論であれば、隣接諸分野にわたる内容を含んでも構わない）でリサーチペーパーを作成する。特定の問題について、これまでになされてきた議論や関係する判例などを幅広く調べて整理する地道さ、従来の議論が孕む問題点の明確化とあるべき解決を求めてとことん考え、議論する根気、そして、一定の答えが見えたときの、また、それをうまく表現できたときの喜びを味わいたいという強い気持ち、を有する者の履修を求める。履修希望者には、①論文テーマ、②テーマ選択の動機・理由、③そのテーマについてさしあたり考えていること、をなるべく具体的に書き（A4×3枚以内）事前に担当者のメールボックスに提出してもらい、それを受けて面接を行った上で、履修の可否を決定する。
2. 関連する科目との関係	特にない。
3. 授業の方法	担当者が個別指導を行う。基本的に、数週間に一度のペースでの中間報告と、それを受けて行う担当者 と履修者の間での議論を通じて、ペーパーの完成を目指す形をとる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	内容に関わるものは、履修者自らの資料探索に任される。形式については、個別に教示する。
6. 授業内容（細目）	具体的な進め方、準備のペース等は、履修者の特性に合わせて個別に決定する。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

2009年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

欧米知的財産権法			竹中 俊子	登録番号 53315	
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

概要

基本ケースブックの各章の初めに掲げられた仮想問題の解決を通して、知的財産権を米国及び欧州で取得し有効に活用・権利行使するための実体法、手続法を学修する。第一に、米国及び欧州主要国で取得可能な知的財産権の種類やその違いについての基本事項を習得し、第二に、米国及び欧州における特許法、商標法、著作権法の下での、(1) 保護対象及び保護要件、(2) 権利取得手続、(3) 権利の範囲及びその限界について学ぶ。

講義の内容と進行

米国における商標法、著作権法、特許法、営業秘密保護法における基本判例を理解し、これらの判例に対応する欧州主要国の判例と比較し、その違いを政策との関連で理解する。従って、講義ではこれら主要判例を読み、権利者又は侵害訴訟の被告の弁護人となったことを仮定して、想定した発明者及びその使用者(クライアント)の製品・ビジネスの競争力を保つため、どのような法律アドバイスを行うべきかについて検討する。進行はエキスパート制により、予め、1乃至2人の学生が各判例の担当として指名され、判例の内容を発表するとともに、質問に答える。尚、仮想問題を使って、判例を通して理解した法律理論がどのように実際の事件に適用されるかについての理解を深める。

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 米国及び欧州主要国における知的財産保護制度
第 2 回 商標法の保護対象及び保護適格
第 3 回 商標権取得手続
第 4 回 商標権の範囲：侵害判断及び権利の限界
第 5 回 著作権の保護対象及び保護適格
第 6 回 職務著作及び著作者人格権
第 7 回 著作権の範囲：侵害判断 | 第 8 回 著作権の限界：フェアユース
第 9 回 特許権の対象及び保護適格(1)
第 10 回 特許権の対象及び保護適格(2)
第 11 回 特許権取得手続
第 12 回 特許権の範囲：侵害判断及び権利の限界
第 13 回 営業秘密保護法
第 14 回 知的財産権侵害に対する民事的刑事的救済
第 15 回 特定課題学修 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

教科書

米国のロースクールで使用している知的財産法ケースブック (Dreyfuss & Kwall, Intellectual Property) に欧州における判例、法制に関する資料を追加して使用する。なお、英文資料の理解を助けるための資料を日本語で用意し、配布する。

参考書

指定なし。

成績評価

備考

< 受講要件 >

2年秋学期の知的財産権法概説を受講して単位を取得済の者であること。

この講義に出席する学生は知的財産権法概説(2単位)又は工業的創作保護法(2単位)のいずれかを履修して、我が国における知的財産権保護の基礎事項を理解していることを前提とする。尚、知的財産権に関する条約については国際知的財産法(2単位)で学修するため、この授業では各国国内法を比較法的に理解することを目的とする。また、権利侵害及び権利行使の手続については欧米知的財産紛争処理法(2単位)の方で詳細を学ぶため、この授業では基礎事項のみを学修する。

< 受講者への要望 >

英文のケースブックを使い、配布資料は英文のものが多いが、授業の前に日本語補助資料を配布し、語学力に自信がない者も理解で要るような講義内容としていきたい。

2009年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

企業再編特論		新川 麻		登録番号 43686	
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

概要

実務上頻繁に使用される M&A 取引手法に関する要件および手続を解説するとともに、実務において各取引手法がどのように使われているかを理解するために実例を多数取り扱う予定である。講義の最後の部分では、解説した取引手法を利用した具体的なケースをとりあげ、取引全体のプランニングを考えるとともに、それまでに学んだ各論点が具体的な事案においてどのような形で処理されているかを検討する。

講義の内容と進行

講義の内容および進行は、概ね以下のとおりとする。本授業は、実務上行われている企業買収および組織再編を理解することを主眼とするため、会社法は当然のことながら、金融商品取引法、独占禁止法、税法、ファイナンス理論等、幅広い分野を取り扱う。

テキストとして指定した文献(範囲については事前に指定する)及び事前配布資料の解説を中心に授業を進める。

- 第1回 M&A の諸形態、M&A 関連判例
- 第2回 M&A 関連判例の検討 (続)、企業組織再編税制
- 第3回 M&A 契約の構造、補償請求に関する判例の検討
- 第4回 株式譲渡・強制公開買付制度・インサイダー取引規制
- 第5回 公開買付事例研究
- 第6回 第三者割当と不公正発行
- 第7回 敵対的企業買収・判例研究
- 第8回 合併・株式交換・株式移転
- 第9回 会社分割・事業譲渡
- 第10回 ゲストスピーカー
- 第11回 ケーススタディ: ゴーイングプライベート事例研究
- 第12回 ケーススタディ: MBO・LBO 事例研究
- 第13回 ケーススタディ: 持株会社化事例研究
- 第14回 ケーススタディ
- 第15回 学期末試験

教科書

授業では以下のテキストを使用する。

株式会社法・江頭(有斐閣)

参考書

指定なし。

成績評価

非公開。

備考

< 受講要件等 >

会社法の履修を終了しており、組織再編、株式、計算規定を含め会社法全般につき基礎を理解できていることを前提とする。また、金融商品取引法を並行して履修することをお勧めする。

< 受講者への要望 >

時間的制約から、教科書において解説されている会社法の基礎的部分を解説する時間はほとんどないため、会社法の知識が不十分である場合は授業内容を理解するのにかなり苦勞すると思われる。毎回のアサインメントの量が多く、これを事前に読んで検討した上で授業に参加する必要があるため、M&A 分野に強い興味を持ち学習意欲のある学生を求める。また、日経新聞等を通じて企業再編事例に常に接するように心がけ、企業が何を求めて各取引を行っているかにつき認識を深めることが望まれる。

2009 年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

比較環境法（EU環境法）		須網 隆夫		登録番号 53334	
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

概要

この授業では、EUにおける環境法・環境政策の全体像を概観することを目的とする。なお、EU環境法の内容・特徴を理解するためには、EU自体についての理解が不可欠となる部分があるので、環境法の観点から、EU自体についてアプローチする側面がある。

講義の内容と進行

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 第 1 回 EU 環境法総論 | 第 9 回 EU 環境法各論(3)—水質汚染規制 |
| 第 2 回 EU 環境政策の概要・方向性 | 第 10 回 EU 環境法各論(4)—排出量取引 |
| 第 3 回 EU 環境法の基本原則 | 第 11 回 EU 環境法各論(5)—環境アセスメント |
| 第 4 回 EU 環境政策権限の根拠規定 | 第 12 回 EU 環境法各論(6)—環境情報の公開 |
| 第 5 回 加盟国法と EU 環境法(1) | 第 13 回 環境法と他の法規制 |
| 第 6 回 加盟国法と EU 環境法(2) | 第 14 回 EU 環境法の執行 |
| 第 7 回 EU 環境法各論(1)—廃棄物規制 | 第 15 回 学期末試験 |
| 第 8 回 EU 環境法各論(2)—化学物質規制 | |

教科書

授業においては、論文（日本語・英語）、EU 環境法の教科書、判例を準備する。

参考書

特に指定なし。

成績評価

非公開

備考

<受講要件等>

特になし。

<受講者への要望>

特になし。

2009年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

ドイツ刑法		只木 誠		登録番号 16663	
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

概要

この講義では、比較法的観点から、ドイツ刑事法に関する文献を検討の対象とする。わが国の刑法と法体系を同じくするドイツ法は、これまでも、わが国の法解釈および刑事司法の運用に大きな影響を与えてきたことは周知の通りであるが、そこに流れる「論理」には、現在も学ぶべき点が多く、その比較法的見地から見た重要性は、現在も変わるところはないといえよう。

研究の対象としては、下に示す教科書をベースとして基本的な知識を習得しつつ、個別の問題を各論文を読み進めながら議論していく。このような作業を通して、ドイツ刑法に貫かれている刑法解釈論・刑法理論を一緒に検討し、比較法的な考察を加え、翻ってわが国の法解釈の参考に供したいと考えている。

講義の内容と進行

授業は、受講者による輪読という形式で進めていく。各自の分担を決めて、ゆっくりしたペースで進んでいきたい。具体的には、以下に挙げたテーマの中から1つか2つを選び、15回にわたって検討していくことになるが、はじめの数回は、Wessels/Beulke : Strafrecht, AT の客観的帰属論・因果関係論を読み進める予定である。

第1回 Einleitung Pflichtenkollision	第9回 Selbsthilferecht
第2回 Rechtfertigende pflichtenkollison	第10回 Vorläufige Festnahme durch Buerger
第3回 Rechtfertigende pflichtenkollison	第11回 Vorläufige Festnahme durch Buerger
第4回 Rechtfertigende pflichtenkollison	第12回 Vorläufige Festnahme durch Buerger
Selbsthilferecht	
第5回 Selbsthilferecht	第13回 Vorläufige Festnahme durch Buerger
第6回 Selbsthilferecht	第14回 Vorläufige Festnahme durch Buerger
第7回 Selbsthilferecht	第15回 Zusammenfassung
第8回 Selbsthilferecht	

他の授業との関連

履修・既習科目の要件は設定しない。

教科書

Krey, Deutsches Strafrecht Allgemeiner Teil 2008 Band 1

参考書

西原春夫監訳『シェンゲン条約＝バイゲント ドイツ刑法総論』、平野龍一監修『ロクシン 刑法総論』など。

成績評価

非公開

備考

< 受講要件等 >

特になし。

< 受講者への要望 >

高いドイツ語能力を必須とするものではないが、将来ドイツ法を研究テーマのひとつに考えている等、意欲ある学生の参加を望む。

2009 年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

著作権法特殊講義 (JASRAC 寄附講座)			登録番号 16678		
上野達弘、駒田泰土、高林龍、竹中俊子、富岡英次、平嶋竜太、前田哲男					
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

概要

将来法曹として仕事をして行くに当たって知的財産権法の基礎知識を得ておくことが役に立つことはもちろんであるが、理論的な側面ばかりでなく、時代の先端を行く知的財産紛争、特に著作権をめぐる紛争の実務的側面を併せて知っておくことは、極めて有用かつ重要である。本講義は JASRAC 寄附講座として 2009 年度に新設したものであって、各回の授業において担当講師が事前に興味あるトピックを選択し、かつそのトピックにふさわしいわが国で著名な学者、法曹実務家(裁判官、弁護士)あるいは業界の専門家をゲストとして招聘して、共同授業形式で、当該トピックを理論面と実務面から切り込んで行く、いわばミニシンポジウム形式で実施して行く。このような内容豊かな授業を 14 回も連続して実施して行くのはわが国の法科大学院では初めての試みである。

なお、各回に招聘するゲストについては、開講時までには明示する。

講義の内容と進行

- 第 1 回 ガイダンス・著作権法概観 (高林龍・上野達弘)
- 第 2 回 著作権関係紛争の処理方法 (高林龍)
- 第 3 回 職務著作をめぐる諸問題 (上野達弘)
- 第 4 回 文芸著作物の引用をめぐる諸問題 (富岡英次)
- 第 5 回 著作権契約をめぐる諸問題 1 (駒田泰土)
- 第 6 回 翻案権をめぐる法的構造と解釈 (平嶋竜太)
- 第 7 回 著作権保護の目的と将来像 (高林龍)
- 第 8 回 ソフトウェア保護法制の日米比較 (竹中俊子)
- 第 9 回 著作者没後の著作者人格権をめぐる諸問題 (富岡英次)
- 第 10 回 間接侵害をめぐる諸問題 (上野達弘)
- 第 11 回 著作権契約をめぐる諸問題 2 (駒田泰土)
- 第 12 回 音楽コンテンツの権利構造とその利用に必要な著作権処理 (前田哲男)
- 第 13 回 放送を中心としたコンテンツ流通をめぐる著作権法上の課題 (平嶋竜太)
- 第 14 回 映像コンテンツの権利構造とその利用に必要な著作権処理 (前田哲男)
- 第 15 回 学期末試験

教科書

特に指定しない。

参考書

毎年発行される「知的財産法六法」（三省堂）は知財関係の法文や条約等が網羅されていて有用である。

成績評価

非公開

備考

<受講要件等>

特に定めない。

<受講者への要望>

未だ知的財産権法概説を受講する機会のない2年生春学期の学生にも、知的財産権法概説を受講済みあるいは並行受講中の3年生春学期の学生にも、さらには知的財産権法の講義を一切受講していない3年春学期の学生にも広く門戸を開放し、知的財産関係の紛争およびその処理方法に関心のある学生の多数の参加を得て、活気のある授業にして行きたい。

2009年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

高齢者と法		田山 輝明		登録番号 53296	
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

概要

高齢者（一応、65歳以上の者をいう）が日常生活をしていく上で、特に高齢であるとのこととの関連において遭遇する法的諸問題について講義する。高齢になる程に認知症の割合も高くなるので、認知症高齢者と法律問題は重要なテーマの一つである。

1 民法との関連

他の講義科目との関連でいえば、民法総則の後見・保佐・補助の審判、親族法における後見人・保佐人、補助人に関する諸規定・諸制度に関する知識が前提となる。実施機関としては、家庭裁判所であるが、行政を含む他の諸機関の援助なしには、その実施は困難である。特に、親族に申立権者が存在しない場合等である。

2 福祉法制との関連

最も重要なものは、厚生労働省所管・社会福祉協議会受託事業の地域福祉権利擁護事業である。これは本人と地域の社会福祉協議会との「契約」によって実施されるが、そのような契約を締結できる者としてこれを利用していても、やがて認知症等によって判断能力を事実上喪失する者も少なくない。そのような場合には、家庭裁判所の審判手続への誘導が必要になる。

3 地域行政との関連

そもそも地域（市町村レベル）で、社会福祉協議会等を財政的に支えているのは地域行政である。国からの補助金等を前提にしつつ、地域福祉権利擁護事業の実施を財政面で支えているのは、市町村であり、家庭裁判所への審判の申立についても、親族等によることが困難である場合には、市町村長が行なうことになっている。単にそれのみにとどまらず、成年後見等に関する相談等を受け付けるような「センター」を設置している場合もある。

4 外国の高齢者法制

日本の成年後見法制を改正（2000年、介護保険と同時施行）する際に、参考にした法律制度として、特に法定後見制度については、ドイツ・オーストリアの民法改正等についても論及する。さらに、任意後見制度については、イギリス法系の国々の法制度についても紹介する。

5 日本の任意後見法との関連

民法の委任契約との関連、機能面での法定後見制度との相違点、本人の判断能力との関連で遺言を巡る問題点との類似点などに留意しつつ、制度の概説を行なう。

6 知的障害者と精神障害者との関連

これらの者のうち、判断能力が不十分な者については、類似の問題をかかえることがありうるので、個々の場合において関連問題を指摘する。

講義の内容と進行

- | | | | |
|-------|---------------------------|--------|----------------|
| 第 1 回 | 少子高齢化社会と社会福祉 | 第 8 回 | 法定後見制度 |
| 第 2 回 | 99年改正までの成年後見法の歴史 | 第 9 回 | 法人後見・複数後見 |
| 第 3 回 | 成年後見法の理念 | 第 10 回 | 市町村長による審判の申立 |
| 第 4 回 | 成年後見法の成立と介護保険法の同時施行 | 第 11 回 | 外国の成年後見制度（概説） |
| 第 5 回 | 地域福祉権利擁護事業（日常生活支援事業）の位置づけ | 第 12 回 | ドイツの成年後見（世話）制度 |
| 第 6 回 | 「高齢」へ向けての準備（法的側面） | 第 13 回 | 高齢者の取引と保護（民法） |
| 第 7 回 | 任意後見制度 | 第 14 回 | 高齢者の取引と保護（特別法） |
| | | 第 15 回 | まとめ |

教科書

教科書は指定しない。

参考書

拙著『成年後見読本』（三省堂）のほか、文献は授業において指示する。

成績評価

非公開

備考

<受講要件等>

民法の授業、とくに総則に該当する分野と親族法・相続法に該当する分野の既習者が望ましい。さらに、社会保障の科目を予めまたは同時に受講することが望ましい。

<受講者への要望>

法律問題としてよりも、社会問題として常にこの問題に興味を持って欲しい。日常生活の上で、高齢者の人権を擁護するには、どうしたらよいか、等。また、知的障害者や精神障害の人権問題にも常に興味を持っていることが望ましい。

2009年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

マスメディアと法		田島 泰彦		登録番号 53281	
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

概要

インターネットの急速な普及に象徴されるように、現代社会の「情報化」は急速に進行し、私たちの生活に大きな変化をもたらしつつあるが、その中でなお中心的役割を果たし続けているのは新聞、テレビ等のマスメディアである。

その現代メディアは今、人権侵害などで市民からの厳しい批判と不信を突きつけられる一方、そこにも乗じた国家規制強化の動きにもさらされている。

この授業では、そのような試練に直面しているマスメディアをめぐる法制の基本的枠組みと主要な論点を、表現の自由の原理を踏まえつつ、大きく、一つは市民とメディアとの関係、もう一つは国家とメディアとの関係という二つの柱に即して考察を試みたい。

講義の内容と進行

講義の内容と進行は概ね以下のような順序を考えているが、授業では基礎的な説明を加えた後、立法や判例など具体的事例に即して、質疑・討論も交えつつ、進めていくつもりである。

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 1 回 はじめに-授業の概要と予定</p> <p>第 2 回 表現・メディア規制の動向</p> <p>第 3 回 表現の自由 (1)</p> <p>第 4 回 表現の自由 (2)</p> <p>第 5 回 メディアの自由と責任</p> <p>第 6 回 名誉・プライバシーと表現・報道の自由
(1)</p> <p>第 7 回 名誉・プライバシーと表現・報道の自由
(2)</p> <p>第 8 回 名誉・プライバシーと表現・報道の自由
(3)</p> | <p>第 9 回 メディアへの市民のアクセス</p> <p>第 10 回 情報公開とメディア</p> <p>第 11 回 個人情報保護と表現・メディア</p> <p>第 12 回 性表現・青少年保護と表現の自由</p> <p>第 13 回 取材の自由と規制</p> <p>第 14 回 放送と法</p> <p>第 15 回 メディアと法の将来</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

教科書

テキストとして、田島泰彦ほか編・現代メディアと法・三省堂(1998年)を、判例集として、別冊ジュリスト・メディア判例百選・有斐閣(2005年)を使用したい。

参考書

他に参考文献として、田島泰彦・この国に言論の自由はあるのか・岩波書店(2004年)、田島泰彦ほか編・表現

の自由とプライバシー・日本評論社(2006年)、田島泰彦ほか編・誰のための人権か・日本評論社(2003年)、田島泰彦ほか編・解説&批判 個人情報保護法・明石書店(2003年)などを、また判例集として、別冊ジュリスト・憲法判例百選・有斐閣(2007年)さしあたり記しておくが、その他個別論点については適宜指示する。

成績評価

非公開

備考

<受講要件等>

憲法、民法などの基礎科目を履修しておくことが望ましく、他の情報法等関連科目の並行履修も勧めたい。

<受講者への要望>

新聞のメディア欄をはじめ、新聞、テレビ等を通してメディアと法をめぐる日々の動向をウオッチし、フォローしておいて欲しい。

2009年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

保険争訟論		古笛 恵子		登録番号 53698	
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

概要

2008年6月6日、新しい「保険法(平成20年法律第56号)」が公布されました。100余年ぶりの大改正です。自動車保険、火災保険、責任保険、生命保険など、保険が、現代社会において必要不可欠な存在であることは言うまでもありません。実務家として、保険に関わる民事事件を取り扱うことも決して少なくありません。

本講義においては、保険法の理論的基礎をふまえながら、各保険種目別に判例や実際の事案を題材として、要件事実、判例・学説上の争点を学習し、保険訴訟における基本的な実務行為(訴状、答弁書、準備書面、判決の起案等)の修得までを目標とし、実務ですぐに生かせる力をつけたいと考えています。

講義の内容と進行

講義の内容および進行の概要は、おおむね次のようなものとしますが、分野がやや特殊なものであるため、受講者の理解・消化の程度を見ながら場合によっては柔軟な変更の必要性も予定しています。

第1回 講義趣旨・方法の序論的説明	第9回 専門家賠償責任保険
第2回 自賠責保険・自動車保険	第10回 同上
第3回 同上	第11回 個人賠償責任保険
第4回 同上	第12回 同上
第5回 傷害保険金	第13回 生命保険
第6回 同上	第14回 同上
第7回 火災保険	第15回 同上
第8回 同上	

教科書

基本的な教材は、講義の際に提示する裁判記録、レジュメによる予定です。

参考書

「逐条解説 改正保険法」福田弥夫・古笛恵子(2008年9月 ぎょうせい)

「保険法」山下友信(2005年 有斐閣)

成績評価

非公開

備考

<受講要件等>

春学期の保険契約法と連携を図りながら行います。

< 受講者への要望 >

保険法の大要は事前に把握していることが望ましいのですが、全くの初学者でも十分理解できるようにしたいと思います。また、責任保険の関係では、損害賠償法(不法行為・債務不履行)を理解していることは前提となります。

2009年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

不動産法特殊講義		鎌野 邦樹		登録番号 53277	
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

概要

不動産に関する法律的な規律の中心をなしている私法系の法制（民法、借地借家法、建物の区分所有等に関する法律、不動産登記法など）および公法系の法制（国土利用計画法、都市計画法、建築基準法など）の概要を講述したうえで、不動産をめぐる紛争の解決に特有の諸問題を考究する。

講義の内容と進行

講義は、担当教員があらかじめ受講者に提示する授業進行予定に基づいて実施するものとし、各回の講義について、教師が事前に指定する文献の特定箇所を受講者が予習したうえで受講することを前提として実施される。なお、夏休みに本講義で扱う判例を「重要判例一覧」（ジュリスト別冊・重要判例解説または私法判例リマークス等）の形で掲げておくので、夏休みを利用してTKCで入手し、少なくとも「事案」と「判旨」の部分を読んでおくことが望ましい。各回の授業の標準像は、当日に予定される範囲について、教師が要約的・導入的な概説をしたうえで、受講者の理解を確認・推進する目的での発問をし、それについて討議を経たうえで、当日の範囲とされる事項を理解するうえでの留意点を教師が総括する、という進行になる。

授業の進行予定は、つぎのとおりである。なお、第1回については、後掲の日経文庫の14頁及び36頁の設問を考えて、また、53頁～56頁の「土地・建物売買契約書」を民法の諸規定との相違を意識しつつ読んで、授業に臨むこと。

- 第 1 回 不動産法の概要（不動産に関する権利、取引を概観する）
- 第 2 回 不動産登記制度(1)
- 第 3 回 借地借家の法制度(1) 「賃貸住宅標準契約書」及び関連判例
- 第 4 回 借地借家の法制度(2) 借地借家法
- 第 5 回 借地借家の法制度(3) 敷金をめぐる判例
- 第 6 回 借地借家の法制度(4) 対抗力・賃料改定をめぐる判例
- 第 7 回 借地借家の法制度(5) ザブリース・正当事由をめぐる判例
- 第 8 回 建物区分所有法制(1) 区分所有法の概要と共用部分をめぐる判例
- 第 9 回 建物区分所有法制(2) マンション管理・建替えをめぐる判例
- 第 10 回 不動産瑕疵の法制度 関連法制と判例
- 第 11 回 不動産登記制度(2) 関連判例
- 第 12 回 不動産の取引・利用をめぐる損害賠償 関連判例
- 第 13 回 建築と環境紛争（日照・景観・眺望等）関連判例
- 第 14 回 建築と相隣紛争（筆界・境界、通行権等）関連判例
- 第 15 回 学年末試験

教科書

鎌野邦樹『不動産の法律知識』日経文庫

参考書

この科目で取り上げる事項を学習するうえで一般的に参考となる主要な文献としては、坂和章平『実況中継／まちづくりの法と政策／都市再生とまちづくり』(PARTⅡおよび同Ⅲもある。日本評論社)、稲本洋之助＝澤野順彦(編著)『コンメンタール借地借家法』(日本評論社)、鎌野＝山野目(編著)『マンション法』(有斐閣)、稲本＝鎌野『コンメンタール マンション区分所有法』(日本評論社)などがある。

成績評価

非公開

備考

<受講要件等>

この科目で扱う内容は、民法Ⅰ・同Ⅱおよび民事法総合Ⅱ・Ⅲならびに行政過程論および行政法総合で学習する内容と関連する。

<受講者への要望>

不動産は、伝統的に民事の法律問題処理の中心を占めてきた主題の一つであり、また、現下にあっては、現代的な様々の問題への対処を求める素材でもある。民法をはじめとする基幹的な分野で学んだ事項の実践の場がこの領域であるから、そのような観点から意欲をもって取り組むことを求める。

2009 年度 早稲田大学法科大学院との相互履修科目

都市と法		日置 雅晴		登録番号 53320	
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

概要

都市の土地利用に関する法とそこにおける住民参加・法的争訟、民間再開発の現状と法的対応の可能性、建築審査会や開発審査会の制度の活用と問題点、地方自治体におけるまちづくり条例の試みとその限界、まちづくりにおける法制度と法律家の関わり、それに関連する NPO と法理家の関わり、さらには都市における住民自治とその方法など、都市をめぐる法について、設定テーマまたは具体的事例をとりあげ、そのテーマや事例の検討を通じながら、それらの法制度について学び、現在の法制度のもとで法律家として何ができ、何をすべきか、また、さらにどのような法制度設計をすることが望ましいか、現実の問題状況と運用実態を意識しながら、学習する。

受講者にテーマを割り当て、教員の指導を受けつつ、発表をしてもらい、それについて議論し、教員がコメントすることを基本とする。

講義の内容と進行

第1～3回 都市計画と法 景観保全（6回）

（学習課題）都市計画制度について考える、都市開発を巡る住民反対運動その背景と法的争訟の実際、都市計画・開発許可を巡る訴訟、土地利用について都市計画制度の活用可能性（高度地区や地区計画）・景観法、日本の各地での景観保全の取組みはどうか

（事例）担当教員がいままで取組んだ都市計画や開発許可を巡る事例、都市計画を巡る訴訟、開発許可と原告適格

第4～6回 建築と法 都市を巡る公法と私法

（学習課題）建築規制の概要と建築確認制度について考える、建築を巡る住民反対運動その背景と法的争訟の実際、建築確認や建築基準法上の許可を巡る訴訟、日照権・騒音・振動・悪臭などの都市公害訴訟の問題点、公法規制と民事上の権利の関係、

（事例）担当教員がいままで取組んだマンション建設反対の事例、国立市大学通りの建築紛争、

第7.8回 建築審査会・開発審査会・都市計画争訟制度

（学習課題）都市を巡る審査請求制度の活用、審査請求前置と行政訴訟、都市計画争訟制度

（事例）建築審査会・開発審査会における手続きと制度の問題点、都市計画争訟制度の改正の動向

第9回 公法上の道路と私道

（学習課題）建築基準法42条の道路と私道、道路法上の道路、路地の保全と法的手法、

（事例）建築基準法42条2項道路の存否をめぐる諸問題、路地の保全事例

第 10.11 条例とまちづくり

- 回 (学習課題) 条例による規制の可能性と条例の適法性 (条例と法律・条例の合理性)
(事例) 宝塚市のパチンコ条例と伊丹市のパチンコ条例、国分寺市などのまちづくり条例、真鶴町美の条例、各地の景観条例

第 12.13 まちづくりについて考える (2回)

- 回 (学習課題) 地上げの実際と民間再開発の手法、法に基づく都市再開発事業の実際と問題点、伝統的建造物群保存地区その他の文化財保護法制とまちづくり、まちづくりとNPOのかかわり、NPOと法律家の関わり
(事例) 市街地再開発事業の実際、新宿区神楽坂におけるまちづくりとNPO

第 14 回 自由課題

(学生の希望に基づき設定)

第 15 回 都市における住民自治

(学習課題) 住民自治の方法 (直接請求・住民監査請求・情報公開)、都市生活における財政負担

教科書

指定なし。

参考書

講義に先立ち、文献リストを配付する。講義の際に資料を配布する。

成績評価

非公開

備考

<受講要件等>

本講義の内容は、行政法・民法に関する一定の知識を有することを前提とする。

<受講者への要望>

今日ほど、都市のあり方が問われている時代はない。その時代において、都市のあり方をどのように考えるのか、そのために、どのような法的制度があるのか、実務法曹として何ができるのか、そうした点について、今日の問題点をもって受講されたい。